令和８年３月

定　例　会　会　議　録

亀　山　市　議　会

質　問　内　容　（通告要旨）

【３月４日】

代表質問

１　森　美和子（公明党）	３４～４４ページ

令和８年度施政及び予算編成方針について

１　「気概の年」に対する市長の決意について

２　新年度予算の特徴について

３　新年度に取り組む主な事業について

４　中期財政見通しについて

５　行政経営について

ひとりぼっちをつくらない重層的支援体制の進化について

１　出口支援の現状について

代表質問

２　鈴木達夫（結）	４４～５７ページ

令和８年度施政及び予算編成方針について

１　第３次総合計画前期基本計画のスタートの年としての令和８年度の立ち位置について

（１）「亀山の未来は明るい」について

（２）「気概の年」について

（３）「分度」の認識について

２　令和８年度予算について

（１）一般財源「１６０億の壁の突破」の要因について

（２）庁舎建設基金の積立について

（３）「第４次亀山市行財政改革大綱」と「財政構造改革骨太方針２０２４」の積極的な推進について

代表質問

３　櫻木善仁（新和会）	５８～７１ページ

令和８年度施政及び予算編成方針について

１　令和８年度「行政経営の重点方針」について

（１）市長が「気概の年」と位置付けた考え方について

（２）「亀山の未来は明るい」と言える未来への基盤強化の方向性について

２　まちの活力とにぎわいの向上について

（１）コンパクト・プラス・ネットワークの都市形成について

（２）都市計画と地域公共交通の一体化について

３　自然との共生と次世代への継承について

（１）生物多様性保全とネイチャーポジティブ経営の両立に向けた支援と具体的な施策・目標について

４　安全で快適な生活空間の創出について

（１）防災情報伝達システムの試行運用の検証と今後について

（２）空き家の活用と適切な管理を促進する組織体制について

令和８年度教育行政一般方針について

１　小学校プール民間施設活用事業について

（１）民間施設活用の目的と事業内容について

（２）事業費の検証について

（３）今後の展開と将来リスクへの対応について

代表質問

４　櫻井清蔵（勇政）	７１～８１ページ

令和８年度施政及び予算編成方針について

１　第３次総合計画前期基本計画期間における「中期財政見通し」について

（１）財政収支試算の考え方について

（２）投資的経費について

（３）財政調整基金と各種基金について

令和７年度で廃止する事業及び令和８年度から内容等が変更となる事業一覧について

１　事業の廃止・変更の考え方について

２　庁舎建設基金積立金について

３　田園環境保全事業について

４　施設管理費（図書館）について

事務事業点検について

１　令和６年度事務事業点検点検結果報告書について

（１）１７事業選定の経緯と基準について

（２）Ｃ評価事業の対応について

（３）観光施設費（施設管理費）

ア　足湯交流施設について

代表質問

５　福沢美由紀（日本共産党）	８１～９３ページ

令和８年度施政及び予算編成方針について及び令和８年度教育行政一般方針について

１　人口減少対策について

（１）市内で止まらない人口減少についてどのように受け止め、どのような対策を考えている

のか

２　地域公共交通の充実について

（１）交通拠点性を向上させるための対策について

３　多様な連携と交流によるまちの活性化について

（１）市民と議会と執行機関がそれぞれを尊重し協働でまちづくりに取り組む上で、市長の考えるまちづくり協議会の在り方について問う

４　子ども・子育て支援の充実について

（１）学校給食費の無償化について

（２）保育施設・学校施設の工事及び修繕について

（３）子どもの福祉医療費助成事業における１８歳までの医療費無料化及び窓口無料化について

質　疑　内　容　（通告要旨）

【3月5日】

1　櫻井清蔵（勇政）	９７～１０５ページ

議案第３４号　前期基本計画の策定について

１　安全で快適な生活空間の創出

（１）地域公共交通の充実について

ア　現状と課題について

イ　施策の方向について

2　服部孝規（日本共産党）	１０５～１１３ページ

議案第３３号　基本構想の策定について及び議案第３４号　前期基本計画の策定について

１　序論　４　社会経済情勢の変化　（７）高速交通網の進展と日本中央回廊の形成について

（１）リニア中央新幹線の全線開業と品川～名古屋間の開業はいつになるのかについて

（２）総合計画期間中にほとんど進展しないとされる事業をなぜ基本構想で位置付けるのかについて

（３）市民アンケートで重要度が最下位だったことはこの計画に反映されないのかについて

２　前期基本計画　１　まちの活力とにぎわいの向上　（１）都市空間の魅力化と交通拠点性の向上について

（１）リニア中央新幹線三重県駅の位置や開業時期が全く未定なのに、なぜ駅周辺のまちづくりに取り組むのかについて

（２）新庁舎建設予定の亀山駅周辺は、浸水想定地域で災害対策の費用や市有地が少なく用地購入の費用が嵩むため適地とは言えないが、なぜここにこだわるのかについて

3　森　美和子（公明党）	１１３～１２１ページ

議案第３３号　基本構想の策定について及び議案第３４号　前期基本計画の策定について

１　若者の声の反映について

２　まちづくりの基本方針について

３　新たに示された「協創」の位置付けについて

４　各重点プロジェクトの推進により目指す将来都市像について

（１）未来デザインプロジェクトについて

（２）緑の環プロジェクトについて

（３）健康・文化創造きらりプロジェクトについて

（４）「教育のまち亀山」ＤＮＡ継承プロジェクトについて

５　子どもの居場所に対する考え方について

4　森　英之（結）　１２１～１３０ページ

議案第３４号　前期基本計画の策定について

１　企業活動の促進と雇用の確保について

（１）新しい産業団地の確保における実現に向けたアプローチについて

２　子ども・子育て支援の充実について

（１）産後ケアの拡充の具体的な取組について

３　学校教育の推進と学習環境の充実について

（１）学校施設の長寿命化改修について

（２）特別教室や体育館への空調設備の計画的な整備や検討について

４　防災・減災対策の強化について

（１）安全・安心な避難環境の確保に向けたスフィア基準を準用した整備について

5　深水隆司（新和会）　１３０～１３７ページ

議案第３３号　基本構想の策定について及び議案第３４号　前期基本計画の策定について

１　第３次亀山市総合計画について

（１）計画策定の経緯について

ア　前計画からの反映について

イ　市民意見の反映について

２　基本構想について

（１）都市空間形成と土地利用の方針について

ア　拠点性の考え方について

イ　ゾーニングの考え方について

３　前期基本計画について

（１）重点プロジェクトの基本コンセプトについて

ア　地域力について

（２）庁内組織の連携体制について

6　福沢美由紀（日本共産党）　１３８～１４５ページ

議案第３４号　前期基本計画の策定について

１　前期基本計画　２　子どもたちの成長と学びを支える環境の充実　（２）学校教育の推進と学習環境の充実について

（１）持続可能な学校給食の提供と食育の推進について

ア　学校給食の充実に向けた環境整備について

イ　学校給食における食育の推進について

（２）地域全体で子どもを育む風土と家庭の学びの醸成について

ア　「かめやまお茶の間１０選（実践）」について

7　草川卓也（結）　１４５～１５５ページ

議案第３３号　基本構想の策定について及び議案第３４号　前期基本計画の策定について

1　本市を取り巻く環境の変化、今後のまちづくりの課題及び企業活動の促進と雇用の確保について

2　都市空間形成と土地利用の方針について

（1）都市空間形成の基本的な考え方について

（2）土地利用の基本的な考え方について

（3）都市空間形成及び土地利用方針図について

3　子ども・子育て支援の充実について

（1）子ども医療費助成制度の充実及び効率化等について

（2）妊婦の緊急時における搬送体制の確保について

4　地域公共交通の充実について

（1）地域公共交通ネットワークのリ・デザインについて

（2）生活交通の利便性向上について

8　櫻木善仁（新和会）　１５６～１６３ページ

議案第３３号　基本構想の策定について及び議案第３４号　前期基本計画の策定について

1　第３次亀山市総合計画基本構想について

（1）目指すまちのイメージについて

（2）都市空間形成と土地利用の方針について

2　第３次亀山市総合計画前期基本計画について

（1）重点プロジェクトについて

9　中島雅代（会派に属さない議員）　１６３～１７０ページ

議案第３３号　基本構想の策定について及び議案第３４号　前期基本計画の策定について

1　将来都市像について

2　まちづくりの基本方針について

3　目指すまちのイメージについて

（1）安全・快適で暮らしやすいまちについて

（2）子どもの笑顔が輝くまちについて

質　疑　内　容　（通告要旨）

【3月6日】

1　伊藤彦太郎（勇政）　１７３～１７９ページ

議案第４号　亀山市工場立地法市準則条例の制定について

1　制定の背景と趣旨について

2　緑地面積率と環境施設面積率について

議案第２４号　令和８年度亀山市一般会計予算について

1　第１０款　教育費、第５項　社会教育費、第５目　遺跡調査費、鈴鹿関跡学術調査事業について

（1）事業の概要について

議案第３０号　令和８年度亀山市病院事業会計予算について

1　令和８年度の事業経営の見込みについて

2　福沢美由紀（日本共産党）　１７９～１８５ページ

議案第３号　亀山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

1　こども誰でも通園制度について、令和７年１２月定例会で可決された「亀山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」と比較し、どのような内容が補完された条例なのか

2　広域利用も含め本制度を利用する具体的な需要が読めない中、需要の増大があった場合の市の対応について

議案第６号　亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

1　条例改正の背景と内容について

3　森　美和子（公明党）　１８５～１９４ページ

議案第３号　亀山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、及び議案第９号　亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部改正について

1　利用定員について

2　開所時間及び給食等の提供について

3　広域利用について

4　利用料の納付について

議案第１０号　亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

1　保険給付費の伸び率がマイナスになった要因について

２　収納率について

３　国民健康保険運営協議会の議論について

４　保健事業について

議案第１１号　亀山市まちをきれいにする条例の一部改正について

１　改正に至った経緯について

２　市の責務について

３　事業者の責務について

４　公表について

５　過料について

議案第１９号　令和７年度亀山市一般会計補正予算（第８号）について

１　第６款　農林水産業費、第１項　農林水産業費、第３目　農業振興費、サステナブル農業奨励事業の減額補正について

（１）補正の内容について

４　古田吉昭（結）　１９５～２００ページ

議案第１２号　亀山市産業振興条例の一部改正について

１　改正の内容について

２　改正後の影響について

議案第１１号　亀山市まちをきれいにする条例の一部改正について

１　改正内容について

２　改正後の影響について

議案第２４号　令和８年度亀山市一般会計予算について

１　第２款　総務費、第１項　総務管理費、第１３目　災害対策費、地震対策・木造住宅補強事業について

（１）事業の内容について

５　深水　隆司（新和会）　２００～２０９ページ

議案第１１号　亀山市まちをきれいにする条例の一部改正について

１　改正の背景と趣旨について

２　改定内容について

（１）目的及び定義について

（２）事業者の責務について

（３）市民の責務について

（４）啓発について

（５）罰則について

議案第７号　亀山市職員給与条例の一部改正について

１　改正内容について

（1）通勤手当について

（2）宿日直手当について

議案第１４号　亀山市市民農園条例の一部改正について

1　改正の背景と趣旨について

2　改正内容について

（1）施設について

（2）使用料について

議案第１９号　令和７年度亀山市一般会計補正予算（第８号）について

1　第２款　総務費、第１項　総務管理費、第１目　一般管理費、一般職員人件費の増額補正について

（1）退職手当の内訳について

質　疑　内　容　（通告要旨）

【3月９日】

１　櫻井清蔵（勇政）　２１３～２１９ページ

議案第２４号　令和８年度亀山市一般会計予算について

１　第１２款　諸支出金、第１項　基金費、第７目　庁舎建設基金費、庁舎建設基金積立金について

２　職員人件費について

（１）給与費明細書について

２　服部孝規（日本共産党）　２１９～２２７ページ

議案第４号　亀山市工場立地法市準則条例の制定について

１　なぜ工場立地法が制定されたのかについて

２　この法律は「工場の立地が周辺地域の生活環境との調和を図りながら適正に行われることを目的」と解するが、この条例制定に当たり周辺住民の意見は聞いたのかについて

３　パブリックコメントは実施したのかについて

議案第１０号　亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

１　子ども・子育て支援金制度とは何かについて

２　税率改正による被保険者の負担について

議案第１２号　亀山市産業振興条例の一部改正について

１　現条例の検証結果について

２　中小企業への適用について

３　森　英之（結）　２２８～２３５ページ

議案第６号　亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

１　改正の背景と目的について

２　会計年度任用職員の報酬等の具体的な改正内容について

３　他市町の状況について

議案第１５号　亀山市営住宅条例の一部改正について

１　住宅の概要と市の負担について

議案第１６号　亀山市火災予防条例の一部改正について

１　改正の背景と目的について

２　具体的な改正内容について

議案第２４号　令和８年度亀山市一般会計予算について

１　第１０款　教育費、第２項　小学校費、第１目　学校管理費、プール民間施設活用事業について

（１）事業内容について

４　櫻木善仁（新和会）　２３５～２４４ページ

議案第１９号　令和７年度亀山市一般会計補正予算（第８号）について

１　第６款　農林水産業費、第１項　農林水産業費、第３目　農業振興費、サステナブル農業奨励事業の減額補正について

（１）補正の内容について

２　第９款　消防費、第１項　消防費、第３目　消防施設費、消防防災設備整備事業の減額補正について

（１）補正の内容について

議案第４号　亀山市工場立地法市準則条例の制定について

１　制定内容と制定理由について

２　緑地面積率等の緩和による効果について

議案第１２号　亀山市産業振興条例の一部改正について

１　改正内容について

（１）奨励制度見直しの内容について

（２）「物流機能を有する保管施設事業」を削除する理由について

議案第１３号　亀山市石水渓キャンプ場施設条例の一部改正について

１　改正内容と改正理由について

２　施設による料金体系の違いについて

議案第８号　亀山市職員の旅費に関する条例の一部改正について

１　改正内容と改正理由について

２　この時期に改正することとなった理由について

５　草川卓也（結）　２４４～２５４ページ

議案第２４号　令和８年度亀山市一般会計予算について

１　歳出　第８款　土木費、第２項　道路橋梁費、第２目　道路維持修繕費、第４目　道路舗装費、及び第５目　交通安全施設費について

（１）予算額の妥当性について

２　歳出　第８款　土木費、第４項　都市計画費、第３目　公園管理費、公園施設長寿命化事業について

（１）亀山公園内の「ますみ児童園」及び「北公園」において行う遊具等の改修について

３　歳出　第７款　商工費、第２項　開発費、第２目　軌道交通近代化促進費、鉄道網整備促進費について

（１）ＪＲ下庄駅前広場の安全対策について

４　歳出　第４款　衛生費、第１項　保健衛生費、第２目　予防費、予防接種費用助成事業について

（１）おたふくかぜ予防接種委託料について

５　歳出　第３款　民生費、第２項　児童福祉費、第３目　保育所費、ＩＣＴ化推進事業について

（１）キャッシュレス化の検討について

６　歳出　第６款　農林水産業費、第１項　農林水産業費、第５目　農地費、防災重点農業用ため池整備事業について

（１）事業の概要について

６　鈴木達夫（結）　２５４～２５９ページ

議案第４号　亀山市工場立地法市準則条例の制定について

１　制定の背景と趣旨について

２　対象区域の考え方について

３　制定による影響について

４　都市マスタープランとの関係について

議案第１４号　亀山市市民農園条例の一部改正について

１　改正の背景と趣旨について

２　市民農園の運営経費について

３　利用者の意見について

４　受益者負担に対する考え方について

５　農業政策としての位置付けについて

議案第２４号　令和８年度亀山市一般会計予算について

１　第８款　土木費、第４項　都市計画費、第１目　都市計画総務費、一般事業について

（１）「かわまちづくり」に係る予算について

２　第４款　衛生費、第２項　清掃費、第１目　清掃総務費、一般事業について

（１）亀山市循環型社会形成推進地域計画の改訂に係る予算について

７　中島雅代（会派に属さない議員）　２５９～２６４ページ

議案第１９号　令和７年度亀山市一般会計補正予算（第８号）について

１　歳入　第１１款　地方交付税、第１項　地方交付税の増額補正について

（１）増額理由について

２　歳入　第１９款　繰入金、第１項　基金繰入金、第１目　財政調整基金繰入金の減額補正について

（１）減額理由について

質　問　内　容　（通告要旨）

【3月１０日】

１　今岡翔平（勇政）　２７０～２８１ページ

まちづくり協議会と市民について

１　まちづくり協議会の定義について

２　まちづくり協議会を「抜ける」「やめる」のは可能なのか

３　まちづくり協議会における課題について

国勢調査について

１　本市における調査員の選定について

観光プロモーションについて

１　ネットドラマ「イクサガミ」で関宿が登場したことについて

２　タイアップについて

２　服部孝規（日本共産党）　２８１～２９２ページ

シャープ亀山第２工場の８月の生産停止と１，１７０人の希望退職募集に対する市の取組について

１　２月１０日のシャープ亀山第２工場の８月の生産停止の発表以降、現在までの状況について

２　市は誘致した企業の従業員の雇用を守る責任があると考えるが市の見解について

３　市の「働く人の相談窓口」を活用した従業員への相談体制について

次期都市マスタープランの策定について

１　現在の都市マスタープランの総括について

（１）定量的目標値の達成状況について

（２）目標に対する評価と課題について

２　次期都市マスタープランの主要課題と検討の方向性について

３　草川卓也（結）　２９２～３０５ページ

未来を見据えた都市基盤の再構築と新たな協働体制の確立について

１　新たに沿道拠点に指定された菅内地区と地域拠点をつなぐ深谷新道の必要性について

２　鈴鹿川の河川空間を活用した「かわまちづくり」に必要なＪＲ亀山駅南口整備と若者の居場所創出について

３　市道川合９号線の進捗とその先の市道川合２８号線等の整備の必要性について

４　鈴鹿亀山道路ＩＣ設置予定地周辺の開発行為について

５　地域と行政が協働で事業を動かすプラットフォーム構築の必要性について

徹底した利用者目線に立つＤＸの推進について

１　Ｋカードや市民活動応援券、健康マイレージなど既存ポイント事業の統合による「デジタル地域通貨」の必要性について

２　子育て関係の行政手続き等のデジタル化について

３　公共施設の「予約オンライン化」推進について

４　深水隆司（新和会）　３０５～３１８ページ

地域公共交通の充実について

１　現状について

（１）次期計画策定に向けた取組について

（２）南部ルートについて

（３）現状を踏まえた計画策定についてどのように考えているのか

２　地域住民の要望を踏まえた計画策定について

地域まちづくり活動の推進について

１　まちづくり協議会への支援について

（１）地域予算制度について

（２）地域担当職員制度について

（３）事務負担の軽減について

（４）支援の在り方について

地域福祉に関わる多様な主体の連携強化について

１　民生委員・児童委員について

（１）役割について

（２）現状認識と充足率について

（３）現場の負担増と精神的重圧に対する支援について

（４）周知の強化について

５　伊藤彦太郎（勇政）　３１８～３２７ページ

東海道について

１　東海道５３次を５７次とする考えについて、市の見解を問う

文化財について

１　市内の歴史的な資産の活用について

かめやま文化年事業について

１　「文化」とは何か、市の見解を問う

２　過去の文化年事業の検証について

３　「かめやま文化年２０２７」の現時点での考え方や取組について

質　問　内　容　（通告要旨）

【3月１１日】

１　古田吉昭（結）　３３０～３４０ページ

共同住宅の水道料金について

１　現在の状況について

２　今後の対策について

企業誘致について

１　企業誘致の現況について

２　新たな産業団地の確保について

３　今後の対策について

道路管理について

１　現在の状況について

（１）舗装について

（２）排水路について

（３）交差点付近の草刈り等について

２　今後の対策について

次期ごみ処理施設について

１　亀山市次期ごみ処理施設整備基本構想の策定見込みについて

２　処理方式及び能力について

３　今後の対策について

２　森　英之（結）　３４１～３５１ページ

学校施設等長寿命化計画について

１　学校施設等長寿命化の考え方について

２　小・中学校の建替えに対する考え方について

３　小中一貫型小・中学校の設置に対する考え方について

上水道事業及び下水道事業について

１　上水道事業の経営状況と水道使用料金について

２　下水道事業の経営状況（ストックマネジメント）について

３　ウォーターＰＰＰの導入に向けた取組について

公共施設等の指定避難所や駅へのトイレの設置について

１　自然エネルギーによる循環型トイレの設置について

２　避難所等へ設置が考えられる移動式トイレの確保について

３　豊田恵理（会派に属さない議員）　３５１～３６０ページ

外部人材の活用について

１　現状と課題について

２　今後の取組について

地域公共交通の充実について

１　第２次総合計画後期基本計画実施計画の検証について

２　第３次総合計画前期基本計画実施計画における取組の方向性について

４　中島雅代（会派に属さない議員）　３６０～３６９ページ

中期財政見通しから見る今後の予算編成について

１　長期財政見通しと中期財政見通しについて

２　財政構造改革骨太方針２０２４の目標を達成するためのプロセスについて

３　今後の予算編成について

５　髙島　真（会派に属さない議員）　３６９～３７６ページ

観光施策について

１　令和７年度までの取組について

（１）これまでの観光協会運営支援事業の実績と成果について

（２）補助金の交付基準と実績について

２　令和８年度以降の取組について

（１）具体的に検討している取組について

（２）「かめぐりにぎわいづくり推進事業」の概要と、これまでの取組との違いについて

（３）予算と組織体制について

（４）事業を進める上での展望について

通学路について

１　これまでの対応と今後の対応について

道路行政について

１　国・県が管理する道路と市の関わり方について

令和８年２月２０日

亀山市議会定例会会議録（第１号）

●議事日程（第１号）

令和８年２月２０日（金）午前１０時　開会及び開議

第　　１　会議録署名議員の指名

第　　２　会期の決定

第　　３　諸報告

第　　４　令和８年度施政及び予算編成方針の説明

第　　５　令和８年度教育行政一般方針の説明

第　　６　議案第　３号　亀山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

第　　７　議案第　４号　亀山市工場立地法市準則条例の制定について

第　　８　議案第　５号　亀山市行政手続条例の一部改正について

第　　９　議案第　６号　亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

第　１０　議案第　７号　亀山市職員給与条例の一部改正について

第　１１　議案第　８号　亀山市職員の旅費に関する条例の一部改正について

第　１２　議案第　９号　亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部改正について

第　１３　議案第１０号　亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

第　１４　議案第１１号　亀山市まちをきれいにする条例の一部改正について

第　１５　議案第１２号　亀山市産業振興条例の一部改正について

第　１６　議案第１３号　亀山市石水渓キャンプ場施設条例の一部改正について

第　１７　議案第１４号　亀山市市民農園条例の一部改正について

第　１８　議案第１５号　亀山市営住宅条例の一部改正について

第　１９　議案第１６号　亀山市火災予防条例の一部改正について

第　２０　議案第１７号　亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

第　２１　議案第１８号　亀山市心身障害児童福祉手当支給条例及び亀山市重度心身障害者介助者手当支給条例の廃止について

第　２２　議案第１９号　令和７年度亀山市一般会計補正予算（第８号）について

第　２３　議案第２０号　令和７年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について

第　２４　議案第２１号　令和７年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について

第　２５　議案第２２号　令和７年度亀山市下水道事業会計補正予算（第２号）について

第　２６　議案第２３号　令和７年度亀山市病院事業会計補正予算（第２号）について

第　２７　議案第２４号　令和８年度亀山市一般会計予算について

第　２８　議案第２５号　令和８年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について

第　２９　議案第２６号　令和８年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について

第　３０　議案第２７号　令和８年度亀山市水道事業会計予算について

第　３１　議案第２８号　令和８年度亀山市工業用水道事業会計予算について
第　３２　議案第２９号　令和８年度亀山市下水道事業会計予算について
第　３３　議案第３０号　令和８年度亀山市病院事業会計予算について
第　３４　議案第３１号　財産の処分について
第　３５　議案第３２号　市道路線の認定及び廃止について
第　３６　議案第３３号　基本構想の策定について
第　３７　議案第３４号　前期基本計画の策定について
第　３８　報告第　１号　専決処分の報告について
第　３９　報告第　２号　専決処分の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（１７名）

１番	古田吉昭君	２番	櫻木善仁君
３番	深水隆司君	４番	草川卓也君
５番	中島雅代君	６番	森　英之君
７番	今岡翔平君	８番	髙島　真君
９番	新　秀隆君	１０番	豊田恵理君
１１番	福沢美由紀君	１２番	森　美和子君
１３番	鈴木達夫君	１４番	岡本公秀君
１５番	伊藤彦太郎君	１６番	服部孝規君
１８番	櫻井清蔵君		

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀渕輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	総務財政部参事	佐藤康二君
市民文化部長	小林恵太君	市民文化部次長兼関支所長	北川明美君
市民文化部参事	関戸繁人君	健康福祉部長	林　秀臣君
子ども未来部長	高宮綾子君	産業環境部長	富田真左哉君
産業環境部参事	村田　博君	建設部長	高桐美智代君
上下水道部長	松永政司君	危機管理監	木田博人君
会計管理者	原　正一君	消防長	豊田達也君

消防部長	豊田賢治君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	谷川健次君	地域医療部長	小森達也君
教育長	中原博君	教育部長	大平守君
代表監査委員	上田寿男君	監査委員事務局長	高嶋美季君
選挙管理委員会事務局長	落合巧君		

●事務局職員

議会事務局長	大泉明彦	書記	木戸将文
書記	山北康仁		

●会議の次第

（午前１０時００分　開会）

○議長（岡本公秀君）

おはようございます。

ただいまから令和８年３月亀山市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第１号により取り進めます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第８４条の規定により、議長におきまして、

２番　櫻木善仁　議員

１１番　福沢美由紀　議員

のご両名を指名いたします。

次に、日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から３月２６日までの３５日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

異議なしと認めます。

会期は、本日から３月２６日までの３５日間と決定いたしました。

次に、日程第３、諸報告をします。

今期定例会の議事説明のため、地方自治法第１２１条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、会議システムに保存してあります出席報告書のとおり、それぞれ出席を得ておりますので、ご了承を願います。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書２件が提出され、会議システムに保存してありますのでご覧おきください。

次に、亀山市土地開発公社、社会福祉法人亀山市社会福祉協議会、公益財団法人亀山市地域社会振興会から令和８年度事業計画書及び収支予算書が提出され、それぞれ会議システムに保存してありますのでご覧おきください。

次に、日程第４、令和８年度施政及び予算編成方針の説明を行います。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

令和８年亀山市議会３月定例会の開会に当たり、市政運営に対する所信の一端を申し述べさせていただきます。

さて、国におきましては、国政動向が目まぐるしく変化する中、ガソリン税暫定税率の廃止や年収の壁１７８万円の引上げなど、ダイナミックな動きが相次いでおります。加えて、さきの衆議院解散総選挙の結果も踏まえますと、今後高市内閣の大胆な政策転換の加速化も見込まれますので、責任ある積極財政や消費税減税等の行方を注視するとともに、国と地方の関係性における税財源配分など、さらなる変革へとつながっていくことを期待するところであります。

また、政府は、「強い経済」を実現する総合経済対策の積極的な展開を掲げ、令和７年度の大型補正予算に続き、過去最大規模となる令和８年度予算政府案を取りまとめており、こうした国等の動向は、市民生活や市の行財政運営に影響がございますので、引き続き的確な情報把握等に努めてまいります。

こうした中、本市におきましては、国の総合経済対策に呼応し、足元の物価高対策を優先的に実施するため、先月国の重点支援地方創生臨時交付金を活用した総額５億９，２００万円の市民の暮らし応援パッケージ、２０２６物価高騰対策ｖｅｒ．１を取りまとめましたので、市民１人当たり７，０００円の物価高騰対応生活支援給付金の給付など各種支援策を速やかに市民の皆様にお届けし、この対策の効果が早期に発揮されるよう、鋭意進捗を図ってまいります。

一方、このほど次期総合計画の策定作業を終え、第３次亀山市総合計画として取りまとめましたので、本議会に当該計画の策定について提案いたしております。令和８年度からの８年間を計画期間とする新たな総合計画は、第２次総合計画の将来都市像の理念を継承させつつ、その将来都市像を「人とまちの輝きが未来を創る緑の健都かめやま」とし、その実現に向け、まちの活力と魅力を高め、地域幸福度、ウエルビーイングの向上につなげていくことを目指すものでございます。

また、その前期４年間の基本計画におきましては、市政の各分野にわたり、３２の基本施策と３１８の施策を位置づけた中で、本市のまちの強みを生かして、「亀山をもっと輝かせる」を基本コンセプトに、４つの重点プロジェクトで構成する「K^2プロジェクト」を掲げ、重点的かつ分野横断的な取組を展開していくことといたしております。あわせて、前期基本計画に掲げた施策を計画的に推進していくため、先般、前期４年間において事業展開を図る主要事業を取りまとめた実施計画を策定し、計画当初の段階で８５の主要事業を位置づけたところでございます。

このように、新年度は、新たな総合計画がスタートする節目となりますので、令和８年度行政経営の重点方針に掲げた気概の年として、しっかりと新たな歩みを進めてまいります。

一方、先般、第３次総合計画前期基本計画期間における亀山市中期財政見通しを策定いたしました。その中では、歳入において、国の中長期的な経済見通し等を参考に、市税の緩やかな増収を見込む一方、歳出では、人件費や扶助費等の継続的な増加をはじめ、前期基本計画実施計画に位置づ

けた事務事業等を見込んだ試算といたしております。これら行政調達コストの増加に対しましては、新年度からスタートする第４次亀山市行財政改革大綱並びに財政構造改革骨太方針２０２４の積極的な推進による持続可能で安定的な財政基盤の確立を目指した財政運営により対応していくこととといたしております。また、中期見通しを踏まえますと、令和１１年度末における財政調整基金残高は、骨太方針の目標として掲げた２５億円以上を達成する見込みとなっております。

これらを踏まえ、第３次総合計画前期基本計画の初年度となる令和８年度当初予算は、財政構造改革骨太方針２０２４の集中改革期間の最終年度として、歳入の範囲内で歳出の限度を定めて行政経営を行う分度の認識を全庁で共有しつつ、将来都市像の実現に向けた各種政策の推進と財政構造改革の両立を目指すものとして予算編成を行ってまいりました。

中でも、一般会計の歳出では、社会資本整備総合交付金を活用した市道和賀白川線、市道川合９号線の整備や公園施設の長寿命化に加え、中学校全員喫食制給食の実施やＧＩＧＡスクール構想推進事業等に係る事業費を計上いたしました。一方、歳入では、市税が個人所得や法人収益の伸びによる市民税の増収を見込むほか、地方交付税の減額や補助事業費の減による国庫支出金の減額、市債の減額等により、財源調整のための財政調整基金繰入額は、前年度より５，９００万円減少いたしております。

これらを踏まえ、財政調整基金残高は、令和７年度末で１７億７，０００万円程度となる見込みであり、令和８年度末の財政調整基金残高は、それを上回る水準まで回復できるものと考えております。

なお、各会計別の予算額は、一般会計予算が前年度比７億４，３００万円、３．１％減の２２８億７，７００万円で、一般財源ベースでは前年度比４，３５０万円、０．３％減の１５９億５，６０８万９，０００円となり、令和８年度行政経営の重点方針に掲げました１６０億の壁の突破を踏まえたものとしております。

このほか、国民健康保険事業特別会計は４３億９，９４０万円、後期高齢者医療事業特別会計は１４億２，３４０万円、水道事業会計は１７億３，４６０万円、工業用水道事業会計は７，６９０万円、下水道事業会計は３４億６，０４０万円、病院事業会計は２３億７，０２０万円で、一般会計、特別会計、企業会計を合わせまして、前年度比１．３％減の３６３億４，１９０万円の当初予算額といたしております。

それでは、市政の各部門にわたり本議会に提案いたしております第３次亀山市総合計画の政策の大綱並びに前期基本計画の基本施策の体系に沿ってご説明申し上げます。

まず、「まちの活力とにぎわいの向上」についてでございますが、都市空間の魅力化と交通拠点性の向上につきましては、次期亀山市都市マスタープランの策定及び亀山市立地適正化計画の改定を通じて、都市機能及び居住の誘導と公共交通ネットワークの連携など、コンパクト・プラス・ネットワークの都市形成を目指してまいります。

また、市の中心拠点において、ＪＲ亀山駅から徒歩圏内に広がる鈴鹿川の河川空間を活用したウオーカブルな都市空間の形成と、水辺の利活用を通じた地域交流の場の創出を目指し、かわ、まち、ひとが融合したにぎわいのあるまちづくりを進めます。

一方、本市の交通拠点性の向上を図るため、一般国道３０６号鈴鹿亀山道路の早期完成をはじめ、国道１号関バイパス及び一般国道３０６号川崎庄内バイパス等の整備促進を図るとともに、新たな

国土の大動脈を担うリニア中央新幹線の誘致につきましては、先行区間である品川－名古屋間や概略駅位置選定等の検討が進められております名古屋－大阪間における整備動向等を見据えつつ、三重県等関係団体との連携を強め、早期全線開業とリニア三重県駅誘致に向けた機運醸成を図ってまいります。

このほか、人口集中地区、ＤＩＤにおいて、計画的な地籍調査に取り組むほか、亀山公園内のますみ児童園及び北公園の遊具等の改修を進め、安心して快適に利用できる都市公園の機能の充実につなげます。

次に、企業活動の促進と雇用の確保につきましては、本市に進出決定いただいた企業の早期操業開始に向け、産業振興奨励金の交付等を通じて継続した支援を行うとともに、新たな産業団地の確保に向け本年度実施いたしました事前調査を基に、民間ノウハウを活用した事業手法等の検討を進め、多様な産業の集積につなげてまいります。

また、さらなる産業立地や就労の場の確保を図るため、本年度末に終期を迎える産業振興奨励制度を一部見直し、継続させるほか、工場敷地の緑地面積率等を緩和することにより、市内企業の既存敷地内での投資促進及び市外流出防止を図ります。そのため、今議会に関係条例の制定及び改正を提案いたしております。

一方、亀山市雇用対策協議会等の関係機関や亀山高等学校と連携した取組により、市内企業の魅力発信に努めつつ、雇用の確保につなげてまいります。

ところで、先日、シャープ株式会社から、亀山第２工場の液晶パネルの生産を本年８月をめどに停止し、その後売却を進める旨の発表がなされました。市といたしましては、このたびの当社の経営方針の決定を経営改善の途上にあるシャープ亀山工場の構造改革の一環と受け止め、今後新たな成長分野の事業展開による躍動を期待するとともに、これからの状況を注視の上、三重県をはじめ関係機関と連携し、可能な限り支援を行ってまいります。

次いで、商工業・観光の活性化につきましては、亀山商工会議所や市内商業団体と連携を図り、市内での創業や事業者の経営力強化、円滑な事業承継等の取組を支援することにより、にぎわいのある商業地域の形成を図ります。また、２１事業者、４１品目の亀山ブランド認定品を中心に、各種イベント等でのＰＲやＳＮＳによる戦略的な情報発信を展開するとともに、事業者の生産、販売意欲の向上による地域の活性化につなげます。

一方、かめぐりにぎわいづくり推進事業として本年度実施いたしましたモニターツアーの検証等を通じて、亀山版グリーンツーリズムの商品化を進め、体験型・滞在型観光を推進するとともに、亀山市観光協会との連携の下、関宿におけるまちづくり観光を展開してまいります。

次に、農業の活性化につきましては、農業に関心のある若者等が農業に取り組めるよう、鈴鹿農業協同組合等関係機関と連携し、人材の確保や持続可能な農業経営の促進に努めます。また、農地等の保全活動や耕作放棄地の発生防止等に取り組む活動団体を支援することにより、農地、農村が持つ多面的機能の発揮につなげます。

なお、開園後２０年以上が経過し、施設が老朽化している亀山市市民農園につきましては、今後の適正な維持管理費等を確保するための使用料に見直しを行うため、本議会に関係条例の改正を提案いたしております。

次いで、歴史文化を生かしたまちづくりの推進につきましては、関宿にぎわいづくり基金を活用

し、関宿重要伝統的建造物群の修理修景事業を着実に推進し、本市の歴史的風致の維持向上を図ります。また、学術調査専門委員会の助言、指導の下、引き続き国史跡鈴鹿関跡の地形測量調査等を実施し、調査研究成果を積み重ね、それらを広く情報発信してまいります。

一方、昨年９月に休館いたしました歴史博物館につきましては、来年４月の開館に向け、博物館法の改正による博物館資料のデジタル・アーカイブ化を進めてまいります。

続きまして、「子どもたちの成長と学びを支える環境の充実」についてご説明申し上げます。

まず、子ども・子育て支援の充実につきましては、本年度策定を予定しております亀山市こども計画に基づき、子ども・子育てに関する施策を総合的かつ計画的に推進いたします。中でも、本年４月１日から、第一愛護園において乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度を本格実施し、子育て家庭に対する支援を強化してまいります。そのため、事業の実施に伴う給付を受けるための基準や事業を利用する場合の利用料につきまして、本議会に関係条例の制定及び改正を提案いたしております。

また、本年４月から産後ケア事業の充実を図り、これまで実施してまいりました訪問型に加え、宿泊型、通所型の事業にも取り組み、母体のケアや育児の負担軽減など、産後も安心して子育てができる支援体制の構築を目指してまいります。加えて、現在市内に分娩可能な産科医療機関がない状況を踏まえ、急な破水や陣痛など緊急時における家族等の協力が得られない場合において、事前登録により妊婦を救急車で医療機関へ搬送する緊急搬送支援制度かめやまマタニティ・サポート１９を本年４月から運用開始し、安心して妊娠、出産、子育てができる環境の充実を図ります。

一方、家事や子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等を訪問し、家事等の支援を行うことで養育環境の確保や虐待リスク等の高まりを未然に防止し、児童の健全な育成につなげてまいります。

さらに、国が実施を推奨する５歳児健康診査につきましては、その対象を公立幼稚園、保育所全園に拡大した取組として、一人一人の特性に合わせたきめ細かな発達支援につなげてまいります。

また、放課後児童クラブ事業において、常勤の放課後児童支援員を２名以上配置した場合の基準額を新たに設けることにより、放課後児童クラブの安定的な運営に向けた財政支援の充実を図るとともに、長期休暇子どもの居場所事業において、夏季休業期間における定員を増員して実施することで、今後も子どもの安全な居場所を確保し、保護者が安心して就労できる環境づくりに努めてまいります。

さらに、亀山児童センターにつきましては、国のこどもの居場所づくりに関する指針に基づき、子どもの居場所としての多様なニーズに対応するため、移転先となる旧図書館における令和９年度での施設整備に向け、機能強化のための検討を進めてまいります。

続きまして、「自然との共生と次世代への継承」についてご説明申し上げます。

まず、脱炭素化の促進と循環型社会の形成につきましては、全国で野立て太陽光発電施設が増加し、事業者と自治体、地域住民とのコミュニケーション不足や防災面、環境保全面等での課題が顕在化する中、太陽光発電施設の適正導入と生活環境との調和を図り、本市の豊かな自然環境や優れた景観を次世代へ継承していくため、早期に本市独自の条例が制定できるよう、国・県の動向等も注視しつつ取り組んでまいります。

また、生活環境の保全に向け、亀山市まちをきれいにする条例の施行から２０年が経過する中、

道路沿い等には依然としてごみが投棄され、まちの景観を損ねておりますことから、ごみの投棄に対する抑止力を抜本的に強化するため、本議会に関係条例の改正を提案いたしております。

一方、ごみの適正処理と減量、資源化の推進につきましては、引き続き食品ロス削減など４Ｒの周知、啓発に努めるとともに、ごみ溶融処理施設から日々発生する溶融飛灰を全量再資源化し、最終処分量ゼロを維持いたします。

また、現有処理施設の適正管理につきましては、引き続き設備、機器の老朽化が進むごみ溶融処理施設及びし尿処理施設の大規模整備により、施設の延命化を図ってまいります。さらに、次期ごみ処理施設の整備に向け、亀山市次期ごみ処理施設整備在り方検討委員会の意見や国の動向を踏まえ、早期に亀山市次期ごみ処理施設整備基本構想を策定いたしてまいります。

次に、森林づくりの推進と源流域の保全につきましては、水源涵養、土砂流出防止、地球温暖化防止など、森林の持つ公益的機能の維持、発揮を図るため、次世代の森林づくりに向けた森林整備を着実に進めます。また、産学民官で組織する鈴鹿川等源流の森林づくり協議会の森林保全活動への支援を通じて、鈴鹿川等源流域への愛着と誇りの醸成、森を育む人づくりに引き続き取り組んでまいります。

さらに、今月３日には、国が推進する建築物の木造化や木材利用の効果の見える化を通じて、森林資源の循環利用の促進等を目指す「森の国・木の街」づくり宣言に本市も参画いたしましたので、建築物等へのさらなる木材利用の推進等を図ってまいりますほか、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用し、市内全小学校において、環境と森林との関係についての理解と関心を深めるための取組を進めることで、将来世代の森林保全に対する意識醸成を図ってまいります。

次いで、生物多様性の保全と野生鳥獣との共生につきましては、自然観察や自然保護等の体験機会の提供など、豊かな自然を次世代へ継承する取組を進めるとともに、企業に対し、生物多様性保全とネイチャーポジティブ経営の両立に向けた支援に取り組みます。また、市民団体や鈴鹿川等源流の森林づくり協議会等との連携による絶滅危惧種を中心とした地域の貴重な動植物の保護やかめやま生物多様性共生区域認定制度の推進等により、多様な主体が身近な自然環境を保全する仕組みづくりを推進いたします。

一方、亀山市鳥獣被害防止対策推進協議会との連携やモンキーレンジャーズの活動により、猿の群れの特性に応じた個体数調整など被害対策に取り組むとともに、昼生地区において、ＩＣＴを活用して農地周辺の加害個体を重点的に捕獲するモデル事業を実施するなどスマート獣害対策に取り組み、野生鳥獣の適正管理を促進してまいります。

続きまして、「健やかで生き生きと活躍できる社会の形成」についてご説明申し上げます。

まず、健康づくりの推進と地域医療の充実につきましては、かめやまるごと健康プロジェクト推進事業として、新けんこうマイレージアプリを活用した市民の適度な運動習慣の定着を図るとともに、ラジオ体操やウオーキング等をきっかけとした地域全体での健康活動を促進いたします。

また、開校後３期目を迎えるかめやま健康都市大学を新年度から発展期へと移行させた中で、環境や文化など健康都市を目指した、幅広い分野を網羅する講座を実施することで、市民のヘルスリテラシーの向上に努めてまいります。あわせて、健都サポーターの育成に努め、地域での実践的な健康づくり活動の拡大にもつなげてまいります。

一方、各種がん検診につきましては、あいあい等での集団検診と市内医療機関での個別検診の２

つの方式により実施するとともに、新年度から個別検診における子宮がん検診において、二十歳から３９歳の女性を対象としたＨＰＶ検査を導入することで、さらなるがんの早期発見、早期治療に努めます。

なお、新年度において、検診に係る自己負担金の見直しを行うことで、受益者負担の適正化を図ってまいります。

また、定期予防接種につきましては、本年４月から高齢者の肺炎球菌ワクチンをより効果の高いワクチンへ変更するとともに、妊婦に対するＲＳウイルスワクチンの実施にも対応しつつ、亀山医師会と連携した適切な接種に努めてまいります。

さらに、予防接種費用助成事業につきましては、帯状疱疹ワクチンの定期接種化に伴い、新年度から対象者の見直しを行うとともに、新たに１歳から就学前児童を対象としたおたふく風邪ワクチンの２回目接種を助成対象に加えることで、地域内流行の抑制と重症化予防につなげます。

一方、地域医療の充実と医療体制の強化につきましては、新年度から麻酔科講座を増設いたします滋賀医科大学スポーツ・運動器疼痛学共同研究講座支援事業の実施により、市立医療センターへ新たに麻酔科医が派遣されますことから、同センターにおける入院及び外来の診療体制の拡充を図りながら、地域に必要な医療を継続的に提供し、収益確保に努めてまいります。

なお、亀山市健康まちづくり計画が令和８年度末に計画期間の終期を迎えますことから、次期計画の策定に向けた取組を進めてまいります。

また、国民健康保険事業につきましては、今般、県から新年度に本市が負担をする国民健康保険事業費納付金及び標準保険税率が示されたことから、亀山市国民健康保険運営協議会からの答申等を踏まえ、被保険者の負担や今後の国民健康保険事業の運営等の観点から、国民健康保険税率の改正を行い、事業運営の健全化を図ってまいります。このため、新年度から始まる子ども・子育て支援金制度への対応を含め、本議会に関係条例の改正を提案いたしております。

次に、地域福祉・生活支援の充実につきましては、亀山市社会福祉協議会や関係機関等との連携の下、引き続き、世代や属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりの支援を一体的に行う重層的支援体制の充実を図るとともに、顕在化しているひきこもりの支援に向け、義務教育終了後の支援体制の充実を図ってまいります。

また、誰ひとり取り残さない亀山を目指し、福祉分野の施策を横断的かつ一体的に推進するため、令和８年度末に計画期間の終期を迎える亀山市地域福祉計画、亀山市高齢者福祉計画及び亀山市障がい者計画の３つの分野別計画を一体化する亀山市総合福祉計画（仮称）の策定に向け、取組を進めてまいります。

次いで、高齢者福祉の充実につきましては、高齢者が生きがいを持って住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるよう、医療、介護、健診等のデータを活用し、個別支援や通いの場等での健康に関する働きかけにより、高齢者のフレイル予防につなげてまいります。

また、多様な主体と連携し、これまで構築してまいりました地域包括ケアシステムのさらなる深化を図るとともに、高齢者の生きがいの創出や高齢者自身も地域の支え合い活動の担い手として活躍できる環境づくりを進めてまいります。

次に、障がい者福祉の充実につきましては、障害者総合相談支援センター事業において、身体、知的、精神の３障がいの一元的な支援を進めるとともに、地域福祉力向上重層的支援体制整備事業

とのさらなる連携を図ります。

なお、障害基礎年金、特別障害者手当等の給付のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の制定により、各種障がい福祉サービス等が充実してきたことから、心身障害児童福祉手当及び重度心身障害者介助者手当を廃止することとし、本議会に関係条例の廃止を提案いたしております。

次いで、文化芸術の推進につきましては、本市を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、亀山市文化芸術推進基本計画の改定に向けた取組を進めるとともに、まちのにぎわいや魅力の創出につなげるためのかめやま文化年２０２７の開催に向けた準備を進めてまいります。また、市民や団体の自主的な文化芸術活動の支援に加え、休日における中学校の部活動の地域展開への対応など、市民の文化芸術体験の機会の確保等に取り組みます。

続きまして、「安全で快適な生活空間の創出」についてご説明申し上げます。

まず、防災・減災対策の強化につきましては、多様な災害ニーズに即応できるよう、国・県、自衛隊等の関係機関との広域的な連携により受援体制の強化を目指すとともに、民間事業者等との災害時応援協定についてさらなる拡充と実効性の向上を図ってまいります。

また、新年度から本格運用いたします防災情報伝達システムにおいて、防災アプリのさらなる普及促進を図るとともに、発令判断システムを活用し、客観的なデータに基づいた避難指示等の早期かつ的確な判断につなげてまいります。さらに、避難生活の長期化を見据え、スフィア基準を準用した避難所の環境整備を推進し、誰もが安心して避難生活を送れる体制づくりに努めます。

また、共助の力を高めるため、地区防災計画の作成に向けた地域まちづくり協議会への積極的な支援を行うとともに、避難行動要支援者の個別避難計画の作成を加速させ、地域全体での避難支援体制の構築を図るほか、総合防災訓練の開催や防災リーダーの育成を通じ、市民一人一人の防災意識のさらなる向上を図ってまいります。

一方、防災重点農業用ため池の決壊による水害から市民の生命及び財産を保護するため、辺法寺町や和田町、太岡寺町地内において、ため池の防災・減災対策を進めます。

次に、住環境の向上につきましては、木造住宅の耐震化や除却等を促進し、耐震化率の向上を図るとともに、新たに耐震シェルター設置等に係る補助制度を創設し、安全な住環境の整備に努めてまいります。また、市営住宅として民間賃貸住宅を借り上げ、住宅セーフティネットの確保等に努めるほか、空き家情報バンクへの登録を促進し、移住希望者の住居確保に努めるとともに、住宅の取得や空き家の改修に対する支援を行うことで、空き家の活用と適切な管理を促進いたします。

なお、昨年６月に亀山市借上型市営住宅選定委員会において、川合町地内の新築物件１棟４戸が借上型市営住宅として選定されましたので、当該物件を借り上げ、老朽化が著しい市営住宅からの住み替え用とするため、本議会に関係条例の改正を提案いたしております。

次いで、道路の保全・整備につきましては、市内環状道路を形成する市道和賀白川線や、道路利用者の安全性と利便性の向上を図る市道川合９号線の道路整備を推進いたします。

また、市道小野白木線等の舗装老朽化対策や橋梁の長寿命化に向けた修繕に取り組み、道路施設の安全性の確保を図ってまいります。

さらには、効率的、効果的な道路施設の管理に向けて、民間事業者が有する技術やノウハウを活用した包括的民間委託の手法についてさらなる検討を進め、将来にわたって持続可能な維持管理体

制の構築を図ります。

次に、上下水道の充実でありますが、水道事業につきましては、昨年１１月上旬に南部地域で発生した水道水の濁り事案を教訓として、万一の水道施設の事故や自然災害等の危機発生時に備え、応急用資機材の整備や応急体制の構築など、危機管理体制の強化を図ってまいります。

また、漏水リスク評価に基づき、効率的な漏水調査を実施することで漏水箇所の早期発見と予防保全に努めるなど、管路の老朽化対策を進めるとともに、布気町地内等において重要施設に接続する管路の耐震化を進めます。

さらに、水質基準に関する省令等の改正により、本年４月１日から有機フッ素化合物であるＰＦＯＳ及びＰＦＯＡが水道法に基づく水質基準へと引き上げられますことから、本市におきましても最新の基準に即した検査体制を整え、適切な水質管理を徹底するなど、安全でおいしい水の安定供給に努めてまいります。

一方、公共下水道事業につきましては、和田町地内等での管渠敷設等による普及促進とみどり町地内において老朽化が進む管渠の改築による施設の長寿命化を図ってまいります。

また、下水道施設の維持管理につきましては、令和９年度からの官民連携方式、ウオーターＰＰＰの導入に向け取組を進めてまいります。

次いで、地域公共交通の充実につきましては、バス利用が低調な地域において、地域住民、交通事業者、行政の三位一体により、輸送サービス内容等の見直しに向けた検討を引き続き実施しつつ、令和８年度末に亀山市地域公共交通計画の計画期間が終期を迎えますので、次期計画の策定を進め、持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築を図ります。

また、輸送量が低調なＪＲ関西本線亀山－加茂間につきましては、関西本線活性化利用促進三重県会議等による広域的な連携の下、引き続き利用促進を図る取組を進め、当該路線の維持、確保につなげてまいります。

次に、消防力・地域安全の充実につきましては、複雑化、多様化する災害に的確に対応するため、消防施設、設備の充実や人材育成に取り組んでまいります。中でも、本年４月１日から、津市及び鈴鹿市との３市で共同運用する三重中央消防指令センターの正式運用が開始されることから、これを契機として広域連携によるさらなる災害対応力の強化を図ります。

また、第３次亀山市消防力充実強化プランが令和８年度末で計画期間の終期を迎えますので、現計画の検証を行いつつ、さらなる消防力の充実強化を図るため、次期計画の策定に取り組んでまいります。

一方、地域安全と防犯対策の推進につきましては、引き続き自治会等が実施する防犯灯や防犯カメラの設置を支援し、地域の体感治安の向上と市民が安心して暮らせるまちづくりの実現につなげてまいります。

また、ＳＮＳ型投資詐欺やロマンス詐欺など、年々手口が複雑化、巧妙化する詐欺等に対し、迅速かつ的確に対応するため、亀山警察署や鈴鹿亀山消費生活センター等の関係機関と連携した啓発等の取組によりその未然防止を図ります。

続きまして、「多様な連携と交流によるまちの活性化」についてご説明申し上げます。

まず、地域まちづくり活動の促進につきましては、新たな地域予算制度等により、地域の課題解決と地域まちづくり協議会の活性化に向けた重点的な支援を行うとともに、地域担当職員の配置や

地域の担い手の発掘、育成への支援等により、地域まちづくり計画に基づく地域が主体となった活動の促進や地域まちづくり協議会の組織強化につなげてまいります。さらに、新たに創設した自治会交付金等により、地域まちづくり協議会の根幹をなす自治会の活動を支援することで、地域自治の意識醸成を図ってまいります。

次に、協働・協創の推進につきましては、見直し等を図りました市民活動応援制度等を活用し、市民活動の財政的支援を図ってまいります。

また、本年度開設いたしました市民活動・ボランティアセンター「ぷらっと」において、亀山市社会福祉協議会との連携の下、市民活動団体、ボランティア団体の相談支援や多様な主体同士のマッチングなど中間支援機能の充実、強化を図り、市民活動やボランティア活動のさらなる活性化等につなげてまいります。

次いで、多様な交流の促進につきましては、本市が有する地域資源等を効果的に生かし、戦略的なシティプロモーションを展開していくため、民間人材の活用を図りながら、都市ブランド力の向上に向けた取組を進めます。

また、移住・交流促進アドバイザーと連携した、本市での暮らしの魅力の情報発信等を通じて、本市への移住を促進するとともに、関宿内の空き家を活用したＤＯＭＡプロジェクトの展開等により、関係人口の創出につなげてまいります。

次に、人権の尊重とダイバーシティ社会の推進につきましては、社会情勢の変化等により顕在化している人権課題に対応した施策を展開していくため、平成２７年に策定いたしました亀山市人権施策基本方針の見直しを進めるとともに、法務局等関係機関と連携した人権に関する相談支援体制の充実に取り組んでまいります。

また、令和８年度末に第４次亀山市男女共同参画基本計画が計画期間の終期を迎えますので、本年度実施いたしました市民及び事業者への意識調査の結果を踏まえながら、次期計画の策定を進めてまいります。

続きまして、「行政経営」についてご説明申し上げます。

まず、開かれた市政の推進につきましては、広報「かめやま」、市ホームページ、市公式ＬＩＮＥなど各種媒体の連携を強化し、伝わる広報を進めるほか、幅広い世代の市民の意見をまちづくりに生かすため、新たな広聴の機会の創出を図ってまいります。

次に、行財政システム改革の推進につきましては、本年度策定いたします第４次亀山市行財政改革大綱に基づき、その実施計画の積極的な展開を図ります。

一方、地方税統一ＱＲコードが未導入の税目について、その導入拡大を進め、納税者の利便性のさらなる向上を図るとともに、収納事務の効率化、合理化を進めてまいります。

次いで、公有財産の適正管理・活用につきましては、本市の実情に応じた公共施設の適正配置に向け、施設の統廃合や複合化を計画的に進めるため、平成２９年３月に策定いたしました亀山市公共施設等総合管理計画の改定に向けた取組を進めます。また、今後公的利用が見込めない公有財産につきましては、引き続き積極的に売却や貸付けを進め、安定した財源の確保につなげてまいります。

なお、今月、野村町地内に市が所有する山林の売払いに係る仮契約を締結いたしましたので、本議会に財産の処分について提案いたしております。

一方、関支所庁舎における宿直業務を本庁舎の宿直業務と統合するなどにより、庁舎管理の効率化を図りますほか、新庁舎整備の推進につきましては、引き続き建設地や最適な整備手法等について検討を進めてまいります。

次に、組織力・人材育成の強化と働き方改革の推進につきましては、現組織体制を基本的に維持しつつ、本年４月に組織・機構改革を実施し、第３次総合計画に位置づける施策を効率的かつ効果的に推進することにより、さらなる市民サービスの向上を図ります。

また、適正な職員配置に向け、従来の採用方法を見直し、必要な人員の確保に努めるとともに、組織を支える人材を育成するため、亀山市人材育成基本方針に基づき、ＨＲＭ（ヒューマン・リソース・マネジメント）を推進し、職員エンゲージメントの向上とさらなる働き方改革に取り組みます。

このほか、働きやすい職場環境の確保に向け、様々なハラスメントに対する対策の強化を図るとともに、市庁舎の開庁時間の短縮について、市民サービス確保の視点も勘案しつつ検討を行ってまいります。

一方、各職場におきまして貴重な人材として業務を担っている会計年度任用職員の処遇改善に向け、現在支給している期末手当に加えて、新たに勤勉手当を支給するため、本議会に関係条例の改正を提案いたしております。

次いで、行政ＤＸの推進につきましては、令和８年度末で計画期間が終期を迎える亀山市行政ＤＸ推進計画の改定を進めるとともに、行政サービスの利便性向上と行政事務の効率化を目指し、行政手続のオンライン化やＡＩ等の新たなデジタル技術の活用を進めてまいります。さらに、デジタル人材の確保に取り組むとともに、地方公共団体情報システム標準化への対応を引き続き円滑かつ安全に進めてまいります。

また、学校教育、生涯学習等、教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説明申し上げます。

なお、昨年１１月１１日から本年２月１０日までにおける一般会計及び各特別会計に係る３，０００万円以上１億５，０００万円未満の工事請負契約はございませんでした。

結びに、私たちは今大きな社会構造の転換期に生きております。時代の変化が加速する中、誰もが幸福実感できる健やかな日々につながるよう、また亀山の未来は明るいと誰もがそう言える未来への基盤を強化したいと思います。私は、これまでの市民参画、協働の歩みの上に、この春始動するグリーンプラン２．０の展開により、人とまちがさらに輝くしなやかな未来へとつなげてまいります。市議会並びに市民の皆様の深いご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本公秀君）

市長の施政及び予算編成方針の説明は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午前１０時５８分　休憩）

（午前１１時０８分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第５、令和８年度教育行政一般方針の説明を行います。

中原教育長。

○教育長（中原　博君登壇）

令和８年亀山市議会３月定例会の開会に当たり、教育行政の方針についてご説明申し上げ、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、教育に関する国の情勢でありますが、文部科学省は、先月、新年度予算案を公表し、全ての子どもたちへのよりよい教育の実現に向け、学校の働き方改革のさらなる加速化、教職の魅力向上、教師の育成支援を一体的に推進する考えが示されました。これにより、公立中学校の学級編制基準を約４０年ぶりに引き下げ、中学校３５人学級を実現するとともに、養護教諭の配置充実等に係る令和１０年度までの新たな定数改善計画を策定することとしています。

次に、県の情勢につきましては、新年度予算案において、若手教員等の授業力向上のため、授業力向上アドバイザーをモデル校に派遣して指導、助言を行うとともに、モデル校の若手教員等が互いに提案授業を公開し、協議する研修会を実施することとしています。

また、いじめの被害に遭っている児童・生徒や不登校児童・生徒など、不安や悩みを抱える児童・生徒からの相談や心のケアに対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの学校への配置時間を拡充する計画となっています。

こうした国や県の動向、施策を見極めつつ、教育委員会といたしましては、亀山市教育大綱の基本理念等を念頭に置き、亀山市学校教育ビジョン、亀山市生涯学習計画、亀山市スポーツ推進計画の計画期間の最終年度として、目標実現に向けた具体的な実践を着実に推進してまいります。

それでは、教育行政の各部門にわたり、新年度の取組及び事業計画についてご説明申し上げます。

まず、学校教育関係として、全ての子どもたちが持てる力を十分に発揮し、できた、分かったという実感が得られるよう、授業改善や学習習慣の確立に向けた取組を進めます。また、基礎学力の定着を支える基盤の一つである家庭学習の習慣化や基本的な生活習慣の確立を通して、自己調整能力、自己マネジメント力や課題解決能力、粘り強く取り組む力など、これからの社会で求められる能力の育成に努めてまいります。

また、本市の特色であるふるさとキャリア教育につきましては、学校での学びと自分の将来との関係に意義や価値を見いだすことができるよう、市内での職場体験学習や地域で活躍する人や事業所、高等学校等からの外部人材の活用による出前授業、自然や実物に触れる体験活動等の推進を図り、これまで以上に地域の特徴を生かした学校の特色化、魅力化を支援し、生きる力を育んでまいります。

次いで、情報教育につきましては、学習における１人１台端末の効果的な利活用の取組として、児童・生徒一人一人の習熟度に合わせて最適な問題を出題できるＡＩ型学習教材の導入を行ってまいります。また、昨今のネットトラブル、ネット犯罪やそれにつながりかねない事案から身を守る予見、予防のための力の育成に向け、情報セキュリティーや情報モラル、ネットマナーやプライバシーの保護、情報発信の責任など、情報リテラシーに関する指導も併せて充実を図ってまいります。

なお、新年度におきまして、児童・生徒が使用する１人１台端末の更新を滞りなく実施し、引き続きデジタル機器を活用した多様な学びの一層の推進に努めてまいります。

また、特別支援教育につきましては、引き続き一人一人の状況に応じた支援やケアが実施できる

よう、適切な人的配置に努めてまいります。指導におきましては、子ども未来部や地域の特別支援学校とも連携を図り、個別の障がいに応じたきめ細かな指導、支援を行ってまいります。

一方、人権教育につきましては、県の人権教育ガイドラインを基に人権教育カリキュラムの改善を行い、教育活動全体を通じて、自分の人権も周りの人の人権も尊重できる気持ちを育む人権教育の実践化を図ります。

次に、いじめ問題につきましては、亀山市いじめ防止基本方針の下、未然防止や早期発見、早期解決につながるよう、各学校へ指導主事を派遣し、教職員の対応力の向上を図ります。また、命を大切にする心や他者を思いやる気持ちなど、子どもたちの豊かな心を育む授業に取り組み、いじめを許さない、見逃さない、独りにさせない学級づくり、学校づくりを支援してまいります。

一方、不登校児童・生徒への対応につきましては、児童生徒理解・教育支援シートを基にした一人一人の状況に応じた対応を行うとともに、保護者への相談体制の充実を図ります。また、不登校児童・生徒の学びの場の確保に努め、学びたいと思ったときに学べる環境を整え、誰一人取り残さない教育を推進してまいります。

次いで、子どもへの虐待や貧困など複雑化、多層化する課題への対応につきましては、特に義務教育終了後を見据え、これまで以上に健康福祉部など関係機関との連携を深めながら、児童・生徒の将来の社会的自立に向け、切れ目のない支援に努めてまいります。

次に、教職員関係として、まず研修分野につきましては、令和８年度亀山市教育関係職員の研修方針を定め、管理職のマネジメント能力の向上、個々の教職員の指導力向上等を図るため、教育の今日的課題に対応した研修講座の開催や市全体の教職員研修体制の在り方の検討を進めてまいります。

また、学校部活動関係につきましては、休日における学校部活動の地域展開等に向け、国や県内外の自治体の動向、県のガイドラインを踏まえ、関係団体や教職員の協力を得ながら、モデル事業の拡大等も通じて、令和９年度以降の地域展開等に必要な体制の整備につなげてまいります。

次いで、地域とともにある学校づくりにつきましては、昼生小学校において、同校の学校運営協議会及び学校長から、特色を生かした教育、学校経営の魅力化等のため、小規模特認校制度の導入に関する要望がありましたので、新年度から、市内３校目となる小規模特認校制度を導入し、学校の魅力化を進めます。少人数ならではのきめ細かい指導やこれによる自己肯定感の向上のほか、地域資源を活用した学校を核とした地域づくりの促進が期待されるところです。

続きまして、学校施設の整備関係についてご説明申し上げます。

まず、小・中学校の特別教室等への空調設備整備につきましては、リース方式を採用することとし、令和９年度夏季からの空調設備の使用開始に向け、新年度から調査設計、整備工事を進めてまいります。特に夏季における気温上昇に適切に対応するべく、引き続き児童・生徒の学習環境、生活環境の向上に取り組んでまいります。

また、老朽化する小学校のプール施設につきましては、維持管理費の増加が想定される中、教職員の負担軽減にもつながるよう、昨年度及び今年度に実施いたしました民間施設等のプール施設利用の実証を踏まえ、新年度から民間施設を活用したプール授業を拡充してまいります。

一方、学校施設の維持管理につきましては、各施設の実情や緊急性等を踏まえ、必要に応じた工事、修繕を実施し、引き続き児童・生徒の教育環境の維持、向上に努めてまいります。

次に、学校給食関係として、本年４月から亀山中学校及び中部中学校において、市内の全小・中学校と共通の献立となる全員喫食制給食を実施いたします。事業実施に当たっては、生徒への給食指導を充実し、今後新たに本市独自の小・中学校９年間を見通した食育カリキュラムづくりを行ってまいります。引き続き、継続的に委託事業者と緊密に連携し、中学校給食の改善、充実を図ってまいります。

また、学校給食費につきましては、新年度から、小学校を対象とする保護者の負担軽減を通じた子育て支援に取り組む自治体への国の支援として、いわゆる給食無償化が実施されます。このような中で、国の支援基準月額５，２００円に対し、本市の新年度からの学校給食費が月額５，４００円となることから、差額について、引き続き国の重点支援地方創生臨時交付金を活用することで、新年度においては、保護者の皆様にとって学校給食費の実質的な無償化が実現されるものでございます。

一方、中学校につきましては、令和６年度以降は、同じく国の交付金を活用し、学校給食に係る保護者負担を４，８００円に据え置いてまいりました。新年度からの学校給食費は、現在の保護者負担額より１，０００円増額となる月額５，８００円となりますが、新年度においては、こうした増額分に対しても国の交付金を活用し、令和６年度からの負担額に据え置くことで、引き続き、保護者負担を軽減してまいります。

続きまして、生涯学習関係についてご説明申し上げます。

まず、地域の学び推進事業につきましては、第３期かめやま人キャンパスにおいて、実践的な学びの機会の提供やフォローアップ講座の実施等を通じ、地域で活躍する場の創出を進めてまいります。また、中央公民館講座では、地域まちづくり協議会や市内で活動している団体等と連携して、受講者の自発的な学びのきっかけとなるような地域のニーズに沿った多様な講座を実施してまいります。

一方、家庭教育の支援につきましては、就学前児童の保護者等に向けた親の学びの場として家庭教育出前講座を実施し、子どもの基本的生活習慣の確立や自己肯定感の向上につなげてまいります。

また、放課後子ども教室推進事業につきましては、地域と学校が相互に協働して、地域での子どもの体験学習や地域の大人との交流活動等を通じて、地域の中で子どもが楽しく豊かに活動することができる居場所づくりに努めてまいります。

次に、スポーツの推進につきましては、本年４月の組織・機構改革により、教育委員会にスポーツに関する事務の職務権限が移行しますので、引き続き、これまでのスポーツ推進に加え、休日における中学校部活動の地域展開等をはじめとした取組等を通じて、スポーツに親しむ機会の充実やスポーツを通じた地域力の活性化等につなげてまいります。

続きまして、図書館関係についてご説明申し上げます。

市立図書館につきましては、令和１０年に開館１００周年の節目を迎えることから、「本が育む人間力あふれた１００年後の子どもたちのために」というテーマを設定し、亀山市図書館１００年プロジェクトに取り組んでまいります。また、学びの場からつながる場へという理念の下、図書館資料の収集、保存、提供という基本的な役割を踏まえつつ、引き続き、市民の読書活動と交流を支える拠点として、誰もがより快適に利用しやすい環境づくりとサービスの向上に努め、図書館機能の充実を図ってまいります。

最後に、教育委員会が所管する分野別の行政計画である亀山市学校教育ビジョン、亀山市生涯学習計画、亀山市スポーツ推進計画につきまして、それぞれ令和８年度に計画最終年度を迎えることから、各分野における現状や課題、国・県の動向や社会情勢を踏まえ、次期計画の策定に向け取り組んでまいります。

以上、令和８年度教育行政の方針についてご説明を申し上げました。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡本公秀君）

教育長の教育行政一般方針の説明は終わりました。

次に、日程第６、議案第３号から日程第３９、報告第２号までの３４件を一括議題といたします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第３号亀山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてでございますが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、生後６か月から満３歳未満の未就園児を持つ家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付制度、こども誰でも通園制度が創設され、児童福祉法による認可事業である乳児等通園支援事業として位置づけられたところでございます。

乳児等通園支援事業を行う者が事業の実施に伴い、乳児等支援給付を受けるためには、子ども・子育て支援法に基づく市長の確認を受ける必要があり、当該確認を受けるための基準は条例で定めることとされており、その条例は内閣府令で定める基準に従い定め、またはそれを参酌するものとされております。この内閣府令で定める基準として、令和７年１１月１３日付で特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準が公布され、令和８年４月１日から施行されることに伴い、本市における特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、本条例を制定するものでございます。

制定内容といたしましては、内閣府令により示された基準と同様の内容を定めることといたします。

なお、施行日は、令和８年４月１日といたします。

次に、議案第４号亀山市工場立地法市準則条例の制定についてでございますが、工場立地法における緑地面積率等は工場立地に関する準則で定められておりますが、平成９年の法改正により国から都道府県及び政令指定都市へ、平成２４年の法改正により都道府県から全ての市へ権限が委譲され、国の定める範囲内において緑地面積率等を引き下げ、市独自の緑地面積率等を定めることが可能となったところでございます。本市においては、市内企業の投資促進及び市外流出防止を図る必要があることから、緑地面積率等を緩和するため、本条例を制定するものでございます。

制定内容は、まず１つ目といたしまして、法準則に代えて適用すべき準則であることを定めることといたします。

２つ目といたしまして、この条例における用語の定義を定めることといたします。

３つ目といたしまして、この条例の対象区域並びに対象区域における緑地及び環境施設の面積の

敷地面積に対する割合を定めることといたします。

４つ目といたしまして、特定工場の敷地が対象区域及び対象区域以外の区域にわたる場合の条例の規定の適用を定めることといたします。

なお、施行日は、令和８年４月１日といたします。

また、法施行以前に設置されている特定工場、または設置のための工事が行われている特定工場に対する基準の緩和に関する経過措置を設けることといたします。

次に、議案第５号亀山市行政手続条例の一部改正についてでございますが、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により行政手続法が一部改正され、聴聞の通知等に係る公示送達がデジタル化されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず１つ目といたしまして、聴聞の通知等に係る公示送達は、公示事項を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、亀山市公告式条例で定める掲示場に公示事項が記載された書面を掲示し、または公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置を取ることによってすることといたします。

２つ目といたしまして、そのほか規定の整理を行うことといたします。

なお、施行日は、令和８年５月２１日といたします。

次に、議案第６号亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてでございますが、地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となったところでございますが、県内各市における当該勤勉手当の支給状況等を勘案した結果、本市におきましても、令和８年度から会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うものでございます。

また、会計年度任用職員に支給する報酬の支給日の見直し及び会計年度任用職員に対する期末手当の支給月数の引上げを行うため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず１つ目といたしまして、会計年度任用職員に対する報酬の支給日について、正規職員の給与支給日と整合を図り、毎月２１日にいたします。

２つ目といたしまして、会計年度任用職員に対する期末手当の支給月数を年１．４２５月に改めることといたします。

３つ目といたしまして、新たに会計年度任用職員に支給する勤勉手当について、その支給月数を年０．５１２５月とする等、その支給に関し必要な事項について定めることといたします。

なお、施行日は、令和８年４月１日といたします。

ただし、会計年度任用職員に対する報酬の支給日を改める規定の施行日は、令和９年４月１日とし、同日以後の勤務に対する報酬の支給から適用することといたします。

次に、議案第７号亀山市職員給与条例の一部改正についてでございますが、令和７年８月７日の令和７年人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取扱いに準じ、市の職員の通勤手当及び宿日直手当について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず１つ目といたしまして、通勤手当の額につきましては、自動車等の使用距離の区分に応じた金額を定めていましたが、国の取扱いに準じて、当該使用距離の区分に応じた金額を

６万６，４００円を超えない範囲内で規則で定めることといたします。

２つ目といたしまして、宿日直手当について、勤務１回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務については４，７００円に、規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務については７，７００円に引き上げることといたします。

なお、施行日は、令和８年４月１日といたします。

次に、議案第８号亀山市職員の旅費に関する条例の一部改正についてでございますが、国家公務員等の旅費に準じた取扱いとしております職員の旅費につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず１つ目といたしまして、出張命令権者が認める場合に限り、自宅等の勤務場所以外の場所からの出張を旅費の対象とすること及び、今後旅行代理店等の旅行役務提供者を活用した出張が想定されること等に伴う規定の整備を行うことといたします。

２つ目といたしまして、天災等により発生した旅費の損失についても支給することができることといたします。また、旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、出張者への旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に直接旅費に相当する額を支払うことができることといたします。

３つ目といたしまして、出張命令書等に記載すべき事項について定めることといたします。

４つ目といたしまして、旅費は、出張に要する実費を弁償するためのものとして計算することといたします。

５つ目といたしまして、旅費の請求を行える者に旅行役務提供者を加えます。また、請求に必要な資料を提出していなかったため、その旅費に相当する金額が明らかとならない場合は、支給、または支払いを受けることができないことといたします。

６つ目といたしまして、これまで規定していた普通旅費及び特殊旅費は廃止し、新たに旅費の種目として、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当を規定することといたします。

７つ目といたしまして、退職者、遺族及び証人等の旅費について定めることといたします。

８つ目といたしまして、鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費に係る旅費の支給額の上限は、条例の規定に基づき計算した額と現に支払った額を比較し、費用ごとのいずれか少ない額を合計した額といたします。

９つ目といたしまして、出張者、または旅行役務提供者が条例等の規定に違反して旅費の支給、または支払いを受けた場合は、当該旅費を返納させることとします。また、当該旅費の返納に代えて、違反して旅費の支給、または支払いを受けた者に支払う給与等から当該旅費に相当する金額を差し引くことができることといたします。

１０番目といたしまして、外国旅行の場合の旅費の支給については、国家公務員等の旅費に関する法律の適用を受ける国家公務員等に支給される外国旅行の旅費の例によることといたします。

なお、施行日は、令和８年４月１日といたします。

ただし、準備行為に係る規定の施行日は、公布の日といたします。また、準備行為として、施行日以後出発する出張については、施行日前においても、旅費の支給及び出張命令等並びにこれらに関し必要な手続、その他の行為を改正後の条例の規定に基づき行うことができることといたします。

さらに、附則において、関係する４つの条例の一部を改正し、この条例の一部改正に伴う規定の

整理を行うことといたします。

次に、議案第９号亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部改正についてでございますが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、生後６か月から満３歳未満の未就園児を持つ家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付制度、こども誰でも通園制度が創設され、児童福祉法による認可事業である乳児等通園支援事業として位置づけられたところでございます。乳児等通園支援事業の実施に当たり、利用者から徴収する利用料に関して必要な事項を条例において定める必要があることから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず第１条による亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例の一部改正におきましては、１つ目といたしまして、乳児等通園支援事業の利用料は規則で定める額とし、乳児等通園支援事業を利用した日にその日分を納付することといたします。

２つ目といたしまして、市長が特別の理由があると認めるときは、乳児等通園支援事業の利用料を減額し、または免除することができることといたします。

３つ目といたしまして、本改正に伴う規定の整理を行うことといたします。

次に、第２条による亀山市認定こども園条例の一部改正におきましては、１つ目といたしまして、乳児等通園支援事業の利用料は規則で定める額とし、乳児等通園支援事業を利用した日にその日分を納付することとします。

２つ目といたしまして、市長が特別の理由があると認めるときは、乳児等通園支援事業の利用料を減額し、または免除することができることとします。

３つ目といたしまして、本改正に伴う規定の整理を行うことといたします。

なお、施行日は、令和８年４月１日といたします。

次に、議案第１０号亀山市国民健康保険税条例の一部改正についてでございますが、子ども・子育て政策の給付拡充を図るため、子ども・子育て支援金制度が令和８年度から創設されることに伴い、地方税法の一部が改正され、国民健康保険税における子ども・子育て支援納付金の課税等について所要の規定の整備が行われたことから、本条例におきましても所要の改正を行うものでございます。

また、三重県から示された令和８年度の国民健康保険事業費納付金及び標準保険税率を参考に税率の見直しを検討した結果、被保険者の負担及び今後の事業運営の観点から税率改定が望ましいと判断したため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず１つ目といたしまして、国民健康保険税に子ども・子育て支援納付金課税額を加え、当該課税額は、世帯主及びその世帯に属する被保険者の所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する１８歳以上被保険者につき算定した１８歳以上被保険者均等割額を加算した額といたします。

また、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額、被保険者均等割額、１８歳以上被保険者均等割額及び世帯別平等割額を定めることといたします。

２つ目といたしまして、基礎課税額（医療分）の所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を改めることといたします。

３つ目といたしまして、基礎課税額の所得割額等の改正に伴い、所得により減額される被保険者

均等割額及び世帯別平等割額の額を改めることといたします。

４つ目といたしまして、基礎課税額の所得割額等の改正に伴い、納税義務者の属する世帯内に未就学児である被保険者がある場合において減額する被保険者均等割額の額を改めることといたします。

５つ目といたしまして、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額の算定において、地方税法等に規定する課税の特例を適用することといたします。

６つ目といたしまして、その他子ども・子育て支援納付金課税額の追加に伴う規定の整理を行うことといたします。

なお、施行日は、令和８年４月１日といたします。

また、改正後の規定は、令和８年度以後の国民健康保険税について適用し、令和７年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとする経過措置を設けることといたします。

次に、議案第１１号亀山市まちをきれいにする条例の一部改正についてでございますが、本条例の制定から２０年が経過し、市内の道路沿い等には、依然として空き缶をはじめ、ペットボトル、たばこの吸い殻、菓子袋等の一般的な家庭ごみが投棄され、まちの美観が損なわれていることから、ごみの投棄に対する対応強化等を図り、清潔で美しいまちづくりを推進するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず１つ目といたしまして、市民団体による活動の高まり等のごみの投棄に対する取組の多様化に伴い、目的及び定義を見直すことといたします。

２つ目といたしまして、本条例で規定するごみの種類を廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２条第２項に規定する一般廃棄物に改めることといたします。

３つ目といたしまして、市は、市民団体、事業者、または市民等が行う活動を支援するよう努めるとともに、関係機関と連携して、ごみの投棄の防止のために必要な施策、または事業を行うことといたします。

４つ目といたしまして、事業者の責務にその事業を行う場所及びその周辺の清掃活動等に関する努力規定を設けることといたします。

５つ目といたしまして、市民の責務に、清潔で美しいまちづくりの推進に関する意識を高めることを求めることといたします。

６つ目といたしまして、市が勧告、または命令を行った者が当該勧告、または命令に従わない場合の公表内容の明確化を図ることといたします。

７つ目といたしまして、第７条の規定に違反した者は、法の規定による罰則が科されることから、本条例で規定する行政刑罰（罰則）を秩序罰（過料）に改めることで、法の規定による罰則に加え、市の裁量により過料を科すことができることといたします。

なお、施行日は、令和８年４月１日といたします。

また、改正後の過料の規定は、施行日以後にした行為について適用し、施行日の前日までにした行為に対する罰則については、なお従前の例によるとする経過措置を設けることといたします。

次に、議案第１２号亀山市産業振興条例の一部改正についてでございますが、本条例による奨励措置につきましては、これまでも企業立地による税収の増加、就業機会の拡大、また雇用の促進が図られるなど、本市の産業経済の振興及び市民生活の向上に寄与してきたところでございます。こ

うした中、引き続き、地域経済の活性化、税収の確保及び就労の場の確保に向けて、新規産業の創出及び既存企業の新規設備投資による産業立地の促進を図る必要があることから、現行制度の検証を踏まえて制度を見直し、また本条例の有効期間を延長するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、１つ目といたしまして、この条例の対象をより明確にするため、定義の一部を見直すことといたします。

２つ目といたしまして、奨励措置対象事業者の要件から物流機能を有する保管施設事業を削ることといたします。

３つ目といたしまして、奨励措置対象事業者の要件のうち投下固定資産総額を引き上げることといたします。

４つ目といたしまして、奨励措置対象事業者の要件のうち中小企業者以外が増設、または移設を行う場合の新規雇用者等の数を見直すことといたします。

５つ目といたしまして、本条例の有効期間を延長し、令和１２年３月３１日までといたします。

なお、施行日は、令和８年４月１日とし、改正後の本条例の規定は、施行日以後に申請を受理した奨励措置指定事業者の指定に係る奨励措置について適用することといたします。

また、施行日前に奨励措置指定事業者の指定を受けた事業者、またはそれ以外の事業者で、施行日前に土地を取得している事業者に係る奨励措置については、なお従前の例によるとする経過措置を設けることといたします。

次に、議案第１３号亀山市石水渓キャンプ場施設条例の一部改正についてでございますが、亀山市石水渓キャンプ場屋内研修施設を利用者が年間を通じて快適に利用できるよう、令和８年４月１日から冷暖房設備の利用を開始することに伴い、冷暖房使用料を含めた利用料金を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

また、石水渓キャンプ場バンガロー施設については、１棟貸しの利用料金に見直しを行うとともに、テント村における利用料金等について、近年需要が高まっているソロキャンプに対応するため、併せて改正を行うものでございます。

改正内容は、キャンプ場施設の利用料金を改め、テント村及び屋内研修施設の利用に係る人数制限の規定を削ることといたします。

なお、施行日は、令和８年４月１日といたします。

次に、議案第１４号亀山市市民農園条例の一部改正についてでございますが、亀山市市民農園については、開園以来２０年以上が経過し、施設設備の老朽化が目立つとともに、近年の人件費等の上昇に伴い、維持管理のための経費が増加してきております。このことから、今後の施設設備の維持管理を適正に行うため、令和９年度以後の使用料について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、１区画当たりの使用料を年額６，０００円から年額９，９００円に引き上げることといたします。

なお、施行日は、令和９年４月１日といたします。

次に、議案第１５号亀山市営住宅条例の一部改正についてでございますが、市では、高齢者、障がい者、独り親世帯等の住宅確保要配慮者に対する住まいの確保を図るため、亀山市住生活基本計画において、民間が所有する賃貸共同住宅を活用した市営住宅の供給を推進することといたしてお

ります。こうした中、亀山市民間活用市営住宅事業により新たに借り上げる賃貸共同住宅４戸について、市営住宅として設置及び管理を行うため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、新たに設置する川合北住宅の位置等について定めることといたします。

なお、施行日は、公布の日といたします。

次に、議案第１６号亀山市火災予防条例の一部改正についてでございますが、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部が改正され、簡易サウナ設備に関する規定が追加されたことなどから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、１つ目といたしまして、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準を定めることといたします。

２つ目といたしまして、住宅における火災予防を推進するための施策に、感震ブレーカーの普及促進を加えることといたします。

なお、施行日は、令和８年３月３１日といたします。

次に、議案第１７号亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正され、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び補償基礎額の加算額が改定されることから、政令で定める基準に従い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず１つ目といたしまして、消防作業従事者等に対する損害補償に係る補償基礎額の最低額を９，７００円から１万円に、最高額を１万４，５００円から１万５，０００円に引き上げることといたします。

２つ目といたしまして、非常勤消防団員等に対する損害補償における扶養に係る補償基礎額の加算額を改めることといたします。

３つ目といたしまして、非常勤消防団員及び非常勤水防団員に対する損害補償に係る補償基礎額を引き上げることといたします。

なお、施行日は、令和８年４月１日といたします。

また、改正後の規定は、施行日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以降の期間に係る傷病補償年金等について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金等を除く損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例によることとする経過措置を設けることといたします。

次に、議案第１８号亀山市心身障害児童福祉手当支給条例及び亀山市重度心身障害者介助者手当支給条例の廃止についてでございますが、本条例に基づく心身障害児童福祉手当及び重度心身障害者介助者手当の支給制度につきましては、障がい児及び障がい者が利用できる制度やサービスが少なかった当時の時代背景に鑑み、保護者や介助者に対してこれら手当を支給することにより、障がい児及び障がい者の福祉の増進に寄与することを目的として創設された制度でございます。

しかしながら、これらの制度創設当時と比較すると、現在におきましては、障害基礎年金、特別障害者手当等の給付のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の制定により、各種障がい福祉サービス等が充実してきた経緯があり、平成２２年度に実施された事業

仕分及び令和６年度に実施された事務事業点検の結果、不要、事業の有効性が限定的であり、抜本的な見直しや改善が必要と認められると判定されております。本条例につきましては、所期の目的を達成したものと考え、亀山市心身障害児童福祉手当支給条例及び亀山市重度心身障害者介助者手当支給条例を廃止するものでございます。

なお、施行日は、令和８年１０月１日といたします。

また、施行日の前日までに受給資格の認定を受けた者に対する心身障害児童福祉手当、または亀山市重度心身障害者介助者手当の支給については、令和９年３月３１日までの間は、なお従前の例によるとする経過措置を設けることといたします。

○議長（岡本公秀君）

説明の途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

（午前１１時５９分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続きまして、提案理由の説明をお願いいたします。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、午前に引き続きまして、議案第１９号令和７年度亀山市一般会計補正予算（第８号）についてでございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ１億４，７８２万１，０００円を減額し、補正後の予算総額を２４５億８，４９９万４，０００円といたしております。

今回の補正につきましては、各費目にわたり決算見込額を調整の上、計上しましたことから減額補正が多くなっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

まず、歳出の主な補正内容をご説明申し上げます。

総務費につきましては、退職者の増に伴い、一般職員の退職手当を増額するとともに、住民情報系システム事業について、標準化対応における移行時期の変更などにより減額いたしております。

民生費につきましては、定額減税不足額給付金給付事業について、給付対象者が見込みより少なかったことなどにより減額し、施設型給付・地域型保育事業において、公定価格の上昇等に伴い増額いたしております。

衛生費につきましては、予防衛生事業について、定期予防接種の接種者が見込みより減となったことから減額いたしております。

土木費につきましては、和賀白川線整備事業において、関係地権者との用地交渉における合意形成に時間を要する見込みであることから、土地鑑定手数料及び用地購入費を減額するものでございます。

消防費につきましては、消防防災設備整備事業において、自家用発電設備に含まれる変圧器の基準変更があり、新基準に適合する変圧器の調達が見込めないことから、やむなく更新を見送ることとし、これに係る工事請負費等を減額いたしております。

諸支出金のうち、減債基金積立金の増につきましては、地方交付税の追加交付の中で、これまで

の臨時財政対策債の償還に係る措置分が前倒しで交付されたため、今後の償還財源として積立てを行うものでございます。

また、関宿にぎわいづくり基金積立金及び森林環境整備基金積立金につきましては、ふるさと納税による寄附金などを増額いたしております。

続きまして、歳入の主な補正内容をご説明申し上げます。

市税につきましては、決算見込みにより法人市民税を増額いたしております。

地方交付税につきましては、普通交付税の追加交付に伴い増額いたしております。

国庫支出金につきましては、施設型給付費・地域型保育給付費負担金について、令和６年度実績報告に基づく追加交付により増額し、デジタル基盤支援等補助金につきましては、標準化対応における移行時期の変更等により減額するほか、重点支援地方創生臨時交付金につきましては、定額減税不足額給付金給付事業において、給付対象者が見込みより少なかったことなどにより減額いたしております。

寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金を寄附者のご要望に応じた事業費に配分するため減額し、関宿にぎわいづくり基金寄附金などを増額いたしております。

繰入金につきましては、財政調整基金繰入金について、今回の補正に係る財源調整により減額いたしております。

市債につきましては、土木債において、国の補正予算によって社会資本整備総合交付金が配分されたことにより、有利な起債が活用できることとなったことから、道路整備事業債を減額し、国土強靭化緊急対策事業債を増額いたしております。

また、消防債において、消防防災設備整備事業の減額に合わせて緊急防災事業債を減額いたしております。

続きまして、繰越明許費補正につきましては、戸籍住民基本台帳管理費など、年度内に完成が見込めない８事業について繰越明許費の追加をいたしております。

次に、債務負担行為補正につきましては、溶融炉運転管理委託料（追加）及び都市マスタープラン策定業務委託料の２事業について限度額の変更をいたしております。

次に、地方債補正につきましては、国土強靭化緊急対策事業を追加するとともに、緊急防災事業など７事業について、事業費の確定などに伴い限度額を変更いたしております。

次に、議案第２０号令和７年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）についてでございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ５００万円を減額し、補正後の予算総額を４５億８７７万7,０００円といたしております。

主な補正内容は、歳入において国民健康保険事業運営基金繰入金を減額し、歳出において特定健康診査等事業費を減額いたしております。

次に、議案第２１号令和７年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）についてでございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ８２０万円を増額し、補正後の予算総額を１３億7,３２４万円といたしております。

主な補正内容は、歳入において普通徴収保険料を増額し、併せて歳出において後期高齢者医療広域連合納付金を増額いたしております。

次に、議案第２２号令和７年度亀山市下水道事業会計補正予算（第２号）についてでございます

が、主な補正内容は、資本的収入において公共下水道事業債を６，７４０万円減額し、社会資本整備総合交付金の補正に伴い、国庫補助金を３，９２０万円減額するなど、１億８８０万円を減額し、補正後の予定額を１３億５，８３０万円といたしております。

また、資本的支出において工事請負費を１億６６０万円減額するなど、１億８８０万円を減額し、補正後の予定額を１７億１，１８８万６，０００円といたしております。

次に、議案第２３号令和７年度亀山市病院事業会計補正予算（第２号）についてでございますが、債務負担行為の補正につきまして、本庁共用車の異動により、自動車の借り上げが不要となったため、自動車借上料を廃止いたしております。

以上が今回提案いたしました一般会計、各特別会計及び各企業会計の補正予算の主な内容でございます。

なお、詳細につきましては、副市長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第２４号令和８年度亀山市一般会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は２２８億７，７００万円で、前年度当初予算に比べて７億４，３００万円、３．１％の減といたしており、一般財源ベースでは約４，３５０万円、０．３％の減といたしております。

初めに、歳入でございますが、市税につきましては、個人市民税や法人市民税などの増収により、前年度比で３億２，０７０万円、３．０％増となる１０９億４４０万円を計上いたしました。

次に、国庫支出金につきましては、重点支援地方創生臨時交付金の減などにより、前年度比で２億１，７４４万６，０００円、６．０％減の３４億３，１５８万６，０００円を計上し、県支出金につきましては、給食費負担軽減補助金の増などにより、前年度比で３億１，６５８万７，０００円、２１．１％増の１８億１，４９８万６，０００円を計上いたしました。これらにより、繰入金につきましては、財政調整基金から、前年度比５，９００万円減となる４億６，１００万円などの繰入れを行い財源といたしております。

続きまして、歳出でございますが、性質別に見ますと、人件費では、人事院勧告に伴う給与改定による増などにより前年度比２．２％の増、扶助費では、障がい者自立支援事業などの増により２．９％の増となり、義務的経費全体では、公債費が減となったため、０．９％の増となったところでございます。

また、投資的経費については、令和７年度に実施した消防指令業務共同運用事業などの完了により４６．６％の減となっております。また、その他の経費の物件費では、ＧＩＧＡスクール構想推進事業や中学校給食実施事業などにより３．４％の増となるほか、積立金では、庁舎建設基金積立金の減などにより７９．２％の減となっております。

次に、令和８年度に取り組む主な事業について、第３次総合計画の施策大綱別にご説明申し上げます。

まず、「まちの活力とにぎわいの向上」では、亀山公園内のますみ児童園等における遊具の更新のため、土木費に工事請負費４，４００万円を計上するほか、亀山版グリーンツーリズムの商品化等によるまちづくり観光の展開を図るため、かめぐりにぎわいづくり推進事業として、商工費に補助金など３，１９２万６，０００円を計上いたしました。

次に、「子どもたちの成長と学びを支える環境の充実」では、子育て家庭に対する支援を強化す

ることを目的として実施いたします乳児等通園支援事業のため、民生費に交付金２６４万７，０００円を計上するとともに、学校教育の推進と学習環境の充実として、中学校給食における全員喫食制給食を開始するため、教育費に２億５，２７６万円を計上するほか、学校におけるＩＣＴ環境の充実のため、ＧＩＧＡスクール構想推進事業として２億８，０９７万６，０００円を計上いたしました。

次に、「自然との共生と次世代への継承」では、ごみ溶融処理施設及びし尿処理施設の大規模改修工事のため、衛生費に工事請負費１億７，４００万円を計上するほか、豊かな自然を次世代へ継承する取組を進めるため、ネイチャーポジティブまちづくり推進事業に会計年度任用職員報酬など６２４万３，０００円を計上いたしました。

次に、「健やかで生き生きと活躍できる社会の形成」では、新アプリ「けんこうマイレージ」を活用した市民の適度な運動習慣の定着等を図るため、衛生費にかめやまるごと健康プロジェクト推進事業として４００万円を計上するほか、予防接種費用助成事業に９１０万円を計上いたしました。

次に、「安全で快適な生活空間の創出」では、市内環状道路の形成に向けて、土木費に和賀白川線整備事業１億２００万円、川合９号線整備事業２億５，１４５万円を計上するほか、橋梁長寿命化修繕事業として８，２００万円を計上いたしました。また、防災・減災対策を進めるため、農林水産業費に防災重点農業用ため池整備事業として３，６５０万４，０００円を計上いたしました。

次に、「多様な連携と交流によるまちの活性化」では、地域の課題解決と地域まちづくり協議会の活性化に向け、総務費に地域まちづくり協議会支援事業として２，７１２万６，０００円を計上するほか、市民活動応援事業に９３７万７，０００円を計上いたしました。

次に、「行政経営」では、デジタル人材の確保や地方公共団体情報システム標準化へ対応するため、総務費に行政ＤＸ推進基盤整備事業３億１，０７１万円を計上するほか、様々な媒体と連携を強化しながら伝わる広報に取り組むため、広報活動費に印刷製本費など３，７０１万５，０００円を計上いたしました。

以上が一般会計の概要でございます。

次に、議案第２５号令和８年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は４３億９，９４０万円で、前年度比１．４％の減といたしております。

歳入では、国民健康保険税に子ども・子育て支援納付金分３，８７０万円を含む８億５８０万円を計上するほか、県支出金、保険給付費等交付金３２億５，４６６万６，０００円などを計上し、一般会計繰入金２億９，８９８万６，０００円及び国民健康保険事業運営基金から２，０１４万９，０００円を繰り入れ、財源といたしました。

また、歳出では、国民健康保険事業費納付金において、県全体の保険給付費の減少により、前年度から７，６６８万８，０００円減の１０億５，７１３万４，０００円を計上いたしました。

次に、議案第２６号令和８年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は１４億２，３４０万円で、前年度比９．３％の増といたしております。

歳入では、後期高齢者医療保険料７億２，２９７万円、一般会計からの繰入金６億９，９１５万２，０００円などを計上し、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金１４億１６４万円などを計上いたしました。

次に、議案第２７号令和８年度亀山市水道事業会計予算についてでございますが、収益的支出及

び資本的支出の合計額は１７億３，４６０万円で、前年度比１．７％の減といたしております。

収益的収入では、給水収益において１２億８１０万７，０００円を計上するなど、水道事業収益を１４億１，０８０万円とし、収益的支出では、北中勢水道に係る受水費２億９，５３０万円を計上するほか、人件費、減価償却費などを計上し、水道事業費用を１２億３，８４０万円といたしております。

資本的収入につきましては、舗装復旧工事や公共下水道事業に伴う工事負担金などを計上し、合計で７，２９０万円といたしております。

また、資本的支出につきましては、水道施設耐震化整備工事や水道施設専用通信デジタル化工事などの工事請負費３億７，９７０万円及び企業債償還金８，５３７万９，０００円などを計上し、合計で４億９，６２０万円といたしております。

次に、議案第２８号令和８年度亀山市工業用水道事業会計予算についてでございますが、収益的支出及び資本的支出の合計額は７，６９０万円で、前年度比１０．８％の減といたしております。

収益的収入につきましては、給水収益７，７３５万２，０００円などを計上し、工業用水道事業収益を８，５５０万円としており、収益的支出につきましては、動力費などを計上し、工業用水道事業費用を４，９１０万円といたしております。

また、資本的支出につきましては、企業債償還金２，０７６万４，０００円などを計上いたしました。

次に、議案第２９号令和８年度亀山市下水道事業会計予算についてでございますが、収益的支出及び資本的支出の合計額は３４億６，０４０万円で、前年度比０．１％の増といたしております。

収益的収入につきましては、下水道使用料６億５，１４０万円などを計上するなど、下水道事業収益を１６億７，８９０万円といたしております。

収益的支出につきましては、処理場の動力費３，０３０万円や下水道施設維持管理委託料などの委託料１億６，４６０万円のほか、流域下水道維持管理負担金２億８，５００万円を計上し、下水道事業費用を１６億７，８９０万円といたしております。

また、資本的収入につきましては、企業債８億２，０６０万円や国庫補助金３億２８５万円などを計上し、合計で１３億９，３８０万円といたしており、資本的支出につきましては、下水道管渠布設などの工事請負費５億６，９２０万円や企業債償還金６億８，６１０万円などを計上し、合計で１７億８，１５０万円といたしております。

次に、議案第３０号令和８年度亀山市病院事業会計予算についてでございますが、収益的支出及び資本的支出の合計額は２３億７，０２０万円で、前年度比１０．６％の増といたしております。

収益的収入につきましては、医業収益で、入院収益９億５，４１０万円、外来収益５億５，７７０万円などを計上し、医業外収益などを合計した病院事業収益を１８億９，３３０万円といたしており、収益的支出につきましては、給与費、薬品費などの材料費、減価償却費のほか病院管理運営に係る経費などを計上し、病院事業費用を２１億５，６３０万円といたしております。

また、資本的収入につきましては、施設改修工事等に係る企業債２，６７０万円などを計上し、合計で７，０７０万円といたしており、資本的支出につきましては、空調機の更新などに係る工事請負費５，４３３万８，０００円や医療機器等器械備品購入等に係る器械備品費１，２２１万１，０００円など、合計で２億１，３９０万円といたしております。

以上、簡単ではございますが、一般会計、各特別会計及び各企業会計の令和８年度当初予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第３１号財産の処分についてでございますが、土地の売払いによる財産の処分について、令和８年２月６日付で仮契約いたしましたので、地方自治法第９６条第１項第８号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

売払い金額は２，３９５万３，３８０円、相手方は、亀山市野村町１６６８番地の２、亀山急送株式会社、代表取締役　岩佐将男、処分する土地は、亀山市野村町字大古場１７８９番１７５、地目は山林、地積は公簿で１万７，８５９平米でございます。

次に、議案第３２号市道路線の認定及び廃止についてでございますが、路線の一部が一般交通の用に供する必要がなくなったことに伴う阿野田３４号線の路線の認定及びこれに伴う阿野田３４号線の廃止について、道路法第８条第２項及び同法第１０条第３項の規定により、準用する同法第８条第２項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第３３号基本構想の策定についてでございますが、令和８年度を始期とする第３次亀山市総合計画基本構想の策定について、亀山市総合計画条例第１１条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第３４号前期基本計画の策定についてでございますが、令和８年度を始期とする第３次亀山市総合計画基本構想の具現化を図るため、令和８年度から令和１１年度までを計画期間とする前期基本計画の策定について、亀山市議会基本条例第１３条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、報告第１号及び報告第２号の専決処分の報告についてでございますが、市道川崎白木線において発生した物損事故に伴う損害賠償の額を定めることにつきまして、令和８年２月６日に地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分いたしましたので、同条第２項の規定により報告するものでございます。

以上、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡本公秀君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に令和７年度各会計補正予算についての補足説明を求めます。

山本副市長。

○副市長（山本伸治君登壇）

それでは、議案第１９号令和７年度亀山市一般会計補正予算（第８号）について補足説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の歳出から、説明欄をご覧いただきながら主な内容をご説明申し上げますが、最終の補正でございますので、事業費の確定や決算見込みによる減額補正が多くなっておりますので、ご理解を賜りたく存じます。

最初に、歳出の主なものにつきましてご説明申し上げます。

２５ページをご覧ください。

下段の第２款総務費、一般職員人件費２，９０９万９，０００円の増額につきましては、退職者の増に伴い退職手当を増額いたしました。

次に、２７ページをご覧ください。

下段の住民情報系システム事業３，２３２万７，０００円の減額につきましては、地方公共団体情報システム標準化対応における移行時期を変更することから減額いたしております。

次に、３５ページをご覧ください。

中段の第３款民生費、定額減税不足額給付金給付事業３，５８５万１，０００円の減額につきましては、本来給付すべき給付額との間に不足が生じる場合に給付する交付金等について、決算見込みにより減額いたしております。

次に、４１ページをご覧ください。

中段の施設型給付・地域型保育事業２，８８０万円の増額につきましては、公定価格における人件費の上昇等により、加算する必要が生じましたことから増額いたしております。

下段の一般管理費１，７２５万２，０００円の減額につきましては、保育所における会計年度任用職員の配置が見込みを下回ったことなどから減額いたしております。

次に、４３ページをご覧ください。

下段の一般管理費１，９２６万６，０００円の増額につきましては、令和６年度生活保護費国庫負担金の精算により、過年度精算返還金を計上いたしております。

次に、４５ページをご覧ください。

下段の第４款衛生費、予防衛生事業２，６２５万円の減額につきましては、定期予防接種者が見込みを下回ったこと等から減額いたしております。

次に、５９ページをご覧ください。

中段の第８款土木費、和賀白川線整備事業２，２５０万円の減額につきましては、関係地権者との用地交渉において合意形成に時間を要する見込みであることから、土地鑑定手数料及び用地購入費を減額いたしております。

次に、６５ページをご覧ください。

上段の第９款消防費、消防防災設備整備事業７，４６０万円の減額につきましては、自家用発電設備に含まれる変圧器の基準変更があり、新基準に適合する変圧器の調達が見込めないことから、やむなく更新を見送ることとし、これに係る委託料及び工事請負費を減額いたしております。

次に、７１ページをご覧ください。

中段の第１２款諸支出金、減債基金積立金につきましては、普通交付税の追加交付において、臨時財政対策債の償還に係る措置分が前倒しして交付されたことなどに伴い１億２，６２８万６，０００円を増額し、その下のリニア中央新幹線亀山駅整備基金積立事業につきましては、ふるさと納税寄附金などの積立てとして、１，６２８万２，０００円を増額いたしております。

次に、７３ページをご覧ください。

中段の関宿にぎわいづくり基金積立金２，７９０万２，０００円につきましては、ふるさと納税寄附金などの積立てとして増額いたしております。

次に、７５ページをご覧ください。

中段の森林環境整備基金積立金２，１９０万９，０００円につきましては、森林経営管理事業の事

業進捗により積立てを行い、翌年度の事業執行に充当するものでございます。

続きまして、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

戻りまして、１１ページをご覧ください。

上段の第１款市税、法人税割３，７７０万円につきましては、決算見込みにより増額いたしております。

その下の第１１款地方交付税３億３，４２７万９，０００円につきましては、普通交付税の追加交付がございましたことから増額いたしております。

次に、１３ページをご覧ください。

下段の第１５款国庫支出金、施設型給付費・地域型保育給付費負担金３，１４５万６，０００円につきましては、令和６年度実績に基づく追加交付により増額いたしております。

次に、１５ページをご覧ください。

上段のデジタル基盤支援等補助金３，２３２万７，０００円の減額につきましては、住民情報系システム事業の減額に伴い減額し、重点支援地方創生臨時交付金３，５８５万１，０００円の減額につきましては、定額減税不足額給付金給付事業の決算見込みに合わせて減額いたしております。

次に、１７ページをご覧ください。

中段の第１６款県支出金、施設型給付費・地域型保育給付費補助金１，９５７万７，０００円につきましては、国庫支出金に準じて増額いたしております。

次に、１９ページをご覧ください。

下段の第１８款寄附金、ふるさと納税寄附金４，９６１万４，０００円の減額につきましては、ふるさと納税寄附者のご要望に応じた事業に配分するため減額し、その下の関宿にぎわいづくり基金寄附金２，７６１万円の増額などに配分をいたしました。

次に、２１ページをご覧ください。

下段の第１９款繰入金、財政調整基金繰入金の３億８，２３６万８，０００円の減額につきましては、今回の補正予算の財源調整により減額いたしております。

次に、２３ページをご覧ください。

中段の第２２款市債、道路整備事業債８，４５０万円の減額及び国土強靭化緊急対策事業債８，９８０万円の増額につきましては、有利な起債を活用するため、市債の借換えを行うものでございます。

また、緊急防災事業債７，９３０万円の減額につきましては、消防防災設備整備事業の減額に合わせて減額いたしております。

続きまして、議案第２０号令和７年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について補足説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の９３ページをご覧ください。

歳出の上段、第５款保健事業費、特定健康診査等事業費１８５万５，０００円の減額につきましては、受診者数が見込みを下回ったことなどから減額いたしております。

続きまして、歳入でございますが、戻りまして８７ページをご覧ください。

下段の第６款繰入金、国民健康保険事業運営基金繰入金８１７万１，０００円の減額につきましては、今回の補正予算の財源調整により減額いたしております。

続きまして、議案第２１号令和７年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について補足説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の１０３ページをご覧ください。

上段の第２款後期高齢者医療広域連合納付金８２０万円の増額につきましては、保険料等負担金などの額が確定したことに伴い、増額いたしております。

続きまして、歳入でございますが、戻りまして１０１ページをご覧ください。

上段の第１款後期高齢者医療保険料、普通徴収保険料現年分２，１６６万円の増額につきましては、被保険者の増加に伴う保険料の増額を計上いたしております。

続きまして、議案第２２号令和７年度亀山市下水道事業会計補正予算（第２号）について補足説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の１０７ページをご覧ください。

上段の収益的収入につきましては、流域下水道決算剰余金の確定に伴い、雑収益を４９０万円増額し、一般会計補助金４９０万円を減額いたしております。

次に、１０８ページをご覧ください。

上段の資本的収入につきましては、公共下水道事業債を６，７４０万円減額し、社会資本整備総合交付金の補正に伴い、国庫補助金を３，９２０万円減額いたしております。

下段の資本的支出につきましては、ポンプ場整備費の工事請負費を１億６６０万円減額し、処理場整備費の工事請負費を２２０万円減額いたしております。

以上、本年度各会計補正予算の補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（岡本公秀君）

副市長の補足説明は終わりました。

これにて上程各案に対する提案理由の説明は終わりました。

以上で本日の日程は終了しました。

次に、お諮りします。

明日２１日から３月３日までの１１日間は、議案精査のため休会をいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

明日２１日から３月３日までの１１日間は、休会することに決定しました。

次の会議は３月４日午前１０時から開き、令和８年度施政及び予算編成方針に対する代表質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後　１時４０分　散会）

令 和 ８ 年 ３ 月 ４ 日

亀 山 市 議 会 定 例 会 会 議 録 （第 ２ 号）

●議事日程（第２号）

令和８年３月４日（水）午前１０時　開議

第　　１　諸報告

第　　２　令和８年度施政及び予算編成方針に対する代表質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（１７名）

１番	古田吉昭君	２番	櫻木善仁君
３番	深水隆司君	４番	草川卓也君
５番	中島雅代君	６番	森　英之君
７番	今岡翔平君	８番	髙島　真君
９番	新　秀隆君	１０番	豊田恵理君
１１番	福沢美由紀君	１２番	森　美和子君
１３番	鈴木達夫君	１４番	岡本公秀君
１５番	伊藤彦太郎君	１６番	服部孝規君
１８番	櫻井清蔵君		

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀渕輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	総務財政部参事	佐藤康二君
市民文化部長	小林恵太君	市民文化部次長兼関支所長	北川明美君
市民文化部参事	関戸繁人君	健康福祉部長	林　秀臣君
子ども未来部長	高宮綾子君	産業環境部長	富田真左哉君
産業環境部参事	村田　博君	建設部長	高桐美智代君
上下水道部長	松永政司君	危機管理監	木田博人君
会計管理者	原　正一君	消防長	豊田達也君
消防部長	豊田賢治君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	谷川健次君	地域医療部長	小森達也君
教育長	中原　博君	教育部長	大平　守君
代表監査委員	上田寿男君	監査委員事務局長	高嶋美季君

選挙管理委員会 事　務　局　長	落　合　　巧　君	

●事務局職員

議会事務局長	大　泉　明　彦	書　　記	木　戸　将　文
書　　記	西　口　幸　伸	書　　記	山　北　康　仁

●会議の次第

（午前１０時００分　開議）

○議長（岡本公秀君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

なお、谷川地域医療統括官は公務のため午前中は欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承願います。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程（第２号）により取り進めます。

日程第１、諸報告をします。

監査委員から例月出納検査結果報告書２件、令和７年度財政援助団体等監査結果報告書及び指定管理者監査結果報告書が、また、公益社団法人亀山市シルバー人材センターから令和８年度事業計画収支予算書が提出され、それぞれ会議システムに保存してありますのでご覧おきください。

次に、日程第２、令和８年度施政及び予算編成方針に対する代表質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

１２番　森　美和子議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

おはようございます。

公明党の森美和子でございます。

代表質問、よろしくお願いをしたいと思います。

今回、令和８年度施政及び予算編成方針についてと、ひとりぼっちをつくらない重層的支援体制の進化についてお伺いをしたいと思います。

まず、施政及び予算編成方針についてでございますが、ニュースを見ておりますと、アメリカとイスラエルによるイランの攻撃が始まって、何か平和な世界に生きているということが当たり前ではなくなったような状況が、もうニュースを通じて私たちの目に飛び込んでくるわけですけど、コロナのパンデミックを経験して、それからロシアによるウクライナの戦争ももう４年過ぎましたけど、もう本当に市民生活というか、物価高騰によった様々な生活にしわ寄せが来ているということをつくづく感じている状況でございます。

本当にそういう中での令和８年度の４月がスタートするわけですけど、それに対する市長の思いを聞きたいなと思っております。

市民の命と暮らしを守るために令和８年度をどのように市長はかじ取りをされていくのか。行政

経営の重点方針で新年度を気概の年と位置づけられております。この新年度に関しましては、財政構造改革骨太方針の２０２４の集中改革期間の最終年になるということも言われておりますし、新たな総合計画がスタートする大事な年でもございます。

施政方針の中で市長は、亀山の未来は明るいと誰もが思える基盤を強化するとおっしゃいました。市長はどのような気概を持ってこの新年度をスタートさせていこうとされているのか、市長の決意をお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

１２番　森　美和子議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

令和８年度を気概の年と位置づけた市長の決意についてお答えをいたしたいと思います。

今も議員のほうからご紹介をいただきましたが、私たちは非常に大きな変化の時代に生きていることを実感いたしております。

ちょうど、昨年戦後８０年、昭和１００年ということで、これを経て国際秩序の流動化、人口減少やＤＸの加速、市民意識の多様化など、時代のうねりを感ぜずにはいられません。

また、国政におきまして、半世紀にわたったガソリン税の暫定税率の廃止、１７８万円の壁への引上げ、小学校給食の無償化、これは正確には負担軽減策でありますけれど、これらの政策転換など、このしばらくの間でのダイナミックな変化に対して、社会変革への胎動を覚えるところであります。世の中の空気が、国際情勢もそうでありますが、変わった感じがいたします。

その一方で、亀山市は昨年、新市施行から２０年の節目を迎えました。新市施行以来、着実な歩みを進めることができたことを大変感慨深く思います。この間の議員並びに市民の皆さん、あるいは職員の皆さんの奮闘、努力に対して敬意と感謝を申し上げたいと思います。

今日、地方自治体を取り巻く環境は大きな変革の中にありますが、私たちはこの２０年の歩みを土台にして、次なるステージへの懸命な歩みを進めていかなければなりません。そのような中で来る令和８年度には、ご紹介ありました新たに第３次亀山総合計画が始動いたします。緑の健都の実現へ、より着実に新しい段階へ進めたいと考えるものであります。

さらに、今後予想される大きな環境変化の波に適応するためには、さらに将来世代へツケを回さないためには、令和１１年までの６年間、特にここ３年間の集中改革期間において財政構造の刷新を急いで、これに備えなければなりません。

その具現化のため、第４次亀山市行財政改革大綱が新たにスタートする年でもあります。

今日、亀山のポテンシャルはさらに高まっております。くしくも昨日、三重県の発表でありますが、最新の合計特殊出生率でありますけど、県内１４市中で１．５３の第１位ということが発表されました。ご案内のように、年少人口比率の高さは１２年間にわたりトップレベルを維持、高齢化率は鈴鹿市に続く２番目に低い市であります。現状、人口減少の大きな流れにはあらがえませんが、これらは少し希望が持てる要素ではないでしょうか。

さらに、市内において半導体の産業技術拠点への胎動、幾つかの分野で新しい世代の芽生えなど、静かに明るい動きが始まっております。

これらを踏まえまして、従来から大事にしてまいりました、これは二宮尊徳の言葉でもありますが、分度・推譲の精神をいま一度心に刻みたいと思います。そして、この春の新しい総合計画と新しい行財政改革大綱のスタートダッシュに当たりまして、私自身はもとより、このオール市役所がこの困難に屈しない強い気概で臨む決意を表明させていただいたものでございます。しっかりこの令和８年度スタートダッシュを切って、５万市民の皆さんの期待に、そして未来へしっかりつながってまいりますように、全庁挙げて努力をしてまいりたいと考えております。

議員各位の深いご理解とご協力をよろしくお願い申し上げる次第でございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

市長の決意を聞かせていただきました。

合計特殊出生率１位、すごいことだと思います。本当に子育て支援策を亀山市、しっかりと力を入れてきたその結果だと思いますけど、その出生率に関しては１位になったかもしれませんけど、まだまだ施策としてはやっぱり遅れている部分もありますので、またそこはしっかりと議論をさせていただきたいなと思っております。高齢化率も鈴鹿市に次いで低い、それがどうなのかというのは分かりませんけど、高齢化率も低いというような状況だというお話もございました。

今、市長の決意を聞かせていただきましたが、次に新年度予算の特徴についてお伺いをしたいと思います。

先ほど、市長のほうからありましたように、いろんな大きな変化の中でのこの令和８年度というのはスタートになろうかと思いますので、その予算の特徴についてお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、この令和８年度の当初予算でありますが、第３次総合計画前期基本計画の初年度として、また、財政構造改革骨太方針２０２４の集中改革期間の最終年度として、歳入と歳出のバランスを見据えつつ、将来都市像の実現に向けた各種施策の推進と財政構造改革の両立を目指し、予算編成を行ってまいったものでございます。

この予算編成の過程におきましては、財政構造改革２年目として取り組んだ成果を当初予算に反映すべく様々な角度からアプローチを行い、中にはこれまで懸案であった内容に着手したものもございました。

例えば、事務事業の見直しとして、ごみ処理施設に係る副資材使用量の精査を行ってコスト削減につなげたことをはじめ、これまでの自治会長事務手数料を廃止し、自治会交付金に改めたこととか、小学校のプールにつきまして民間施設の活用により修繕費用の削減と業務の効率化につながったところでございます。

また、事務事業の効率化といたしまして、例えば観光プロモーション推進事業とか観光協会運営支援事業などを、かめぐりにぎわいづくり推進事業として集約して再構築をするなど、これまで別々の事業として組み立てておりました事業を、枠組みを変えて事業再編するなどによりまして、事業内における優先度の見える化と業務の効率化を図り、歳出削減につなげる事業自体の削減に取

り組みました結果、本年度に比べまして４０事業の削減となったところでございます。

さらには、心身障がい児童福祉手当や重度心身障がい者介助者手当の廃止やがん検診の自己負担金の見直し、企業会計への繰入れの見直しなど、これまでの制度変更にも取り組んだところであります。

このような、行政サービスの質を落とさずに持続的な制度に総点検をしていくような作業を通じまして、その結果、人件費や扶助費などが継続的に増加する中にありましても、一般会計における一般財源額は前年度比４，３５０万円減でございまして、令和８年度行政経営の重点方針に掲げました１６０億円を下回ったところでございます。ちょうど１年前のこの予算議会でも、議員からはこの１５０億、１６０億という一般財源の取扱いにご指摘をいただいておりましたけれど、今回ここは１６０億円を下回ったという状況でございます。

また、これらを受けまして、財政調整基金残高でありますが、令和７年度末で１７億７，０００万円程度となる見込みでございまして、令和８年度末の財政調整基金残高は、それを上回る水準まで回復できるものと考えております。

いずれにいたしましても、これは少し中期で様々なことを動かしていく中の、本当にまだまだ段階的な状況であろうかと思いますが、しかし、限られた条件の中でこの新年度の予算編成をしっかり進めてまいったところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

ありがとうございます。

なかなか、そのスクラップ・アンド・ビルドといっても、スクラップの部分というのは予算には反映されてきませんので、なかなか見えにくい部分もあろうかと思いますが、今説明があったように事業の再編とか、そういう努力を一生懸命やられたんだなということをすごく感じさせていただきました。

市長の行政経営重点方針に掲げられた１６０億の壁というのが達成できたというお話が今ございました。

それでは、次に、新年度に取り組む主な事業についてお伺いをしたいと思います。

まず、主な事業をおっしゃっていただきたいなと思っております。

○議長（岡本公秀君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

おはようございます。

第３次総合計画前期基本計画実施計画の初年度となります令和８年度に取り組む主な事業を、前期基本計画の政策のタイプごとに申し上げますと、まず政策の大綱１．まちの活力とにぎわいの向上では、亀山公園内のますみ児童園及び北公園の遊具等の改修を行い、公園利用者の利便性の向上を図る公園施設長寿命化事業や、地域資源を活用したまちづくり観光の推進を通じて、本市の知名度向上と誘客促進を図るかめぐりにぎわいづくり推進事業など、主要事業１３事業に取り組んでまいります。

次に、政策の大綱２．子どもたちの成長と学びを支える環境の充実では、訪問型に加え、新たに宿泊型、通所型にも取り組む産後ケア事業や、５歳児健康診査の段階的実施を図る子育て世代包括支援事業をはじめ、常勤の放課後児童支援員２名配置への基準額を設け、充実を図る放課後児童クラブ事業、さらには、本年度４月から亀山中学校及び中部中学校で全員喫食制給食を実施する中学校給食実施事業、令和９年度夏季からの使用開始に向け、小・中学校の特別教室等への空調設備整備に向けた調査設計、整備工事を進める小中学校空調設備整備事業、また、民間施設を活用したプール授業を実施する小学校プール民間施設活用事業など、主要事業１５事業に取り組んでまいります。

次いで政策の大綱３．自然との共生と次世代への継承では、生物多様性を保全し、豊かな自然を次世代へ継承するネイチャーポジティブまちづくり推進事業や、鳥獣被害防止対策推進協議会等と連携しＩＣＴを活用した獣害対策に取り組むスマート獣害対策推進事業など、主要事業７事業に取り組んでまいります。

続いて、政策の大綱４．健やかでいきいきと活躍できる社会の形成では、ラジオ体操、ウオーキング等をきっかけとした地域での健康活動の促進を図るかめやまるごと健康プロジェクト推進事業や、おたふく風邪の２回目接種を新たに助成対象に追加をいたしました予防接種費用助成事業、また属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援等を一体的に実施する地域福祉力向上重層支援体制整備事業など、主要事業１８事業に取り組んでまいります。

次いで政策の大綱５．安全で快適な生活空間の創出では、防災減災対策の強化に向けまして、防災重点農業用ため池の老朽化への対策を進める防災重点農業用ため池整備事業をはじめ、国の社会資本整備総合交付金を活用し整備を進めます都市計画道路整備事業（和賀白川線）及び道路新設改良事業（川合９号線）、また、上下水道の強靭化を図る水道施設耐震化整備事業及び下水道ストックマネジメント対策事業など主要事業１７事業に取り組んでまいります。

最後に、政策の大綱６．多様な連携と交流によるまちの活性化では、地域まちづくり活動を促進する地域まちづくり協議会支援事業や、国の地域活性化企業人制度を活用し、地域ブランドの再構築を図る都市ブランディング推進事業、本市への移住促進と関係人口の創出を図る移住交流促進事業など、主要事業５事業に取り組んでまいります。

これらの事業に行政経営に係る事業も含めた令和８年度に取り組む主要事業の全体としましては、新規事業が１０事業、充実させた事業が１４事業、継続して取り組む事業が５４事業の合計７８事業でございまして、その予算額は全会計で４７億１，３２９万６，０００円となり、さらに標準予算の事業も合わせまして、前期基本計画に掲げた関連施策を積極的に推進することといたしております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

７８事業を令和８年度は行っていくというお話でございました。

大きな主要事業を見ますと、何か華やかなというか、目玉的な事業というのはあんまり見当たらないのかなって。それはやっぱり財政が厳しい中で、非常に努力をして組み立てた予算なんだろうなというふうに感じるところでございますが、さもいえ、今事業の紹介をしていただきましたが、

市民生活に大きく影響があるような非常に大事な事業もたくさんありますので、しっかりと進めていただきたいと思っております。

どうか、今も財政厳しいという話をしましたけど、その思いが、すごい事業をやっぱりやっていただく現場のモチベーションを上げるということも一つと、それから市民が受ける亀山非常に厳しいと、財政厳しいというその思いで閉塞感が漂わないような、やっぱりそれは市長のリーダーシップでしっかりとアピールをしていただいて、亀山市こんだけ事業をやっていくんだと、１つ１つの事業に皆さん、執行部の皆さんは、やっぱりこう何というかな、誇りを持ってやられていると思いますので、それをしっかりと市長がアピールをしていただけるようにお願いをしたいと思います。

次に、中期財政見通しについてお伺いをしたいと思います。

その前に、すみません、さっきのスクラップの部分をもうちょっと何か具体的に、スクラップ・アンド・ビルドの部分で今回努力してやめた部分を、少し市長言っていただきましたが、もしそれが答弁できるんであればしていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

佐藤総務財政部参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

おはようございます。

議員先ほどお尋ねいただきましたスクラップの内容でございます。

幾つかスクラップはございますが、大まかに言いますと、これまでの事業を再編するというふうな大きなことがございました。

例えば３つの事業を１つにするということで、例えば２つの事業がなくなるというふうなこともございますので、なかなか完全になくしたというのはやはりこれまでのサービスもございますので、行政サービスを低下させないためにも、そういったいわゆる統廃合というのを主に進めたところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

言われるように、本当に市民生活に影響が与えられるようなスクラップであってはならないと思いますので、そこら辺はまたよろしくお願いをしたいと思います。

次に、中期財政見通しについてお伺いをしたいと思います。

令和８年度から４年間の財政見通しが示されました。

目減りをしているこの財調を、何とか４年間で２５億の目標達成にしていかなければならないというものでございますが、今まで財調というのは政策予算の財源として使われてきたという風潮が、亀山市の予算編成の在り方としてはあったんだと思いますが、議会の議論でもありましたが、やっぱりいざというときに使わないといけないお金をそういうふうに使ってはいけないんじゃないかという議論もございました。財調に依存しない財政の見通しを立てるということは非常に大事だと思いますが、まず財政調整基金の見通しについてお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

財政調整基金の見通しでございます。

こちらにつきましては、お示しをしております中期財政見通しによりまして、令和８年度から令和１１年度までの各年度において、第３次総合計画前期基本計画にかける事業を見込んだ上で試算をしておりまして、それによりますと、令和１１年度末財政調整基金残高は２５億円以上を達成するというふうな見込みでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

すごい努力をして積み上げていくというような見通しを、中期財政見通しを見させていただくと感じるんですけど、財調の繰入金も５億以下、今まで結構大きく財調から繰入れをしておりましたのでそういう努力、それから市税収入もあの見通しを見ていますと、毎年１００億円ほどぐらいしか市税収入も入らないというような試算をされておりますので、その大きくプラスになるということはないのかなという中で、あれだけやろうと思うとどうしても事業を縮小するようなイメージがありますけど、そういう中でやっていくという、大型事業はその後にどっと出てきますので、そういう部分で努力をした試算なのかなと思いますが、それでも、やっぱり投資的経費も令和８年度以降はかなり抑えたものになっております。先ほどから出ておりますこの第３次総合計画が４月からスタートしますけど、この総合計画に掲げた施策がきちっと推進できるのか、その影響がないのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

まず、一般的に投資的経費とは、道路、橋梁、河川、公園などの整備費で、いわゆるインフラ整備やハード事業に区分されるものでございます。

この中期財政見通しにおける投資的経費でございますが、標準的経費、政策的経費ともに総合計画前期基本計画などで見込んでいる事業費を積み上げた結果、全体の見込みが減少するものでございます。

その中で、期間中に減少すると見込んでいる主な事業もございまして、こういった事業を進めてまいるところでございますが、これらにつきましては、先ほども申しましたこの期間内で実施する事業を積み上げた結果でございますので、これによりまして市民生活に影響を及ぼすものではございません。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

市民生活に大きな影響はないということで確認をさせていただきました。

ただ、そのインフラも今いろんな老朽化とかで、いろいろと様々な市で大きな問題が起こっておりますので、どこでお金がかかってくるかというのはまだ全く読めませんけど、そういう形でやっていくということで確認をさせていただきました。

次に、行政経営についてお伺いをしたいと思います。

組織力、人材育成の強化と働き方改革の推進では、亀山市人材育成基本方針に基づいて、ヒューマンリソースマネジメントの推進、それから職員のエンゲージメントの向上、さらなる働き方改革に取り組むとありました。

この人材育成基本方針は、平成２９年に改定版として議会に示されておりました。したがって中身は第２次総合計画に沿った、そのスタートに合わせたものであると認識をしております。

この基本方針見ますと、実施期間も平成３７年度、つまり令和７年度となっております。中身がそんなに大きく変わらないとしても、このスタートに合わせてこの基本方針も改定する必要があると考えますが、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

亀山市人材育成基本方針につきましては、職員の能力開発、資質向上を図る人材育成の基本的な方向性を示すものであり、現代に適応した人事制度や人材育成に取り組むことにより、高度化、多様化する行政需要に対応できる組織の構築を目指して定めているものでございます。

人材育成基本方針は、最初平成１９年に策定しておりまして、その後平成２４年に改定、それと現行の基本方針につきましては先ほどご紹介いただきました平成２９年に改定したもので、実施期間につきましては第２次総合計画の計画期間である令和７年度までといたしております。そのため、課題等を検証の上、総務省が提示する人材育成・確保基本方針策定指針等を踏まえて、現在、令和８年度からの新たな人材育成基本方針の策定作業を行っているところでございます。

なお、新たな人材育成基本方針は第３次亀山市総合計画に位置づける施策を着実に推進していく人材育成を目的とするものでありますことから、実施期間は第３次総合計画の計画期間と同様に、令和１５年度までといたします。

また、近年、社会情勢や行政需要の変化等により、地方自治体を取り巻く状況が大きく変化しており、今後も起こり得ることが考えられます。そのため、本市の人材育成の方向性に変更が生じた場合は、必要に応じて計画期間の間でも見直しを行ってまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

まだ、出来上がっていないということですよね。議会には示していただいていませんので、今年度中にはできるというお話でございました。

市長の施政方針を聞かせていただいた中で、この新たな第３次総合計画もこの３月定例会で議決をしてスタートをする。第４次行財政改革大綱も、今最終案に対して議会の意見を出して、その後多分パブコメもあるのかな。４月から始まるものに対していつもぎりぎりなんです。この総合計画だけじゃなくて、また行財政改革大綱だけじゃなくて、最近の傾向として、やっぱりもう次の月にはしなければならないものがぎりぎりまで滞っているというか、示されていないというような状況が非常に見受けられるような気がします。

やっぱり、そこはしっかりと、次の月から次年度にやるということがきちっと示された中で議論

ができるようにしていただきたいなと思いますし、もし人材が少ないんであれば、これは軽々に人を増やせと言えませんけど、人数の制限があるんだと思いますので。そうであるならば、横断的に計画に対してしっかりと人材の配置ができるような、やっぱりそこは非常にこの市長の施政方針を聞かせていただいた中で厳しいなと。そこら辺の計画の提出の在り方というのがぎりぎりになっているというのが非常に残念なので。今特にここ近年そういう傾向があります。

多分現場は一生懸命頑張っていただいているんだと思いますので、そこに人が足らないんであれば、しっかりとそこのその期間だけでも人を配置するなり工夫をしていただきながらやっていただきたいなということを強く感じましたので、答弁要りませんけど、そこは指摘をさせていただきたいと思っております。

じゃあ、最後の項に移らせていただきます。

ひとりぼっちをつくらない重層的支援体制の進化について、この重層的支援体制は何度も私もこの議会で取り上げさせていただいてまいりましたし、市長もしっかりと力を入れていただいている。私は、亀山市の今この体制、できている体制は亀山市の宝だなと思っています。

本当に現場で頑張っていただいている。よく言われますけれども、課題がその家庭に見えたときに、その把握をしたそこが、何というかな、支援が始まったのが終わりではなくて、そこがスタートになりますので、いつまで続くか分かんないような状況の中で現場の職員はすごい頑張っていただいておりますので、改めて本当に携わっている皆さんに感謝したいと思っております。

相談体制はもう本当に出来上がったなと私は思っていますけど、今一番問題なのは出口支援。これは就労なり社会に結びつけていくということが非常に、自立に向けた動きが大事だなというふうに思っております。

それで、この就労につながるような取組を今どのようにされているのか、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

林健康福祉部長。

○健康福祉部長（林　秀臣君登壇）

重層的支援体制整備事業につきましては、相談の入り口となりますケースは、つながるシートなどを活用しながら情報交換などを行う支援会議を随時開催させていただいたり、世帯の支援の方向性を示すようなトータルケアプランの作成や管理を行うような相談支援包括化ケアサポート会議を、毎月市と社協が中心になって多様な機関が連携して相談体制を実施するような会議も開催させていただいております。

そうした会議等を通じまして、訪問を主体とした支援を継続的に行っておりまして、本年度も５２件の新しい相談がございました。こういった形で相談を受けさせていただいている中で、議員お尋ねのその出口になる部分でございますけれども、市の相談支援包括化支援推進員と市社会福祉協議会に配置しておりますＣＳＷ、コミュニティソーシャルワーカーが連携をいたしまして、社会とのつながりをつくるための支援や、利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくって、本人の定着支援と受入先の支援を行うというような参加支援事業を実施しております。

既存の福祉サービスを利用することができないような相談のはざまの方の個別の就労ニーズに対応できるような取組といたしましても、市内外の福祉サービス事業者や民間企業に就労体験の場を

提供いただくような就労体験等を実施いたしまして、本年度もこれまでに７名の方が９つの事業所のほうに参加をいただいているところでございます。

また、こういった対面でのコミュニケーションというようなことがなかなか難しい方や、外出ができないというようなひきこもり状態のある方につきましては、個人を特定されることなく安心して気軽に参加できるようなインターネットを活用したオンライン居場所、こちらの運営をいたしまして、社会参加に結びつく仕組みづくりを進めております。これについては本年度４名の方が継続的に参加をいただいておりますが、もう少し増えていけるような形が望ましいのかなというふうには考えております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

様々な方法で取組をしていただいているということを確認させていただきました。

市内の方から、私こんなメールをいただきました。

亀山市は、就労に向けた準備段階で、就労に結びつく体験などができる場が少ないということでした。自立に向けた就労の場の確保というのは重要なんですけど、その就労意欲が出てきてもなかなかすぐ就労に結びつかない。その体験、先ほど少し体験もあるというふうにおっしゃったんですけど、その方が言うには、長続きしなくてもオーケー、それから休んでもオーケー、それから失敗してもオーケー、そういった緩い就労体験の場がほしいなというふうなお話でした。ひきこもりをされている方がいきなり就労といってもできないので、そういった場所を早くから体験ができるような場所が亀山市にほしいなというようなお話をいただきました。

多分受け入れる企業とか商店とか事業所さんというのは、もう途中でやめるとか、途中で休むとかというところが想定されて、そういう人を受け入れるという企業さんというのはなかなかいないんだと思うんですけど、でも本当にその一人一人がしっかりと自立をしていくための訓練の場ということをしっかりとご理解をいただきながら、その場をどうか増やしていく努力をしていただきたいなということを思います。

市内には放課後等デイサービス、これは何か所も事業所がございますが、就労体験型放課後等デイサービスというのがあるそうです。そういうところに体験を、準備をしていくというような、そういった体制があると聞いておりますが、市内にあるのか。もしなかったとしても、そういう働きかけができるのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

林部長。

○健康福祉部長（林　秀臣君登壇）

議員お尋ねの就労支援型の放課後デイサービスにつきましては、現時点では市内のほうで展開されているところはございませんが、鈴鹿・亀山圏域の中では実施をされているところがありまして、それを利用していただくということは可能という状況になっております。

現在そういった事業を鈴鹿市でやられている事業者の中には、市内にも同じ事業所を持っておられるところもございますので、具体的な話をしているというわけではございませんが、機会を通じてそのような形についても話をしていくことは可能ではないかというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

ぜひお願いをしたいなと思います。

やっぱり、早い段階から自立に向けた働きかけ、これは準備ですので、挨拶の仕方とか、本当にささいな日常生活のことで、社会にちゃんと出ていけるような準備をしていくというようなことも聞いておりますので、本当にそういうような状況をつくって、ぜひいただきたいなと思っております。

この重層的支援体制については、本当にしっかりと亀山の宝として、これからも市長を先頭に進化をさせていっていただきたいと思いますし、そこから自立に向けて出ていくことが、出口支援につながれるような人を１人でもつくっていけられるようにお願いをして、ちょっと早いですけど終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

１２番　森　美和子議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午前１０時４３分　休憩）

（午前１０時５２分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１３番　鈴木達夫議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

おはようございます。

卒業式の季節になりました。入学式も間近です。亀山市の明るくて暖かい春が来るかどうかという意味も含めまして、令和８年度施政及び予算編成方針についての代表質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

まず１項目として、第３次総合計画前期基本計画のスタートの年としての令和８年度の立ち位置についてというようなテーマを３つ上げまして質問をします。

この４月から始まる令和８年度は、単に新たな年の施策や予算が始まるだけでなく、向こう８年、１０年を見据えた総合計画前期基本計画のスタートの年でもございます。その意味で、このスタートダッシュが方向性を間違えずに、力強く、着実にスタートできるかと、そんな意味合いで質問を始めたいと思います。よろしくお願いします。

まず、亀山の未来は明るいについてというテーマの項でございますが、今議会市長は令和８年度施政及び予算方針の結びの中でこうコメントをされています。

結びに、私たちは今、大きな社会構造の転換期に生きています。時代の変化が加速する中、誰もが幸福実感できる健やかな日々につながるよう、また、亀山の未来は明るいと誰もがそう言える未来への基盤を強化したいと思いますということでございます。

私は、この亀山の未来は明るいというワードを、ここのところずっと総合計画の骨子案、あるい

は最終案に対する会派からの意見、あるいはその回答をいただく、そういうやり取りの中で、亀山の未来は明るいというワードというか雰囲気がなかなか見いだせなかった、探しきれなかったみたいなことがあって、これは後で政策部長とやりますけれども、それでは市長に早速質問をさせていただきます。

亀山の未来は明るいと誰もがそう言える未来への基盤を強化したいと思います、私は非常にこれはね、解読が自分は難解だったんです。そういうメッセージだと思っているんです。また偏屈なこう見方をしますと、今の昨今の社会経済の不確実で不透明な時勢にあっては、現状では亀山の未来は明るいと言えない。明るいと言える未来は、これから、今からその基盤をつくっていくそういう意味なのか。私はそんなふうにも読んだんです。それらを含め、この結びのメッセージ、決意に込められた市長の率直な思いを解説いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（岡本公秀君）

１３番　鈴木達夫議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

お尋ねの施政方針での亀山の未来は明るいと誰もが言える未来への基盤を強化したいという私自身の思いについて、お答えをさせていただきたいと思います。

少し先ほどの森議員にお答えした部分と重複する部分はお許しをいただきたいと思いますが、まず、私たちは今、大きな時代の変化の中に生きております。

戦後８０年、昭和１００年を経て、国際秩序の流動化、人口減少やＤＸの加速、市民意識の多様化など、時代のうねりを感ぜずにはいられません。

また、国政におきましても、半世紀にわたったガソリン税暫定税率の廃止、１７８万円の壁への引上げ、さらに小学校の学校給食の無償化などの政策転換など、このしばらくの間での国際情勢もそうでありますが、ダイナミックなこの変化について社会変革の胎動を感じる昨今でございます。

その一方で、亀山市は昨年、新市施行から２０年の節目を迎えました。新市施行以来、着実な歩みを進めることができたことを感慨深く思うところであります。今日、ご案内のように、地方自治体を取り巻く環境は大きな変革の中にありますが、しかし、亀山のポテンシャルはさらに高まっていると考えるところでございます。

先ほど森議員にもお答えをさせていただきましたが、ちょうど県内１４市中、最新の合計特殊出生率では１．５３の第１位、また、年少人口比率の高さは１２年間にわたりトップレベルを維持、高齢化率は鈴鹿市さんに続く２番目に低いまちでございます。人口減少の大きな流れにはあらがえませんけれど、少しそういう視点からは希望の持てる明るい要素の一つではないかと考えるところであります。

さらに、市内において半導体の産業技術拠点への胎動、幾つかの分野で新しい世代の皆さんの芽生えや活動など、静かに明るい動きが始まっていると感じているところであります。

そのような中で、来る令和８年度には第３次亀山市総合計画が始動いたします。緑の健都の実現へ、より着実に新しい段階へ進めたいと考えるものであります。

さらに、今後予想される大きな環境変化の波に適応するためには、また、将来世代へツケを回さないためには、令和１１年度までの６年間、特にこの前半３年間の集中改革期間において財政構造

の刷新を急いで、これに備えることは必然だと考えるところであります。

その具現化のため、この春第４次の行財政改革大綱を新たにスタートさせるものでございます。

今議会に提案をいたしております新しい総合計画グリーンプラン２．０も新しい行財政改革大綱のいずれも、その理念と目的は次代へつなぐ持続可能性であります。この具現化こそ、未来への明るい基盤強化につながるものと確信をいたすものでございます。

あわせまして、今だけよければよい、これさえよければよいという昨今の、少し触れられましたが、この社会の風潮、非常に刹那的な社会や政治の風潮、それから世代間の分断とか利己主義や批判と対立などとは無縁の、健やかで包容力ある共生社会、品格ある地域社会を亀山市の次世代へ継承をさせたいと強く願うものでございます。

ややもすると、このまちの状況、先ほど森議員もおっしゃられましたが、じゃあ、亀山に宝となるような明るい要素って、重層もしかりでありますし、子育て支援とか様々な目に見えない有形・無形のものがたくさんあるわけでありますが、こういうものがしっかり市民の皆さんに伝わること。伝わっていない、自虐的なそういうことでは、やっぱり明るい希望は市民の皆さんには持てないだろうと思います。

したがいまして、亀山市は、本当に亀山の未来は明るいと誰もが感じていただけるような未来へ、そういうまちの風土、それから行政の政策、財政の基盤、こういうものをしっかり確立をさせていかなくてはならないと、そういう局面にあるという思いを施政方針の結びに記載をさせていただいたものでございます。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

ありがとうございます。

時代の大きなうねりを感じる中で国政においての施策変化や社会変化の非常に胎動を感じる中で、私は明るいと言える未来は、これから、今からその基盤をつくっていくと読んでしまうという発言がありますが、今の市長のご答弁ですと、今でもしっかりとしたポテンシャルは亀山市にはあるんだと、たくさんの宝、資源がある、これをしっかりと伝えていく。一部具体的に合計特殊出生率とかあるいは高齢化率等の明るい数字も最近聞いていると。つまり、今でも明るいと言える未来の基盤はできているんだというような答弁だと解釈をさせていただきました。ちょっと、うまくそしゃくできなかったんですけれどもね。

この亀山の明るい未来とは、総合計画の中ではどんな捉え方をしておるんかということは後ほどさせていただきます。

次に、ちょっと視点を変えて、あえて副市長に質問を用意しました。

およそ４年前、副市長就任のご挨拶の中で、私はこんなふうにおっしゃったかなと思って。くしくも今後４年間の間は、第３次総合計画の策定がある。第２次の総計の実践と併せて第３次総合計画につなげる期間でもあると。それらを含め、あるいはそれらを主に、市政発展に努めたいと、そんな旨の僕は発言だったと覚えています。

質問として２つ。

１つは、副市長、満足のいく総合計画の策定ができたと思うかと。

それからもう１つ。令和８年度の当初予算は、各施策の推進と財政構造改革の両立を目指し編成に当たったということでございますが、行革については後ほど財政に聞くんですけれども、各施策の推進、市民への十分な行政サービスの推進、展開が図られた中での総合計画のスタートを迎えられる予算となったか、所見をいただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

山本副市長。

○副市長（山本伸治君登壇）

まず、本議会にご提案を申し上げております第３次総合計画の策定に当たりましては、私が庁内策定組織の委員長を務めてまいりました。本市の多彩な魅力や強みを最大限に発揮させながら、持続的に発展し続けられる緑の健都かめやまの実現に向け、様々な角度から全庁的に協議検討を重ねてきたところでございます。

そのようなプロセスを経て、今回新たな市の最上位計画としてしっかりと取りまとめができたものと考えているところでございます。

また、その総合計画が市民の皆様の行政サービスの推進、展開が図られるような予算となったのかというお尋ねにつきましては、令和８年度におきましては前期基本計画に位置づけました施策の推進に向け様々な各分野にわたり、主要事業として７８事業、予算総額として約４７億円を計上いたしたところでございます。

さらに、関連いたします標準予算の事業を加え、これらの取組をしっかりと前へ進めていくことで、第３次総合計画のスタートダッシュが図られるものと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

委員長としてしっかり取りまとめができたと。７８事業、４７億円の予算をしっかりと計上できたと。これからはそれをしっかり推進していくんだというような答弁かと思います。

この項の最後に、総合計画担当の政策部長に伺い、質問をしたいと思います。

冒頭、私は亀山の未来は明るいという言葉を心待ちしていたと申し上げたんですけれども、昨今の世界や国の社会経済動向、あるいは最近のトランプさんの横行による悪影響、そういうことは別に、亀山市、特に行政面で眺めてみますと、新庁舎は令和１２年の開庁予定がいきなり６年ほど延伸したと。話題になるコストコも開店もいまだ見えてこない。令和６年頃にはどうにかリニアの駅位置が決定されるといいながらもなかなか見えてこない。物価高、それによる行政コストの著しい高騰、あるいは最優先するんだというごみの新しい施設の基本構想もまだできていないし、各種計画にあっても、先ほど森議員もおっしゃっていたんですけれども、もう期限いっぱいの中で、ばたばたの中で我々が熟慮するいとまもない間に進められている。大ざっぱに言うなら、もう物事が差し迫って、時間的にも物理的にも余裕すらなく身動きが取れないような、せっぱ詰まったような状態であるように見える場合も、私はあるんですね。

それで、政策部長、提示された総合計画基本構想の冒頭部分の中で、亀山の未来は明るいをイメージさせる文の中で、次なる都市成長に向けた千載一遇の機会を迎えつつありますということがうたってあるんです。千年に一度、あるいはそれがあるかないかというもう本当にチャンスだと。そ

れ亀山の都市成長、総合計画の中ではもう発展期というような記載もあるんですけれども、この亀山の都市成長発展期とはどんなイメージなのか、少し解説をお願いしたいと思います。

もう一つ併せて聞きます。

その千載一遇の機会を迎えつつあると書いてあるんですけれども、我々市民はこの千載一遇のチャンスを、前期・後期の８年間の総合計画の中で市民はその一端を体感できるんでしょうか。あるいは長期展望に向けて、その動きというか芽吹きというのは今見られるんでしょうか。２つ質問。

○議長（岡本公秀君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

まず、第３次総合計画の基本構想の中におけます次なる都市成長とはというご質問をいただきましたが、次なる都市成長とは、本市の強みである人流や物流の交通拠点性を発揮し、次世代型産業等の立地による産業構造の重層化でありますとか、中心拠点の活性化等が図れ、また、鈴鹿亀山道路やリニア中央新幹線三重県駅の実現によって高速交通、広域交通機能が拡充されて、まちの活気やにぎわいが一段と高まっている状態であるというふうに考えております。

現在市内におきまして、半導体後工程自動化実証ラインの構築など産業技術拠点あるいは産業集積に向けた動きでありますとか、鈴鹿亀山道路の整備促進、リニア中央新幹線名古屋大阪間の概略駅位置の設定等に向けたボーリング調査の実施など、将来の都市成長に向けた胎動や芽吹きも見られるところでございます。

今後もこうした動向を注視しつつ、これらをさらなる都市成長につなげてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

それでは、次世代産業、あるいはリニアもそうなんですけれども、そういう芽吹きというか胎動を見られるというような答弁をいただいているんですけれども、今回提案をいただいている総合計画基本構想の基本的な考え方が、骨子案の中で第３次総合計画における将来都市像の基本的な考え方というところに示されています。

ちょっと読んでみますね。

しかしながら、期待される将来の発展期は必然ではない。同時に、おおむね１０年先まではその成長期へと向かう途中であるから、その過程におけるまちの活力や魅力の蓄積こそが新たな都市成長を確実なものとしていくというような書き込みがあるんです。

そうしてみますと、この基本的な考え方で示された向こう８年の立ち位置というのは、１０年先まではその成長期の途中であると。だからこそ、その活力と亀山の持っている資源、活力と魅力の蓄積の期間である、過渡期である。しかしながら、その発展期は成長期も必然ではないと。それが第３次総合計画の基本的な考え方と受け取っていいのかということです。そういう中で令和８年がスタートすると理解していいのか。成長期の途中の期間である、活力と魅力の蓄積の期間である、過渡期である、発展期も成長期もこれは必然ではないと。そういう中で第３次総合計画がスタートするという理解をしていいのか、答弁をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

先ほど議員お触れいただきましたのは、第３次総合計画の骨子案で私どもがお示しをさせていただいた将来都市像の基本的な考え方についてだろうと思いますが、それにつきましては、将来都市像を整理していくための基本的な考え方として中間にお示ししたものでございます。

今議会にご提案を申し上げております基本構想の策定に係る将来都市像の考え方といたしましては、基本的には自然、歴史、産業が調和をし、人の優しさやつながりのある住みよさ、心地よさなどこれまでの緑の健都をコンセプトとしたまちづくりを継承しつつ、まちの活力や魅力を高めながらさらに充実を図っていこうとするものでございます。

一方で、先ほども触れさせていただきましたが、本市は市の強みである交通拠点性を発揮させていくことで将来の産業の重層化や中心拠点の活性化等が期待でき、それは高速交通、広域交通機能の拡充による加速化も見込まれますことから、次なる都市成長に向けた千載一遇のチャンスを迎えつつあるというふうに考えております。

そうした中で、多様な地域資源を活用しつつ、まちとそこに暮らす人々を最良な状態に保てるよう持続的に発展できるまちを形成していくことで地域幸福度、ウエルビーイングの向上につなげ、次なる都市成長も含めたよりよい未来を創造していくことを目指していくというものが、第３次総合計画の基本構想の将来都市像の考え方でございます。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

私が先ほど読み上げたのは骨子案であって、最終案ではないということですね。

ただし、やはり骨子案の中で述べられた考え方、あるいは理念みたいなものはやはり底辺にはあると思うんですよ。都市成長だけでなく、都市成長を含めた発展を期待していくというような表現に変わってきたんですけれども、我々が見た中ではやはり都市成長あるいは発展期、これが目指す亀山だと。その中での今の向こう８年は過渡期であって蓄積であるというような考え方は、当然底辺には、これは総合計画審議委員も含めて、ある中で策定されたと理解をさせていただきます。

次に、気概の年についてということで、これは森議員も、あるいは先ほどの市長の答弁の中でも説明をいただきましたので、私はこれも併せて３番の分度の認識についても含めて質問をさせていただきます。

まず、施政及び予算編成方針では、歳入の範囲内で歳出の限度を定めて行政経営を行う分度の認識を全庁で共有しつつ、各種政策の推進と財政構造改革の両立を目指しながら予算編成を行ったとのことでございます。

まず、総務部長にちょっと側面的な質問が初めになりますが、我々はとかく、行政資源としては政策を、あるいは事業を進めるための予算というお金を前提に、そのお金の適正運用みたいなものを一つのメジャーというか巻尺としてしまうんですけれども、先ほど森議員も触れられました人的配置とか適正配置、これがしっかりなされているかが私は大きな視点だとも考えるんです。働き方改革とうたわれている、叫ばれている中で、庁内的にもいわゆる人材不足は失礼、人手不足とか、

これは大きな声あるいは空気が庁内的に漂っているような私も気がするんです。必要なところに必要なマンパワーが配置されてこそ、いわゆる気概の年のスタートができるとも感じるんです。

そういう意味で、人事を扱う総務財政部長としてそんな声あるいは空気というものを感じているか。感じていながらも分度の認識の中でしようがないんだと、各種政策推進を図らざるを得ないという認識なのか。人的パワーについてどう考えているか、どういう空気を感じているか答弁願います。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

各部局の人員配置につきましては、毎年度部長、課長等の所属長へのヒアリングを実施し、次年度の事務内容でありますとか業務量を勘案の上、常に適正な人員配置に努めているところでございます。

また、職員数は定員適正化計画により管理しているところでございますが、少子化等に伴う労働力人口の減少それと民間企業の採用状況等の影響により、近年必要な職員数の確保が難しい状況となっております。

行政運営のための資源として、人、物、金、情報と言ったりもしますが、その中でも人は最も大切とも言えると思っておりまして、令和８年度は行政経営の重点方針の一つに組織成長を支えるＨＲＭ、ヒューマンリソースマネジメントを掲げ、効率的、効果的な職員採用、育成、配置などにより、職員個々の能力を生かせる組織体制の下、職員エンゲージメントの向上、組織力の強化を目指してまいるものでございます。

そのような中、庁内において人手不足の空気が漂っているのではないかとのことでございますが、私といたしましては、職員は様々な事務や現場を担っておりますが、各職場におきましては多くの業務を担い、ともすると突発的な事態に対応するために様々な状況がございます。そういった中で、公務員として強い使命感とやる気を持って日々業務に努力いただいていると感じておるところでございますので、マイナスといった空気感ではなくて、意欲的に頑張っていただいているというふうに感じているところでございます。

また、急な欠員が生じた場合などにおきましても、所属において業務量を調整の上、職員間で協力を行うとともに、状況によっては会計年度任用職員を配置するなど対応し、事務を進めております。

業務が複雑化、多様化し、そういった中で業務の効率化、これも当然重要ではございますが、今後におきましても各職場の状況をしっかり見極めながら、確実な人材の確保と適正な人員配置に努めてまいりたいというふうに考えております。

なお、給付金給付事業など一時的な事務量の増大に対しましては、これまでも現在も、プロジェクトチームの設置や必要に応じましては全庁体制による応援、さらには喫緊の行政課題に対応するためタスクフォース的な組織を設置するなど、適切に対応いたしているところでございます。

そういった中で、新年度の分度の意識を持って、分度につきましてはこれまでも機会あるごとに全庁的にも発信しておりますので、職員は一丸となって、全庁的にこの分度それと推譲、そういった意識を持ちながら業務を推進していっていただけるものと考えております。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

部・課長とのヒアリングの中で常に適正に配置をしているんだと、突発的な事案もあるが、応援体制も含めてそういうのも整えてあると、職員は意欲的にしっかりと処理していただいているというような答弁なんですけれども、個々によって考え方とか、いろんな職員の声も丁寧に拾い上げていくという日々の、そういうこう何と言うのかな、心構えがやはり気概という精神を培っていくというように思います。

分度のことで、私は分度の認識はある意味政策のクオリティーを下げるのではないかというような視点で質問をさせていただきます。

亀山市人口５万人弱の小さなまちでありながら、それでもそこそこ様々な施策とか政策とか事業をもって行政経営を行ってきたと思います。そこには、多くの市民からの意見や声を職員がしっかりとそしゃくをしながら政策実現をされてきたと私は理解をしているんです。

特に市民の、直接ごくごく近いといいますかね、意見を聞くチャンスの多い、例えば窓口業務の方、あるいは税の関係、保険、高齢者、あるいは障がい者、あるいは健康づくりの健康福祉、福祉部門、それから学校関係、あるいは子育て支援等々、あるいは道路とか社会インフラに携わっている建設部門等、そういう職員が常々分度の精神をもって、この分度の精神といいますか予算のことを考えて、これは予算がないな、人はいないなとか、あるいはときには市の範囲ではないとか国に言ってくれないかとか、そういう感じで常々市民の方と接していたら、その事業や政策の精度、クオリティーみたいなものがますます狭小になってくる。

あるいは、市民の安全に関して、建設所管が重要度とか必要度、緊急性も含めて、それを常々分度の精神、予算がどう、人がどうこうと考えてしまうと、本当の必要性みたいなものを失ってしまうんじゃないか。そういうことの連続であったとしたら、むしろ職員のモチベーションは下がっていくし、あるいはその連続をやっていくと、ときには分度の精神が実現できないという言い訳にもなってしまうこともあるんです、全てではないんですけどね。そういう場合を私は心配をしているんです。そういうことをやっていくと、ましてや選ばれるまちに、もうだんだん程遠くなっていくと思うんです。

市の職員は、社会経済状況あるいは市の財政の実情を十分理解をしている中で、おのおの専門分野でご活躍をされている、業務に当たっていると私は思うんです。

質問です。

分度の認識は、あるいは分度の認識の日々的な連続は、政策のクオリティーを下げてしまうという危惧はないのか。職員は市の置かれた財政環境等は十分認識しながらあるいは庁内で共有しながら、あえてそういう中でも分度の認識を強調するのか、それで気概の年とつながっていくのか、この辺をちょっと、概念的な質問ですが、お願いします。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

少し根本的なご質問でございましたので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

まず、分度の認識でありますが、議員はこの分度がそれを強調し過ぎて政策の質を下げてしまうのではないかというご主張でございましたけれど、決してそのようなことではございませんでして、まず、この分度の認識でありますが、これはもう簡単に申し上げますと、あらかじめ定めた収入の範囲内で支出を収めることであると。入るを量りていづるを制すると。

これは行政にのみならず、ご家庭でも企業でも全てにつながることであろうと思いますが、その中で努力を重ねた結果、その分度には推譲という言葉が対をなしておりますけれど、この分度で得た余剰、分度で得たその利益、余剰を、未来であるとか他の本当に必要とするところへしっかり与える、残すといった考え方でございまして、私どもはこの議会でも予算あるいは決算の議会でも様々ご指摘をいただいてまいりました市民サービスを展開していく、そのためには財源が必要だと。ありとあらゆるその市民要望や地域のニーズに対して応えるためには、やっぱりお金もそうですしマンパワーもしかりであろうかと思いますが、これに応えていく必要があろうということで努力を重ねてまいりました。

しかしながら、本市に限らず、極めて厳しい地方自治体の財政状況の中で財源不足を基金で埋めていく、こういうやり方についてはやっぱりこの構図を変えていかなくては将来に禍根を残すという中で、この分度・推譲の精神に基づいて、今行財政運営を展開させていただいているところでございます。

これによりまして、少し派手めの事業が少ないのではないか、地味な取組は幾つか入っているけれどという森議員からもお話をいただきましたが、市民サービスの質を落とさずに、そして財政基盤を転換させるために、やはり、今全庁を上げて取組を進めている最中でございます。

８年度の予算におきましては、行政経営の重点方針の１６０億円の壁の突破を掲げまして、各所属各職員、本当に創意工夫を凝らしてこの予算編成を行ってまいったものでございます。

財政的な制限を設けた中では、自由な発想が生まれないのではないかというご懸念であろうかと思いますが、しかし、自治体の使命として、今だけではなくて未来につながる個々の市民生活を支え、いかにして住民サービスの向上を図るかについては、常に考え実践することが求められているところでございます。

ご懸念は、これは問題ないというふうに考えておりますが、財政的な制限があったとすれば、職員一人一人の創意工夫やこれまでにない柔軟な発想を駆使して、これもご指摘いただいておりますスクラップができていないんではないかとか、今回様々な工夫を凝らして４０事業、再編・統合させていただきましたけれど、新たな展開が期待できるものでございます。

したがいまして、いずれにいたしましても、将来を見据えて見込める歳入の中で、優先順位をしっかり見極めながら事業を推進するという財政運営につきましては、今は本当にこの分度・推譲の精神をもって何とか乗り越えていく、こういう局面にあるという思いで、この総合計画もそれから行財政改革大綱のスタートもこの８年度照準を合わさせていただいたものでございました。これをしっかり気概を持って取り組んでいこうとする基本的な考え方でございます。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

分度の精神であっても自由な発想はできると。理解はしますが、例えば私も参加したことあるん

ですけど、いろんなワークショップをやるんですね。それでワークショップの中でこう何の制限もなく自由な意見をもうたくさん出せというやり方なんですけどね。だけど、後で考えればそのワークショップ、自由な意見だ自由な発想をどんどん出してもいいと言いながらも、しっかりとした、財政とはいえないですけど、環境、例えば公園利用だったら公園の近所の人がどれくらい住んでおられてどんな遊びをと、分かった中で自由な発想をいう。だから私はあえて分度の精神を強調する、し過ぎるというのはちょっとなじまないんじゃないかなというような気持ちも起こります。分度だけではない、推譲、二宮尊徳さんの言葉で推譲、何か残りをしっかり成果物としてしっかりつくって使っていくというようなことだということで理解をして、ここの項は終わらせていただいて、２番目の令和８年度予算についての質問に行きたいと思います。

令和８年度予算についていろいろあるんですけれども、予算決算委員会もございますので、そちらのほうへ残す部分も含めまして、まず一般財源１６０億の壁の突破の要因についてということでございます。

今年度令和８年度の当初予算では、よく言われる３大経費、人件費、扶助費、物件費、これがおのおの２.何％上がった中でも、全体として前年比７億４，３００万円減の約２２８億７，７００という形でやりくりをしていただいたというような予算が示されています。

私、１２月議会でも質問をしたんですね、１６０億の壁について。これは私が言うまでもなく、一般財源というのは、例えば使い道が特定される国とか県の支出金とか、あるいは使用料とか手数料と違って、市が自由にといったら語弊がありますが、使途できる市税であったり国の交付金を示すと私は理解をしましたけれども。

１２月議会でも私はこんな質問をしたんですね。令和６年度の決算を見る限りにおいても、人件費が約５１億、物件費が４３億、扶助費４３億、これで１４７億だと。それから補助費も含め、これは２８億あるんですよ、これを加えれば全体の決算の７６％の１７５億を超えると。もちろんこの各経費の中にも特定財源も含まれているんですけれどもね。しかも、この３大経費は年々かなりの勢いで増加、増大する中で、１６０億の壁は本当にこれは超えられるのか、打破できるのかというような質問をさせていただいた経緯があるんです。

結果的に今予算、一般財源１５９億５，６００万と、いわゆる壁を突破したわけでございますが、通告どおりの質問をさせていただきます。

一般財源１６０億の壁の突破の要因について、大まかに説明をお願いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

佐藤総務財政部参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

令和８年度当初予算におけます一般会計予算の総額は、人件費や扶助費、物件費が増加する中にあっても、前年度当初予算額に比べ７億４，３００万円減の２２８億７，７００万円となり、一般財源では４，３５０万円減の１５９億５，６０８万９，０００円となりまして、目標に掲げました１６０億円の壁を下回ったところでございます。

この主な要因でございますが、これまでの財政構造改革の取組として行ってまいりました事務事業の見直しによるものや、各企業会計への繰り出しの見直し、歳入確保の取組としまして新たな市債の活用や基金からの繰入れなどによる一般財源の削減のほか、償還完了による公債費の減なども

要因の一つであると考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

ありがとうございます。

実は、この１６０億の壁を突破した要因については、今回当初予算資料として頂きまして、非常に分かりやすくてしっかりした資料を頂いたんです。

その中で私は、骨太方針２０２４の取組結果としても示されているんですけれども、骨太の方針の取組が政策的経費、標準的経費の見直しの具体的な取組として１０の取組がこの骨太の中には示されていたと思うんですね。

それで、これを見ますと、これは代表的なものだということだから漏れているのもあるのかもしれないんですけれども、この中の１０の取組の中で、例えば施設整備を含む事務事業のスケジュール、計画の見直しとか、あるいは全ての事務事業をゼロベースから総点検、あるいは企業会計への繰出金の見直し、組織や事務事業の効率化による経費の削減、これは１０の中で５ですか、これは書き込みがないだけかもしれないですけど５あるだけで、あとの取組の４つか５つはここに記載がないんですけれども、この残されたといいますかこの記載のない５つ、これは整理できなかったという理解でいいんでしょうか、今も進めているということでいいんでしょうか、今後も継続していくんだということで判断していいか、答弁をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

議員ご紹介いただきました具体的取組の１０の取組の成果でございます。こちらにつきましては、ご紹介いただきましたような内容もございますし、例えばその資料にお示しをしておりません取組の１－２でございますと、事務事業点検対象候補事業の再検討ということで、こちらにつきましては、予防衛生事業ですとか観光協会の補助金の集約なども行ってまいっておりますし、それから具体的取組の１－６、基金活用指針の改定を行う基金を積極的活用というふうなところでございますけれども、これはもうご案内のとおり減債基金ですとか関宿にぎわいづくり基金なども活用をさせていただいております。また、補助金、交付金の対象を分類し、性質に応じた見直しをするというような内容もお示しをさせていただいております。

財政構造改革骨太方針２０２４の具体的取組への取組状況でございますが、この１０の取組のうち、これまで各所属で様々な取組を進めたところでございます。その中で、議員ご紹介いただきましたこれまでに予算へ反映できた取組もございますし、中には、現在関係機関と調整を進めているものや委託業務の結果を踏まえまして、今後計画へ反映していくものもございます。

いずれにいたしましても、この１０の取組につきましては具体的な取組を進めてございますので、集中改革期間において整理、実践してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

１２月議会にも私の意見として、行革大綱と骨太の整合を私まだしっかり理解していない中で質問をしますけれども、今は１６０億の壁について、骨太方針に基づいてあるいは特化して質問をしましたが、この機会に確認をさせてください。

第３次行革大綱の目標や重点方針の実践において、令和８年度の予算に反映できたものがあればお示しをいただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

今議員ご紹介いただきました、令和７年度までを取組期間といたします第３次行財政改革大綱の取組として令和８年度予算に反映した内容でございますが、特に財政運営の強化の中で、直接的には普通財産の有効活用、これは土地の売払い収入でございますけれども、こちらにつきましては５，１００万円を計上いたしたことですとか、ふるさと納税の推進、ふるさと納税寄附金といたしまして６，０４７万２，０００円を計上いたしたりすることもございました。

また、業務の効率化や歳出の節減といたしまして、総合防災情報システムや消防指令業務の共同運用の開始、小学校プール民間施設活用など、これまでの取組を令和８年度予算に反映しているものでございます。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

ありがとうございます。

時間がありませんので、新庁舎、庁舎建設基金の項に移りたいと思います。

令和８年度の当初予算において庁舎積立金が予算上計上されていませんが、何か利子運用のみの計上だと思いますが、その理由について答弁を願います。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

庁舎建設基金につきましては、新庁舎整備に伴う一般財源の負担をできる限り抑制することを目的として、庁舎規模や整備手法など具体的な整備計画に応じ、市の財政状況を踏まえながら積立てを行っているものでございます。

昨年２月にお示しをいたしました大規模施設整備の基本的な考え方におきましては、庁舎建設基金について３０億円以上の積立額を目標とし、計画的に積立てを行う方針をお示ししたところではございます。

しかしながら、ご案内のとおり厳しい財政状況から早期回復を目指す財政構造改革の集中改革期間であることを踏まえ、やむを得ず令和８年度当初予算におきましては財産運用収入のみを積み立てることといたしたものでございます。

一方で、新庁舎整備の基本的な取組方針や整備スケジュールを見直すものではなく、新庁舎整備に必要となる財源を計画的に確保するという基本方針に変わりはございませんことから、予算の執行状況を見極めながら、令和８年度におきましては補正予算での対応を含めて判断をしてまいりた

いと考えております。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

予算のやりくりだというような答弁だと私は思います。

それで、今もご紹介いただいたんですけれども、昨年の２月に出された大規模施設整備事業の基本的な考え方の中では、今も触れられたからあれなんですけれども、６年程度ですよ、６年程度を新庁舎の建設を延伸することとし、その間に庁舎建設基金を総額３０億円以上積立てをし、将来負担の低減を図るという中で、今回は予算書を見るまでさっぱり分からん。だって、これは施政及び予算編成方針の中にも載っていないんです。もちろん予算書を見れば分かるんですけれどもね。こういう態度なんです。

私は去年の令和６年の予算決算委員会の総括の中にも触れました。６年度に極めて重要、重大な案件である新庁舎の６年延伸に対して全く触れていなかったし、今回もこの今言った施政及び予算編成の中でも庁舎基金の積立て停止に関しては一切触れていない。

やっぱり新庁舎問題は、新庁舎、市長ご就任のときからマニフェストの中で凍結をし、その後熊本地震の実態を見た中ではもう建設への変更、それをいろいろやってきた中ではこの部分はやはりより丁寧で合理性のある説明が必要だと私常々申し上げてきたんです。

それで、この問題は今総務委員会が調査・研究をしていますので、あまり触れたくないんです。１点、確認の意味でこの庁舎問題について質問をしたいと思います。

つい最近、この１月末に現庁舎における防災拠点機能の現状と課題と、現庁舎における防災拠点機能の現状という資料を見て、私は唖然としました。

※

いいですか、私、基金をなくしたからどうこうということを問いかけているんじゃないんです。やはりこのような現状、現庁舎の不備、危険性をはらんだ実情の中であえて６年ほど整備計画を延伸したことに対して、特に防災やあるいは災害時の拠点としての機能強化へ、どういうような何らかの対応をしていくのか、何らかの埋め合わせをしっかりと示す必要がありますよ。これは向こう本当に１０年以上もこれは何の手当てをしないまま放置して、防災災害時の拠点としての機能強化がこれは図れるんですか。総合計画を見ても全く、あるいは総合計画の実施計画を見ても全く記載がないです。財政の負担の低減の観点からしか見ていない新庁舎整備事業なんです。

これは果たして、私ね、大げさに言うなら、まちも人も健康である緑の健都かめやまにふさわしい施策展開と考えるんですか。総務部長。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

※削除あり。５８ページに発言の取消し許可あり

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

先ほど議員からご案内がありました、現在のこの庁舎についてはいろんな課題がありますことから、新庁舎整備といった事業を推進しておるわけでございますが、一方では、耐震化につきましては本庁舎、西庁舎も含めて全て耐震化をいたしております。

そういった中で、防災機能についてはしっかり、当然これについては新庁舎整備の中で整備をしていくわけでございますが、ただ６年程度延伸をさせていただくという大規模整備事業の考え方の中では、やはりごみ処理施設でありますとかし尿処理施設、それと今後長期的に続くと予想されますが学校施設の整備、この４つの事業を、いかに財政的な見地も踏まえ、財政的な見地だけではなくて、その施設の維持でありますとか市民サービスの全体的な観点から事業のスケジュールを見直したものでございますので、その防災機能につきましては、しっかり今後も検討はしてはまいります。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

耐震診断はしてあると言っているんですけど、※――――――

○議長（岡本公秀君）

１３番　鈴木達夫議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後１時まで休憩をいたします。

（午前１１時５６分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りします。

１３番　鈴木達夫議員から、先ほどの代表質問において不適切な発言があったとの理由により、その一部を取り消したいとの申出がありましたので、会議規則第６３条の規定により取消しの申出を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

１３番　鈴木達夫議員からの発言の取消しの申出を許可することに決定いたしました。

次に、２番　櫻木善仁議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

新和会の櫻木です。

通告に従い、令和８年度市政及び予算編成方針について及び令和８年度教育行政一般方針について伺ってまいりたいと思います。

まず、令和８年度市政及び予算編成方針について、令和８年度行政経営の重点方針を気概の年と位置づけられた考え方について伺います。

これは、午前中に森　美和子議員等が質問されましたので、重複するところはちょっと下げさせていただきたいと思います。

まず、次期総合計画の策定作業を終えて、第３次亀山市総合計画が取りまとめ、今日提案されるわけなんですけど、その中で将来都市像を「人とまちの輝きが未来をつくる緑の健都かめやま」とされ、地域幸福度のウエルビーイングの向上につなげていくことを目指すと示されています。

次期総合計画の前期４年間に、基本計画において３２の基本施策と３１８の施策を位置づけ、初年度は８５の主要事業を位置づけられています。この新たな総合計画がスタートする節目の年を、市長は令和８年行政経営の重点方針において気概の年と掲げられているということです。

ここでちょっと２点、お尋ねします。

まず、この厳しい社会経営情勢の中で気概の年と名づけられた思いが、たった１年でのスローガンなのか、それとも４年間を貫く強い姿勢を示す宣言なのかということがまず１点目。

２点目は、令和８年度は８５の主要事業を位置づけられていますが、継続、充実、新規と３つに分類されているわけなんですけど、全てが並列ではないというふうに思っております。その中で、令和８年度の特徴として打ち出す施策は何かと。市長が自ら旗を振り、先頭に立って推進する重点施策はおありなのか、気概の年を象徴する具体の一手、具体の一手を市長の言葉でお示しください。

○議長（岡本公秀君）

２番　櫻木善仁議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

２点お尋ねをいただきましたが、まず１点目、気概を持って取り組むのは１年だけなのかというお尋ねでございました。

その気概の年、その考え方を申し上げたいと思いますが、午前中のご答弁と一部重複する部分もあろうかと思いますけど、お許しをいただきたいと思います。

まず、来る令和８年度でありますが、第３次の亀山市総合計画が始動をいたします。緑の健都の実現へ、より着実に新しい段階へ進めたいと考えるものでございます。

さらに、今後予想される大きな環境変化の波に適応するためには、また将来世代へツケを回さないためには、令和１１年までの６年間、とりわけこの前半３年間の集中改革期間において、財政構造の刷新を急いでこれに備えることは必然だというふうに考えております。その具現化のため、この春、第４次の行財政改革大綱及び実施計画を新たにスタートさせるものでございます。

今議会へご提案のこれら本市の中期戦略となる２つの計画は、申し上げるまでもなく立案することのみならず、やはり実現させることが極めて肝要であります。

ご案内のように、この物事のスタートに当たっては大きな瞬発力が必要となります。さらに大事を成すその第一歩は、極めて重要な第一歩だというふうに考えております。

この春の新しい総合計画と新しい行財政改革大綱のスタートダッシュに当たりまして、私自身はもとより、オール市役所が困難に屈しない強い気概で臨む考えを表明させていただいたものでございます。

したがいまして、たった１年ということではございませんでして、１年限りという意味ではございませんでして、この中期的な総計並びに行財政改革大綱、この実現に向けてしっかりと取り組むと、こういう思いでこの気概を表明させていただいたところでございますので、議員におかれましても、深いご理解とご協力をよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

それから、２点目でございますが、３２の基本施策、３１８の施策の基本計画に位置づけているが、何を中心に取り組むのか、市長の言葉で語ってもらいたいということでございました。

この第３次の総合計画、前期基本計画には３１８の施策を位置づけております。

いずれも各分野において関連施策の着実な推進を図っていくことといたしておりますし、市民のウエルビーイングの向上やまちの持続的な成長に資するその施策をここに盛り込ませていただいたところでございます。

中でも、令和８年度に、これは中心的に取り組むものといたしました。当然、ご案内の４つのこの重点プロジェクトはそれぞれ極めて重要な求心力を持たせる意味合いがございますが、特に軌道に乗せていく、市長の思いも含めてというのは何なのかということのお尋ねでございました。

午前中にもございましたが、派手さはございませんけれど、予算規模自体も地味なのかも分かりませんが、まずは特に行政経営の重点方針でもお示しをさせていただいておりますけれど、環境保全対策の強化は単に施策事業のみならず、新たな条例、制度、仕組みの運用も含めまして、重点的な取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

その一つに、野立て太陽光発電の適正な設置管理に向けた条例の制定、一つにまちをきれいにする条例、いわゆるポイ捨て条例の強化、改正、それから新ごみ処理施設整備に向けた、これは大事業ですが、これへの道筋、取組の推進。この３点につきまして、いわゆる環境３点セットと申し上げておりますが、この環境３点セットに加えまして、新年度にスタートさせてまいりますネイチャーポジティブの展開と森林由来のＪ－クレジットの２点によりまして、豊かな緑のある快適な、良質な生活環境を展開できるまちづくりをしっかり進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

もう一つは、子育て世代に選ばれるまちを目指しまして、教育子育て関連分野の拡充でございます。

予算の中でもお示しをさせていただいています、総計でも同様でありますが、例えば８年度でいきますと、小・中学校の特別教室への空調機の設置や中学校給食の実施事業などの取組による教育環境の充実、さらに放課後児童クラブにおけます常勤支援員の２名体制の配置、それなどの放課後対策の充実、それから産後ケア事業の拡充とか家事等に不安を抱える家庭を支援する家庭支援事業の実施や、産後ケアと併せてマタニティサポート１１９などの事業でありますとか、いわゆる子育て支援の充実を展開してまいりたいと考えているところでございますのと、もう一つは重点プロジェクトに位置づけておりますが、教育のまち亀山ＤＮＡ継承プロジェクトに位置づけた、家庭、地域の教育力の向上などを通じて、次世代育成の環境の形成にしっかりとつなげてまいりたいと考えております。

この２つの政策領域は、特に大事な力を入れて展開をしてまいる政策分野だというふうに認識をいたしております。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

環境３点セットということで、この亀山市らしさというか、自然豊かな亀山を継続していくというところと、基本になる子育てというところを重点的に進めるということを理解させていただきました。

それを支えるべきこの財政運営について少し触れたいと思います。

この令和８年度の予算は、一般会計が２２８億７，７００万で、前年度比が７億４，３００万円の減少で３．１％の減。特別会計、企業会計を含めると全体では３６３億４，１９０万円の前年度比１．３％の減。一方、消費者物価指数を見ると、総務省統計局が２月２０日に公表した１月のデータを見ると、総合指数が前年度比から１．５％の上昇、季節とか市場に影響の受けやすい価格変動が大きい生鮮食品、エネルギーを除く総合指数を前年度比同月で比較すると２．６％のさらに上昇ということで、上昇幅は若干縮小していますが、依然物価高騰が続いている状況です。

物価は上がる、しかしこの亀山市の予算規模は縮小するということで、この構図に対して市民からは行政サービスが後退するんじゃないか、あるいはまちが縮んでいくんじゃないかというような不安や閉塞感が寄せられています。

限られた財源の中で、単なる経費削減にとどまらず、歳入をどのように確保していくか、どのような戦略で増やしていくかということが非常に大事だと思います。

そこで、将来を見据えた持続可能な財政運営の基本的な考え方について、市の見解をお聞かせください。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、第３次総合計画前期基本計画における全体の事業規模も含めまして、今、議員ご所見の物価高騰とかいわゆる調達コストが随分上がっておりますことと、それから人件費、扶助費、これがやっぱり右肩上がりで上がってきていますので、歳入が伸びなかったらその分政策に使える予算が縮小していくという状況は、それをどうするかというところが実は私どもの大事なアプローチでありまして、その意味で構造改革であったり、様々な取組を進めてきているところであります。

まず、この３次総計におけます事業規模が、事業数の比較につきまして随分事業の統合を行っておりますのでそれ以前と単純な比較はできないものと考えておりますことと、事業費の規模につきましては、第３次前期基本計画期間における総事業費１４８億１，７５０万円は、第２次総合計画後期基本計画の事業費１５３億５，０４０万円と比較しますと、約５億３，０００万円程度の減少となってございます。一方で、一般財源で比較しますと４，７００万円の減少でございますので、決して事業規模が大幅に減少したと考えているものではございません。

具体的には、小・中学校の特別教室等への空調設備の設置や学校施設長寿命化への着手、関Ｂ＆Ｇ海洋センター空調設備の設置に加えまして、川合９号線、和賀白川線の整備など、ハード事業に約４２億円を投入する計画でございます。

これは投資的経費、ハードでありますが、一方のソフト事業では、これまで準備を進めてまいりました、先ほど申し上げたような学校給食の４月からのスタートとか子育て世代への支援、あるいは放課後児童クラブの拡充など、それから環境でネイチャーポジティブまちづくり推進事業とか、本市独自の新たな取組を展開していこうとするものでございます。

これらを踏まえましたご懸念の財政運営といたしましては、やはり限られた財源を効果的に活用することを前提に市民サービスの水準を維持しつつ、将来に向けた投資もしっかり確保した上で、施策の推進と健全な財政基盤の確立を図ってまいるものでございます。

毎年、決算の折に議員をはじめ、多くの議員さんからも、例えば実質単年度収支の赤字の状況、いわゆるその財源不足を財調で埋めていくような、これの限界については様々なご指摘をいただいてまいりました。

一般財源の１６０億の取扱いもそうでありますが、歳入が大きく伸びない中でコストだけが伸びていく中で、本当にしっかり事業をもう一回ゼロベースで見直していくとか、幾つかの工夫を加えながら何とか行政サービス、市民サービスを維持し、同時に将来へもちゃんと担保していくような財政運営を両立させていくということが、やはり大きな今後におきましても財政運営の肝ではなかろうかというふうに考えているところでございます。

今だけよければいいとか、部分最適、これだけよければいいということじゃなく、全体最適をしっかり見極めていくことは大事だというふうな認識をさせていただいております。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

やはり、歳入なくしてはなかなか事業を進められませんので、税収増につながる具体策だとか企業誘致、定住者促進といった、そういう税が入るところ、あとは国や県の補助金の戦略的な確保なんかも含めてよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の亀山の未来は明るいと言える未来への基盤強化の方向性について伺います。

これは午前中に鈴木議員からもありましたが、私は今回市長が言われている未来への基盤ということで、将来ではなくて未来、いまだ来たらずの未来のほうです。まだ見えていない。そういうところにどういうふうな形で基盤強化を行っていくのかということで、未来に向けて理念は大事だと思いますけど、少し具体的に方向性、こういうふうに市は動いていくんだぞということで、もし方向性がありましたら方向性をお示しください。

○議長（岡本公秀君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

未来は明るいと誰もが言える未来への基盤強化に対してどうだということでした。

午前中のご答弁と若干重複するところはご容赦いただきたいと思います。

私たちは今、大きな時代の変化の中に生きております。

戦後８０年、昭和１００年を経て、今も国際秩序の流動化、人口減少やＤＸの加速、市民意識の多様化など、時代のうねりを感ぜずにはいられません。

また、国政におきましても、半世紀にわたったガソリン税暫定税率の廃止、１７８万円の壁への引上げ、小学校給食の無償化などの政策転換など、このしばらくの間でのダイナミックな変化に社会変革の胎動を覚えております。今の国際情勢の緊迫する状況も、少々驚きでもございます。

一方で、亀山市は昨年、新市施行から２０年の節目を迎えましたが、今後さらに大きな変化の中を切り開いていく必要があろうかと思っています。

今日、亀山のポテンシャルはさらに高まっているというふうに考えてございます。

例えば、午前中にも申し上げましたが、県内１４市中、最新の合計特殊出生率では１．５３の第１位、また年少人口比率の高さは１２年間にわたりトップレベルを維持、高齢化率は鈴鹿市さんに続く２番目に低い市でございます。

さらに、市内において半導体の産業技術拠点への胎動、幾つかの分野で新しい世代の皆さんがその芽生えなど、静かに明るい動きが始まっていると感じているところでございます。

今回、議会に提案しております新しい総合計画グリーンプラン２．０も新しい行財政改革大綱のいずれも、その理念と目的は次代へつなぐ持続可能性でございまして、ウエルビーイングの向上にあろうかというふうに思っております。この実現性こそ、未来への明るい基盤強化につながると確信をいたしてございます。

具体的には、人口減少の抑制や若者定住の促進、次世代産業を視野に入れた産業立地、雇用の拡大、緑の多い良質な住環境の創造、独りぼっちをつくらない共生社会の実現など、総計に位置づけました政策の展開とそれを支える財政基盤の強化確立を図ることが、極めて明るい未来への基盤になると考えております。

こうした取組の推進が市民の皆さんに未来は明るいと実感していただけるまちづくりにつながっていくものというふうに考えているところでございます。

ややもすると、どうしてもまちの持っている可能性とか、午前中もありました例えば重層であったり子育て支援であったり、環境や自然への市民の力であったりと、なかなか見えにくいところがありますが、こういうものが総じてやっぱり市民、あるいは市内外へしっかり伝わっていくことができれば、亀山市の本当に今のポテンシャルを生かすことができれば、そして今の厳しい状況を乗り越えることができれば、やはり明るい未来につながるものというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

未来ということで、もう少し先の話も聞きたいところでしたが、そんな中で、まちをそうしていく中でウエルビーイングという言葉が今先ほど出ましたので、そのウエルビーイングについてなんですけど、ウエルビーイングというのはただ単に経済的だとか便利さだとかいうことを求めるだけではなくて、人のつながりだとか役割の実感、居場所のあることによって支えられてくるものだと私は考えています。

例えば、小さなことなんですけど、小さい関係が生まれて人が繰り返し訪れて、そして役割が生まれて、結果として活力が生まれてそのまちが魅力的になっていくと、そういうような循環がウエルビーイングじゃないかなというふうに思っています。

昔は井戸端会議というのがあって、一時期子どもがたくさんいるときは公園に皆さんが集まって会話をした。でも、今はもう公園にも人がいない。だから、そういう場所ではこれからはワークショップをやったりだとか、いろんな形で人の接点をつくっていくということが大事じゃないかなというふうに私は考えています。

これはちょっと意見だけです。

それでは、ここから施政方針の中で示された政策について、ちょっと質問させていただきます。

まず、まちの活力とにぎわいの向上の中で示されているコンパクト・プラス・ネットワークの都市形成について伺います。

ここは具体的にちょっとこのコンパクト・プラス・ネットワークというのを市民の皆さんに知っていただくために、ちょっとその辺の今までの都市形成と何が違うのかというところでちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

亀渕理事。

○理事（亀渕輝男君登壇）

コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりは、医療、商業、福祉といった生活サービス機能や居住の一定区域に誘導、集積し、それらを公共交通ネットワークで結ぶことにより、行政サービスの効率化や生活サービス施設の維持確保を図るものであります。

本市におきましては、亀山市立地適正化計画により、ＪＲ亀山駅、関駅及び井田川駅といった都市拠点における機能の充実確保を図るとともに、駅周辺の既成市街地への居住の誘導を図ってきた

ものであります。

また、本市の都市形成においては、従来からコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを目指しており、今後も持続可能な都市形成に向け、引き続き都市機能や居住の誘導のための取組を進めていく必要があるというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを進める中で市街地外、居住誘導区域外をどのように考えていくかということが大事やと思います。

適正化計画を策定するなら、この区域外の地域を責任あるビジョンで同時に示すべきではないかなというふうに思います。その点について、市の見解をお聞かせください。

○議長（岡本公秀君）

亀渕理事。

○理事（亀渕輝男君登壇）

都市機能や居住の誘導をする区域以外の地域についてでございますが、今後一層の人口減少が予想されることから、地域まちづくりの施策と整合を図りながら、小学校を中心として世代間のつながり、地域の絆を重要視いたしまして、また地域の特色や風土、文化を生かし、定住環境の維持や公共交通の拠点である鉄道駅へのつながりの確保に努めることによりましてコンパクト・プラス・ネットワークを推進したい、推進してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

５万人弱のこの亀山市の都市規模において、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりは最適なのかということで、ちょっと質問させていただきます。

集約一辺倒の中心を強くするだけではなくて、先ほど答弁のありましたように、小学校を中心としたつながりを地域ごとに役割を持たせた機能を結ぶような、ちょっと私が勝手に決めたんですけど、分散共生型ネットワークなんかをちょっと提案したいと思うんですけど、市長の見解をお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

分散型ネットワークのまちづくりを目指してはということのご質問でございますが、国全体の中でこれは都市の大小を問わず少子高齢化が進行する中で、亀山市におきましても転出抑制や転入促進につながる施策、事業を総合的に展開しておりますが、この人口減少という大きな趨勢を避けて通ることはできないものというふうには考えているところでございます。

さっき少し申し上げた年少人口比率だとか高齢化率が低いだとか、そういう特徴はあるにせよ、これは少し明るい未来への要素だと思いますが、大きな流れは大変厳しい流れの中にあるというのは、本市をはじめ全国津々浦々、その状態にあると思います。

そうした状況におきまして、市街地への一定の人口集中により生活サービス施設の立地が図られやすくなる、密度の経済性が発揮されることによる都市機能の維持確保を中心に持続可能な都市構造の実現につながるコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりは、都市の大小を問わず、今後より一層重要性を増すものというふうに認識をいたしているところでございます。

また、市街地におきまして都市機能の確保が図られるとともに、これらと地域をつなぐ地域公共交通ネットワークを維持確保することで地域の暮らしの維持にも寄与するものでありまして、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりは、市街地に限らず市全体における生活利便性の維持向上につながるものと考えているところであります。

幸いにして、本市は中心市街地、副次的市街地のようなもの、そしてその周辺には非常に緑豊かで個性のある集落が構成されております。

中心市街地の活性化や再生は、やはりまち全体の求心力を高めるものでございますし、周辺にあるこの特徴のある住みやすい環境の地域においては、逆にその個性、よさを、らしさを発揮することで遠心力を発揮するものと考えております。この求心力と遠心力がしっかりつながった場合、これはまちとして、全体として大きな魅力、あるいは力になるものと考えているところでございまして、そういう意味ではある意味コンパクト・プラス・ネットワークの考え方は、本市にとりましても極めて実際に即した、そして分散的な機能もよりこれをつなげることで魅力を高めることができるというふうな考え方を持たせていただいているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

そこで、この都市計画と地域公共交通の一体化についても伺ってまいりたいと思うんですが、やはりこの次年度がともに策定時期を迎えるに当たって、先ほどもあったように地域と拠点をつなぐということで、そこでやはりこの立地計画と地域公共交通の計画というのは一体化で連携しながら考えていかなあかんと思うんですけど、そういうところは市はどういうふうに考えているかお聞かせください。

○議長（岡本公秀君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

第３次総合計画基本構想における都市空間形成の基本的な考え方におきましては、都市における拠点機能の向上と交通ネットワークの充実といたしまして、各地域から中心拠点等へのアクセス性を高め、全ての市民にとって利便性が確保された生活圏の形成を目指す考えをお示しいたしておりますが、そのためにもアクセス性を高めるための地域公共交通ネットワークの確保が重要であるというふうに考えております。

こうした観点からは、これまでも都市マスタープランや立地適正化計画において公共交通ネットワークの強化等の方針を掲げ、地域公共交通も含めた都市形成に向けた計画づくりに取り組んでまいったところでもございますし、また一方で、市の公共交通につきましても、現行の地域公共交通計画の基本方針の一つに、鉄道を中心に都市拠点と居住地を結ぶまちづくりと連動した地域公共交通ネットワークの形成を掲げており、都市計画との整合を図った計画といたしております。

一方、全市的にバス利用が減少傾向にある中で、現在、次期地域公共交通計画の策定も見据えながら様々な検討を進めているところではございますが、より多くの方々に地域公共交通をご利用いただくためには目的地となる都市機能の誘導や集約が必要であることから、都市計画と地域公共交通の整合の重要性、これは一層増してくるものと考えておりますので、今後も効果的な対応を図ってまいりたいと考えております。

なお、都市マスタープランと地域公共交通計画は、策定の根拠となる関係法令が異なりますとともに、都市マスタープランが都市計画の方針を示すものであるのに対しまして、地域公共交通計画は地域公共交通の具体的なサービス水準等を示すものでございますので、現時点において計画の一体化というのは考えていないところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

法が違うということはあると思いますけど、やはり連携はマストと思いますので、ぜひ部門間の共有をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、ちょっと次の自然と共生と次世代への継承の中で示されているネイチャーポジティブのことについてお伺いします。

国際的にもこのネイチャーポジティブというのは、もう経済の前提というような形になっております。その中で、亀山市が今まで取り組んできた内容と、今後この企業のネイチャーポジティブ経営の支援をどのように具体的にやっていくかというところを併せてお願いしたいと思います。

特に、このネイチャーポジティブ宣言は、県内では亀山市と尾鷲市の２例です。全国でも３２事例と、先進的な取組を行っているというふうに理解をしておりますので、どのような形になっているかということを簡単にちょっとご説明ください。

○議長（岡本公秀君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

ネイチャーポジティブは、２０３０年までに生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せるという国際目標でございます。議員が申されましたように、現在、国を挙げてネイチャーポジティブを軸とした社会への展開が進められているところでございます。

本市では、従前より市西部の森林地域と関宿周辺地域を鉱区禁止区域として指定するほか、自然に触れ合う場として亀山公園や亀山森林公園を整備するなど、市民の健やかな暮らしを守るため、豊かな自然を積極的に保全してまいりました。

さらには、市内企業との協働による亀山エコの森の整備、魚と子どものネットワークや鈴鹿高等学校との協同による絶滅危惧種保護や外来種駆除など、多様な主体と連携した取組を展開してまいりました。

さらに、令和５年７月には、全国の地方自治体に先駆け、亀山版ＯＥＣＭ認定制度かめやま生物多様性共生区域認定制度を創設し、これまでに１２区域を認定したほか、同年１０月には亀山里山公園が国の自然共生サイトの認定を受けております。

今後、ネイチャーポジティブ経営支援に具体的にどう取り組むのかということでございますが、

企業が行うネイチャーポジティブ経営の具体的な取組としましては、事業活動で生じる自然への影響を分析して負荷を軽減することや、保全活動等がございます。

保全活動は、自社の緑地をビオトープとして整備するだけでなく、自然周辺の森林整備や動植物保護への協力など、地域の実情に合わせた様々な方法がございます。実際には、市内でもシャープ亀山工場では敷地内にビオトープを設けているほか、亀山ビードが自然共生サイトの亀山里山公園内で外来駆除や維持管理作業に取り組まれております。そのほか、ＡＧＦやエイチワンによる森林整備も行っているところでございます。

しかしながら、市内の多くの企業にネイチャーポジティブ経営が十分浸透しているとは言い難いことから、まずはネイチャーポジティブ経営への理解や取り組む動機づけとして、企業向けセミナーを開催いたします。また、取り組む意向のある企業に対しましては単なる情報提供にとどまらず、その実現と継続に向けた伴走支援を実現してまいります。

さらには、国の自然共生サイトやかめやま生物多様性共生区域につきましては、認定取得の意向がある企業をサポートするほか、これらへの支援を希望する企業とのマッチングや、自社だけでは活動が困難な企業に対して地域の活動団体を紹介するなどの支援を実施してまいります。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

まだまだ認知度は低いと思いますので、ぜひ伴走支援を含めて、今後、目標だとか施策の方向性をしっかりと見定めて、自然資本を回復させるというのは非常に時間がかかると思いますので、この自然豊かな亀山市をより一層高めていっていただければなというふうに思います。

それでは、次に安全で快適な生活空間の創出について、２点ちょっと伺います。

１点目は、防災情報伝達システムの試行運用の検証についてです。

これは、この８年度の４月から本格稼働するわけなんですけど、先日、２月６日にＪアラートの全国一斉放送がありましたが、ちょっと資料１をお願いします。

これは、ちょうどそのデジタルスピーカーが設置されている６００メーターの地点で、障がい物のないところで近所の方とちょっと確認をしました。天候の関係なのか、少しかすかに聞こえる程度で、内容はちょっと把握できませんでした。

そこで、聞こえると伝わるは全く別の次元なので、これらは設置する、これから稼働に当たってこの辺の確認がしっかりとできているのかというところをちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

木田危機管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

屋外スピーカーの検証状況についてでございますが、まず本市の防災情報伝達システムですけれども、令和６年能登半島地震の教訓を踏まえまして、従来のハード整備重視から防災アプリを主体としたソフト対策重視への抜本的な見直しを行いました。これは、情報を直接市民さんの皆さんの手元のスマートフォンの防災アプリへ届けることを主眼としたものでございます。

その一方で、防災アプリでの伝達を補完するため、孤立化するおそれのある中山間地域への屋外

スピーカー配備や移動型無線の増強などを組み合わせて、多様な伝達手段の充足を図ったものでございます。

ご質問の屋外スピーカーの検証につきましては、設置しましたスピーカーは地域の全てをカバーするものではなく、防災情報伝達システム整備方針の音声伝達範囲内の範囲図のとおり、半径おおむね５００メートルまでを担保できる性能のスピーカーを設置しております。その仕様を満たす製品のため音圧調査を行ってはおりませんが、現地では最適となるスピーカー方向を調査決定して設置しております。

去る２月６日に実施されましたＪアラート伝達テスト放送の際、スピーカーを設置している地域の自治会長様等へ周知は差し上げまして、放送の確認をさせていただきましたが、直接地域全体の方から聞こえ具合の確認は行っておりません。

このことから、これに代わる検証としまして、実際に市職員が現地に赴きまして５か所の音声通達の実地テストを行い、地形等にもよりますが、スピーカーから約５００メートルの地点でチャイム音と音声が共に明瞭に聞こえ、約９００メートルの地点におきましてはチャイム音は聞こえるということが確認できました。これらの５か所の検証結果から、設計上の音声到達範囲はおおむね満たしているものと評価しております。

しかしながら、今回の現地検証を通じましても、風雨などの気象条件、あるいは地形によって音声が聞こえにくいという状況も想定されます。

そのため、市民の皆様にはチャイム音が聞こえましたら緊急放送であるとご理解いただいて、防災アプリで詳細な内容を確認していただくか、近隣の方にお問合せいただくかというような形でしっかりと市のほうも呼びかけさせていただきます。

屋外スピーカーはあくまでも補助的な伝達手段であるということを市民の皆様にもご理解いただき、今後は地域の皆さんからのご意見や職員からのフィードバックを受けまして、防災アプリの加入促進を軸にシステムの改善を積み重ね、市民の皆様にとって最良のシステムとなりますよう引き続き努めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

今回は、この予算を投資したということでＰＤはいいんですけど、やっぱりＣ、チェックをしてしっかりとやっていっていただきたいというところを伝えたくてこのテーマをちょっと上げました。ぜひ、新しいものを入れたら必ずチェックというのを入れていただきたいなと思っています。

それでは、ちょっと時間の関係で次に行きたいと思います。

空き家のところに入りますが、今回、空き家の活用と適正な管理を促進する組織体制ということで、９月議会で私のほうで市長に提案させていただいて、ぜひ検討するというところだったんですけど、その件について専門組織を今回立ち上げるということを十分検討するということだったんで、その検討結果についてのみ教えていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

令和８年度の新組織につきましては、今議会の総務委員会資料としても提出をさせていただいているところでございます。

議員ご指摘のとおり、そういったご質問をいただいたところでございまして、空き家問題につきましては、本市におきましても大きな課題の一つであるとの認識をいたしておりまして、第３次総合計画前期基本計画におきましては、基本施策、住環境の向上の中で、空き家対策の強化と居住誘導の推進を施策の方向として掲げてもおります。

その施策の方向におきまして、空き家等管理活用支援法人の活用など、地域や関係団体等と連携し、空き家や空き地の適切な管理活用体制の構築を図るといたしておりますが、この住宅等に関係する民間団体等との連携を図るためには、現在もそうでありますけれども、業務上これらの関係団体と最もつながりが深い建設部の建築住宅課を中心として取り組んでいくことが最も効果的であると判断をいたしたところでございます。

一方では、空き家を有効に活用するためには、亀山市の魅力を積極的に発信しつつ、住んでみたいまちとして選んでいただくことが極めて重要でございます。そのため、第３次総合計画前期基本計画の重点プロジェクト、未来デザインプロジェクトでは、都市ブランディングと多様な交流の促進により空き家活用等による移住の促進に取り組んでまいることといたしております。

そのようなことから、今回の組織見直しにおきましては、空き家対策に特化した専門部署の設置は行わず、関係部署がさらに連携を深めることにより空き家対策や移住促進を図ってまいりたいと考えております。

現在、建設部と政策部、政策部のほうでシティプロモーションとか移住・定住を発信しているんですが、これまで以上に連携を深めていくことに至ったという考えてございますし、それと１２月議会でもございましたが、同様の質問があったときにも、特化した組織をというとすごく小規模な組織になることも考えられるということもございましたので、様々な検討の結果、そういった判断に至りました。

今後におきましても、専門業者等との意見交換等を通じて、専門部署の設置や業務委託等の必要性についても、今後も引き続き見極めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

毎年この世帯数が２００ぐらい増えて新築件数も２００件ぐらいということで、さらに独り暮らしの高齢者の単身世帯が１，８００人弱ということで、これからますます増えていくと思いますので、その辺も勘案してぜひ検討をお願いしたいと思います。

それでは、最後に令和８年度教育行政一般方針について伺ってまいります。

小学校プール民営施設の活用事業について伺います。

老朽化が進む小学校プールですね、老朽化が進む学校プール、維持管理費の増大だとか職員の負担、安全対策、熱中症リスクとか、こうした課題を背景に、全国的に学校外プールの活用が進められています。

亀山市においても今回、令和８年度より小学校プール事業を民間施設での実施方針が示されました。これは単なる委託ではなくて、学校教育の在り方を変える改革として私は受け止めています。

亀山市として実施される民間施設の活用の目的というか、事業内容と、今回の６００万の予算が積まれていますので、そのコストの検証等の結果についてご答弁をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

大平教育部長。

○教育部長（大平　守君登壇）

小学校プール民間施設の活用でございます。

まず、目的でございますけれども、本事業につきましては、設置後、お触れもいただきましたが、老朽化が見受けられる小学校のプール施設が多くある中、使用頻度に対しての維持管理に関する費用面における負担、またプール事業における教職員の業務負担が大きい状況などを鑑みまして、民間施設を活用したプール事業を実施しようというものでございます。

概要といたしまして、どんなことかといいますと、各小学校の施設の状況、それから費用対効果等を勘案いたしまして、まずは令和８年度に７校の民間施設活用を予定しており、その後順次令和９年度に１校、令和１０年度に１校増やしまして実施していく予定としております。

この民間施設を活用したプールの授業では、１児童当たり１回の入水時間６０分程度を年間を通じて４回実施することというふうにしておりまして、体育科における必要な授業時数を確保できるものでございます。

また、契約業者には水泳指導や準備体操、そして授業中の監視等も行っていただくことを想定いたしております。

検証になりますが、事業の検証、どうして費用的なものも含めてということでございますけれども、昨年度令和６年度には野登小学校と白川小学校、また昼生小学校と亀山南小学校、こういう組合せでの親子方式の授業、それから、今年度は加太小学校と白川小学校におきまして、Ｂ＆Ｇ海洋センターのプールを活用した授業、また昼生小学校においては民間施設を活用いたしました授業をそれぞれ試行的に実施いたしたところでございます。

この検証の結果、民間施設活用につきましては、屋内施設でございますので一年中使用が可能ということで安定的な授業計画が可能である。それから、授業中、民間施設の水泳指導者に加えまして、引率の教職員による指導や評価も同時に行うことができるなど、メリットや肯定的なお話が多く、大きな課題も見受けられなかったところでございます。

加えまして、来年度実施予定の７校につきましては、現在の各小学校プール施設に係る水道代、薬品代、それから保守点検委託料、修繕料などの維持管理費と比較いたしまして、比較的安価でございます。もしくは同等程度の費用で授業が実施可能ということで、今後の改築を想定した場合などのトータルコストを含めまして費用対効果も見込めるというふうな判断の下、民間施設活用の方法を採用したところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

民間に任すということになりますので、将来的なリスクも考えていただきたいなと思います。

そして、今後解体費用が発生すると思いますので、今年の１月に愛知県の大府市のほうでオープンしたスケボーパークだとかＢＭＸのパークなどがございますので、ぜひ参考にしていただきたい

と思います。

以上で質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

２番　櫻木善仁議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　１時５４分　休憩）

（午後　２時０４分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１８番　櫻井清蔵議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、勇政の櫻井でございます。

代表質問をさせていただきますので、よろしく答弁のほうをお願いします。

通告させてもらいました令和８年度施策及び予算編成方針についてということで、第３次総合計画前期基本計画における中期財政見通しのことについてちょっと聞きたいんですけれども。

市長は気概の年ということで、ちょっと調べさせてもらいました。いろんな予算編成のときにいろんな言葉を使われるんですけれども、気概とは、困難に直面してもくじけず、それを乗り越えて前進しようとする強い心意気や意志を指しますと。単なるやる気や根性よりも信念を貫き通す強い意志や、過去の実績に基づいた自信を持った言葉ですと。

ちなみに、困難に直面してもくじけない強い意志ということで、他人の意見に流されない芯の強さを示す言葉やということらしいですな、気概とは。

ちょっとお聞きしたいんですけれども、財政収支試算の考え方について、ちょっとお聞きしたいと思います。

令和８年度の投資的経費は１０億１，２００万、９年度が１２億４，７００万、１０年度が１２億１，８００万、１１年度が７億１，４００万となっていますけれども、確かに財政が苦しい苦しいという中で８年度よりも９年度は２億３，０００万ぐらい増えています。１０年度も同額でやられたと。１１年度は７億１，０００万だと、投資的経費ですな。義務的経費はほとんど変わっていないわけですよ。

それで、いろんな施策を実施計画等も出ておるんですけれども、確かに市長が言われておる今の財政調整基金が１７億６，７５５万５，０００円ですかな、それを２５億にするというのが、計画で財政調整基金を令和１１年には２５億５００万にするという方針を立てられていますけれども、この財政調整基金、市長就任時は四十四、五億だったと思うんですよ。

大きな事業としては駅前再開発事業があったんですけれども、それにこのような形でこの財政見通し、恐らくいろんな課題がありますわな。３１３やったかな、いろんな事業がある中で、財調をためるためにこういうふうな財政見通しを立ててみえるのか。やはりそこら辺をちょっと市長に聞きたいんですわ。

市長の任期は恐らく１１年ですかな。任期中に財調を２５億に戻すと、その方針を立てておるん

ですけれども、投資経費を最終年度、これは１０年度から５億減らすんですよ。

それで、いろんな事業を各議員が質問してきておるんですけれども、あまりにもこれが、この財政収支試算、これが私は正しいのかどうかということで、市民生活、市民要望に応えるのは、この義務的経費は、これは人件費等ですかな。投資的経費は市民の要望に応える、市民生活を安心・安全な、豊かな健都かめやまというようなことを言うていますけれども、それを達成するためにはやっぱり投資的経費がこんな最終年度で５億も減るというような試算、どういうような感覚で市長としてこれをやられたのか、ちょっとその点をお聞かせ願いたい。

○議長（岡本公秀君）

１８番　櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、前段でいわゆる財調との関係を少し触れられましたが、これは毎年議員からも決算の時期等々でご指摘もいただいておりますが、市長就任以来、実質単年度収支の赤字はいかがなものか。これは本当に過去、私の就任の前の年からいくと２回だけこれがプラスに転じたことはありましたが、ほとんどこれはマイナスでございました。その要因は、財政のやりくりという中で事業量に対して足らざる財源を財調から補填をしてくる、こういう運用をしてきたというのが背景でございました。

したがいまして、２０２４の財政構造改革はこの財政構造、あるいは行政の政策推進の在り方を変えようというご指摘をいただいておったものというふうに思って、したがいましてその取組を、構造改革の本当に今２年目でございますが、こういう積み上げの中に今日があると、そしてこの令和８年度予算の編成に当たってきたということでご理解をいただきたいと思います。

それから、２点目の今の財政の中期財政見通しの令和１１年度に投資的経費が極端に減っておるのはいかがかということでございましたが、ご案内のように投資的経費というのはいわゆるインフラに係る整備でございまして、先ほど来、朝からそのご質疑もございましたが、この中期財政見通し期間における投資的経費につきましては、主要事業で１５事業、標準事業２５事業の計４０事業がございます。

主な事業といたしまして、小・中学校の特別教室等への空調設備の設置、これは１００％を果たすということであります。学校施設長寿命化への着手、併せまして、関Ｂ＆Ｇ海洋センターの空調設備の設置に加えまして、川合９号線、和賀白川線の整備や公園施設の長寿命化事業など、いわゆるハード事業として４２億円を投入する計画を持たせていただいてございます。

この中期財政見通しの最終年度、令和１１年度の積算につきましては、標準的経費、政策的経費ともに総合計画の前期基本計画などで見込んでおります事業費を積み上げました結果、全体の見込みが減少するものでございます。そんな中で令和１１年度に投資的経費が減少すると見込んでいる主な要因でございますが、川合９号線の整備事業や関Ｂ＆Ｇ海洋センターの空調設備等設置事業が令和１０年度に完了予定でございますので、それと併せて和賀白川線の整備事業の事業費が減少する今の見通しでございますので、これらの積算の結果に基づきまして、令和１１年度の投資的経費がその前年度までの経費よりも下がっておると、このようにご理解をいただければよろしいかというふうに思っております。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

今申された和賀白川線、それから川合９号線、それから各小・中学校の空調問題等々の事業が完了するので投資的経費が下がると。

ただ、常日頃、議会のほうからごみ処理施設の問題、それをどうするのやと。それは、市債の残高が令和７年度は１２９億５，２０２万９，０００円ですよ。令和８年度の市債残高が１１７億７，８８７万３，０００円ですよ。これを比較しますと、１１億７，３１５万６，０００円減なんですよ。

もちろん、仮に令和６年と令和７年を比較すると、この市債の差額が５億７１７万６，０００円ですよ。それで、令和８年度は１１億ですよ。そうすると、基本的にいろんな事業をする中で、やっぱり私は常日頃言うておるんですけれども、亀山市の財政力、体力ですな、ここにも書いてありますように、財政力指数もですが、令和７年度が単年度で０．７９８かな。令和８年度は０．８３７に上昇していますよ。３年度平均でも令和７年度が０．８０４が、８年度は０．８１５となっておる。

これは、財政力指数というのは、その自治体の力というんですかな、税収等々、試算する、指摘する一番表す数字なんですけれども、弱小自治体、弱小自治体と言うとおかしいんですけれども、税収が少なく地方交付税に頼っておる自治体は平均０．６程度なんですよ。だから、交付税措置で、そしてまた起債関係でもそれで行財政運営をやっていくというのが、市民、地域住民の皆さんの要望に応えて事業をやっていくんですけれども、やはりなぜこういうふうに借金を減らす、そのために最終的に、そうするとこの試算表がないもので、この最終のですな。令和１１年度のちょっと市債残高、そこら辺の計数ですが、当然計算してあると思うんですけれども、そこら辺の数字を教えてもらえませんかな。えらいにわかで申し訳ないですけれども。

○議長（岡本公秀君）

佐藤総務財政部参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

議員がお尋ねの令和１１年度におきます市債の残高でございますが、資料の９ページにもございますが、７０億９，９００万円と試算をいたしているところでございます。

ただし、こちらにつきましては、それぞれの事業をした、事業を実施いたし、そういった事業費に係る起債も加味した上での起債残高だというふうになっているものでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

だから、その令和１１年度ですな、市債の借金ですな。７０億まで恐らく来ると。確かに、平成二十五、六年やと思ったんですけれども、減債基金１９億ため込んだことがあるんですよ。広森前副市長が総務部長やと思うですけれども、１９億ばかり積んで、これは翌年度の償還材料にするためにと。私はそのときに、減債基金は亀山市のレベルでいくと３億ないし４億あればええやないかという話をしておったんですけれども、この市債を７０億まで減らしていくということは今後発生する、答弁にもありましたように、総合計画にも書いてありますように、小・中学校の老朽化対策、ごみ処理施設改修、各種道路関係、それから農林関係全ての事業をやっておるのにやっぱり有利な

国の市債を借り入れることによっていろんな事業ができていくわけですよ。私はそういうふうに、それが市の財政運営やと思っています。

確かに、この令和７年度の補正予算で市税収入が４億２，０００万ぐらい増収したという答弁が１２月にありました。だけど、正直令和２年度の市債残額、一般会計で１５７億あるんですよ。それを１１年度には７０億にすると。市長としては市債を活用して、そして事業推進をするというお気持ちはないのか。

それで、ちょっと計算させてもろうた、この令和８年度の各種事業の各項目からいくと、一般財源化が大体４５から５０％ぐらいあるんですよ。一般財源の投入が各科目で。農林、建設、福祉、その中でこういうのはやっぱり市長としての仕事は、借金を減らすのがあなたの仕事ではないんですよ。今後、令和１１年度に７０億までその市債残額を減らすということは、何もしないということですかな、こんな状況だと。何もしない。

ただいま言われましたね、いろいろと。空調をやりますよと、これもリースらしいですわ。何も第３次総合計画を組んで、何百事業という事業を組んで、ほとんど自力の資産で、収入で全てそれをこなす予定ですのかな。いかがですかな、市長。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

全てのこの本市の施策事業につきましては、全て自前の市単独の予算でということではなくて、当然起債も含め、そして有利な財源の手当を入れながらしていくと。これはもう今までもそうですし、今後においてもそれはもうそのとおりでございます。

何もしていかないということではなくて、この投資的経費、実は今の総合計画でもお示しをしております。少し午前中もありましたが、派手な事業は網羅というか、見た目ですよ、あるいは大きな事業、ハード事業がここに前期基本計画に書かれておるかというと、少しそこは抑え気味なのは確かである。

しかし、市民生活や将来に必要な事業はしっかり手当をしていくというのはしっかり盛り込ませていただいておるものでございます。

それと、これは今１１年度で７０億少々ということの残高になりますが、ご案内のように、この後に続きます環境センターの更新、併せまして学校等々の更新、それから庁舎の建設、し尿処理場もありますが、この大規模事業をどのように考えるかということなんですが、これを少し適切にその後の後年度負担や将来の事業が硬直しないようにということで、ここを将来を展望しながら今スケジュール化をしておるところであります。したがいましてこの令和１１年度まで起債をここまで下げるこのメリットは、その後の少し亀山市にとっては非常に大きな事業がめじろ押しでございますので、この中でしっかり生かしていける、そういう体力をここで備えておるというふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

今だけではなくて、少し長いスパンをしっかり見極めるということが大事であろう、これは将来世代への負担を軽減させるという意味合いもあろうかと思いますし、その時点でのより様々な施策事業が必要であるときに、それが硬直してそういう施策が打てないということがないようにできるためには、やっぱりこれを今抑えてきたというのは確かでございますが、将来にこれは生きるもの

というふうに考えておる。

したがいまして、ご懸念の投資的経費が少ないので市民生活やいろんなものに影響があるんではないかということであろうかと思いますが、先ほど申し上げましたこの１１年度までの前基本計画の中でハード事業に、市民生活に必要なもの、それから将来にしっかり手を入れるものを合わせまして４２億を投入する計画でございますので、その後の大規模事業に備えるという視点もあるということをご理解いただきたいというふうに存じます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

市長の任期は４年なんですよ、１期。あなたは、庁舎建設のときになぜ庁舎を凍結したかといったら、次世代に借金を残さんために凍結しましたということでした。それで出てきはったんですな。ところが、いつの間にか令和１２年に庁舎を建てますよということを言うて、選挙が終わった後に６年延伸しますよと。今から１０年後ですよ。

だから、ちょうど基金のところに入りたいんですけれども、今回、見直しですな、基金の積立が基金積立金の収益金、それのみで積んでいない。例えば、３０億を目途にその基金というのが目的基金というのをつくったんですよ、庁舎基金。平成２６年に建てたときは４５億やったんですよ、令和１２年に建てるときは９５億ですよ。そうすると、令和１８年に建てるとしたら恐らく百二、三十億は超えますよ。にもかかわらず、１０年間まだ今年も、それは２０２４年の骨太方針でいろんな検討をした中でリニアは収益金、リニアは２０億ですが、リニアの見解もまだその動向が分からんというようなことでしたな。そうすると、１０年間であなたの任期はあともう３年ですよ。たとえ２億ずつでも積んでいったら６億は積めるんですよ。

今、庁舎の基金が１６億ですよ。せめて、これを３０億ためても、恐らく１００億出た場合に１３０億かかった場合には基金だけなんですよ、３０億。あと１００億は借金なんですよ。国からの補助金というのは、こんなもの知れたものですよ。よう出て五、六億ですよ。１０億までですよ。そういう中でこの庁舎基金を積まないということは、市長はどう思っておるの。あと任期までの３年間ですね、大型事業はないと。そうすると、庁舎の基金はどないなるんですか。３０億ですよ。リニアの基金は、これは２０億を目途にして、ちょっと２０億を超えていますよ、今。

それで、その事業仕分けの中でその動向が明らかでないので、収益金及び寄附金を基に基金へ積んでいくという見解が出ますよ。庁舎基金は庁舎基金の運用収益利益ですかな、国債か何か知りませんけれども。それの収益金だけで済みますよと。

なぜ庁舎の基金を次世代の次世代の子どもたち、次世代の職員のために、次世代の議員のために、快適で職務に励む場所づくりのために、やっぱり庁舎の基金ぐらいは何ぼ財政があかんでも、たとえ２億でも積んでもええのやと私は思うておる。３年間で６億ですよ、そうすると２２億になるんですよ。それが、次の方はどなたになるか知りませんで。継承されていって、１０年間２億ずつ積んでいけば２０億ですよ。そうすると３６億になるんですよ。その姿勢を今回示してくれやんことには、こんな令和８年度の予算は気概の年とは言えませんやんか。そんな気持ちはありまへんかな。

最終年度に残った金を財調に入れやんと庁舎基金に積み込むのやというものではないと思うんですよ。やっぱり当初の予算のときに、やはり庁舎は令和１８年に建てるために基金は２億ずつ積ん

でいくのやというような思いはありませんかな。そのようなことで聞かせてもらいたい。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

午前中にもご答弁をさせていただいておりますが、この庁舎建設基金につきましては新庁舎整備に伴う一般財源の負担をできる限り抑制することを目的としておりまして、庁舎規模とか整備手法など、具体的な整備計画に応じて市の財政状況を踏まえながら積立を行っていくという考え方でございますし、ちょうど昨年の２月にこれはお示しをさせていただきましたとおり、大規模施設整備の基本的な考え方におきまして、庁舎建設基金について３０億円以上の積立額を目標として計画的に積立を行う方針を持たせていただいているものでございます。

しかしながら、現下の厳しい財政状況から早期回復を目指す財政構造改革の集中改革期間であることを踏まえまして、やむを得ず令和８年度の当初予算におきましては財産運用収入のみを積み立てることといたしたものでございます。

その一方で、新庁舎整備の基本的な取組方針や整備スケジュールを見直すものではなくて、新庁舎整備に必要となる財源を計画的に確保するという基本方針には全く変わりはございませんことから、予算の執行状況を見極めながら、この令和８年度におきましても補正予算での対応を含め判断をさせていただきたいと、このようにそういう方針で臨んでいるところでございます。

また、今の物価高騰、いわゆる行政コスト、調達コスト、特にインフラ整備には、この庁舎に限らずごみの処分施設もそうですし、これも本当に確定しておりませんが、１００億を超えるような大きな金額になるのではないか、それをどれだけ下げられるか、どういう手法があるかという検討をずうっと続けていますけれど、いかにそういうことも含めて、お金に色はついておりませんが、様々な大規模事業をどのように考えていくのか、そして将来の他の事業に影響、あるいは一般財源の負荷がかからない、こういうことも含めて当然起債は活用させていただきますし、そこを本当に見極めていくことが大事だというふうに考えておりますので、庁舎基金につきましては、今の８年度の予算状況を見ながら補正予算での対応を現時点では考えているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

いや、だから最後に気概とは何ぞやということを言わせてもうたんですよ。

困難に直面してもくじけず、それを乗り越えて前進しようとする強い心意気や意志を指すと。単なるやる気や根性よりも信念を貫き通す強い意志や、過去の実績に基づいた自信を含んだ言葉であると、これですよ。これが気概というんですよ。

やっぱり庁舎を建てる、建てやん、凍結する。鈴木さんもいろんなデータで言われたけれども、あれは平成２６年に、建設までに何かあったらあかんから前市長の田中亮太さんが８，０００万の金を投入して補強工事をしたんですよ。だけど、２６年に建てなかったです、あなたは２２年に出ているのに。それで、それがずっと繰り越して１８年になってしまうと。それで、金が余ったらそこへ積みますわと、そんなもんではないでしょう。市長ですよ、あなたは。任期も決まっておるん

ですよ。ずうっとやっていくつもりかな、建つまで。

それで、大規模事業があると。当然、この間、新聞を見まして載っておったんですけれども、いなべ市の日沖市長ですよ。小・中学校の空調問題を全部完了、大規模改修するのを。財政調整基金を２８億減額して、残りはもう残額８億ですよ。そして、この令和８年度の予算を組んでいますよ。

あそこは４町合併したところですからな、我が亀山市は１市１町ですから、やはり庁舎、それからごみ処理施設がもう耐用年数を大分過ぎましたでな、あと３年か４年ですよ、これらももって。すぐでもかからなあかんですよ。それを骨太方針、これを達成せんならん、何としても２５億を確保せんならんということでごまかしても、私はごまかしやと思うておる。

やはり、やると決めたら目的基金であるリニアは気張って１億を積んできた。庁舎基金は最初田中亮太のときは３億やったんですよ。あなたが就任した当初は１億やったの。それが５，０００万に減ったんですよ。５，０００万を何年か続けて、直近の３年前かな、１億になったんですよ。だから、なぜこれはどうしても必要な施設なんですから、当然基金は積むべきやと。借金を返すのが市長の仕事とは違いますわな。

令和１１年の試算でいくと、７０億になってしまうと、市債が。これは一般会計の市債ですけどな。特別会計で下水道の問題とか上水道の問題とか、いろんな問題を抱えておるんですよ。その中で、もう少し気概のある予算を組んでくださいよ。

あれもしましたこれもしました、和賀白川線も、あれは合併特例債で完了させる事業やったんですよ。野村布気線ですかな、あれは合併特例債の事業なんですよ。５大事業の一つですよ。亀山市斎場、関中学校、和賀白川線、野村布気線、それから庁舎です。これが５大事業です。それで完成しておるのが、斎場と中学校と野村布気線だけですよ。和賀白川は延々と続いておるんですよ。庁舎の金は北東分署やら何やら、それから最終的に図書館事業に１６億の金を投じておるんですよ。そこら辺も含めて、もう少し気概のあるあれをやっていただきたい。

確かに、この主要事業の見直しですかな。令和７年度で廃止する事業及び令和８年度から内容等が変更する事業一覧、これを見せてもらいました。全部で２８事業ありますな。そのうち、廃止が５事業ですわ。もちろん、確かに廃止された事業もあります。そうやけど、この中に庁舎の問題もリニアの問題も書いてありますよ。

それで、補助金の問題でも荒廃農地のコスモスの補助金もなしになっていますよ。現物支給はするらしいですけれども、その制度がなくなっていますよ。コスモスでも、荒廃農地を維持していくためには、コスモスかそんな植えておけばいつでも百姓はできるんですよ。私も百姓をしていますよ、わずかな猫の額ぐらいですけれども。一遍田は荒らしてしもうたら、二年放ったら大変なことになるんですよ、田は。だからコスモスを植えて、そして地域の三寺のところでコスモス祭りみたいなのをやっていましたわね。コスモス祭りか。そして、農地の保全管理をしていただいておったんですよ。その制度もなくなってしもうた。

だから、あんまりその地域の活動とかそんなことをけちるというか、市内を全部見てくださいよ、もっと。あなたの残りの３年は、もう少し亀山市の、今の亀山市の出生率は鈴鹿とどうのこうのと言うていましたやんか。亀山市の高齢化率は２７．３％ぐらいですよ。鈴鹿市は２５.何％です。なので、当然亀山に若い世代が移住してくれる率は高いんですよ。だから学校等のことも速やかにやらなあかん。それがあなたの仕事やと思う。

何とかもう少し、別に３月があかんだら６月にやっぱり庁舎建設の基金をつぎ込むという腹積もりで、その財源を、市債を借り入れることによって一般財源を投入できやんと、させやんと。その残高調整をするだけの気概を持っていただけませんかな。やっぱりこれは積むべきだと思う。私は、強いて言えば年間３億を積んでおいてもええと思っておる。将来のために。

恐らく、何やかんやで５０億ぐらいは庁舎基金を積んでおかんことには、庁舎は建たんと思う。令和１８年に。そんな構想は市長にはありませんかな。

私は一市議会議員として言うています。私やったら年間３億を積んで、令和１８年までに５０億ぐらいに庁舎基金を積んで、そして新庁舎の建設に臨みます。いかがですかな、そのお気持ちはないですかな。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほど申し上げたように、庁舎建設に対する基本的な方針は全く変わっておりませんし、これに対して、将来に対しての準備をしていこうということで、基金の取扱いについても、これも申し上げたように８年度の財政状況を見ながら基金を補正予算で対応していくと。

議員は６月にと言われましたが、年度１年を通して様々な状況があります中でやはり適時適切な段階でそれを判断するということ、これは庁舎の基金だけではなくて他にも様々な事業を回しておりますので、そういうことも含めて適切に判断をすると。これは行政の責務でございますので、そこはそのようにご理解をいただきたいと思います。

何かちょっと誤解や曲解をいただいていますが、そうではなくて、そのような思いで対応させていただくつもりでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

再三言いますよ、市長の任期は１期４年なんですよ。市長の考え方によって、ごろっとものが変わるんですよ。

駅前再開発事業って、ほとんどなかったですよ。確かに合併前に川崎小学校の改築問題は旧亀山市議会で議論されたことは重々私も知っています。それで、あの改修もできました。北東分署においても、前市長のときに関もしました。なぜ本庁舎の西庁舎の消防本部が関へ向いていくと、本来ならもっと栄町周辺の人口密集地域に庁舎に建つべきものではないかという質問をさせてもろうた。その結果、北東分署はできたんですよ。地域住民の救急対応、また消火対応に対応するために北東分署ができたんですよ。だけど、消防職員の体制が８４名かな、人数、定数が足らんもので関分署、北東分署は１３名の消防職員で回してもろうておるんですよ。これも人員適正化計画かどうか分かりませんよ。私は、消防職員はその１本署、２分署があれば１００人はいると思うておる。そして住民も市民も安心やし、いろんな対応ができると、消防職員も対応できるというふうに思っています。

だから、やっぱり首長の任期は４年なんですよ。私ら議員の任期も４年なんですよ。首長の考え方によって大きくそのまちは変わるんですよ。そこら辺を十分言うておきます。

あと残り１３分ですから別のことに移らせてもらいますけれども、令和６年度に亀山市事務事業外部点検委員会において、いろんな１７の事業が点検をされました。そこで、これはＣランクで廃止すべきものがあるというような指摘を受けていたと。

ちょっと時間的に他のことも言いたいんですけれども、観光施設のことについて答申がありました。

産業、環境、商工観光、地域プラン③。

それで、ここに関ロッジと石水渓キャンプ施設、改善というやつね。それと有効性について、対コスト、有効性を含む評価として、いずれの施設も効果が不透明であり、費用対効果が薄い、悪い。市民と来訪者の交流という目的に照らされれば効果は限定的なものであるという評価があると。それで、妥当性、経済性、効率性に関する意見として、経済性、効率性について問題が問われる。

それで、意見、改善案のと、関ロッジは老朽化が著しく、修繕料もかさんでいるので、根本的に見直すべきである。石水渓キャンプ場施設は、料金の改定を検討されたいと。次に、足湯交流施設は廃止を含めて検討されたいという３つの意見が出ておる。

今議会に、石水渓の料金改定が提案されています。関ロッジは何も市として一銭も入れていませんね。料金改定もやったと。足湯ですな、関の足湯の施設。あれは関町時代にまず井戸を掘って、９,０００万で掘ったんですよ。それで平成１６年１２月議会で、関町の。足湯施設等で８,０００万の金を議会で議決して、そして平成１７年1月１１日に亀山市と関町が合併したときに、その８,０００万はそこへ来ておるんです。それで、あの足湯施設は多分、私の記憶が間違っておるか分かりませんけれども、交流施設として足湯を造るということで、多分５,０００万であれは造っておるんですよ。そして、私の知り合いの方とか、関の町並みを見学に見える市外の方もあの足湯を十分利用されておると。

それで、一体この点検委員会はどんな資料をもって、こんな結論が出てくるのか。そして、これはアンケート用紙なんですけれども、亀山市関宿足湯交流施設（小萬の湯）利用者アンケート、足湯交流施設をご利用いただきありがとうございます。施設の運営の改善に役立てるため、アンケートのご協力をお願いします。

亀山市産業環境部商工観光課。

利用日、〇年〇月〇日、あなたについて丸をつけてください。性別、男、女、答えたくない。２.年齢、１０代から８０代、８項目。居住地、市内、三重県、県外。利用者の交通機関、自家用車、観光バス、電車、バイク、自転車等。利用制限の頻度、今回が初めて、年１回から２回、月に１回か２回、週１回から２回、週３回以上。

施設について、当てはまるものに丸をつけてくださいと。施設の利用はどうでしたかと。１．満足、２．やや満足、３．普通、４．やや不満、５．不満。やや不満、または不満の方は理由を書いてくださいと。

それから、２に、本施設は利用者同士の交流促進を目的としていますが、他の利用者と交流ができましたか。１．十分できた、２．少しできた、３．できなかったと。③ですが、関宿に足湯交流施設が必要だと思いますか。１．必要、２．不要、３．どちらでもない。不要の方は理由を述べてくださいと。質問は以上でございます、ご協力ありがとうございましたと。市長はこれ、文章をよう知っておるな、この内容。

こういうのは、今申し上げたようにあそこに井戸を掘るのに９，０００万、施設に８，０００万、関町の金を１億７，０００万持ってきておるんですけれども。

これはどう思われますかな、これ。足湯は私もちょくちょく行かせてもらうんですけれども、確かに２５度で出てくるんですよ。それを沸かしておるんですよ。重油代も施設も老朽化しておるんですけれども。老朽化したら、故障したら１週間ぐらいは停止しますけれども、ちょくちょく通らせてもらう、結構使ってみえますよ。

本当にこれは廃止のつもりですかな、市長。ちょっと市長に聞きたい。廃止するつもりかな。廃止せんと、こんなアンケートで廃止、不要という欄が多かったら廃止になるのかな。

あれは木村邸というんですね、関宿ののれんがかかっておる。木村邸、足湯、観光駐車場及びトイレですよ。あれが一つのセットになっておるんですよ。それで、あそこでゆっくり足湯につかっていただいて、それで町並みを見てもろうて、木村邸でお茶を飲んでもろうて、そしてありがとうございましたと帰っていくと。

市長、このアンケートの結果で不要が多かったら廃止するつもりなのかな。ちょっと市長の考えを聞きたい。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ちょうど私が就任してからそこのオープンのときの、非常に早いなということでございますし、市民の皆さんの憩いの場になっておること、それから市外から観光でお越しいただいた皆さんにも大変お楽しみいただいておるということで、有効な施設であるというふうに認識をさせていただいてまいりました。

令和６年度事務事業点検におきまして、この市民の皆さんの、委員の皆さんからもいただいた中で、この事業の中身について廃止という方向性が示されたものでございました。いわゆる、これはこの評価において観光施設の施設管理費で事業の有効性が限定的であり、抜本的な見直しや改善が必要とされると評価されて足湯交流施設は廃止を含め検討されたいという意見を受けたもので、これを受けてアンケート調査を実施いたしたところでございました。

このアンケートにつきましては昨年の１２月に実施をいたしましたが、この足湯交流施設の利用者を対象に実施をしてございまして、本年２月２３日までのアンケートの集計結果に基づきまして、５８４件の回答を頂戴いたしております。

そのうち、満足度につきまして、「満足」「やや満足」と回答された方が９５．８％、施設の必要性につきましては、「必要」と回答された方が９６．１７％でございました。

また、アンケートに回答された方はどちらかというと亀山市外の方が多いということでございましたことから、足湯交流施設は市外からの来訪者にとりまして特に満足度の高い重要な観光施設だというふうに改めて感じさせていただいておるところでございます。

今後につきましては、このアンケートでいただきましたご意見を基に施設の管理活用を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

何はともあれ、あの足湯は確かに残してください。

いろんな井戸を掘るといろんな物議を、議論をやったんです。やるべきかやらないかと。やった結果、あの白鳥の湯もありますんで温泉施設を造らんと足湯にしないかということであなったんです。

できたらあの施設は、市内の在住者の愛好家の方も見えるし、それから市外からお見えになった町並みを見学に行かれた方もあそこで湯につかってもらうと、それで亀山はええところやなと、足湯もよかったなと、その思い出の一端としてもらうのが私はあれだと思いますので、そのようにしてください。

これで終わります。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

１８番　櫻井清蔵議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩をいたします。

（午後　３時０１分　休憩）

（午後　３時１０分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１１番　福沢美由紀議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党を代表し、令和８年度施政及び予算編成方針及び令和８年度教育行政一般方針より質問をいたします。

まずは人口減少対策についてです。

亀山市は社会増があり、減少の度合いが県内の他市町と比べると緩やかであると伺ってはおります。ただ、人口減少傾向は止まらない状況なのかなと思っています。また、地域によって減少の割合もいろいろあったりとか、そういう状況があるかと思います。

まず質問の初めに現在の人口減少の現状と傾向、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

１１番　福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

本市の人口動向についてでございますが、本市の総人口は平成２２年の国勢調査人口５万１，０２３人をピークに減少に転じておりますが、比較的緩やかな形で人口減少が進んでいる状況でございます。

その要因は、死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続きますものの、転入者が転出者を上回る社会増が顕著であることが人口減少を抑制していると分析をいたしております。

とりわけ、令和６年１０月１日現在で、県内１４市中、年少人口比率が１２％と最も高く、老年人口比率は鈴鹿市に次いで２番目に低くなっておりまして、また、昨日公表されました令和６年の

合計特殊出生率も県内１４市中最も高い市で１．５３となるなど様々な課題もございますが、全市的には将来に向け比較的良好な人口構成であるとともに、産業立地の促進や人口の社会増など、明るい兆しも見えてきている状況にございます。

また人口の見通しでございますが、今後の人口見通しにつきましても、第３次総合計画の基本構想の将来推計人口におきましてお示しさせていただいておりますが、１０年後の人口４万８，０００人と推計をいたしておりまして、急激な人口減少にはならない見通しを持っております。

一方で、地区別の人口の動向は地域格差が広がっておりまして、平成２８年と令和７年の１０年間の推移を住民基本台帳人口で比べてみますと、井田川、川崎地区が増加傾向にある一方で、野登、白川、坂下、加太地区では人口減少率が高くなっている。そのような状況でございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

１．５３で県下１位というのも、１位はうれしいんですけど、もっともっとやっぱりたくさんの方が亀山にいらっしゃっていただきたいし、子どもを産んでも大丈夫だなというまちでありたいなと思うんですけれども。その今の状況を、１位でいいなというところでおるのか、どのように受け止めてどのような対策を考えているのかということについてお伺いしていきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

本市の人口動向や現状を踏まえた上で、人口減少の抑制を図るためには、自然減の抑制とさらなる社会増につながる取組が必要であると考えております。

自然減は、出生年代の女性人口の減少、あるいは未婚化、晩婚化の進行、さらには若者の価値観の多様化等が影響しているものと考えられますので、そのため本市で安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めることが重要でございまして、妊娠、出産、子育てに関する負担の軽減を図るとともに、結婚を機に本市を居住地に選んでいただけるように、日常生活に必要な商業機能の充実に加え、地域公共交通の改善など、暮らしの快適性を高めていく必要があると考えております。

一方で、社会増への取組といたしましては、産業集積による雇用の場の確保や移住・定住の促進や交流人口、関係人口の拡大に向け、選ばれるまちとしての都市の魅力をさらに高めていく必要もございます。

いずれにいたしましても、人口減対策は本市における住みよさを高めていくということが重要でございますので、これらは様々な分野の取組を総合的に展開していく必要がございます。

具体的には、第３次総合計画と整合を図り、本年度策定予定といたしております、第３期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づきまして、関連施策の推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

自然減を抑えるといっても、晩婚化とかいわれても女性だけでは子どもは産めませんし、本当に

いろいろ総花的だなと思われても、いろんな対策をしながら皆さんがここにおってくれることをやっていかなくちゃ仕方ないんだろうと思うんですけど、私の今回の質問、２番目に地域公共交通の充実についてと上げました。そして３番目に、多様な連携と交流によるまちの活性化について、そして４番目に子ども子育て支援の充実についてを上げた。これらは私どもが考えるその人口減少対策で大事なポイントじゃないかなと思って上げさせていただいたんです。

順番にやらせていただきたいんですけれども、地域公共交通の充実についてということです。

やっぱり先ほど、地域によってすごく人口が少なくなっている、高齢化が高くなっている、多くなっているとかむらがありますので、そういうことも本当にこの地域公共交通ということで大事な課題になってくると思います。

私は、この地域公共交通というときには、バスと鉄道とタクシーを指して質問していきたいと思います。亀山にはのりかめさんというオンデマンドタクシーのシステムがありますけれども、これは全ての方が乗れるわけではないので、一旦今回の質問では公共交通の枠外と考えての質問とご理解ください。

質問ですけれども、亀山市の地域公共交通の来年、再来年度計画もつくらなくちゃいけないところですけれども、新しく計画になるところですけれども、現在の地域公共交通の課題についてどのように取られておられるのかを伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

本市の地域公共交通の主な課題でございますが、まず本市は行政面積が広く、山間部や坂道が多い地形的制約などから１世帯当たりの自家用自動車の保有台数が県下でも多いなど、自動車依存度が強く、自家用車から地域公共交通への移行が進みづらい地域特性が上げられることが課題の一つだと考えております。

また、コミュニティバス路線の再編や乗合タクシー制度の充実など、利便性の向上策をこれまで図ってまいりましたが、依然として市民満足度が、市民アンケートの結果もそうですが低く、利用が低調なコミュニティバスもございますし、乗合タクシーの乗合率も伸び悩むなど、真の利用者ニーズに沿った輸送サービスへの見直しや、より効率的で効果的な地域公共交通ネットワークの確立をしていくということも課題の一つとして上げられるところでございます。

さらに、今後も生活交通の確保を図っていくためには、地方自治体における交通政策を取り巻く様々な課題を市民と共有した上で、地域住民、交通事業者、行政が連携した取組を強化していくことが求められますが、その取組がまだまだ十分ではないということも上げられるところでございます。

一方、交通事業者が比較的少なく、人手不足も懸念をされますため、地域公共交通を担う持続可能な体制の確保でありますとか、物価高騰や人件費上昇の影響によりましてバス等の運行業務委託料がかさみ、市の財政負担額が増加傾向にあることも課題として上げられますが、今後もこのような様々な課題への取組を進めていく必要があると考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

自動車への依存が高いですとかお金がかかるとかいろいろありましたけれども、私多分このアンケートでリニアの誘致よりも本当に身近な公共交通を整えてほしいという声が高かったというのは、やっぱりここで暮らしていきたいという気持ちの裏返しでもあると思います。ですから、これを丁寧に、本当に公共交通がなくて困っているという声が、今のちょっと課題の中ではちょっと分かりにくかったんですね。公共交通がうまく使いにくいとか、なくて困っているという声のところが、ちょっと今の課題意識の中では少なかったのかなと感じたんですけれども。

私がこの公共交通と考えるときに、交通拠点性を向上させるということが大事なのかなと思ってこうやって質問に上げさせていただきました。

本来は交通拠点性という言葉は、道路や高速道路などを含めたもっと大きな捉え方をする言葉かもしれませんが、今回私はこの地域公共交通の枠内で拠点性を向上させるための対策ということについてお伺いしたいと思います。

なぜなら、一番市民の皆さんからお声を頂戴するのが、この乗換えやアクセスが悪いということの苦情が多いんですね。この拠点性がうまくいっていないということですね。そういうことだと思いますので、この強化についてどのように捉えておられるのか、課題意識や対策についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

本市の地域公共交通は、亀山市地域公共交通計画によりまして、鉄道駅を中心に都市拠点と居住地を結ぶまちづくりと連動した地域公共交通ネットワークの形成を図る方針といたしております。

その中でも、市域をまたぐ広域バス路線、これは２路線ございますし、営業バス路線２路線、さらには市内のコミュニティバス路線が７路線ございます。

そのコミュニティバス路線のうち５路線が市の玄関口であるＪＲ亀山駅を発着地としてＪＲ関西本線及びＪＲ紀勢本線へ接続をしておりますので、ＪＲ亀山駅が本市の地域公共交通の結節機能あるいはターミナル機能を担っているということがいえようかと思います。

そうした結節機能を高めていくための対策といたしましては、先ほど議員もお触れもいただきました乗り継ぎにおける利便性の向上を図るため、接続ダイヤの改善でありますとか待合など乗り継ぎ環境の改善、さらには接続点周辺への都市機能の集積等を図ることが必要でありまして、そうした観点からは、ＪＲ亀山駅周辺における図書館や駅前広場の整備により、乗り継ぎ環境の改善が大幅に図れているという現状であるというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

実は皆さんにどういうふうにバスになってほしいですかとお聞きすると、乗り継ぎが大変ということもあるし、だからもう直接行けるようなバスをつくってほしいという声もたくさんあるんですけれども、今まで公共交通会議なども私も時々見させてもらっていると、やっぱり真ん中を駅やちょっとぐるぐると回るさわやか号、そこに向かってフィーダーということで地域のほうからバスを

つなぐということの中で、皆さんが動きやすいようにということを考えてこられた今までの在り方というのも大事かなと思います。

今回令和７年度ですね、今年度、共創による亀山市「交通空白」解消等リ・デザイン事業というのに取り組まれました。その交通空白というちょっと意味の捉え方も含めて、この目的と内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

本年度、国の補助金等を活用して取組を進めてまいりました共創による亀山市「交通空白」解消等リ・デザイン事業につきましては、次期地域公共交通計画の策定を見据えつつ、バス利用が低調な地域を中心に、地域の利用者を含む地域住民とバスタクシーを運行する交通事業者、そして行政の三位一体による共創の場づくりを進め、３者間の課題等の共有化と真の利用ニーズを踏まえた最適な輸送サービスの在り方や再構築の方向について検討を行うとともに、こうした検討を通じて地域公共交通を持続的かつ主体的に支える人材の育成にもつながることを目的とした取組でございます。

そのようなことから、バス利用が低調な南部ルートや亀山椋本線沿線の亀山南部地区と西部ルート加太地区福祉バス沿線の亀山西部地区におきまして、輸送サービスの再構築案に向けた方向性について一定の整理を行うことがこの事業のゴールとして取組を進めてきたところでございます。

なお、ご指摘をいただきました交通空白という考えでございますが、これは面的な交通空白のみならず、世代的な空白であったりとか、時間的な空白であったりとか、それらも含めてどのようなサービスが一番その地域の特性に合っているかという再構築の方向性について、三位一体でそれらについて検討すると、そのような事業でございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

来年度１年かけて計画を練っていくんだと思うんですけれども、今回のこのリ・デザイン事業で先ほど自動車に依存し過ぎていてというのがありましたけれど、不便だから車が離せない、車が離せないから公共交通に乗り慣れなくて乗りにくいって、何か卵が先か、鶏が先かという議論になってくると思うんですけれども、今おっしゃったこの交通空白というのは、ただ面的に、例えばこう菅内地域のほうがバスがないですよねとかそういうことだけではなく、年齢の空白であるとか、いろんな空白というのをいろんな切り口でこの事業の中で議論されたということなんだろうと思いますが、なかなか私もちょっといろんな議事録とかを拝見していまして、事業者さんが入っておられますんで、全国のいろんな例も多分ご存じだからだと思うんですけれども、地域でも自分たちでもこういうバスを自分らで走らせたらどうよみたいなことも割とフランクに提案もされたりしますんで、ちょっと地元から出ている人としては、えっ、こんなの誰がそんなん運転しますんやなということでちょっとびっくりしたりすることもあったんですけれどもね。

もうゴール、今ちょっとさらっとゴールのことを言われましたけど、これ７年度でこの事業が終わりました。来年度計画をつくられます。このデザイン事業を引き継いで来年度どのようにこの公

共交通をやっていくのかという、何と言うのかな。今回の事業をどのように来年引き継いでいくんかということですね、それについて伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

本年度は、先ほども申しましたように亀山南部地区、亀山西部地区ということで、関係地区におきまして地域住民、交通事業者、行政が三位一体となった共創の取組として、ワークショップでありますとか共創プラットホームなどの取組を通じまして、課題や情報の共有と既存のバス交通から輸送サービス見直しの方向性や可能性についての一定の整理を行ってまいりました。

しかしながら、まだまだ再構築に向けましてはその途上にございますので、引き続き関係地区との再構築案に係る検討、調整を行っていくこととといたしております。

一方、来年度末で地域公共交通計画が、現行の計画が終期を迎えますので、来年度中には次期地域公共交通計画の策定を行っていくこととしております。その際には、今回の共創の取組における再構築案の方向性の反映を検討してまいりたいというふうに考えているところではございます。

なお、地域公共交通計画への反映につきましては、関係地区での合意形成はもとより、地域公共交通ネットワークの全体最適化を図り、持続可能な地域公共交通を目指していくことが重要となってまいりますので、亀山市地域公共交通会議での協議も通じて行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

確かに今回結論めいたものは出ていませんので、来年も議論を続けていくということですが、その議論が、例えばオンデマンドが提案されてみたり、地域で足らんところは自分たちで運転したらどうやみたいなこともあったりしましたけれども、例えばもともと地域のいろんなことの工夫で、今のバスどんどん人が乗るようになったと、このままちょっと様子を見ようかということも選択肢の中には含まれているのかどうか。

例えば新たなバスを買ったら、新たなオンデマンドの手法をするということありきなのか、そこら辺についてはどうですか。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

今回の共創の取組を通じまして、一定の方向性についての案の取りまとめというようなことを整理ですね、一定の方向性の整理はいたしておりますけれども、既存のルートを利用促進を図って、さらに乗車率を上げていくという取組を否定するものでは当然ございません。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

それでは、次の質問をいたしたいと思います。

多様な連携と交流によるまちの活性化についてということですね。

まちづくり条例には、市民と議会と執行機関がそれぞれ尊重して協働でまちづくりに取り組むということがうたわれているんですけど、まちづくり協議会というのが一体そもそも何なのかということを１回問い直したいなと思いまして、この質問を上げました。

市長はいつもまちづくりというときに、市民力とかね地域力というのが大事だということをおっしゃいますね。そういうことで、私たちの地元でも一生懸命頑張っておるわけなんですけれども、そういうこともありますので、まちづくり協議会について、そもそもどういうものなのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林市民文化部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

今、市内２２地区全てにおいて設立をいただいております地域まちづくり協議会、この設立目的というところでいいますと、この地域まちづくり協議会につきましては、亀山市地域まちづくり協議会条例第１条の規定にありますとおり、地域におきまして多様な主体を包括し、自分たちの暮らす地域を自分たちでつくり上げるという理念及び民主的な運営の下に地域課題の解決に取り組むことを目的として設立された自治組織というふうに認識をしてございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

改めて今言っていただいて、今私が住んでいる地元の昼生地区まちづくり協議会なんですけれども、まさにそのように動いているなということを再認識したんですけれども。

ちょっと昼生地区のまちづくり協議会の活動についてご紹介をさせていただきたいんですね。

様々な行事、年間行事とか月間とかいろんな行事をこなすだけでなくて、新たに有志も含めて会議体をつくって、まちの課題を抽出して見詰めて、課題別に取組を進めているところなんです。

その一部として、ほんの一部ですけれども、例えば空き家問題については、そのメンバーで現地を歩いて、その空き家の所有者を調べて、市の担当にも本当に大いにご協力いただいたんですけれども、制度について学ぶそういう学習会をしたり、あとは実際に空き家バンクの登録の仕方について個別の相談会をしたりしました。また引き続き、来年度になると思いますけれども、住まいのエンディングノートというのを活用して、空き家問題というのは他人事じゃないんだということ、そして放置空き家の予防になるということで、その自分の住まいというのがどんなのかなというのを書き込んだりすることも含めて、そういう取組をしていきたいなとやっているところなんですね。

他にも子育てのことですとか、いろんな里山のことですとか、こうチームに分かれてやっています。

先ほど質問に上げました地域公共交通については、特にやっぱり南部のバス利用客が低調であると言われるその問題意識で、南部ルートのバスについて移動手段検討会というものを立ち上げて、実際会員が南部バスに乗車をいたしまして乗客の聞き取り調査も行い、地元中学生以上の地域住民全ての方にアンケート調査を行い、そして状況やニーズを把握する努力をいたしました。

また会員以外にも広く性別、年齢を問わず集まっていただいて、まち協に。ファシリテーターズ

の皆さんにご進行いただいて、バスについてのサロンを開催しました。楽しく夢や願いを語りながらバスを知って、バスに親しんで乗りたい気持ちを起こす、そういう１日となりました。

そういうことを通しまして、それらから寄せられた住民の皆さんの声をまとめて、何度か議論を重ねられ、バスの利便性が高まることによって、もっともっとバスというのは乗れるようになるんではないかということの確信を持って、いろいろ整理をした分厚い資料を添えて要望書を市長に提出したところです。

もちろんこれは要望するだけではなく、自分たちもバスに乗る取組を進めるということは前提です。まちづくりって何やというところからこういう紹介もさせていただいて、市長に一言お聞きしたい。

こういう昼生のような活動は、市長がいつも一丁目一番地でおっしゃる市民力、地域力ということではないのでしょうか。市長が願うまちづくり協議会の、自分たちのまちの課題を自分たちで自主的に解決していくという、そういう在り方ではないんでしょうかということについて、ご所見を伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

市内２２のまちづくり協議会、これの本当に一番最初に川崎地区、そして昼生地区、立ち上げをいただいて今日に至りますまでに、今ご紹介いただきましたが極めて精力的に様々な地域の分野、課題、これに取組をいただいておりまして大変敬意を表したいというふうに考えております。

また、本当にそういう様々な意見とかいろんな思いが、当然いろんな方お住まいでありますし、思いも多様でありますから、そういうものを集約をして一定の方向へ課題解決をしていくということについては、本当にご苦労があったりとか、様々な要素が関わるものでありますが、そういうこともひっくるめて、こういう自治を高めていく活動、このことの重要性はもう本当に言うまでもなく尊いというふうに思っています。

また、その姿を次の世代へ見せていく、あるいは伝えていくということが、本当にその地域が人口減少とかつながりが薄くなっていく中で大事だと、このように考えさせていただいているところでございます。

この昼生地区まちづくり協議会におかれまして、特に今ご紹介の地域公共交通の利用促進にご尽力をいただいておりますこと、それから住民アンケート調査やワークショップの開催を通じて、この地域公共交通がその在り方を検討いただいておりますこと、まさに敬意と感謝を申し上げたいと思います。

前段、部長のほうからも少し今のリ・デザインの地域公共交通の様々な全市的な取組の答弁をさせていただきましたが、現在この南部ルートでありますが、路線再編やお得な定期券や交通系ＩＣカードの導入、それから新型車両への更新など、これまで利便性の向上にも努めてきていただいてまいりましたが、１日１便当たりの平均乗車人数が令和６年度実績で１．９人と、路線維持基準３．０人ですが、これを下回る低調な利用状況が続いております。

こうした現状を改善すべく、当地区を含めた亀山南部地区４つのエリアが参画をいただいておりますが、これを対象に、地域特性に応じた交通体系の再構築に向けて、本年度から地域住民や交通

事業者、行政の三位一体となった共創の取組を進めてございまして、真の移動需要に沿った輸送サービスへの見直しに向けた取組をスタートさせていただいたところでございます。

かつてもこの再編の折には、議員はじめ本当に大変時間をかけて苦労いただいた、私ども行政も本当にその思いを強くして、あれからもう１０年近く経過しておりますが、今回もまさに様々な意見があるということを承知いたしております。

そうした中で、昼生地区まちづくり協議会の皆さんから昨年の１２月１９日にご提出をいただきましたコミュニティバス南部ルート、昼生地区の改善に関する要望書につきましては、住民アンケートを取っていただいた結果を踏まえ、コミュニティバス南部ルートにおける運行ダイヤやルートの改善、小型バスの導入、停留所の立地改善、また市外との関係連携、内部ルート全般に関する住民の声としてご要望を、私もお会いをさせていただいて直接頂戴いたしました。そのお声につきまして、生の声として尊重させていただいて、受け止めをさせていただいたものでございます。

今後、この三位一体の共創の取組を通じた再構築の方向性は、次期地域公共交通計画への反映も検討してまいりたいと考えておりますので、現在、昼生地区まちづくり協議会を含めました亀山の南部地区の４つのまちづくり協議会の皆様と三位一体による取組のまさに真っただ中にございましたので、そういったタイミングにおいて頂戴いたしましたこの要望書に対する回答は、その途中ということで回答させていただくことができない状況であったということは、ぜひご理解をいただきたいと思います。そのようなことから、改善に関する詳細な回答は控えさせていただきまして、継続した協議へのご協力をお願いさせていただいたところでございます。

ぜひ今後も継続した協議をお願いいたしたいというふうに考えてございまして、この地域公共交通ネットワークの再構築は全市的に共通する課題でありますことから、先ほどの亀山市地域公共交通会議などの場を通じて、これらのオープンな議論を行ってまいりたいというふうに考えているところでございますので、引き続きまして昼生まち協の皆様、それから他の３地区、南部地区の３地区の皆様との様々なお声も頂戴しながら、しっかり展開できればというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

今回の議会で公共交通について質問する議員がたくさんおりますので、その具体についてはもうこれ以上入らないでおこうかなと思うんですけれども、一言やはりこのお返事を頂戴したんですけど、今言ってみえた。本当に先ほど言っていただいたような内容がきちっと載っていれば、私こんなことをわざわざこんな、いただいたお返事を言わんならんようなことはなかったと思うんですけど、本当に１枚の、あの分厚い資料で一生懸命出したものに対して本当に１枚ぺらっといただいた。本当に要望書に対する答えの部分ってほんの少しなんです。

何かというと、多岐にわたっておるから全部はお答えしかねるということ、そして今、途中やということ、最終的には、これからも協議して頂戴ということなんですね。もうこれだけで、あとはもうずっと今までの経過が書いてあるだけで、本当に真摯に私たちまち協として出したものに対するものが入っていない回答書だった。途中だから答えられないことはよく分かりますし、それこそ全部入れていますんで、全部に対して答えられないこともよく分かった上での要望書です。それは、

市長がやっぱり私は市民力と地域力が一番だというのか、そうなのかどうなのかというのも分かりませんけれども、やはりそうやって市民を応援しようというのであれば、お答えのしようはもう少し、先ほどお答えいただいたようなことも含めてあったのかなと思うことだけはお伝えしたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

こういうお返事出していたら、私はまちは元気になっていかないと思うので、ぜひちょっと考えていただきたいということだけ言い添えておきます。

最後に、子ども・子育て支援の充実についてということで伺います。

学校給食費の無償化について、小学校については来年度から大きな動きが全国でありますけれども、中学校も含めて、全国そして県下の状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

大平教育部長。

○教育部長（大平　守君登壇）

中学校の無償化等についてもちょっと触れさせていただきますが、教育行政一般方針で令和８年度の小学校給食費につきましては、学校給食費の抜本的な負担軽減、いわゆる給食無償化が実施されます。

このような中、国の支援月額５，２００円、これは補助基準額とも言われますが、これに対し、本市の新年度からの学校給食費が月額５，４００円となりますことから、差額が２００円生じます。この２００円につきまして、差額の２００円につきまして独自の判断によりまして、国の重点支援地方創生臨時交付金、これを活用して、新年度においては保護者の皆様にとって学校給食費の実質的な無償化が実現されるものでございます。

一方、中学校につきましては、令和６年度以降小学校と同じく、これまでからも４００円から７５０円分について、市の独自の判断によりまして国の交付金を活用し、学校給食費に係る保護者負担金を４，８００円に据え置いてまいりました。こうした中、新年度からの学校給食費は、現在の保護者負担額より実質１，０００円増額となる５，８００円となります。

現時点においては、中学校の給食無償化の実施は考えていないところではございますけれども、新年度には、この増額分に対しても国の交付金を活用し、令和６年度からの負担額を４，８００円に据え置くことで保護者負担の軽減を図ったところでございます。

一方、県下でありますとか全国の無償化の状況でございます。

こちらは、県下におきましては、２月頃に担当レベルで聞き取りを行いましたが、令和８年度に中学校給食の無償化を予定している市町は１４市中６市、１５町中８町、２９市町中では１４市町というふうに伺いました。これ以外の市町につきましては、やはり亀山市と同様、物価高騰への対応といたしまして、食材費の増額に伴い給食費が増額となりますため、このことに対して一部補助を行う予定というふうに伺っているところでございます。

また、全国の状況につきましては、少し時点が古いんですが、令和５年９月時点の調査の結果でございます。

全国１，７９４自治体の中で７１２自治体、率にしますと３９．７％になりますが、において一時的な措置も含め、何らかの形で中学校給食の無償化が実施されたという結果でございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

憲法にうたわれる義務教育無償原則というのに基づくという立場ですと、小学校も中学校もということになってくるんだと思います。志摩市とかいなべ市とか、本当に亀山市と規模がよく似たところも既に無償化を中学校もされております。ぜひとも進めていただきたいと思います。

次の質問ですけれども、学校施設の工事及び修繕について、まず学校施設について伺います。

来年の予算の主な内容について伺います。

その中でちょっと心配な保護者さんからの声があって、給食が始まると。それで給食の配膳が廊下でされると聞いておると。廊下で雨漏りがしておる、これは一体どうなるんだということで心配の声をいただいております。そういうことも含めて、来年の工事及び修繕について伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

大平部長。

○教育部長（大平　守君登壇）

今お触れいただきました中学校での雨漏りに関してからでございますけれども、今ご指摘いただいた亀山中学校の校舎の雨漏りにつきましては、実際学校から連絡を受けました。受けた後すぐに現場の確認を担当のほうで行いまして、第３棟校舎３階の教室及び廊下でございましたが、こちらで少量の雨漏りを確認いたしました。こうしたことから当然応急処置を施すとともに、現在、本年度内に完了できるよう雨漏り修繕の発注準備を行っております。

一方、現在他校においては恒常的な新たな雨漏りは発生していないというふうに認識はさせていただいております。

また、修繕料の予算につきましては、計画修繕分及び緊急対応分を合わせて計上いたすものでございますけれども、雨漏り修繕につきましては、今申し上げましたとおり、雨漏りが発生の都度、緊急対応分により迅速に修繕対応しておりまして、児童・生徒への学校生活への支障や建物内部への影響が生じないよう努めているところでございます。

それから、令和８年度の小・中学校の工事、修繕等について述べさせていただきますと、小学校の工事請負費のほうでは、例えば亀山西小学校テラス更新工事でありますとか、亀山南小学校の防犯カメラ更新工事、これらを含む２，３００万円を、また中学校の工事の請負費では、亀山中学校の防犯カメラ更新工事、これらを含む５４０万円を計上いたしております。

また、修繕料でございますが、施設のメンテナンスや機器の故障、また消防設備等の法令に係る修繕等の計画修繕分と緊急対応分を合わせて、小学校では２，８００万円、それから中学校では５９０万円、こういった金額で計上をさせていただいておるところです。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

エアコンをつけていただかなくちゃいけない中で、先ほども雨漏りについてはもう早々に対応していただいたということですので、これからも緊急を要することについては遠慮なく言っていただ

いたら対応していただくということを確認させていただきました。

ちょっと時間がありませんので、保育施設については、すみませんけど、予算決算に送らせていただいてよろしいでしょうか。保育施設のことについても聞きたかったんですが。

最後に、子どもの福祉医療費助成における１８歳までの医療費無料化について、窓口無料化についてお伺いしたいと思います。

子育て世代にとっては、先ほどの給食費の無償と同時に、医療費がちゃんと１８歳まで無償ということが子どもを大事にしてくれるまちだなとまず分かるし、ほかにもきっと子どもに手厚いんだろうなと思うし、本当に実際暮らしやすいということで選んでもらいやすいまちになると思うんですね。

今回の予算ではちょっと見当たらなかった、計画でも見当たらなかったというところで、質問に上げさせていただいているんですが、まず全国でどれぐらい広がっているのか、県内でどれぐらいなのかということをまず伺いたいと思います。

それから、もしやるとしたら、試算どれぐらいかというのが、多分中学生議会で何か４，０００万ぐらいと言っていらしたと思うんですけれども、それが変わらないのであれば根拠も伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林市民文化部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

まず、全国の関係からご答弁します。

こども家庭庁の調査でございますが、令和７年４月１日現在で、医療費無料化の助成対象年齢を１８歳年度末までとしておりますのは全国１，７４１市区町村のうち、通院のほうで１，５７６市区町村、入院では１，６００市区町村、いずれも９０％を超える率でございます。

それから県内の状況でございますが、同じく令和７年４月１日現在で、通院、入院ともに１６市町という状況でございましたが、本年度、令和７年度中に６市町が対象年齢を拡充しておりますので、現在では２９市町のうち２２市町、内訳は１０市１２町という状況でございます。

それから、必要となる経費でございますけれども、これは前回と変わらず毎年４，０００万と見込んでございます。この試算につきましては、現在、助成対象としております中学生年代の１人当たりの助成額並びに独り親家庭等の医療費助成につきましては、既に高校生年代まで対象としておりますので、その１人当たりの助成額を基に、医療費の高度化等による伸びや無料化による波及増分、これを勘案して試算をいたしたものでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

すごく広がっているということが、もう９０％以上全国で広がっている。それで、多分今７年度の例をいただきましたけど、きっと８年度にまた新たに広がるところもあるんだと思います。

亀山市として、この医療費の無料化について、なぜ来年度しようとしないのかが分かりません。これだけ全国で進んでいるのに、亀山市ではなぜしないのかが分かりません。総合計画にないということは、来年も再来年も、その次もしないということなのかと思うんですけれども。

中学生議会で１５歳の中学生の人が言ったことは、私は今まで自分たちもすごく何回も何回もこの質問してきましたけど、やっぱり１５歳の方が、自分が１６歳以上になったら医療費どうなるのかなということを深刻に考えて質問してくれたということは、非常に私はもう響きました。国でも今、医療費の削減とか言いながらＯＴＣの類似薬を保険から外すという話も出ていますし、努力では元気になれない子たちもいますよね、慢性疾患とかで。そういうこともあって、ぜひとも進めてほしいと思っているんですが。

市長、これは市長ですね。市長のお考えをお聞きしたいと思います。これを進めていく考えはどうですか。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ご質問の１８歳までの医療費無料化を含め、今後の子ども医療費助成制度の在り方について、市長の考えはということでございますが、まず、私ども、この子ども医療費の１５歳までの無料化、本当に三重県下を先陣を切って仕上げてきた、スタートしてきたという自負がございますが、その後１６年の間には、今ご紹介いただいたような取組が広がってきたのも事実でございます。

まずこども基本法の理念に基づいた昨今の国の大きな動きによりまして、例えば１８歳までを対象とした児童手当の大幅な拡充とか、あるいは既に閣議決定されておりますが、高校授業料の無償化など、総じて高校生年代の子どもを持つ保護者の経済的負担の緩和が進んでいる状況がございます。

そんな中、これまでにおきまして、本市は子育て世帯を含めた市内への転入者が多い、社会増減率もしかり、１５歳未満の人口率を示す年少人口割合もご紹介をさせていただいたとおりでございますが、これは本市が長年培ってまいりました歴史文化でありますとか、緑あふれる豊かな自然環境、さらには力を入れて進めてきた地域まちづくりなどによる人の優しさとか交流を超えて、様々な施策の展開がそういうことにつながっておるんだというふうに思っております。

こういった社会動向や本市の状況を鑑み、第３次総合計画の策定過程におきましては、限られた資源や財源の中で本市における子ども子育てに関する施策といたしまして、産後ケア事業におけるこれの拡充、放課後児童クラブ事業における児童支援員の２名以上配置した場合の財政支援、また、中学校給食の実施事業や先ほどの給食費の負担軽減など、今まさに優先すべき重要な事業を中心に、総合的かつ包括的に子ども・子育て支援の充実を図っていくことといたしたところでございます。

議員ご質問の子ども医療費の助成制度につきましても、当然ながら重要な施策の一つとして制度の継続とその充実を図ってまいるところでございますが、一方で、子ども医療費の助成、これもご紹介いただきました給食の今の無償化の話もそうでありますが、財政的なこと、それから他の施策との関連を考えますと、今亀山市としてこれを最優先で展開するという状況にはなかなか厳しいものがございますので、やはり国において一律に対応できるような給食費のように、これは手当をいただけるように今後も国・県に要望をいたしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

１１番　福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

これにて、本日予定しておりました通告による議員の質問は終わりました。

以上で、日程第２に掲げた令和８年度施策及び予算編成方針に対する代表質問を終結します。
明日５日は午前１０時から会議を開き、上程各案に対する質疑を行います。
本日はこれにて散会します。

（午後　４時０５分　散会）

令 和 ８ 年 ３ 月 ５ 日

亀 山 市 議 会 定 例 会 会 議 録 （第 ３ 号）

●議事日程（第３号）

令和８年３月５日（木）午前１０時　開議

第　　１　上程各案に対する質疑

議案第　３号　亀山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第　４号　亀山市工場立地法市準則条例の制定について

議案第　５号　亀山市行政手続条例の一部改正について

議案第　６号　亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

議案第　７号　亀山市職員給与条例の一部改正について

議案第　８号　亀山市職員の旅費に関する条例の一部改正について

議案第　９号　亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部改正について

議案第１０号　亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第１１号　亀山市まちをきれいにする条例の一部改正について

議案第１２号　亀山市産業振興条例の一部改正について

議案第１３号　亀山市石水渓キャンプ場施設条例の一部改正について

議案第１４号　亀山市市民農園条例の一部改正について

議案第１５号　亀山市営住宅条例の一部改正について

議案第１６号　亀山市火災予防条例の一部改正について

議案第１７号　亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議案第１８号　亀山市心身障害児童福祉手当支給条例及び亀山市重度心身障害者介助者手当支給条例の廃止について

議案第１９号　令和７年度亀山市一般会計補正予算（第８号）について

議案第２０号　令和７年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について

議案第２１号　令和７年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について

議案第２２号　令和７年度亀山市下水道事業会計補正予算（第２号）について

議案第２３号　令和７年度亀山市病院事業会計補正予算（第２号）について

議案第２４号　令和８年度亀山市一般会計予算について

議案第２５号　令和８年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について

議案第２６号　令和８年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について

議案第２７号　令和８年度亀山市水道事業会計予算について

議案第２８号　令和８年度亀山市工業用水道事業会計予算について

議案第２９号　令和８年度亀山市下水道事業会計予算について

議案第３０号　令和８年度亀山市病院事業会計予算について

議案第３１号　財産の処分について

議案第３２号　市道路線の認定及び廃止について
議案第３３号　基本構想の策定について
議案第３４号　前期基本計画の策定について
報告第　１号　専決処分の報告について
報告第　２号　専決処分の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（１７名）

１番	古田吉昭君	２番	櫻木善仁君
３番	深水隆司君	４番	草川卓也君
５番	中島雅代君	６番	森　英之君
７番	今岡翔平君	８番	髙島　真君
９番	新　秀隆君	１０番	豊田恵理君
１１番	福沢美由紀君	１２番	森　美和子君
１３番	鈴木達夫君	１４番	岡本公秀君
１５番	伊藤彦太郎君	１６番	服部孝規君
１８番	櫻井清蔵君		

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀渕輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	総務財政部参事	佐藤康二君
市民文化部長	小林恵太君	市民文化部次長兼関支所長	北川明美君
市民文化部参事	関戸繁人君	健康福祉部長	林　秀臣君
子ども未来部長	高宮綾子君	産業環境部長	富田真左哉君
産業環境部参事	村田　博君	建設部長	高桐美智代君
上下水道部長	松永政司君	危機管理監	木田博人君
会計管理者	原　正一君	消防長	豊田達也君
消防部長	豊田賢治君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	谷川健次君	地域医療部長	小森達也君
教育長	中原　博君	教育部長	大平　守君
代表監査委員	上田寿男君	監査委員事務局長	高嶋美季君

選挙管理委員会 事　務　局　長	落　合　　巧　君	

●事務局職員

議会事務局長	大　泉　明　彦	書　　記	木　戸　将　文
書　　記	西　口　幸　伸	書　　記	山　北　康　仁

●会議の次第

（午前１０時００分　開議）

○議長（岡本公秀君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程（第３号）により取り進めます。

これより日程第１、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。

質疑にあっては、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるものです。したがって、自己の意見を述べることなく、また議題の範囲を超えたり、一般質問にならないようご注意いただくとともに、発言は簡潔にお願いいたします。

なお、本日は上程された議案のうち、議案第３３号基本構想の策定について及び議案第３４号前期基本計画の策定についての質疑といたします。

通告に従い、順次発言を許します。

１８番　櫻井清蔵議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

おはようございます。

それでは、議案第３４号前期基本計画の策定についてのうち、安全で快適な生活空間の創出ということで、地域公共交通の充実について聞かせていただきたいと思います。

令和８年度から令和１１年度までの前期基本計画ですけれども、いろんな課題を上げてもらったんですけれども、まず地域公共交通の充実について、前期基本計画で上げていた中で、市長の今後の見解についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

１８番　櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

詳細の通告をいただいておりませんでしたので、今のご質問、地域公共交通に対する市長の考えはということでよろしいでしょうか。

本市におきましては、地域公共交通の現状、ご案内のように市内７路線をコミュニティバスが動

いてございます。この中で、令和６年度利用者数が７万７，０００ぐらいだということで、コロナを経験しましたが、ここから回復傾向にあるということなんですが、コロナ前と比べてもまだまだ８５％程度の回復だというふうに認識をいたしております。とりわけ東部ルートは、地域における利用促進への取組もございまして、コロナ禍前の水準を上回る状況まで回復をしておるというふうに認識をしておりますが、一部路線につきましては、利用が低調な状況が続いているところでございます。

その一方で、のりあいタクシーのりかめさんにつきましても、８年経過してきておるというふうに認識をいたしておりますが、令和６年度の延べ利用者数が５，５００人程度ということで、制度導入以来、この数字は最高の利用者数となっているところでございます。しかしながら、実利用者数とか乗り合い率の向上には至っていない状況であります。

さらに、鉄道につきましては、これは令和５年度でありますけど、市内５駅の１日当たりの平均乗車数が３，２９２名というふうに報告されていますが、これも平成３０年度と比較しますと、約９４％まで回復をいたしてきておるところではございますが、コロナ禍前の水準と比べますとまだそこには至っていないという状況にあろうかと思います。

したがいまして、本市は様々な政策課題がありますけれど、地域公共交通をいかに充実をしていくのか、今までもそうでありますが、全国中小の地方都市が極めて厳しい状況の中で頭を悩ませている重要な政策課題の一つだというふうに認識をいたしておりますので、今申し上げた現状を何とか打破しながら、市民の皆さんの、また市外からもお越しいただく皆さんもそうですけれど、地域公共交通が充実できますように、今回、第３次総合計画の中で、安全で快適な生活空間の創出の大綱の一つとして、地域公共交通の充実の施策を位置づけて取り組もうとしているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

所見を伺ったんですけれども、昨日も福沢議員がこのことについて質問をされました。それで、笠井部長が自家用車が多いので、市民の満足度が低い、合理的な行政等の相談、バス運行料の物価高騰の云々と言われましたけれども、当初予算書を拝見させていただきますと、地域公共交通維持確保事業で１億６，６８４万８，０００円、消耗品が２万円あるんですけれども、１億６，０００万のうち、さわやか号、加太福祉バス、それから野登白川線、西部ルート、東部ルート、南部ルート等々あって、そして乗合タクシーの運行委託料が１，６９６万円計上されております。

昨日の答弁でもありましたように、亀山駅を中心にバス路線の編成が行われておると。当市には、亀山駅、関駅、井田川駅、下庄駅、加太駅と各駅があるんですけれども、各地区で駅中心にやっておるんです。本市は亀山駅を中心にやっておると。そういうような中で、ルート変更、地域循環型のバスを運行するのか、拠点バスをするのかということがこの計画の中に入っていないわけですね。その点をやっぱり地域重点型の、地域で巡回できる公共バス、別にでかくなかっていいんですよ。日東電工が社員用の通勤バスを運行されています。台数は分からんですけれども、１０台以上ですね。私、朝方走ると、大体関から亀山へ来るまでにそのバスが３台ぐらいいますわ。恐らく従業員の交通利便、周辺の住宅、アパート、マンション等に居住してみえる従業員の方がそれを利用され

ておると。

それで、中には、距離的に近い従業員の方は歩いて出勤してくれというような状況ですけれども、企業がそういうような形でやっておるんですから、行政もいま一度の公共交通の充実を図るためには、亀山駅中心やなしに、やはりこの計画において、もっと地域循環型のバス路線という形の事業計画が組めなかったのか。

いまだに、関ルートですけど、関の西部ルートというんですかね、伊勢坂下を中心に、伊勢坂下を回って、そしてずうっと国道１号線を伝って、そして道の駅のところで地蔵院のほうへ右折して、関支所を回って、ずうっと回って、それでまた関駅前へ出ていって、それから太岡寺、それから周辺を回って、山下、木下を回って、そして亀山の中へ入ると。直通で行けば、大体停車時間を含めても十四、五分ですよ。ぐるっと回っておったら、大体２８分から３０分かかりますよ。公共施設、関西線、紀勢線等々のことも書いてありますけれども、果たしてそれでいいのかなという、そういうようなことの検討もされておるのか。地域循環型のバス路線を構築するという考えは、この計画にはなかったのかどうかを確認させてください。

○議長（岡本公秀君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

おはようございます。

先ほど議員ご指摘をいただきました地域循環型でバスができないのか、今の計画には入っていないんではないかというお話でございますが、まず私どもの今の地域公共交通計画の考え方でございますが、令和４年度からスタートしてもう４年たちまして、いよいよ来年度は改定の時期を迎えようとしていますが、今回の今の地域公共交通計画は、令和３年度までに順次いろんなコミュニティバスの路線再編をしてきました。一旦それで路線再編が終わって、４年度から８年度までの５年間は利用促進をしていこうと。路線変更するんでなくして、利用促進に力を入れていこうということで、特にコロナ水準まで利用を戻すということに注力をしてきたわけでございます。

利用者数が少ない、あるいは需要とのミスマッチもあるのではないかというようなご指摘かと思いますけれども、今まさにそういうことにつきましては、亀山西部の関地区もそうでございますけれども、利用が低調な地区に入りまして、それも行政だけではなくて交通事業者も入って、三位一体の共創の事業というのを今年度は行ってまいりました。まだ引き続きやっております。そんな中で、地域の方のご意見、交通事業者の方のご意見、行政の意見ということの中で、一番何がいい移送サービスなのかということを今見直しにかかっているところでございます。その後、そういう方向性の案が一定程度まとまりましたら、次の公共交通計画への反映というのも検討をしていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

確かに亀山市地域公共交通計画に基づいて、会議をやっていただいておるんですけれども、その会議のメンバーの方はほとんど自家用車、自分で移動手段を持ってみえる方やと思うんですわ。地域に落とし込んで、実際に困って、免許返納者等々の方、そういうようなことについての聴取は、

その会議はどうなっておるんですかな。やっぱり公共バス、乗合タクシーのことも触れさせていただいていると思うんですけれども、利用せざるを得ない方々のお声は、どういうような場所で聞かれたのか、その交通会議のメンバーの方は。それについてちょっとお尋ねしたいです。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

まさに議員ご指摘のとおりでございまして、今回のこの共創の取組も、その意図は、本当に真の需要はどこにあるのかというところを見極めるという部分もございまして、本当にお困りの方が地域でどれぐらい見えて、その方がどこへ移動されたいのかというところを整理していくということが大事だと思っています。

それで、亀山市地域公共交通会議は、利用者の代表者の方も入っておみえですので、そういった方のご意見も毎回会議の都度お聞きもさせていただいておりますが、それ以外に、今回の事業のようなこと、あるいは地域での意見交換の場も設けておりますし、乗降調査あたりのときにヒアリングもさせていただいておりますので、そうした地域の声も少なからず私どもは聞かせていただいて、次のことについて準備を進めているというところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

私も議員生活も４０年になるんですけれども、旧関町時代にも議員として地域の皆さん方に支えられてやってきておるんですけれども、関の場合でも、坂下から国道１号線を通って、国道１号線に停留所をつくって、そこで乗っていただいておったんです。坂下、それから沓掛の方、弁天の方。それで、１号線沿いは、観音院前とか、長徳寺前とか、地蔵院前とか、これもみんな国道１号線やったんですよ。

坂下地区の特に沓掛地区の方から言わせたら、何とかならんのかと。沓掛の在所から国道１号線まで登って、あそこの停留所まで行くのに、坂道があってえらくてしようがないと。何とか沓掛地内に入った形で運行してくれんかということで、関町のときに道路拡幅ができるところは道路拡幅をして、狭隘なところもありましたよ、後退ができやんところは。だけど、道路拡幅ができるところは道路拡幅して、バス路線の停留所を沓掛地内に移動したんですよ。ちなみに私も新所地区に住んでおりますもんで、観音院、長徳寺前、高齢者の方、私ももう高齢者になってくるんですけれども、何とか１号線の停留所を通らんと。

私が子どものときには、今の１号線はありませんだもんで、旧東海道が１号線やったんですよ。そこで、長徳寺前、観音院前、それから地蔵院前という形でバスが通っておったんですよ。前のように変えてくれんかいの、もう今から５０年、５０年では利かんな、６５年ばかり前の形に変えてくれんかいのという声があったんですけれども、その返事が、地蔵院のところの角でバスが回らんから駄目やという返事をもらったことがあるんですけれども、やっぱりその交通会議の中で、その地域の方の声を聞いておると言うけれども、何人の方が見えるんですかな。

当然公共交通を充実するというんやったら、その方々が地域地域に出向いて地域の声を聞くという、グループ分けしてもよろしいやんか、地域の声をじかに聞いてくると。代表者やないですよ。

利用者の代表はどなたですの。まさか自治会連合会の会長さんとか、地域コミュニティセンターのまち協の会長さんとか、そういうような方が地域代表者として出ていないですよな。いかがですか。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

亀山市地域公共交通会議の利用者の代表の方々でございますけれども、自治会連合会の代表の方、あるいは地域まちづくり協議会の代表の方、婦人会連絡協議会の代表の方、老人クラブ連合会の代表の方、民生委員児童委員協議会連合会の代表の方、ＰＴＡ連合会の代表の方などでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

今六、七名名前を出されたけれども、その方々は地域で協議をして、そしてその会議に持っていってみえるんですかな、地域の声をまとめて。そこら辺をちょっとお伺いしたい。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

地域公共交通会議は、私どもの事務局のほう、市のほうから、付議する案件があって、その内容について協議をいただきますので、委員さん方が相互に新たなシステムについて何か協議をするというような場でもございませんので、まずは市として、計画案を変更するのであればその素案を作成いたしまして、それを会議のほうにかけると、協議、審議をしてもらうと、そのような仕組みになってございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

その会議に当たって、せめて自治会連合会、それからまちづくり協議会の会長さん、民生委員さん、その方々に一度地域の声を拾ってくださいと呼びかけは当然しているのやろうと思うんですけれども、それはしていないんですかな。当然それはしてあるべきやと私は思っておるんですけれども。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

失礼をいたしました。

ご指摘のとおり、出席いただいている委員さんの中には、地域の声をしっかり聞いていただく、あるいは地域と共にバスに乗っていただいたりとか、そういう体験をしていただいたりとか、あるいは別途意見交換の場を設けていただいたりとか、そのようなこともしていただいておりますので、当然会議に出席される前には、地域の状況等々も把握されて出席していただいているということでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

こういうようなことで声もちょっと聞いておるんですよ。

川崎能褒野方面のバスですけれども、ほかの地区のさわやか号Ａライン、ショッピングタウンのエコーですかな、そこへ入構しています。能褒野川崎地区の路線は、亀山郵便局で止まっておるんですよ。その変更もぜひとも言うてくれというようなことを聞いておるんですけれども、そういうような声は、当然協議会で自治会なりまち協の方がそんな声は拾ってきておるで、そんな意見はあったと思うんですけれども、そういうようなことをやっぱりやっていかなあかんと思いますけれども、そういうような声がありますので、今後もう少しその会議に出られる皆さん方が会議をする前に、きちっと地域の声をまとめた中で、地域公共交通の充実を図っていただきたいと、計画も練ってね。これは、８年から１１年、３か年ですから、まだ残りが５年間ありますから、やっぱりそこら辺は協議会の中でやっていってもらいたい。

今度は、もう一つ、乗合タクシーについてちょっとお伺いしたい。

これの充実も図ると。今市長の答弁で、年間５，５００人の利用者があったと。ここに小学校区割の各料金体系のやつがあります。Ａ、Ｂ、Ｃとあるんですけれども、委託料が１，６００万あるんですけれども、亀山西小学校の区域は、旧亀山全域が５００円で移動できるんですよ。そして、白川小学校区も大体５００円ないし１，０００円で移動できるんですよ。ほかの１９校は、５００円から１，５００円の区域にまたがっておるんですよ。これに対する考え方が継続されるのかどうか、乗合タクシーについて。

ちなみにちょっとデータをいただいたんですけれども、関地区、５００人強ですよ。約１割です。これをもう少し、せめてＡゾーンにせいと言うと、また委託料が上がってきますから、Ａゾーンだけにした場合の委託料の試算、Ａ、Ｂゾーンとしたときの試算、そういうようなことをされたことはないんですかな。今現在Ａ、Ｂ、Ｃの区域に分かれておるわけですわ。Ａゾーンを一律、やっぱり免許返納者は当然自家用車はないし、それで交通手段で困ってみえる方は、当然乗合タクシーをご利用されると思うんですけれども、せめて亀山市内は、移動弱者というんですかな、移動に困難を来す方に対しては一律５００円とか、そういうような検討をされた中でこの計画を組まれたんか。そんな計画が組まれたように見受けられんのですのやわ、乗合タクシーの中に。

乗合タクシー制度の導入を行い、自立した移動手段を持たない市民中心に地域公共交通の利便性の向上と利用促進に努めてまいりましたがと、それで云々書いてありますわね。だから、移動困難者の方に、もう亀山市内は一律５００円と。一律５００円あかんで７００円にしようというような、充実を図るために検討されたことはないんか。やはりそうせんことには、５，５００人の中に特定な方だけの乗合タクシーになってきておるような感じがするんですけれども、そういうようなことはないですかな。乗合タクシーですから、２人乗車、３人乗車とあると思うの。その率が当然出てきておると思うんですけれども、そういうことで一遍市長お答えください。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

これは、随分今日に至りますまでに議論をしてきたことでありますが、乗合タクシー制度におき

ましては、一般タクシーと路線バスの中間程度の利便性と料金設定となるように制度設計を行いまして、基本ゾーン、遠隔地ゾーン、超遠隔地ゾーンの３段階のゾーンにて料金設定をいたしてまいったものでございます。この考え方については、もう詳細は触れませんけれど、いずれにいたしましても、小学校区を越えた移動を超遠距離としても位置づけておるわけでありますが、しかし、通常のタクシー料金でいけば、おおよそその３分の１程度のご負担でご利用いただけるように総合的に判断をし、設定をさせていただいたところであります。

これらの各ゾーンにおきまして、当然公平性の観点からも考えていく必要があろうかと思いますし、今一律に５００円とか７００円でというお話がございましたけれど、これをもし一律に仮にいたしますと、料金の一律化は、民業圧迫の可能性でありますとか、地域間の公平性への影響等を総合的にここは考えるべき問題であろうと思いますので、慎重に対応すべきであるというふうに、今日までそのような検討を加えて現在運用しておるところでございます。

当初この導入のときに議員は反対をされておられましたが、お年寄りの方が買物に行かれる、病院へ行かれる、本当に多くの方が登録いただいて、ご利用いただいて喜んでいただいておりますが、年間３００件を超えられるような利用を、そういう方々を先頭に、ヘビーユーザーの方も本当にご理解いただいてよかった。ほぼタクシー料金の結果的に７割ぐらいを市が応援するような制度でございますので、それはそれで一定の役割を果たしてきたと思っております。

しかし、様々な交通の世代間の空白、あるいはエリアの問題、あるいはいろんな要素をさらにどうしていけばいいのかということも踏まえまして、第３次の総合計画では、今笠井のほうからもお答えをさせていただいておりますけれど、利用者の方、それから関係者の方、地域の方、それから鉄道事業者、いわゆる事業者の方、皆さんが入っていただいた三位一体の共創の視点から、どうあるべきかをしっかり検討した上で、次期の地域公共交通計画に反映をさせようというのが今回第３次総合計画でお示しをさせていただいておるものでございますので、その点はご理解をいただく必要があろうかというふうに思います。

いずれにいたしましても、議員幾つか触れられましたが、地域の声を聞く、それは個々の地域によって、あるいは年齢、ご家庭の事情、世代、いろんな立場によっていろんな思いがあります。また、それを提供していく事業者のキャパというか、こういうこともあるわけでありまして、この中で本当に全体最適がどうあるべきかを地域公共交通会議が全体を考えて、それを制度として反映をしていこうというプロセスを大事にした取組でございますので、平成２３年度にこの会議を実は立ち上げて、もう１５年前からこれを立ち上げてまいりました。

名城大学の先生に座長を務めていただいて、今日歴代副市長が会長という形で三位一体、それから多くの方の声を聞いて、私どもの地域公共交通政策が展開してきておるということも改めてご理解をいただいて、今後につきましては、課題も含めてしっかり前へ進めていこうということを総合計画にうたわせていただいておりますので、そこは深いご理解をいただいて、ご協力をぜひともいただきたいというふうに思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

私は別に協力せんとは言ってへんよ。ただ、地域の声を聞いて、私はこうやって質問させてもら

っておるで。

１８年たって、地域公共交通に関する予算、ほとんど変わっていないですやんか、当初と、１８年前と。変わっても、３，０００万か４，０００万ぐらいのもんですよ。この範囲ですよ。それは、当然物価が上がってきたら、その分は上がっていますから、それは自然増ですよ。だけど、やっぱり地域公共交通の充実を図るためには、もう一手間要るんと違いますかと言っているの。地域循環型の云々と明記されていない。

それからもう一つ、ここにも書いています。名古屋駅から関駅東まで直通バス、観光列車というんですわな、利用促進を図るというようなことが書いてありますけれども、それよりももう少しもっと考えることはあらへんのかなというの。できましたら、この計画を進める中でもう少し地域の声を拾い上げていくと、ブロック単位でよろしいやん、ブロック単位で拾い上げていくと。担当部局が出向いてでも、地域のことで公共交通機関でどのようにさせていただいたらよろしいですかというようなお声がけをして、市民の皆さん方の移動弱者についての配慮というものをした中で計画を組んでいくのが一つの総合計画ではないかと私は思うんですけれども、そういうようなお考えはないんですかな。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

本当にそもそも論になりますが、やっぱりこの地域公共交通会議、あるいは地域公共交通計画、これは本当に地域の実情に応じて、これをどのように適切に施策や事業、あるいは制度として回していくか、これは全国各自治体、本当に大きな知恵を絞りながら丁寧に積み上げてきておるものでございます。今までも、私どもの地域公共交通会議は、先ほども申し上げましたけど、部長も答弁しましたが、老人クラブや婦人会やＰＴＡの方、あるいは民生委員、自治会、そういう皆さんと併せて、交通事業者、タクシー、それから三重交通、ＪＲ西日本、ＪＲ東海、それから国・県、市ということで、これを名城大学の理工学部の松本先生に束ねていただいて、そして行政も入って丁寧に積み上げてきておるものでございます。

全体の地域の声、個々地域も亀山は広うございますので、様々な声もしっかり、個別最適はもちろんあろうかと思いますが、全体としてどうあるべきか、市の政策として、制度としてという視点でこういうものを積み上げてきておるところでございます。これは１５年の歴史がありまして、市外、県外専門家からは、亀山市のこの取組は極めて評価をいただいておるというふうに理解していますが、しかし様々な課題は生じておりますので、これをよりいい方向へ持っていこうというのが本年度リ・デザインの検討をして、そして次の８年度の地域公共交通計画へ反映をさせようということも含めて、今その作業を進めております。

したがいまして、個々の様々なお声も含めて、しっかりその中で我々も日常聞かせていただいておりますが、市の政策、制度をどうするか、これは総合計画で示しておりますけれど、本当にいい方向へ持っていくための取組をしっかり市としては進めていくということを今回の総計の中でうたわせていただいておりますので、今後具体的なことは、その中で先ほど申し上げたような考え方に基づいて進めさせていただくという方針を持たせていただいているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

乗合タクシーも地域格差のない平等性というようなことですけれども、それなら下水道料金は、農集も含めて格差のないあれで上がりますから、もう少しきめ細かい取組、地域の声を拾い上げた上の地域公共交通の充実を図っていただきたい。そう申し上げて終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

１８番　櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

次に、１６番　服部孝規議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

通告に従い質疑をします。

議案第３３号基本構想の策定について及び議案第３４号前期基本計画の策定についてのうち、まず基本構想です。

基本構想の序論では、リニア中央新幹線について、社会経済情勢の変化、高速道路網の進展と日本中央回廊の形成で、リニア中央新幹線の全線開業も相まって東西南北方向の広域交通連携軸が強化され、広域交通ネットワークの充実が図られることになりますとあり、リニア効果を最大限に発揮するため、早期の全線開業に加え、広域連携の視点を持ったまちづくりが求められていますと書いています。

まずおかしいのは、この第３次亀山市総合計画の期間内である２０２６年度、令和８年度から２０３３年度までの間にリニア中央新幹線の全線開通というのは全く不可能だという事実であります。ＪＲ東海が２０２４年３月に名古屋までの開業について、早くとも２０３４年以降になると表明しています。３４年以降ということで先は決まっていません。そういうことですね。

それから、その翌年の２０２５年の１０月に総工事費が７兆円から１１兆円、４兆円膨らむということを発表した際にも、この試算は、２０３５年開業を前提に、仮置きをして試算をしたと。具体的な開業時期は未定、こういうことを言っているんですね。つまりＪＲ東海でさえ全線開業の時期を示せていない。それなのに、僅か８年後までの総合計画の基本構想で、早期の全線開業に加え、広域連携の視点を持ったまちづくりが求められているんだという記述が必要なのか、全く私は理解できません。

そこで、まず市は、リニア中央新幹線の全線開業と品川－名古屋間の開業時期を一体いつだと想定しているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

１６番　服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

国家的プロジェクトとして整備が進められておりますリニア中央新幹線の開業時期につきましては、先行区間である品川－名古屋間の開業時期が、南アルプストンネル静岡工区の着工の遅れ等によりまして、当初計画の２０２７年名古屋開業が遅れることとなり、いまだその時期は、議員ご指摘いただきましたが、明確にされていない状況でございます。この先行開業区間の遅れが名古屋以

西の整備に影響を及ぼすことがないよう、引き続き、三重県をはじめ沿線関係団体と連携し、関係機関や建設主体への要望を行ってまいりますが、本市といたしまして、現時点において品川－大阪間の全線開業時期は、これまで同様、国の財政支援により、当初計画から最大８年前倒しされる、最速で２０３７年を見込んでいるところでございます。

なお、この全線開業時期は、静岡県を含む沿線１０都府県の建設促進期成同盟会の総意であり、また昨年６月に閣議決定をされました国の骨太方針２０２５などにおきましても、現行の想定時期を堅持する考えが示されているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

いつまでそんな答弁するんかね。２０３７年に全線開業なんて誰も思っていませんよ。よくこんなところで平気で言いますね、そんなこと。恥ずかしいですよ、これは本当。今２０２６年ですよ。１１年後ですよ。１１年後に全線開業するんですか、本当に。もう少し自分の頭で考えてものを言いなさいよね。

もう少し具体的に私話したいと思います。

去年の１１月に、私たち市議団の後援会に、長年リニアの現地調査なんかしているフリージャーナリストの樫田秀樹さんという方に来ていただいて講演を聞きました。樫田さんはこのように言ってみえる。品川－名古屋間の開業はいつになるのか。これはどんなに早くても２０４０年代半ばと言うんです、２０４０年代半ば。

そうなると、２０４０年代半ば以降に名古屋－大阪に着工するということになるんだけれども、実は２０４６年から２０５５年の１０年間については、国の財政投融資３兆円を借りています。これの返済時期がこの２０４６年から始まるんですよ、１０年間。そうすると、毎年３，０００億円、ＪＲ東海は国に返済しなきゃならない。３，０００億円の返済をしながら工事ができるかといったらこれは難しいであろうと。だから、この１０年間は工事できないんではないかという予想ですね。

そうすると、この返済が済む２０５６年以降に名古屋－大阪間着工となるんです。そうなると、例えば工期を１０年というふうに見たとしても、２０６６年ですよ、開業がね。だけど、今品川－名古屋間のトンネルの掘削がされています。これが１１年たった今でも２５％なんですよ。４分の１なんですよ。こういうことを考えると、これは本当に大変遅れるんではないかと。だから、場合によったら、２０７０年代、２０８０年代、今から５０年先、６０年先、こういうことだってあり得るという指摘をされております。

だから、やっぱり現実に遅れている実態やとか、それからＪＲ東海のいろんなことを聞いておりますと、やっぱり全線開業やとか、それから第３次総合計画の中にこういう位置づけをすること自体、非常に私は愚かな話だと思うんですよ。なぜこんな総合計画の期間内に、ほぼ動かないですよ、これ。ボーリング調査といってやっていますけれども、あれはやっている感を出すだけですよね。そういうものがあるけれども、進展しないんです、ほとんど。なのになぜ基本構想でこんな位置づけにするんですか。その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

先ほども私、全線開業時期、これは最速で２０３７年を見込んでいるということでご答弁させていただきました。この時期につきましては、当然国家的プロジェクトとして実施をされておりますので、また中間駅も１県１駅となりますので、建設主体や先行区間の整備動向はもとよりでございますが、国や県等における見方も十分踏まえた上で、その見通しを判断する必要があるというふうに考えておりまして、現在のところ、国、あるいは県につきましても同様の考え方を持っているということでございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

１つ例を出すと、中津川、これは２０２７年に開業するという前提で駅前の整備をやっているんですよ。ところが、実際２０２７年にはもう開業できないとなったんですよね。立ち退きをされたわけですよ、駅をするために。それは、もう２０２７年に開業するから何としてもそれまでに立ち退いてくれとやったわけですよ。ところが、現実には２０２７年も開業しないとなったんです。そしたら、立ち退かされた人たちは怒りましたよ。あなた方は何を言っているの、あなた方が２０２７年に開業すると言うから、急いで立ち退きしたんやと。もし遅れるんなら遅れるで言うてもらったら、もっといろんなことができたと言うんですよ。そういうことが起こっているんですよ、中津川で現実に。

だから、私が言いたいのは、国や県がいろいろ言っていますけれども、そんなことにどうこうされるんじゃなしに、自分の頭で考えて、情報をみんな取れるわけですよ。その上で、本当に一体いつになるのかという判断をしてくださいということですよ。その上で、やっぱり総合計画にのせるかのせないかという判断をしてもらわんと困るんですよ。絵に描いてある餅のような、そんなものをされても。

もう一つ行きたいと思うんですけれども、市民アンケートを実施しましたね、総合計画策定に。リニアの市内停車駅誘致の機運醸成を重要度の一つの項目として上げたんですよ。ところが、市民の選んだのは、この項目は最下位でした。重要でないということですよ。これは、非常に市民としてはもう当然の判断だというふうに私は思っていますけれども、ところがこの基本構想の中で、今後のまちづくりの課題というところで、リニア中央新幹線三重県駅の設置等による広域交通網のさらなる充実を図ると書いてあるんですよね。

市民は、駅誘致に関して重要度はないと言うんですよ、最下位と言うんですよ。にもかかわらず、総合計画ではそういう位置づけをしている。これでは全く意味がない、市民アンケートのということやと思うんですよ。一体市民アンケートの結果というのはどう生かされたんですか。その点お聞きしたい。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

議員ご指摘の総合計画の市民アンケートの設問内容は、リニア市内停車駅誘致の機運醸成の高まりについてという設問でございました。市民アンケート結果における重要度の低さは、リニア中央

新幹線の先行区間の建設工事の遅れなどが起因をし、長期的な事業を前提とした回答であったり、あるいはリニア県期成同盟会におきまして本市が駅候補地として決議されたことで、駅誘致の機運醸成から、早期全線開業へと市民の意識の変化が生じてきていることなどがあり、現時点においては、他の取組よりも重要度が低く評価されたものと分析をいたしておりますが、このこと自体は、リニア駅誘致の必要性が低くなったというものでは全くないというふうに考えております。

また、重要度の結果を回答割合で見ますと、リニア工事の進捗が遅れている中でございましても、回答者の約４０％が重要とされておりまして、重要と思わないとする約２３％を上回っておりますし、年齢別で見ましても、高齢者層では重要度が低くなっておりますが、３０代は５０％を超えるなど、若年層では比較的重要度が高くなっておりまして、リニアへのしっかりとした期待感が表れていると考えております。そのため、引き続き、リニア三重県駅の市内設置と早期全線開業に向けた取組を推進すべく、関連事項を第３次総合計画に盛り込んでいるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

問題をすり替えてもらったら困るよね。この８年間の総合計画で何を重要と見ますかということなんですよ。それに対して、市民は、工事の遅れがあって、とてもじゃないがこのことは重要ではないと判断しているんですよ。的確やないですか、あなた方と違って。ちゃんと工事の遅れがあるんで、到底できっこないよと。だから、そんなことをこの８年間の総合計画の中でやる必要ないよと、重要度は低いよと、これが市民の声なんですよ。漠っとリニアに期待していますかという質問やないんですよ。８年間で何を重要な施策としてやるかという問いかけなんですよ。そのことをちゃんと捉えてくださいよ。

だから、私は市民アンケートでこういう結果が出た、工事の遅れということを市民はしっかり見ている、だからこの８年間で重視する政策ではないということをはっきり言っているわけですよ。そのことはやっぱりちゃんと受け止めないと、本当今後市民アンケートをして、こんな市民アンケートと違うような施策を打ったら、もう市民アンケートに答えてくれませんよ、市民。あなた方がアンケートの結果を見ずに勝手に都合のいいことだけを書くんやったら、もう市民アンケートしてもしゃあないやないですかとなるやないですか。だから、市民アンケートで出た答えはちゃんと反映させよと。そのことが反映されていないということだけ指摘しておきます。

次に、前期基本計画に入ります。

これもリニアなんですけれども、前期基本計画でもまちの活力とにぎわいの向上、都市空間の魅力化と交通拠点性の向上という施策の方向で、交通の利便性を生かした都市の形成というところがあります。リニア中央新幹線三重県駅の設置、開業を見据え、関係団体と連携して駅周辺のまちづくりの方向性について検討を進める。いいですか。駅周辺のまちづくりの方向性について検討するんですよね。これは、先ほども言ったように、駅の設置というのは、とてもじゃないが、この前期基本計画のたった４年間ですよ、８、９、１０、１１、このたった４年間の期間内に駅設置が決まるわけがないんですよ。なのに、もう駅周辺のまちづくりの方向性について検討する。あり得ないですよ、これ。こういうことをなぜやるんでしょうか。私はやっぱりこういう見通しが全くない中で、駅周辺のまちづくりの検討ということは必要ないと思うんですが、見解をお聞きしたいと思い

ます。

○議長（岡本公秀君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

先ほどもご答弁申し上げましたとおり、リニア中央新幹線の整備につきましては、当初計画からは名古屋開業に遅れが生じておりますが、その取組は着実に進められておりますので、将来新たな国土の大動脈の三重県のエントランス機能が本市内に設置されることとなってまいります。本市から大阪へ約２０分、東京へ約１時間とされる劇的な時間短縮効果を生み出すリニア三重県駅設置のインパクトは、有形無形の様々な波及効果がございますので、早い段階から全線開業を想定したリニア三重県駅を核とした圏域の魅力化や地域振興等について検討を進めていく必要があると考えております。

そうした観点からは、既に現在も三重県をはじめ県内市町、関係団体等から成る三重県リニア戦略プランの策定に参画をし、そうした検討も進めてきておりますので、引き続き情報収集や様々な角度からの検討を深め、来るべき時期につなげてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

今議論しているのは４年間の前期基本計画ですよ。そこにどう書くかの問題なんですよね。

これは、ＪＲ東海のホームページ、ここから引用させていただきました。この中によくいただくご質問というのがあるんですよね。その中で、三重県駅ということではないんですけれども、中間駅についてどういうふうに考えているかというＪＲ東海の考え方ですよ。名古屋－大阪間のルート駅位置、名古屋－大阪間、名古屋以西ですね、駅位置については、品川－名古屋間と同様、技術的に建設可能であることや利便性、環境への影響、用地の確保などの様々な条件を検討し、計画段階環境配慮書、いわゆるアセスメントの配慮書の公表の段階で、概略ルート、三重県が入ってどういうルートで来るかというのと、概略の駅位置、半径５キロ、そんな駅位置のものを環境アセスメントの配慮書の公表の段階で初めて示すというんですよ。

その以降、具体的に駅位置を特定して、ここですというのをその次の段階で公表するというんですね。ここで初めて出てくるわけです、駅位置が。じゃあその環境配慮書って一体いつ公表するんかということについては、ＪＲ東海はこう言っています。環境影響評価の調査には、動植物をはじめとする自然環境のように時間とともに変化する項目があることから、計画段階環境配慮書の作成は名古屋開業時期を見据えて進める必要がある。名古屋開業の見通しが立っていない段階で公表することはできませんというの。つまり、今のように名古屋開業の見通しが全く立っていないこの段階で、駅位置を公表することはないというんですよ、ＪＲ東海は。これはもっともな話じゃないですか。

こういうことをＪＲ東海が言っているにもかかわらず、なぜたった４年間、これから先４年間のところで、三重県駅のところのまちづくりの在り方を検討すると。３つ候補があって、そのうちのどこかも決まっていないんですよ。こんなことを本当に前期基本計画でやるんですか。だから、もしこれを今やれるとしたら、３つの候補地全てについてやるわけですか。駅の周辺のまちづくりの

検討を３案それぞれやるんですか。そういうことなんですか。お答えいただきたい。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

ご指摘のとおり、今３つのエリアが候補地としてございまして、県のリニア戦略プランもそうでございますが、どこかに駅位置を定めてそこで検討しているわけではございませんで、３つどこかに来るということを想定した検討という、現段階ではそうでございますし、検討の仕方も、その手法も様々ではございますので、いずれにしましてもリニア誘致が本市に与えるインパクトは大きいことから、早い段階から中長期的な展望を持ちながら、例えば都市計画の視点でありますとか、地域振興の視点でありますとか、広域連携の視点でありますとか、幅広い角度からのまちづくりの方向性についての検討は必要であるというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

何でそんな無駄なことをするんですかね。

ちょっと思い出してもらったらいいんですけど、令和３年にリニア中間駅を生かしたまちづくりの可能性を調査するということで、コンサルタントに委託をして報告書がつくられました。これは私、情報公開請求もしましたけど、結局いまだに公開されていないんですよ、この報告書。そういうことも、これは無駄なお金やったんです、結局。今度は、３つの候補しかまだ決まっていない段階でこういうことをやろうとしたら、その３か所をせんならんですよ、３つとも。

そのうち１か所は当たるかも分かりませんに。その３か所の候補も、ＪＲ東海が必ずこの３つのうち１つを選ぶとも限らんですよ、それ以外のところもＪＲ東海は選択可能なんですから。場合によったら、３ついろいろ調べたけれども、調査したけれども、実際には使わなかったということだってあるんですよ。だから、どれだけ無駄なお金を使うんですかという話ですよ。

だから、そういうことが起こるのは、決まってもいないのに先回って先回ってお金を使ってやろうとするからあかんのですよ。だから、もう少し近づいてきてからやればいいわけで、それを何で名古屋開業の時期も決まっていない、それこそ亀山の駅がどこになるかも本当に全く見通しが立っていないんですよ、今。その段階でやろうとするから、無駄な金を使うことになるんですよ。違いますか。どうですか、これは無駄なお金やと思いませんか。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

前回リニアの調査を行いましたが、検討を進めるというのは、同じような同様の調査をやるとかいうようなことじゃなくて、検討でございますので、いろいろな検討の手法はあろうかと思いますので、無駄なお金を使ってやるという検討ではないと思っています。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

３か所それぞれ特色あるんですよ。そこにできた場合、それぞれ違う絵を描くんですよ。当然そうですよね。例えば南部、下庄の周辺だったり、それから井田川駅周辺だったりとかするわけですよね。それだけ違ってくると、そこでまちづくりをするとか、駅周辺のというふうになったときには全然違った絵になるんですよ。だから、そういう意味で、私は、来もしない駅の位置まで含めてお金を使うことは無駄やと言っておるんですよね、決まってからやればいいと言うんです。そういう意味ですよ。だから、ちょっと答弁がずれていましたね。

そういうことで、本当にリニアに関しては全く決まっていない。決まっていないのに、あたかも本当に重要なものだとして基本構想に位置づけて、それで前期基本計画にも。これはやっぱりやるべきやないと思いますよ。やっぱりそれはそれなりの時期が来て書くんならともかく、少なくとも今の段階で上げるものではないということだけ申し上げて、次に移ります。

最後に、新庁舎建設についてお聞きしたいと思います。

前期基本計画の行政経営のところでこう書いていますね。災害時の防災拠点としての役割等を考慮して、駅周辺に決めたんだということなんですが、これも再三、私を含め議員が言っていますけれども、なぜ防災拠点となる新庁舎を０．５メートルから３メートルの浸水想定区域を含む亀山駅周辺にしたのかと。これは市民も含めて疑問なんですよ。なぜそんなところに防災拠点をするんやと。これは単純な疑問ですよ。

さらに、当該地域は浸水想定区域を含むことから、設計段階等において民間事業者の技術提案も受けながら一定の安全性を図る。つまりお金をかけて安全対策をするというんですよ。防災対策にもお金がかかるということです。なぜこんな浸水想定区域に、亀山駅周辺が適地やと言えるのか、その点についてお聞かせください。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

新庁舎の建設場所につきましては、これはもうご案内のとおりでございますが、これまでもご答弁申し上げてまいりましたとおり、都市機能の誘導による亀山駅周辺エリアの再生にとどまらず、本市の魅力や価値の向上にも寄与する重要な取組でございます。そのため、短期的な判断ではなく、長期的な視点を踏まえた計画が必要であると考えておりますことから、令和６年３月に、５つの視点から、計画性、利便性、安全性、実現性、経済性から亀山駅周辺エリアということで決定をいたしたところでございます。

そうした中、議員お尋ねの防災面、これにつきましても、当然そのときにも検討しておりまして、亀山駅周辺エリアは、浸水想定区域もあるんですが、全てではございませんでして、その場所によっていろいろ、浸水が深いところ、浅いところといったところも想定はされるところではございますが、それにつきましては、立地場所や状況に応じて浸水対策は必要であるということは考えております。

しかしながら、一方では、鈴鹿川における河川改良や堤防強化といった対策に加え、国土交通省が示すとおり、河川区域のみならず気候変動による降雨量増加を前提として、河川流域全体で水害対策を進める流域治水の考え方の下、総合的かつ多層的な取組が進められております。これらの計画に加えまして、河川空間の整備を行うことにより、将来的には浸水リスクが軽減される可能性が

あると考えております。

新庁舎の整備に当たりましては、これらの状況変化も踏まえつつ、設計段階から専門業者からの技術提案を取り入れながら、防災拠点として求められる安全性の確保にしっかり取り組んでまいりたいと考えておりますので、そこについてはきちんと対策はできるものと考えております。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

全く納得できませんね。

さらに追加して言うと、駅周辺は市有地がほとんどないんですよね。だから、ここでやろうとすると、これは前の資料ですけれども、用地取得だけで１４億４，５００万、これはあくまで試算で、移転補償費等は含まれていないと書いてあります。１４億４，５００万円、用地取得費用がかかると。浸水想定区域やから液状化、浸水の安全対策、こういうものに予算がかかるんですね。

今一番大事なことは、財政が厳しいわけでしょう。いかに総事業費を抑えるかなんですよ。全く相反するやないですか。予算を抑えなあかんのに、一番金のかかるところで建てようとする。これはどう考えても市民は納得しませんよ。対策しやいいというもんじゃないです。対策したらお金がかかるんですよ。何でそんなお金のかかる、用地買収に金がかかる、防災対策に金がかかる。わざわざそんなところを選んで、なぜ高い費用のかかる庁舎を建てるのや。これはもうはっきりしていますよ。適地やないですよ。

時間がありませんので、最後にもう一点。

昨日からも庁舎建設基金の問題が取り上げられています。前期基本計画に施策の方向で目標を２１．５億円というふうに基金残高、目標。つまり今１５億ですから、前期基本計画の４年間で６億５，０００万積み増しをしなきゃならんですよね。ところが、８年度の予算の資料では、いわゆる変更ということで、庁舎基金については収益金のみということで、新たな積立てをしないということなんですね。これをやると、残り３年で６億５，０００万、年２億円以上積み立てなきゃならない。このほうがよっぽど財政的に厳しいやないですかね。こんなことを本当にどう考えているのかということですよね。

それで、もう一つ気になったのは、市長、昨日答弁で、補正で対応するというようなことも言いました。これはおかしいんですよ。私これは覚えておりますけど、補正予算の議論をしたときに、私が新たな財源が出てきたんで、それを当初予算で十分にできなかった施策、例えば対象人員を増やすとか、そういう形で補正予算で使ったらどうですかということを言うたんですよ。そうしたら、そのときの答弁は何と言われたというと、いやいや、補正予算というのは当初見込めなかったようなものに対応するお金なんです。例えば災害であるとかということですよね。

だから、当初見込めるようなものを補正で追加でやるということは、補正予算の性格には合いませんと言ったんですよ。それがあなたの答弁ですよ。ところが、今回どうですか、庁舎建設基金、積めるわけですよ、当初で。当初で積めたのにそれを積まなかった。それを補正でやりますというのは、あなた方が言ってきた補正予算の趣旨と違うやないですか。いいんですか、こんなことをして。もしこんなことがまかり通っていったら、当初で積めたけど積まなかったものをどんどん補正予算で積んでいっていいということなんですよ。認めるんですか、これ。考え方を聞かせてくださ

い。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

積立てに関してでございますが、これに関しましては昨日もご答弁申し上げたところでございますが、令和８年度当初予算におきましては、非常に厳しい財政状況から、財政構造改革の集中改革期間であることを踏まえまして、やむを得ず令和８年度は積立てを当初予算にしておりません。ただ、議員おっしゃいますように、当初予算の考え方は、先ほどお触れいただいたとおりでございますが、昨日のご答弁は、補正予算での対応を含めて判断をしつつ、補正予算を必ずするということではございませんでして、執行状況を見極めながら判断をしたいと、そういう答弁だったように思います。

それと、最初にお触れいただきました基金の残高ですが、令和７年度は１億円を積み増すので１６億円、本年度末では１６億円となっております。ただ、総合計画に掲げております積立金額におきますと、いずれにいたしましても４年間で５．５億円という数字はございますが、そういったところでしっかり財政状況を見極めて、なるべく積んでいきたいというふうに考えてはおります。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

やっぱり必要な予算は当初で積む、そういうことですよ。

以上です。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

１６番　服部孝規議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午前１１時１７分　休憩）

（午前１１時２６分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１２番　森　美和子議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

公明党の森　美和子です。

昨日に引き続き、よろしくお願いをしたいと思います。

議案第３３号基本構想の策定について及び議案第３４号前期基本計画の策定についてお伺いをしたいと思います。

いよいよ４月から第３次亀山市総合計画グリーンプラン２．０が始動します。亀山市のまちづくりの根幹をなす最上位計画であり、令和１５年度までの長期計画となっております。亀山の未来は明るいと市民の皆さんにメッセージを伝えられる計画にしていかなければなりません。まず、若者の声の反映についてお伺いをしたいと思います。

子どもの声、若者の声を聞くことは、亀山市の将来にとって非常に重要だと思っております。執行部の皆さんや教育委員会の皆さんにご協力をいただきながら、２回子ども議会を開催させていただきましたが、切実に思いました。総合計画を策定するに当たって、様々な方法で意見聴取をされてきたと思います。この中で、若者の声がどのように施策に反映されたのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

１２番　森　美和子議員の質疑に対する答弁を求めます。

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

第３次総合計画の策定に当たりまして、策定方針において市民参画による計画づくりを進める考えをお示しし、特に将来を担う若い世代のご意見を取り入れる機会の確保に取り組んだところでございます。具体的には、市民意向の把握の一環といたしまして、小中高生へのアンケート調査や亀山高校の生徒による提案、１８歳から３９歳までを対象としたカメトークの実施など、若い世代の率直なご意見を伺ってまいりました。

その中では、本市のよい点、居心地のよさとして、人が優しい、自然が豊かといった亀山らしさを示す意見が多く寄せられる一方で、公共交通が不便であるといった不便さに対する率直なご意見もいただきました。また、１０年後の本市の姿につきましては、豊かな自然環境を生かすことや企業立地やリニア開業による活気、本市の知名度及び魅力のアップ、人の集まる場の確保、現在の住みやすさの維持などのご意見が出されたところでございます。

これらのご意見の総合計画への反映につきましては、人の優しさや豊かな自然が本市の強みであると位置づけ、基本構想における将来都市像やまちづくりの基本方針の検討を進めたほか、公共交通の利便性の確保につきましては、都市空間形成及び土地利用の方針において、公共交通ネットワークの充実の考えを示すとともに、前期基本計画の重点プロジェクトである未来デザインプロジェクトにおきましても、地域公共交通のネットワークのリ・デザインをその推進プログラムとして位置づけております。

また、豊かな自然環境の活用につきましては、基本構想の目指すまちのイメージにおいて、豊かな自然環境の活用の考えを反映するとともに、前期基本計画の重点プロジェクトのみどりの環プロジェクトの推進プログラムとして、鈴鹿川等源流域の活用の考えを位置づけております。

さらに、本市の知名度の向上につきましても、前期基本計画の重点プロジェクトの未来デザインプロジェクトに推進プログラムとして、都市ブランディングによる情報発信の施策を位置づけるとともに、住みやすさの維持につきましては、基本構想の都市空間形成方針において、暮らしやすさの向上と各地域の拠点周辺の集落地における居住空間の確保等の考えをお示ししたところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

若い人たちの声が様々な部分で総合計画にちりばめられたというようなご答弁でございました。今までにない、やっぱり小学校、中学校、高校の子どもたちにアンケートを取っていただいたり、

亀山高校の方に提案をいただいたり、また若い人たちのカメトークと意見交換をしたりというような非常に大事なことだと思っております。

次に、まちづくりの基本方針についてお伺いをしたいと思います。

基本構想に掲げた将来都市像に関しては、第２次総合計画も第３次総合計画も、緑の健都かめやまで大きく違いはなかったかなと思います。ただ、将来都市像に関しては、市民力、地域力が輝くまちづくり。第３次になりますと、多様なつながりで地域幸福度を高めるまちづくりとありました。このまちづくりの違いについてお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

第２次総合計画のまちづくりの基本方針は、第１次総合計画のまちづくりの基本方針を受け継ぎながら、それを発展させていくという考え方の下、市民力、地域力が輝くまちづくりと定め、これまで培われてきた市民と地域が持つ力を生かし、輝かせるまちづくりを進めてまいりました。そうした中で、人と人とのつながりや支え合いを大切にする市民性も相まって、市内全ての地域まちづくり協議会で地域まちづくり活動が展開をされ、また幅広い分野において市民活動団体の取組が実施されるなど、参画と協働のまちづくりの風土が根づきつつあると捉えているところでございます。一方で、長期化したコロナ禍を克服する過程におきまして、改めてしなやかな地域社会の形成と、それを支えるつながりの大切さ、必要性を認識することにもなったところであります。

そうしたことを踏まえまして、第３次総合計画におけるまちづくりの基本方針を多彩なつながりで地域幸福度を高めるまちづくりと位置づけ、市民団体、企業、関係人口等の多彩な個の輝きである市民力と有形無形の地域資源が織りなす独自のまちづくりの文化を本市の地域力と捉えた中で、それらを生かし、また多様な主体の連携、協働や公民の共創といったつながりによって磨き上げながら、地域幸福度を高めるまちづくりを進めていくという方針といたしております。

そのため、これまで積み上げてまいりました本市特有のまちづくりの取組等を礎に、まちづくり活動やそれに関わる方々のつながりを一層拡充し、地域幸福度の向上につなげていく考え方を新たに組み入れたものでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

第１次総合計画からずっとつながってきたまちづくりの基本方針、第２次で、市民力、地域力という土台が出来上がって、そこにまたさらに発展するというようなイメージかなというふうに受け止めをさせていただきました。

確かに、本当に今市民協働センターの「ぷらっと」に行かせていただいても、様々な市民団体が集っていただいて、いろんな意見交換をしながら、自分たちでこれからというのを議論されている姿を見たときに、やっぱりそういう広がりができてきているんだなということ。また、まちづくり協議会も、昨日の福沢議員の話ではないですけど、本当にまちづくり協議会がしっかりと問題意識を持って取組をされていると、これは全部じゃないですけど、そういったところがあるということ自体が大きな亀山の特徴だなというふうに思っております。

次に、新たに示された共創の位置づけについてお伺いをしたいと思います。

亀山市は、協働をまちづくりの基本としてまいりました。まちづくり基本条例の第１０条には、まちづくりは、市民、議会及び執行機関が相互に尊重し、協働して進めるものとすると協働の原則が示されております。さらに、平成２０年３月に協働の指針を策定しまして、理念や目的を明確にしながら亀山市のまちづくりを進めてきたと認識をしております。

今回、新たに、基本構想、基本計画の中に協働に加えて共創が登場いたしました。さらには、審議会の答申にも多様な主体との協働、共創により効果的に施策の推進をされたいとありました。この共創が協働とともに第３次亀山市総合計画の私は重要なポイントになっていると、またまちづくりの根幹をなすものではないかと思っております。この計画に示された共創の考え方についてお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

議員お触れいただきましたが、本市は亀山市まちづくり基本条例に基づきまして、市民と行政が役割分担や連携、協力の下で共に取り組む協働によるまちづくりを進めてまいりました。こうした取組を通じまして、地域まちづくり協議会や市民活動団体の活動が広がり、参画と協働のまちづくりの風土が着実に根づきつつあると認識をいたしております。

一方、第３次総合計画では、これまでの協働の取組に加え、共創の考え方を組み入れております。これは、異なる背景や技術、専門知識を持つ者同士がそれぞれの価値観や個性を認め合いながら、リソースや能力を補完、活用し合い、新しいアイデアや解決策を生み出そうとする仕組みや関係性でございまして、パートナーシップの概念としては同様でございますが、従来の協働を一歩進めた形と捉えております。いわゆるＰＰＰ、パブリック・プライベート・パートナーシップ領域に見られるような公民が対等な立場で新たな価値を生み出そうとする取組もその一例でございまして、協働と共創により多彩なつながりを広げることで、地域幸福度の向上につなげてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

考え方について説明をいただきました。

私も調べてみましたら、ビジネスの世界なんかではすごく重要視されているという考え方で、先ほども言われましたけど、新しい価値や成果を生み出すプロセスを指していくんだということ、それから、それぞれのアイデアとか知識を組み合わせることによって、革新的な成果を生むことが期待されるということで、一歩進めた取組というふうに今さっきおっしゃっていただきました。本当にこの考え方というのは私も共感をしますし、大きく評価したいと思っております。

次に、共創の位置づけについてお伺いをしたいと思います。

私、改めてこの共創の位置づけというのをきちっとはっきりさせる必要があると感じております。まちづくり基本条例の改正や、それから協働の指針の中に改めて共創を書き込む必要があるんではないかと思いますが、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

第３次総合計画では、多様な主体が持つ力を掛け合わせ、新たな価値を生み出していくという考え方を示すため、共創をまちづくりの基本的な考え方の一つとして位置づけております。これは、これまで積み重ねてきた協働の経験やノウハウを生かし、その延長線上でより発展的なまちづくりを目指すものでございます。

一方で、亀山市まちづくり基本条例において協働の原則を定め、協働によるまちづくりを基本とした市民参画を長年進めてきた経緯もございますので、共創の考え方につきましては、まずは実際の取組の中へ組み入れていきながら、その動向を見極めた上で、今後まちづくり基本条例への反映について検討してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

小林市民文化部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

協働の指針につきましては、所管の私のほうから答弁させていただきます。

協働の指針につきましては、議員少しお触れいただきましたが、市民と行政が役割分担をしながら協力してまちづくりを進めるため、それぞれが果たすべき役割を明らかにして、協働を推進していくために策定をしたものでございます。今後多様な主体との連携が進みまして、共創による取組の進捗が図られましたら、先ほど政策部長の答弁もありましたとおり、そういったものに合わせながら、協働の指針への反映につきましても、今後検討していく必要があるものと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

総合計画をスタートさせると、協働と共創でやっていくんだということが示され、その中で根底にあるのは、市民力、地域力がしっかりと一歩進んだ状態になってきているということを見越して、この計画を立てられてスタートするんであれば、もう同じような段階でまちづくり基本条例の中に入れ込む必要もありますし、それから協働の指針もそういう中でこのスタートをさせないとあんまり意味がない。後からそれを持ってくるということは少し違うのかなと思いますけど、市長、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

大変大事な議論を今ご指摘いただいておるというふうに思います。

本市の市民力、地域力を次の段階へ進めていこうというようなことで、従来の協働、これはプロセスを重視してきたわけです。どちらかというと、行政と市民との協働でいろんな課題を解決しようという意味合いでこのパートナーシップは語られてきたんですが、実際世の中というか地域の様々な課題というのは、社会で起こっておるいろんな課題については、行政と市民、あるいは行政

のウエート以外の民と民のパートナーシップであったりとか、いろんな要素の中で、どちらかといえば、それのほうが極めて大きい中で、今少しくしくも言われた民間の企業とか、産業界とか、様々な違う業種がパートナーシップを組んで新しい価値を生み出す、あるいは市民と企業が、団体がパートナーシップを組んでというようなことが起こっている。それを共創と、いわゆる目的ですね、新しい価値を生み出す。

ですから、亀山市が本当に培ってきたものをベースに次のところへという思いを第３次総合計画は組み込んでおるんですが、現実には、例えばまち協との絡みでのご指摘も今回ありましたけれど、行政と市民との、あるいは地域とのパートナーシップ、いわゆる協働、これをしっかり求められるという現状もあるわけですね。でも、それ以外で、さらに前へ進んでおられる地域とか個人とか団体とかも存在をしております。それが今本当に入り乱れた中で本市は動いておるということは現実であろうということがあろうかと思います。

それともう一点は、これもご指摘がありました世代間によって価値観が随分違うと。割とご年配の皆さん、シニアの世代というのは、その前段の協働という概念をしっかり意識してきていただいておると思うんです。今の中堅から若手の皆さんにとりましては、民と民の力とか、あるいはパートナーシップで新しい価値をつくっていこうという思いが強い世代が、多分今の４０代以下はそういう感じをいたしておると。

リニアのアンケートの話もそうですが、７０代以上の皆さんにとってはあまりこれを評価しない、しかし３０代は５０％でしたか、そういう高い評価をしたり、その価値を非常に意識しておられたり、それから４０代、２０代、ここもそれに続くような、そういう思いを持たれておるところです。したがいまして、やっぱり世代間の価値観とか考え方が随分幅があるという中で、今世の中が回っておるというのも現実に私どもは理解をしながら、今回の第３次総合計画を組み上げてきたところです。

したがいまして、共創という概念をここへ入れていく、そういう方向へ亀山市の状況を次のステージへ進めていきたいと思っておりますが、現実にはまだまだモザイクといいますか、いろんな要素が現実には残っていますので、それも含めてしっかりいい方向へ行けるような取組をしていく必要があろうかと思います。

したがいまして、議員が今ご質問いただいた第３次総合計画のスタートに当たって、そういう大事な根幹の部分のご質問をいただいておることに本当に大変重要なことだともう一回受け止めながら、次の作業、次の段階へ進めさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

この協働と共創というのが非常に大事やということは伝わってきますし、でも、そうであるならば、やっぱり亀山市がメッセージ性を持った、協働と共創でやるんだと、皆さんの様々な世代間の違いを超えた考え方も取り入れながらやっていくんだというふうに強い私はメッセージになるんじゃないかと思いますので、ぜひともなるべく早くお願いをしたいと思っております。

次に、各重点プロジェクトの推進により、目指す都市像についてお伺いをしたいと思います。

プロジェクトは強みを生かし、まちと人を輝かせ、緑の健都かめやまを成長へと導くとされ、４

つのプロジェクトを展開されていくとされております。それぞれの目指す将来都市像について説明を求めたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

第３次総合計画前期基本計画におきましては、基本構想に掲げた将来都市像の実現に向けまして、重点的かつ分野横断的に取り組む重点プロジェクトを位置づけ、その推進に当たっては、行政経営資源の重点化や関連施策等の連動、組織横断的な取組等により、実効性を高めていくことといたしております。

４つの重点プロジェクトにつきまして、それぞれが目指す狙いなどを申し上げますと、まず未来デザインプロジェクトにつきましては、本市が有する交通の結節点としての強みを生かして、次世代産業の集積促進による地域経済の活性化、ＪＲ亀山駅周辺におけるウオーカブルな都市空間のデザインや公共交通ネットワークのリ・デザイン、都市ブランディングや多様な交流及び移住の促進、東海道五十七次による広域連携などを進め、まちの活力と魅力の向上を図るものであります。

また、みどりの環プロジェクトは、鈴鹿川等源流域に代表される本市の豊かな自然環境を守り、資源の循環を生み出し、自然に寄り添う暮らしを持続していくため、鈴鹿川等源流域における産学民間連携による森林づくりや森林資源活用によるカーボンオフセットの推進、ネイチャーポジティブまちづくりの戦略的な推進、太陽光発電施設の設置抑制やポイ捨ての禁止、次期ごみ処理施設の整備の３つの環境保全対策の強化、安全でおいしい水の安定供給と流域治水などを進め、自然と共生した豊かな暮らしにつなげるものでございます。

続いて、健康・文化創造きらりプロジェクトにつきましては、健康都市連合加盟都市として本市が積み重ねてまいりました健康づくり活動や地域文化の取組を生かし、市民のＱＯＬの向上と地域の活力創造を図るため、かめやま健康都市大学の充実と健都サポーターの育成、市民一人一人の主体的な健康活動の促進、かめやま文化年を核とした文化芸術の創造とにぎわいづくり、重層的支援体制の推進と暮らしを見守る人材の育成などを進め、安心と潤いのある心豊かな環境を育んでまいります。

最後に、「教育のまち亀山」ＤＮＡ継承プロジェクトにつきましては、かつて教育のまちと呼ばれた本市の人と人とのつながりを大切にし、地域全体で子どもを育む風土を教育のＤＮＡと捉え、豊かな自然環境や歴史、文化、活発な地域活動を生かし、中学校部活動の地域展開や自然体験、文化体験を通じた子どもたちが未来に向けてチャレンジできる環境の創出、あるいは家庭と地域における教育力の再生、学校を核とした地域コミュニティ活動の活性化と３世代交流の促進、旧図書館を活用した児童センター機能の整備による子どもたちの居場所空間の確保などを進め、亀山らしい次世代育成の環境の形成を図ってまいります。この４つの重点プロジェクトは、それぞれ異なる分野を対象としながらも、相互に補完し合い、本市の将来都市像の実現に向けた基盤を形成するものでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

４つのプロジェクトについて、目指す将来都市像について説明をいただきました。

本当にこのプロジェクトの下に様々な施策が展開をこれからされていくんだと思いますけど、ぜひ携わる一人一人の職員の皆さんが挑戦を恐れず、誇りを持って力強く推進できるよう、市長の強いリーダーシップを望んでいきたいと思います。

ちょっと時間がありませんので、次に、子どもの居場所に対する考え方についてお伺いをしたいと思います。

この問題は、亀山市や議会だけでなく、多くの皆さんが問題意識として持っておられると思っております。そのような中でも、完全ではないにしても、随分前に進んだんだと認識をしております。施策の方向の中に子どもの居場所づくりがありますが、どちらかといえば小学生以下の子どもたちに向けての施策となっている傾向が強いように私は思っております。放課後等における中高生の居場所に関しては、基本構想や基本計画の中にあまり見受けられないかな。

先ほどの説明の中に、児童センターの機能強化をしていくということをうたっていただいておりますが、それにしても児童センターがあるからといって、関中の子たちが児童センターまで行けるのか、中部中の子たちが行けるのかというとなかなか難しい部分があろうかと思います。やっぱり各中学校ごとぐらいには、公共施設を活用したような子どもたちの居場所をつくっていく必要があるんじゃないかというふうに私は思っております。子どもたちからの意見、アンケートもたくさん提案もしていただいて、居場所の確保も問題やということも書いてあると思いますけど、そういったことを踏まえて、若者や中高生の居場所、そういうことをやっぱり中に入れ込む必要があると思いますけど、所見をお伺いしたいと思います。

〇議長（岡本公秀君）

高宮子ども未来部長。

〇子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

子どもの居場所については、国のこどもの居場所づくりに関する指針にも示されておりますとおり、物理的な場だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態を取り得るもので、子ども、若者が自分らしくいられる場所として必要であると認識しております。本市におきましては、保育所等、子育て支援センター、亀山児童センター、図書館などの整備により、子どもや子育て世帯の居場所を確保するとともに、放課後の居場所として放課後児童クラブ事業、放課後子ども教室などを実施しております。また、オンラインで交流支援や相談支援を受けることができるオンライン居場所「Find（ふぁいんど）」を実施するなど、様々な年代やニーズに対応した居場所を確保しているところでございます。

この中で、中高生が過ごすことができる居場所は確かに限られておりますが、児童センターは、１８歳未満の子どもが置かれている状況や環境に関わらず、誰もが自由に来館し過ごすことができる施設であることから、旧図書館へ移転し機能強化を進めることとし、第３次亀山市総合計画前期基本計画の実施計画に位置づけ、移転整備を実施する際には子ども、若者の意見を聞き、反映できるよう努め、その機能の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

本年度に開催されました中学生議会におきましても、中高生が過ごす場所や遊び場所が議題として取り上げられました。中学生が望む娯楽施設や遊び場所として、カラオケ、ゲームセンター、ショッピングセンターなどが上げられていました。一方で、東町商店街の空き店舗を自分たちの手で

休憩場所や学習スペースなどの居場所としてリノベーションできないかといった意見もございました。

旧図書館への児童センター移転に際しましては、先ほども申し上げましたとおり、子ども、若者からの意見を聴取する予定でございますので、その機会を通じまして、居場所の機能や場所など、中高生の居場所に関する幅広いニーズを把握し、今後の居場所づくりの参考としてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

児童センターの機能強化はぜひお願いをしたいと思います。

私は、中学生のお母さん、お父さんと意見交換させてもらったときに、こういった場所を子どもたちに与えると喜ぶだろうかというような提案をさせてもらったときに、いやいや、そんなの自分たちでつくらせなあかんと、自分たちの意見をしっかりと入れさせて、自分たちの気に入るところを意見を取り入れながらつくっていくことが大事なんだということを聞きましたので、ぜひ子どもたちの意見をしっかりと聞きながら機能強化をしていただきたいと思っております。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

１２番　森　美和子議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、午後１時まで休憩をいたします。

（午前１１時５８分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、６番　森　英之議員。

○６番（森　英之君登壇）

結の森　英之でございます。

総合計画ということで、議案質疑のほうをさせていただきたいと思います。

まず、市長のお言葉を借りるとなると、亀山市の未来は明るいというものにしなくちゃいけないという非常に大事な総合計画でありますので、その点について４点取り上げさせていただきますので、ご答弁をお願いしたいと思います。

まず１点目でございます。

前期基本計画の策定についてということで、企業活動の促進と雇用の確保についてということで取り上げさせていただいています。その中で、亀山市産業団地の確保における実現に向けたアプローチについてということで、まず新しい産業団地の確保というところの中で、今後の具体的な取組内容をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

６番　森　英之議員の質疑に対する答弁を求めます。

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

新たな産業団地の確保につきましては、本年度、亀山インターチェンジ周辺の候補地の事前調査を実施し、概略図の作成や概算工事費の積算を行ったところでございます。今後は、産業団地開発のノウハウを持つ民間事業者と協議を行い、事業手法や資金調達などの課題について検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○６番（森　英之君登壇）

今の答弁では、インターチェンジとそこの周辺ということだと思うんですけれども、そこの場所に産業団地として確保したいということだと思うんですが、今後の具体、その方向性といいますかスケジュールですね、スケジュールはどのような形で考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

具体的なスケジュールでございますが、新年度になりましたら早速民間事業者に資料を提示し、事業者の意向を確認を行った上で、市の役割や事業手法について協議を進め、事業者の選定を始めてまいります。その後、用地買収、設計、造成と進め、令和１２年度までの造成完了を目標に展開できればと考えております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○６番（森　英之君登壇）

令和１２年度までにということでありました。

今回といいますか、その産業団地の新たな確保に向けては、当然市として取り組むに当たって市がメインにその用地確保に動いていくのか、今その民間事業者への打診という話があったと思うんですけど、そこの進め方というのはどのようになるのか教えていただけますか。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

進め方につきましても、先ほどご答弁申し上げましたとおり、民間事業者と協議を行ってまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○６番（森　英之君登壇）

ということは、その具体の産業団地の方向性としましては、民間事業者のほうに基本的にはそこを、手を挙げていただくという形で進めていただくことになるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

まず民間事業者のほうに提案をさせていただきまして、その中でどういった手法でなら進めていけることができるのかといったような協議を進めていくということになります。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○６番（森　英之君登壇）

新しい産業団地については、その雇用確保はもとより市税の確保、市税収入のアップという観点からも非常に重要なことだと思っておりますので、そこについては、民間事業者等の意向を聞きながらということですけれども、しっかりそこは連携を取っていただいて、当然民間事業者が開発を担うという点では、そこについては魅力あるものにしないとなかなか出資という形は取れないと思いますので、そこについてもしっかり進めていただきたいなというふうに思います。

続いての質疑に移らせていただきます。

２つ目、子ども・子育て支援の充実についてであります。

ここについて、産後ケアの拡充の取組、具体的な取組についてということで取り上げさせていただいています。これも１２月議会でしたかね、ほかの議員からも産後ケアへの具体的な施策の拡充については必要だということで、そういったご要望があったという認識をしているんですけれども、今回のこの産後ケアの拡充について、具体的な取組について内容をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮子ども未来部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

産後ケア事業につきましては、産後１年未満の母子に対して、母親の身体的回復と心理的な安定を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的としております。具体的には、母親への身体的ケア、適切な授乳ができるためのケア、育児の手技などについて指導及び相談等を実施する事業です。事業の種類といたしましては、宿泊型、通所型、訪問型の３つの実施方法があります。本市におきましては、通所型や宿泊型の受皿となる入院可能な産婦人科の診療所や助産所といった施設が従来より市内に１か所しかなかったことから事業の実施が困難であった経緯があり、助産師が個々の家庭を訪問する訪問型のみ行ってきたところです。今後につきましては、これまで実施してまいりました訪問型に加え、近隣市の医療機関等とも契約し、本年４月から新たに通所型と宿泊型にも取り組み、産後の心身のケアや育児へのアドバイスなど支援の充実を図ってまいります。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○６番（森　英之君登壇）

今までは、産後については訪問型という形は市としても取り組んでおったということなんですけれども、こちらについては通所と宿泊というところについても、これは市内にはそういう産院等の医療機関がないということで、市外にということなんですけれども、こちらは、国が進める産後ケ

アについてはこれで３つが充足されるというそういった理解でよろしいでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

議員がおっしゃいますとおり、これまでは訪問型のみでございましたけれども、本年４月からは宿泊型、通所型、訪問型と３つの実施方法全ての形で産後ケアを実施してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○６番（森　英之君登壇）

今、先ほど答弁で触れられたと思うんですけど、市外の産院というところは、具体にそれは鈴鹿市になるんですかね、そちらをお聞かせいただけますか。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

本年４月からの通所型、訪問型の産後ケアの実施につきましては、鈴鹿市及び四日市市、それから県の助産師会の協力を得まして、そちらのほうで受入れ可能な医療機関、助産所等と契約をいたしまして、実施してまいる予定でございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○６番（森　英之君登壇）

鈴鹿市、四日市、それから県の助産師会というところでありました。

県についてはこれからということの理解でさせていただくところなんですけど、鈴鹿市については広域医療であったりとか介護、そういった広域の圏域で既に連携があるのでということもあるかと思うんですけれども、亀山市は産院がないということでありますので、そういった県を含めて他の自治体にもお世話になるということですので、しっかりその辺り連携を取っていただきたいなということを申し添えたいと思います。

それでは３つ目、学校教育の推進と学習環境の充実についてということに移らせていただきます。

１つ目、学校施設の長寿命化改修についてでございます。

これは、私も何度も触れさせていただいていますけれども、非常に大きな課題というか問題だというふうに認識しています。この市内の１４の小・中学校があると思うんですけれども、長寿命化をどのように進めていくかというのは本当に、中長期を含めて非常に大切なことだというふうに認識しているんですけれども、こちらについては亀山市学校施設等長寿命化計画というのは令和６年でしたかね、策定しているかと思います。そこの考え方も併せてお聞きしたいんですけれども、小・中学校の施設の長寿命化についてはどのように進めていく考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

大平教育部長。

○教育部長（大平　守君登壇）

長寿命化についてのお尋ねでございます。

学校施設における長寿命化改修につきましては、今お触れいただきました学校施設等長寿命化計画、令和５年の策定でございますが、この計画、それから昨年２月に示されました大規模施設整備事業の基本的な考え方、こういったことの内容を踏まえまして、順次計画的に実施していくものと考えているところでございます。具体的な整備といたしましては、学校単位での整備として亀山中学校、亀山東小学校、中部中学校の順に施設調査、工事設計、改修工事、これらを１校当たり大体３から４年程度のスパンで実施していくことを想定していたところでございます。

今後の実施の時期の考え方につきましては、長寿命化計画の内容等を鑑みまして、できる限り早期の着手が望ましいということにつきまして、承知のほうはいたしておりますけれども、様々な教育課題、それから行政課題への対応が必要という中におきましては、以前から教育委員会としての重要な課題でございます特別教室への空調設備の整備を優先いたしまして、これは令和８年度から令和９年度に実施する予定といたしたところでございます。こうしたことから、長寿命化改修事業につきましては、特別教室への空調設備の整備完了後の令和１０年度から、まずは亀山中学校の長寿命化改修に関する調査・検討及び設計業務に着手するべく、第３次亀山市総合計画前期基本計画の実施計画への位置づけをさせていただいたところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○６番（森　英之君登壇）

今、具体に亀山中学校、亀山東小学校、中部中学校ということだったと思うんですけれども、こちらについては３か年の期間をかけながらということなんですが、その前に、先に特別教室のまだ未設置のところについて先に展開を図ってから、令和１０年度以降にということだったと思います。そこの考え方なんですけれども、まずその３つから進めるとしてもですね。各学校３から４か年ということでなんですけれども、これが３つ順番にあったとしても、それでこの３つだけで１０年優にかかってしまうということになるかと思うんですけど、これは並行して３つをやっていくのか、やっぱり１つずつということになるのか、その辺りのお考えはどうでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

大平部長。

○教育部長（大平　守君登壇）

３つの学校について、並行なのかどうなのかというところでございますけれども、その時々の状況にもよるかとは思いますが、基本的には１校ずつという考えで、教育委員会のほうとしては今現在思っておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○６番（森　英之君登壇）

具体にその計画が決まってきたら、そこはまたきちっと議会にお示しいただいてということをお願いしたいというふうに思います。

それと、今触れていただいた次の質疑に関わってきますけれども、特別教室を先に処置したい、

きちっと対応したいということだったと思います。この特別教室については、総合計画にも明記されて行っていくということなんですが、この設置のやり方、これは総合計画の、今までの代表質疑等でも触れられておりましたけど、改めてそこの進め方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

大平部長。

○教育部長（大平　守君登壇）

特別教室の空調設置の進め方でございます。

これにつきましては、これまでから重要な教育課題であるとの認識の下、第３次総合計画前期基本計画の実施計画にも位置づけ、令和８年度から取り組んでまいります。その手法につきましては、空調設備整備後１０年間のメンテナンスなど、維持管理費を含むトータルコストが直営工事と変わらないことでありますとか、調査、設計、工事の一括発注により使用開始までの期間短縮が見込めることに加えまして、全校で設置時期に差が出ないこと、さらには初期費用が抑えられ年度ごとの費用が平準化できることなど、早期に効果的に事業進捗を図れるといったことから、リース方式を採用することといたしました。

また、整備スケジュールにつきましては、令和８年度から令和９年度夏季までに空調設備の調査、設計、整備工事を完了いたしまして、令和９年度の夏の頃からは使用を開始する予定でございます。

リース期間につきましては、令和９年度から令和１９年度までの１０年間を想定しておりまして、賃貸借費用として限度額を７億６，５６１万１，０００円とする債務負担行為のほうも計上をさせていただいておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○６番（森　英之君登壇）

まず、特別教室の未設置のところへの全教室ということでありますので、私も具体どう進めるのかなというのを非常に気になっておりましたし、これが１４校ある中で何といいますか、公平にどこからつけるかというところが、考えると非常に頭が痛いんじゃないかなというふうに思っておったんですけれども、この短い期間で同時にということの中では、リースということでこれは非常に賢明な判断をしていただいたかなというふうに思っています。これはメンテナンス費用も全て含まれるということでしょうし、一定の負担が平準化されるということでもありますので、それと、再来年度になりますね、令和９年度の一番暑い時期までには全ての教室で使われるようにしたいということでありますので、それはぜひ進めていただきたいなというふうに思います。

特別教室はこういう形で、この短期間といいますか、そこの中で処置していただく方向性が見いだせたのは非常によかったと思うんですけれども、一方で体育館への空調設備の設置であります。これにつきましては、我々会派等からも強い要望で、そこの整備については何らかの形で総合計画に明記すべきだということで訴えさせていただいて、そこについては検討していくというような内容で明記していただいたことはよかったというふうに思っておるんですけれども、実際に進める中でどうしていくかというのは、非常にこれは難しい問題じゃないかというふうに認識はしておりますけれども、明記いただいた中でどのように整備について検討を進めるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

大平部長。

○教育部長（大平　守君登壇）

体育館への空調でございます。この整備につきましても、特別教室への空調設置と同様、重要課題というふうに認識しておりますものの、先ほどご答弁申し上げておりますとおり、まずは特別教室等への空調設備整備を令和９年の夏季からの使用に向けて行ってまいりたいというものでございます。引き続き、体育館に関する整備手法や事業費などについて、他の自治体の事例も参考にしながら、また国などの交付金でありますとか起債とか、そういった支援についても注視しつつ、長いスパンでの視点を持って体育館空調についての検討、研究を行ってまいりたいとの考えから、今お触れもいただきましたが、第３次総合計画前期基本計画に記載のとおり位置づけを行い、その取組を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○６番（森　英之君登壇）

長いスパンという話がありましたので、少し時間がかかるのかなというふうに捉えさせていただいたんですけれども、やはり今般のこの暑さというところについては、何とか処置していかなくちゃいけないということがありますので、今部長からは他市、他自治体の事例も見ながらということでありましたので、鈴鹿市さんは当然もう全体育館設置は、今年度でしたかね、終わっているということでありますし、津市さんもたしか進めるというふうに聞いておりますので、またそういった事例もしっかり勉強していただいて、検討していただいて、できるだけ早く処置ができるように、これも本当に検討を進めていただきたいなというふうに申し上げたいと思います。

今までの３つの取組については、今回合計特殊出生率、この話が１．５３ということでありましたけれども、それをさらに伸ばしていくという観点からも非常に大事な点かと思いますので、取り上げさせていただきました。子育て世代等に、さらに亀山で暮らしやすいという環境をつくるためにもということで取り組んでいただきたいというふうに思います。

続いて、４つ目の防災・減災対策の強化についてということで進めさせていただきます。

安全・安心な避難環境の確保に向けたスフィア基準を準用した整備についてということで質問させていただきたいと思います。このスフィア基準を準用した整備とは具体的にどのように進めるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

木田危機管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

まず、スフィア基準につきましては、災害時における人道支援の最低基準として定められました国際的な指標であり、避難生活においても被災者の尊厳ある生活を権利として保障することを目的としております。本市におきましては、令和７年２月に改定いたしました亀山市地域防災計画におきまして、初めてこのスフィア基準を避難所スペースの確保について記載いたしました。今後は、避難環境の充実に向けてスフィア基準を準用した整備が重要であると考えております。

まず、生活空間の確保としまして、避難所内の個人のスペースについてでございます。スフィア

基準では、避難者１人当たり約３．５平方メートルの居住スペース確保が求められております。しかしながら、指定避難所である小・中学校の体育館などの床面積と避難想定人数を照らし合わせますと、全ての避難所において、体育館のみではこの基準を満たすことは物理的に困難な状況であると考えております。このため、体育館だけではなく、普通教室や特別教室の開放、あるいは比較的余裕のある近隣避難所への誘導など、施設全体を柔軟に活用することでプライバシーと良好な居住環境の確保に努めてまいりたいと考えております。なお、避難所内でのプライバシーの確保に向けた資機材としましては、ワンタッチパーティションを現在１９張り備蓄しておりますが、令和８年度におきましても５張りを追加購入することで当初予算に計上しております。

続きまして、避難生活の健康維持に直結するトイレについてでございます。

市としましては、トイレは災害発生時に待ったなし、切実に必要となるもので、優先度は非常に高いと考えております。スフィア基準の２０人に１基のトイレの確保を目指したいと考えております。本市の地域防災計画における避難想定者数である５，０００人に対し、この基準に当てはめますと、２５０基の簡易トイレが必要という計算になります。現在この基準を満たすために、令和８年度より年間３０基を確保し、予算の範囲内でですが、第３次総合計画の前期４か年で１２０基の確保に向けて取り組んでまいります。これにより、既存の備蓄数１４３基と合わせて合計２６３基となり、４年後には国際基準が求める必要数を量的には充足できると考えております。今後もスフィア基準の理念を踏まえ、市民の皆様の安全・安心な避難生活の実現に向けて計画的な環境整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○６番（森　英之君登壇）

まずは、スフィア基準の中でも空間、スペースの確保と、それとトイレの確保ということに取り組むということであったと思います。トイレについては、これは簡易型の段ボール、紙のような素材をしたものだというふうな認識ですけど、それが合っているのかということと、それと空間の確保についてはテントを確保していくということの中で、そういう内容でよかったのか確認させていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

木田危機管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

トイレにつきましては、正式には、簡易トイレと先ほど簡単に申し上げましたが、便座部分につきましては段ボール形式になってくるんですけれども、基本的にはプライバシー配慮型のワンタッチテント付簡易トイレというものを整備していきたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○６番（森　英之君登壇）

今さっきのもう一つ、トイレはそういう形であると確認できましたが、空間スペースの確保については、それはどのようなものを資機材として準備するという形なんでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

木田危機管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

空間に関しては、できる限り予算の範囲内で段ボールの仕切り、あと屋根つきなんですけれども、そういった形での準備をしていきたいと思いますんですけれども、どこまでそれが配備できるか、これからそれは予算の範囲内で考えていきたいと思っております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○６番（森　英之君登壇）

簡易的なものを準備していくということで理解をさせていただきました。

スフィア基準につきましては、食の確保とそれと生活用水の確保ということがうたわれていたと思います。そちらについては進めないという考え方なのか、その辺りはどうでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

木田危機管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

食事、それと生活用水、進めさせていただきます。まず、食事に関しましては、本市の備蓄状況はまず国や県からの大規模なプッシュ型支援が到着するまでの初動対応に重点を置いておりまして、亀山市備蓄調達基準に基づいて、食料品、飲料水、食料、生理用品などの生命維持に直結する重要品目について、避難想定者数５，０００人の方が最初の２日間を乗り切れる量を確実に確保していく、さらに３日分を目標として備蓄を進めたいと考えております。この上で、スフィア基準の食事の質を高めるというために、ここには公助の限界もございますことから、自主防災会などの地域の協力による炊き出しやキッチンカー団体などとの連携を研究しつつ取り組んでまいりたいと考えております。

次に、生活用水の確保につきましては、公助の取組としましては、昨年、市内企業様と生活用水の支援協力に関する協定を締結いたしております。井戸水を生活用水として提供いただく取組を進めており、現在また新たな市内企業様との協定締結に向けた協議、検討も進めているところでございます。

一方、地域での共助の取組につきましても、広報３月号に併せまして各自治会長あるいは各自主防災会長宛てに災害時協力井戸の登録の協力依頼を行ったところであり、生活用水の基盤を現在整えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○６番（森　英之君登壇）

スフィア基準の残りの２つについては、食の質の確保という点ではキッチンカー等を対応できるようにこれからも連携を取るといいますか、そういったことも進めていくということだったと思います。

生活用水については、今年度は野村地区の市内の事業者と協定ということを理解しておりますし、それをまた市内ほかの事業者さんとの連携も進めていただくということでお願いしたいと思いますし、広く市民にも呼びかけていっていただいているということですので、そこも生活用水の確保に

ついてはぜひお願いしたいと思います。

避難所については、先ほど危機管理監のほうからも特別教室を使うとかいう話もありましたけど、そこについては私も空調の整備を進めるということでありましたけれども、そこを使わずに済むのが一番いいんですが、短期間であればやむなしというところがあるかもしれませんけれども、教育を止めてしまうというところについては私も相入れないところでありますので、必要に応じてはやむなしというところがありますけれども、そういった観点からも体育館の空調等の整備についても進めていただきたいということを申し上げまして、質疑を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

６番　森　英之議員の質疑は終わりました。

次に、３番　深水隆司議員。

○３番（深水隆司君登壇）

新和会の深水でございます。

議案第３３号基本構想の策定について及び議案第３４号前期基本計画の策定についてお聞きしていきたいと思います。

これまで多くの議員の皆さん方が、この総合計画について質疑をされております。重複する部分もあるかと思いますが、ご容赦願いたいと思います。

まず１番目の第３次亀山市総合計画、総合計画全般について最初はちょっと質疑させていただきたいと思います。

この計画策定の経緯についてということでありますが、この総合計画はプラン、策定、それから進行管理、ドゥー、それからチェック、評価、それから見直し、アクションの実施による、いわゆるＰＤＣＡサイクルに基づいてその進捗管理や達成度の可視化を図っていることだと思います。今回、自治体の最上位計画であります総合計画の次期計画である第３次亀山市総合計画の基本構想及び前期基本計画の策定に当たりまして、第２次総合計画後期の基本計画の反省に立って今回の計画を策定されたと思うんですが、そのことをどこをどう反省し、評価し、それを今回新計画にどのように反映したかをまずお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

３番　深水隆司議員の質疑に対する答弁を求めます。

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

第３次総合計画の策定に当たりましては、議会でもお示しをさせていただいておりますが、まず第２次総合計画後期基本計画の評価、検証を行いまして、その成果と課題を整理した上で前期基本計画に位置づける施策の検討を進めてまいりました。第２次総合計画後期基本計画の４年間におきましては、コロナ禍から回復を図りつつ施策を推進してきたところであり、令和６年度末時点においても、全ての施策の大綱において７割を超える進捗が図れたところであります。

一方で、老朽化する都市インフラの維持管理体制の構築や地域公共交通ネットワークの再構築、複雑化、多様化する福祉課題を抱える世帯への支援の出口となる社会とのつながりづくりに向けた支援体制の充実強化、地域経済の活性化に向けた新たな産業団地の確保や商業活性化の促進、子ど

もたちの学びの環境の充実や、妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実とその環境整備、地域の担い手不足などを含めた地域活動の活性化への支援や分野横断的なシティプロモーションの展開など、引き続き対応が求められる課題も施策評価等を通じて明らかになりました。

こうした整理を通じた成果、課題を踏まえつつ、新たな要素も組み入れながら第３次総合計画の前期基本計画では、６つの政策の大綱に行政経営を加えて、その下に３１８の施策と次世代産業の集積と交流促進、自然環境の保全と循環、健康文化の創造、教育のまち亀山の継承をテーマに４つの重点プロジェクトを掲げ、地域課題の解決と将来都市像の実現に向けた施策方向を位置づけております。

なお、新年度から本格運用いたします防災情報伝達システムの整備でありますとか、津市、鈴鹿市と３市共同で運営する三重中央消防指令センターの整備、新型コロナウイルス感染症への対応など、一部の施策につきましては第２次総合計画後期基本計画の期間内に完了いたしており、これらは後期基本計画における成果として整理をした上で、次の課題や新たな展開につながる施策を前期基本計画に反映をいたしております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

第２次総合計画の後期基本計画では、４年間、コロナ禍、それを回復する社会の整備に向けていろんな事業の７割の達成状況、ただ、公共交通、産業、子育て、地域の活性化など、まだまだ課題はあるというふうな反省に立って新計画が策定されたということが理解できました。

それで、この計画を策定するに当たり、これまで市民の皆さん方の多くの意見を聴取してきたと思うんです。例えばパブリックコメントとか市民意識調査を実施してきていると思うんですが、そうした市民の皆さん方の意見を具体的にこの計画にどのように反映させているかということなんですが、午前中の森　美和子議員の若者の意見反映はどうなっているのかという質疑の答弁と若干重複する部分があるかと思いますが、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

第３次総合計画の策定に当たりましては、市民の皆様のご意向をできる限り幅広く把握することを重視し、市民アンケート調査をはじめ、小・中学生、高校生や子育て世帯、本市に移住された方など、世代別、属性別に実施したアンケートのほか、１８歳から３９歳の若者世代を対象としたカメトークや１５歳以上を対象とした市民フォーラムの開催、さらには全２２地区の地域まちづくり協議会へのヒアリングを実施をしてまいりました。また、計画案に対するパブリックコメントも行い、多様な世代、立場の方々からのご意見を伺ってまいりました。

こうした市民意向につきましては、本市が目指す将来都市像や目指すまちのイメージ、まちづくりの基本方針の考え方に反映をいたしましたほか、市民満足度が最も低い地域公共交通の利便性の向上に向けた地域公共交通のリ・デザインや取組の重要度が高い安全でおいしい水の安定供給に加え、若者の意見聴取により出された豊かな自然環境の活用や本市の知名度や魅力の向上、働く場の確保などにつきましては、前期基本計画の重点プロジェクトに位置づけ、重点的かつ分野横断的な

取組を進めることとしたものでございます。さらに、個別の施策レベルにおきましても、子育て支援、自然環境の保全活用、若者の定住促進など、市民から多く寄せられましたご意見を踏まえた内容を盛り込んでおります。

このように、第３次総合計画は市民の皆様の声を多角的に把握をし、その意向を計画の理念から具体的な施策に至るまで幅広く反映することで、より実効性の高い計画となるよう取りまとめてまいったところでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

様々な市民の皆さん方の意見を反映させているということを理解したところでございます。

一方で、今度は社会情勢の反映についてということでお聞きしたいと思います。前日の代表質問の市長のご答弁では、亀山市の現状として合計特殊出生率が１．５３で三重県１位と、それから高齢化率は鈴鹿市に次いで２番目に低いという報告がなされ、明るい未来に向けてというお話がございました。そのような中で、本計画におきましては将来都市像である人とまちの輝きが未来を創る緑の健都かめやまの実現に向けまして、それから導き出されるまちのイメージを掲げて、多面的な視点から亀山らしさのあるまちづくりを目指すとし、活力が魅力を高めるまちを含め、６つの目指すまちのイメージが示されています。そうした目指すまちに向けまして、現在の激動する社会情勢の中において、人口減少化、激甚化する災害、あるいはＡＩ活用などの課題等に対して十分反映したものとなっているのか、改めてお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

第３次総合計画の策定に当たりましては、序論において、計画策定に当たり留意すべき社会経済情勢の変化を整理いたしておりまして、これらの動向等を踏まえつつ、第３次総合計画の計画立案を行ってまいりました。

大きくは、７項目の社会経済情勢の変化を整理いたしました。各項目と第３次総合計画の関係性につきましては、まず１つ目の人口減少・少子高齢化の進行と、２つ目の価値観の多様化、ウエルビーイング志向の高まりとプラネタリーヘルスの波及、６つ目のデジタル社会の進展につきましては、社会全体の変化として、幅広い分野にわたり計画全体に関連するものとして捉えるとともに、３つ目に掲げました経済活動のグローバル化と経済情勢の変化につきましては、主に政策大綱の１．まちの活力とにぎわいの向上に、また４つ目の安全・安心に対する意識の高まりにつきましては、主に政策の大綱５．安全で快適な生活空間の創出に、また５つ目の地球環境・エネルギー問題の深刻化は、政策の大綱３．自然との共生と次世代への継承に、また７つ目の高速道路の進展と日本中央回廊の形成は、政策大綱の１．まちの活力とにぎわいの向上にそれぞれ影響があると捉えながら、そうした外部要因も踏まえた中での計画立案を進めてまいったところでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

それぞれ社会情勢に対してもきちっと７項目に整理して対応するということが理解をさせていただきました。

続きまして、２番目の基本構想についてお伺いしていきたいと思います。

まず、都市形成空間と土地利用の方針についてであります。その中で、拠点性の考え方についてまずお伺いしたいと思います。

今回のこの総合計画案の中において、都市空間形成と土地利用方針においては拠点性の考え方が示されております。第２次総合計画におきましても、ＪＲ亀山駅前を中心とした中心拠点の考え方はこれまでにもあったと思うんですが、今回の第３次総合計画では、都市空間形成の基本的な考え方の中におきまして、都市構造を形成する拠点として６つの拠点が示されているところでございます。これはどのような意図をもってこの考え方が示されたのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

亀渕理事。

○理事（亀渕輝男君登壇）

本市におきましては、これまで地域の拠点となる小学校を中心に地域のまちづくりに取り組み、施策の展開を図ってまいりました。そのような中、第２次総合計画基本構想における都市空間形成方針においては、亀山市都市空間形成方針図に中心的都市拠点、副次的都市拠点、産業拠点、医療・福祉拠点の４つの拠点を示しておりました。第３次総合計画基本構想におきましては、都市空間形成の基本的な考え方に基づき、都市構造を構成する拠点を中心拠点、副次拠点、産業拠点、医療・福祉拠点、沿道拠点、地域拠点の６つの拠点を位置づけるとともに、各拠点の位置づけや拠点を構成する都市機能等について新たにお示しすることにより、より分かりやすい計画となるよう取り組んだところであります。また、本市特有の丘陵部地形によるコンパクトな集約型の都市構造を生かしまして、都市機能が立地する拠点と郊外部における地域の拠点をお示しすることで、都市の利便性の向上と各拠点をつなぐ交通ネットワークの強化によりまして、本市の都市空間を形成する考えを明確にしたものであります。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

これまでも都市機能が立地する拠点というものがあったと思うんですが、加えて、今回先ほどのご説明では、郊外部における地域の拠点が示されたと、その上で各拠点をつないで交通ネットワークの強化により都市空間を形成する考え方が明確にされたということを理解したんですが、この郊外部における地域の拠点とはどういうものなのか、具体的に説明をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

亀渕理事。

○理事（亀渕輝男君登壇）

地域拠点は、市街地である用途地域外に位置する小学校及び旧坂下小学校周辺を位置づけております。これらを位置づけた考え方につきましては、小学校等は郊外部地域における地域活動の拠点でありまして、各地域の徒歩圏の中心であることから、人口減少が進行する中においても地域でまとまりのある居住環境の確保を図るとともに、都市機能が立地する中心拠点及び副次拠点とのアク

セス機能を確保する拠点に位置づけることで、その地域にとって利便性が確保された生活圏を形成することが重要であるとの考えに基づいたものでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

郊外部、いわゆる市の周辺部と言われるようなところまで具体性を持った土地利用の方針の中で拠点として位置づけられたということについては、これは新たな考え方であるかなと感じました。そうした拠点性の考え方を基に、さらに地域の活性化に向けて取組を進めていっていただきたいと思います。

次に、ゾーニングの考え方についてお尋ねしたいと思います。

都市空間形成の基本的な考え方に基づいて、本市の目指すべき都市形成に向けたゾーニングの在り方が示されております。ゾーニングはどのような考え方で整理されているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

亀渕理事。

○理事（亀渕輝男君登壇）

第３次総合計画基本構想におきましては、都市空間形成方針に加え、土地利用の方針につきましてもお示しをいたしております。この土地利用方針においては、土地利用の基本的な考え方として、本市の目指すべき都市形成に向けたゾーニングと各ゾーンの土地利用の考え方をお示ししているところでございまして、都市機能を位置づけた拠点等により構成する都市空間を生かし、居住やにぎわいの創出、自然環境の保全など、市域全体の土地利用を適切に図り、持続可能な都市形成を図るため、市域全体を６つのゾーンに分け整理したものであります。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

ゾーニングとは、都市機能を位置づけた拠点等により構成する都市空間というふうなことであるという説明でありました。

少し具体的なことをお聞きしますけれども、この土地利用の考え方の中のゾーニングの一つに、環状道路沿道活用ゾーンというものが位置づけられております。その環状道路沿道活用ゾーンと言われる中の環状道路ですね、その環状道路とはどこを指すのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

亀渕理事。

○理事（亀渕輝男君登壇）

市内環状道路は、本市の中心拠点を囲むように配置された道路でありまして、東側は国道３０６号、北側はローソン亀山川合店から住山へつながる市道亀田川合線と市道亀田小川線、西側は住山町から住山団地内を経由し、鈴鹿川以南の野村町までつながる市道和賀白川線、そして南側が野村町地内の市道和賀白川線と菅内町地内の国道３０６号をつなぐ県道鈴鹿関線で構成する道路であります。なお、市道和賀白川線につきましては、現在国道１号亀山バイパスより北側の区間において、

令和１１年の完成を目指して整備を進めているところであります。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

環状道路はまだ未整備というふうなことでございました。この未整備である和賀白川線の完成年度が令和１１年度ということであります。基本構想の計画年度は令和１５年度までの８年間でありますが、前期基本計画では令和１１年度までの４年間、同じく前期実施計画も同じく１１年度までの４年間でありますので、こうした計画を進めるに当たってはこの和賀白川線の完成が重要な位置づけを占めていると思いますので、この環状道路の完成に向けてご尽力いただければと思います。よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、ゾーニングのうち、先ほど言いました環状道路沿道活用ゾーンでは、道路ネットワークを生かした沿道サービス機能の立地など、沿道環境に即した適正な土地利用を促進するとしております。一方で、都市構造を構成する拠点の沿道拠点でも沿道サービス機能等の立地を促進するとしているんですね。ちょっとこれ分かりづらいんですが、沿道サービス機能とはどういうものか、また先ほどお聞きした拠点性でいう沿道サービス機能とゾーニングでいう沿道サービス機能とはどこがどのように違うのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

亀渕理事。

○理事（亀渕輝男君登壇）

沿道拠点に位置づけましたスーパーオークワ等が立地する菅内交差点周辺につきましては、近年広域幹線道路が交差する道路交通の利便性の高さから、多くの商業施設や事務所、工場等が立地しておりまして、今後もさらなる土地利用が期待されることから、ロードサイド型の商業施設や事務所、工場といった沿道サービス機能の立地を促進する考えを示しております。

一方、環状道路沿道活用ゾーンにつきましては、都市内幹線道路である市内環状道路が完成することで、市民を中心とした道路交通等が増加することが予測されることから、これらの交通利便性を生かした商業施設や事務所、工場等の沿道サービス機能の立地を促進することとしているところであります。なお、いずれも沿道の多くは都市計画上の用途地域外に位置するとともに、市内環状道路は構成する道路により沿道環境に違いがありますことから、沿道環境に即した適正な土地利用を図る必要があるものというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

沿道サービス機能というのはロードサイド型の商業施設とか事務所、工場といった、そういった多種多様な機能を持った施設であるというふうなことを理解しました。

そこで、先ほどご答弁もありましたけれども、今回新たに南部地区における菅内地区を沿道拠点として位置づけまして、交通利便性を生かした沿道サービス機能等の立地を促進するということ、また、小学校周辺を地域拠点として位置づけるということで、南部地区においては昼生小学校周辺を地域拠点に位置づけまして、各拠点とのアクセス機能の確保を図るとする計画となっているとこ

ろでございます。これまでややもすると光が当たってこなかったと思われる南部地区についても、新たな拠点の位置づけという考え方が示されたことで、南部地区の活性化に大いに期待が持てるということと思います。加えて、この地域はリニア駅の候補地にも上がっておりますので、今後この拠点という考え方の下に取組を進めていってもらいたいなと思います。

続きまして、前期基本計画についてでございます。

重点プロジェクトの基本コンセプトの中の地域力についてお伺いしたいと思います。基本計画では、重点プロジェクト基本コンセプトとして、亀山市独自の強みであるとされております本市特有の地域力である豊かな自然環境と歴史的風致の中に、交通拠点性を生かした多様な産業集積がある自然、歴史、産業が調和したまちであるとともに、人の優しさやつながり、地域全体で自治体を育む風土など、心地よい暮らしの空間が形成されているとしておりますが、この地域力が本重点プロジェクトにおいてどう生かされているか、お伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

議員お示しをいただきました、この地域力が４つのプロジェクトを推進する上でどのように生かされているのかという観点でございますけれども、まず未来デザインプロジェクトは、交通拠点性や産業の集積という本市の強みを最大限に活用し、次世代産業の集積促進や中心拠点の空間形成、都市ブランディングの強化につなげてまいります。また、歴史的風致や街道文化といった地域資源も魅力発信や関係人口の拡大に生かしていくものでございます。

次に、緑の環プロジェクトは、鈴鹿山系や鈴鹿川等源流域に代表される豊かな自然資源を生かし、源流域の保全活用、ネイチャーポジティブの推進、環境保全対策の強化、水道水源の保全など、自然と共生した豊かな暮らしにつなげてまいります。

また、健康・文化創造きらりプロジェクトは、健康都市連合加盟都市として本市が積み上げてきた健康づくり活動や地域文化、市民主体の活動が根づく地域性を生かし、かめやま健康都市大学の拡充や市民主体の健康活動の促進、かめやま文化年の展開を通じた文化、芸術の創造と発信など、安心と潤いのある心豊かな環境づくりにつなげてまいります。

最後に、「教育のまちかめやま」ＤＮＡ継承プロジェクトは、かつて本市が教育のまちと呼ばれたように、地域全体で子どもを育む風土を生かし、地域・家庭教育力の向上や学校を核とした地域コミュニティの活性化、子どもたちがチャレンジできる環境の充実など、亀山らしい次世代育成環境の形成につなげてまいります。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

４つのプロジェクトについて、説明をいただきました。

とはいえ、限られた予算でもあります。そうした限られた予算の中でこの計画を着実に推進していかなければならないと思うんですが、中でも特にどのプロジェクトを優先して取り組んでいくかというのがあれば、お聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

４つの重点プロジェクトはもう既に絞り込みをしておりますので、全てのプロジェクトにつきまして推進を図っていきたいというふうに考えております。この重点プロジェクトの推進に当たりましては、そのマネジメントといたしまして実効性を高めていくための幾つかの視点を特に重視をして取り組んでまいりたいと考えております。

まず、行政経営資源の重点化であります。

限られた人員、財源を効果的に活用するため、重点プロジェクトに関連する施策に対して優先的かつ集中的に資源を投入し、確実な成果につなげてまいりたいと考えております。

次に、関連施策の連動であります。

重点プロジェクトは単独施策で完結するものではないため、複数分野の施策を連動させることで相乗効果を生み出し、プロジェクト全体の推進力を高めてまいります。また、組織横断的な連携も重要な視点であり、重点プロジェクトは複数の部局にまたがるテーマを扱うため、庁内の部局を超えた連携体制を構築し、共通の目標に向けて一体的に取り組んでまいります。また、多様な主体との連携協働や協創を進め、市民、地域団体、企業など多様な主体とともに取り組むことで、持続的で実効性の高いプロジェクト推進につなげてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

部局横断的に取り組むということでありましたが、最後に、この計画の中にはなかなか連携体制して行っていくというところが読み取れませんでした。やはり、部局横断的な課題であります行政ＤＸや脱炭素社会の取組等々については部局横断的な取組が必要ではあると思うんですが、この計画の中でどのように位置づけされているかお尋ねしたいと思います。最後に簡単にお願いします。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

計画の中には具体的には明記はございませんが、当然組織横断的に取り組むということで、既に第２次総合計画の後期基本計画につきましても、庁内連携体制をしっかりと構築して進めておりますので、第３次総合計画の前期基本計画につきましても、速やかに庁内連携体制を構築して、プロジェクトも含めその推進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

３番　深水隆司議員の質疑が終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩します。

（午後　２時０８分　休憩）

（午後　２時１７分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１１番　福沢美由紀議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀でございます。

総合計画について、通告に従い質疑をいたします。

今日は前期基本計画の策定について、前期基本計画の子どもたちの成長と学びを支える環境の充実、学校教育の推進と学習環境の充実について、持続可能な学校給食の提供と食育の推進について、また、地域全体で子どもを育む風土と家庭の学びの醸成についてというところから質疑をさせていただきます。

総合計画、多岐にわたっておるわけですけれども、その中の教育という部分について聞かせていただきます。教育の中でもたくさんあるんですけれども、学校教育の部分からその中の給食について、そして社会教育の部分から地域や家庭の教育について質疑をしたいと思います。

学校教育には昔から知育、徳育、体育がある。その基礎、土台になるのが食育であると言われてきました。食育の中でも特に学校給食が担うものはとても重要で、学校給食法が改正され、さらにその重要性が認識され、求められてきました。

計画には持続可能な学校給食の提供と食育の推進についてとありますが、学校給食は教育の一環でありますので、表記の在り方として、私は今までも、給食のことについて提供という言葉だけではその教育の深さを表し切れないものだということをご指摘してまいりました。また、学校給食法には、学校給食というのは毎日であること、そしてその学校の児童・生徒の全員になされることがうたわれておりますので、持続可能なとタイトルで出していただいて、継続していくことが当然なのに持続可能かどうかを図らねばならないような表現は、私はちょっと不十分じゃないかなと思っています。

そういう意味では、来年度から民間委託も含めてではありますが、初めて亀山市の全ての小・中学校に学校給食が始まるということになります。全員が、全てが。今までは中学校給食を実施させることに向けた議論に多くを割いてまいりましたが、今回この総合計画というところから、給食の充実そのものについて質疑をしていきたいと思います。

給食の施設について、まず伺います。

小・中全部合わせてですけれども、調理室についてとかアレルギー対応室であるとか、床のドライ化であるとか、もう給食を作るに当たってのハード的なところですね。そういうところでどのような課題を捉えて、給食を続けていくに当たって、やっていくに当たってどうやって整えていくのかということが考えられていたら伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

１１番　福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

大平教育部長。

○教育部長（大平　守君登壇）

給食施設の施設面、これの課題をどう捉えているのかというご質問でございます。

各小学校でありますとか関給食センター、こういった給食調理施設につきましては、学校給食衛生管理基準に基づきました整備、それから管理の基準、こういったことがありまして、これまでそういった基準に合わせた施設整備や設備の改修を行ってきたところでございます。具体的には床面

のドライ運用、それからトイレの洋式化、こういったことについては全ての学校給食調理施設で対応が完了いたしております。さらには、学校によっては児童数の増加に対しまして調理室を拡張するなどの工事も行ってまいりました。それから、冷蔵庫でありますとか給湯器など設備の老朽化に対しては、使用年数等により計画的に更新するよう努めているところでございます。

しかしながら、電気、ガス、水道など個々の設備だけでなく給食調理施設全体の老朽化も進行してまいります中で、現在の自校調理方式を維持するべく、必要な視点で検討を行っていく必要があるものというふうに認識しております。

加えまして、職員から少し話もあるようなこともありまして、例えば回転釜の前や下処理のシンクの前に照明器具がないため暗いでありますとか、老朽化により床の一部が剥がれやすくて滑りやすくなっているなどのご意見をいただいた際には、迅速にクリップライトの設置でありますとか修繕対応をするなど、調理施設の衛生面に配慮するとともに、職員の調理作業における安全性の維持確保等にも努めておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

基本的に法がありますので、それにのっとってやっていただいているとは思うんですけれども、床のドライ化についてもドライで運用しているというのと完全なドライ化というのがあるらしいですし、あえ物をするのにやっぱりきちんと温度を下げたりするのにエアコンが本当にきちんと効くのかどうかとか、あとはそうですね、新しく今度中学校給食が始まるところについても、やっぱり法律には食材の保管は給食専用とすることとうたわれていますので、本当に専用としてのものが担保されるのかどうかというのを、これからもきちっとチェックしていっていただきたいなと思っています。

そして、ハード面だけじゃなくてソフト面といいますか、給食を作っていただく調理員さんや栄養教諭さんとか専門職の配置についてはどうなのかを伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

大平部長。

○教育部長（大平　守君登壇）

学校給食の調理体制といたしましては、給食調理員の配置についても併せて考えているところでございます。

現在各施設の給食調理員は、正規職員１名と学校規模に応じた複数の会計年度任用職員を配置しております。しかしながら、持続という意味におきまして、勤務時間でありますとか勤務日数、報酬額等の諸条件によりまして人員確保に苦慮するような状況もないことはないというような状況でございます。継続的な調理体制の確保といたしましては、直接雇用に加えて人材派遣などの有効活用の検討も今後必要となってくる場面もあるものと考えておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

人の手配は本当に大切で、私も何度かいろんなところに視察に伺ったときに、会計年度の調理員

さん、やっぱりずっとやり続けたい、もっと勉強したいということで将来的にどんどんと正規になっていくような仕組みを持っているところもありますし、派遣も考えていくという前に今いてくださっている調理員さんが本当に喜んで仕事をしていただけるように、先ほどのハードのことも含めて、給食が続けていけるには人がちゃんといないとできないので、ぜひ丁寧に現場の声を聞いていただきたいなと思います。

議会で一度給食について研究したときに調理員さんのお話を聞いたことがありましたが、やっぱり場所によっては本当に体力的にしんどい仕事なんだけど、足を伸ばしたり横になったりして休める休憩室が欲しいとかそういうこともありましたので、ぜひ一度、一旦これで中学校の給食ができるんですから丁寧に聞いて、いい給食にしていっていただきたいなと思います。

栄養教諭さんの配置について、これも食育の推進ということで、併せて言ってもらってもいいんですけれども、食育を推進するということが総合計画に書いてありますけれども、指標が地産地消の割合のみになっているんですね。それだけが達成されたら食育が進んだのかということにはならないかと思いますので、何をもって食育が進んだということを評価していくのか、文科省が求めているものもあると思いますので伺っていきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

中原教育長。

○教育長（中原　博君登壇）

食育の推進についてのご質問です。

これまで、本市では学校給食における食育の充実に向けて、文部科学省の食に関する指導の手引に基づいて、これには食事の重要性、心身の健康、感謝の心、食文化など６つの食育の視点があって、この視点に沿って取り組んでまいりました。

食育の指導形態といたしましては、給食の時間等における給食指導と教科、勉強の教科の中や学活、特別活動における食に関する指導、そしてアレルギーや肥満等の個別指導という３つに分かれております。今後もこういった形態、視点に応じて食育の充実、推進を図ってまいります。

例えば視点の心身の健康では、学級担任や教科担任、栄養教諭等が連携して、子どもたちが実際に給食の献立を作成したり、例えば、かみかみ献立というようなものが提供されたときにはそしゃく、かみ合わせですね、そしゃくの効用の授業を行ったりすることが考えられます。また、視点の食文化においては、献立に亀山茶を使用した料理やお節料理などの行事食を取り入れて地域の文化や日本の伝統文化を理解させたりということも取り組んでおります。

議員ご案内のように、４月から市内統一の学校給食の献立となりますことから、全ての学校で学年、発達段階に応じて学校給食の同じ献立教材で食育の工夫や充実が図られ、さらにかめやまっ子給食の際には、小学校では既に行われておりますけれども、栄養教諭が作成した旬の食材や栄養について給食のときに放送を流すなどして、全員で共通の食育指導の展開が期待できるところです。

なお令和８年度、４月から学校給食の開始に当たりまして、亀山市学校給食指導マニュアルを新たに作成して市内全小・中学校への配付を完了しております。この資料も活用して食育の観点を踏まえた学校給食と食習慣の形成、充実につなげてまいります。

先ほど議員ご指摘の文科省が示している食育に関する目標の指標等についてでございますけれども、農水省の定める第４次食育推進計画においては、学校給食法における地場産物の使用割合が都

道府県単位で維持向上することを目的とされており、都道府県単位で定める第４次三重県食育推進計画において、学校給食における地場産物の割合を７年度までに金額ベースで６５％にすることが目標とされております。

本市におきましては、現在７年６月の時点で６３．０２％となっているところでございますけれども、このほかにも視点がございまして、例えば朝食を欠食する子どもの割合であるとか、学校給食における国産食材の割合であるとか、学校給食摂取状況の適正化とかいう項目がほかにも３つほどございます。これらについては、市教委や学校での調査によって進捗管理をしているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

私よく亀山西小学校に給食がどんなんかを見せてもらいに行くんですけれども、亀山西小学校の子どもたちの玄関に入ると食育の、毎日毎日先生が今日の給食は何か、そしてそれがどんな栄養素か、その食材についてとか書いてくださっているホワイトボードがあって、何か本当に楽しみに毎日学校に来られるだろうなというものがあるんですけれども、例えばそれは全校には広がっていない。何でかというと、やっぱりそれはそういう栄養教諭の先生がいらっしゃるところにしかなかなかできないということなんですね。

やはり私は、調理員さんもいろんな規模の学校があるんですけれども、正規の方が１人ということで、本当に調理員さんは大変な思いで仕事をされています。正規１人だと、本当大きいところだと正規じゃない方も正規のような働き方をしなくちゃいけないということで責任が重いということで大変で、やっぱり全国の調理員さんの数を見ていましても亀山は少ないと私は思います。正規職員の割合がね。

栄養教諭さんも、やはりそこは人を増やしてもらうことも大事ですし、同じものを、今タブレットもみんなあるんだし、それを本当に市全部に広げていただく、せっかく書いていただいたそういう教育、毎日毎日ほかの学校に届けてもいいじゃないですか。ぜひともそういう食育を広げていくということをやっていただく、そのためにやっぱり人をきちっと整えていただくということを、ぜひともそれも指標にしていただきながら進めていただきたいなと思います。

先ほど小学校の自校方式を堅持するということがちゃんと言われていたのでうれしいんですけれども、以前、考え方としては関地区の小学校についても将来的には自校方式を実施していくという考え方も示されていました。質のよい給食を守って進めていくためには、この豊かな日々の食育というのをしっかりとみんなで認め合っていくことが大事だと思うので、計画にもう少し丁寧に指標を上げていただいて進めていただきたいなと思います。

次の質疑に移ります。

地域全体で子どもを育む風土と家庭の学びの醸成について、お茶の間１０選ということなんですけれども、１０選って１０に選ぶと書いてある横に実践という、ちゃんとやるという意味の漢字で実践と書いてあるんですけれども、ここについて、まずこれ一体何なのかということを伺っていきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

大平部長。

○教育部長（大平　守君登壇）

かめやまお茶の間１０選、何なのかということでございます。成り立ち、目的等についてご説明をさせていただきたいと思います。

かめやまお茶の間１０選とは何かという点につきまして、これは家族で食事や会話をするお茶の間、リビングという居場所がとても大切であるという思いをイメージいたしまして、家族みんなで一緒に実践してもらいたいことをまとめた応援メッセージとして、かめやまお茶の間１０選という名称で実施しているものであります。

また、このお茶の間１０選の成り立ちでございますけれども、学校教育の関係者、社会教育の関係者など７名から構成されます亀山市社会教育委員会からの提言によりまして令和元年の６月にかめやまお茶の間１０選、これを策定したものでございます。

この策定に当たりましては、平成３０年度にお茶の間で大切にしたいことは何かということにつきまして、市内の子育て中の方、それから学生、子どもたちなどに短文形式、五七五調でございますが、こういった形で作品募集を行わせていただき７７３点という、具体的な数字ですけれども、作品応募がありまして、これにより取りまとめたものでございます。

なお、このお茶の間１０選の目的といたしましては、挨拶、命、体験、遊び、読書などを意識いたしまして、市内の幼稚園、保育所、認定こども園の園児、小・中学校の児童・生徒を中心とした子どもたちの保護者の皆さんに、それぞれの家庭の実情に合わせて家族の時間を大切に過ごしていただくよう働きかけているものでございます。

子育て家庭を中心に幅広く啓発活動を行っておりまして、園児、児童・生徒の保護者を対象としたアンケートなどにおいても成果検証を図っているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

ずっといろいろ、これはカレンダーが作られたりいろんな掲示物もありますので、見せてもらっているんですけれども、こういうおじいちゃん、おばあちゃん、お父さん、お母さんと子どもが２人とイラストのものがあります。

私これ初めにちょっと意見を出させてもらったんですけど、これちびまる子ちゃんより１人多い大家族ですね。今１人家族、２人家族が一番多いんですよね。そんな中で、また、それでシングルの家庭もどんどん増えている中でこういうものをまず絵的に持ってくるのはどうなのかなというのを感じたのと、それから最初、これはお父さんとおじいちゃんの前だけにビールが置いてもらってあって、ほかの人たちには、お母さんやらおばあちゃんの前はお茶なんですね。

いいんですけど、何か独特のジェンダーみたいなのを感じて、どうなんですかと言ったら、すっと直していただいているので、そうねえと思いましたけれども、私が何でこれを何度か取り上げるかというとだんだん、今本当に暮らしも大変で、家庭としても皆さん本当に毎日大変で、これ強化週間というのがあって、そして学校から何か頑張ってみましょうということでアンケートがあったり、１０選の１０をちょっと紹介しますけど、これは今のかな、前のかな、「あいさつは家族をつなぐ合言葉」「豊かな体験、豊かな心、家族で経験」「夢への一歩、家族の力」「テレビオフ、会

話はオンで、一家だんらん」「つくって守ろう、家族の決まり」「本開く、こころを紡ぐ、この出会い」「しっかり食べて、つくろうカラダ」「家族でつくろう、ハッピーリズム」「支えあう家族、尊い家族」「お茶の間で伝えよう、感謝の気持ち」。

昔はお弁当が感謝やどうというのがありましたけれども、多分亀中生のことを思って書いてくださったんでしょうねと思いましたけど、今はなくなっていますけれども、これをチェックしましょうと言われても、夢への一歩、家族の力ってどうやってチェックして、これを目標にしてするのかなってもう謎ですし、何かやっぱりこういうものを持って帰ってきても、つらいという親御さんの声をよく聞くようになってきているんですね。

家族団らんでみんなで食卓を囲もう、囲みたいけれども、やっぱり夜勤でなかなかそういう子どもと時間が取れないんだとか、そういうことがゆっくりできる豊かな社会をつくってほしいとか、この家族の在り方も、それこそ先ほど言いましたけど、虐待とか、家族というものの中よりも違う居場所を大事にしている子どももいますよね、親もいろんな方がいますので。

私は、これはちょっともう教育委員会が、応援メッセージといいながらこうやって強化週間を１学期、２学期それぞれにつくって、皆さんにアンケートを取って、それで家に貼ってと言って、どれについてどのメッセージについて取り組んだのか、どれぐらい取り組んだのかとか、取り組んでどんないいことがあったのかというのを書いてもらうアンケートですけれども、だんだんとこれは回答率が減っていますよね。本当にこれをもらうと嫌になるという人が増えているんですね。

総合計画というのは市をどんなふうにしていくかという大きい羅針盤みたいなものだと思うんですけど、ここまで家族の在り方を応援メッセージといいながら丁寧にチェックしていくのはちょっと応援にとどまらない、紹介にとどまらない、やはり家族の在り方や家族への思いの在り方を強要するというカラーがどうしても出てくると思うんです。

これは元年につくったんですから７年、長いことやってもらっていますけれども、そういうずうっとやりながら課題意識とかはなかったですか、ちょっと伺いたいと思います。今までの流れの中でどんなふうに取り組んでこられたか伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

中原教育長。

○教育長（中原　博君登壇）

貴重なご意見ありがとうございます。

教育委員会といたしましては、先ほど議員もおっしゃられたように、家族の在り方についての応援メッセージ、それぞれの家庭の実情に合わせて取り組んでいただくというようなスタンスで、こういう一つの活動の目安のようなものを提示させていただいているところです。私も現場に、始まった頃にはおりまして、アンケートを書いていただいたりとか、その後コロナがやってきて、よりそういう閉塞感というか家族のそれこそ会話であるとかそういうことを、打破まではいきませんが一つのきっかけで、強化月間ということでちょっと集中的にやってよということで、現場でそれを受けた覚えもあります。

立場が変わってこちらのほうに参りましたけれども、引き続きこれを行う意味合いとしましては、まず応援メッセージであることやそれぞれの家庭のご事情に合わせて取り組んでくださいというスタンスを守りつつ、先ほど議員が言われたこの活動はいつまで続けるのかなとかいうようなアンケ

ートでご意見をいただいているのも事実ですが、一方、たくさんのこういう何をやっていいか分からなかったから、ちょっと挨拶を意識したわとか、命ってなかなか考えられないけど、一遍今日は命でお話ししてみようかなんていう家族の会話が生まれたとか、夢は何なのというふうに聞くきっかけになったとか、確かに稚拙なきっかけにしかならなかったか分からないけれども、それを契機に家庭の会話が弾んだことがうかがえるようなアンケートもたくさんいただいていますので、いろいろカットの問題や表現の問題はあるので、毎年そこら辺のご意見もいただきながら、表現等には工夫や改善も行いながら、いま少しこれを続けて、家族とは何だとか、地域でどうあるべきかとかいうのを強制ではなくて考えるきっかけや、今日はもう皆スマホをやめて読書をしようというようなそういう雰囲気をつくるきっかけにしていただければというふうに教育委員会としては考えております。

家庭や地域の教育力って、なかなか口で言って向上するものではなくて、やはりそれはそれぞれの家庭の親のいろんな姿勢というのがすごく大事で、それを強制するつもりは一切ありませんけれども、何かのきっかけになって、それで子どもが幸せな方向に向くチャンスというか、そういうことになるんでしたら発信していく、活動に取り組んでいく意味はあるのかなということで、今回はこれを取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

これがきっかけでいい会話になったとか、そういう方やったらいいと思うんですよ。それはそれで紹介いただいたらそれでいいと思うんです。ただ、本当に毎回毎回アンケートを取ったり強化週間したりというところまではもう要らないんじゃないですかと思います。

この「亀山っ子」市民宣言というのも併せて、同じように地域力、家庭力という意味でつくられていますよね。よく似ているんですけれども、あれもおはよう、ありがとうの言える子とか、決まりや交通ルールを守る子、運動や読書に親しむ子、力を合わせて仕事をする子、人や物を大切にする子、未来に夢を持ち続ける子、これもだから、押しつけるわけじゃなくて子どもを育てるためにこういう子を育てていこうという大人の共通の視点なんだというようなご説明を受けました。

押しつけじゃないというのは、お互いどっちもそうなんですけど、そうは思っておっても、いじめでもそうですけれども、受ける側がどう感じるかということなんですよね。本当につらいという方の気持ちがあることはぜひとも分かっていただきたいですし、今私たち、子どもを取り巻く大人に求められているのは、子どもを育てたり、保護したり、しつけたり、教育したりする対象というのではなくて子どもが権利の主体だということを、子どもの権利条約にうたわれているように、そういうふうな目でしっかり見られる大人になることが一番今欠けていて、求められている大人の姿じゃないかなと思います。

そういう意味で、私はもうこればっかり、こういうことばかりチェックしたり深めていくことというのが、この市全体の羅針盤である総合計画に本当にこれをチェックしていくことで家庭教育が豊かになっていくのかというのは、何というのか、きりまでやらんと気持ちが悪いかもしれませんけど、ぜひともそれは相手は生きている子どもたちですので、ぜひ考えていただきたいなと思うんですけれども、今大人に求められているのは子どもの権利条約の心だということも含めて、さらに

コメントがありましたら伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

中原教育長。

○教育長（中原　博君登壇）

子どもたちにこんな姿になってほしいということで、何か学校現場でもそうなんですけど、イメージしたときに、それをやはり強制するんじゃなくて、やはり大人がその背中というか、態度を見せていくというようなことが非常に大事かと思います。

横断歩道で手を挙げるというのが、子どもたちにもしっかり言うんですけれども、横断歩道で手を挙げなあかんよというふうに言っても、横断歩道で手を挙げていない大人なんていっぱいいます。ですので、やっぱり言うんだったら自分はきっちりやる大人でありたいし、言う前にそれを実行で示す大人でなければならないというふうに思います。

子どもはしっかり大人の姿を見ているので、やれとかしなさいとか言っていることのほうには大人が言うようには子どもはしないというふうに私は考えています。ですので、大人が率先実行してやっていくことが大事なんですが、家庭においては、やはりその担い手は親でありますので、実践するかどうかは別ですけど、このお茶の間に書いてある子どもたちや地域の方々が考えた項目を大人の人が見ていただいて、できるところでやっていただくのも子育ての一つの指針とまではいいません、参考になるかなと思います。

議員が言われるように、それを大きなこの市の計画の中に位置づけるのはどうかというのは私は分かりませんが、学校現場でしたら、こういう指針があると先生方は非常に指導もしやすいし、ただし押しつけにならないように、自らも襟を正してこの項目について取り組むようにということで実践すると思いますので、今回はこういうことで指標というか取組に上げさせていただきましたので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡本公秀君）

１１番　福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

次に、４番　草川卓也議員。

○４番（草川卓也君登壇）

通告に従い、総合計画に関して質疑をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、本市を取り巻く環境の変化、今後のまちづくりの課題及び企業活動の促進と雇用の確保についてでございます。

これは、次期計画におけるコストコ誘致の位置づけについて伺っていきたいと思っています。

２０２２年にコストコと立地協定が結ばれて以来、コストコ誘致に対する市民の期待はいまだに非常に高いものがあります。序論にも記載されております若者の意見聴取カメトークでも、本市の未来をつくる上で人が集まる場所や活気あふれる場所の創出の重要性が強調されており、具体的にコストコができてほしいという声が明確に上げられております。

言うまでもなく、コストコ誘致は単なるにぎわい創出にとどまらず、数百人規模の多様な雇用を創出し、市外からの圧倒的な集客によって地域経済の起爆剤となるものです。市民ニーズに応え、市の経済を牽引する重要戦略であるはずです。

一方、次期総合計画の中においてコストコの誘致や広域集客型商業施設の立地促進という位置づ

けは明確にされておりません。本市を取り巻く環境の変化、今後のまちづくりの課題、企業活動の促進と雇用の確保などという項目に明記されるべきだと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

４番　草川卓也議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この新総合計画の中にコストコの誘致を明記すべきではないかというご指摘でございますが、基本的には企業立地施策をしっかり前へ進め、産業基盤、それから雇用の基盤、これを強化していく、このことが大事であり、本市の産業の構造をより重層的に、そして将来を見据えた産業を視野に入れて、そして培っていこうということを今回の総合計画で位置づけさせていただいたものでございます。

その中にコストコという企業名を明記いたしておりませんが、大型商業施設の誘致につきましては、これまで、コストコホールセールジャパン株式会社と立地協定を締結し、県と連携しながら誘致に取り組んでまいっているところでございます。現在、これもご紹介を議員のほうからいただきましたが、コストコ側が建設時期を見極めている状況でございますし、今日までこの場でもそのようにお伝えさせていただいておりますが、本市といたしましては、今後もこれまでと同様に立地協定に基づき情報交換を図りながら、本市での早期オープンに向け引き続き協議を進めてまいりたいと考えております。

そのような中、今回の前期基本計画では、施策の方向、企業誘致と産業基盤の強化において、将来の成長が期待される産業分野の企業誘致等に取り組みと記載をさせていただいてございまして、この中で引き続き大型商業施設の誘致に取り組んでいくことといたしてございます。

なお、以前から申し上げておりますが、建設に関する判断というのはあくまで事業者でありますコストコが行うものでございまして、こうした判断につきましては、申し上げるまでもありませんが、企業の戦略、あるいは企業の経営方針、いわゆる事業戦略に基づいた極めてデリケートなものでございます。こうしたことから、コストコに関する発言につきましては慎重を期す必要があろうかというふうに考えておりますし、他の個々の事業体の名称につきましても、総合計画等々におきましてはやはりこれは慎重に取り扱う必要があるというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

先ほどのご回答の中に、次世代の成長産業というところ、そういったところに関して確かに明記がされていました。先ほどの話ですと、そこに大型商業施設関係も含まれるというそういった部分に関しては受け止めさせていただきました。

ただ、コストコに関してはこれまでも、前期計画の中でもやっぱり亀山市としても一定の投資をしてきましたし、予定地に関しても都市計画を変更してきたというような経緯もあって、かなり重点的な誘致の取組をやってきたという事実はあると思います。それに対して、工期に関して明記がされていないというところに対しての後退というような印象を市民の方に持たれるのではないかと

いうそういった懸念も含めて、こういったちょっと質問をさせていただきました。

今後コストコに関する市民の期待、まだまだ高いものがございますので、その最上位計画、総合計画の記載をぜひしていただきたいところではありますけれども、実現に向けた確固たる姿勢というものを期待して、次の項目に移りたいと思います。

次に、都市空間形成と土地利用の方針についてでございます。

これに関しては、さきの質疑と重なる部分が多々あるかと思いますけれども、ちょっと流れがありますので全て聞いていきたいと思います。

まず菅内地区の沿道拠点と市の具体像について聞きたいんですけれども、菅内地区が新たに沿道拠点に位置づけられ、沿道サービス機能等の立地を促進するというふうなことでございます。この沿道サービス機能等というのは具体的にどんな機能を指しているのか、また、どういった拠点にしていきたいと考えているのかをまず確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

亀渕理事。

○理事（亀渕輝男君登壇）

沿道拠点に位置づけました菅内地区は、近年、広域幹線道路が交差する道路交通の利便性の高さから多くの商業施設や事務所、工場等が立地しており、今後もさらなる土地利用が期待されるところであり、環状道路網を生かした商工業を中心とした市の南部地域の拠点として想定しているものであります。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

商工業を中心とした南部地区の拠点という、これは沿道拠点という言葉もそうですけれども、やはり南部地域における拠点というところは位置づけとしては非常に重要なポイントではないかというふうに思っております。

その拠点というところ、拠点性を高めていくために、じゃあどのようなアプローチ、どういった仕掛けをしていくことを想定しているのか、そこも確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

亀渕理事。

○理事（亀渕輝男君登壇）

沿道拠点であります菅内地区につきましては、地域の現状を加味した上で、国道３０６号と県道鈴鹿関線が交差し、鈴鹿市、津市等からのアクセスが容易であり、広域的移動が可能な幹線道路を生かしてさらなる沿道拠点の発展、拡大を図るべく民間活力による商業や工業の立地を促進し、まとまりのある拠点性の向上を図ってまいりたいと考えているところであります。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

今ある施設、産業都市機能というものに対して、現状を加味して拠点性を位置づけたということもあると思いますけれども、ここをさらにまとまりのある拠点として、さらなる集積を市としても

促進をしていくというそういった方向性、そういったもの、こういった具体的なところに関しては都市マスタープランというところで今後議論していくところだと思いますけれども、そういった方向性というものの期待感が非常に込められているというふうに認識をさせていただきましたので、本当にこの菅内交差点周辺の沿道拠点ということで、南部といいますけど鈴鹿川以南といいますか、いわゆる川南の周辺エリアにとっての重要な拠点というふうに、また沿道ゾーンにおいての非常に重要な拠点であるというところ、この辺りはしっかりと今後に生かしていきたいというふうに思っております。

次に、環状道路沿道活用ゾーンですね。先ほどからも議論もありました環状道路沿道活用ゾーンについて聞きたいんですけれども、これに関しては令和８年度の予算でもこれを形成する一つの市道和賀白川線に約１億円、これも本当に長年にわたって巨額の投資をしてきたところだと思います。

これはもう本当に単なる道路整備にとどまらず、今回の環状道路沿道活用ゾーンによってどういった機能の立地を想定して投資に見合ったどれだけの経済波及効果というものを期待しているのか、この辺りが分かるような答弁を求めたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

亀渕理事。

○理事（亀渕輝男君登壇）

現状の市内環状道路につきましては、東側の３０６号において店舗等が立地いたしておりまして、一定のにぎわいがあるゾーンとなっております。北側の市道亀田川合線、亀田小川線においては、市立医療センターを中心とした医療福祉ゾーンとなり、住宅団地の立地も進んでいる状況であります。また、南側の県道鈴鹿関線におきましては、菅内地区に産業立地等が進んでおり、西側の市道和賀白川線におきましては土地利用が図られていない部分も多く、今後完成後のポテンシャルは高いものと考えております。

このことからも、環状道路沿道活用ゾーンにつきましては、商工業等の様々な産業立地が見込める農地、山林、原野等の未利用地があることから、道路ネットワークを生かした本市の活力につながるゾーンと考え、市として、地域の生活利便性の向上及び通過交通への沿道サービス機能を誘導していく地域として捉えているところであります。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

和賀白川線の沿道に関しては、まだまだ未利用地があってポテンシャルが高いということですし、３０６号線のところを見るとやはり川合９号線、これから本格的に工事にも入っていくであろうところで、あの周辺は副次拠点としても位置づけられておりますので、この辺りも非常につながりができることによって、そこの全体のポテンシャルが高まっていくものと期待しています。

資料を出してください。

そこの副次拠点と市街地ゾーンの変化についてちょっと確認したいんですけれども、全体としてはコンパクト化を、あとアンドネットワークというのも言っていますけれども、それを進めていく中ではあるんですけど、井田川南地区、いわゆるここでいうと小下とか和田の周辺だと思うんですけど、この辺り、ちょっと図の上のところで示させていただいているんですけれども、第２次計画

では地域型居住地というふうな、地域型居住地というのはいわゆる昼生地区とかも含まれた、どちらかというと郊外のイメージがある居住地の指定だったんですけど、これが今回市街地ゾーンに移行といいますか含まれているような、中心市街地からずっと続いているこの市街地ゾーンに移行していると。

一方で、２次計画のところでは拠点型居住地、これは地域型とはまた違う拠点となるような居住地だった３０６号線のところの、今先ほどから申し上げている副次拠点の周辺が今回はなぜか市街地ゾーンからは外れておりまして、市街地ゾーンというのは井田川駅周辺から安楽川方面に田村とか長明寺とか、当然みずほ台、みどり町とかも含まれると思いますけど、その辺りに偏ったような描き方をされているんですね。

今、市は、先ほども申し上げたように川合９号線や環状道路ネットワークに巨額の投資をしている中で、交通利便性が飛躍的に高まっていくであろうこの３０６号線の副次拠点周辺エリアこそ、本来はこれ中心市街地同様にぎわいゾーンとして、商業施設だけじゃなくて市街地ゾーンとして積極的に居住地としても開発を誘導して、投資効果を最大化すべきではないでしょうか。これらはどのような考え方に基づいて位置づけられたのか確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

亀渕理事。

○理事（亀渕輝男君登壇）

第２次総合計画基本構想における都市空間形成方針図におきましては、コンパクトなまちづくりに向け、拠点型居住地を位置づけることで居住を誘導する区域といたしております。

一方、第３次総合計画の基本構想の空間形成方針及び都市空間方針図では、土地のゾーニングにおいて市街地ゾーンを位置づけ、都市機能と居住が隣接することで、利便性が高く快適な暮らしができる土地利用を促進することとしておりますことから、この表し方の部分についてこういう地域がそういうふうに農地等を除いた形で、今現在詳細な位置づけを行ったというところでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

ちょっとよく分かんなかったんですけど、じゃあ、３０６号線の副次拠点周辺は市街地ゾーンには入っていないんですけど、この周辺は居住地としての機能というところに関しては今後そういった居住誘導とかそういったものを、第２次の計画と比較して第３次の際には行っていかないということなのか、そういう方針なのかというのは、ちょっとその辺りはどのような考え方なんでしょう。

○議長（岡本公秀君）

亀渕理事。

○理事（亀渕輝男君登壇）

あくまでもこの都市機能、にぎわいゾーン、副次的都市拠点につきましてはあくまでもベースが居住地等がございますので、それに合わせた形の、その上に都市機能をかぶせていくようなそういう地域というふうに考えておりまして、当然市街地ゾーンというふうな考え方の中で進めていくものというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

あまり細かいところを何度もやっても仕方ないと思うんで、それであれば塗り方はもう少し、やり方があったんじゃないかなというふうに思いました。

ちょっとこの描き方だと、あえて外しているところに何か意味があるのかなというふうにも思いましたけど、何かありますか。

○議長（岡本公秀君）

亀渕理事。

○理事（亀渕輝男君登壇）

３０６号線の東側の和田町の南地区につきましては、先ほど言いましたように市街地ゾーンとして位置づけておりまして、また、副次拠点の椋川周辺につきましては、第２次総合計画によりまして詳細ゾーンに区分して表現したことによりまして、都市機能が集積する国道３０６号線をにぎわいゾーン、先ほど言いましたけれども、にぎわいゾーンとして井田川地域の住宅団地を中心とする区域を市街地ゾーンとして位置づけたほか、先ほど言いましたように詳細に位置図を表したことによりまして農地を除いた表現にしております。

また、市街地ゾーンが安楽川にちょっと寄っていたところの表現でございますけれども、井田川地域の住宅団地から新たに居住系の用途地域となったみずきが丘までを想定したものでありまして、いずれにしても土地利用に関する基本的な考え方を変更したものではございません。

そういう中を、なお具体的な土地利用の方針につきましては、現在策定を進めております次期都市マスタープラン及び立地適正化計画におきまして整理していくものというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

ようやく質問をしたところを全部網羅していただいたかなとは思ったんですけど、細かいところに関してはまたちょっと、都市マスタープランのところでということだったので、そこでやっていきたいと思います。

次に移ります。

地域拠点についてもちょっと伺いたいんです。

ちょっと時間がなくなってきたので、地域拠点については、先ほどの質疑の中でも用途地域外の小学校等の周辺を位置づけているということでした。

そこでちょっと確認したいのが南部地区、亀山南小学校区である南部地区ですけれども、安知本、楠平尾、田茂、上原、ここも南部地区のことですけれども、ここは市街地ゾーンからは外れている位置づけですね。一方で、じゃあ昼生小学校からの徒歩圏内かというとそうでもないので、地域拠点にも含まれてないというふうに捉えられます。ちなみに、亀山南小学校区は用途地域内なので地域拠点には指定されていないです。結果として、南部地区がこの都市空間形成及び土地利用方針において拠点やゾーニングの指定から外れていて、都市計画上こういうどこにも属さないような状態になっているというふうにも読み取れるんですけど、南部地区においてはこの都市空間形成においてどういったエリアとして位置づけられているのか確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

亀渕理事。

○理事（亀渕輝男君登壇）

亀山南小学校につきましては、市街地ゾーンに立地していますことから地域拠点として示してはおりません。また、議員ご指摘の安知本町、楠平尾町、田茂町などを含む南部地区につきましては市街地ゾーンとして位置づけてはおりませんが亀山南小学校区の一部であるため、他の地域拠点と同じくネットワークも含めた居住環境の確保などを図っていく必要があるというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

図を見たときにそこが疑問だったので、確認させていただきました。

それではこの項の最後の質問になるんですけれども、市はコンパクト・プラス・ネットワーク、これは昨日までの議論にも出ておりました。これで中心部への居住誘導を進める一方で、郊外、小学校周辺の地域拠点、こういったところを維持していくという方針を今回出して、この地域拠点という概念は今回新しく出てきたところ、ここは非常にいいと思っています。

ただ、この地域拠点をじゃあ具体的にどうやって維持をしていくのかというところなんですけど、交通網を維持するということは非常に重要だと思います。ただ、特に人口が減少している地域において、地域拠点においてその生活を維持していくためには、やっぱり交通網は今までもありましたしそれでも減少をしている。それだけではやっぱり不十分じゃないかなと思います。この地域拠点を維持していくための明確な方針を伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

亀渕理事。

○理事（亀渕輝男君登壇）

現在、本市の郊外部におきましては小学校を核として生活圏が確立され、人口は減少しつつあるものの豊かな緑、地域の歴史、文化、コミュニティのつながりなど、暮らしを大切にしながら特色のある地域形成をしてきました。中心拠点及び副次拠点が持つ都市機能を各地域に居住しながら利用することで各地域の生活利便性が確保されることが重要であり、その地域の中心となる拠点として、地域拠点を位置づけております。そのため、地域拠点周辺から自動車利用における道路ネットワークの確保と移動困難者に対する公共交通ネットワークの確保を図り、暮らしの維持、向上を図ることを目指してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

公共交通ネットワークもそうですけど、今私重要だなと思うのは、道路ネットワークという言葉も入っていました。私はこれまさに、道路ネットワークが重要だと思っていまして、この拠点と拠点をつなぐ道路ネットワーク、それがひいては投資を呼び込むような道路ネットワークであり、住宅や商業施設が貼り付いてくるような道路ネットワークづくりというのが、私は人口減少している

この地域拠点の周辺にこそ重要ではないかなというふうに思っております。今回、菅内地区のような沿道拠点が新たに生み出されたこと、また、多額の投資を行ってきたこの環状道路の沿道活用ゾーンが設定されたことは、私は攻めの姿勢として非常に評価しておりますし、大いに期待しています。今回の総合計画の大枠だけでは描き切れなかった部分、多々あると思いますので、現在策定中の次期都市マスタープランの中でしっかりと穴を埋めていただくことを強く要望して、この項目を終わりたいと思います。

次に、子ども・子育て支援の充実についてでございます。

まず、子ども医療費助成制度の充実及び効率化についてです。

次期総合計画の前期基本計画に掲げられている子ども医療費助成制度の充実・効率化等による経済的負担の軽減についてですけれども、昨日、市長は１８歳までの医療費助成の拡充を見送るというか、そういった趣旨の意向を示されました。そこで確認したいんですけど、この先４年間で実施する前期基本計画に記載されているのは、拡充ではなく充実と効率化という表現になっています。この充実と効率化というのは具体的に何を指して取り組むものなのか、お示しください。

○議長（岡本公秀君）

小林市民文化部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

議員ご質問の前期基本計画に位置づけました子ども医療費助成制度の充実及び効率化、この言葉の具体的な内容ということでございます。

ちょっと背景になりますが、まず医療費助成の資格確認において、マイナンバーカードを医療費助成の受給者証として利用可能とする取組について、国においてこれが今推進をされてございます。そのメリットを全国規模で広げていくため、順次参加自治体を拡大し、令和８年度中に全国規模での導入を目指すとされているところでございます。このようなオンライン資格確認や電子カルテ、またオンライン診療をはじめとする医療ＤＸの環境整備が進みますと、患者側だけではなく医療従事者が不足をいたします医療現場におきましても、その事務の負担軽減や効率化が期待できることから、本市におきましては福祉医療費助成の受給資格証のＰＭＨを活用したオンライン資格確認を令和６年度に先行的な取組として既に実装してございます。今後、県内の利用可能な医療機関の拡大に伴い、受給者の利便性のさらなる向上に努める必要があると考えてございます。

また、本市においては令和６年９月診療分から県内医療機関での窓口無料化、いわゆる現物給付化の対象を中学生、１５歳年度末まで拡大をしたところでございますが、今後については受給者が都道府県をまたいで受診した場合であっても一時的な窓口負担なく受診できる現物給付化の全国展開に向けての検討でありますとか、利用環境の整備、こういったものを図るなどして受給者の利便性の向上と事務の効率化に努めてまいりたいと考えて位置づけたところでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

この部分に関しては、当然もう何もやらない、新しいことをやらないというわけではなくて、新たにそういったＰＭＨでのオンライン資格確認であるとか県外でも現物支給を可能にすると、こういったところをやっていくということは確認をさせていただきました。

ただ、やっぱりこれももうどうしても申し上げなきゃいけないんですけれども、やっぱり私は１８歳までの拡充も求めていきたいというふうにも思っております。昨日市長は、１８歳までの医療費助成の拡充を見送る理由の一つに、高校授業料の無償化など国の施策が充実してきているということを上げられておりましたけど、市長の政策判断としての理屈の部分に関しては理解できる部分もあるんですけど、それでもやっぱり教育費の負担軽減と予期せぬ病気やけがに対する医療費の負担軽減というのは、私は次元の違う問題だというふうに思っております。

高校生世代の子どもを持つ保護者の皆様にとって、こういった医療費の負担というのは非常に重くのしかかるケースって少なくないですし、こういった高校生年代の特有の深刻な医療ニーズというのもあるというふうにも伺っております。こういった非常に家計にとっても重い、こういったところを国の授業料無償化などの恩恵を受けたとしても切実な不安や負担は、そこに対して手を差し伸べるということは私は必要だというふうに思っておりますので、ここに関しては引き続きの検討をお願いして、次の項目に移りたいと思います。

次に、妊婦さんの緊急時における搬送体制の確保と新制度の実効性向上についてでございます。

本年４月から運用開始されると言われております妊婦の緊急搬送支援制度、亀山マタニティサポート１１９についてでございます。

現在、市内に分娩可能な産科医療機関がないという状況は子育て世代にとって非常に不安な状況でありますので、これに対する対応、今回の対応というのは、産後ケア事業の拡充と併せて非常に安心できる環境づくりに取り組む姿勢を大変評価をしております。この取組の概要について確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮子ども未来部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

議員がおっしゃいましたように、分娩可能な産科医療機関がない本市におきまして妊婦の安心を支える施策の充実は重要な課題と捉えておりますことから、消防本部と連携し、本年４月から妊婦の緊急搬送支援制度である亀山マタニティサポート１１９の運用を新たに開始します。

これは、事前に二次元コードから登録していただいたかかりつけ産科医療機関等の情報を消防本部と共有することで、急な破水や陣痛など緊急時における家族等の協力が得られない場合において、事前登録情報によりスムーズな救急搬送を行うものです。先ほどもご答弁させていただきましたとおり、本年４月からは産後ケア事業も拡充し、新たに通所型と宿泊型にも取り組んでまいります。これらの取組を通じて、安心して妊娠、出産、子育てができる環境の一層の充実を図ってまいります。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

ぜひ積極的な利用促進もお願いしたいと思います。

最後の項目に移ります。

地域公共交通の充実についてで、地域公共交通のリ・デザインについて伺っていきたいと思います。

基本構想には、広域連携による生活圏の形成という表現があり、広域化する生活圏への対応や経済活動の活性化のため、広域ネットワークの充実を促進しますというような記載があります。市民の生活圏が鈴鹿市や津市など市域を超えて拡大している現状を正しく認識されているというふうに思いました。

しかし、前期基本計画の地域公共交通の充実の部分を見ると、その広域的な連携という言葉が使われているのは鉄道の維持確保の部分なんですね。確かに、一部廃止代替路線バス、こういったところは広域の概念もありますけれども、コミュニティバスや乗合タクシーについては広域的な乗入れ、こういった視点というのは非常に限定的といいますか、ほぼない状態です。長年市民満足度が非常に低いこの生活交通の抜本的な改善には、亀山市内に限定したバスルートの再編や乗合タクシー制度の改変では限界があると思います。

そこで伺いたいのですが、次期総合計画において、コミュニティバスや乗合タクシーのリ・デザインに取り組むに当たって、実際の生活圏に合わせた近隣自治体への乗り入れや市境での乗り継ぎ拠点の検討や近隣自治体との協議の場の設置といった、こういった広域連携に対する前向きな視点というのは含まれているのかどうか確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

本市からの公共交通による広域移動につきましては、鉄道はもとよりＪＲ亀山駅を発着する営業バス路線の亀山国府線と廃止代替バス路線の亀山みずほ台線、亀山椋本線があり、これらにより近隣市の大型商業施設や医療施設等の移動手段を確保いたしております。中でも、廃止代替バス路線につきましては、営業バス路線の廃止後、広域行政の取組の一つとして鈴鹿市及び津市と連携し、財政負担も行いながら広域バス路線の維持確保を図っております。また、これまでから隣接地とバスの乗り入れ等も含めた連携についての検討も行ってきておりますが、現時点においてその実現には至っていない状況であります。

現状といたしまして、自家用車依存度が高い地域性から多くが自家用車により近隣市へ移動している状況であるとともに、広域的なバスの乗り入れや路線系統の延伸等については、近隣市との協議調整、既存路線の運行ダイヤの影響や財政負担の増加など課題もあろうかと考えております。そのため、今後も関係地区において地域住民、交通事業者、行政による三位一体の共創による取組を継続しつつ、公共交通による広域移動の必要性も含めて地域公共交通ネットワークの在り方に対し、全体最適の視点での検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

ぜひ、近隣自治体との協議の場の設置とか具体的なアクションにつなげていただきたいなと思います。住民同士の連携というのは少しずつ今生まれてきていますので、そこに対して行政同士の連携というところ、そういった協議の場の設置、これを住民は求めておりますので、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

最後に、生活交通の利便性向上についてですが、乗って残すの考えの下、地域公共交通の利用促

進を図るという表現がされております。これは市民の方が日常的にバスに乗るきっかけづくりが大切だと思います。そういった乗ってみて便利だなと思って、それを繰り返すことによって習慣化が生まれると思います。

じゃあ、亀山市として主体的に行うこの利用促進というのはどのようなことが考えられているのか。例えばイベントを企画するとか、大市とか農業大会とかそういったイベントのときだけでもバスを無料化してみるとか、ましてや、市職員の方々自らがまず率先して乗って通勤をするとか行政でできることというのはたくさんあると思うんですけれども、こういった主体的なアクションをやっていくというそういった覚悟を伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

本市におきましては、これまでも乗って残すの観点から、バスを利用いただくためのイベント出展による利用促進活動や、交通事業者と連携したバスの乗り方教室の開催等を実施してきたところでございます。こうしたイベントの出店に併せまして、イベント会場にバスを利用して来場された方に記念品を配付するなどの活動も実施いたしており、イベントの告知においてもその旨を掲載するなど利用促進を図っているところでございます。

一方、将来の公共交通を支える子どもたちのバス利用の習慣づけを促すことは、保護者の方の送迎等による負担軽減にも寄与しますので、新年度は子どもたちにバスを身近に利用していただける取組を行ってまいりたいと考えているところでございます。また、学生の利用促進に向けた効率的なＰＲの実施にも取り組む必要もあると考えております。このほか、本市では地球温暖化防止の一環といたしまして、従前から年２回エコ通勤を実施いたしておりますので、そうした機会を通じて職員に公共交通の利用を促しているところでもございます。

今後も乗って残すとの観点から、様々な機会を通じて利用促進に向けた活動を積極的に展開してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

より積極的な取組で、市役所としても市民と共に公共交通を乗って残すをぜひお願いしたいと思います。終わります。

○議長（岡本公秀君）

４番　草川卓也議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩します。

（午後　３時２９分　休憩）

（午後　３時３９分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、２番　櫻木善仁議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

新和会の櫻木です。

通告に従い、議案第３３号基本構想の策定について及び議案第３４号前期基本計画の策定について、質疑をさせていただきます。

まず第３次亀山市総合計画基本構想の目指すまちのイメージについて確認をしていきたいと思います。

まず、この目指すまちづくりのイメージは、市がどこへ向かうのかを示すものであり、市民の皆さんに将来の方向性を理解していただき、共感を得るための重要なメッセージだと考えております。そして、それは市民と行政が同じ未来像を共有するための基盤でもあると受け止めています。まずそこで、第２次亀山市総合計画基本構想における目指すまちづくりのイメージと、今回策定の第３次基本構想における目指すまちづくりのイメージの違いはどのような点にあるか、ご説明をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

２番　櫻木善仁議員の質疑に対する答弁を求めます。

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

第２次総合計画と第３次総合計画の基本構想の中の目指すまちのイメージの違いはということでございますが、その構造的な部分をご説明申し上げますので、第３次総合計画前期基本計画と第２次総合計画後期基本計画の構成上の違いにつきまして申し上げますと、基本施策数はともに３２と変わりはございませんが、その上位に位置づけます基本構想における政策の大綱の構成が異なっております。

第２次総合計画後期基本計画では、基本構想において将来都市像の実現に向け掲げた５つの目指すまちのイメージに対応して５つの施策の大綱を位置づけており、その５つの大綱に行政経営を加え、その下に３２の基本政策を体系化し、３３０の施策を位置づけ、計画を構成しておりました。

一方で、第３次総合計画前期基本計画では、将来都市像の実現に向け、新たに６つの目指すまちのイメージを掲げ、それらに対応する形で６つの政策の大綱を位置づけたところであり、その６つの政策の大綱に行政経営を加え、その下に３２の基本施策と３１８の施策を位置づけた構成といたしております。

なお、第２次総合計画では５つあった目指すまちのイメージを第３次総合計画では６つに整理した主な理由でございますけれども、将来都市像の実現に向けては、本市の地域資源である豊かな自然環境を次代に継承していくことが重要であるとの考えの下、自然環境の保全活用に関する目指すまちのイメージを新たに設けたことによる要素が大きく５つが６つに、整理が変わったということでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

私も今ちょっと比較をさせていただいたんですけど、やはりこの亀山の特徴である豊かな自然というところを生かした暮らしを支えるまちということで、すごく亀山らしさが前面に出ているなと

いう形を受け止めました。

次に、この６つの目指すイメージとして、「活力が魅力を高めるまち」「子どもの笑顔が輝くまち」「豊かな自然が暮らしを支えるまち」「だれもが健やかで生き生きと輝くまち」「安全・快適で暮らしやすいまち」「人のやさしさがつながりと活気を育むまち」、この６つの視点が示されているわけなんですが、これらの重みづけだとか優先順位の考え方はあるのか、あるいはこの順に展開して構成、意図があるのかという、その整理をした考え方についてちょっとご説明ください。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

将来都市像の実現に向け設定いたします６つの目指すまちのイメージにつきましては、第３次総合計画の基本構想におきまして、本市が目指す姿をより具体的に示すために整理したものでございます。

これらの目指すまちのイメージは、将来都市像を構成する価値観や方向性を市民の皆様にも分かりやすく共有できるよう、まちづくりの重点分野を６つの視点に整理したものでありまして、基本計画における政策体系の基礎になる考え方でございます。具体的には人口減少、少子高齢化の進行、自然環境の保全活用、産業構造の変化、健康志向の高まり、教育環境の充実など本市を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、市民アンケートや市民フォーラム、地域まちづくり協議会からのご意見など、市民意向も反映させながら整理したものでございます。こうした６つのイメージを施策体系の基盤にすることで、基本計画においては６つの施策の大綱に行政経営を加え、その下に３２の基本施策を体系的に位置づけしております。

また、目指すまちのイメージの順序につきましては、将来都市像の考え方にお示しをいたしましたまちの活力と魅力を高め、人もまちも希望と活気に満ちた輝きを持ちながらよりよい未来を創造していく緑の健都を目指すとの考え方に基づきまして、１つ目に「活気が魅力を高めるまち」を位置づけまして、２つ目には本市の将来を担い、希望と活気に満ちた輝きである「子どもの笑顔が輝くまち」を、３つ目にはまちを支える豊かな自然を保全・活用するための「豊かな自然が暮らしを支えるまち」、４つ目には活気に満ちた輝きのうち、人の心身の健康を支える「誰もが健やかで生き生きと輝くまち」、５つ目には健康都市の基盤である「安全・快適で暮らしやすいまち」、最後にまち全体を支える人づくり等に関する「人のやさしさがつながりと活気を育むまち」を位置づけたところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

まず初めに活気が来て、将来、そして自然、人の健康とさらに基盤として安全、そして全体のつながりという流れということがよく理解できました。

では、この第３次総合計画の基本構想において、都市空間形成と土地利用の方針について伺っていきます。

先ほどの目指すイメージが都市空間形成及び土地利用の方針にどのように反映をされているのか、理念と空間政策の接続についてご説明をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

６つの目指すまちのイメージと都市空間形成及び土地利用の方針との関係性につきましては、目指すまちのイメージに示す目指すまちの姿を具現化するに当たって、都市形成に関連する側面を整合性を持たせた形で組み入れているものでございます。

その主なものを申し上げますと、目指すまちのイメージのうち「活力が魅力を高めるまち」においては、交通拠点性を生かしたまちや産業の成長、雇用、まちのにぎわいが生まれていることを目指す姿といたしておりまして、これらの考え方に基づき、都市空間形成方針においては新たな産業基盤の整備や広域交通網を生かした新たな土地利用の促進によるまちづくりを進めるとともに、中心的市街地であるＪＲ亀山駅周辺における都市の拠点機能の向上などを進めることといたしております。

また、「豊かな自然が暮らしを支えるまち」では、自然と共生する環境が将来的にわたり確保されていることを目指す姿といたしておりまして、これらの考え方に基づきまして、都市空間形成方針では、豊かな自然や水道水源を将来にわたり保全することを本市の都市構造を構成する重要な要素として、鈴鹿山系や河川流域等を将来にわたり守り生かすことで、本市の安全でおいしい水や豊かな自然を確保することといたしております。

さらには、「安全・快適で暮らしやすいまち」におきましては、良好な都市機能や住居環境と安全で災害に強い都市基盤が整っていることを目指す姿といたしておりまして、これらの考え方に基づきまして、都市空間形成方針ではコンパクト・プラス・ネットワークの都市構造へのさらなる誘導に加え、河川整備の促進による治水安全度の向上や安全・安心で災害に強いまちづくりを進めることといたしております。

このように、目指すまちのイメージに示した目指す姿と都市空間形成と土地利用の方針は、都市形成に係る側面について関係性を持たせておるものでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

主に今のところでは、６つの中から抜粋しながら大きくは３つのところが都市空間の中に含まれているということは理解しました。

今回この中で、都市空間形成及び土地利用の方針図のことについてなんですが、今回示されているこの方針図は拠点、ゾーニング、道路、鉄道、河川等を示す二次元の平面図になっています。亀山市の特徴というと中山間地域が多く含まれていて、駅前と、その上だとか、順番に構造的な高低差があったりだとか斜面の土地があったり、あと谷地があったりだとか都市形成に大きく影響する地域特性があって、これを二次元ではなかなか分かりづらいと思いまして、例えば三次元、３Ｄ化をして、拠点だとかゾーニングが可視化するとすごく分かりやすいかなというふうに考えます。

国土交通省が進めている国土交通省の都市空間情報デジタル基盤構築支援事業において、３Ｄ都市モデル化の補助制度が設けられています。本計画を策定過程においてこの３Ｄ都市モデルによる可視化の検討は行われなかったのか、お答えください。

○議長（岡本公秀君）

亀渕理事。

○理事（亀渕輝男君登壇）

国土交通省が進めております３Ｄ都市モデルは、航空測量等に基づき取得したデータから建物等を三次元で生成したものであります。具体的には、建物や街路といった対象物に名称や用途、建設年といった様々な情報を付与することで都市空間そのものを再現するもので、都市計画立案の高度化や都市活動のシミュレーション、分析等が可能となるものであります。そのようなことから、防災や景観、都市整備などの分野において活用が広がっているものと認識しております。

一方、都市空間形成及び都市利用方針図は将来の都市形成の方向性を示すものでありますことから、３Ｄ都市モデルの活用は高額な導入、維持管理コストが必要であり、費用対効果の面から難しく、今回の計画策定への導入は検討しておりません。

また、方針図の作成に当たりましては、より市民に分かりやすい方法を検討し、都市空間形成と土地利用の各方針を合わせた図といたしましたところでありますが、３Ｄ化した方針図の作成につきましても導入の検討は行わなかったところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

私も国のデジタル基盤構想支援の事業の一例をちょっと見させていただいたんですけど、非常にまちの形成がすごく分かりやすくて、今最近はカーナビも３Ｄのカーナビがあったりして、やはりこの立体感というのはすごく分かりやすくて、例えば駅前周辺の低いところだとかいうところもすごく立体化で分かりやすくて、どれぐらいの深さがあるかというところだとかいうのもすごく分かりやすいと思います。そういうところを含めて、今回の土地利用の方針のところもあるんですけど、先ほど答弁があったように防災だとかそういうところも含めて、今後この３Ｄの都市モデルを活用して市民にとって分かりやすい都市形成の見える化だとかいうようなことに取り組んでいくようなお考えはないのか、お伺いします。

○議長（岡本公秀君）

亀渕理事。

○理事（亀渕輝男君登壇）

３Ｄ都市モデルの活用は多様なデータを組み合わせることで、まちづくりや防災、交通、観光など多様な分野での活用が可能となっている一方、データを整理するためには費用も要しますことから、本市におけるまちづくりにおいての活用については国の動向等を注視し、活用の可能性等について引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

ぜひ進めていただきたいと思います。

今、まだこの事業は国会のほうで審議中ということなので令和８年度、やがてこれが承認されていくと思いますのでぜひ活用してみてください。

続いて、都市空間形成と土地利用の方針における中で、魅力的で災害に強い都市づくりについてちょっと確認をさせていただきます。

亀山市は６２．９％を森林が占めております。その森林整備が、災害に強い都市づくりとしてもとても重要な戦略ではないかと思っています。豪雨時に河川に流入する土砂や流木の多くは森林域に起因していると考えられます。その影響は市内の河川にとどまらず伊勢湾、さらには太平洋へとつながる流域全体の環境等にも関わる大きな問題であると思います。森林管理は単に林業政策ではなく、流域治水の観点を踏まえた都市防災の根幹戦略であると考えます。なぜ、この森林整備を都市空間形成の基本戦略として位置づけられていないのか、その整理の考え方についてご説明ください。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

森林保全に関しましては、都市空間形成方針だけではなく基本構想や前期基本計画の施策にも関連をいたしますので、私のほうからご答弁申し上げます。

災害に強いまちづくりにおきましては、山林や農地、丘陵部の斜面緑地等の適正な保全と管理を行うことが必要でありますことから、都市空間形成の基本的な考え方に位置づけたところであります。また、土地利用の基本的な考え方においては、鈴鹿川等源流域を保全・活用ゾーンと位置づけ、豊かな自然環境や山並みといった自然景観の保全や、安全でおいしい水を生み出す源流域を将来にわたり守り活用すること、山林などの適正な保全と管理による安全・安心で災害に強いまちづくりを進める考えを位置づけております。

さらに、前期基本計画の重点プロジェクトのうち、緑の環プロジェクトにおいて、鈴鹿川等源流域の保全活動や自然環境に影響を及ぼす事業活動を抑制するなどの取組を進めるための推進プログラムを位置づけるとともに、政策大綱の２．自然との共生と次世代への継承の基本施策２の森林づくりの推進と源流域の保全においては、森林の持つ多面的機能を維持、発揮するための関連施策を位置づけております。

加えまして、これらの施策を推進するため、森林の持つ多面的機能の維持確保に向けた未来につなぐ次世代の森林づくり事業でありますとか、ネイチャーポジティブまちづくり推進事業、Ｊ－クレジット創出事業に加え、森林伐採等の自然環境の破壊のおそれを意識した野立て太陽光発電施設の立地抑制に向けた条例の制定などにも取り組んでまいることといたしております。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

それぞれいろんなところにこの森林目標が掲げられて散らばっていると思うんですけど、やはりそういうのをこの基本計画の中の柱として、軸として森林というのを持っていくと、やはり全体の中が引き締まるというか、計画として引き締まると思うんですけど、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

計画の軸としたらどうかということでございますが、政策の大綱の２の自然との共生と次世代への継承の中にそうした要素をかなり盛り込んでおりますので、一つの政策の柱に関わる非常に重要なファクターであるというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

今回、２月にも「森の国・木の街」づくり宣言の参画ということで、やはり木を亀山市も使っていこうというところもありますので、ぜひ全体の中でこの森林ということをもう少し、今まで森林たくさんあって、５０年ぐらい前からどんどん植えて、今もういよいよ使う時期に来ているんですけど、なかなかそれができていないところを進めるという意味合いでも、森の整備ということをちょっとお伺いしました。

それでは次に、第３次亀山市総合計画前期基本計画における重点プロジェクトについてを伺ってまいります。

これは４つのプロジェクトにそれぞれプロジェクト名とこのキーワード、今回キーワードというのがこの下についています。例えば、未来デザインプロジェクト「交通拠点×新産業×交流」というような表現が示されています。これは異なる要素を組み合わせて連携させる意味なのか、あるいは要素を掛け合わせて新たな価値を創出するという意味があるのか、そのキーワード設定の意図をご説明ください。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

４つの重点プロジェクトにそれぞれ設定をしておりますキーワードにつきましては、そのプロジェクトで生かす本市の強みとプロジェクトにおける影響要因であり、それらを掛け合わせることでプロジェクトの実効性が高まることを示すものでございます。そのため、未来デザインプロジェクト「交通拠点×新産業×交流」では、本市が有する交通の結節点としての強み、交通拠点を生かしながら本市の都市成長につながる新たな産業の集積と本市を舞台に人流、物流等の交流を生み出すことで、まちの活力と魅力が高まる未来をデザインしていくという考え方を込めております。

また、緑の環プロジェクト「自然資源×流域×ＱＯＬ」では、本市の特徴であり市民の評価が高い豊かな自然資源を保全・活用しながら、鈴鹿川等源流域に端を発する鈴鹿川等をはじめとした流域の環境、生態系の保全と市民の暮らしに恵みと潤いを与えるといった自然と共生した豊かな生活空間を創出していくという考え方を込めております。

続いて、健康・文化創造きらりプロジェクト「健康×文化×地域力」では、健康都市連合加盟都市として積み重ねてきた健康づくり活動と独自の地域文化を生かしながら、地域のつながりや市民力を生かし、地域全体にこれらの取組を広め、まちの活力を生み出していくという考え方を込めております。

最後に、「教育のまち亀山」ＤＮＡ継承プロジェクト「子ども×つながり×コミュニティ」では、本市の将来を担う子どもたちと学校、家庭、地域のつながりを大切にしながら地域コミュニティの中で子どもたちを育て、支えていくという次世代育成環境の形成の考え方を込めたものでござ

います。

このように、各キーワードはそれぞれのプロジェクトの意図などを象徴的に表したものでございまして、取組方向を示す役割を担っているものでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

先ほども答弁にあったように、一つの環境だとか流域だとかいう形で組み立てられていると思うんですけど、ちょっと緑の環プロジェクトのところでお伺いしたいんですけれども、キーワードが自然環境と流域とＱＯＬと表示されています。ＱＯＬというと生活の質のことになってくると思うんです。客観的な要素と主観的な満足度があって、これって結果であって何か一つの単体のものではないかなというふうに思っているんですけど、そこで、どうしてここにこんなＱＯＬを入れられたかというところをちょっと教えてください。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

ＱＯＬ、いわゆる暮らしの質の向上は議員ご指摘のとおり、あらゆる施策に関わるものではございますが、緑の環プロジェクトに係る自然環境や生物多様性の保全、安全でおいしい水の安定供給は、市民の暮らしを支えるより身近で生活に欠かすことのできない資源でありますことから、緑の環プロジェクトの影響要因としてＱＯＬを位置づけたものでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

少し相乗効果というイメージもあって、掛け合わせていくことによって最後にこれは成り立つというようなことでちょっと受け止めさせていただきます。

そして最後に、「教育のまち亀山」ＤＮＡ継承プロジェクトについてちょっと確認をします。

本市には日本神話に登場するヤマトタケルの伝承があります。地域において語り継がれてきた歴史的背景もあり、こうした歴史的・文化的資源を教育だとかまちづくりの観点からどのように整理されたのか、また、今回なぜプロジェクトの中に位置づけていないのかというその考え方を教えてください。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

古事記にも記されるヤマトタケルは、能褒野御墓とともに本市の歴史文化上重要な地域資源であると考えております。

また、ＪＲ亀山駅前広場に建立された本市名誉市民の彫刻家中村晋也氏制作の銅像「日本武尊弟橘媛愛うるはし」は新たな亀山駅前のシンボルにもなっておりますし、ヤマトタケル白鳥伝説ゆかりの地のご縁から、奈良県御所市、大阪府羽曳野市との市民レベルの都市間交流も長きにわたって取組を行ってまいってきております。

一方で、「教育のまち亀山」ＤＮＡ継承プロジェクトは、子どもを中心に学校、家庭、地域が連携した地域コミュニティの中で学びや育ちを支える次世代育成環境の形成を目的としたものでございますので、文化資産としてのヤマトタケルについては組み入れておりませんが、引き続き本市の魅力を発信する大切な地域資源として、今後も文化振興や都市間交流の中でしっかりと生かしてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

ちょっと質問が間違っていまして、例えば教育のまち亀山というところにということで、実はこの全体の中のプロジェクトに入っていないということで質問をさせていただきました。この亀山市のシンボルでもあるし、やはりこれは長年に伝承をしてきたというところもありますので、ぜひ子どものときからそういうところを伝え、そして亀山の中の誇りとして、そういうところをまたどこかの場面で計画の中に入れていただければ幸いかなというふうに思ってますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上で、私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

２番　櫻木善仁議員の質疑は終わりました。

次に、５番　中島雅代議員。

○５番（中島雅代君登壇）

通告に従いまして、議案質疑をさせていただきます。

議案第３３号基本構想の制定について及び議案第３４号前期基本計画の策定についてでございます。

これまでの第１次、第２次の総合計画によって、地域の特性を生かした市民力、地域力を積み重ねてだんだんと亀山市の特徴というのがはっきりしてきたように感じております。それで第３次総合計画ではより精度を上げたものにしていかなければならないですし、より市民の理解が必要になってくると思っています。

そこで大切になってくるのが基本構想だと思っております。今回の基本構想でも将来都市像について、地域力により暮らしやすさやまちの心地よさが熟成されてきたとされています。そこで今回、将来都市像を「人とまちの輝きが未来を創る緑の健都かめやま」とされましたが、これからの亀山をどう進めていくのかというところをお伺いしていきます。

まず基本構想では、まちづくりの基盤は、人口減少社会においても健康都市の考え方を踏まえつつ、一層の充実を図っていく必要があるとしています。この健康都市や緑の健都は亀山のまちづくりの大前提となっていると思いますけれども、いま一度、この健康都市や緑の健都というのは何なのか、どういうところを指しているのかというところをお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

５番　中島雅代議員の質疑に対する答弁を求めます。

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

第３次総合計画基本構想に位置づける将来都市像における健康都市と緑の健都の考え方でございますが、まず健康都市の考え方は、これまで同様ＷＨＯ、世界保健機関が提唱する理念を踏まえたものでございまして、住民の健康は自然環境や生活環境、都市整備、教育、食料など個人の力だけでは左右できない多様な要因が複雑に影響し合って成り立つものであり、身体的、精神的、社会的に健康な状態を実現するためには都市としての様々な条件を整えていく必要があるとされております。

こうした考え方を踏まえ、本市におきましても、健康都市は、様々な分野において住民が助け合い、地域資源の活用を図りながら都市の物的・社会的環境を継続的に改善し、発展させていく都市であると考えております。

一方、本市には鈴鹿川等源流域をはじめとする豊かな自然資源や、城下町、宿場町がしのばれる歴史、風情のあるたたずまいの中に人と人とのつながりや支え合いがある暮らしやすさや心地よさがあります。緑の健都とは、こうした地域に根ざした自然、歴史、産業が調和したまちや心身ともに健やかな人の暮らしを健康的な状態であると捉え、それをさらに高め、次世代へつなげるため持続的に発展し続けるまちであると捉えております。したがいまして、健康都市と緑の健都は親和性があるものでございます。

○議長（岡本公秀君）

中島議員。

○５番（中島雅代君登壇）

健康都市と緑の健都について確認をさせていただきました。

これらの考え方を踏まえたまちづくりの基本方針は、今回多彩なつながりで地域幸福度を高めるまちづくりとされて、将来都市像でもまちの活力と魅力を高め、地域幸福度ウエルビーイングの向上に努めていくことを目指すとあります。

今回の根幹にあるのが地域幸福度の向上ということであると理解をしますけれども、これらの指す地域幸福度とは一体何なのか、どんなまちにしていくのかというところもお伺いいたします。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

本市が第３次総合計画においてまちづくりの基本方針として掲げております、多彩なつながりで地域幸福度を高めるまちづくりにつきましては、これまで本市が亀山市まちづくり基本条例の下で育んできた市民参画と協働の風土をさらに発展させ、地域に暮らす人々がより幸福実感できるまちを目指そうとするものでございます。

本市では、地域まちづくり協議会をはじめ多くの市民活動団体が活発に活動し、人と人とのつながりや支え合いが地域の力として根づいてまいりました。また、コロナ禍を経験する中で、地域社会のしなやかさや人と人とのつながりの重要性を改めて認識したところでもございます。こうした背景を踏まえまして、第３次総合計画で掲げる地域幸福度を高めるまちとは、都市が有する多様な地域資源を活用しながら、市民、個人はもとより、まちや地域、さらには現在だけではなく将来における幸福感も高めるものであり、まちとそこに暮らす人々を最良な状態に保てるよう、様々な分野の取組を通じて住みよさを向上させ、持続的に発展できるまちを形成することで、本市に暮らし

集う人々がここがよかったと実感できる状態にしていくことが地域幸福度を高めるまちにつながるものと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

中島議員。

○５番（中島雅代君登壇）

部長、幸せですか。大丈夫ですか。幸せそうに言っていただいても結構ですよ。

ありがとうございました。幸福実感ということなんですけれども、幸福というのは人が心地よくいられる居場所と、その能力を発揮できる舞台というのが必要だということが福井県立大学の地域経済研究所というところで調査があるんですけれども、私は、まちづくりというのはその居場所と舞台の集合体というものだと思っています。まちづくりですとか地域活性化、それから協働だとか協創というのは、さっきもお話ありましたけれども、まち協だとか自治会、市民団体というだけではなくて、事業者さんですとか、もちろん行政職員さんにも当てはまることで、誰もがそれぞれの立場で参加ができるということだと思うんですけれども、今は実際まちづくりに参加をするだとか、参加しているという認識を持っているという人が限定的であるんじゃないかなというふうに思っています。なので、まち協だとか自治会に限らず、もう少し広い意味で担い手の確保というところも考えなきゃいけないと思うんですけれども、それについてはどう考えているのか、お伺いいたします。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

全国的に人口減少が進む中、本市におきましても、まちづくりへの市民の参加や将来的な担い手不足は様々な分野におきまして重要な課題であると認識をいたしております。

こうした中、まちづくりへの参加促進につきましては、前期基本計画におきましても、政策の大綱６．多様な連携と交流によるまちの活性化におきまして、基本施策の１番、地域まちづくり活動の促進において、専門人材の活用等により地域で活躍できる人材の発掘を支援する施策を位置づけております。地域の担い手育成につなげていくことといたしております。

また、基本施策の２．協働・協創の推進におきましては、企業、大学等との連携による新たな取組等の創発を促進する施策でありますとか、ぷらっとの中間支援機能による多様な主体とのマッチングを促進する施策を位置づけるなど、多様な主体の連携、協働等により活気あるまちづくりに取り組むことといたしております。

このほかにも、行政経営の基本施策１番、開かれた市政の推進におきまして、行政による市民の声を聞く機会の確保や、幅広い市民の声をまちづくりに生かす機会の創出を図る施策も位置づけているところでございまして、これら前期基本計画に位置づけた様々な施策に総合的に取り組むことで、まちづくりへの参加や担い手の育成につなげてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

中島議員。

○５番（中島雅代君登壇）

居場所と舞台を仕掛けていただいて、まずはこの居場所と舞台に気がついていただくというきっ

かけをつくっていくというところが必要だと思います。参加をしてもらうことで市民の理解を得られて、それ自体がもう幸福度を向上させるということにつながると思います。なので次期、早いですけど、まだ次が始まっていませんけど、さらに次の総合計画ですとか後期の基本計画策定のときには本当に市民みんなで総合計画をつくるぐらいの市民協働、それから市民協創の居場所と舞台というのを根づかせていただきたいなというふうに思っています。今まで育ててきた地域力、市民力というのをどうやって裾野を広げていくのかというところに力を入れていただきたいと思います。

次に、目指すまちのイメージについてです。

これの前段階として第３次亀山市総合計画序論における、今後のまちづくりの課題というのをまとめていただいております。これを現在の市を取り巻く環境ですとか市民意向の調査を行っていただいて、幾つか課題を上げていただいております。その中で私は、市民に分かりやすく関係するのは住みやすい生活環境の整備というところと、子育てと教育のさらなる充実、この２つの項目が特に重要であるのではないかなと思っております。

これらの課題に対して、市としてどんな課題意識を持っていらっしゃるのか、どういうふうに受け止めているのか。市民の声の反映というのは当然大切であるんですけれども、常に最前線で市民の方と向き合っていただいている担当レベルでの調査だとか課題の整理はどのように行われたのか、どのように整理をされたのか、お伺いします。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

第３次総合計画の策定に当たりましては、副市長をトップとする庁内策定組織、亀山市総合計画策定委員会を設置し、その下部組織である課長級職員で構成する分野別施策検討部会において施策立案を行うなど、計画策定の各段階におきまして庁内の知見を結集して取り組んでまいっております。

また、策定委員会の下部組織にまちづくり戦略検討プロジェクトチームを置きまして、政策推進課長をリーダーに主幹から主査まで幅広い若手職員が参画する体制を整えまして、そのプロジェクトチームにおいて基本構想や基本計画に関する調査、検討等を行い、現場感覚でありますとか実務経験に基づく職員ならではの多様な意見を計画に反映してきたところでございます。

このように、市民意向はもとよりでございますが、行政の最前線に立つ職員の視点、あるいは提案も取り入れながら実効性の高い総合計画になるように計画策定に取り組んできたところでございます。

○議長（岡本公秀君）

中島議員。

○５番（中島雅代君登壇）

職員さんの声も聞いていただいているということで、ただ単に市民の声を集めて、それをかなえる計画というだけではなくて、具体的に課題を解決していく計画ということを理解させていただきました。

それでは次に、序論での課題の住みやすい生活環境の整備について、お伺いをしたいと思います。

これは、基本構想では安全・快適で暮らしやすいまちということで整理をされております。課題

であります住みやすい生活環境の整備というのは、安全で安心して暮らせることが大前提であって、その上で働くところがあって、移動手段があって余暇が過ごせるということだと思います。

ただ、序論における課題でも鉄道、バス等の公共交通、買物や飲食、遊び、娯楽についての評価が低いため、その改善を図るとともに、子どもたちの遊び場や若者が集う場の確保、犯罪や災害からの安全性の確保、各地域の特性に応じた暮らしやすさの確保など、住みやすいまちの条件となる生活環境の整備に取り組んでいく必要がありますとされていますけれども、基本構想ですとか基本計画の内容では、防災・減災対策の強化、住環境の向上、道路の保全と整備、上下水道の充実、公共交通の充実、それから消防力と地域安全の強化とされておりまして、この基本構想や基本計画の内容と市民の上げている課題というところが合っていないと思うんですけれども、市民が上げている課題についてはどのように取り組んでいくのかというところをお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

総合計画の序論でお示しをいたしました今後のまちづくりの課題につきましては、本市を取り巻く環境や市民意向から見る今後のまちづくりの主な課題を整理したものであります。一方で、基本構想における目指すまちのイメージは、今後のまちづくりの課題も踏まえて整理した将来都市像「人とまちの輝きが未来を創る緑の健都かめやま」の実現に向け、そこから導かれるまちのイメージを掲げたものでございますので、それぞれが直接的につながっているというものではございません。

このような考え方でございますので、議員ご指摘の今後のまちづくりの課題の５番の住みやすい生活環境の整備で整理をいたしました公共交通や買物環境、遊び、娯楽の充実などの要素も将来都市像におけるまちの活気と魅力を高め、人もまちも希望と活気に満ちた輝きを持ちながら、よりよい未来を創造していく緑の健都の考え方に反映されているものであり、その目指すイメージの中では、活力が魅力を高めるまちでありますとか、安全・快適で暮らしやすいまちにつながっているものであると考えております。

○議長（岡本公秀君）

中島議員。

○５番（中島雅代君登壇）

分かりましたけど、課題を踏まえて整理をしているので、いろんなところに分かれているといったらあれですけど、中には含まれているということかと思うんですけれども、全体を見させていただいても居場所という、この児童センター以外の公共交通ですとか買物とか娯楽だとか、そういった部分についてはまだ課題の解決までは見えていないのかなというふうに思います。

亀山においては、この課題というのはずっとついて回っているものなのかなというふうに思います。将来的にはこの課題を解決していかないといけないと思います。なので、公共交通、商業施設、遊び場等を含めた住みやすい生活環境がつくれるように、今回はこの課題を解決するための土台として今後につなげていっていただきたいなというふうに思います。

次に、序論での課題、子育てと教育のさらなる充実についてですけれども、基本構想では子どもの笑顔が輝くまちと整理をされておりますけれども、それは、課題や目指すまちのイメージでは具

体的な内容の記載がないんですけれども、どういう課題があって、それからどういう考え方でこの子どもの笑顔が輝くまちとされたのか、お伺いします。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

序論におきましては、計画策定の趣旨や計画の構成、さらには留意すべき社会経済情勢の変化等を勘案し、本市を取り巻く状況の変化を整理し、改めて本市の将来像を見据えた課題整理を行っております。

そのような中で、これまで本市ではきめ細かな子育て支援に取り組んできておりますが、支援ニーズは多様化しておりまして、また、家庭が抱える課題の複合化、複雑化が進んでいることから地域全体で子どもと家庭を支える体制づくりや、学校と保護者、地域が一体となって子どもたちを育む取組が求められているところであります。一方で、本市におきましても人口減少が進行していくことが見込まれる中で、子育て世帯を中心とした転入者の増加や移住の促進により、選ばれるまちにつなげていくことが重要となってございます。

このような中、子育て環境や教育環境は、市民の暮らしやすさやウエルビーイングの向上に加え、選ばれるまちとしての大きな要素となりますことから、豊かな自然や人の優しさ、地域のつながりの強さといった本市の特性、強みを生かしながら子育てと教育のさらなる充実を図っていく必要があるとして課題の整理を行ったものでございます。こうした課題認識の下、目指すまちのイメージでは、子育てがしたいまちとして選ばれ、可能性を広げられる多様な学びの場で子どもたちが成長する姿を目指す姿として、子どもたちの笑顔が輝くまちと位置づけたものでございます。

○議長（岡本公秀君）

中島議員。

○５番（中島雅代君登壇）

今まで丁寧に取り組んでいただいたことですとか、新しい課題を踏まえてこの方針を定められたなと思うんですけれども、なのでこの方針から基本計画の施策の大綱であります子どもたちの成長と学びを支える環境の充実につながっていて、その基盤になってくるのが「教育のまち亀山」ＤＮＡ継承プロジェクトなのかなというふうに思うんですけれども、特にこれについて、家庭・地域教育力の再生、これについてお伺いをしたいと思います。

これは子どもたちの心のよりどころである家庭と、様々な経験の場となる地域における教育力の再生により、全ての親が安心して子育てできる環境づくりに取り組みますとされております。家庭がどうあるべきかとか、家庭が子どものよりどころになっているのかというのは、どのご家庭でも多分頑張ってみえると思いますし、それをするのが家族だし、家庭だと私は思うんですけれども、これはどういった課題からこのプロジェクトを推進することを決めたのか、そしてどうやって家庭の教育力を再生させるのかというところについてお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

まず、「教育のまち亀山」ＤＮＡ継承プロジェクトを重点プロジェクトに位置づけましたのは、

本市は江戸時代には藩校や寺子屋、明治以降には三重県女子師範学校を核として培われた教育の風土、気風が息づいておりますが、地域全体で子どもたちを育成する風土が少し弱まってきているとの考えから、教育のまちの伝統を教育ＤＮＡと捉えた上で、豊かな自然や特色ある歴史、文化、活発な地域活動を生かしながら、これらを次世代に継承すべくプロジェクトとして位置づけたものでございます。

また、本プロジェクトに位置づけました推進プログラムである家庭・地域教育力の再生や、学校を核とした子どもと地域・家庭が一体となった地域コミュニティの活性化などの取組の推進により、亀山らしい次世代育成環境の形成につなげてまいるものでございます。

○議長（岡本公秀君）

中島議員。

○５番（中島雅代君登壇）

地域で子どもたちを育成したいという思いがあるのかなと思うんですけれども、それと家庭の教育力の再生というところがどうつながるのかというところがちょっとよく分からなかったので、もう少しこの家庭の教育力をどう再生させるのかというところについてもお伺いしてよろしいでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

中原教育長。

○教育長（中原　博君登壇）

教育委員会といたしましては、家庭・地域の教育力の再生は全ての子育て世帯、家族がより安心して子育てができる環境づくりを目指すもので、子どもたちの安心のよりどころである家庭と様々な経験の場となる地域における教育力を高めることを意味するものだと考えております。

とりわけ再生ということにつきましては、かつて教育のまち亀山と称された、地域全体で次世代を育成するこういう風土や気風が、コロナ禍の影響も少なからずあり、少し弱まってきているのではないかという思いの中で、そうした風土や気風を呼び戻し、今の令和の現代に合わせて継承していくことが大切であると考えているところでございます。

取組の方向といたしましては、市民性や地域の文化、暮らしの中で育まれてきた人と人とのつながりを大切にする心や気持ちを未来を担う子どもたちの豊かな成長につなげていくということでございます。具体的には、地域が持つ多様な資源を活用して子どもたちが様々なことに挑戦できる環境をつくっていく、安心して子育てができるよう家庭や地域における教育活動への支援や、様々な子育てや学校における情報発信をより充実していく、今も情報発信を様々な形でされているんですけれども、そのよさとか取組の中身が届け切れているかというと、まだまだ工夫、改善もできるのではないかなというようなことは思っております。

また、学校を核とした地域コミュニティの活性化による地域全体での子どもを育む体制の充実や、子どもたちが安全に快適に過ごせる居場所をさらに充実させて様々な体験、経験ができる場を提供していくことなどが考えられるのではないかなということを考えています。

教育委員会だけではなく関係部署とも連携を行いつつ、これらの取組を通じて、重点プロジェクトの名のとおり「教育のまち亀山」ＤＮＡ継承につなげ、安心して子育てできる社会ができることを目指してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

中島議員。

○５番（中島雅代君登壇）

そうですね。家庭の教育力ですとか全ての親が安心して子育てできる環境づくりというところについては、今の答弁ではちょっとよく分からなかったところがあるんですけれども、今先ほどもおっしゃられましたけれども、子育てですとか教育のニーズはすごく細分化されていますし、先ほどもコロナ禍のお話をされましたけれども、幼児期ですとか学童期をコロナ禍で過ごした子どもたちというのは、言語だとか社会行動に今、発達全般に影響があったという内閣府の調査もございます。なので、学習面だけじゃなくてコミュニケーション能力について個人差がかなり大きくなっているんじゃないかなというふうに思うんですね。今まで以上にその辺りはきめ細やかな対応が必要になってきていますし、これは家庭だけでも学校だけでも難しいことだと思いますので、そこは家庭と協力をして、そこに力を入れていっていただきたいなというふうに思います。

ただ、亀山では今までも子育てですとか教育にはかなり力を入れてきていただいておりますし、熱心にしていただいていると思っています。地域と共にある学校教育というのも育ってきていると思っています。今回、分野はちょっと違うんですけれども、都市ブランディング推進事業みたいなのもありますけれども、外だけじゃなくて市民にも発信をして、市民に理解をしてもらうことで自然と市民から発信されるというのが本当の亀山市の魅力なんじゃないかなというふうに思っておりますので、それが地域幸福度が高まっている状態ということであろうかと思いますので、丁寧に進めていっていただきたいと思います。

以上で質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

５番　中島雅代議員の質疑は終わりました。

これにて本日予定しておりました通告による議員の質疑は終わりました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明日６日は午後１時から会議を開き、引き続き上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後　４時３９分　散会）

令 和 ８ 年 ３ 月 ６ 日

亀 山 市 議 会 定 例 会 会 議 録 （第 ４ 号）

●議事日程（第４号）

令和８年３月６日（金）午後１時　開議

第　　１　上程各案に対する質疑

議案第　３号　亀山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第　４号　亀山市工場立地法市準則条例の制定について

議案第　５号　亀山市行政手続条例の一部改正について

議案第　６号　亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

議案第　７号　亀山市職員給与条例の一部改正について

議案第　８号　亀山市職員の旅費に関する条例の一部改正について

議案第　９号　亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部改正について

議案第１０号　亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第１１号　亀山市まちをきれいにする条例の一部改正について

議案第１２号　亀山市産業振興条例の一部改正について

議案第１３号　亀山市石水渓キャンプ場施設条例の一部改正について

議案第１４号　亀山市市民農園条例の一部改正について

議案第１５号　亀山市営住宅条例の一部改正について

議案第１６号　亀山市火災予防条例の一部改正について

議案第１７号　亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議案第１８号　亀山市心身障害児童福祉手当支給条例及び亀山市重度心身障害者介助者手当支給条例の廃止について

議案第１９号　令和７年度亀山市一般会計補正予算（第８号）について

議案第２０号　令和７年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について

議案第２１号　令和７年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について

議案第２２号　令和７年度亀山市下水道事業会計補正予算（第２号）について

議案第２３号　令和７年度亀山市病院事業会計補正予算（第２号）について

議案第２４号　令和８年度亀山市一般会計予算について

議案第２５号　令和８年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について

議案第２６号　令和８年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について

議案第２７号　令和８年度亀山市水道事業会計予算について

議案第２８号　令和８年度亀山市工業用水道事業会計予算について

議案第２９号　令和８年度亀山市下水道事業会計予算について

議案第３０号　令和８年度亀山市病院事業会計予算について

議案第３１号　財産の処分について

議案第３２号　市道路線の認定及び廃止について
議案第３３号　基本構想の策定について
議案第３４号　前期基本計画の策定について
報告第　１号　専決処分の報告について
報告第　２号　専決処分の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（１７名）

１番	古田吉昭君	２番	櫻木善仁君
３番	深水隆司君	４番	草川卓也君
５番	中島雅代君	６番	森　英之君
７番	今岡翔平君	８番	髙島　真君
９番	新　秀隆君	１０番	豊田恵理君
１１番	福沢美由紀君	１２番	森　美和子君
１３番	鈴木達夫君	１４番	岡本公秀君
１５番	伊藤彦太郎君	１６番	服部孝規君
１８番	櫻井清蔵君		

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀渕輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	総務財政部参事	佐藤康二君
市民文化部長	小林恵太君	市民文化部次長兼関支所長	北川明美君
市民文化部参事	関戸繁人君	健康福祉部長	林　秀臣君
子ども未来部長	高宮綾子君	産業環境部長	富田真左哉君
産業環境部参事	村田　博君	建設部長	高桐美智代君
上下水道部長	松永政司君	危機管理監	木田博人君
会計管理者	原　正一君	消防長	豊田達也君
消防部長	豊田賢治君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	谷川健次君	地域医療部長	小森達也君
教育長	中原　博君	教育部長	大平　守君
代表監査委員	上田寿男君	監査委員事務局長	高嶋美季君

選挙管理委員会
事　務　局　長　　落　合　　巧　君

●事務局職員

議会事務局長　大　泉　明　彦　　書　　記　木　戸　将　文
書　　記　西　口　幸　伸

●会議の次第

（午後　１時００分　開議）

○議長（岡本公秀君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程（第４号）により取り進めます。

これより日程第１、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。

質疑に当たっては、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるものです。したがって、自己の意見を述べることなく、また議題の範囲を超えたり、一般質問にならないようご注意いただくとともに、発言は簡潔にお願いいたします。

通告に従い、順次発言を許します。

１５番　伊藤彦太郎議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして議案質疑をさせていただきます。

今回、議案第４号の亀山市工場立地法市準則条例の制定について、議案第２４号令和８年度亀山市一般会計予算について、議案第３０号令和８年度亀山市病院事業会計予算についての３議案について質疑をさせていただきます。

順番に従いまして、議案第４号からなんですけれども、まず制定の背景と趣旨についてということで通告をさせていただいております。

この説明によりますとこの制定は、平成２４年の法改正により都道府県から全ての市への権限が移譲され、国の定める範囲内において緑地面積率等を引き下げ市独自の緑地面積率等を定めることが可能になったとありまして、市内企業の投資促進及び市外流出防止を図る必要があることから緑地面積率等を緩和するためとなっておりますけれども、今回、市内企業の投資促進、市外流出防止を図るとあるんですけれども、これは平成２４年から市独自の面積率で定めることが可能となっていたんですよね、これがなぜ今になっての緩和なのか、その背景についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

１５番　伊藤彦太郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

本市におきましては、これまで緑地面積率等は国及び県が定めた基準を用いて運用してまいりましたが、以前より、市内立地企業の一部から、既存敷地内で工場を増築したくても現行の基準では増築できないとの相談を受けておりました。一方で、これまでは企業が増築等を考えられた場合、市内に移転可能な産業団地がございましたことから緑地面積率等の緩和は行ってございませんでした。

しかしながら、市内の産業用地が少なくなった今、市内企業のさらなる設備投資の促進及び市外流出を防止するためには、緑地面積率等を緩和する市独自の準則を定めることは有効な手法であると判断し、条例の制定に至ったものでございます。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

そういう声が企業から上がっていたということです。その辺、それが背景であるということではあるんですけれども、ただそんな中で、昨日もいろいろとあったとは思いますけれども、一応緑の健都という言葉を使っている。源流域の話とかもありまして、森林も大事にする、自然も大事にするんや、そういうふうなことを言われている市としてこの緑地面積率を緩和するということはそういった市の方針と矛盾しないのかという、そういうふうな考えも出てくるとは思うんですけれども、その点は一体どうなのか、その点の見解を聞かせていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

今回の緩和がネイチャーポジティブといったそういった考え方に反しないのかというご質問でございますが、本条例によりまして緩和の対象となる地域は工業地域と工業専用地域のみで、これらの地域には積極的な設備投資の可能性が高い工場が集約されております。今回の改正はこのような工場が集約されている地域に限って緑地面積率等を緩和するため、市内全域の豊かな自然には影響はないものと考えております。また、現代においては、企業の社会的責任として、環境に配慮した企業活動が不可欠な責務となっており、市としましてはこうした背景も踏まえ、企業には環境に配慮しつつ、積極的な設備投資を行っていただきたいと存じます。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

いわゆる都市計画でいうところの工業地域に多分これは限定された話ではありまして、都市計画法の趣旨にもそれは当然従った話なんですけれどもね。

とにかく、すみ分けをきちっとして、市内全体の環境はきちっとしつつも、やはり専用地域は緩和してめり張りというかそれを図るというようなことやとは思いますが、ただ、それで２番の項目、緑地面積率と環境施設面積率のほうに行かせていただくんですけれども、ほぼ同義ではあるんですけれども、緑地面積率に関しては現行１５％以上の緑地が要るというのものから１０％以上に引き下げるということ、環境施設面積率は現行２０％というのを１５％に引き下げるということで当然そういうふうな緩和にはなるんですけれども、ただ、これは制度的には工業地域や準工業地域の場

合、緑地面積率はさらに下の５％以上、環境施設面積率の１０％以上となっていまして、要はもっと緩和することができるということになっているんですよね。

そういう意味で、市内企業の投資促進、市外流出防止という意味においてはもっと引き下げるという考え方もあるとは思うんですけれども、この数字にとどめた理由は一体どういうものだったのか、その点を確認させていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

本条例を制定するに当たりましては、緑地面積率及び環境施設面積率をどれだけにするのか、市内企業の状況であったり、県内自治体の状況を踏まえて検討してまいりました。その結果、県内においては、緑地面積率を５％、環境施設面積率を１０％まで緩和している自治体もございますが、一方で、本市においては、環境への配慮も必要と考えまして、過度に緩和することなく工場立地の促進と環境保全の調和を図るため、今回の率としたものでございます。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

まず取りあえずこれでというような雰囲気なのかなという気はしておるんですけれども、さらにこれを引き下げる考えが今後あるのかどうかとかいう考えもあるとは思いますけれども、先ほどのネイチャーポジティブの話とかもありますし、恐らくこれまでもそういうふうに、まずは状況を見ながらという雰囲気でやってこられたと思いますので、この辺はしっかりと見極めていただきたいというふうなことを申し上げて、次に行かせていただきます。

議案第２４号の令和８年度亀山市一般会計予算につきまして、今回、第１０款教育費、第５項社会教育費、第５目遺跡調査費、鈴鹿関跡学術調査事業についてということで通告をさせていただいておりますけれども、鈴鹿関跡は発掘してというか全容がだんだん見えてきてという、平成１８年でしたかね、発掘以来徐々にいろんなことをしてもうておるわけですけれども、そんな中で今回この事業はどういうふうな内容なのか、これまでどれぐらい進んでいて、どれくらいに今回進むのか、その辺大体どういうふうな調査をされるのか、その点につきましてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

北川市民文化部次長。

○市民文化部次長兼関支所長（北川明美君登壇）

鈴鹿関跡学術調査事業につきましては、鈴鹿関跡学術調査専門委員会や三重県教育委員会などの指導を仰ぎながら継続的に実施しているところでございます。

鈴鹿関跡はその想定域が広範に及びますことから、全容解明に至るまでには多大な年月を要するものでございます。そのようなことから、まずは現時点でその所在が明らかになっており、令和３年に一部が国史跡の指定を受けました鈴鹿関跡の西辺を区画とする築地塀跡とその周辺の実態把握を進めているところでございます。

具体的には、令和５年度から６年度にかけまして鈴鹿関跡の一部と考えられる関町新所地内の独立丘陵である城山の全体のレーザー計測を行い、地形を赤色立体図化いたしました。また、これら

のデータは市民に向けて、鈴鹿関跡の調査・研究成果の周知と地域の学びの素材として市ホームページで公開しているところでございます。

本年度は鈴鹿関跡の全体像を把握し、史跡指定区域の拡大と関跡全体の保存と活用を図るための基礎資料とするべく、三重県からデータ提供を受け、鈴鹿関跡想定範囲全体の赤色立体図化や出土した瓦の三次元計測・観察などのデータ化を進めており、データが整い次第市ホームページなどで公開してまいります。

なお、鈴鹿関跡想定範囲全体を分かりやすく申し上げますと、東西は小野の辺りから関Ｂ＆Ｇ海洋センターの辺りまで、南北は鈴鹿川から関富士ハイツの辺りまででございます。

なお、このデータは三次元情報を付加したＴＤＡデータを想定しておりますので、汎用性の高いＰＤＦデータで公開することによってパソコンやスマートフォンで画面上で操作していただくことが可能となり様々な方向から鈴鹿関跡の地形情報の閲覧ができるもので、地域の学びなどの資料としてご活用いただければと考えております。

あわせて、鈴鹿関跡想定区域内の開発行為に対して、試掘調査や工事立会いなど、適切な保護措置も図っているところでございます。また、体制につきましては、新たな専門職員を確保するなどして充実を図っているさなかではございますが、人材育成を行いつつ事業を進めてまいります。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

しっかりと説明をしていただきました。これにつきましては昨日の議案質疑のほうがよかったのかもしれませんけれども、総合計画の中の前期基本計画の実施計画でも、一応どういうふうな調査をして、令和１１年度である程度の形にというような感じのことも見受けられるんですけれども、今回令和８年度、従来、遺跡の範囲確認調査みたいなものでずうっと話があったのが、令和７年度ぐらいからは三次元測量、この辺、先ほどはレーザーを用いた赤色立体地図とかありましたけど、これがかなり画期的な手法ということで専門家の方々とか、あと玄人という言い方はおかしいかもしれませんけど、この辺の人から非常に高い評価を得ており、かなりこれは前に進むんじゃないかというふうな期待が膨らんでおるわけですけれども、ただ、先ほど次長が言われたように多大な年月がかかるということで、そういう意味では今回、関地区全部を取りあえず三次元測量してどこまで行くのか分からんような感じの雰囲気はあったんですけど、これはどこまでぐらいを想定しておるのか。もう完全に関地区全部、今年度測量を終えて次のデータ整理にもうかかっていくぐらいなのか、取りあえず今年度でデータ測量までで終わってしまうのか、その辺をもう一度確認させていただいていいですか、どこをどれぐらいの、今年度で調査ができそうなのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

北川次長。

○市民文化部次長兼関支所長（北川明美君登壇）

先ほども少しご答弁をさせていただきましたが、今年度に関しましては鈴鹿関跡想定範囲全体ということでデータ測量をさせていただきました。７年度につきましては、その想定範囲のほうを調査させていただいて、ひとまずそこで調査はまとめさせていただきます。また、来年度につきまし

ては新たな部分を調査する予定でございます。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

そうしますと７年度も当然調査した内容が出てくると、先ほど何回も言っていますけど、赤色立体地図、これは非常に今までにないような絵として出てきますのでこの辺を早く見たいなというような部分ではあるんですけれども、令和８年度に関地区全体の赤色立体図が出てくるような、成果物としてはどれぐらいのものが出てくるのかだけ、ちょっと確認させていただいていいですか。

○議長（岡本公秀君）

北川次長。

○市民文化部次長兼関支所長（北川明美君登壇）

７年度につきましては、年度末にデータの公開をさせていただく予定でございます。

来年度の計画といたしましては、まず鈴鹿関跡の実体解明に向けた発掘調査と保存管理の方向性検討のための基礎資料として国史跡区域とその周辺のレーザー測量を行ってまいります。本年度は、先ほど申し上げましたが、鈴鹿関跡想定区域内でございましたが、来年度は国史跡区域とその周辺と場所を絞って詳細なデータ測量を行ってまいります。

本年度に実施しました三重県から提供を受けたのは航空測量によるもので、５０センチ単位のデータでございましたが、来年度予定しておりますレーザー測量は詳細な１センチ単位のデータでございますことから、詳細な地形につきましては三次元データ化を行い、そのデータを市ホームページで８年度に公開することによって鈴鹿関跡の普及、活用につなげてまいります。また、鈴鹿関跡の想定区域内の開発行為に対しても、試掘調査や工事立会いなど適切な保護措置につきましても引き続き行ってまいります。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

令和８年度はさらに詳細なものが出てきて、ホームページにも公開されるというような方向で、この辺は非常に期待される部分かなと思います。

それでは、次に参ります。

議案第３０号令和８年度亀山市病院事業会計予算についてということで通告させていただきまして、令和８年度の事業経営の見込みについてということで通告させていただいております。

実は昨年度も全く同じような質疑をさせていただいておるんですけれども、令和８年度の事業経営の見込みについて、現時点での見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小森地域医療部長。

○地域医療部長（小森達也君登壇）

令和８年度当初予算につきましては、全体といたしまして、亀山市病院事業会計予算第３条の収益的支出と第４条の資本的支出の合計額が２３億７，０２０万円となり、前年度と比較して２億２，８１０万円増、率にいたしまして１０．６％増の予算規模とさせていただいたところでございます。

また収益的収支のうち、収入につきましては、財政構造改革骨太方針２０２４により令和７年度から赤字補填である一般会計補助金が削減されておりますものの、２年に１回の診療報酬改定のプラス改定による増収や整形外科、内科等の患者数の増加見込みなどにより医業収益の増加が見込まれますことから、病院事業収益は前年度予算と比較して１億２，１００万円増の１８億９，３３０万円というふうに見込んでおります。

一方、支出につきましては、医師、看護師、薬剤師などの不足人員の補充や人事院勧告による給与費や物価高騰に伴う経費の増加に加えまして、診療報酬改定に伴う電子カルテの改修や、ＣＴ、ＭＲＩの保守などによる委託料の増加、またそれらの購入に伴う減価償却費の計上など、一時的もしくは段階的な費用の増大により、病院事業費用は前年度予算と比較して２億１，２４０万円増の２１億５，６３０万円となり、収入から支出を差し引いた赤字額は２億６，３００万円を見込んだところでございます。

これらを踏まえました経営状況の見込みにつきましては、人件費増や物価高騰、減価償却費等により支出が増大してはおりますものの、診療報酬の大幅なプラス改定や国の補助支援等の活用に加えまして、今後も三重大学及び滋賀医科大学との連携等により引き続き医療従事者の充実を図りつつ市民のニーズに応えられるよう、外来、入院患者受入れの増加等を図りながら収益確保に努めることで、厳しい環境、状況下ではございますものの、安定した経営状況を保つことができるものと見込んでおるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

厳しい情勢ながらも、しっかりと医療事業をしていただくような感じだと見受けさせていただきましたけれども、今回の予算書を見ていますと、年間入院患者数が２万４，０９０名、令和７年度に比べまして１日当たりが６６名、外来が４万３，６７２名で１日当たり１８０名、昨年に比べて１日当たりもトータルも患者数は増えていて、医業収益も１７億６１５万円が、１６億７３０万円から１億円近く増えておるというような、収益ですね、まあ費用も増えているかもしれませんけれども、この状況を見たときにやはり、大分復活という言い方はまだおかしいですけれども、好転してきているなというのは本当に肌身で感じて、分かるんですけれどもね。

そんな中で入院患者数及び収益が増えておるんですけれども、今回麻酔医の方が増えるという方向になっておるということですけれども、この麻酔医の方が増えることによる効果というか、それによる増収というふうなことは想定に入っているのかどうか、その点をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小森部長。

○地域医療部長（小森達也君登壇）

麻酔科医の配置による収益への反映につきましては、単純に麻酔行為のみの診療報酬で積算するというようなことではなく、麻酔が行える医師の人員増による整形外科や外科の手術件数の増加を見込んでおります。それのほか、全身麻酔等のリスクが高い手術の麻酔管理を麻酔科医が行うことでより高い安全性が確保できますことから、幅広い疾患に対応できることによる手術件数の増加も

見込んでおるところでございます。また、慢性疼痛にお悩みの患者様を対象とした疼痛外来の開設を予定しておりまして、それに伴う外来収益の増加も踏まえまして予算計上を行っているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

毎年毎年言っておるんですけれども、本当に、医師、看護師をはじめとするスタッフ不足やったのが大分改善されてきた、これは非常に大きな話、大事な話やと思っております。本当に、まだまだ厳しい状況は続くかもしれませんけど、引き続きしっかりと診療のほうをお願いしたいということを申し上げまして終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

１５番　伊藤彦太郎議員の質疑は終わりました。

次に、１１番　福沢美由紀議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀でございます。

議案質疑を、通告に従いさせていただきます。

本日は、議案第３号亀山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてと議案第６号亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についての２件について伺います。

まず１つ目の条例については、これはよく通称こども誰でも通園制度と言われているものについての条例なわけですけれども、１２月議会にもこれに関する条例が提案されておりましたんですが、４月から始めるに当たって、この３月議会でも新しく条例を出しますとは伺っていました。条例の質問を始める前にちょっと確認しておきたいんですけれども、１２月議会のときにまだ公定価格も詳しい情報もちゃんと示されていなくて、その中で努力されて条例を提案されたのかなという状況だったんですけれども、今回のこの条例を提案するに当たってそれらの公定価格をはじめ、情報がきちんともう出されているという状況なのかどうかを確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

１１番　福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

高宮子ども未来部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

こども誰でも通園制度につきましては、公定価格が１２月議会の時点では正式に通知されていない状況でございました。そして、１２月２０日頃に新聞各紙でこども誰でも通園制度の公定価格等の記事が掲載されておりましたが、こちらは１２月１９日、こども家庭庁が有識者会議、こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会に示したもので、資料として、公定価格についてというものが出されており、それが示されておりますけれども、私どものほうには正式に国のほうから公定価格についた通知文というものは現在も発出されていない状況ではございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

大変驚く状況の中で、選挙などしている状況ではなかったんだなということを思いますけれども、それでもこれ、４月からはやらねばならないということは決まっておるということで順次聞いてまいります。

条例の名前も、１２月で出ていた条例と今回出ていた条例、例えば乳児等通園支援事業というのも特定乳児等ということで言葉も変わっているようですし、前回出された条例が何を示していたのか、今回出された条例がそれに加えてどういうことを示しているのかという概要を伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することを目的とし、令和８年４月から全国で実施する新たな給付制度でございます。

令和７年１２月亀山市議会定例会でお認めいただきました亀山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律により改正された児童福祉法において規定された、乳児等通園支援事業を実施するためには市長の認可を受ける必要があることから、そのための設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

一方、今議会で提案させていただきました亀山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例は、こども誰でも通園制度を実施する事業者が子ども・子育て支援法に基づく乳児等支援給付費の支給を受けるために市長の確認を受ける必要があることから、そのための運営に関する基準を定めるものでございまして、利用定員に関する基準や面談の実施などの運営に関する基準を定めるものでございます。

本市におきましては、亀山市立第一愛護園において実施することとして現在準備を進めております。

事業の実施に係る利用料等は実施する施設ごとに定めるものでございまして、亀山市の公立施設において実施するためにはその料金を条例で定める必要があることから、今議会において、亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部を改正する条例を併せて提案させていただいているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

それでは、今回の条例の内容についてちょっと具体的に、前回聞けなかったこともお伺いしていきたいんですけれども、場所については第一愛護園ということが今回初めて示されたところですが、もともとの保育室もあることから、今回の誰でも通園でいらっしゃったお子さんは一体どこで保育をしていただくのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

４月から実施いたしますこども誰でも通園制度につきましては亀山市立第一愛護園で、既存の保育施設で受入れを行う予定でございます。また、保育活動につきましても、年齢の近い子どもとの集団での活動を経験するため、在園児とともに行う予定でおります。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

第一愛護園の既に、この対象はゼロ、１、２歳ですから、ゼロ、１、２歳がいらっしゃる保育室で一緒に保育をしていただくということを確認しました。

それで、公定価格が分からない中ではあるんですけれどもこういう制度を、特に例えば障がいのあるお子さんですとかはかえって、少し体験してみる、保育というものに関わってみるという意味では、よりニーズが高いのかもしれないなと思うんですが、そういう方を見るに当たっての看護師を雇用できるのかとか、特に支援が必要な子だったらもう一人職員が要るんじゃないだろうかとかいうことが思われるわけですけれども、公定価格が分からない中ではありますが、１人は保育士を何とか雇用したいということを前の条例のときにはお伺いをしたところですけれども、そういう雇用についてはどうなんでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

こども誰でも通園制度の実施に当たりまして、議員がおっしゃいますように、保育士１名の追加配置を考えております。

さらに、先ほどお話のありました医療的なケアが必要なお子さんであるとか障がいを持ってみえるお子さんの受入れにつきましては、それぞれに看護師の配置が必要であったり、あるいは介助をする職員が必要であったりするわけでございますので実施園の状況により判断することになることになりますけれども、その受入れの体制が整いましたら受入れのほうは実施してまいりたいと思いますので、体制につきましては必要が生じましたら検討してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

子どもの一日と私たちの一日は全然違いますので、そういう事態が起こってから探してそして整えてというとなかなか日もたってくるんではないかなということが心配されます。そういうことを想定した対応をぜひお願いしたいなと思います。

また、この子たちは、この前資料で、おやつや給食については提供しないということが資料にありましたけれども、子どもたちにとって食べるということは非常に保育をする上で大きい意味を持つと思うんですけれども、給食を食べている子たちの中で、おやつを食べている子たちの中で、違うものを食べるということが出てくるわけですが、そこについての考え方を伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

こども誰でも通園制度実施に際しましては、給食の提供につきましては実施はいたしませんが、おやつの時間につきましては在園児と共に過ごすことになりますので、衛生管理及び安全面に配慮して、未開封のものに限り保護者に持参していただくことを可能としております。また、水分補給に必要なお茶につきましても提供を行う予定でおります。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

そういう違う扱いがどういう、子どもたちの心や状況に影響を及ぼすのかなということを心配しての質問だったんですが、ぜひ考えていただきたいなと思います。

市民は、そうしますと、この４月からと言いながらもすぐにはできないかも分からないなと思って心配しているんですけれども、国がそういう状況ですから、いつから、どのように認定の手続ができるのかについて伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

３月の市の広報でこども誰でも通園制度につきましては、概要については市民の方々に周知をさせていただいているところです。また、亀山市のホームページのほうにも上げさせていただいておりますが、今後、利用につきましては３月の中旬から受付を開始してまいり、下旬から認定、そして面談ということで、４月からの利用開始に向けて準備してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

市で認定を受けて、そして受ける施設で面談をしていただいて、子どもの情報について保育士さんと親とが情報を共有するということだったと思うんですけれども、面談する方というのは４月から子どもたちが登園したときに見ていただく方と一緒なのか、そうすると３月の下旬からもう、職員を雇用を早めにしていただいて準備をしていただくということなのか、そこについて確認したいんですけど、分かっていたらでいいですのでお願いします。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

３月下旬から行います園での面談につきましては、現在の第一愛護園の園長に行っていただく予定でございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

分かりました。

それで、２番目に質問に上げてありますけれども、これから広域利用も市や県をまたいで、もしかしたらあるかもしれない、どれぐらいのニーズがあるかもしれないというまだ混沌とした状況の中で、もしかしたら年度内にすごく需要が高まって、なかなかもう断って断ってをせんならんようなことが起こってくるやもしれませんが、そういう状況があったときに、よその市では何園か受けている状況もあったりしますけど亀山市の場合は１園だけなんでね。そういう状況が生じた場合はどのように対応するのかということについて伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

こども誰でも通園制度は、第３期亀山市子ども・子育て支援事業計画において、必要利用数を月１０人と見込み、令和８年度の確保の内容を８人としておりましたが、令和８年４月からの事業実施に向けた検討の中で、事業開始時の定員は５人とすることといたしました。現時点において、こども誰でも通園制度の利用を希望される方が、議員がおっしゃいますようにどの程度お見えになるか想定することは難しい状況ではございますが、利用を希望される方が定員を大きく上回るような状況が続く場合には、ほかの保育所等での実施も検討し、定員を拡充するなど、この事業の目的が達成できるよう努めてまいりたいと思います。

また、国におきましては、ほかの自治体に居住する者の利用を認めないとするような取扱いの権限は市町村にはないとしながら、自市町村に居住する者が適切に制度を利用できるよう優先予約枠の設定等の対応については想定しておりますことから、利用実績や地域の実情を十分に勘案した上で適切な対応を検討してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

この制度は単なる預かり保育ではなくて、子育てに悩む親、子どもたちを一緒に育てるとか、先ほど言いましたけど障がいがあったり、本当に医療が必要な子どもが、毎日毎日は行けないけどこういう保育だったら少し社会と触れ合える、誰か違う方と出会えるという、すごい貴重な経験になるのかもしれないなという思いはしています。

ただ、その人の雇用が、公定価格も示されないままでやらなくてはいけないですとか、そういう状況の中で仕事をする職員は本当に大変だと思います。また本当に市長からもぜひとも声を上げていただきたいな、こういう在り方で本当に地方自治体は大変だなと思うので、ここについてはぜひともお願いしておきたいなと思います。

次の質問に移ります。

議案第６号亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてです。

この内容について、制度の概要についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今回亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正をするに至った背景と内容でございますが、ご案内のように、地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となっておるところでありまして、県内他市の多くにおきまして支給をしているというところ等も鑑み、今回勤勉手当を支給するというふうな改正を行うものでございます。それと、支給する報酬の支給日の見直しと、期末手当についても併せて所要の改正を行うものでございまして、内容としましては主に３点ございます。

まず１点目といたしましては、会計年度任用職員に対する報酬の支給日につきまして、正規職員の給与支給日と整合を図り、毎月２１日に改めるものでございます。２点目といたしましては、会計年度任用職員に支給している期末手当の支給月数を現在１．３５月なんですが、０．０７５月引き上げ、年１．４２５月といたします。３点目といたしましては、先ほど申し上げました地方自治法の改正により、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することが可能となったこと、それと、また県内各市における当該勤勉手当の支給状況等を勘案した結果、令和８年度から会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することとするものでございまして、支給月数につきましては年０．５１２５月でございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

会計年度任用職員の処遇については、何度かこの議員団としても入れ替わり立ち替わり質疑をし、質問をしてきたところです。私が、１年前でしたか、お伺いしたときに、勤勉手当を出していない市は亀山以外に１つしかなかったと思います。本当に、早くにやっていくという、市長もそのとき答弁していただきましたけど、やっと８年度からしていただくということが確認されました。

この内容について、お給料の支給の日が違うということも私はちょっと存じ上げなかったんですけれども、それを統一していくということが１つと、あと期末手当も上げていく、期末手当についてももう少し上げてほしいということを質疑してきたところ、全体の中で中間より下ぐらいやったかなと思っているんですけれども、いろんなほかの処遇はよくしているのでというのがあのときのご答弁だと思うんですね、いろんなことをね。でも、やっぱり今暮らしが大変な中こういう改正はとても大切なことだと思います。

０.何ぼとかと言われても分かりづらいので、ケースをちょっと示して、内容についてもう少し説明していただけますでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

具体的な勤勉手当の金額の例を挙げさせていただきまして説明を申し上げます。

会計年度任用職員で、事務補助員が多くお見えですが、その中で最も雇用の多い１日の勤務時間が７時間４５分、８時半から５時１５分までででございますが、それと月の勤務日数が１７日、それと時給単価が、１年目といたしますと１，０９０円といたしまして、事務補助員を例に挙げますと１年間における期末手当の支給額は、本条例の改正後は２０万４，６３８円となり、改正前の支給額と比較すると１万７７０円の増額となります。これは期末手当でございます。それと、勤勉手当

の支給額は通常、年間７万３，５９８円となります。

なお、今回の改正によりまして期末手当の引上げ額と新たに支給する勤勉手当の額を合わせますと、令和７年度に対して８万４，３６８円の増額となるものでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございました。大きな一歩前進だと思います。

それからこの条例の中に、会計年度任用職員の報酬という言葉もあるんですけれども、報酬面で特に変更があるところが、来年度とか、今ありましたら伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

毎年会計年度任用職員の報酬につきましては、令和７年度から最低賃金の改定に合わせまして改正をしておりますが、それ以降令和８年度に改正する予定といたしまして、継続的、安定的に任用することが困難な状況であります保健師につきましては、保育士のクラス担任と同じく区分、福祉職の区分を変更しまして報酬額の見直しを行います。具体的には、初年度で申し上げますと１，３５０円が１，４００円と、５０円引き上げるものと考えております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

健康都市ですし、保健師さんにちゃんと来ていただきたいですので、これは私も、看護師と保健師が一緒だったんで、ここをちょっと差をつけていただくということも大事だったかなと思っています。

私の質問は、ちょっと時間を余らせましたけど、これで以上にさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

１１番　福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩をいたします。

（午後　１時５３分　休憩）

（午後　２時０２分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１２番　森　美和子議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

皆さん、こんにちは。

通告に従い質疑をさせていただきます。

今回、議案第３号及び９号、そして１０号、１１号、１９号と時間があればさせていただきたい

と思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案第３号亀山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について及び議案第９号亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部改正についてお伺いをしたいと思います。

まず利用定員についてお伺いしたいんですが、１２月定例会で少し聞かせていただいた対象者、対象者が４４０人ぐらいいらっしゃるということをあのときお聞きしたんですが、その中で想定人数は８名で、今回定員として５名ということが示されました。申請がされるわけですけど、申請できるのは幅広く申請者を募るという考えでいいのか、それから、８名という想定は別に根拠なしに８名とされたわけではないと思うんですけど、８名に対して５名ということは少し、利用できないような子が出ないのかなというちょっと懸念がありますので、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

１２番　森　美和子議員の質疑に対する答弁を求めます。

高宮子ども未来部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

令和８年４月から実施いたしますこども誰でも通園制度の対象児童につきましては、生後６か月から満３歳未満の未就園児でございますので、幅広く市内の保護者、児童に向けて募集を行ってまいりたいと考えております。

それから、利用定員でございますけれども、令和８年度の量の確保の見込みは８人というふうに、子ども・子育て支援事業計画において計画をしております。本来は、必要数といたしましては１０名を予定しておりますけれども、令和８年度の確保の内容としては８人を想定しておりましたが、実際、事業実施の定員は５人とすることといたしたものでございます。現時点においては、先ほども申しましたように、どれくらいの方が希望されるかというのは想定が難しい状況ではございますが、募集を実施してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

幅広く申請をしていただいて、たくさんの方に申請をしていただいて、利用できるのはその時間帯で５名という形でされるということで確認をさせていただきました。

次に、開所時間及び給食等の提供についてお伺いをしたいと思います。

利用時間が平日の午前９時から１１時、それから正午から午後４時という形で資料を頂きましたが、正午からということは１２時からで、ちょうどお昼ご飯を食べているときに、次の時間帯に利用する子がいるとかそこから、引き続きという子はいないんか、１１時で終わるので、１２時という食事中に利用者が来るということはないのかどうか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

こども誰でも通園制度を実施する亀山市立第一愛護園の開所時間につきましては、議員が先ほど

おっしゃいましたとおり、午前９時から午前１１時までと正午から午後４時までの２部制とし、時間単位での利用が可能でございます。こども誰でも通園制度を利用するお子さんへの給食提供は実施いたしませんので、この開所時間は在園児の給食の時間と重ならないように配慮し、設定しております。

なお、乳児につきましては、未開封の育児用ミルクを持参していただいた場合は、園内で調乳し提供させていただきます。また、おやつの時間につきましては、在園児と共に過ごすことになりますので、衛生管理及び安全面に配慮し、未開封のものに限り保護者に持参していただくことを可能としております。また、水分補給に必要なお茶につきましては、提供を行う予定でございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

ちょうど正午からということもありましたので、給食時間とかぶらないんかなということで確認をさせていただきました。第一愛護園は１１時から給食の子は給食をされるということですね。理解をさせていただきました。

次の広域利用については、先ほどの質疑で理解をさせていただきましたので、利用料金、利用料についてお伺いをしたいと思います。

条例の中では規則で定めるとありますが、国の基準である３００円なのか、それから利用料の納付なんですけど、利用した日に支払うということは、最低でも１時間利用すれば３００円、２時間利用すれば６００円、それを園に払っていくということでしたよね。公金の取扱いというか園でお金をいただくという、その取扱いで園の負担にならないのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

こども誰でも通園制度を実施する亀山市立第一愛護園を利用した場合の利用料につきましては、規則で定める額とするとしておりますことから、本議会において、亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部を改正する条例案をお認めいただきましたら、規則において定める予定でございます。

利用料につきましては、１時間当たり３００円を上限とし、生活保護世帯など世帯の状況に応じて利用料を定める予定でございます。

また、利用料の納付につきましては、利用した当日に施設において徴収する予定としております。この制度実施につきましては、徴収事務をはじめ様々な事務の増加が想定されますことから、施設に負担が生じないよう、園のほうに、もしくはまた事務局のほうに会計年度任用職員を配置し、円滑に事業が実施できるよう努めてまいります。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

取扱いについては、１人増員していただいて取扱いをしていただくということで理解をさせてい

ただきました。

次に、議案第１０号亀山市国民健康保険税条例の一部改正についてお伺いをしたいと思います。

この中で、保険給付費の伸び率がマイナスになったとありますが、その要因についてお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

関戸市民文化部参事。

○市民文化部参事（関戸繁人君登壇）

今般、三重県が推計いたしました令和８年度の国民健康保険事業費納付金は、県全体で約４１７億円、令和７年度と比較をいたしまして約２７億８，０００万円の大幅な減額となっており、その原因としましては、保険者が負担する保険給付費が令和７年度に比べマイナス２．９７％の伸び率によるものとの説明を受けたところでございます。

この保険給付費の減少の要因でございますが、県によりますと、過去２年間のデータにおきまして１人当たり医療費の伸び率が鈍化しているとともに、働き方の変化等に伴う被用者保険の適用拡大、また団塊の世代と言われる方々が後期高齢者医療制度に移行したことにより国民健康保険の被保険者数が減少していることが大きく影響しているものと分析しているとのことでございました。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

大幅に減ったということで、２．９７％マイナスになっているということで、１人当たりの医療費が減ったことと、それから後期高齢者に大きく人が動いたということですよね。そこは理解をさせていただきました。

次に、収納率についてお伺いをしたいと思います。

県の示す収納率９８．８９％に対して、亀山市の収納率が９３．５％と低い状況となっております。要因と、また対策についてお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

関戸参事。

○市民文化部参事（関戸繁人君登壇）

県では、各市町の標準保険税率を算定するに当たり、収納率による差が生じないよう二次医療圏ごとに標準的な収納率を設定しておりまして、本市を含む北勢地区につきましては９８．８９％に設定されております。

これに対しまして、本市では、国民健康保険グループと税務課収納対策グループが連携し、国保税の収納率向上を図っているところではございますが、現年分の収納率は、ここ数年の実績では９４％前後で推移をしており、県の標準的な収納率と比べ乖離があるような状況でございます。

本市といたしましても、国民健康保険事業を安定的に運営する上では歳入確保は重要でありますことから、今後も引き続き国保税の収納率向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

亀山市は９４％ぐらいで推移しているということで、いつも言われている、所得の低い方がやっぱり国保は大きいということを言われていますので、ぜひその裏にある何かいろんなもの、課題があるのかということはまた福祉と連携しながら対応していただきたいと思っております。

次に、運営協議会の議論についてお伺いをしたいと思います。

今回の税率改正、子ども・子育て支援納付金が保険者に課せられたのに結果的には下がるということをこの条例の中では示されておりますが、子ども・子育て支援納付金が一体、１世帯当たりの金額がどれぐらいになるのかということを試算されているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

関戸参事。

○市民文化部参事（関戸繁人君登壇）

子ども・子育て納付金の１世帯当たりの税額でございますが、世帯所得でありますとか被保険者数によりまして異なってまいりますので、一概に幾らであるというのはなかなか申し上げにくいところではございますが、本市におきまして多い所得階層であります世帯所得１００万円のケースで申し上げますと、１世帯当たり平均で年額約５，５００円程度になると思います。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

１００万円所得の方で、年額５，５００円ぐらいになるということで確認をさせていただきました。

今回、その３つの税率案を国保運営協議会のほうで議論をされて結果的には下がるという形になったわけですけど、昨年の３月定例会で一旦上げましたよね、上げてまた今回下がるということで、安定的な国保税を考えたときに上がったり下がったりというようなことって何かちょっと、また次は上げるのかという話になりますので、運営協議会の議論の中で現状維持という話はなかったのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

関戸参事。

○市民文化部参事（関戸繁人君登壇）

今回の税率改正の検討に当たりまして、亀山市国民健康保険運営協議会に対しまして、現行税率に新設の子ども・子育て支援納付金分を上乗せする案、それから県が提示をいたしました標準保険税率に合わせる案、そして今回提案をしております増額となる子ども・子育て支援納付金分を医療分で調整する案の３案をお示しし、議論をいただいたところでございます。

これに対しまして、協議会のほうからは基礎課税額、いわゆる医療分の現行税率を引き下げ、被保険者の負担を少しでも抑えようとする案は、被保険者及び保険者双方の視点から検討されたものとして一定の妥当性があるとの答申をいただいたわけでございますが、令和７年度に税率を引き上げたこと、また新設される子ども・子育て支援納付金を踏まえても県の示す標準保険税率が現行税率よりも低く設定されておりましたことから、被保険者の負担軽減を重視しておりましたことから委員の間で税率を据え置くというような議論は特になかったところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

下がるということはありがたいというかうれしいことですけど、そういう議論がなかったのかということを確認させていただきました。

次に、保健事業についてお伺いをしたいと思います。

資料の中で、国保は今後収納率の向上や保健事業の精査、医療費の適正化に取り組んでいくとされておりました。収納率の向上や医療費の適正化は理解できますが、保健事業の精査についてはどのようなことを考えていくのか、削減の方向性になっていかないのかをちょっと危惧していますので、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

関戸参事。

○市民文化部参事（関戸繁人君登壇）

今回の運営協議会の答申では、歳入確保と併せて事業の精査や歳出の削減に取り組むこととの意見が付されておりまして、ここでは明確に保健事業とは示されておりませんが、これは国保税を財源とし、税率改正にも影響がある保健事業のことであるものと私どもも推察をしております。

保健事業につきましては、国民健康保険法第８２条で、保険者は被保険者の健康の保持増進のための事業の実施に努めなければならないとされており、本市では、特定健康診査や特定保健指導のほか、一日人間ドックなどの保健事業を実施しておりまして、被保険者の健康維持や疾病予防、また医療費の適正化のためにも重要であるものと認識しているところでございます。

そのような中、運営協議会からこのようなご意見をいただきましたことから、各事業について他市の状況等も参考にしながら、より効果的な実施方法等を今後検証してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

削減ではなくて、実施方法の見直しなんかをやっていくということで確認をさせていただきました。

次に移ります。

議案第１１号亀山市まちをきれいにする条例の一部改正についてお伺いをしたいと思います。

まず、改定に至った経緯についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

今回の条例改正に至った経緯でございますが、市長マニフェスト２０２５の中で、太陽光発電に対する規制強化、まちをきれいにする条例の改正が政策の一つとされており、また行政経営の重点方針においても環境保全対策の強化を掲げており、これらを具現化するものでございます。

また、現行条例は制定から２０年が経過しており、市内の不法投棄は減少傾向にあるものの、一部の心ない人が空き缶やペットボトル、たばこの吸い殻、弁当殻、菓子袋等といった一般的な家庭

ごみが道路沿い等に投棄され、まちの美観が損なわれている現状を改善するとともに、ポイ捨てに対する認識を改めて深める必要もございました。こうしたことから本議会に、ポイ捨て対策における実効性をより一層高めるため、今回条例改正を提案いたしたところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

市長のマニフェストにもあったということ、それから、子ども議会でもまちをきれいにする条例のことを取り上げられて、立っている看板も見えにくいとかそんな話もありましたし、また今岡議員と櫻木議員と中学生と一緒にごみ拾いをして、かなりのごみが集まったというようなお話もありましたので、改正ということはありがたいなと思っております。

次に、市の責務についてお伺いをしたいと思います。

市の責務には今回３つ、第２項の環境美化の啓発、それから第３項の自主的な活動への支援、第４項で連携、この３つが追加をされたわけですが、現行条例を変えなくても、その現行条例の中で十分この部分は含まれていくんではないかと思いますが、第４項まで拡大した理由についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

現行条例の第３条の市の責務としまして、空き缶等及び吸い殻等の投棄の防止並びに環境美化意識の啓発及び高揚等に努めるとともに、市民参加型の施策、または事業の実施を掲げております。

新たに項を加えた背景としましては、これまでから自治会やまちづくり協議会などのご協力をいただき、市内一斉清掃やクリーン作戦の実施、地域や企業の清掃活動に加え、啓発看板、監視カメラの設置など、地域との連携や支援により、ごみのポイ捨てについては一定の効果がございました。今回の改正ではこうした地域との取組をさらに広げていきたいとの思いから、市の責務において、施策または事業の実施と環境美化意識の啓発及び高揚等に努めるほか、清掃活動や美化運動等に対する市としての支援や施策または事業を市民団体、事業者、市民等と連携して行うことを新たに項として加えたところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

次に、事業者の責務についてお伺いしたいと思います。

この第４条も第２項が加えられて、事業者は、その事業を行う場所及びその周辺を清掃活動等により清潔に保つよう努めなければならないというふうにされております。努力義務ではありますけど、当然企業としては地域社会の一員として、私は当たり前のことだなと思っております。

ただし、努力義務であったとしても事業者に課す部分であります。この項を追加するに当たって事業者の声を聞いたのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

今回の条例改正におきまして、事業者の責務を加えることについて、クリーン作戦にご協力いただいている事業者や市雇用対策協議会に加入されている事業者にご意見を伺ったところでございます。伺った結果としましては、いずれの事業者からも特に問題はないとの回答をいただいております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

問題はないということで理解をさせていただきました。

次に、第１１条の公表についてお伺いしたいと思います。

第１０条で勧告及び命令ができると規定されていますが、第１１条では勧告・命令に従わない場合、規則で定めるものとありました。この規則で定めるものとはどういったものなのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

ごみの投棄を行った者に対し、当該ごみの回収、その他必要な措置を講ずるよう勧告し、命令に従わない場合は市のホームページへ氏名等を３か月間掲載いたします。

具体的な公表内容は、勧告及び命令の内容、ごみの投棄状況が分かる画像に併せて、個人にあっては満２０歳以上で氏名及び市区町村名を、法人にあっては名称、代表者の氏名及び事業所の住所を公表することとしております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

具体的に公表していく、厳しい措置をしていくということで理解をさせていただきました。

次に、第１３条の過料についてお伺いをしたいと思います。

現行は罰則となっておりますが、改正後は過料となっております。この罰則と過料の違いについてお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

現行条例では罰金という形でさせていただいておりますので、罰金と過料の違いという形でご答弁させていただきたいと思います。

行政罰の中で金銭的制裁に当たるものとして、罰金は刑法で定められた刑が科される行政刑罰で、過料は刑法で定められていない制裁を課す秩序罰でございます。なお、行政刑罰である罰金は裁判所の裁判をもって刑が科されるもので、秩序罰である過料は、裁判所を介さずとも地方公共団体の長限りでそれを科すことができるものでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

行政罰と秩序罰ということで理解をさせていただきました。

今までは裁判所が認めない限り罰金は科せられない。ということは、今まで罰金を払った事例というのはなかったということでよかったでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

これまでポイ捨ての実行者が特定できたとしても、警察が同行して捨てたごみを本人に環境センターへ持ち込ませているため、告発には至っておらず、過去に３万円以下の罰金に処された実績はございません。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

そうしますと秩序罰である、長ができるということは市長がそれを命令することができるということですので、やりやすくなるというか、ちゃんとあかんことはあかんと言えるという話でございます。

もう一つは、今回３万円が５万円になったその理由について、お伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

罰金の３万円から過料の５万円に引き上げた理由でございますが、地方自治法第１４条において、普通地方公共団体は、その条例中に条例に違反した者に対し５万円以下の過料を科す旨の規定を設けることができると規定されてございます。そのため、その上限の５万円に改め、抑止力が高まることを期待しているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

地方公共団体ができる上限のぎりぎりまで上げるということで理解をさせていただきました。

中学生議会であの看板が汚い、見えにくいとかと言われていましたけど、その看板もまた替えていただけるんでしょうか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

看板については、しっかりと啓発も進めていかなければならないということでございますので、見えなくなった看板については新しいものに取り替えさせていただきたいと思っております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

分かりました。

では、最後の議案第１９号亀山市一般会計補正予算（第８号）についてお伺いをしたいと思います。

第６款農林水産業費のサステナブル農業奨励事業の減額補正について、１，２３７万５，０００円減額されておりますが、補正の内容についてお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

サステナブル農業奨励事業の減額補正の内容につきまして、１つ目は、農業法人に対する市独自の認証及び奨励金でございます。

市が把握しております市内で農産物を生産している法人１４社のうち８社を当初計画で見込み、令和７年度予算として１２０万円を計上いたしましたが、令和７年度実績は３社の４０万円となり、８０万円の減額補正をしたところでございます。その理由といたしましては、認証制度の取組要件である女性や５０歳未満の従業員の割合達成やスマート農業、インターネット販売等の取組など、認証に関する一定以上の取組に満たない法人や、申請時の書類が調わないといった理由で申請を辞退され、申請数が伸び悩んだためでございます。

２つ目として、認定新規就農者に対する支援でございます。

経営開始資金及び市独自の上乗せ助成支援につきまして、受給者９名を当初計画で見込み、令和７年度予算として１，３９５万円を計上いたしましたが、受給者が継続１名、新規１名の合計２名にとどまったため、１，１５７万５，０００円を減額補正したところでございます。

減額補正の理由といたしましては、申請者自身が考える将来の農業計画で、経営開始から５年後に主たる従事者１人当たり２５０万円から５００万円程度とする所得目標や、経営開始から５年後に主たる従事者１人当たり１，８００から２，０００時間程度の労働時間とする目標が達成できないなど、経営開始資金の様々な交付要件を満たすことができなかったことが理由でございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

この事業は本当に、力を多分入れている事業だと思いますが、これがほとんど使われていない状況で減額をされておるということはすごく残念なことだと思うんですけど、新年度にも予算計上されておりますので、今後の方向性としてお示しいただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

今後につきましては、これまでの事業内容を検討し、第３次総合計画においては事業を刷新し、農業者を応援する農園ボランティアなどの人的支援施策や、認定農業者等に対する環境負荷軽減やスマート農業等への支援など、新たな施策も検討し、農業者が利用しやすい施策を推進してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

１２番　森　美和子議員の質疑は終わりました。

次に、１番　古田吉昭議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

会派結の古田吉昭です。よろしくお願いします。

まず初めに、亀山市産業振興条例の一部改正についてですが、この改正の内容についての説明をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

１番　古田吉昭議員の質疑に対する答弁を求めます。

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

産業振興条例の一部改正におけます主な見直しの内容は５点でございます。

まず１点目は、条例の対象をより明確にするため、新設、増設、移設の定義を見直し、既存の市内企業においては、既存敷地内での増築等は対象とせず、新たな土地に事業所を建築した場合に奨励措置の対象となるよう定めるものでございます。

２点目は、奨励措置対象事業者から物流機能を有する保管施設事業を除外いたします。これまでの奨励制度を検証した結果、奨励金の交付額に対して税収の増加への効果が少ないと判断したことによるものでございます。

３点目は、奨励措置の対象となる投下固定資産総額の引上げでございます。これまでの制度の検証から、投下資産総額が少ない事業者は、当然、税収の増加や雇用の確保への効果が少ないことから、奨励金を交付してもメリットが少ないと判断したものでございます。

４点目は、新規雇用者等の数の見直しでございます。昨今の人口減少に伴う人手不足や設備の自動化の進展により、事業所を設置する場合において新たに雇用する人数は減少傾向にあります。これら社会情勢を考慮し、新規雇用者等の数を緩和するものでございます。

５点目は、条例の終期を延長するものでございます。条例の終期は、第３次総合計画前期基本計画の計画期間に併せて令和１２年３月３１日まで、４年間延長し、総合計画に基づく産業振興施策と一体的に推進を図ってまいります。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

定義の一部を見直す、物流機能を有する保管施設事業を削除、ほかにも新規雇用者の数を見直したり、有効期限を延ばすなど変更があったということですが、物流機能を有する保管施設事業を削除したという部分については、今説明があったとおり、用地の特性上削除したと思ってよろしいんでしょうか、理由について説明をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

物流業を除外した理由といたしましては、これまでの奨励制度を検証した結果、物流業は製造業

に比べ設備投資額や雇用数が少なく、奨励金の交付額に対しても税収の増加への効果が少ないという課題がございました。市内において産業用地が少なくなってきた中、市内産業のさらなる振興に向け、税収、就労の場の確保につながる企業を誘致するため必要な見直しであると判断したものでございます。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

了解しました。

残りの産業用地が少ない中、この改正、いろんな意味で変更を加えていただいたと思うんですが、この改正で企業誘致につながるのかというところ、効果について説明をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

今回の条例改正に当たりましては、これまでの奨励制度の成果と課題を検証の上、見直しを図っており、今回の改正により、今後の奨励金対象となる企業は一定規模以上の投資がある製造業になってくると見込んでおります。残り区画も少なくなってきている中、より効果的に奨励制度を活用する必要があると認識しており、本制度を活用し、さらなる税収確保、産業経済の振興につながるよう企業誘致を進めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

ありがとうございます。ぜひとも残りの産業用地の早期の企業誘致につなげるとともに、昨日質問でもあった新しい産業団地の確保も進めてもらうことをお願いして、次の質問に移ります。

次に、亀山市まちをきれいにする条例の一部改正についてですが、先ほど森　美和子議員からも改正の経緯と責務等々質問がありましたが、経緯というところだったので、私としては改正の内容の詳細について説明をお願いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

今回の主な改正内容でございますが、市は、ごみを投棄した者に対し当該勧告または命令に従わない場合に公表する内容を明確化いたしました。また、ごみを投棄した違反者には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などの法の規定による罰則が科されますことから、本条例で規定していた罰則を過料に改めたことで、法の規定による罰則に代えて市の裁量により過料を科すことができることとしております。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

条例の中で、道路、公園、広場、河川、池沼その他の公共の場所及び他人が所有し、または管理

する場所に、空き缶等吸い殻等を投棄してはならないとありまして、犬のふんの処理や自動販売機業者への回収容器の設置なども規定されていると思います。

市長は、これに違反した者は、条例の目的を達成するため必要な限度において、当該空き缶等または吸い殻等の回収その他必要な措置を講ずるよう勧告、今もありましたけれども勧告することができる、それに従わないときは、その者に対し勧告に従うよう命令することができるとなっていると思うんですが、この勧告または命令に従わないときは、その旨を公表することができる。今も質問がありましたけれども、先ほどは公表の内容が氏名、年齢２０歳以上のという説明であったので、これをどのように公表するかというところを伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

公表についてでございますが、ごみの投棄を行った者に対し、当該ごみの回収その他必要な措置を講ずるよう勧告し、命令に従わない場合は市ホームページへ氏名等を３か月間掲載いたします。具体的な公表内容は、勧告及び命令の内容、ごみの投棄状況が分かる画像に併せて、個人にあっては２０歳以上で氏名及び市区町村名を、法人にあっては名称、代表者の氏名及び事業所の住所を公表することといたしております。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

公表については理解しました。

ごみを投棄してはならないという規定に違反した者には３万円以下の罰金から、先ほど５万円以下の過料になったということを聞きましたが、これについてもどのように過料を決定するのかについて伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

今回市の条例で定めた過料でございますが、これにつきましては、市が直接手続を行うこととなります。

手続の流れとしましては、環境課の職員が条例違反を現認いたしますと、現認時にごみの中から領収書、宅配伝票、郵便物等から住所、氏名等違反者を特定し、特定できましたら、ごみの投棄を行った者に対し、勧告及び命令により必要な措置を講ずるよう指導いたします。また、勧告及び命令に従わない場合は市ホームページにて公表を行いますが、公表を行う前には、ごみの投棄を行った者に対し、その理由を通知し、弁明の機会を与えることとしております。さらに、公表後も改善が見込まれない場合は市が過料を決定し、書面にて通知を行い、納付書により支払いを受けることとなります。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

車で走っていても、一見きれいに見えておっても側道や脇に入ってみるとあり得ないポイ捨てがありますし、夏は草がもうもうと生えておって、そこに放る不届き者がおるんですが、これ枯れてくるとすごいどっさりごみが出てくるんですね。僕も掃除にライオンズで行ったんですけど、掃除に行ったら、枯れてくるとすごいんですよね、端っこのほうに。そういったところも規制というか、気をつけてもらいたいと思います。

近所も、歩いていると本当に何というんですかね、よく見えるところは割に捨てないんですけれども、カーブの死角になっているところに結構落ちていたり、その穴、グレーチングの中をのぞいたら結構な吸い殻とかごみとかが放ってあるのでこういったことにも気をつけて、とにかく亀山市はきれいやなと言われるよう取り組んでいきましょう。

次に災害対策費、地震対策・木造住宅補強事業の中から、耐震シェルター設置に関する補助制度が創設されましたが、これについての内容を伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

耐震シェルターとは、主に鉄骨や強化木材などの頑丈な素材を用いることにより天井や壁などの落下物に耐えられるよう設計された構造物でございます。そのため、住宅の１階部分に設置することにより、地震時に住宅が倒壊した場合でも居住者の生命の安全を守る機能を有しておりますが、住宅全体の補強するものではなく、リビングや寝室などの一部の生活空間を強化して、万が一の避難場所として機能させることが特徴となっております。

補助制度の内容といたしましては、まず、補助金の対象となる木造住宅は、過去に耐震補強工事等の補助金の交付実績がない旧耐震基準の３階建て以下の木造住宅としております。

次に、補助の対象といたしましては、市内の対象木造住宅の１階部分に一定の仕様基準を満たした耐震シェルターを設置することとし、また補助金額といたしましては、１棟につき耐震シェルターの購入及び設置等に要する経費の２分の１で、最大１５万円としております。

なお、本事業につきましては、県との協調補助により進めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

家全体を耐震補強するのではなく、家の一部に設置することによって安全を確保するものだと理解をしました。これを新たに創設することによる意味というか、効果についてはどのように考えているか、これを伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

近い将来の発生が懸念される南海トラフ地震などの大規模地震に備え被害を軽減するには、住宅の耐震補強が非常に重要であり、最も効果的であると考えられますが、現行の基準に基づき補強工事を行うには多額の費用を要することから、住宅の耐震化は一定の水準から鈍化傾向となっております。

また、先ほどご答弁いたしましたとおり、耐震シェルターの設置場所は限定的であるため、建物そのものの耐震性が向上するものではないことから、耐震化率の向上にはつながるものではございません。しかしながら、令和６年能登半島地震では死亡の原因の約４割が倒壊した建物の下敷きになったことによる圧死と報じられておりますことから、生命を守る取組の一つとして、住宅が崩壊しても一定の空間を確保することができる耐震シェルターの設置等に対し補助金を交付することにより、居住者の安全の確保を促進し、地震に強いまちづくりを進めるため本補助制度を創設するものでございます。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

耐震診断を経て、耐震補強したいと思っていても筋交いや壁の増設、耐震金具をつけるにしても、そういった快適な耐震方法もあるんですけど１００万以上の費用がかかりますし、恒久的に使用したい住宅では一旦壁や柱を全部撤去して柱とかは強度があるものに替えていく、そういったスケルトン工法というのもあるんですけれども、そういったものにすると１，０００万円以上かかると思います。こういった費用がかかるといった問題があって、手が出ないという人もたくさんいると思います。これも、一応ネットで見てみたんですけれども調べたところ、耐震シェルターでは、ものによりますがベッド型シェルターというんですかね、寝るところの上を強化されて、間柱もしっかりしたものがついていてベッド型シェルター、部屋型シェルターというのがあってですね。そういったものはもちろんこれも、もの、強度、大きさにもよりますが２０万から５０万ぐらいで設置できると書いてありました。これについてはそこだけの補強となりますが、設置して家族間で共有することで身を守れる。費用も安価で、補助金制度があれば耐震シェルター設置を考える人も増えると思います。

これは安価で、ならやってみようかなという人もおるかと思うんですけど、これをどのように周知していくのかについて伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

耐震化率の向上を図るため、耐震診断や耐震補強を促していくという中で、本事業の周知方法といたしましては、窓口等にて耐震事業の一つとして案内チラシを配付するほか、市ホームページへ掲載するとともに、各種関係団体と連携を図りながら広く新たな制度の周知に努め、住環境の安全性を高めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

周知徹底してもらって、シェルターは結構全国的にもやっぱりやっておる人も多いらしいもんですから、ぜひとも周知に力を入れていただきたいと思います。

災害はいつ起こるか分かりませんし、就寝時、寝ておるときの地震なんかは対応できない。能登半島地震でも上の屋根や２階部分が潰されて圧死したという例もあったそうですので、こういった

シェルターというのも一定の身を守る効果があると思いますので、しっかり市民に周知してもらって、こういった防災を市民に広げてもらうことをお願いして、めちゃくちゃ早いですけれども、終わります。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

１番　古田吉昭議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩をいたします。

（午後　２時５５分　休憩）

（午後　３時０６分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、３番　深水隆司議員。

○３番（深水隆司君登壇）

新和会の深水隆司でございます。

本日最後の質疑となりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

通告に従いさせていただきますが、議案第１１号亀山市まちをきれいにする条例の一部改正について、議案第７号亀山市職員給与条例の一部改正について、議案第１４号亀山市市民農園条例の一部改正について、議案第１９号令和７年度一般会計補正予算（第８号）についてを質疑させていただきます。

まず初めに、議案第１１号亀山市まちをきれいにする条例の一部改正についてであります。

改正の背景と趣旨については、先ほど森　美和子議員、古田議員のご答弁でありましたので割愛をさせていただきます。

次に、改正内容についてでございます。

今回の目的の中に示されております市民等ということが示されておるんですが、具体的にこの市民等とはどのような人を言うのか。また併せて、改正前にはなかった市民団体が明記されております。その趣旨についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

３番　深水隆司議員の質疑に対する答弁を求めます。

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

市民等の定義でございますが、亀山市まちをきれいにする条例第２条第４号に定めており、これまでと同様に市内に居住し、もしくは滞在し、または市内を通過する者を言います。例えば、市内に住む個人だけでなく市内で働く人、学ぶ人、一時的に市内を通り抜ける人も対象としております。また、なぜ市民団体を入れたのかということでございますが、近年、自治会、まちづくり協議会など様々な団体によるごみの投棄に対する取組の多様化に伴い、市民団体を目的に位置づけたところでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

市内在住の方以外に市内を通過する人も含めるというふうなことを理解させていただきました。

続きまして、この亀山市まちをきれいにする条例は、制定当時、たばこの吸い殻や空き缶等を対象としたポイ捨て条例とも言われておりました。今回、ごみの定義として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃掃法に規定されているごみを一般廃棄物まで対象を広げたということに対して、どのような効果を目指しているのかということと、一般廃棄物まで広げたならなぜ産業廃棄物まで広げなかったのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

現行の条例では、空き缶や瓶、紙くず、たばこの吸い殻など、いわゆるポイ捨てごみを対象としておりました。近年は家具、家電製品など投棄されるごみも多様化しておりますことから、これらに対応するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２条第２項に規定する一般廃棄物に改め、対象を拡大したところでございます。なお、一般廃棄物は市町村に指導権限がございますが、産業廃棄物は県に指導権限があるため、産業廃棄物は対象外としたものでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

処理は、市町村の固有事務としては一般廃棄物ということです。産業廃棄物は県ということで、捨てられたごみは一般廃棄物も産業廃棄物も変わらないんですね、ごみはごみなんです。したがって、なぜ産業廃棄物を分けたのかちょっと分からなかったので聞いたわけです。

次に、事業者の定義ですけれども、市内で事業を営む法人、その他の団体または個人としておりますが、改正前は、飲食料等を製造し、加工し、販売する事業を営む全ての者ということになっておりました。このことは製造者責任を明確にするとともに、地域関係なく全ての製造者、販売業者にも責任を求めておったと思うんですね。

今回、事業者を市内限定としたと、これは何か、ともすると縮小したみたいな傾向に取られかねないんですがなぜか、お伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

現行の条例では、議員ご指摘のとおり、事業者の定義は製品の廃棄やリサイクルに関して生産者が責任を負うことを求める拡大生産者責任の観点から、飲食料等を製造し、加工し、または販売する事業を営む全ての者を対象としておりました。

しかしながら、拡大生産者責任は日本では廃棄物の処理及び清掃に関する法律や資源有効利用促進法などに組み込まれていること、また、市内でのごみのポイ捨て問題の防止、抑制をするためには地域事業者及び団体との協力、連携した取組が大切でございますことから、事業者の定義を市内で事業を営む法人、その他団体または個人として対象を拡充したものでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

どちらかというと、製造責任とか販売責任というよりは、今回はそこで営む事業活動をする全ての人がみんなでまちをきれいにしていこうというふうな趣旨の改正かなと今の答弁で感じました。

次に、事業者の責務についてお伺いしたいと思います。

第４条では、事業者の責務として、事業を行う場所及びその周辺の清掃活動に関する努力規定を設けるとあります。事業を行う周辺とはどこまでのことを言うのかということをお聞きしたいんですが、実はもう私ども、昼生地区まちづくり協議会では下庄地内の国道３０６号線沿いを月１回清掃活動を行っているんですね。それで、市民が行うということで近隣の事業所さんにも協力を願って、できる範囲で掃除をしてくださいということで、既に３０６号沿いは従業員の方が掃除していただいているという実績があるんですが、この事業所の事業を行う範囲はどこら辺までを想定しているのかお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

事業者は、事業を行う場所及びその周辺の清掃活動等を行うことで、快適な環境づくりと地域住民とのつながりを深め、企業ブランドの向上や社員の意識の向上につながり、環境美化への意識が高まる効果があるということで、今回、事業者の責務に加えることとしております。どこまでの範囲でということでございますが、周辺の定義というものはございませんが、例えば、事業所の周辺において就業時間に間に合う範囲での清掃活動を想定しており、おおむねその隣接する道路を徒歩で１０分から１５分程度の移動範囲内と考えております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

あくまで事業所ができる範囲で努力義務であることを理解させていただきました。

次に、市民の責務についてお伺いしたいと思います。

第５条では、市民等の責務として、清潔で美しいまちづくりの推進に関する意識を高めというふうに新たに明記をされています。この意識を高めるとは具体的にどのようなことか、お伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

清潔で美しいまちづくりの推進に関する意識を高めることとは、単にごみを拾うという行動だけではなく、市民一人一人が日常生活の場である家庭や職場で美しいまちづくりに心がけるとともに、自らの住む地域においてもごみを捨てない、捨てさせないという行動をもって、きれいで住みよいまちをつくり出すという意識を高めることを責務として位置づけたものでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

市民の責務ということで、意識を高めるようなまた周知、啓発をよろしくお願いをしたいと思います。

それで、次に啓発についてということなんですが、第３条では、市は、市民団体、事業者または市民等が行う活動を支援するよう努めるとともに、関係機関と連携して、ごみの投棄の防止のために必要な施策または事業を行うとしております。

これまで、ポイ捨てや犬のふんの後始末の啓発看板等による啓発についてはその役割を昨年解散しました亀山市地区衛生組織連合会が担っていたと思うんですね。

今回条例改正では新たに、先ほど質疑しました、市民団体が定義されています。市民団体である地区衛生組織連合会が解散されているそのような中で、今後市としてどのように啓発していくのかお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

環境美化意識への理解及び関心を高めるための啓発でございますが、引き続き、市全域で実施する亀山市クリーン大作戦及び地域を限定して行う亀山市クリーン作戦等を実施して良好な環境を維持するとともに、活動内容を市ホームページ並びに広報「かめやま」への掲載や市内小・中学校への出前講座を通じて、環境美化意識への高揚に努めてまいります。さらに、啓発看板を作成し、効果的な場所への設置や不法投棄で困っている市民の方に配付を行い、啓発に努めてまいります。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

啓発の役割については、市がしっかりと行っていくということを確認しました。よろしくお願いしたいと思います。

最後に、罰則についてお尋ねしたいと思います。

先ほどの質疑、答弁の中で、改正前の条例における罰則については３万円の罰則規定があったが、罰則を科した例はないということでございました。当然のことながら、罰則を科そうとすると不法投棄した者を特定しなければならないと思うんですね。先ほどの答弁で、過料をどのように科すかとの答弁では、市は投棄されたごみの袋の中の郵便物等から氏名、住所を割り出して投棄者を特定するというご答弁でありました。当然のことながら、投棄されたごみの個人を特定する場合、袋の中にある郵便物等の氏名、住所が記されたものを見つけるということなんですが、しかしながら、それを見つけても、そのごみはその人本人が投棄したとは限らないわけなんですね。したがって、以前に何回かごみを投棄して袋を探して、中を特定するものがないか見つけて、見つけても警察のほうに持っていっても、そんなんその人が放ったかどうか分からんやないかと、本当に現行犯でなければできませんということで却下されたわけなんですが、そうしてやっぱりきちっと不法投棄を特定するのはなかなか難しいと思うんですわ、現行犯でなければ。したがって、今回過料を科すということでも大変難しいと思うんですが、その違反した者をどのように特定していくのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

特定につきましては、先ほどご答弁申し上げましたが、環境課職員が条例違反を現認いたしますと、現認時にごみの中から領収書、宅配伝票、郵便物等から住所、氏名等で違反者を特定する形になります。しかしながら、特定したものの、その方が確実に捨てたかどうかということについて確実なものがない場合ですと、実際に不法投棄したかどうか確認をするため警察に捜査をいただき、最終的に投棄者を確定するという流れを考えております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

なかなか特定するのが難しいとはいえども、きちっと、不法投棄したら過料を科すよということの周知をすることによって抑制効果につながるというのは一理あると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、議案第７号亀山市職員給与条例の一部改正についてです。

この改正は、人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定に準じ、市の職員の通勤手当及び宿日直手当について改正するというものでございます。

まず初めに、改正内容についてお尋ねしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

条例の改正内容でございますが、本市職員の給与につきましては、従前から国家公務員準拠、いわゆる国公準拠、この考え方により対応いたしておりますが、令和７年の人事院勧告により国が国家公務員の通勤手当の支給額等を改定したことに準じて、本市職員の通勤手当につきましても改定するものでございます。

具体的には、自動車等の使用距離区分に応じて支給する通勤手当の上限額を、現在は６０キロメートル以上で３万１，６００円といたしておりますが、距離につきましては規則で規定するのですが、１００キロメートル以上は６万６，４００円に引き上げることといたします。

それと、通勤手当と同様に、宿日直手当につきましても国公準拠の考え方で改定するものでございまして、具体的には、勤務１回に係る宿日直手当の支給限度額を通常の宿日直勤務は４，４００円から４，７００円へ、また特殊な業務の宿日直勤務は７，２００円から７，７００円へとそれぞれ引き上げることといたします。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

通勤手当が６０キロ以上が制定されたということです。

それで、６０キロ以上をかけて通勤している職員はいるのかということと、宿日直手当を支給する対象職員はいるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

この条例の適用を受ける職員で、医療センターの職員以外の職員でございますが、自動車等の使用距離が６０キロメートルを超える者は現時点ではおりません。

それと、宿日直手当の勤務につきましては、宿日直の勤務内容につきましては、定期的巡視、緊急電話対応などほとんど労働をする必要のない勤務でございますが、この条例の適用を受ける職員でこのような勤務を行う職員は現時点ではいないため、支給対象となる職員はおりません。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

それから最後にもう一点だけ、通勤距離が４キロから５キロぐらいであれば自転車通勤も可能だと思うんですが、例えば自転車通勤でもこの通勤手当の対象となるのか、支給要件が変わるものかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

通勤手当は自動車等の使用距離に応じて支給されるものですが、この自動車等の等には自動二輪車とか原動機付自転車など、原動機付の交通用具及び自転車も含まれますので自転車も該当いたします。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

分かりました。

次に、議案第１４号亀山市市民農園条例の一部改正についてです。

市民農園は単なる野菜作りの場にとどまらず、都市生活者の心身の健康増進につながるとされております。土に触れる農作業は日々のストレス解消やリフレッシュに効果的であります。また、適度な運動による体力維持も期待できるとされております。そして、食育と教育の場としても、自ら育て、収穫することで、食への関心や感謝の気持ちが育まれると言われております。さらには地域住民とのコミュニティが生まれると、そういった多岐にわたる役割を持っている施設だと認識をしております。

今回その市民農園の条例を一部改正するということで、まず条例改正の趣旨についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

亀山市市民農園は開園以来２０年以上が経過しており、現在、施設や設備の老朽化が目立つとともに、近年の物価高騰や人件費の上昇に伴い、適正な維持管理を継続することが困難になってまい

ります。そのため、今後の適正な維持管理及び施設設備の補修費用を安定確保するため、使用料の改正を行うものでございます。

なお、改正後の条例は、令和９年４月１日から施行の予定でございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

先ほどの答弁で、改正後の施行時期は令和９年４月１日ということでありました。これは１年も先のことであるんですが、なぜ今この時期に改正する必要があるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

令和９年度の市民農園利用者募集につきましては、令和８年８月を予定しております。料金改定につきましてはそれまでにしっかりと周知する必要がございますことから、周知期間を十分に確保するため、本定例会に提案いたしたところでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

利用者の方への周知も必要だということで、１年間かけて行うということが理解できました。

次に、改正内容についてお尋ねしたいと思います。

条例改正の趣旨に施設の老朽化が目立つとありますが、市民農園の施設はどういう施設があるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

市民農園の老朽化している施設でございますが、園内に設置しております藤棚やベンチ、農園の周りを囲むロープやくいでございます。また、園内への通路や駐車場も、長年の使用や雨などによる影響で一部水たまりができるなど路面が平たんでない状況となっております。なお、最近では、老朽化したくいの一部や水道の蛇口、園内の案内看板の修繕を行っているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

園内の通路や水道の蛇口、看板、そうですね、当然露天でありますので雨等の影響があると思いますので、そういった施設があるということですね。

それで、使用料についてお尋ねします。

今回１区画の使用料を年額６，０００円から９，９００円とこれは６５％もの引上げとなっておるんですね。この９，９００円とした根拠についてお尋ねしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

使用料改正の根拠でございますが、受益者負担の適正化に関する基準において、市民農園使用料は受益者負担が原則１００％の方針と定められております。この基準に基づき、共用部分等に係る費用や基盤整備費を除く１年間の維持管理費５５万９，７１８円を令和９年度の想定区画数５６区画で除した１区画当たりの受益者負担額を算出して使用料を９，９００円としております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

５６区画で除したというふうなところで、維持管理費の合計額を令和９年度の５６区画で除して算出しているということでありますが、この５６区画というのは令和７年度より増えているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

市民農園につきましては、現在５０区画という形になっておりますけれども、令和９年度の使用料を改正するのに併せて歳入を確保する取組としまして、市民農園内の空きスペースや老朽化している藤棚やベンチの一部を撤去し令和７年度中に１区画を増設し、さらに令和８年度に５区画程度の増設を検討しております。このことから、想定される令和９年度の区画数である５６区画で算出したところでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

より多くの人に利用してもらいたいということで、区画数を増やしておるということが理解できました。

先ほどの答弁で、市民農園の利用料は受益者負担が原則１００％ということでありました。私、冒頭申しました市民農園の意義というのは、健康増進とか食育と教育の場、コミュニティの形成といった多岐にわたる役割を担っている意義のある施設でもあると思いますので、そこら辺、原則１００％の受益者負担というのはちょっと疑問に感じるところでございます。しかしながら、引き続き多くの方に利用してもらえる憩いの場となるようにご努力をよろしくお願いしたいと思います。

最後に、議案第１９号令和７年度亀山市一般会計補正予算（第８号）についてでございます。

第２款総務費、第１項総務管理費、第１目一般管理費の一般職員人件費の増額補正についてお尋ねしていきたいと思います。

これは退職手当の増額ということで、退職手当につきましてはさきの１２月議会におきまして９，７９４万４，０００円の補正がなされたばかりで、またこのたび３月、本議会において退職手当２，９０９万９，０００円の増額補正が計上されております。なぜ続いての補正をしなければならない状況になったのかと、併せて補正の内容についてお尋ねしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

１２月定例会の補正予算において計上いたしました退職手当につきましては、本年度に６０歳を超える職員で、来年度以降の働き方の意向調査において退職する意向を示した職員の退職手当、またその時点で把握しておりました自己都合による退職者の退職手当について計上いたしたものでございます。

今回計上いたしますのは、それ以降に自己都合により本年度内の退職を願い出た職員に退職手当を支給するため、不足額を計上するものでございます。

内容でございますが、退職者の内訳は、事務職１名と技術職２名の３名分でございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

事務職１名、技術職２名ということで、３人の退職者の退職金の額ということであります。

次年度であります令和８年度の職員体制については、例年６月に退職者の意向を確認して、職員採用の計画を立て、既に新規採用も終わっていると思うんですね。今回の状況が令和８年度の職員配置にどのような影響があるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

職員を適正に配置するためには、定員適正化計画に基づいて必要な職員数を確保する必要がございますが、このたびの退職により職員数に一時的に不足が生じることとなるため、新たな職員を採用する必要がございます。しかしながら、タイミング的に本年度内に新たな職員の採用は困難なことから、今後定める来年度の職員採用計画に基づいて採用していくこととなります。そのようなことから、職員数に不足が生じることにはなりますが、各部局の業務が円滑に運営できるよう全体的に適正な職員配置を行うとともに、必要に応じまして会計年度任用職員を任用するなど業務に支障が生じないように努めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

業務に支障のないように努めるということですが、職員３人の穴は大きいと思います。ほかの職員にしわ寄せにならないように、平準化した職員や業務の割当てをしっかりとしていただきたいと思います。

それで、これまでは６月の時期に早期退職の勧奨制度というのがあって、退職者の希望を聞き取り次年度に向けての採用計画を立てていたと思うんですが、勧奨制度がなくなった現在、いつ辞めても退職手当に影響が出ないようになったという状況が今回の退職の背景にあるのではないかと思いますが、ご見解をお願いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

退職勧奨制度につきましては、職員定数の適正な管理と組織の活性化を図ることを目的とした制度で、令和５年度以降、本市におきましては実施をいたしておりません。

この制度の目的上、人材が不足していた一部専門職種などにつきましては、従前からこの制度を実施しておりませんでしたが、近年、全ての職種において職員の確保が困難な状況であることを考慮すると、この制度を現時点で実施することは適切でないというふうに考えております。なお、自己都合により退職を願い出た職員はそれぞれの人生設計において退職されるとのことであり、退職勧奨制度が実施されないことにより年度途中における急な退職申出が増えたものではないと考えております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

いずれにしましても働きやすい職場環境に努めていただくようお願いして、私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

３番　深水隆司議員の質疑は終わりました。

これにて、本日予定しておりました通告による議員の質疑は終わりました。

以上で本日の日程は終了しました。

休み明けの９日は午前１０時から会議を開き、引き続き上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後　３時３９分　散会）

令 和 ８ 年 ３ 月 ９ 日

亀 山 市 議 会 定 例 会 会 議 録 （第 ５ 号）

●議事日程（第５号）

令和８年３月９日（月）午前１０時　開議

第　　１　上程各案に対する質疑

議案第　３号　亀山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第　４号　亀山市工場立地法市準則条例の制定について

議案第　５号　亀山市行政手続条例の一部改正について

議案第　６号　亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

議案第　７号　亀山市職員給与条例の一部改正について

議案第　８号　亀山市職員の旅費に関する条例の一部改正について

議案第　９号　亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部改正について

議案第１０号　亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第１１号　亀山市まちをきれいにする条例の一部改正について

議案第１２号　亀山市産業振興条例の一部改正について

議案第１３号　亀山市石水渓キャンプ場施設条例の一部改正について

議案第１４号　亀山市市民農園条例の一部改正について

議案第１５号　亀山市営住宅条例の一部改正について

議案第１６号　亀山市火災予防条例の一部改正について

議案第１７号　亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議案第１８号　亀山市心身障害児童福祉手当支給条例及び亀山市重度心身障害者介助者手当支給条例の廃止について

議案第１９号　令和７年度亀山市一般会計補正予算（第８号）について

議案第２０号　令和７年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について

議案第２１号　令和７年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について

議案第２２号　令和７年度亀山市下水道事業会計補正予算（第２号）について

議案第２３号　令和７年度亀山市病院事業会計補正予算（第２号）について

議案第２４号　令和８年度亀山市一般会計予算について

議案第２５号　令和８年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について

議案第２６号　令和８年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について

議案第２７号　令和８年度亀山市水道事業会計予算について

議案第２８号　令和８年度亀山市工業用水道事業会計予算について

議案第２９号　令和８年度亀山市下水道事業会計予算について

議案第３０号　令和８年度亀山市病院事業会計予算について

議案第３１号　財産の処分について

議案第３２号　市道路線の認定及び廃止について
議案第３３号　基本構想の策定について
議案第３４号　前期基本計画の策定について
報告第　１号　専決処分の報告について
報告第　２号　専決処分の報告について
第　２　請願第　１号　学童保育所へ通所する児童らの安全確保及び交通の円滑化のための横断歩道設置に関する意見書の提出を求める請願

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（１７名）

１番	古田吉昭君	２番	櫻木善仁君
３番	深水隆司君	４番	草川卓也君
５番	中島雅代君	６番	森　英之君
７番	今岡翔平君	８番	髙島　真君
９番	新　秀隆君	１０番	豊田恵理君
１１番	福沢美由紀君	１２番	森　美和子君
１３番	鈴木達夫君	１４番	岡本公秀君
１５番	伊藤彦太郎君	１６番	服部孝規君
１８番	櫻井清蔵君		

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀渕輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	総務財政部参事	佐藤康二君
市民文化部長	小林恵太君	市民文化部次長兼関支所長	北川明美君
市民文化部参事	関戸繁人君	健康福祉部長	林　秀臣君
子ども未来部長	高宮綾子君	産業環境部長	富田真左哉君
産業環境部参事	村田　博君	建設部長	高桐美智代君
上下水道部長	松永政司君	危機管理監	木田博人君
会計管理者	原　正一君	消防長	豊田達也君
消防部長	豊田賢治君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	谷川健次君	地域医療部長	小森達也君

教育長	中原　博君	教育部長	大平　守君
代表監査委員	上田寿男君	監査委員事務局長	高嶋美季君
選挙管理委員会事務局長	落合　巧君		

●事務局職員

議会事務局長	大泉明彦	議事調査課長	新山さおり
書記	木戸将文		

●会議の次第

（午前１０時００分　開議）

○議長（岡本公秀君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

なお、谷川地域医療統括官は、公務のため、午前中は欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承願います。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程（第５号）により取り進めます。

これより日程第１、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。

質疑にあっては、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるものです。したがって、自己の意見を述べることなく、また議題の範囲を超えたり、一般質問にならないようご注意いただくとともに、発言は簡潔にお願いいたします。

通告に従い、順次発言を許します。

１８番　櫻井清蔵議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

おはようございます。

勇政の櫻井清蔵です。

議案第２４号の令和８年度亀山市一般会計予算について、第１２款諸支出金、第１項基金費、第７目庁舎建設基金費、庁舎建設基金の積立金についてということで通告させてもらってあります。

さきの代表質問でもいろいろお尋ねさせてもらったんですけれども、ここに令和８年度の当初予算書があります。代表質問のときにご答弁を聞かせてもらっておったら、今回の市庁舎基金の積立金は、前年度は１億、本年度は６２６万４，０００円と。これは積立金による収益金であるということで、積立てがしてあります。代表質問のときもお聞きしたんですけれども、なぜ積まんのやというようなことを言ったら、次世代に負担を残すことがないように財政運営をしていきたいというのが市長の考えでした。

平成２１年にあなたが就任されたときにも、私ここで質問させてもらったら同じようなことを言われました。平成２６年建設というのは凍結されて、田中亮太さんのときに当初３億円毎年積んで

いって、それで庁舎建設をやっていくと。あなたが就任されて、就任当初は１億円を積み立ててみえました、毎年、当初に。それがいつの間にか５，０００万に減額され、それでずっと５，０００万が続いてきて、二、三年前に庁舎建設を令和１２年に建設するということで１億を積み立てるんだと言いました。

ところが、市長再選と同時に、令和１８年まで６年間延伸するということを表明されておると。その中で、令和８年度の当初予算書では積立金が収益金のみということになったんですけれども、改めてお聞きしたい。今亀山市の財政状況等々が当初予算参考資料に、令和２年度から令和８年度までのずっと下、指標が示されております。

それで、ここに資料で出してもらった令和７年度で廃止する事業及び令和８年度から内容等が変更となる事業一覧、資料も提示されておると。この中に庁舎建設の基金の変更理由が書いてあります。事業名称と事業概要、廃止、または変更の理由等が書いてあります。事業概要の中に、市庁舎の整備に伴う財源確保のため、３０億円以上を目標に計画的な積立てを行うと。それで、変更の部分を見ていると、現下の財政状況等を踏まえ、基金の積立額を当該基金の収益金のみに変更するためというふうに資料５が提出されております。

年間別財政指標をちょっとそれなりに私も勉強させてもらいました。令和２年度は自主財源が４３．９％、依存財源が５６．１％、令和３年度が自主財源が４８．６％、依存財源が５１．４％、令和４年度が自主財源が５１．３％、依存財源が４８．７％と。それから、令和５年度は自主財源は５６．６％、依存財源が４３．４％、令和６年度が自主財源が５２．８％、依存財源が４７．２％と。こういうような形で推移しておって、財政力指数というんですかね、単年度別に見ると、令和２年度は０．８７３、令和３年度が０．８３９、４年度が０．８１６、５年度が０．８０３、６年度が０．８１１、令和７年度が０．７９８、令和８年度は０．８３７と、こういうような推移状況になっておると。

こういうような状況の中で、当市として、いろんな議論で１６０億の壁とか何とか言うていますけれども、体力的に将来の世代に負担を残さんためには、今自主財源、亀山市は財政力指数は０．８以上ありますから、０．５の自治体は三重県内にもたくさんあるんですよ。体力のある間に、やっぱり令和１８年ですか、それに随時年次に積んでいくのが本来次世代に負担を残さんようにする財政、それから財政運営ではないかというふうに思いますけれども、なぜ令和８年度は収益金のみでいくのか、そのお考えを改めて聞かせてください。次世代に負担を残さないためにというような答弁では私は理解できません。

なぜこの変更で収益金のみで、恐らく数字的にいいますと、平成２６年に庁舎建設費用は４５億プラスアルファやったと思うんです。それでこの間、令和１２年に建設するときには９５億プラスアルファですわ。あと１０年たったら令和１８年ですよね、私の予測が間違っておるかどうか分かりませんけれども、恐らく百二、三十億程度になるんやないかと思います。そうすると、どうしても、今庁舎基金が１６億円ありますけれども、庁舎基金はせめて最低でも５０億は積んでいかんならん。

そういう中で、令和８年度、これが変更になりますから、それで補正対応とか何とかいって服部議員からもいろいろ突っ込まれていましたけど、私の答弁で、補正対応するというふうなことを言われました。リニアの基金は、随時積んできて２０億ぐらいですよ。将来に向けた世代に負担を残さんためには、今体力のある間に、せめて２億、多ければ３億を積んで、１０年間で３０億にして、

トータル５０億くらいにするのが本来の将来の負担を残さん財政運営だろうと思いますけれども、なぜこのような形で市長として当初予算に判断されたか、また変更された理由等々も、変更をした理由によって、収益金のみしか積んでいませんもんで、そのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

１８番　櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

ちょうど先週から代表質問以降、この取扱いにつきまして、亀山市としての考え方をこの場でも申し上げてきたとおりでございます。議員のご所見としては今ご所見として伺わせていただきましたが、改めてなぜ当初に庁舎建設基金を積まなかったかと、このことについては申し上げてきたとおりでございますし、大変厳しい財政状況の中で、その早期回復を目指すことが一方にあります。もう一方に、これは議員よく言われます財調を取り崩すんではなくて、しっかりこれは積むべきだと。でも、歳入が限られております中で、市民の多くのご要望はたくさんあるわけでありまして、それに応えるためには、限られた財源の中でいかにそれに応えていくかということが当然求められるわけであります。

現実の様々なニーズに応える、そして将来の負担軽減に応える、この両面を追いかけるのが当然行政としての責任でございますので、大変厳しい状況でございますので、この当初予算の段階では、今庁舎に限らずリニアもそうですが、当初では積立金を積まずに、令和８年度の今は予算の段階でございますが、８年度以降、様々な状況も、当然今触れられましたような風水害があった場合、２億、３億飛んでいくようなケースもあるわけでございますし、国の制度が変わった場合は市の負担が、一般財源からということもあり得るわけでございますので、８年度の財政状況をしっかり予算を執行する中で見極めた中で、補正予算の中で対応させていただくということを先般来から申し上げてきたところでございます。

したがいまして、２億、３億をここでなぜ積まんだかということなんですが、２億、３億をここで積んだ場合、財調を取り崩して市民ニーズに応えるか、もしくは市民要望等々にも応えるわけでありますから、２億、３億を積んだ場合は２億、３億分の事業が適用できないということもあるわけでありますので、そこを踏まえて総合的な判断をさせていただいたということを先般来から申し上げているところでございます。

議員のご所見としてはご所見として伺っておきますが、私ども令和８年度の予算編成に当たりまして、その両面を考えて、そして市民ニーズにもお応えをする中で、将来への負担軽減も視野に入れて予算編成をさせていただいたところでございますので、そこは改めて深いご理解をいただく必要があろうかというふうに思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

私は所見を言うていないですよ。令和２年度からずっと実績を述べて、あえて時間を使って言わせてもらったんです。

そうすると、庁舎は一体、令和１８年度はどんなぐらいの予測をしてみえるのかな、市長として。私は、平成２６年建設、合併特例債を活用して、平成２６年は４５億ですよ。合併特例債２５億、庁舎基金１５億、一般財源５億、これで４５億ですよ。それを凍結せんと、やっぱり庁舎を建て替えなあかんという感覚で、あなたが４期目の半ばぐらいに庁舎建設を言われた。そのときに試算したら、駅前周辺になったときに、駅前周辺に総額１３億ですか、９億ですか、投入してそこへ持っていくと。そのときに試算したら、９５億になっておるんですよ。あなたの優柔不断な判断によって、庁舎を２６年に建てておれば４５億で済んだんですよ、合併特例債も活用して。

だけど、それを優柔不断な判断で延ばし延ばして、令和１２年に建てるというやつを、またどんな根拠をいうか知りませんけど、６年して、これは市民の要望に応えるために、災害があったときに、それとこれとはまた別ですやないか。庁舎基金を積み立てるというのは、あなたの義務なんですよ、将来の世代に負担を残さん。だから、この数字を言わせてもらったんですよ。

実質単年度収支はずっと赤字なんですよ。そこで財調を崩して何かしていろんなことをやっているんですよ。私の所見やないですよ、あなたの姿勢なんですよ。どうしても庁舎を建てるという間隔を６年間ずらした中で、今から１０年間の間にずうっとあなたがその１０年間面倒を見るつもりなんかな。そうでしょう。いずれはその席を去らんならんときがあると。そのときに、次代のための、ちゃんときちっと庁舎のための基金を積み立てていくという意思をこの予算書の中に入れ込まなあかんですよ。

市民ニーズに応えるために、災害のために、それは当然なんですよ、財調を使って。あなたが就任する前に、財政調整基金が四十四、五億あったんですよ。それで、平成２０年ですかね、亀山市の市債は２０３億ぐらいあったんですよ。今１１２億ですよ。私の所見やないですよ、これは。次世代のために庁舎基金をある程度、２億、私は３億だと思いますけど、３億を積んで１０年後に備えるという姿勢をこの予算書に示して、市民の皆さん方、どうしても庁舎は必要やと、防災拠点にもせんならん。市民の皆さん方のいろんな行政に対する要望に対して応えるための職員の環境整備をせんならんという中で建てやんならんもんで、少々のことについてはご辛抱いただきたいというような姿勢を示すのがこの庁舎基金なんですよ、リニアやないんですよ。

財調を２５億にするんやないんですよ。庁舎基金を積むことによって、市民のいろんなニーズについて、この辺についてはちょっと待ってくれという説得力なんですよ。庁舎基金は積まん、そうやけど財政力は上がってきておると、あなたが就任当時の財政力指数は１．３幾つやと思うんです。不交付団体やったんですよ。それが今交付団体になってここに来ておるんですよ。だけど、去年よりもちょっと右肩に上がっておるんですよ、財政力指数は。今ここで積んでおかなあかんと思う。

私の所見と違いますよ。このデータが出ておるんですよ、資料が。私は資料に基づいてやっておるんですよ。あなたもその資料を見てみえますやろう。見ていないんですか。そうしたら、誰が一体この変更を、収益金のみにすべきであるという判断をされたんですか。それをはっきり答えてください、ここで。誰が収益金のみで、いつまでやるのやと。それをここで答えてくださいよ。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず誰がというか、これはもう予算編成、それから亀山市の８年度に向けた様々な取組、この上

で組織として判断をし、市長としてお示しをさせていただいておるものでございます。それはもう当然のことでございますので、それはご理解いただく必要があろうかと思います。さらに、この庁舎の建設の姿勢を示せと言われるんですが、これも何度も申し上げてきておりますが、基本的にその方針は従来から申し上げてきておりますとおり、そのことは変わっておりませんし、先週の代表質問、それから総合計画の議案質疑におきましても、そのことは明確に申し上げたところでございます。

もう一点大事なことは、この庁舎の建て替えのみならず、亀山市は、議員はそれに非常にこだわっておられるというのは理解をさせていただくんですが、それ以外にも様々な事業や様々な課題、施策、様々なものを今追っかけておるところであります。それには、令和８年度でも総合計画の中でお示ししました３１８のこれから中長期にやるべき事業、施策をお示しさせていただきました。庁舎の整備、これだけではございません。リニアだけでもございません。

それらを含めて、亀山市がこれからも持続可能なまちづくりを進めていく、そして明るい未来をつくっていくという視点、同時に今を生きる様々な市民の皆さんの課題もたくさん、これは多岐にわたっておりますので、これに応えていく必要がある。そのことも踏まえて、今努力を重ねているところでございます。

あわせまして、財政調整基金のご指摘は、議員は従来からかなりご指摘をいただいてまいりました。あわせて、実質単年度収支の赤字について随分ご批判をいただいてまいりました。したがいまして、財政調整基金のみならず、今の亀山市の財政状況を本当に将来に対して施策が展開できるよう、市民の皆さんの将来世代も負担が軽減できるようにということで、令和６年５月に財政構造改革骨太方針をお示しさせていただいて、令和１１年度までの６年間を構造改革の期間と位置づけ、さらに前半３年間におきましては、しっかりこれに対応しながら、議員ご指摘のいわゆる実質単年度収支のマイナス部分を逆転換させることに今もう一方で取り組んでいるところでございます。

したがいまして、少し一般質問のようになってきてございますが、その点は併せてご理解をいただいて、いわゆる入るを量りて出ずるを制す、その中で、８年度も４億ほど市税は伸びますけれど、しかし交付金はそれに合わせて減る、そういう中での限られた財源の中でかなりの事業を令和８年度の予算に盛り込ませていただいたというふうに考えていると。したがいまして、２億、３億をここへ積めば、２億、３億分の何らかの事業が計上できない、あるいは２億、３億分の財政調整基金が減ってしまう状況を避けつつ様々な課題に対応させていただいたということを何度も申し上げておりますが、改めてご理解をいただきたいと存じます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

ちょっと苦になった答弁やと思いますよ。

組織が判断して、私が判断した。最終責任者は市長なんですよ。その責任は全て市長が持つという。組織が決めたで、それに従ったんですか。そうでしょう。組織の中で協議して、骨太方針２０２４で決めて、これをしてきたのか。組織が決めたもんで、はい、そうですかとなったんかな。それならあなたは何様や、ほんなら。収益金のみと変更したときに、いや、それは困るのやと。やはり何とか捻出して、せめて２億、多くて３億円を積める手法はないかという、あなたは、どこの組

織か知りませんけれども、その組織に反発せんだんかな。財政のほうが、いや、３億を収益だけにしましょうと決めたもんで、ああ、そうですな、それがいいよと、そうなったんかな。そういうふうに聞こえるのや、私には。

市長、あくまでもこれは首長の判断やろう。令和１２年に建てるというやつを１８年に建てるという判断も市長の判断やろうがな。平成２１年に凍結して出てきたのも、あなたの判断やろう。それで、市民はそれに賛同してあなたを市長にしたんやがな。１２年に建てる、これもあなたの判断でしょう。それを１８年に延ばせと、それもあなたの判断ですやろう。違いますのか。

○議長（岡本公秀君）

申し上げますが、質疑が大分と広範囲にわたっていますのでご注意をお願いいたします。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

広範囲に言うておるからやがな、違いますか。あなたの判断でしょう。その判断の基準を教えてほしいの。市民ニーズの要望に応えんならん。当然ですわ、それは行政として。

だけど、出ずるも何、そんなもん分からんけど、あなたの言うことは。判断ですよ、あなたの。そうすると、この判断は、組織に責任を持たせるのかな。あなたの責任はないということか。それをちょっと確認や。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

全ての行政がお示しをさせていただく予算も、条例も、制度も、そして様々な運営に関わる全てのものは、行政の長である市長の責務と責任というのは当然のことでございますし、今日までもその意識、それから今もそうですし、今後においても、市長の責任は、自ら公の責務としてそれはしっかり心に据えて対応させていただいておりますので、ここは今さら申し上げるまでもありませんが、当然市役所は本当に小さな家内工業とか零細の事業体ということではなくて、やっぱり１，０００名を超える組織で動いておりますので、当然その組織の仕組みの中には、予算の様々な議論、それから行財政改革に関わる、その検討する機会、庁議としての意思決定、様々な段階の様々な役割、責務、そして私自身も当然関わってきておりますので、それらも全部ひっくるめて、当然市長の責任で予算案、それから条例案、それから行政の様々な取組をこの公の場で申し上げて、そして議会の議員の皆様のご理解をいただいて執行させていただいてきておるものでございますので、それも言うまでもない当然の責務であるというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

１，０００人の大所帯と言うけれども、給与のことも質疑しようかと思っておったけれども、あなたが１，０００人のことを言われたもんで、基本的に亀山市の正規職員は、８年１月１日現在で４３９名なんですわ。会計年度任用職員の方も含めたら１，０００人を超えます。やっぱり職場環境をきちっと整えようと思ったら庁舎なんですよ、庁舎は主のものになるんですよ。そうすると、令和１８年に庁舎を建てる。それはどこで。骨太方針が令和８年から令和１１年ですかな、やっていますけれども、つまり２５億まで財調を伸ばすって言ってますけれども、起債を何やら７０億ま

で減らすと。だけど、ほんまに建てるつもりあるの、こんな感覚で。

当年度は六百何十万で積立てします。次年度の話をしたら、また議長が何か言うやろうで。これでいいのかな、これで。収益的収支も単年度でいくと令和２年からずっと赤字なんですよ。確かに財調の振替はあります。崩して入れる、崩して入れる、これを繰り返して、そして財政調整基金は、令和元年からの残高が２８億ぐらいあって、１２億８，０００万ぐらいですな、減っておるんですよ、財調が。入替え、入替えしておっても、だんだん減っていっておるんですよ。

もう一遍聞きたいのや。庁舎基金の残高、この収益金のみというのは、今後いつまで継続されるのか、それをちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（岡本公秀君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

何度もお答えをしておりますが、新年度、令和８年度の財政状況を見ながら、補正の対応も含めて対応させていただくという考え方で申し上げておるものでございます。

当初で積むか積まんか。何とか、今財政が厳しい中で、やっぱりこの状況、ニーズにも応える、その総合的な判断の中で、当初には今回計上しなかったということでございますが、状況を見ながら、８年度の補正対応も含めて考えたいと、このことを先般から申し上げておるところであります。

○議長（岡本公秀君）

１８番　櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

次に、１６番　服部孝規議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

通告に従い質疑をします。

順番の入替えをお願いします。

まず産業振興条例、次に工場立地、最後に国保税の順にしたいと思います。

まず議案第１２号亀山市産業振興条例の一部改正についてであります。

質疑に入る前に、私にとって思い入れの深いこの条例の変遷について触れておきます。

まずシャープが亀山への進出を表明したのが２００２年の２月。それを受けて、この年の５月臨時議会でシャープへの４５億の奨励金交付の根拠となる産業振興条例が制定された。このとき、私は議員になって３年目です。当時は歓迎一色で、全員協議会では４５億と言わずに５０億でも６０億でも出せばいいという議員がいたほどであります。当時の一般会計の予算規模が１３０億円でしたから、いかに大きな奨励金だったということが分かると思います。

このとき、私たち党議員団は、この条例制定に反対いたしました。理由は４つ。１つは、この補助金を受けられるのが大企業などに限られるという問題です。中小企業は対象にならず、市内の産業振興につながらない。これが１点です。２つ目は、対象となる事業者の事業に限定して、シャープ及びその関連企業を対象にした条例である。対象になる事業が狭過ぎるということですね。

３つ目は、事業の継続という問題では、当時企業の海外進出が頻繁に起こっており、シャープもいつ撤退するか分からないという中で、立地協定書では、事業の継続については企業の努力義務というだけで撤退の歯止めがないということです。４つ目は、一般会計が１３０億の予算規模しかな

い市が４５億も一企業にお金を投資するというようなやり方は、税金の使い方としておかしい。民間企業のようなお金の使い方をすべきでない。この４点で反対をいたしました。

その後、２００８年３月議会で、この条例が大きく改正をされました。当時の提案理由の説明では、今後は地域経済の安定と好循環に資する企業立地をさらに進め、市産業の多層化を促進する必要があります。そのため、主力の製造業を中心に様々な立地、ケースに対応可能で、市内中小企業等の設備投資を一層促進する奨励措置制度の充実を図るため、所要の改正を行うと述べています。

改正ポイントの一つは、新設、増設に加え移設も対象にしました。２つ目は、最大４５億の奨励措置は残りましたが、再度同じ企業が奨励措置を受けないということになりました。３つ目は、新たに、投下固定資産税５億円以上、新規雇用１５人以上で毎年度１億円を限度に３年間交付する。こういう新しいものが入りました。４つ目は、奨励措置の対象要件を緩和し、中小企業も奨励措置が受けられるよう、投下固定資産総額１億円以上、雇用は操業開始日より１年前の雇用者数が現在の雇用者数以上であることを条件に交付措置が取られたということであります。

そして、その後、２０１６年１２月議会で４５億円の奨励措置をなくす。それと１０億円もありましたね、これをなくすという改正がされました。このようにずうっと見てまいりますと、条例制定のときに私たち４点を上げて反対したんですけれども、かなりそれが改善をされて現在に至っているという経緯であります。

そこで、まず１問目です。現条例の検証結果についてお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

１６番　服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

本条例の改正に当たりまして、これまでの条例に基づく奨励制度の検証を行った結果、主な成果といたしましては、まず税収の増加でございます。本条例制定以来、これまで１６事業者に対し奨励金を約５５億円交付いたしましたが、事業者からは１０倍近い約５１９億円の税収がございました。２つ目の成果といたしましては、就業機会の拡大や雇用の促進が進んでおり、１６事業者において約２，６００人の新規雇用が生まれております。３つ目の成果といたしましては、１６事業者において約１，７５８億円の立地に伴う投資があり、地域経済の活性化に寄与してまいりました。

一方で、奨励措置対象となる準工業地域、工業地域及び工業専用地域には工場建設が可能な用地が少ない現状や、投資額が少ない事業者は交付した奨励金に対して税収や雇用への効果が小さいなど課題もございました。このような成果と課題を検証した上で、奨励措置対象事業者から物流業を除外することや奨励措置対象とする投下固定資産税を引き下げること、新規雇用者等の数を見直すなど、条例の改正内容に反映したところでございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

特に検証結果の課題のところなんですけれども、一番強調されたのが、市が奨励措置をする、いわゆる奨励金を交付する、そのことと税収との関係で、これがやっぱり多くの交付をしながら税収で返ってこないとまずいという観点での検証結果であったんではないかというふうに思います。

ただ、私は、シャープ誘致で後々に明らかになったんですけれども、シャープ誘致の決め手となったのは奨励金ではなかったということですね。これは、２００８年の３月議会で、私一般質問でやったんですけれども、２００６年にシャープ亀山工場を共産党の塩川衆議院議員が視察をして、国会で会議録としてこのように残っています。

シャープの役員の方に、なぜ亀山だったのかと問うと、シャープの場合は奈良県の天理にある工場がある。研究開発施設もある。関連する下請中小企業など技術などの集積もある。それから多気にもやはり液晶パネルの工場がある。そういう点で、それぞれが１時間の距離で結べる亀山というのは立地的にも大変いい。物流コストのコストダウンも図られるし、技術者の有効活用も図られるということで亀山にしたと、こういうふうに述べられたわけであります。つまり、亀山というのは企業立地をする上で非常に利点が多い。このことがやっぱり決め手になっているわけですね。だから、奨励金をたくさん出したからシャープを引っ張れたという、当時北川知事のトップセールスだと言われましたけど、実際は違うんですよね。やっぱり亀山という立地がいいんですよね。やっぱりここのところが私は大きな点だと思うんですね。

そこで２問目ですけれども、この条例制定後に亀山に進出した企業の中で、奨励金の対象にならなかったけれども進出した企業がどれだけあったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

亀山・関テクノヒルズ内で創業済みの企業２５社のうち、奨励措置対象事業者となり得る企業は２２社でございます。産業振興条例は、平成１９年度末の見直しにおきまして、投資額や雇用要件を緩和しておりますが、見直し前の平成１９年度までに進出した６社のうち、奨励措置を講じた企業は３社、見直し後の平成２０年度以降に進出した企業１６社のうち、奨励措置を講じた企業は１１社でございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

今の答弁をもう一度まとめますけど、やっぱり平成２０年の改正が大きな産業振興条例の改正やったんですけれども、その前後で数を言っていただきました。いわゆる４５億というような条例のときには、進出企業が６社で、奨励措置３社、だから差し引きますと奨励措置なしが３社あるんですね。それから、この２０年の改正によって進出企業が１６社、それから奨励措置を受けたのが１１社ですから、奨励措置なしで来たのが５社なんですね。これを足しますと、２２社進出して、奨励措置は１４社ですよ。８社は奨励措置なしに来ているんです。

ここが、先ほど言ったように、亀山というのは企業にとって非常に立地条件が優れているというね。だから、別に奨励措置は受けられないけれども、亀山に進出すると。ここが、私はやっぱり亀山の有利なところやと思うんですよ。だから、そんなに奨励金をたくさん使わなくても私は来るんじゃないかなというふうに思うんです。これは結果的にそうですよね。２２社で１４社が奨励措置を受けておるけれども、８社は受けずに来ているんですよ。このことは、見直しをする上で大きな点だというふうに思います。

もう一つ、２０年の改正で私が大きかったと思うのは、市内中小企業等の設備投資を一層促進する奨励措置制度の充実を図る。つまり中小企業にもきちんと奨励制度が受けられるように大きく見直しをした、この点だと思うんですよね。この点について、今回改正をされる条例で、中小企業の奨励措置が後退することはないのか、この点について確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

中小企業に関わる今回の改正についてでございますが、奨励措置対象事業者の要件のうち、投下固定資産税総額を引き上げております。改正前は、投下固定資産税総額が事業所を新設する場合は５億円以上、増設、移設する場合は１億円以上でございましたが、改正後は、新設の場合１０億円以上、増設、移設の場合は５億円以上となっております。

それから、この投下固定資産税の引上げにつきましては、今回の条例改正に当たりましての検証において、引上げを行ったことによって中小企業の多くが奨励措置対象から除外されることはないと判断いたしたところでございます。また、新規雇用者数につきまして、今回は改正で中小企業者以外の事業者の増設、移設の場合は、１０人以上から増設、移設前の雇用者数以上に緩和しておりますが、中小企業者の要件につきましては、既に増設、移設は増設、移設前の雇用者数以上としており、特に変更はございません。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

中小企業について説明いただきました。

もう少し説明いただきたいのは、投下固定資産の引上げをされたということですね。これでもって除外されることはないと結論だけ言われたんですけれども、普通に考えると投下固定資産が引き上げられると中小企業は大変やと思うんですよね。だから、それを引き上げても除外されることはないというふうに言われた具体的な説明をお願いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

これまで、全ての投資額を見ていきますと、中小企業においても、今回の改正の１０億円を引き上げた以上ぐらいの投資はこれまでからされておったということから、影響はないという判断をしたところでございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

これまでの実績で、引き上げたとしても、中小企業が引き上げられたことによって対象から外れることはない、こういうことですね。分かりました。

今回の改正で、奨励措置と税収ということを盛んに言われたんですけれども、やっぱりもっと進んで、本当に亀山市は手厚い奨励措置をしなければ企業が来ないのかどうか、ここのところは、こ

れは実績として、先ほども言いましたように、奨励措置なしでも来る企業があるということですね。だから、その点も含めてやっぱり検証すべきではないかなというふうに思います。

次に移ります。

次に、議案第４号亀山市工場立地法市準則条例の制定についてであります。

工場立地法は、高度経済成長を背景に進んだ国内の工業化と工業開発に起因して深刻化した公害問題や地域の環境、自然の喪失に対する対策として、１９７３年に工業立地の調査等に関する法律を改正する形で制定されたと。製造業の企業の社会的責務として、企業が進んで工場の緑地化等を行い、積極的に地域の環境づくりに貢献することを求めたものであり、工業立地の段階から周辺の生活環境と調和を図ることを義務づけているわけであります。その後、１９９７年の法改正で、国から都道府県、政令都市へ権限が委譲され、さらに２０１２年の法改正では、都道府県からさらに全ての市町村へ権限が委譲されるということになりました。

権限を委譲された自治体では、国の定める範囲内で緑地面積等を引き下げる、つまり緑地を少なくできると。こういう市独自の緑地面積率等を定めることができるようになったということですね。こういうことを受けて、亀山市も、今回市内企業の投資促進及び市外流出防止を図る必要があるということで、緑地面積率等を緩和する、引き下げるということですね、条例を制定するということになったということであります。

ただ、この問題については、先ほど言いましたように、工場立地法、工業化と工業開発に起因して深刻化した公害問題、四日市でもありました、こういう問題。それから地域の環境、自然の喪失に対する対策、こういうことを受けて、反省として企業が進んで工場の緑化を行って、積極的に地域の環境づくりに貢献するという趣旨でつくられた法律なんですね。それを緑を少なくてもいいようにするということは、私はこの法の趣旨に反するんではないかと思うんですが、その点についてお聞きしたい。その前にまず、なぜ工業立地法が制定されたのか、この辺の認識をまずお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

先ほど議員のほうからもご説明いただきましたけれども、工場立地法は、昭和４８年に工場立地の調査等に関する法律の題名を改めて制定されたもので、工場立地に際しての敷地利用の在り方に関する規制等の追加や、大規模な工場の集中立地が予想される地域についての特別な規制の追加などが定められたものでございます。

この改正の背景には、規制工業地帯を中心とした公害問題の深刻化が工場の周辺住民や工場立地が行われようとしている地域住民の不安を増大させており、また工業化と都市化の進行とともに、地域の自然との調和が失われていくという状況がございました。一方、企業には、公害、災害等の防止に万全を期し、地域住民に公害、災害等の不安を抱かせないようにすることや、地域の同居人として進んで工場の緑化等を行い、積極的に地域の環境づくりに貢献するといった社会的責任が求められてきました。このような状況を踏まえ、工場立地の段階から、企業自らが周辺の生活環境との調和を保ち得る基盤を整備し、社会的責任として注意義務を全うするよう誘導、規制していく必要があると考えられ、工場立地の適正化を推進するため、昭和４８年の一部改正に至ったものでご

ざいます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

公害のときに思いましたけど、企業は本当に競争ですわね。だから、自分のところだけ何々をしてもうけが減ってはかなわん。だから、やっぱりいろいろ問題はあっても、もうけを出すためにやるわけですよね。そういうことをそれぞれがやって結局公害問題を引き起こしてしまう。どんどんどんどんもうけが上がるようにして自然やそういう環境を破壊するというようなことが進んでいったわけですね。

そこで、国が法律でもって決めなければ、なかなか企業が自分のところの判断だけでやれば、当然やらない企業から比べてやっぱり損をしますので、それはもうみんなが一緒にそろってやれるように法律でもって規制するという。こういうことでの今回の工業立地法の改正になったと思うんですよ。

そういう事態があって、こうなってきてもう大分年数がたちましたけど、やっぱり緑化をするということについては、私は必要性は深まることはあっても、なくなるということはないと思うんですよ。だから、なぜこの時点で法律を改正されたのも疑問に思いますし、それに従って亀山市もまた緑の面積が少なくてもよろしいよみたいなことを言うというのは、どうもやっぱりこれは逆行するんではないかというふうに思います。

この中で、特に逆行するんではないか、この点、工業立地法からすれば逆行するんではないかと、この点についての見解をお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

昭和４８年にこの法が制定されまして、その後、公害問題深刻化や工業化の進行という社会的背景がありました。その後、公害防止技術の進歩等により、全国の一律規制ではなく、地域の実情に応じて対応できるよう、平成９年と平成２４年に地域準則を条例で定めることができる法改正がなされてございます。確かに当時と比べますと、公害といったことについての状況も変わってきているかとは思います。ただ、ここでの緑化はある程度率を定めておるということは、企業の活動をやりながらも、ある程度の緑地を保つべきものであるというのがこの法の趣旨ではあるかと思います。

ただ、今回うちのほうで改正させていただくのは、工業専用地域と工業地域という特定の工業を推進していくエリアに限定して行っております。そのことからも、確かに一部そういったことで緩和ということではありますけれども、企業活動のＣＳＲとかそういったところは環境への配慮が企業として不可欠な責務となっておる現状から考えますと、一定の企業活動を促進するとともに、その点についての緩和というものは今回必要であると判断したところでございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

この議会でも総合計画でいろんな議論があります。やっぱり緑の健都なんですよ、亀山市の一番

大きな看板は。総合計画にもグリーンプランと書いてあるんですよ。環境であるとか、それから自然であるとか、緑であるとかいうことを非常に重きを置いているような総合計画を出している亀山市がなぜこういう緑が減ってもいいですよというようなことをやるのかですよ。

公害問題は確かにもう随分いろんな法律改正されたり、いろいろな規制がされましたんで、公害問題そのものは随分変わってきています。でも、緑が減っていいという状態にはなっていないと思うんですよ。やっぱり緑は増やすことはあっても減らすもんではないと思うんですよ。だから、やっぱり企業の意向に沿って緑を減らすんかというふうに私は取るわけですよ。企業活動をさらに進めるために自分のところの敷地の土地を少しでも活用したい、それって結局公害のときの企業の発想やないかと私は思うんですよ。だから、やっぱりこれはやるべきやないと思いますよ、緑の面積を減らすということはね。その点について本当に問題ないのかということは問うていきたいと思います。

時間が限られていますので、私はもう一点大事なところやと思うんですけれども、この工場立地法の中で、企業の社会的責務で工場の緑化等を行って、積極的に地域の環境づくりに貢献するということを求めた。立地の段階から周辺の生活環境と調和を図ることを義務づけたということなんですよ。そうなったら、私はこの条例制定の段階で、やっぱり工場の周辺の住民の意見を聞く、それから市としてこの条例制定についてのパブリックコメントをやるということが必要やと思うんですよ。市民生活にも市民の生活環境にも関わることなんですよね、企業の緑を減らすということは。これがやられたのかどうか。周辺住民への意見の聴取であるとかパブリックコメント、こういうことがやられたのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

まずパブリックコメントでございますけれども、今回の条例制定に当たりましては、亀山市長部局におけるパブリックコメント手続に関する指針に基づき、本条例が市の基本的な制度を定め、市民等の権利、義務に関することを内容としてございませんことから、パブリックコメントは実施しておりません。

それから、また地域住民の意見を聞いたのかということでございますけれども、こちらにつきましても周辺住民の意見は伺っておりません。

なぜそういったことになってきたのかと申しますと、先ほども申しましたけれども、以前のこの法ができたときの背景として、公害の深刻化や工業化の進行という社会的背景がございました。その中で、現代におきましては、企業の社会的責任として、企業活動を推進する上で環境への配慮が不可欠な責務となっております。そうした中で、今回の条例制定により、緑地面積率等を緩和することで、企業にとっては既存工場内の緑地等が減少することになりますが、工場立地に関する準則第４条の環境施設の配置において、環境施設面積率の１５％は敷地の周辺部に配置するよう定められてございます。そのため、今回の緩和によって減少する緑地等は、敷地の周辺部以外に配置されているものに限られると見込んでおります。こうしたことから、緑地面積率等を緩和しても周辺住民の生活環境への影響はないと考えておりますが、本条例の基準を適用させる場合においては、企業に対して周辺環境に配慮するとともに、環境保全に資する活動に取り組んでいただけるよう周知

して進めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

まあいろいろ言いたいことがあります。パブリックコメントもおかしいですよね、市民生活に関わることですから。何度も言いますけど、工業立地法というのは、周辺住民、生活環境、調和を図れといっておるんですよ。調和を図るって、やっぱり市と住民と企業とその３者が話をする以外にないやないですか。一方的に市がこうやりますよ、だから従ってくださいと。これでは調和にならないんですね。何かこの点でも問題がある私は条例制定ではないかというふうに思っています。

最後に、議案第１０号亀山市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

この条例改正は、国の子ども・子育て支援金制度が令和８年度から創設されることに伴うものであります。子ども・子育て支援金制度は、既に実施されている児童手当の拡充、育休給付の手取り１０割相当への拡充など、子育て支援やこども誰でも通園制度の実施などを進める一方で、それに必要とされる３．６兆円の財源を既定予算の活用、徹底した歳出改革、医療保険制度に上乗せ徴収する支援金で賄う。ここが問題なんですね。つまり３．６兆円の財源を必要とするもので、その中の一つとして医療保険制度に上乗せして徴収する、財源をですね。この支援金制度、これは先ほど私簡単に言いましたけれども、どういうものなのかお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

関戸市民文化部参事。

○市民文化部参事（関戸繁人君登壇）

子ども・子育て支援金制度についてでございますが、急激な少子化、人口減少により、我が国の経済、社会システムを維持することが困難になる状況を鑑み、国はこども未来戦略において、子ども・子育て支援加速化プランを取りまとめました。このプランに取り込まれた施策を着実に実行するに当たり、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども、子育て世帯への支援の拡充及び共働き、共育ての推進を図るとともに、その財源基盤を確保するため、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、少子化対策に受益を有する全世代、全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い、連帯の仕組みとして子ども・子育て支援金制度が創設され、令和８年４月１日から施行されます。

令和８年度から、国は、児童手当の抜本的拡充、妊婦のための支援給付と子育て世帯の経済支援に充てるため、子ども・子育て支援納付金を医療保険者から徴収することとし、医療保険者は被保険者に対し、医療保険と併せて子ども・子育て支援金を賦課徴収することになっております。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

これの一番の問題は、本当に子育て支援の策を医療保険制度に上乗せして徴収して財源をつくるという問題なんですよね。政府の言い分というのは、企業を含め社会経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で広く拠出するという言い方をするんですが、ところが、支援金というのは保険料に上乗せされて徴収されると。医療保険料は、一定の収入を超えればもうそれ以上上がりませんので、

据置きになって逆進性があると。つまり、高額な所得の人ほど安くて済むということですね。逆に、収入の低い加入者の多い国民健康保険の場合には、保険料に対する支援金の負担増の割合、負担する割合が高くなるという問題がやっぱりあるんですね。だから、公平ではないんですよ、決して。

もう一つ指摘しておるのは、フリーランスというのがあります。国保に加入して国保を払っていますけれども、このフリーランスの人には、支援金を財源とする出生後休業支援給付や育児時短就業給付は、雇用保険に加入していないために対象外なんですよね。だから、フリーランスの人は、国保で支援金の徴収はされるけれども、それを財源にして行う策には対象外にされるんですね。だから、決してこの点でも公平やないと思うんですね。やっぱりこういう問題というのは、きちっと国が公費で財源を確保してやるものであって、こんな医療保険で上乗せするようなものではないということですね。

６日の森　美和子議員の答弁で、どれぐらいかかるかということについて、所得１００万円の世帯で年間５，５００円の支援金の分だけ負担増になるということが明らかになりました。そこで、最後にお聞きしたいのは、この税率改正によって保険者の負担がどうなるのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

関戸参事。

○市民文化部参事（関戸繁人君登壇）

本年１月末に三重県から本市に提示されました令和８年度の標準保険税率は、県全体の保険給付費が令和７年度に比べマイナス２．９７％の伸びになるとの見込みから、本市が県に納付する国民健康保険事業費納付金は、令和７年度と比べ約７，６００万円減の１０億５，６９８万６，３１０円と大幅に減額されたことに伴い、令和８年度から新設される子ども・子育て支援納付金分も勘案しても、現行保険税率と比べ低く設定されておりました。そのような状況の中、現行保険税率に今回新設される子ども・子育て支援納付金分を上乗せし、被保険者にさらなる負担をかけることは望ましくないと考えたところでございます。

このようなことから、新たに子ども・子育て支援納付金分を賦課する中、被保険者の保険税負担や今後の国民健康保険事業の運営等を考慮いたしまして、医療分の保険税を引き下げることにより、被保険者への保険税負担を令和７年度程度にとどめるものとし、資金の取崩しを約２，０００万円と最小限に抑えることで、国民健康保険事業の安定を図ってまいりたいと考え、このたびの改正を提案したところでございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

支援金の導入ということに私は反対しますけど、今回の税の改正については、やっぱり被保険者の負担を少しでも抑えるという措置が取られたということは評価をしておきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（岡本公秀君）

１６番　服部孝規議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午前１１時１１分　休憩）

（午前１１時２１分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、６番　森　英之議員。

○６番（森　英之君登壇）

会派結の森　英之でございます。

議案質疑をさせていただきたいと思います。

今回４点質疑をさせていただくことを取り上げさせていただいております。議案第６号亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、それから議案第１５号亀山市営住宅条例の一部改正について、議案第１６号亀山市火災予防条例の一部改正について、議案第２４号令和８年度亀山市一般会計予算についてということで、４点取り上げさせていただきます。

まず先日、金曜日、福沢議員のほうからも質疑されましたけれども、重なるところはできるだけ避けたいと思いますが、土・日を挟んでいるということがありますので、少し重なるところもあると思いますけれども、一部、質問を順次させていただきたいと思います。

まず改正の背景と目的についてということでございます。こちらについて改めて確認させていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

６番　森　英之議員の質疑に対する答弁を求めます。

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

改正の背景と目的についてでございますが、まず背景といたしましては、地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となったところですが、県内各地における勤勉手当の支給状況等を勘案した結果、本市におきましても、令和８年度から会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するため、改正を行うものでございます。

また、会計年度任用職員に支給する報酬の支給日の見直し及び会計年度任用職員に対する期末手当の支給月数の引上げを行うため、改正を行うものでございまして、内容でございますが、主に３点ございます。

まず１点目は、正規職員の給与支給日と会計年度任用職員の報酬支給日に現在ずれがございますが、その整合を図るため、会計年度任用職員の報酬支給日を改めることといたします。

２点目といたしましては、会計年度任用職員の処遇改善を図るため、期末手当の支給月数を０．０７５月引き上げ、現在の１．３５月から１．４２５月へ引き上げるものでございます。

３点目といたしまして、令和８年度から会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することとするものでございまして、支給月数につきましては、年０．５１２５月といたします。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○６番（森　英之君登壇）

分かりました。

３点あったということでありました。

その具体的な内容なんですけれども、一人一人モデルといいますか、報酬が幾らの方がということで説明があったと思うんですけれども、改めて、数字があったと思いますので、７時間４５分勤務の方が何日勤務でという形でご説明があったと思うんですが、そこについても改めて確認させていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

会計年度任用職員の一例といたしまして、事務補助員の中で最も雇用の多い１日の勤務時間が７時間４５分で、月勤務日数１７日、時給単価が初年度としまして１，０９０円の事務補助員を例に挙げますと、１年間における期末手当の支給額は、条例の改正後は２０万４，６３８円となり、改正前の支給額と比較すると１万７７０円の増額となります。また、新たに支給いたします勤勉手当の支給額は、通常で年間７万３，５９８円となります。

なお、今回の改正によりまして、期末手当の引上げ額と新たに支給する勤勉手当の額を合わせますと、令和７年度に対して８万４，３６８円の増額となるものでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○６番（森　英之君登壇）

分かりました。金額にするとかなりの金額になるんだなというのが分かりましたけれども、これも会計年度任用職員の方に対して勤勉手当等の支払いが可能になったということであるけれども、少し県内を含めても後れを取っていたところを８年度からということで確認させていただきました。

今事務補助員の方が１７日勤務、７時間４５分された方が年間でいうと８万４，３６８円アップになるということなんですけれども、今回の令和８年度の人件費としてはどれぐらい負担といいますか、予算上見ているのか分かりますでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

この期末手当及び勤勉手当の支給の条件といたしまして、勤務時間数が週３０時間以上の会計年度任用職員が対象となるものでございますが、今回の期末手当の支給月数の引上げ及び勤勉手当の支給に伴う人件費への影響でございますが、一般会計で申し上げますと、期末手当引上げ分が約３７０万円、勤勉手当支給分が約２，５５０万円で、合計で約２，９２０万円となるものでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○６番（森　英之君登壇）

分かりました。やはり相当額の人件費が上がるということですけれども、後れを取っていたところでしたので、そこを８年度から見直されるということでよかったと思っております。

続いての質疑に移らせていただきます。

議案第１５号亀山市営住宅条例の一部改正についてでございます。

住宅の概要と市の負担についてということで上げさせていただいております。

まず今回の市営住宅は、民間住宅の借り上げと認識しておりますけれども、そこの概要をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

市営住宅につきましては、住宅セーフティネットを目的として、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で供給するための住宅でございます。また、亀山市住生活基本計画により、居住者の安全の確保から、市が直接管理する老朽化が著しい市営住宅の建て替えは行わず、民間の賃貸共同住宅を市営住宅として借り上げ、低額所得者等の住宅確保要配慮者について住宅の供給を図っているところでございます。

今回提案させていただいております亀山市営住宅条例の一部改正の内容といたしましては、高齢者、障がい者、独り親世帯等の住宅確保要配慮者に対する住まいのさらなる確保を図るため、川合町地内において、民間賃貸住宅であります川合北住宅、木造２階建て、延べ面積約２００平方メートル、住戸戸数４戸、世帯用２ＤＫについて、新たに市営住宅として設置及び管理を行うため、改正を行うものでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○６番（森　英之君登壇）

世帯用ということでありましたので、１人というか単身世帯用ではなくてということであったと思います。

続いて、これに伴って、市の負担がどれぐらいになるのかなということを確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

本物件における市の負担でございますが、事業者との覚書において、民間事業者からの借り上げ料は、１戸当たり６万３，０００円の４戸分で、１か月当たり２５万２，０００円、年間では３０２万４，０００円を市が事業者に対して支払うこととしております。

また、借り上げ料に対する財源内訳でございますが、国庫補助金といたしまして、公的賃貸住宅家賃対策調整補助金が市へ補助されることから、国、市、入居者の家賃でそれぞれおおむね３分の１ずつの負担割合となるところでございます。

なお、入居者には、共益費や駐車場代のそれぞれ３，０００円の費用などが発生いたしますが、そちらにつきましては、家賃とは別で事業者と入居者との間で契約していただくこととなっております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○６番（森　英之君登壇）

分かりました。６万３，０００円の家賃というところで、国からの補助金があるので、国、市、それから居住者の方がそれぞれ３分の１ずつということでありましたので、入居される方の負担は２万１，０００円ということかなというふうに思います。

その中で、今回の民間住宅借り上げというところは、先ほど部長の答弁がありましたけど、亀山市住生活基本計画等にも、民間借り上げ住宅を使っての住宅確保ということを計画されていると思うんですけれども、こちらの進捗についてはどうなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

平成３１年度に改定しております亀山市住生活基本計画では、令和７年度末で合計１３０戸の民間賃貸共同住宅を市営住宅として借り上げ、住宅確保要配慮者に供給する計画としておりますが、現時点での実績戸数といたしましては、今議会に提案させていただいております当住宅を含めて９９戸となっており、計画戸数に至っていない状況でございます。

その主な理由といたしましては、特にコロナ禍後の不安定な世界情勢などの影響によって人件費や建築資材が高騰していることなどにより、市が求める借り上げ料と事業者の希望する金額に乖離が生じ、事業申請に至らない状況がございます。

しかしながら、最近でも建物の仕様や位置の選定などについて相談窓口へ説明を聞きに来られるなど、本事業について興味を示す事業者もお見えになることから、今後の借り上げ戸数の増加は十分に見込めるものと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○６番（森　英之君登壇）

１３０戸の計画の中で９９ということでありましたので、まだまだというところでありましたけれども、遅れている要因は、コロナ禍であったりとか、あと建築資材等の高騰もあって、金額面が民間事業者との折り合いがなかなか難しいということも一つの要因であるということをお聞かせいただきました。

そこについては、何となくよく理解できる部分であるんですけれども、とはいいながらも、住宅確保の要配慮者の方のための住居で、市営住宅でありますので、計画どおり進めていただきたいと思いますし、住み替えをしているところでいいますと、まだまだ住山住宅にもお住まいの方が見えるということでありますので、その辺の難しさもちょっと感じながら今回質疑させていただいたところであります。

続いて、質疑を移らせていただきます。

議案第１６号亀山市火災予防条例の一部改正についてでございます。

こちらについて、まず改正の背景と目的についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

豊田消防部長。

○消防部長（豊田賢治君登壇）

条例改正の背景と目的についてでございますが、火災予防条例の一部改正につきましては、簡易サウナ設備に関する規定の追加と、住宅における火災予防を推進するための施策として、感震ブレーカーの普及促進を明記するものでございます。

まず簡易サウナ設備につきましては、近年のサウナブームを背景として、これまでの建物内の浴場等に設置される固定式サウナとは異なる簡易サウナを設置する事例が全国的に増加しています。この簡易サウナは、今定例会に資料を提出させていただいておりますように、テントやバレル等の外装と放熱設備を組み合わせたもので、屋外等に設置されるという特徴がありますが、現行法令のサウナ設備の基準は建物内に設置する固定式サウナを想定した基準であることから、当該基準を簡易サウナの設置基準に用いることについては、大きさや構造、材質に離隔距離が合っていない等の問題がございました。

このことから、総務省消防庁で防火安全対策に関する検証が行われた結果、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部が改正されましたことから、当該改正等に基づき必要な見直しを行うものでございます。

なお、現在のところ、市内に対象となる簡易サウナ設備がある事業所等は確認できておりません。

次に、感震ブレーカーにつきましては、総務省消防庁が行いました輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会の報告書におきまして、大規模地震時の電気火災対策が重要であるとされたことを踏まえ、住宅における火災予防を推進するための施策に、感震ブレーカーの普及促進を明記する火災予防条例（例）の改正が行われたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○６番（森　英之君登壇）

分かりました。先日といいますか、サウナで痛ましい事故がありましたけれども、それを受けてということなのかなと見せてもらったんですけど、じゃなくて、サウナの設備が、事業者が増えてきているという中での話だったというふうに思いますけれども、今回の改正内容をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

豊田部長。

○消防部長（豊田賢治君登壇）

具体的な改正内容についてでございますが、簡易サウナ設備につきましては、屋外等に設けるテント型、またはバレル型のサウナ室に設けるまき、または電気を熱源とする定格出力６キロワット以下の放熱設備と定義した上で、簡易サウナ設備から建築物等及び可燃性の物品までの離隔距離、簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に熱源を遮断することができる安全装置の設置、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理について、他の対象火気設備等の基準を準用する等の規定を設けます。また、個人が設けるものを除いた簡易サウナ設備の届出義務を規定いたしますとともに、簡易サウナ設備の追加に伴い、現行条例のサウナ設備を一般サウナ設備に改めます。

次に、感震ブレーカーにつきましては、住宅における火災予防を推進するための施策に、感震ブレーカーの普及促進を明記いたします。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○６番（森　英之君登壇）

分かりました。最近のキャンプブームであったりとかいうことで、そういった快適なテント型のサウナを設置するような事業者も増えてきているということかと思うんですけれども、また認識しているところでは、個人でも楽しまれるような環境があるというか、そういうものが増えてきているというのも事実かと思うんですけれども、今回はあくまでも事業者が対象だということでということでよろしかったでしょうか。それと、それであれば個人で楽しむ分には対象ではないということにした理由はどうなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

豊田部長。

○消防部長（豊田賢治君登壇）

届出について、個人が使用する場合も届出が必要かというご質問かと思いますが、個人が家庭等で自分が楽しむために使うものについては届出の対象にはなりません。ただし、条例に従って安全に取り扱っていただく必要がございます。

それから、なぜ個人のものは届出の対象にならないのかということでございますけれども、使用頻度等を含めて、個人が使う場合においては事業所等が行うものに対しまして出火の危険度が少ないと考えられておりますことから、個人のものについては届出の対象とはなっておりません。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○６番（森　英之君登壇）

使用頻度という観点からと、当然ですけど、事業者の場合は事業者責任というのは十分問われますので、そういった観点からということで理解させていただきました。

感震ブレーカーについても火災予防の上では非常に重要なことですので、そこの推進も進めていただきたいというふうに申し上げて、次の質疑に移らせていただきます。

議案第２４号令和８年度亀山市一般会計予算についてというところで、これはプール民間施設活用事業について取り上げさせていただいています。

事業内容についてというところなんですが、これは先日の櫻木議員の代表質問でも質問がされていたというふうに思います。こちらについては、私も今までに一般質問等で３回取り上げさせていただいておりまして、特に進める必要があるのではないかということで訴えさせてもらったわけなんですけど、８年度までようやくというところかなというふうに思っておりますけれども、こちらについて、８年度は７校ということだったと思うんですけれども、それから９年度１校、１０年度１校ということだったと思うんですが、あと残り２校かなと思うんですけど、具体的にちょっと学校名を教えていただけますでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

大平教育部長。

○教育部長（大平　守君登壇）

プール民間施設活用事業の対象の学校ということで、令和８年度、こちらは７校、今お触れもい

ただきましたが、どこかということでございますけれども、来年度の７校につきましては、まず亀山西小学校、それから亀山南小学校、昼生小学校、野登小学校、白川小学校、神辺小学校、それから加太小学校、この７校を予定しております。

ちなみに、その後の令和９年度に１校、これは亀山東小学校でございます。令和１０年度、これが関小学校を予定しておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○６番（森　英之君登壇）

分かりました。

となりますと、亀山東が９年度、関が１０年度で、残り２校が井田川と川崎ということかと思うんですけれども、井田川、川崎を除いて順次やっていくという判断だったということなんですが、井田川、川崎を残すと判断した理由は何なのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

大平部長。

○教育部長（大平　守君登壇）

おっしゃるとおり、川崎小学校、井田川小学校は除かれているものでございますが、こちらはなぜかということでございます。比較的、川崎小学校につきましては新しい施設であるということ、それから井田川小学校につきましても大規模改修が近くで行われていたこと、こういったことも含めまして、費用対効果の観点から自校方式を継続するということにしたものでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○６番（森　英之君登壇）

そうですね。新しい施設を使わない手は当然ないでしょうし、当然規模の大きい学校に関しては、外部を使おうとすると、その分、人数に比例して費用がかかるということなので、そういった判断をしたということかと思いますので、それは賢明な判断かなというふうに思います。

ただ、民間施設を使う場合には当然移動が必要になると思うんですけれども、移動はどのような手段を考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

大平部長。

○教育部長（大平　守君登壇）

民間施設への移動でございますが、まだ決まったわけではございませんが、想定しておる場所でございますと、基本的には関小学校のスクールバスを活用する、そして徒歩で行ける距離であれば徒歩、こういったことも考えておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○６番（森　英之君登壇）

スクールバスという性質から、当然通学で使うものなので、朝夕、下校時に使うものです。日中は空いているかと思いますので、そういった有効活用されるというのは理にかなっているかと思い

ますし、ただ徒歩で移動される場合には、プール授業というと当然暑い時期が考えられると思いますので、熱中症対策を十分取っていただいた上で移動も考えていただきたいということを申し上げて終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

６番　森　英之議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、午後１時まで休憩をいたします。

（午前１１時４７分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、２番　櫻木善仁議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

新和会の櫻木善仁でございます。よろしくお願いします。

通告に従い、議案第１９号令和７年度一般会計補正予算（第８号）について、議案第４号亀山市工業立地法市準則条例の制定について、議案第１２号亀山市産業振興条例の一部改正について、議案第１３号亀山市石水渓キャンプ場施設条例の一部改正について、議案第８号亀山市職員の旅費に関する条例の一部改正について、順に質疑をさせていただきます。

まず、議案第１９号令和７年度一般会計補正予算（第８号）について伺います。

第６款農林水産業費、農業振興費のうち、サステナブル農業奨励事業の減額補正について、１，２３７万５，０００円の約８０％の減額について伺います。まず、改めて本事業の目的について確認させていただきます。

○議長（岡本公秀君）

２番　櫻木善仁議員の質疑に対する答弁を求めます。

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

サステナブル農業奨励事業につきましては、持続可能かつ高付加価値な農業を行う経営体の経営意欲を喚起し、生産性の高い稼げる農業の展開を促進して経営安定化を図るとともに、そうした経営体の市内就農を促進し、離農農家の農地の活用や雇用による担い手の確保につなげ、地域の農業基盤の維持、発展を図ることを目的としてございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

稼げる農業ということで、それでは今回は稼げる農業について、この今回の減額に至ったということで、次に今回の減額補正の内容について、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

今回の減額補正の内容についてでございますが、１つ目は、農業法人に対する市独自の認証及び奨励金制度で、令和７年度予算として８者を見込み１２０万円を計上いたしておりましたが、申請数が伸び悩んだため、３者４０万円となり、８０万円の減額補正をしたところでございます。

２つ目が、認定新規就農者に対する支援でございます。経営開始資金及び市独自の上乗せ助成支援につきまして、令和７年度は受給者９名を見込み１，３９５万円を予算計上いたしておりましたが、受給者が継続受給者１名、新規受給者１名の合計２名にとどまったことから、１，１５７万５，０００円を減額補正したところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

認定事業者に対する支援ということは非常に大きくて、９名から、１名が継続で１名が新規ということで、非常に差があるということになっています。この事業については、昨年令和７年の３月定例会で同じ質疑をさせていただきました。そのときに、令和６年度の補正予算の質疑を行い、相談はあったものの就農につながらなかったとして昨年も１，０１５万円の、約８０％の減額という答弁がありました。さらに、令和７年度の当初予算で増額して計上されたことから、そのときの質疑として、同様の状況が繰り返されないかという懸念を申し上げました。ところが、見込みはあるとの答弁があったと認識しております。

しかしながら、結果として今回再び減額補正となっています。そこで、農業法人に対する支援及び認定新規就農者に対する支援が活用されなかった理由について説明を求めます。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

活用されなかった理由といたしまして、１つ目は、市独自の農業法人の認証及び奨励金制度につきましては、認証制度の取組要件である女性や５０歳未満の従業員の割合達成や、スマート農業、インターネット販売等の取組など、認証に関する一定以上の取組に満たない法人や、申請時の書類が調わないといった理由で申請を辞退され、申請数が伸び悩んだためでございます。

２つ目は、認定新規就農者に対する支援でございますが、経営開始資金及び市独自の上乗せ助成支援に対する支援者が想定より少なかったことと考えております。申請者自身が考える将来の農業計画では、経営開始から５年後に主たる事業従事者１人当たり２５０万円から５００万円程度とする所得目標や、経営開始から５年後に主たる事業従事者１人当たり１，８００時間から２，０００時間程度の労働時間とする目標、こういったものが達成できないなど、経営開始資金の様々な交付要件を満たすことができなかったためでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

昨年と同じような形でハードルが高いんじゃないかということも昨年もお話しさせていただいたと思うんですけど、それではこの本事業について、結果として予算は十分に活用されなかった状況となっていますけど、この事業の成果についてどのように今評価しているか伺います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

サステナブル農業奨励事業の支援内容としまして３点ございます。

１つ目の農業法人に対する市独自の認証及び奨励金の交付につきましては、４年間で延べ２０者が認証及び奨励金を活用いただいたところでございます。

２つ目の認定農業者に対する免許や資格等への助成につきましては、４年間で５件の相談がございましたが、補助要件を満たせなかったため活用ができず、４年間で１件の活用にとどまったところでございます。

３つ目の認定新規就農者に対する支援につきましては、４年間で新規就農者の相談は１６名ございました。４名の方を新規就農者と認定いたしました。そのうち２名の方が経営開始資金を活用いただいております。また、事業を活用いただけなかった相談者の一部の方も農業に従事していただいていると伺っております。

サステナブル農業奨励事業につきましては、市独自の事業として、当初予算で見込んでおりました数には満たしておりませんが、一定の成果はあったものと考えております。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

奨励事業として２０者で新規が４名ということなんですけど、本事業は新規就農の促進を目的とする重要な施策であります。しかしながら、予算計上と減額補正が繰り返し行われた状況です。制度の設計やニーズとの乖離も考えられますが、奨励事業はあくまで手段ということであり、目的は農業の担い手確保と農業基盤の維持、発展を図ることにあると思います。実態を十分に検証して実効性のある制度運用になるように求めて、この質疑は終わっておきます。

次に、第９款消防費のうち、消防施設費、消防防災設備事業の減額補正について伺います。

今回、自家用発電設備に含まれる変圧器の更新事業について、予算額７，４６０万円が全額減額補正となっています。まず、この減額補正の具体的な内容について伺います。また、そもそもこの事業の必要性についてどのように判断されたのか、重ねてお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

豊田消防部長。

○消防部長（豊田賢治君登壇）

事業の必要性についてというお尋ねかと存じますが、消防防災設備整備事業につきましては、亀山消防庁舎の自家用発電設備は製造から２９年、関分署は２２年が経過しており、ともに老朽化が進んでいるほか、稼働時間が短い状況であること等から、稼働時間の確保をはじめ発電性能の向上等の機能強化を行う必要があり、令和６年度からの２か年事業として改修を計画したものでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

本署が２９年、関支署が２２年ということで非常に年月がたっておるわけなんですけど、本来予定していた事業はまず、なぜ実施できなかったのか、その理由について説明を求めます。

○議長（岡本公秀君）

豊田部長。

○消防部長（豊田賢治君登壇）

今年度改修事業が実施できなかった理由につきましては、自家用発電設備に含まれる変圧器の基準変更があり入札の不調に伴って新基準に適合する変圧器の調達が見込めなくなり、やむなく改修を見送ることとし、事業に係る委託料及び工事請負費を減額いたすものでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

それでは、変圧器の更新事業について今回購入できなかったことという内容なんですが、事業はここで一旦停止するのか、あるいは今後改めて実施する予定なのか、今後の対応をお聞かせください。

○議長（岡本公秀君）

豊田部長。

○消防部長（豊田賢治君登壇）

今後の対応につきましては、現時点において変圧器の調達は見込めないところでございますが、早急に機能強化を図る必要がありますので、関係部署と連携を図りながら調整を継続し、機器調達に関する動向を踏まえた中で再度事業化に向けて対応していきたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

購入が見込めないということなんですけど、これは亀山市だけに起こったことじゃなくて全国的に同じような状況だと思いますので、変圧器の交換時期というのは一般的におおむね２５年が更新の目安ということになっております。これはあくまでも目安です。また、この２０２６年の新基準の変圧器は１９９９年製と比較して５０％、２００５年製と比較しても２０％の省エネ効果があると公表されています。設備の安全性や省エネルギーの観点からも更新時期を適切に見極めて、計画的な整備を進めていただくことを求めておきます。

次に、議案第４号亀山市工場立地法市準則条例の制定について、まず制定内容と制定理由について説明をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

工場立地法市準則条例の制定内容でございますが、都市計画法第８条第１項第１号の工業地域及び工業専用地域内の既存工場及び新設工場が設置すべき緑地及び環境施設の面積をそれぞれ１００分の１０以上、１００分の１５以上と定めるものでございます。また、制定内容でございますが、市内の産業用地が少なくなった今、市内企業のさらなる設備投資の促進及び市外流出を防止するた

め、緑地面積率等を緩和する市独自の準則を定めることが有効な手法であると判断し、条例制定に至ったものでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

それでは、今回の条例制定に当たり緑地面積率が緩和されることになりますが、その効果について伺ってまいるんですが、まず、市内において工場立地法の対象となる敷地面積基準を満たす事業所がボリューム的にどれぐらいあるのか、何社あるのかちょっとお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

現在、市内には工場立地法の届出対象となる敷地面積９，０００平方メートル以上、または建築面積３，０００平方メートル以上の特定工場が４８ございます。このうち、工業地域、工業専用地域には３７の工場がございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

市内４８社で対象となるのが３７社ということを確認させていただきました。その中で、実際に緑地面積率の見直しについて要望があるような事業所というのは何社あるのか説明をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

実際に市へこうした緑地率の見直しというのを、緑地率が制限されることによって建物、工場が増設できないとかいった相談を実際に窓口に来ていただいた企業さんというのは３社ございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

今回の条例の目的としては、投資の促進ということと市外への流出防止ということが大きな目的ということなんですけど、やはり先ほど３７社の中の３社がこういう要望があったということで、市内には長年操業している既存の工場施設も多くて、事業所、事業内容の変更だとか事業拡大に当たり敷地利用が制約となっている実態も考えられます。こうした中で、緑地を新たな設備投資だとか事業拡大につなげていくことも一定理解はできるところです。

一方で、代表質問において、企業のネイチャーポジティブ経営の支援をしていく方向性を確認させていただきました。企業のブランド価値の向上にもつながることから、単に規制を緩和するだけではなく、自然を守るだけではなくてやっぱり自然を増やしていく経営ということで、工場敷地内以外のところも一緒に取り組んでいくようなことを求めてこの質疑を閉じたいと思います。

次に、議案第１２号亀山市産業振興条例の一部改正について伺います。

今回の条例改正の内容について、説明を求めます。

○議長（岡本公秀君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

産業振興条例の一部改正における奨励制度の見直し内容は、主なものが５点ございます。

まず１点目は、条例の対象をより明確にするため、新設、増設、移設の定義を見直し、既存の市内企業においては既存敷地内での増築等は対象とせず、新たな土地に新たな事業所を建築した場合に奨励措置の対象となるよう定めるものでございます。

２点目は、奨励措置対象事業者から物流機能を有する保管施設事業を除外いたします。これまでの奨励制度を検証した結果、物流業は製造業に比べ投資額や雇用数が少なく、奨励金の交付額に対しても税収の増加への効果が少ないと判断したことによるものでございます。

３点目は、奨励措置の対象となる投下固定資産総額を引き上げるものでございます。これまでの制度の検証から、投下資産総額が少ない事業者は当然税収の増加や雇用の確保への効果が少ないことから、奨励金を交付してもメリットが少ないと判断したものでございます。

４点目は、新規雇用者等の数の見直しでございます。昨今の人口減少に伴う人手不足や設備の自動化の進展により、事業所を設置する場合において新たに雇用する人数は減少傾向にあります。これら社会情勢を考慮し、新規雇用者等の数を緩和するものでございます。

５点目は、条例の終期を延長するものでございます。条例の終期は、第３次総合計画前期基本計画の計画期間に合わせ、令和１２年３月３１日まで４年間延長し、総合計画に基づく産業振興施策と一体的に推進を図ってまいります。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

５つの今回の改正の内容が分かったんですけど、その中で物流機能を有する保管施設事業が対象から除外される理由について少し説明を聞きましたけど、もう少しこれを詳しく教えてください。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

物流業を除外した理由といたしましては、これまでの奨励制度を検証した結果、物流業は製造業に比べ設備投資額や雇用者数が少なく、奨励金の交付額に対しても税収の増加への効果が少ないという課題がございました。市内において産業用地が少ない中、市内産業のさらなる振興を図っていくためには限られた土地に税収、就労の場の確保につながる企業を誘致するため、必要な見直しであると判断したものでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

今回第３次亀山市総合計画では、将来都市像の実現に向け、人流・物流等の交通拠点性という本市の強みを発揮することで、将来、次世代産業や研究機能の立地による産業構造の重層化が期待できると示されています。

その中で、また物流分野では新東名高速道路において令和７年、昨年に自動運転トラックの実証実験が行われております。さらに、トラック中継輸送拠点の整備など物流の高度化、効率化に向けた動きが進んでおります。その中で、２０３０年度までに２０か所の中継輸送物流拠点認定を目指す方針も示されており、三重県も拠点の一つに描かれています。こうした物流政策、動向や本市の交通拠点性を踏まえた上での条例の改正なのか、その考え方をお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

先ほど議員が例に挙げられましたそういった大規模な物流施設というものについては、今回の改正の際には想定はいたしておりません。ただ、今回の改正によりまして、条例の終期を４年後の令和１２年3月３１日としておりますけれども、その間に新たな産業用地ができて、奨励措置となる地域の用途指定がされるなど状況に変化が生じてきた場合におきましては、そういった状況に応じて適時適切に条例の見直しを行ってまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

先月２月１８日の新聞なんかにも掲載されていたと思いますけど、中継の輸送ということで、８時間走って８時間走るという今まで長かったところを中継地点に降ろして倉庫の中で自動仕分をするということで、物流のＤＸだとかＡＩだとかすごい技術が入ってくるようなところは先見して取ったほうがいいかなというふうに思います。あと、ドライバーの負担軽減を図りつつ物流を維持するため、一つの長距離輸送を複数ドライバーで分担する、いわゆる中継輸送を推進する、物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律案が３月６日閣議決定しました。そういうことを含めて、本市の立地特性を生かした産業振興の観点からも、将来を見据えた条例の在り方について引き続き検討をお願いしたいと思いますので、それを申し添えてこの質問を終わります。

次に、亀山市石水渓キャンプ場施設条例の一部改正について伺います。

石水渓キャンプ場といったら、僕も何回も質問しておるんですけど、また今回もこの改正内容についてお伺いしていきます。

○議長（岡本公秀君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

亀山市石水渓キャンプ場施設につきましては、これまでからバンガロー施設の冷暖房設備やトイレなど、計画的に施設整備を進めてきたところでございます。

今回の改正内容についてでございますが、まず屋内研修施設につきましては令和８年４月１日から冷暖房設備の利用を開始することに伴い、空調機の使用電力量から電気料金を算出し、午後４時から翌日午前９時までは１室につき２，２００円を、午前１０時から午後３時までは１室につき７００円を加算して利用料金を定めるものでございます。

また、バンガロー施設につきましては、これまで１人単位での料金を設定しておりましたが、１棟貸しの利用料金に見直しを行っております。

一方、テント村における利用料金につきましては、これまで１ブロック単位または貸切りで利用できる時間帯が午後４時から翌日午前９時まででしたが、今後は午前１０時から午後３時までにおきましても、１団体の貸切りでなく１ブロック単位、または貸切りで利用できるよう改正しております。

最後に、これまでテント村及び屋内研修施設の利用に係る人数制限が１０人以上でございましたが、この規定を削除いたしております。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

今回の改正の内容が、室内施設の空調設備の設置に伴う利用料の見直し、バンガロー施設は利用者人数から１棟貸し利用への見直し、テント村のところは団体から、貸切りからブロック単位への見直しということなんですが、それぞれの理由についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

改正理由についてでございますが、まず屋内研修施設につきましては、利用者が年間を通じて快適に利用できるよう、本年度新たに冷暖房設備を設置いたしました。冷暖房能力の関係から電源スイッチが本体と一体となった縦置き型の冷暖房設備を設置してございますことから、冷暖房使用料を含めた利用料金を定めております。

また、バンガロー施設につきましては、利用者のグループごとに１棟ずつご利用されている現状でございました。加えて、県内のバンガロー施設の状況を調べましたところ、県内２２か所のうち１人当たりの利用料金設定を行っているのは石水渓キャンプ場のみであり、こうした利用状況や費用対効果を鑑み、１棟貸しの利用料金に見直しを行ったものでございます。

最後に、テント村における利用料金等についてでございます。

キャンプブームが落ち着いてきている中、現行の条例では原則として１０人以上の団体利用を想定した利用料金でございましたため、今回の改正でソロキャンパーや少人数でも利用できるよう、貸切りだけでなくブロックごとでも利用できるよう改正をしたものでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

まず室内の施設に関しては、空調設備の料金を含めた料金に変更ということで伺いました。ほかのところは、テント村のところも人数制限、今はソロキャンプがはやっていますのでそういう対応だとか家族の対応というのは分かったんですけど、先ほどの室内施設のところなんですけど、ここは、バンガロー施設は空調設備の設置に伴い、受益者負担として利用料金とは別料金ということで今徴収していると思います。今回屋内施設の空調設備の設置に伴う使用料は利用料に含まれるということで、この施設にそれぞれ違う料金体系を設定している理由をお尋ねします。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

昨年度設置いたしましたバンガロー施設の冷暖房設備につきましては、本体とリモコンが別のものを設置いたしましたので、冷暖房設備を利用される場合は料金を加算することができます。一方で、屋内研修施設の冷暖房設備につきましては、冷暖房能力の関係から、電源スイッチが本体と一体となった縦置き型の冷暖房設備を設置いたしております。そのため、指定管理者が冷暖房設備の運転状況について常時確認することは難しく、本施設につきましては冷暖房設備の実際の利用に関わらず、連続運転したものとして電気使用量から算出した金額を施設利用料金に上乗せいたしております。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

確かにバンガローは１棟ずつ設置してありますので個人が使うというイメージで、こちらのほうは室内のところは大まかな、大広間みたいなところを使うというイメージで料金に含まれるということで理解しました。

この石水渓キャンプ場は本市を代表する自然体験施設の一つでもあります。今回の条例改正により環境がすごく整備されたということで、利用者が充実した時間を過ごせる空間となり、さらに利用者の増加につながることを期待しています。また、室内施設については、野外活動だけではなくて、自然豊かな環境の中で会議とか打合せ、研修などにも活用できる場として可能性があります。近年は自然環境の中で働くワーケーションなど新たな利用形態も広がっています。本市の豊かな自然環境を生かし、観光利用だけではなく多様な活用につながる施設となるよう取り組まれることを期待して、この質疑を終わりたいと思います。

最後に、議案第８号亀山市職員の旅費に関する条例の一部改正について伺います。

まずこの改正内容と改正理由について、説明をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

本市職員の旅費につきましては、国家公務員等の旅費に準じた取扱いとしているところでございますが、国家公務員等の旅費について見直しが行われたことに伴い、本市の職員の旅費につきましても見直しを行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、まず旅行代理店等を活用した出張を行う場合の規定の整備を行うことといたします。２つ目といたしまして、現制度におきましては、宿泊料など定額で計算する旅費もございますが、出張に要する実費を弁償するためのものとして旅費を計算することに改めることといたします。３つ目といたしましては、現行の普通旅費及び特殊旅費を廃止し、新たに旅費の種目を定めることといたします。４つ目といたしましては、本条例等の規定に違反して旅費の支給または支払いを受けた場合は旅費を返納させる規定を設けることといたします。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

今回は国家公務員の旅費法も、随分長い間変更されていなかったものがようやく変更されたということで、亀山市においては平成２８年に一部の改正が行われてから今もう１０年ぶりの改正となるんですけど、先ほど答弁であったように非常に、実費ということで実質に見合った旅費に変更されていくということになると思います。

そこで、今回この職員旅費については７年の４月が改正時期だったと思うんですけど、他の自治体では既に４月から改正ということと、あるいはもう年度途中でも早くにやろうということで見直しがかかっている中で、今回亀山市が今、何でこの１年遅れでやっているかということをお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

改正時期につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律、これ議員おっしゃいましたように令和７年４月１日施行でございますが、ただ令和８年、今年の１月１日から施行された三重県の職員等の旅費に関する条例の改正内容も踏まえた上で本条例の改正内容について検討してまいりました結果、本定例会での提案となったものでございます。ですので、自治体によりましては年度途中とかばらばらでございましたが、本市といたしましては、県の動向も踏まえまして本定例会の提案となったものでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

県の動向に合わせたということで理解させていただきます。

今回、この旅費規程は実費ということで領収書等が発生するだろうと思いますので、そういうところもできるだけ早くＤＸ化をして全てが、カメラで撮ったものが領収書になるとかそういう今デジタル化ができていますので、ぜひそういうところの職員の負担も軽減できるように進めていただきたいなと思います。

以上で質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

２番　櫻木善仁議員の質疑は終わりました。

次に、４番　草川卓也議員。

○４番（草川卓也君登壇）

通告に従い、議案第２４号令和８年度亀山市一般会計予算について質疑をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、第８款土木費、第２項道路橋梁費に関連して、身近な生活道路や交通安全施設の維持修繕等に関する予算について伺っていきたいと思います。

まず資料１をご覧ください。

道路関係の工事請負費の予算の推移について示しております。亀山市の道路維持修繕、また道路舗装、そして交通安全施設に係る工事請負費の予算合計についてなんですけど、令和元年度の約１億３，６００万円から令和７年度の約６，９２３万円と継続的に、約４９％の減少をたどってまいり

ました。

その結果をまとめたのが資料２のグラフ、道路関係要望の対応状況推移でございます。

過去６年間の全体集計を見ますと、自治会等からの要望に対する対応済み率というのは平均として９３％でございます。こう見ると高い数字にも思えるんですけど、そもそも物理的にといいますか、費用対効果上というか、実現困難な要望というのは分母に含まれておりませんので、本来であれば１００％の着手を目指すべきところ、７７件の未着手要望が積み上がっていると。中にはそのうち五、六年前の要望が残っているというのは、私は課題だというふうに認識をしております。

こうした背景の中で編成された令和８年度予算ですが、道路関係の工事請負費の合計は、資料１にも示したとおり、６，９２３万円と前年度から据置きになりました。過去７年間、継続的な減少基調にあった中で、昨年の３月議会でもこれ以上の削減は慎重を期すべきだというふうに訴えてきた立場としては、今回減少に歯止めがかかり、据置きになったことには一定評価をしております。

ただ、増額ではなく据置きでありますので、積み上がった７７件の未着手分を解消していくには、果たしてこの予算規模で本当に足りるのかという懸念があります。そこで伺いたいのですが、令和８年度のこの据置きの予算額で、新規の要望にもしっかり対応しつつ、積み上がった未着手分を解消していくのに十分という見解をお持ちなのでしょうか、確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

４番　草川卓也議員の質疑に対する答弁を求めます。

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

令和８年度の各工事請負費につきましては、令和７年度とほぼ同水準の額を確保しており、大きな変動はございません。そのうち、道路維持修繕費の一部につきましては、起債である緊急支援災害防止対策事業債を活用する予定としております。この起債を活用することにより、事業費総額は変わらないものの、一般財源の縮減につなげているところでございます。

また、市道の維持管理につきましては、各自治会からの要望を踏まえ、市道の安全確保を最優先として、緊急性の高い案件から順次対応しているところでございます。これらの要望のうち、小規模な側溝修繕や舗装修繕などにつきましては、予算額の範囲内でおおむね従来どおり対応が可能であり、引き続き実施してまいります。

一方で、新たな側溝の設置などの要望につきましては、工事費が高額となるため計画的に整備しておりますが、長期間未着手となっているものもあり、関係自治会には順次お待ちいただいている状況でございます。自治体等からの市道の修繕に関する要望件数は、先ほど議員よりご紹介いただきましたとおり、令和元年度から令和６年度までの６年間で合計１，１４２件あり、そのうち未着手件数は７７件で、未着手率は７％となっております。令和８年度につきましては、緊急自然災害防止対策事業債を活用することにより、未着手となっている要望への対応を少しでも前倒しできるよう順次取組を進めてまいりたいと考えております。

あわせて、現在導入を検討しております包括的民間委託により、道路パトロール、清掃、除草、補修などを一体的かつ効果的に実施することで、重複作業や契約時の契約事務の削減が図られるほか、民間事業者のノウハウや創意工夫を生かした多様な提案も期待され、こうした取組により効果的なコスト縮減が実現されると見込んでおります。これらを通じて、将来にわたり持続可能な道路

維持管理の実現に努めてまいります。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

丁寧にありがとうございます。十分とはまだまだ言えませんけれども、建設部の苦心といいますか努力というところはうかがえました。包括的民間委託というところには、積み上がった未着手分、ぜひ早期改修につながるような仕組みにしていっていただきたいなと期待しています。

その上で、先ほど有利な起債を使ってというお話でありましたけれども、一般財源の負担軽減を図る工夫をされたというところ、こういったところもすばらしい取組やと思うんですけど、これだけ一般財源を浮かせたのであれば、もう少し道路関係の予算、総枠をもう少し増額して未着手要望の改修に充ててもよかったんじゃないかなと思うんですけど、この据置きとしたところに関してどういった予算配分を意識された結果なのか、これは財政のほうに伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

佐藤総務財政部参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

まず道路の維持補修に関する住民要望につきましては、日頃より多数寄せられており、その重要性は十分認識をいたしております。一方、現在の財政状況を鑑みますと、限られた財源を行政運営上様々な事業に優先度を見極めながら適正に配分する必要がございます。したがいまして、予算に関しましては、道路の維持修繕などに係る事業に限らず緊急性や優先度を聞き取り、担当部署と調整しながら適切な配分に努めてまいるところでございます。

また、先ほどありました特定財源のお話でございます。

今後につきましても、劣化状況や緊急性の把握を行うとともに、緊急自然災害防止対策事業債等の特定財源の確保なども勘案した上で、限られた財源を効果的に活用するよう適正に配分してまいるものでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

分かりました。一般財源も、１６０億円の壁を突破するための厳しい財政運営の中で何とかそういった起債を活用していただいて、その上で道路修繕の予算枠を据置きにはしていただいたということでありますので、総務財政部と建設部の努力は理解いたしました。

ただ、財政の論理は別として、自治会など市民生活の現場にはやっぱり直してほしい、新たに設置してほしいというこういった長年待ち続けている７７件の未着手の要望という現実は残っておりますので、こういった市民生活や交通安全に直結する問題ですので、これをできる限り早期解消するために、重点配分を引き続き強く要望して、この項目を終わりたいと思います。

次に、公園施設長寿命化事業について伺います。

当初予算で４，４００万円計上されておると思います。亀山公園内のますみ児童園や北公園の遊具が改修されるものと認識しておりますけれども、この遊具改修の具体的な事業概要をお示しいただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

公園長寿命化事業につきましては、平成３０年度に策定いたしました亀山市公園施設長寿命化計画に基づき公園遊具の更新を進めているところでございます。これまでは、国の防災・安全交付金を活用し、西野公園、亀山公園のわんぱく広場、東野公園において遊具の更新を実施してまいりました。

令和８年度につきましては、亀山公園内のますみ児童園及び北公園における遊具の更新を予定しております。これらの公園では老朽化により一部遊具を撤去している箇所もございますが、今回の更新では遊具全体を一体的に更新する方針でございます。契約方法につきましては、亀山公園のわんぱく広場や東野公園での整備と同様に、遊具の選定や配置計画などを事業者から提案をいただき、その提案内容を踏まえて施工を行うプロポーザル方式を採用したいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

概要は分かりました。

２点目なんですけど、市民の方からも声としていただいているんですけど、私の子どももよくこのますみ児童園でも遊ぶんですけど、あそこといえば特徴的な遊具やシンボル的な、何といいますか、本当に亀山の公園の中でも非常に親しまれているといいますか、独特の空気感、世界観がある非常によい公園だなというふうに思っておるんです。今回の改修によって、これまで市民の方が愛着を持ってきたますみ児童園ならではのデザインや遊びのコンセプトだとか、こういった世界観が失われないのかなというところ、プロポーザル方式ということでしたけど、そういったところを今のよさを新たな遊具、一体的な改修ということでしたけど、そういったところにしっかり引き継いでいくような、そういった進め方というのができるのかどうかというところを確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

プロポーザル方式で進めるに当たりましては、市として現在の公園の状況や利用者の声を踏まえた一定の仕様や要求水準を示すことが重要であると考えております。このため本年度、遊具更新に向けたアンケート調査を実施し、２２７名の方からご意見をいただき、これらをプロポーザルの実施要領に反映できるよう検討を進めております。

また、両公園は景観重要建造物である旧亀山城多門櫓に隣接し、周辺は亀山城下町景観形成推進地区にも接していることから、景観・文化面での配慮、周辺環境との調和を求める基準についても仕様として示すことを検討しております。

さらに、ますみ児童園につきましては、地域に親しまれている独自性のある遊具が設置されていることから、その特色を生かした整備の方向性についても併せて検討してまいります。

こうした市としての要求水準を踏まえた上でプロポーザル方式を実施することで、現在の公園が

持つ魅力を大切にしながら、より安全で使いやすい遊具更新につなげていきたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

ぜひ次の世代にも親しまれ、愛され続ける公園となるように進めていっていただければと思います。

じゃあ、ちょっと時間がないので、今後の整備のスケジュールを最後に確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

事業のスケジュールにつきましては、６月にプロポーザルの参加募集を開始し、８月をめどに工事契約を締結する予定であり、令和８年度内の完成を目指して進めていきたいと考えております。工事の着手時期につきましては、早ければ９月から作業に入る可能性があり、既設遊具の撤去や資材搬出に伴い工事車両の乗り入れが必要となるほか、改修エリアにつきましては安全確保のため一時的に封鎖させていただくことになります。ご利用の皆様にはご不便をおかけする場面も生じるかと思いますが、工事期間中の安全確保と利用者への影響をできる限り抑えられるよう、受注者と連携をしながら進めてまいります。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

ぜひ安全に進めていただくことをお願いして、次に移ります。

引き続きまして、今回標準事業ですけど新規として上がっている鉄道網整備促進費で、ＪＲ下庄駅前広場の安全対策について伺いたいと思います。これは、下庄駅への送迎など駅前広場の混雑や危険を解消するために、安全対策については以前から地元の自治会からも強い要望が出されておることを私も把握をしております。いよいよ事業化されるということで、非常に喜ばしいことでありまして、これも高く評価しております。今回事業化を行うに当たった、この地域からの具体的な要望内容もそうですけれども、その背景について確認をしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

本事業は、令和４年１２月に亀山市自治会連合会から、ＪＲ下庄駅の通勤・通学時の混雑解消と交通安全の確保に向けたＪＲ下庄駅入り口の拡幅などのご要望を受けた取組でございます。このご要望を受けた後、市といたしまして、これまで駅前の現状把握でありますとか現地調査を行うとともに、ＪＲ東海をはじめ地域の方々や駅利用がある津市と課題解決に向けた協議等を行ってきたところでございます。当駅の現状といたしまして、学生を中心に朝夕の通勤・通学時間帯における自転車と自家用車による送迎で駅前が混雑し、またコロナ禍後、鉄道利用者が回復傾向にある中、駐輪場の自転車、バイクの台数が増加していることも相まって接触事故も危惧されるような状況でございます。こういった現状を鑑みまして、新年度からＪＲ下庄駅前の安全対策に向けた具体的な取

組を進めようとするものでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

ありがとうございます。

少し安全対策というところを説明していただきましたけれども、具体的にもう少し詳しくどのような駅前広場、どういった、例えば車両と歩行者の分離とか送迎用スペースの確保とかそういったところもやるのかとか、どのような設計の方針を持ってこの令和８年度はこの事業に挑むのかを確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

ＪＲ下庄駅前の安全対策につきましては、現在当駅前を通る市道下庄線の津方面から駅前への進入口が鋭角で見通しが悪いことから、その視認性の向上を図るため、駅前への進入口の拡張を計画いたしております。また、駅前の駐輪場は白線のみの仕切られた駐輪場スペースですので、自転車の駐輪状況によりましては隣接する市道にはみ出した状態での駐輪となっていたり、あるいは季節によっては風で相当数の自転車が横転するなど、駅前への進入の障害になる場合もございます。そのため、駅前における自転車利用者や歩行者を自動車通行から守るほか、駐輪における進入口への障害をなくすための対策を計画いたしております。

今後、当初予算をお認めいただきましたらＪＲ東海等との協議を進め、安全対策の詳細設計を実施してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

この場所は本当に入り口が狭くて、しかも駐輪場、自転車の数が半端じゃないので、倒れてきたりとかすると非常に危ないということなので倒れてこないような柵の設置とか、ここは地域住民、地元の自治会が自治会連合会を通じて要望したという背景について説明もありましたけれども、あと、ここの入り口のところなんかは通学路の安全対策としても上げられていたりとかもして、今年しておりましたので、ＪＲ東海もそうですけど地元の自治会とか、あとＰＴＡとか、こういった関係機関とはしっかりと連携して情報共有を行った上で進めていっていただければなというふうに思っております。

じゃあ、最後にこれに関してもスケジュールですね。令和８年度、設計や用地買収の費用が予算に入っておりましたけれども、工事完了までのスケジュールを最後に確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

事業スケジュールでございますが、予算をお認めいただきました新年度におきまして、ＪＲ東海との協議や詳細設計、駅前の進入口確保のための用地購入を行いまして、令和９年度に安全対策工

事を行ってまいりたいと考えております。

なお、ＪＲ下庄駅前は鉄道利用者等により日常的に利用されるものであり、対策工事を実施するためには、ＪＲ東海との協議、鉄道利用者や地域住民の周知、代替駐輪場の確保、バス運行の調整など様々な協議調整が必要となってまいるものと考えておりますので、計画的に事業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

長年待ち望んでいた地元の方や駅利用者の方々が一日も早く、安全で快適に利用できるように、スピード感を持った事業推進を強く求めて、この項目を終わりたいと思います。

次に、子どもの予防接種費用助成事業について伺っていきます。

これは令和８年度拡充の事業として、１歳から就学前児童を対象としたおたふく風邪ワクチンの２回目接種に対する助成が新たに対象に加わったというものだというふうに認識をしております。昨年の９月議会においても、私からも難聴などの合併症リスクから子どもたちを守るために市独自に開始してもらいたいと要望して、市長からも前向きなご答弁をいただいておりましたけど、今回こうして要望されてきた２回目の助成が予算化されたということは、子育て世帯の負担軽減と子どもの健康被害を防ぐ観点から非常に大いに評価するものであります。

そこで、今回の事業の拡充について具体的な内容、概要を確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮子ども未来部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

おたふく風邪ワクチンにつきましては、国におきまして任意接種ワクチンとなっており、日本小児科学会では１歳と就学前の２回の接種を推奨しております。

本市における現在の助成状況につきましては、平成２０年度から１回目の接種について３，０００円の費用助成を行ってまいりました。これに加え、本年４月から新たに２回目の接種につきましても３，０００円の費用助成をするため、予算を計上しております。なお、この費用助成につきましては、県のみえ子ども・子育て応援総合補助金を活用してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

時間がないんですけど、１点ちょっと確認したいんですけど、県の補助金を使われるということやったんですけど、これってたしか時限的なものやったと思うんですけど、仮にそれが時限的なものやとして、県の補助が仮になくなったとしてもこれは続けていくものなのかという事業の継続性というところ、継続性についてどのようにお考えかというところを確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

来年度令和８年４月からの助成につきましては、県のみえ子ども・子育て応援総合補助金を活用してまいりますけれども、この補助金の継続性等につきましては、現時点でまだ今後のことにつきましては未定の段階でございますので、それも含めて事業の継続については来年度の実施の状況を見て判断してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

一度こういったものを始めて途中でやめますというわけには、なかなかいかないと思いますので、そこはぜひ継続をしていただきたいなと思いますけれども、これ以上はちょっと一般質問になりますので、次に移りたいと思います。

この事業の目標値、今１回目の接種は接種率９２％やと思いますけど、２回目の接種率については７４％にとどまっているかなというふうに認識しています。ただこれ、いわゆる集団免疫閾値、集団免疫を得るためには７５から８６％あたりが必要やというふうに認識しておるんですけれども、この辺りをどの水準まで引き上げていくという、そういった目標というものは設定しているのかというところを確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

接種の状況につきましては、１回目の接種率は３歳児健康診査の際の調査で、令和５年度９２．５％、令和６年度９７％でありました。一方で、２回目の接種率は、小学校入学時の調査で令和５年度７４．１％、令和６年度８２．３％という状況でございました。

おたふく風邪を発症すると髄膜炎や難聴等の合併症を引き起こすことがございます。おたふく風邪の発症と重篤な合併症の予防には、ワクチン接種が非常に有効であるものと認識しております。感染症を流行させないためにはより高い接種率を維持することが必要であるため、１回目の接種率と同様の９０％以上の接種率を目指してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

そこはもう医師会の方々も非常にこれに関しては積極的に周知もやっていただいておりますので、引き続き連携をして、市のほうも周知体制をしっかりと築いていただいて接種率、目標を達成していただけるようにお願いいたしまして、次の項目に移りたいと思います。

次に、保育所等ＩＣＴ化推進事業について伺いたいと思います。

本市、亀山市ではＣｏＤＭＯＮ（コドモン）が使われております。これによって、保護者や保育士の方々の負担軽減に一定の効果を上げているものというふうに認識しておりますけれども、令和８年度の実施計画のところを拝見しますと、いよいよこのＣｏＤＭＯＮを活用してキャッシュレス化の検討というところに着手されていくというふうに記載されておりました。これは本当に保育現場においても、現金の管理というのは手間にもなりますし、リスクもありますし、保護者の方からすると小銭を用意しなければいけないという、そういった負担軽減にも双方にとって非常にメリッ

トが高いものだというふうに期待をしております。

ただ確認したいのは、これは現状保育現場において現金で集金している費用というのは具体的にどういったものがあるのかというところ、またそのうち市の会計に入る公金とそれ以外の公金ではないものとをどのように分けているのかというところを確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮子ども未来部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

現在、公立の保育所等におきましては、毎月徴収する教材費、絵本代、保護者会費、主食費及び副食費と、年１回徴収する日本スポーツ振興センター災害共済掛金及び新学期用品代がございます。また、延長保育を利用していただいた場合は、利用した月にその利用分の延長保育料を徴収しております。

これらの保育所等での現金による徴収につきましては、公金と保護者からの実費分とがございます。公金といたしましては、主食費及び副食費、それから日本スポーツ振興センター災害共済掛金及び延長保育を利用された場合の延長保育料となっております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

現状の現金集金の在り方については理解させてもらいました。

公金と公金以外のものがその中に含まれているので、毎月の都度の現金の集金というのは、保育現場にとっても保護者の方にとっても非常に負担になっているということは間違いないと思うんです。そこで、具体的な検討内容なんですけど、じゃあ何をどこまでキャッシュレス化していくという方向で検討していくのか、令和８年度にどういった検討を行っていくのかというところですね、あと今後のスケジュールについても確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

今年度キャッシュレス化に向けて、保育所等の園長会議及び主任会議において意見を聴取したところ、現金徴収に係る業務の負担軽減を求める声が多くあったことから、その実施に向けて検討を進めてきたところでございます。その中で、令和５年度に公立の保育所等全園で導入いたしました保育総合支援システムＣｏＤＭＯＮを活用することでキャッシュレス決済が可能となりますが、決済手数料が保護者の負担となるなど幾つかの課題がございますので、保護者の利便性を損なわないよう慎重な検討が必要であると考えております。

一方で、公金として徴収しております日本スポーツ振興センター災害共済掛金等につきましては、ＣｏＤＭＯＮによる利用者負担額などの公金振替と同様の口座振替データの作成が可能であることから、令和９年度からの口座振替の導入に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

手数料の部分もやはり、保護者負担の在り方とかその辺を検討していかなきゃいけないということであるということと、あと公金、ただ先ほどの答弁だと公金の部分を主にキャッシュレスで検討していくという内容やったと思うんですけれども、それだけでも十分、確かに保育士、特に現場の保育士の方の現金管理の面においては一定の効果があるかなと思うんですけど、保護者の方が、じゃあでもそれやと、結局公金以外の部分は小銭を用意しなければいけないということになってしまうと思うので、キャッシュレス化の効果という意味では、私はちょっと半減してしまうんじゃないかなというふうに思うんです。なので、半期ごとに、例えば公金以外の分を集金するように変えるとか、そういった一定の工夫で実効性を高めるということはできると思いますので、その辺りをぜひ検討していただければと思います。要望いたしまして、この項目を終わりたいと思います。

最後に、防災重点農業用ため池整備事業についてでございます。

事業の概要でございます。多数の防災重点ため池が市内にございますけれども、どのような基準や優先順位の下で今回整備していく池を選んだのかというところを事業概要と併せて伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

本事業は、ため池が地震や豪雨によって地域住民の生命や財産、公共施設等に甚大な被害が発生するおそれがあるため池の調査、改修、廃止を行うための業務委託でございます。

事業の優先順位につきましては、ため池が決壊した際の被害が大きい新池、城山池、和田池、安場池、北山池、長田池、太岡寺池、入谷池等の中から、ため池管理者、土地所有者の意向を勘案して順位決定をしております。

また、ため池の改修、廃止工事は非常に事業費が大きいことから、国・県補助金を活用できるため池を優先しておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

被害想定だけじゃなくて地元の要望や意向とかそういったものも加味して、補助金が活用できるところを優先的にやっているという答弁やったと思います。

じゃあ最後にちょっと伺いたいのは、今回着手されないほかのため池に対してはどういった安全管理をやっていくのかというところ、全体像ですね、防災重点ため池の全体像がもう少し分かるような形で最後に確認させていただければと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

現在防災重点農業用ため池に指定されているため池は５３池あり、内訳につきましては、改修済みのため池、長妻池１池と、改修が必要なため池が２７池、利用者がおらず廃止するため池が２４池、令和８年度に危険性評価を行い改修が必要かどうか判断するため池が１池でございます。今後の改修、廃止工事につきましては、１池ごとの事業費が大きいことから国・県の補助金制度等を考

慮して事業の検討をしてまいりたいと考えております。

また、工事が行われるまでの間はため池の低水位管理を実施していただき、被害軽減を図ってまいります。

○議長（岡本公秀君）

４番　草川卓也議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩します。

（午後　２時１２分　休憩）

（午後　２時２３分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１３番　鈴木達夫議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

結の鈴木達夫です。

議案質疑をさせていただきます。

私は議案第４号亀山市工場立地関係の緑地関係ですね、この議案、そして１４号の市民関係の条例、そして一般会計から、かわまちづくりに係る予算と亀山市循環型社会形成推進地域計画について４つ用意をさせていただきましたが、特に４号と１４号については金曜日そして今日の今までの中で様々に議論あるいは議員からのただしがありましたので、重複しないように質疑を進めたいと思います。よろしくお願いします。

まず、議案第４号亀山市工場立地法市準則条例の制定についてを質問をします。

１番の制定の背景と趣旨についてでは、工場立地法では、産業の成長と周辺地域の生活環境の調和の視点で規制がなされていると理解しているが、その意味で、仮に対象工場において、この緩和条例をもって緑地等の面積を規制内いっぱいに減少しても周辺地域の生活環境は、影響しないという実証を基にこの条例の制定の提案がなされているかという質疑を用意したところでございますが、午前中の服部議員の答弁の中で、同法準則第４条の中では、環境施設の配置において緑地を含む環境施設面積の１５％は敷地の周辺部に配置するよう定められていて、この条例の改廃で減少する緑地等は、その減少の部分は、生活環境にあまり影響のない敷地の周辺部以外、いわゆる工場の内部といいますかね、内側に限られるという理解をさせていただきましたので、この項はここでやめて、ここの質問の中で１点だけ確認をさせてください。対象区分の考え方についてと、それから一部、都市マスタープランとの関係についても関連する質疑をさせていただきます。

今回改正の対象範囲が工業地域と工業専用地域と、この２つに限っていますが、亀山市には工業地域として約１０２ヘクタール、そして工業専用地域が３３６ヘクタール、約ですね、それから準工業地域も約５０ヘクタール存在している。そしてなおかつ白地といいますか用途指定のない場所にも、中型の工場も私は点在をしていると理解をしています。

そこで質疑です。

今回の改廃対象は工業地域や工業専用地域のみとなっているが、他の地域での工場地域、準工業地域とかあるいは白地についても、つまり亀山全体としての工場における緑地面積の在り方につい

ても、周辺地域の環境の調和の中で、今の現状やあるいは工場主の意見、あるいは要望等に対しても検討をしたのか、検討した経緯があるのかという質疑をしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

１３番　鈴木達夫議員の質疑に対する答弁を求めます。

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

今回の緑地面積率等を緩和する対象区域につきましては、都市計画法第８条第１項第１号の工業地域及び工業専用地域としております。本条例は、緑地面積等を緩和することで企業の投資促進や市外流出防止を図ることを目的としてございますが、その一方で、周辺環境との調和も考慮する必要がございます。検討したのかということでございますけれども、やはり市内全域とかそういう形で緩和していくことによりますと、環境保全とか、市が環境と企業誘致、企業の設備投資とかの促進という両面を調和した形で進めていく中では、市内全域ではなく、やはり、特に工業の利便性を高める必要がある工業地域、工業専用地域に限定して今回の制度を緩和という形でさせていただいたところでございます。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

他の地域に関しては議論の対象ではないということですね。

工業地域、工業専用地域に限って検討をした中でのご提案ということなんですけれどもね。

これは例えば、総合計画基本構想の中で示されて、今度、工業と商業のまとまりのある拠点性を目途に指定された沿道拠点地域等に対しても同様に、これも当然緩和の視点だけでなくて、産業進出の視点からもぜひこの機会に検討すべきではなかったのかという意見を申し添えます。

次に、議案第１４号亀山市市民農園条例の一部改正についてという質問を設けましたが、これ金曜日の深水議員の中でほぼほぼやってしまったのかなということで質疑はここではやめておきますが、やはり、利用者とのアンケート等の中でのコミュニケーションの中で、藤棚を取ったりベンチを取ったりして区画を５６に増やすなど、いわゆる受益者負担の１００％の原則に近づけるべく様々な工夫をしていただいたというような理解をさせていただきました。

それから今後、やはりこれは非常に市民農園って潜在需要が多いと思われる中で、今後はやはり民間活用とか、総合計画にもうたってあります農業ボランティア制度、これ辺りも活用の中で新たな展開を期待させていただきます。

議案第２４号令和８年度亀山市一般会計予算についてのうち、かわまちづくりに係る予算について、ここはちょっと丁寧に質疑をさせていただきます。よろしくお願いします。

この事業は予算的には、都市計画費の一般事業のうち報償費として４０万程度、内容としてはかわまちづくり協議会の設置に伴う学識経験者や関係団体代表者等に対する報償費を計上したと私は理解していますが、非常に小規模な予算で見逃しがちになりそうですが、この事業は総合計画の活力のある市街地の形成の中にも位置づけをされていますし、今回の令和８年の市政及び予算編成方針でも、ＪＲ亀山駅から徒歩圏内に広がる鈴鹿川の河川空間を活用したウオーカブルな都市空間の形成と水辺の利活用を通じた地域交流の場の創出を目指し、かわ、まち、ひとが融和したにぎわい

のあるまちづくりを進めますというふうになっています。

今後、協議会の面々を中心に様々な視点、知見の中で事業の充実を図っていただけると私は期待をしていますが、まさに今この事業はスタートを切ろうとしている事業で、非常に初めが肝腎だと思うんです。いざスタートをし始めたらなかなか後戻りとか中止ができない中で、どんなイメージの事業なのかなということで、市民の方と共有したく質疑をさせていただきます。

まず、この事業で整備しようとしている位置というか地域、大体どんなところに整備しようとしているか、あるいは整備内容についてどんなイメージを持っているかをお伝え願いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

まず、かわまちづくり制度の概要といたしましては、河川空間とまちを一体的に活用し、地域のにぎわい創出や魅力向上を図ることを目的としたもので、行政だけでなく民間事業者、地域住民、河川管理者が連携し、水辺とまちをつなぐ良好な空間づくりを進める取組でございます。

亀山駅周辺のにぎわいを鈴鹿川の河川空間へ広げ、市街地全体の回遊性を高めることを目標とし、現在「かわまちづくり」支援制度への申請登録に向け、河川管理者と調整を進めております。この制度に登録されますと、河川管理者による基盤整備などのハード面に加え、計画づくりに必要な調査や全国の事例提案といったソフト面の支援も受けることが可能となります。特に、河川区域内の基盤整備については国の支援を受けられることから、市としては利活用施設の整備に注力でき、結果として財政負担の軽減にもつながるものと考えております。

現時点で具体的な整備内容は固まっておりませんが、整備エリアといたしましては、亀山橋下流側の左岸区間と上流側の鈴鹿川一里塚公園を含む右岸区間を想定しております。その上で、日常的に人が集えるような多目的広場、イベントやスポーツ等ができる空間を整備し、駅周辺や新庁舎との回遊性を高め、にぎわいにつながるような利活用施設の整備をイメージしているところでございます。今後、協議会での議論やワークショップを通じて、市民の皆様のご意見を伺いながら、整備内容を検討してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

ありがとうございます。あそこは亀山橋というんですかね、亀山橋を中心に下流部と上流部に広がる広場的だというようなイメージだと思うんですけれども、次の質問は、これはちょっと２つまとめて質問をさせてください。

１つは、以前議会でも、当時亀山駅周辺のエリアプランのやり取りの中で多分亀渕理事あたりとやったんですけれども、そのときは亀山駅から文化会館まで通じ、竜川の水辺を利用したにぎわいをつくるという一つのウオーカブル事業があったんですね。これとは全く違う事業であるということをイメージしていいのかということ。

それから、今ご紹介が一部あったんですけど、産建の委員会でこの「かわまちづくり」支援制度についてのパンフレットを読ませていただいた中では、今現状の無造作なというか、鈴鹿川であっても、国交省による、かなりのハード事業も国交省が主となって一定の整備ができそうだというよ

うなイメージの中でパンフレットを見せていただきました。今は基盤整備という、ハードという言葉も伺ったんですけれども、改めて、国交省に期待できる、あるいは国交省に委ねることができる主なハード事業について、いま一度答弁をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

以前に紹介した竜川沿いのウオーカブル事業とは別事業かという質問かと存じます。

現在の市の考え方といたしましては、新庁舎の建設予定地がＪＲ亀山駅周辺に決定したことを受け、駅周辺エリアに加えＪＲ関西本線より北側から旧国道１号沿道までの範囲を対象に、新庁舎を含めた面的なまちづくりを検討することとしております。また、今回鈴鹿川において「かわまちづくり」支援制度を活用することで整備範囲が面的に広がり、駅周辺と河川空間が一体となったより一層のにぎわい創出や回遊性の向上が図られるものと考えております。

次に、国交省が行うハード事業につきましては、「かわまちづくり」支援制度ではまず河川管理者が河川区域内の基盤となる河川管理施設の整備を行うこととなっております。河川管理施設とは、通水機能の確保や洪水被害の防止など安全性を確保するための施設であり、親水護岸をはじめ高水敷の整正や管理用通路などの整備が該当いたします。この整備に必要となる河川区域内の掘削や樹木伐採などを行うことで通水断面が確保され、結果として浸水リスクの軽減にもつながるものと考えております。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

駅前の以前のウオーカブル事業とは別物であると、駅前とルート、国道旧１号線、これは面的な整備をもって別に計画といいますかイメージを持っていると、今回の事業に関しては護岸整備あるいは浸水対策にも寄与する整備もできそうだと、それからにぎわいの場につながる通路とかスロープとか、これらも創造できるというような答弁かと思います。

では、この項の３つ目、それでは、今は国交省に担っていただける事業について説明を求めましたが、市の負担といいますか、当初の整備の中で市が担わなければいけない費用、整備内容みたいなものをどんなふうにイメージしているか、答弁をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

市が担う整備といたしましては、河川空間を利活用するための施設整備でございます。例えば、多目的に利用できる広場を整備する場合、河川管理者が高水敷の整正や通路整備を行い、市は芝張りやトイレ、あずまや、ベンチといった利用者が使いやすい環境づくりを担当するといった役割分担が想定されます。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

分かりました。河川の中ににぎわいを求める広場みたいなものをつくった場合、トイレとか駐車場とかこれらを市が担わなければいけないと言うことでございます。

この項の最後に、この事業の維持管理費についてお伺いをします。

ランニングコストについての考え方ですね。とかくこういうハード事業をやる場合、ハードを伴う事業については、イニシャルコストについては一定の特定財源というかいろんな賄う部分があるんですけれども、その後のランニングコストについては当初はあまり注視せず、結果的に、自治体がですよ、亀山市が未来永劫この経費、負担を払っていくというのが実態かと思います。今議会、事業を始めようとするスタートを切ろうというときに、この整備事業に関するランニングコストに対する考え方、イメージをお伝え願いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

利活用施設の整備に当たりましては、将来的な維持管理の在り方を適切に検討していくことが重要であると認識しております。現時点では、どのような施設を整備していくかについては協議会での議論やワークショップを通じて検討している段階であり、具体的な維持管理の内容や費用についても今後の検討の中で整理してまいりたいと考えております。

また、事業を進めていくに当たりましては民間事業者の参入や官民連携の仕組みづくりも重要であると考えており、管理運営の手法についても協議会の中で検討していく予定でございます。あわせて、国の補助制度の活用も視野に入れながら持続可能な維持管理の在り方について検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

今後、協議会の中にあって、この維持管理費についても積極的に議論していくという考え方は非常に大切かなと思います。

最後に、亀山市循環型社会形成推進地域計画の改定に係る予算についてということを簡単にやります。

１点だけ質疑をさせてください。

計画策定委託料として２００万、国の循環型社会形成推進交付金を活用するため亀山市の循環型社会形成推進計画を改定し、計画策定を業者に委託するというような説明書きなんですけれども、私、これはどうも、今、次期のごみ施設に向けて基本構想等々いろいろ、遅れた形でというのは失礼ですけどやっている中で、そもそも基本的には、あるいは本来なら、循環型社会形成に対する亀山市のビジョンとか考え方、構想の中で今、今ですよ、まさに次期のごみ施設の基本構想が策定されている、進められているという私は理解をしているんですけれども、何かこの文を私見ますとですよ、交付金をいただくためにこの計画がないと交付金がいただけないからあえて計画策定をするんだという文面に受け止めざるを得なくなってしまう、この辺の関係はどうなのか説明をいただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

亀山市循環型社会形成推進地域計画とは、廃棄物の広域的かつ総合的な廃棄物処理、リサイクル施設の整備等を推進することにより循環型社会の形成を図ることを目的として作成するものでございます。現在、亀山市循環型社会形成推進地域計画は既に作成されております。その中でやはり議員が申されましたように循環型社会形成推進交付金、これを次期ごみ処理施設を整備するに当たりまして、こういった循環型社会形成推進交付金を受けるためには当然こういったもの、次期ごみ処理施設整備計画を今回の循環型社会形成推進地域計画に位置づける必要がございます。そのために改定をするということでございますが、そもそもこの循環型社会形成推進地域計画とは、廃棄物の広域的かつ総合的な廃棄物処理、リサイクル施設の整備等を推進するということで循環型社会の形成を図ることを目的とする計画でございますので、当然新たな次期ごみ処理施設整備を整備するに当たりましてはこういった計画にもちゃんと位置づけて、この計画の中にも反映させるべきものということで改定をするものでございます。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

もうこの程度にとどめますかね。

第２次総合計画後期基本計画策定が約３か月延伸をした中で、当然これは新たな環境変化の中で脱炭素社会の促進と循環型社会形成というこれが上げられて、亀山市なりの視点で毅然とした、現に循環型社会形成地域計画ってあるんですね。それを位置づけるために今度はやったんだということなんですけれどもね。正直、市の計画の中にはある意味そういう類いの計画もある中で、やむを得ないことも私は分かりますが、やはり何かその辺がしっくりとこないので今回質疑の対象にさせていただきます。亀山なりのすばらしい次期ごみ施設構想、基本構想を早く、速やかにお願いします。

以上で質疑を終わります。

○議長（岡本公秀君）

１３番　鈴木達夫議員の質疑は終わりました。

次に、５番　中島雅代議員。

○５番（中島雅代君登壇）

通告に従いまして議案質疑をさせていただきます。

議案第１９号令和７年度亀山市一般会計補正予算（第８号）について、地方交付税の増額補正と財政調整基金繰入金の減額補正についてでございます。

まずは地方交付税の増額理由について、３億３，４２７万９，０００円の増額補正がされておりますけれども、要因について、内訳なども含めてお伺いいたします。

○議長（岡本公秀君）

５番　中島雅代議員の質疑に対する答弁を求めます。

佐藤総務財政部参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

地方交付税の３億３，４２７万９，０００円の増額補正につきましては、国税収入の増などに伴い、普通交付税が追加交付されたことによるものでございます。なお、追加交付につきましては基準財政需要額の費目が追加されたことなどにより交付されたものでございまして、この追加されました内容でございますけれども、まず物価高騰による地方負担の増加対応分として２億３１４万３，０００円、職員の給与改定による増加対応分として８，２７１万８，０００円、将来交付税措置される臨時財政対策債の前倒し分として４，２３５万３，０００円、調整額として６０６万５，０００円でございます。

○議長（岡本公秀君）

中島議員。

○５番（中島雅代君登壇）

ちょっと数字を追い切れなかったところもありますけれども、まず、追加交付されましたけれどもこの金額ってどういうふうに決まってくるのかというところ、この金額の積算根拠についてお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

この交付税の積算の根拠でございます。こちらにつきましては、国が全国一律で各団体の財政需要というのを算出いたし、それに基づいて積算をして交付する内容でございます。

○議長（岡本公秀君）

中島議員。

○５番（中島雅代君登壇）

分かりました。それから、今回追加交付をされているんですけれども、この追加交付は今回限りのものなのかというところをお伺いしたいんですけれども、それと、今まで過去の経緯だとか今後もまたそういう追加があるのかどうかというところの見通しについてもお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

普通交付税の追加交付でございます。こちらにつきましては、国税収入の増などを財源とした国の補正予算によりまして、令和３年度以降本年度までに５年間、毎年度交付されているところでございます。各年度におけます交付額につきましては、令和３年度が４億１，９６６万円、令和４年度が７，０７３万６，０００円、令和５年度が１億１，４０６万９，０００円、令和６年度が２億３，６１８万７，０００円で、令和７年度が先ほど申し上げました３億３，４２７万９，０００円でございます。

また、令和８年度以降の見通しでございますけれども、こちらにつきましては、この追加交付はあくまで国の税収が上振れした際の追加的な措置ということもございますので、制度上毎年度見込めるものではないと認識いたしております。

○議長（岡本公秀君）

中島議員。

○５番（中島雅代君登壇）

令和３年度以降ずっと継続をしてといいますか、かなりの額の追加交付があったということなんですけれども、これ私が記憶に残っているのはこの令和３年度の４億２，０００万近く、大分記憶に残っているんですけれども、このときもそれこそ４億２，０００万円近くの交付税が追加交付をされてこのときも、財政調整基金繰入金というのも大きく減額をされています。

そこで、今回この追加交付によって財調への影響というところを確認したいと思います。

まずは、令和７年度の当初予算からの財政調整基金の繰入金の動きについての説明をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

令和７年度におけます財政調整基金繰入金でございます。こちらにつきましては、まず当初予算におきまして５億２，０００万円を計上いたしたところでございます。その後、補正予算（第１号）６月補正の先議分におきまして２３９万７，０００円の繰入れの減額、補正予算（第４号）１２月補正におきまして１億５，６３０万２，０００円の繰入れの減額、補正予算（第７号）、これはこの１月の補正でございますが、におきまして２，１０６万７，０００円の繰入れの増、そして補正予算（第８号）、この３月補正でございますけれども、におきまして３億８，２３６万８，０００円の減額と各補正予算での財源調整を行ったことによりまして、令和７年度の最終的な財政調整基金繰入金は結果的にゼロ円、繰入れなしとなるものでございます。

○議長（岡本公秀君）

中島議員。

○５番（中島雅代君登壇）

ここまでの動きとしては財源の調整だけで、今回残った残額を全部減額して財政調整基金の取崩しはないということで理解をさせていただきました。

令和３年度にも今回のような大きい追加交付があって、そのときは財調の取崩しはゼロにはならなかったんですけれども、今回このような動きになった要因というのは何かありますでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

議員申されます令和３年度につきましては、まず当初の繰入額が多かったというふうなことで、これが追加交付によって繰入れの減額をするには至らなかったというふうなところでいわゆる財政調整基金繰入れなしというふうな形にはならなかった。

逆に、今回につきましては繰入額は５億２，０００万円以上に、繰入れの財源としてございましたことから、これが繰入れなしということになったところでございます。

○議長（岡本公秀君）

中島議員。

○５番（中島雅代君登壇）

令和３年度との違いは当初の繰入額の違いだということなんですけれども、今回繰入額がまず少

なかった理由というところもお伺いしてよろしいですか。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

まず令和７年度の当初の繰入額は、先ほども申し上げました５億２，０００万円でございます。

これは令和６年度中に行いました財政構造改革の取組によりまして、一般財源額の削減によりまして繰入額を５億２，０００万円にとどめたというふうなこともございます。したがいまして、それからまた令和７年度中の予算補正におきまして、市税約４億６，０００万円や、先ほど申し上げました地方交付税の追加交付が約３億３，０００万円あったというふうないわゆる歳入の上振れがあったというふうなところもございます。

○議長（岡本公秀君）

中島議員。

○５番（中島雅代君登壇）

当初の額の違い、それから市税の増収もあって上振れをしたということなんですけれども、そうですね、今回補正予算書を見せていただいて、市税の増収、それからたくさん減額補正もされているので、今回財調の取崩しをしなくてもいいというふうになったのはこの交付税の追加交付以外にも増収、それからほかの減額補正というところも要因になろうかなというふうに思いますけれども、市税の増収ですとか、ほかの減額補正の総額というところは分かりますでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

議員お尋ねの市税の増額、市税につきましては約４億６，０００万円でございますし、地方交付税では約３億３，０００万円というふうなところでございます。

○議長（岡本公秀君）

中島議員。

○５番（中島雅代君登壇）

ほかの減額補正のところもちょっとお伺いしたかったんですけれども、ただ、今繰入金の減額分というのが３億３，２３６万円で、今回の追加交付分が３億３，４２７万円と市税の増収分があって、さらにほかのものの減額もあるということなので、それを比べると減額分よりも余剰金がさらに発生すると思うんですけれども、この余剰金というのはどのようになったんでしょうか、お伺いします。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

この３月補正におきまして、議員申されたとおり、市税の収入ですとかそれから地方交付税の増額分がございます。したがいまして、それに歳入歳出の差引きをいたしますと歳入側が歳出側よりも多くなったというようなところでございまして、この部分につきましては、先ほども議員申されました、まずは財政調整基金繰入金の繰入れをなしとした上に、今回は先ほども少しご答弁申し上

げました減債基金のほうへ積立てを行いまして将来の公債費の償還に使うというふうなことで、減債基金のほうに積み立てたものでございます。

○議長（岡本公秀君）

中島議員。

○５番（中島雅代君登壇）

減債基金のほうに積み増しをということだったんですけれども、今は財調を回復させたいときだと思うんですけれども、財政調整基金の積立金に入れるという選択肢もあったんじゃないかなというふうに思うんですけど、９３万ですかね、積立金に増額されているのは、今回は減債基金に積み増しをしたのは、その理由についてお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

今回の補正予算、第８号におきまして減債基金に１億２，６２８万６，０００円を積み立てる理由でございますが、令和７年１２月２３日に三重県から通知のありました普通交付税の追加交付の一部について、これまで償還を行う年に地方交付税の基準財政需要額に算入されてまいりました臨時財政対策債の償還金の一部、これが前倒しで交付されたところでございます。これは後年度において地方交付税として措置される予定であったものでございますので、将来の地方交付税交付額の減額及び今後の公債費の償還に備えるため、また基金の活用として令和７年度及び令和８年度に減債基金の繰入れを行いますことから、令和７年度の財政調整基金繰入金を繰入れなしとした上で、歳入の増額分を減債基金に積み立てることといたしたものでございます。

○議長（岡本公秀君）

中島議員。

○５番（中島雅代君登壇）

ちょっと難しかったかなと思うんですけれども、最初の答弁でこの前倒し分については、ちょっと数字が聞き取れなかったんですが、４，２５０万幾らだったと思うんですけれども、今回積み増ししているのは１億２，６２８万円ということで、前倒し分としてこちらに積まなきゃいけないのは４，２５０万だけでよかったのではないんですか。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

今回減債基金への積立て１億２，６２８万６，０００円につきましては、先ほど今回の前倒し分として地方交付税に交付された４，２３６万円でございますけれども、現在、基金の活用、それから一般財源の補填といたしまして、令和７年度にも１億円、それから令和８年度にも１億円を減債基金から繰入れを行っております。今後の地方債の償還に備えまして、その部分につきましてそれ以上に積み増しを行ったところでございます。

○議長（岡本公秀君）

中島議員。

○５番（中島雅代君登壇）

今後に備えてということだったんですけれども、そうすると、今後も今回みたいに上振れがあった場合は財調ではなくて減債基金に積んでいくという考えなのかどうかお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

今後の上振れ分について、今後どうしていくのかというふうなことでございます。こちらにつきましては今後の財政運営の中でどのように上振れしていくか、それから財政調整基金がどのように財源調整として使われるのか、減債基金としてどれぐらいの公債費が必要となってくるのかというのを見極める必要がございます。したがいまして、この上振れ分がもし出てまいったときには財政状況に応じて財政調整基金に積み立てるのか、それとも減債基金に積み立てるのかを判断してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

中島議員。

○５番（中島雅代君登壇）

理解いたしました。

それでは最後に、今回は、地方交付税の大きな追加交付があったということと市税の増収分が大きかったということが財調の取崩しをしなくてよくなった、さらに減債基金に積み増しができたということの要因になったというまず理解でよろしいのかどうかということと、それに対して、令和７年度財政構造改革骨太方針の集中期間であったと思いますけれども、この取組の効果はこれに対してあったのかどうかというところを確認させてください。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

まず１つ目の、令和７年度につきましては、いわゆる地方交付税ですとか税収の上振れがあったがためにこのような形で財政調整基金及び減債基金のほうに積み立てられた、そういうふうな認識でよいかというふうに考えております。

それからもう一点、財政構造改革の取組でございますけれども、少し先ほどもご答弁申し上げましたが、これは令和７年度当初予算に係る財政構造改革の取組によりましていわゆる繰入額、財政調整基金の繰入額を５億２，０００万円に抑えたというようなところがございます。それから、年度途中につきましても、それぞれ財政構造改革の考え方の下、財政運営を行ってきたというようなこともございますので、こちらにつきましてもそういうふうな結果、今回令和７年度の３月補正、もしくは３月補正後の見込みが現在のようになったというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

中島議員。

○５番（中島雅代君登壇）

確認をさせていただきました。

以上で質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

５番　中島雅代議員の質疑が終わりました。

以上で本日予定しておりました通告による質疑は終了し、日程第１に掲げた上程各案に対する質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第３号から議案第３４号までの３２件については、会議システムに保存してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託します。

なお、報告第１号及び報告第２号については、関係法令の規定に基づく報告でありますのでご了承願います。

付　託　議　案　一　覧　表

総務委員会

議案第　５号　亀山市行政手続条例の一部改正について
議案第　６号　亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
議案第　７号　亀山市職員給与条例の一部改正について
議案第　８号　亀山市職員の旅費に関する条例の一部改正について
議案第１６号　亀山市火災予防条例の一部改正について
議案第１７号　亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
議案第３１号　財産の処分について

教育民生委員会

議案第　３号　亀山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第　９号　亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部改正について
議案第１０号　亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
議案第１８号　亀山市心身障害児童福祉手当支給条例及び亀山市重度心身障害者介助者手当支給条例の廃止について

産業建設委員会

議案第　４号　亀山市工場立地法市準則条例の制定について
議案第１１号　亀山市まちをきれいにする条例の一部改正について
議案第１２号　亀山市産業振興条例の一部改正について
議案第１３号　亀山市石水渓キャンプ場施設条例の一部改正について
議案第１４号　亀山市市民農園条例の一部改正について

議案第１５号　亀山市営住宅条例の一部改正について
議案第３２号　市道路線の認定及び廃止について

予算決算委員会

議案第１９号　令和７年度亀山市一般会計補正予算（第８号）について
議案第２０号　令和７年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について
議案第２１号　令和７年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について
議案第２２号　令和７年度亀山市下水道事業会計補正予算（第２号）について
議案第２３号　令和７年度亀山市病院事業会計補正予算（第２号）について
議案第２４号　令和８年度亀山市一般会計予算について
議案第２５号　令和８年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
議案第２６号　令和８年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
議案第２７号　令和８年度亀山市水道事業会計予算について
議案第２８号　令和８年度亀山市工業用水道事業会計予算について
議案第２９号　令和８年度亀山市下水道事業会計予算について
議案第３０号　令和８年度亀山市病院事業会計予算について
議案第３３号　基本構想の策定について
議案第３４号　前期基本計画の策定について

○議長（岡本公秀君）

次に、日程第２、請願第１号を議題とします。

請願第１号学童保育所へ通所する児童らの安全確保及び交通の円滑化のための横断歩道設置に関する意見書の提出を求める請願については、会議システムに保存してあります請願文書表のとおり、所管の産業建設委員会にその審査を付託します。

請願文書表

受　理　番　号	請　　１
受　理　年　月　日	令和８年３月２日
件　　名	学童保育所へ通所する児童らの安全確保及び交通の円滑化のための横断歩道設置に関する意見書の提出を求める請願
請願者の住所・氏名	三重県亀山市 関小学校区学童保育所さくらクラブ運営委員会　代表者　石地貴之
要　　旨	関小学校正門西側から関支所に向けて横断歩道を設置するよう採択いただき、県の関係機関に意見書を提出いただきたい。

紹 介 議 員 氏 名	櫻井清蔵、森　英之、福沢美由紀、森　美和子、中島雅代、櫻木善仁
付 託 委 員 会	産業建設委員会

○議長（岡本公秀君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

明日１０日は午前１０時から会議を開き、市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後　3時１４分　散会）

令和８年３月１０日

亀山市議会定例会会議録（第６号）

●議事日程（第６号）

令和８年３月１０日（火）午前１０時　開議

第　　１　市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（１７名）

１番	古田吉昭君	２番	櫻木善仁君
３番	深水隆司君	４番	草川卓也君
５番	中島雅代君	６番	森　英之君
７番	今岡翔平君	８番	髙島　真君
９番	新　秀隆君	１０番	豊田恵理君
１１番	福沢美由紀君	１２番	森　美和子君
１３番	鈴木達夫君	１４番	岡本公秀君
１５番	伊藤彦太郎君	１６番	服部孝規君
１８番	櫻井清蔵君		

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀渕輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	総務財政部参事	佐藤康二君
市民文化部長	小林恵太君	市民文化部次長兼関支所長	北川明美君
市民文化部参事	関戸繁人君	健康福祉部長	林　秀臣君
子ども未来部長	高宮綾子君	産業環境部長	富田真左哉君
産業環境部参事	村田　博君	建設部長	高桐美智代君
上下水道部長	松永政司君	危機管理監	木田博人君
会計管理者	原　正一君	消防長	豊田達也君
消防部長	豊田賢治君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	谷川健次君	地域医療部長	小森達也君
教育長	中原　博君	教育部長	大平　守君
代表監査委員	上田寿男君	監査委員事務局長	高嶋美季君
選挙管理委員会事務局長	落合　巧君		

●事務局職員

議会事務局長	大泉明彦	書記	木戸将文
書記	西口幸伸		

●会議の次第

（午前１０時００分　開議）

○議長（岡本公秀君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程（第６号）により取り進めます。

これより日程第１、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

７番　今岡翔平議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

おはようございます。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

１つ目、まちづくり協議会と市民についてということで上げました。

まず１つ目の項目なんですけれども、まちづくり協議会の定義について改めてお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

７番　今岡翔平議員の質問に対する答弁を求めます。

小林市民文化部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

おはようございます。

地域まちづくり協議会の定義についてのご質問でございます。

先日福沢議員のほうからもご質問いただき、ご答弁させていただきましたが、地域まちづくり協議会につきましては亀山市地域まちづくり協議会条例第１条の規定にありますとおり、地域において多様な主体を包括し、自分たちの暮らす地域を自分たちでつくり上げるという理念及び民主的な運営の下に、地域課題の解決に取り組むことを目的として設立をされる自治組織と規定をされてございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

定義のほうご答弁いただきまして、今日も午後から深水議員もまちづくり協議会について質問されるんですけれども、私もまちづくり協議会の一員としていろいろ事業に携わったりですとか、ほかの地域のまちづくり協議会も見せていただいたり、参加させていただいて、精力的に活動されているところばかりで、条例ができて１０年ですかね、こういう形を目指してきたのがまち協なんか

なというところも見えてきてはおるんですけれども、そういうさらなる事業だったり、地域の課題解決に踏み込む前に、まち協の根幹に関わるような課題というのが地域で生じているかなということで今回、公式見解ですね、議会で答弁をもらうということは公式見解になると思うんですけれども、それを確認するべく通告をしたという経緯があります。

では２つ目の項目なんですけれども、まち協を抜ける、辞めるということは可能なのか。

いろんなまち協に携わる方に話を聞いたりすると、辞めたい、あるいは辞めたとか抜けたい、抜けたというような話を聞くんですけれども、まち協というのはただの団体ではなくて、条例に定義があって、単純にそういう話ではないと私は認識をしておるんですが、そういうことができるのか答弁をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

まち協を抜けたいでありますとか辞めたいということが可能なのかというご質問でございます。

まず、地域まちづくり協議会の構成員の考え方からご説明をさせていただきます。亀山市地域まちづくり協議会条例第３条におきまして、その構成員につきましては１．協議会の区域に居住する者、２．協議会の区域に存在する公共的団体、３．協議会の区域で事業を行う個人または法人で協議会が認めた者と規定をされてございます。この考え方から、地域まちづくり協議会を抜けるや辞めるといった概念は想定はしていないところでございます。

条例に規定をされておりますとおり、地域まちづくり協議会は自分たちの暮らす地域を自分たちでつくり上げるという理念の下でご活動していただいている団体でございますことから、市といたしましては全ての構成員が協力をしながらまちづくりに参画していただけることを望むものでございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

答弁だと難しいんですけど、まち協がある地域に住んでおる、あるいは事業所がある限りそのまち協にもう入っているもの、所属しているものになるんだという認識です。

私の関わったケースでいくと、ちょっとまち協に関わったりとか、それも責任感からやと思うんですけど、なかなかその役だったり、人を出すのが難しいという相談を受けたときに、辞めるとか辞めないという概念の組織ではないんですという話をして、そうしたら何とかできる形で協力をしましょうと納得をいただいたケースがあるんですけれども、そういう説明をするときに団体区分をどう説明すればいいのかなというのがすごく難しいなという実感がありました。

団体の区分というのは、例えば普通の自治会は任意団体で入ったり、辞めるときは届出を出したり、辞めるときは退会届を出す。そもそも入るときに、入るか入らんかみたいなのを選択できるのが任意団体ということだと認識しております。また、自分の例なんですけれども、私が住んでいる地域には天神連合自治会という団体があるんですけれども、これは市に申請をしてできた認可地縁団体になります。法人のような、ほぼ法人といってもいいものだと思うんですけれども、そういう団体区分があるんですけれども、その地域に居住している限り絶対に所属していて、簡単に辞める、

辞めないができないまち協、団体の区分はどう説明すればいいですか。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

団体の区分といいますか、地域まちづくり協議会はどういった団体なのかというご質問かと存じます。この本市の地域まちづくり協議会は、ご紹介もいただきましたが認可地縁団体等の法人格を持たない団体でありますことから、法的には自治会等と同じく任意団体の一種として取り扱われるものと認識をしてございます。

一方で、本市の地域まちづくり協議会は亀山市地域まちづくり協議会条例に基づいて設立される団体でありますことから、その構成員や実施する事業、それからコンプライアンス、また公共的団体との連携、こういったことに関する規定の制限を受けるものでございまして、一般的な任意団体とは異なる性質を有するものと捉えておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

団体概要としては任意団体だけれども、普通の任意団体とは違うところがありますよという答弁ですよね。

ちょっと実例、実例といいますか、別に特定の地域とかある方を指しているわけではないので、具体例として伺いたいんですけれども、あるまち協Ａの区域に居住している人がいたとします。その方は、別のまち協Ｂの活動というのを盛んにやっていたとします。この方のまち協というのはどちらになりますか。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

その事例の中でどちらに属するのかというご質問ですが、先ほどもご説明申し上げましたとおり、地域まちづくり協議会の構成員につきましては協議会の区域に居住する者と規定をされてございますので、この観点から、議員がお示しいただいた方につきましては、居住をしているＡの地域まちづくり協議会の構成員になるものと考えるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

これは難しいところですね。条例であったり、実際のところは住んでいない方であっても、別のまち協の活動に主体的に関わってくれる人って受け入れていく分には全然問題はないかなというふうには思うんですけれども、ただ何といいますか、例えばさっきの方が自分は活動しておるからＢなんやと言ったとしても、居住区分が優先されてしまうというのが実態やということですよね。だから、その人の意思というか、働きにかかわらず、そういう所属しているまち協に関してはそういう判断が下るということが分かったんですけれども、もう一つ所属以外にお金の問題があるのかなと思います。

まち協には主に２種類のお金があるかなと、市から下りてくるお金と、地域で集めてそれぞれ集めているお金があるかと思うんですけれども、そもそも地域の方々からお金を集めてまち協に納めるということ、これは実態としてはもうほぼ全てのまち協でやっていると思うんですけれども、これは必ずやらなければならないことなんでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

冒頭申し上げましたとおり、地域まちづくり協議会は自分たちの暮らす地域を自分たちでつくり上げるという理念の下に活動していただいており、市からの財政的支援でございます地域まちづくり交付金等をご活用いただいて様々な行事を開催いただくほか、地域課題の解決のための事業に取り組んでいただいてございます。ご質問のように、自主財源を必ず集めなければならないといった規定はございませんけれども、実情としましては交付金や寄附金、協賛金等で賄えない場合などは、それぞれの地域まちづくり協議会の事業規模に応じて会費を集めていただく等の必要が発生してくるものと考えてございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

これ実態としてはどうですか。ほぼ全てのまち協がさらに住んでいる方々からお金を集めていると思うんですけれども、実態としてはどうでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

実態としましては、ほぼほとんどのまち協のほうでこの財源については会費のほうを徴収していただいておるというふうに認識してございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

これは必ずやらなくてはならないわけじゃないけど、やっぱり実際に事業を行っていく、活動していくためには集める。おおむね納得を、おおむねというか納得をした上でまち協にお金を納めてもらっているという地域の実態だと思うんですけれども、もう一つ具体例、具体例というか、実例ではないんですけれども、こういう例があったらどうなるんかなというのを伺いたいんですが、さっきＡ、Ｂやったので、次にまち協Ｃやったとして、あるまち協を２つの自治会が構成しているとします、Ｃです。それぞれが自治会ごとにまち協に納めるお金というのを集めていたとするんですけれども、片方の自治会は納める、片方の自治会は納めないということがあったときに、市としてこれは認める事例になるんでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

仮定の話でございますので、ケース・バイ・ケースというところがございますけれども、地域まちづくり協議会はあくまで任意の団体でございますから、市としましては、会費の未払いを認めるでありますとか認めないというような判断をする立場にはないものというふうに認識をしてございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

任意団体なんで、片方が納めて、もう片方が納めていなくて、団体全てでそういう状況でもいいですよという納得ができていればいいんですけれども、問題は納得されていない場合ですよね。片方の納めている自治会のほう、さっきは構成する自治会の例なんで、片方の納めている自治会のほうからもう片方が納めてくれやんのやけどというまち協に関する相談が来た場合、市はどういう回答をしますか。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

これもまたケース・バイ・ケースでといったところもございますけれども、市といたしましても、会費の支払いというのを促すことはできないものと認識してございますので、その上で自治会にとって会費の負担が大きいというような場合であれば、例えば会費を減額することでありますとか、金銭以外での協力体制を検討するなどの協議を民主的に行っていただき、まちづくり協議会の根幹をなす自治会とできる限りの良好な関係を構築していただきたいと考えるところでございます。

なお、そういった困り事も含めて、地域まちづくり協議会に関する個別具体のご相談につきましては、担当でございますまちづくり協働課のほうで丁寧に対応させていただきたいと存じます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

丁寧に対応させていただく、民主的な解決を求めると言いながら、もう多分さっきの事例でいうと、片方がお金を払ってくれない、どうしよう、どうすればいいと相談に来た時点ではもうかなりの事態になってしまっているんじゃないかなとは思うんですけど。

この質問を通じて、もちろん事業とか活動にどんどん邁進してもらうまち協の動きというのはいいと思うんですけれども、さっきのようなケースがあった場合、対応してもらうというのもやっぱりまち協の中心にいる方々になってくると思うんですわ。それが、先ほどまでの答弁でいうとちょっと足りないのではないかなと思います。そもそも、市のほうから働きかけをしてこういう組織をつくって、地域でやっていこうという中で実際運用をし始めて、さっき今私が挙げた例って全く荒唐無稽な話ではなくて、もしかしたらあのことかもなというような話になると思うんですわ。そういうことをまち協で活動している方々が、結局自分たちで解決をしていかなくてはならないというところが今すごく課題になってくるんではないかなと思うんですけれども、今までの質問のやり取りなんかも踏まえて、条例ができて１０年、まち協はそれより前につくり始めているんですけれども、そういった事例も含めてまちづくり協議会と活動に関する課題、何か市長のほうから所感があ

ればお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

この地域まちづくり協議会設立から既に１０年を超えておりまして、条例制定から１０年ということでご紹介をいただいております。亀山市のそれぞれの地域が２２の非常に特徴のある、個性のある地域の中で、自主的、自律的にこのまちづくりを、地域自治といいますか、住民自治といいますか、そういう思いの中で今積み上げてきていただいておることを本当に敬意を表したいと思います。

さらにその過程で、今幾つかの事例もご紹介いただきましたが、当然様々な立場、年齢、職業、政治信条、宗教、家族構成、収入、そういう地域の住民の方々が様々な要素を持つ中で、本当に自分たちの住むこの地域をよりよい状態をつくっていこうというその取組というのは、本当に議論がぶつかるところもあるでしょうし、あるいはコンセンサスを取るためには大概なエネルギーを生ずることもあろうかと思います。そういう様々な状況が生じておるということも理解、承知をさせていただくところであります。

市がこれらをどのように考えて、どうしていこう、いくとするのかということを尋ねられておるんだろうと思いますが、まずそもそもこの地域まちづくり協議会を立ち上げていこうと、地域自治を充実させていこうという背景の中では、人と人のつながりとか世代間のつながりが非常に薄くなっていく状況の中で地域の課題が顕在化しておる、これをまず、地域の担い手不足を大きな課題として捉えて、こういう流れになってきたというふうに理解いたしております。その一方で、地域まちづくり協議会を抜けるとか辞めるといった先ほどの議論につきましても、元をたどれば各自治会における担い手不足を起因として、金銭的な取扱い、あるいは労力的な負荷が増加をしてきて、一定の役員の皆さんにそれがかかっていくという中で、様々な状況が生じておるということが推測をされるところであります。

こうした現状を踏まえまして、市といたしましては今般ご案内の地域予算制度の見直しを行って、これまではコロナ禍からの回復とか、地域のにぎわいづくりに対する支援が主であった地域活性化支援事業交付金に新たに組織基盤強化に関するメニューを設けて、担い手不足対策に意欲的に取り組む地域まちづくり協議会に対する財政支援を行うことといたしたところであります。

議員がおっしゃられる市内の地域まちづくり協議会の設立から１０年を経過する中で、地域まちづくり協議会の構成員に関する考え方とか役員の交代などから、地域まちづくり協議会の基本的な理解が薄らいできておるのも背景にはあろうかというふうに感じているところでございますので、今新しい総合計画もお示しをさせていただいておりますが、やはりまちの様々な、あるいは社会全体の価値観とか多様化してより複雑な時代にも入っている中で、本当に亀山らしいまちづくりや人づくりがどうあるべきなのか、そしてまち全体というとなかなかぴんとこないかも分かりませんが、自らの暮らす地域、今のまち協コミュニティ、自治会の単位というか小学校区の単位ぐらいであろうかと思いますけれど、そういう中でよりお互いがお互いを理解したり協力することで、自分たちの住んでおる足元の地域をよりよくしていこうとか、将来への人づくりの環境をつくっていこうと

か、防犯や防災についてもみんなで、評論家ではなくてあるいは他人事ではなくて関わっていこうとか、こういう取組が一層高まれるような取組を市としてもしっかりその環境をサポートをしていくことが大事だというふうに私どもは考えているところでございます。

いずれにいたしましても、地域まちづくり協議会の１０年余の歴史、そして２２のそれぞれの本当に個性ある、課題もそれぞれあるわけですが、それを乗り越えていく力こそ亀山市の本当に未来をさらにつなげていく、そしてその背中をまた次の世代に見せていく、そしてその考え方を定着、継承していくような、そんなやっぱり亀山市をみんなの力で築き上げていく必要があるのではないかと考えておりまして、どうぞ１０年のこの節目から次の状況へ行けるようなみんなの理解と協力をより一層、この機会にさらに高めていく必要があるというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

今本当に、関わる人が一致団結をして何やろうか次は、ああいう問題があるからどうしようかという前向きな活動とか議論につながるように、そもそもまち協ってどういう団体、どういう集まりだったっけという改めての周知ですとか、さっき部長も言ってもらいましたけど、問題があったときは市に相談に来てくれと。答弁ではこれぐらいしかなかなか言えないとは思うんですけれども、いっぱい相談を受けておるうちにやっぱり事例っていっぱい積み上がってきて、こういうときはこうしたということで寄り添ったアドバイスなんかもできてくると思いますんで、亀山市の特色としてさらなる飛躍をしていくためにも、こういう根幹に関わる問題があるということで問題提起をさせていただいた次第です。

では、続いて国勢調査のほうに入っていきたいと思います。

本市における調査員の選定についてということなんですが、調査員の選定というのはどのようにされているのかお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

国勢調査につきましては、ご案内のとおり５年ごとに実施されております最も基本的な統計調査で、令和７年は昨年１０月１日を調査期日として実施されましたところ、本市では調査員の方々のご尽力をいただきながら大きな問題もなく終えることができました。その国勢調査の調査員につきましては、２５０人程度必要と考えておりましたところ、最終的には２４９人の方にお願いをしたところでございます。

この調査員の選定方法でございますが、まず昨年５月の市広報において調査員の募集を行いましたが、応募者数が非常に少なく、必要な人数を確保することができませんでした。そのため、各自治会に対して調査員の推薦をお願いし、ご協力をいただいた結果、大部分の調査員を確保することができたところでございます。加えまして、過去に各種統計調査の調査員になっていただいた方や市職員等に依頼するなどし、全ての調査区の調査員を確保したものでございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

今、答弁を聞いている限りではもう本当にスムーズに国勢調査できたような、あっさりと調査員が集まったようなふうに聞こえるんですけれども、自治会から調査員を選定していく上で苦労したという話を聞いているんですけれども、そういう声は市のほうには届いていますか。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

先ほども申し上げましたように、各自治会に対して調査員の推薦を依頼したところではございますが、自治会様によっては調査員になっていただける方が非常に少なく、推薦することにご苦労をされたという声も伺っているところでございます。そういったことから、自治会の役員の方や自治会長自身が調査員になっていただいているケースもあるといった状況でございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

そうですね、自治会で誰もやってくれる人がおらんので自分でやろうかという会長さんがおったりとか、何とか前回やったからお願いします、今回もお願いできないのかということで頼みに行ってもらったというような話も聞いています。

さっきの公募でやってきた調査員の方というのを選定に苦労しているところに充てるという方策なんかもあるんじゃないかなと思うんですが、公募の調査員の方というのはどういう振り分け、そういうふうな形になりましたか。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

公募の調査員の方は、先ほど申し上げました市広報における募集を行いました結果、６名の応募があったところでございます。しかしながら、全体では２５０人程度必要ということでございましたので、先ほどの自治会に推薦を依頼いたしまして、自治会からは２１４人をご推薦いただいております。そういった中で、応募いただいた調査員の方々は過去に調査の経験がある方とか、初めてという方も見えまして、中にはご自身の住んでみえる地区をということをご希望もされた方も見えますが、非常に６名ということで少なく、ほとんどが自治会推薦の調査員の方にお願いをしたところでございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

その自治会推薦の方がなかなか選定が難しいということなんですけれども、これ５年後にもまた同じことが来ると思うんですけれども、５年後に向けてどういうふうな対策を立てるか。そもそもこれって国から下りてきている話なんで、国のほうで何か方針が出ている、これ全国的な課題だと思うんですけれども、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

確かに、国勢調査は５年ごとに実施されておりますが、年々大都市のほうでは非常に調査のほうも難しいというお話も聞いておりますし、調査の方法もネットの回答とか、そういったことも次第には広がっておるところでございまして、今回も約半数程度はネットでの回答をというふうなところもお聞きしているところでございます。

そういった中で、やはり調査を自治会さんにお願いしてもいろいろ、自治会の区分ではないとかこの範囲の問題もございますが、この調査区につきましては、従前は各回の調査ごとに区域の変更を行っていたため、時系列の比較分析ができないといった問題が生じておりました。このため、かなり前ですが、平成２年国勢調査の調査区の設定におきまして、国が定める基準に基づき原則変更することのない基本単位区が設定されたところでございます。調査区につきましては、この基本単位区を基礎単位として、おおむね５０世帯となるように設定するものであることから、基本的には大きく変わることはないものでございます。

ただし、街区方式による住居表示が実施された場合、世帯数の著しい増加、減少があった場合、または再開発等により当該基本単位区の状況が大きく変わった場合などにつきましては、基本単位区の分割や変更が認められているところでございます。

したがいまして、各自治会の区域と一致していない調査区があり、また全ての調査区を各自治会の区域と一致させることが困難であるというふうに認識をしているところでございます。また、調査区の範囲が広い場合や世帯数の多い場合は調査区を分割し、２人から３人で１つの調査区を担当することも可能とするなどの調整を行い、調査員の負担軽減に努めているところでございます。

こういったことから、やはり調査員の選任というかお願いするのが一番難しいかなというふうなことを考えておりまして、国のほうでも先ほど申し上げましたように調査単位を変更するなどしておるところでございますが、ここにつきましてはやはり柔軟に対応するなど、丁寧な相談を受けながら調査員さんにお願いしていきたいなというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

先に答弁があったんですけれども、もう一つ問題としては自治会で選定をしてもらうんですけど、例えばまた自分の話なんですけど、私は天神自治会に住んでいるんですけど、住所の表記が和賀町なんですね。だから私の家には、そもそもネットで回答しているんですけど、私の家に調査に来てくれる方がいるとしたら天神の区分の方ではないと思うんですけど、実際自分が活動しておる、所属しておる自治会とは違うところの調査に行かなあかんだりとか、あるいはおおむね５０件ということではあったんですけれども、範囲が広過ぎたり、量が多いで何とかならへんかという課題も聞いておったので、私が聞いた方はその区域を２つに割って２人で担当してもらったということだったんですけれども、そもそも先に聞いた質問を通して、２５０人余りですか、を選定してくるのがなかなか難しい中で、区域を割ってしまうとその分２人とか人が必要になってくるんで、そういうところもまた課題になってくるのかなというふうに思いました。

なかなかこれは国からトップダウンで下りてくる話で、市独自で何か方策はというのは難しいと

思うんですけれども、ただやらんとあかんことですし、大切な情報になってきますんで、こちらも選定いただく自治会さんですとかやっていただく方に寄り添っていただいて、５年後また同じ調査があると思うんですけれども、よりスムーズに納得のいった形でできればいいなというふうには感じております。

最後、観光プロモーションのほうについて入っていきたいと思います。

ネットフリックス、今野球で話題のネットフリックス、ワールド・ベースボール・クラシックがやっているネットフリックスなんですけれども、その中のドラマの作品で「イクサガミ」という作品があったんですが、この中で関宿が作品の舞台として登場いたしまして、これについて亀山市は把握をしているんでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

ネットフリックスで配信中の「イクサガミ」につきましては、明治時代を舞台にしたアクション時代劇であり、京都天龍寺に集められた２９２名の志士たちが莫大な賞金をかけて天龍寺から東京を目指し、木札を奪いながら東海道を進むサバイバルゲームを描いた作品でございます。作品の中で、関宿は志士たちが通過しなければならない７つの場所の一つとなっておりました。

この作品の撮影に当たりまして、２０２３年に三重県観光部観光誘客推進課を通じて亀山市観光協会にロケ地照会はございましたものの、その後撮影会社からの連絡は途絶え、関宿で撮影は行われなかったとのことでございます。そのため、詳細については把握してございませんでした。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

ストーリーも簡単に触れていただきましたけどね。鈴鹿峠なんかもシーンとして出てくるんですけれども、京都からずっと江戸に向かってくる段階で関を通過しなきゃいけないということで、登場人物は関宿、関宿と言うたりするんですけどね。

２つ目のタイアップについてということなんですが、これシーズン１が一応全部放映されまして２もできるという話なんですけれども、滋賀県のほうがタイアップをしています。このそもそも元になった小説を書いた今村翔吾さんという人が滋賀県の出身ということもあって、あと滋賀はロケ地にもなっているんですかね。タイアップして、今ネットで検索しても出てくるんですけれども、ロケができなかったとしても、その後関連がある場所としてタイアップができるんじゃないかなと思うんですけれども、何か考えはあるんでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

先ほど議員ご紹介いただきましたように「イクサガミ」につきましては、原作者の出生地であり、撮影が行われた滋賀県におきまして、スタンプラリーやロケ地マップなどのタイアップが実施されておりました。滋賀県とのタイアップにつきましては、滋賀県から提案し、ネットフリックス側から許可を得たものについてのみ実施、作成していると伺っております。

本市においては、関宿での撮影は行われず、ロケ地となった滋賀県のようなタイアップは難しいものと考えております。しかしながら、作品についての話題性は十分にあるため、制作者に確認し、著作権をはじめとした権利関係に配慮した上で、情報発信するなど検討してまいりたいと存じます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

作者にも確認してもらっているということなんですけれど、このネットフリックスという会社の特徴としては、ドラマを撮影するときに出演するキャストのスケジュールを全部そのネットフリックスだけの予定で押さえてしまう。その分ギャラも弾むということで、お金をかけていいものをとにかくつくっていくというのが特徴にある会社だと思っています。

別に、そんな宣伝をするとか「イクサガミ」とタイアップをしてよということがこの質問の趣旨ではなくて、これ例えば職員さんとかでも、普通にネットフリックス契約してこの作品を見ている人ってようけおると思うんですわ。関が出てきたな、鈴鹿峠が出てきたなといったときにこれは観光に何かつながらへんのかなとか提案できると思うんですけれども何かそういう、何といいますか、それでこの「イクサガミ」については私がこんなところで言わなくても、そもそも賀詞交歓会で一見知事が新年の挨拶の中で「イクサガミ」で関宿が登場したということを言っていたように、私や知事ぐらいでも知っておる話ですから、職員さんなんかもっと数もいますし、アンテナも高いと思うんで、とっくにこんなことは知っていると思うんですよね。その知っている話を観光だったりプロモーションにつなげていく、提案できるという仕組みというのは何かあるのかなということを伺いたいんですが、そこはいかがでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

今回のようなこういったロケの情報といいますのは、みえフィルムコミッションや亀山市観光協会などが把握してございます。これまでからも亀山市観光協会と相互に共有しながら、情報収集に取り組んでまいってきたところでございます。

今後につきましても、観光協会や亀山ブランド認定事業者との連携を強化するとともに、市役所内の関係部署の職員とも連携しながら情報収集に取り組み、著作権などに配慮しながら可能な限り情報発信に努め、本市の魅力と知名度向上を図ってまいります。

また先月、亀山市観光・地域ブランドグループの公式インスタグラムのフォロワーが２，０００人を超えました。今後は、市民や観光、亀山ブランド認定事業者と積極的に共同投稿するなど、より広く効果的な情報発信を行ってまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

本当に面白いものとか、世間で受けているもの、人々が求めているものというのを市役所の内部の人たちも知っている、分かっていると思うんで、それをうまく生かせる仕組みというのを何とかつくってもらえたらなというふうには思います。

少し時間が残りましたが、以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

７番　今岡翔平議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩します。

（午前１０時４６分　休憩）

（午前１０時５６分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１６番　服部孝規議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

通告に従い質問をします。

まず、シャープ亀山第２工場の８月の生産停止と１，１７０人の希望退職募集に対する市の取組についてであります。

昨日も述べましたが、私とシャープの関わりは議員になって３年目の２００２年２月にシャープが亀山市への進出を表明したのが始まりです。当時は、北川県知事のトップセールスでシャープの海外移転を止めたということで大きなニュースになりました。実際には、北川知事のトップセールスではなく、工場などがある天理、多気と結ぶ地点として立地条件がよかったことでシャープが進出を決めたことが後になって明らかになりました。亀山市でも、大手企業の誘致で子や孫たちが市内の大手企業で働けるとの声や、税収増への期待で市内は歓迎一色でした。

この誘致には、三重県が９０億円、亀山市は４５億円という多額の補助金を出すことで進められました。亀山市では、この奨励金という名の補助金を支出する根拠として産業振興条例を制定することにし、この年の５月臨時議会で提案され、可決をされました。

昨日も述べましたが、私たちはこの議案に４つの理由を上げて反対をいたしました。

１つは、この補助金を受けられるのが大企業などに限られる、中小企業が対象にならず市内の産業振興にはつながらないということ。２つ目は、対象となる事業者の事業を限定して、シャープ及びその関連企業を対象にした条例であること。３つ目は、事業の継続という問題で、当時は企業の海外進出が頻繁に起こっており、シャープもいつ撤退するか分からないという中で、立地協定書では事業の継続について企業の努力義務というだけの撤退の歯止めがないということ。４つ目は、一般会計が１３０億円当時、予算規模で４５億も一企業にお金を投資するというようなやり方は税金の使い方としておかしい。民間企業のようなお金の使い方をすべきでないということを指摘させていただきました。

その後、誘致から７年たった２００９年８月に、突然シャープは亀山第１工場内の第６世代液晶パネル生産設備を中国の企業に売却すると発表がありました。これに対して三重県は、補助金が使われた設備を売却したことに対して補助金の一部を返還を求め、シャープも返還に応じました。私は、亀山市も県と同様に返還を求めることを迫りましたが、市は応じませんでした。その理由も、奨励金は確かに補助金ではあるけれども、納められた固定資産税の９割を交付する補助金であるため、実質的には固定資産税を減免する性格を持つものであって、補助金交付規則でいう財産の処分

を制限する性格の補助金ではない。こういうへ理屈としか言いようのないような理由でした。

さらに進んで、２０１８年にはシャープ亀山工場で外国人労働者約３，０００人が雇い止めされるということが起きました。このとき、三重労働局と三重県が２月の４、５両日に、２０１８年１月から１２月までにシャープ亀山工場から離職し、求職中の外国人労働者を対象に合同出張相談会を開催し、延べ２７人の相談者から就職相談、住宅や生活に関する相談があったと報じられております。

その後、２０２５年５月に亀山第２工場を海外の鴻海精密工業へ売却することが発表されました。市は５月１２日、シャープ株式会社より亀山第２工場を２０２６年８月までに親会社である鴻海精密工業に譲渡する旨の発表がなされましたが、当社からは亀山第１工場、亀山第２工場とも操業を継続され、現時点において従業員の雇用や地域の取引企業への影響はないと伺っているところと述べ、亀山第２工場を親会社の鴻海精密工業へ譲渡することが明らかになりました。

そして、今回です。この譲渡が不成立に終わり、亀山第２工場での液晶パネルの生産は８月で停止、鴻海が引き継ぐ予定だった従業員１，１７０人を対象に希望退職を募るという報道がされました。

ずっと述べてきましたけれども、この２００２年２月の進出表明、それから２００４年の亀山第１工場が稼働を始め、６年には第２工場も稼働を始める。生産がどんどん拡大をしてきた。そんな中で、２００９年に第１工場の生産設備が中国の企業へ売却をされる。そして、今回２０２５年には第２工場を海外企業である鴻海に売却する方針が発表され、ということで、僅か２０年の間で劇的な変化が起こっているというのがずっと眺めてきた経過であります。

私は、随分長くなりましたけれども、２００２年のシャープ誘致からずっと議員としてこの問題に関わってきた者として、あえて経緯を話しさせていただきました。そういうことを前提に、市長にお伺いしたいと思います。

２月１０日のシャープ亀山第２工場の８月の生産停止発表以降、現在までに何か変化があったのかお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

１６番　服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

シャープ亀山工場の経過、歴史についても、今議員ご紹介をいただきましたが、私自身も平成１４年の企業立地、シャープさんとの県、亀山市との企業立地以来、もう早いもので２４年が経過をいたしておりますが、この間の様々な時代の変化、それから今当時の北川知事のお話もありましたが、やはりああいう厳しい世の中の状況、あるいは国内から海外へ日本の製造業が流出をしていく過程で、本当に起死回生の取組であったというふうに思っております。そして、亀山市は今日までに本当に地域経済、それから雇用、税収、まちづくり、イメージアップ、そういう意味では有形無形の様々な恩恵を今日までいただいてきた本当に基盤となったというふうに思っておりますが、時代の変化の中で、本当に私自身も２１年の市長就任のリーマンショックの直後からのこの経過につきましても、本当にいろいろあったというのを感慨深く思っております。

そこでお尋ねの今回、先月の１０日にシャープ株式会社より亀山第２工場における液晶パネルの

生産を本年８月をめどに停止をし、その後売却を進める旨の発表がなされました。その後の経過につきまして触れさせていただきたいと思いますが、シャープ株式会社からはいわゆる決算の記者発表の前日に、私どもは、シャープの液晶部門全体で従業員１，１７０名の希望退職を募る予定であり、亀山工場の内訳等の詳細につきましてはその時点で伺っていない、今もそうなんですが、伺っていない状況でございました。

その一方で、亀山第１工場、４つ工場が亀山工場内にありますが、そのうちのこれは、亀山第１工場での液晶事業は今後も継続をされ、車載等、モバイルなどが生産されるとともに、亀山事業所内の他の工場を活用してＡＩサーバーの生産を検討している方針であるとその折にも伺っておりました。さらに、亀山事業所内のＫＸＰ棟というのがございますが、ここでは既にご案内の半導体後工程の標準化を目指しておりますＳＡＴＡＳが令和９年度中の稼働、令和１０年度の実用化を目指し、いわゆる半導体製造におけるパイロットラインの構築が進められていると承知をいたしております。

市といたしましては、このたびの経営方針の決定をシャープ株式会社の構造改革の一環として受け止めておりまして、今後におきましては新たな成長分野への事業展開による躍動を期待をいたしているところでございます。

その上で現在の状況でございますが、シャープ株式会社からは８月頃のこの操業停止に向けまして、ちょうど先月２月２４日に社員向けの説明会を開催した旨の報告を受けております。また、本市におきましては、同じくこれは先月２４日に、三重労働局や県と実務担当者レベルでのミーティングを行いまして、情報共有を図っているところでございます。本市からは、シャープ株式会社に対しまして再就職を希望する従業員に寄り添った支援を行っていただくとともに、その状況について適宜報告をいただくよう依頼をいたしているところでございます。

今後につきましては、これからの状況、今詳細、具体的なことは公表されておりませんが、これからの状況を注視の上で、県をはじめ関係機関と連携をして、市としては可能な限りの支援をしてまいりたいと考えている段階でございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

いろいろと２月１０日以降の説明をいただきました。特に、２月２４日に社員向けの説明会が行われたとか、それから２５日には県、それから労働局とのミーティングも行われて、市としては再就職の問題について、やっぱりシャープの側にも話をしていただいておるというような答弁でありました。

私は、産業振興条例を根拠にちょっと質問したいんですけれども、この条例の第１条を読みますと、この条例は市内において事業所の新設、増設または移設を行う者に対して、奨励措置を講ずることにより、新規産業の創出及び既存企業の新規設備投資による産業立地の促進及び産業の高度化を図り、もって就労の場、市の産業経済の振興及び市民生活の向上に資することを目的とするというような目的が明記をされております。やっぱりその中で、はっきりと就労の場の確保というのが目的の一つに上げられているわけですね。それからもう一つは、第５条ですけれども、指定事業者について、これはシャープのことになるんですけれども、この責務として指定事業者は、指定施設

が属する事業所において事業活動に関し、法令を遵守しなければならない。第２項で、指定事業者は市民の雇用、環境及び景観の保全その他まちづくりに寄与する取組の実施に努めなければならない、こういう責務をうたっております。だから、第２項では市民の雇用などまちづくりに寄与する取組の実施に努めなければならないとされているわけですね。そういう意味では、やっぱり市にも誘致企業にも、雇用を守る責任は私はあるんだろうというふうに思います。

その上で１点目、市は誘致した企業の従業員の雇用を守る責任というのがあると思うんですが、その点についての見解をお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

議員がご紹介いただきましたように、そういった奨励金の中でそういうふうに記載しておるということでございますので、一定のそういう責任はあると思います。ただ、今回につきましては、シャープ液晶部門全体の従業員の退職者数というのは伺っておりますが、亀山工場の内訳等詳細につきまして発表されていない状況でございます。しかしながら、シャープの従業員には市民の方も一定数見えると思われますので、市といたしましては、シャープ株式会社に対しまして退職を希望する従業員に寄り添った支援を行っていただくとともに、その状況について適宜市に報告をいただくよう要請しております。つきましては、詳細が定かでない現時点では今後の状況を注視の上、県や労働局と連携して情報共有を図りつつ、状況を見極め、可能な限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

この条例を根拠にすれば、雇用を守る責任というのはやっぱり市にはっきりとあると思いますね。

もう一つの問題ですけれども、先ほども言いましたように、第５条で指定事業者の責務もあるんですね。ここには、指定事業者も市民の雇用環境及び景観の保全、まちづくりに寄与するということがうたわれておりますので、これはシャープ自身にもやっぱり雇用を守る責任はあるんだろうというふうに思います。そこで、第５条に基づいて誘致企業に雇用を守るよう市として働きかけなければならないと思いますが、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

当然、企業のほうにも雇用を守っていただく必要があると思います。それにつきまして、先ほども答弁申しましたけれども、退職を希望する従業員に寄り添った支援を行っていただくように企業側には要請しておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

市もそれから誘致企業についても、雇用を守る責任はあるんだという認識でいいかと思います。

８月末まで生産を行って、だからいわゆる希望退職が生まれるのはそれ以降、９月以降になってから退職をする人が出てくるということになると思うんですが、この１，１７０人という発表がされましたけれども、これについてもまだ具体的には分かっていないということですよね。今後、どういうふうに進んでいくのか、８月の末に生産が終わって、それ以降どんなスケジュールでもって希望退職というのがずうっと募られていくのか、その辺のことについてはつかんでみえるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

現状では、１，１７０名の希望退職を募る予定ということで、先ほど市長も申しましたように先月２４日に社員向け説明会を開催したと。ここまでの状況を伺っておるところでございますので、これ以降のスケジュールについての詳細は伺ってございません。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

ぜひそういうこともつかんでいただきたいというふうに思います。そういう責任はあるんだろうなというふうに思いますので、ぜひやっぱりつかんでいただきたいと思います。

それから、ちょっと古い話になるんですけれども、１９８７年に国鉄の分割民営化が行われたときに、全国の自治体で国鉄で働いていた方を職員として採用するというようなことがありました。亀山市でも何人かそういう方が見えるわけですけれども、ちょっと市長にお伺いしたいんですけれども、今回生産停止ということでやむなくシャープを離れられる、再就職をしなければならない方が出るかと思うんですが、そういう方を何らかの形で市職員として採用する考えはないのかお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

これは現在、今後の対応については定かではありませんが、今後具体的な相談があった場合というのは様々な対応が考えられるというふうに思っておりますし、ただ全体としては、実際にいわゆる就職先の紹介等々については少し大きな次元、広域の次元での様々な話もあろうかと思います。民間の企業、さらには亀山市役所ということのお話でございましたが、現時点で具体的に申し上げることはできませんけれど、様々な具体的な相談があった場合には可能な支援をさせていただくという考え方を持たせていただいておりまして、今後、これらがまだ今からの状況でございますのでしっかり注視をさせていただく、またシャープに対して、今も答弁させていただきました今後の状況について報告をお願いをしておるところでございますので、この先に起こっていくようなことにつきまして、亀山市としては民間、そして行政、合わせてできることは私どもとしても考えていく局面があろうかというふうには現時点で思っているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

可能な支援をということとか、できる限りという答弁をいただきました。

ただ、８月の末で生産がストップして、それからどうしようという話になるんですけれども、これって今の段階でもう考えてみえる方がたくさんいるわけですよね。だから、８月の末になって職がなくなった、さあそれじゃあこれから探しましょうというのではなくして、もう今の段階でいろいろともう考えてみえるんだと思います。そういう段階でもって、例えば亀山市はそういう考えがありますよというのをやっぱり、私はその時点で、今の段階ででも示すべきだろうというふうに思います。そうでないと選択肢に入ってこないんですよね。８月の末にいよいよ希望退職して、それから亀山市が採用しますよと言っても、やっぱりこれはもう決まってしまっているからということになるんで、その辺はもう少し、もしそういう考えがあるんなら早めに取り組むということが必要ではないかなと思うんですが、その点どうでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

極めて雇用の当事者の社員の皆さんとか、非常にデリケートな話だと思っております。当然、人生設計とかいろんな状況等々考えた上でご判断をされていかれるんだろうと思いますが、ただ先ほど来より申し上げております、ちょうど先月２４日に、シャープ株式会社として社員さんにこの考え方の説明会を初めて開催をされたというふうに伺っております。その後、どのような展開になっていくのか、あるいは事業のこの在り方も含めて、それは少し、現時点で私どもは軽率に申し上げるような立場にはございませんのでそれをしっかり見極めていくということと、もし仮に様々なご相談があった場合、当然三重労働局、県と連携をさせていただく中で、少し広域的ないろんな就職、あるいは相談からそういうところへちゃんと亀山市としてつながせていただくのは当然でございますし、先ほども何度も申し上げておりますが、詳細が見えてきた段階でしっかり可能なことはさせていただくというような基本的な方針を現時点では持たせていただいておりますが、今後の動きにつきましては非常にデリケートな話だと承知をいたしておりますので、しっかりこれは今後の展開を見極めていく必要があるんだろうというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

私がこういう話をするのは、亀山にいわゆるシャープ、就職先が決まって、亀山に住んで家も建ててという方がやっぱり見えるんですよね。そういう方は、できればそのまま家族と一緒に亀山に住み続けられるようなところで働きたいというのもやっぱりあると思うんですよね。そうすると、一つ市ができることというのはそういう職員として採用することであるし、それからもう一つは、例えば市内にたくさん、誘致された企業も含めて企業がありますので、そういう企業さんにも呼びかけをしてこのシャープの方を受け入れてもらえないかみたいなことも当然私はできるかなというふうに思うんですよね。一つ考えられるのは、非常に優秀な方もたくさん見えますので、そういう方をこの機会に獲得するというようなことも一つあるんかなというふうに思います。例えば、技術屋さんでもなかなか、亀山市は採用募集をかけてもなかなか取れないということがありますよね。

そんな中で、たまたまシャープを離れなきゃならないようになった技術職の人に対しても、ぜひ亀山市でというようなことも私は言っていいんじゃないかなと。ある意味で、シャープにとっては大変な時期なんですけれども、亀山市にとってもそういう人材を確保できるという、そういうことも考えていいんではないかな、そういう意味でも私はそういうこと、市内に住み続けられるような策というのをぜひ考えていただきたいと思う。その点、市長どうですか。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

できる限り、亀山で今お住まいの方で、もし希望退職の対象になられた方がおられたら、それはぜひ継続して住んでいってほしいなというふうに思いますし、今少し触れていただきましたが、民間の企業、市内の立地企業もそうですし、県内の様々な民間企業から多分今回の情報を受けて本当に、受入れ等々に協力をという、ご意向というのは私どもにも聞かせていただいていますし、当然労働局や三重県にもそのお話は伝わっておりますので、そういう中で今のシャープ亀山工場が、あるいはシャープ株式会社がこれからもやっぱりこの地で、そして持続的な成長していってほしいと願っていますし、そこで働く従業員の皆さんや、あるいはこれは市内在住の方だけではないんですが、もう少し広い範囲であろうかと思いますが、皆さんが本当に幸せな人生を築いていけますように、そういうことを本当に見守っていきたいというふうに現時点では考えております。

いずれにいたしましても、今後の動きをしっかり見つつ、国・県と連携をしながら亀山市としては対応させていただきたいというふうに考えており、これは民間も含めてそういう協力体制をつなげていくということはそれぞれみんな感じていただいておるというふうに現時点でも感じていますが、全て今後のことでございますので、デリケートな話ですので、しっかりそれを見極める必要があろうというふうに現時点では感じております。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

事情もよく分かりますが、ぜひそういう方向で取り組んでいただけたらというふうに思います。

最後にもう一点、亀山市には働くひとの相談窓口が設置をされております。これは市のホームページを見ますと、商工観光課商工業振興グループに働くひとの相談窓口を設置し、国・県・市の各種支援制度の紹介や相談窓口の案内を行っていますと書かれております。

この働くひとの相談窓口というのは、私はもう随分これは思い出深いんですが、２００６年の９月議会、シャープ誘致されてから４年後ぐらいですかね、一般質問でこういう相談窓口の設置を提案しました。当時、シャープ亀山工場で労働が苛酷だというようなことだったり、具体的な例として挙げたのが求人票に書かれていた３か月の研修、これは派遣労働者が主なんですけれども、３か月の研修というふうに求人票に書かれてあったのに実際には全くそういう研修は行われなかったという問題がありまして、そういうことも含めて市に相談窓口の設置を求めたわけです。田中市長、前市長ですけれども、答弁に立ったときにはそういう考えはないというふうに言われたんですが、実は閉会日、この９月議会の閉会日、議長が議会を閉じた後の市長の挨拶、ここで突然田中市長が本議会で３人の議員が雇用問題を取り上げました、市として雇用の相談窓口をつくります。これは

異例やと思うんですよ。本会議中というのか開会中の答弁では言わずに、議会が閉じられた後、いわゆる挨拶の中で言われたんですよね。だから、これは本当に私も含め議会全体がびっくりをしたんですけれども、そういう出来事でこれがつくられてきたという経緯があるので、私非常に印象に残っております。これは田中前市長らしい、私は対応かなあというふうにも思っております。

戻りますけれども、やっぱりこういう今回のシャープの問題を受けて、私も何人かの方にお話を聞きました、働いてみえる方ね。やっぱり小さなお子さんとか子育て中の世代というのは、本当に仕事がなくなったらもうそこから先どうしようという、もう先が真っ暗だというようなそんな気持ちになってみえる方も見えますし、それから５０代以降の年齢の方にするとやっぱりもう転職が非常に厳しくなってくるということで、また違った意味で本当に大変だというような思いを持ってみえます。私は、このせっかくある働くひとの相談窓口を何とか活用して相談体制が取れないのかということを最後にお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

働くひとの相談窓口につきましては、平時より開設いたしておりまして、産業環境部商工観光課商工業振興グループにおいて、土・日、祝日を除く午前８時半から午後５時１５分まで対応しております。現在まで、今回の希望退職募集に係る相談や問合せは一件も受けておりませんが、今後につきましても、県や三重労働局と連携しながら丁寧に対応してまいりたいと存じます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

そういう場所があるということをご存じない方がおるんで、そういう広報も含めてやっていただきたいと思います。

最後に一言、これ２００２年の誘致から約２５年たつんですね。やっぱりいろんなこと、本当に市長も、県議会議員の時代から市長になられてということでずっと関わってみえたわけです。そうやけど、今もシャープというのは亀山では地域に根づいた企業の一つなんですよね。そういう意味では、やっぱり誘致した責任、市も企業も果たす、雇用を守るということで、これは全力を尽くさなきゃならないということだけ申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

次に、次期亀山市都市マスタープランの策定についてです。

現在の亀山市都市マスタープランが令和８年度末で終了するため、次期亀山市都市マスタープランを令和９年度から令和１６年度までの８年間を計画期間として、令和８年度中に策定すべく進められています。こうした中で、２月１８日の都市計画審議会で、次期亀山市都市マスタープランの課題と方向性についてという資料が説明をされ、議論をされたということであります。

今後の予定ですけれども、夏頃に骨子案が議会に示されて、私たち改選になりますので、改選後の１１月頃にはパブリックコメント案が議会に示されるというようなスケジュールを予定されております。

この次期亀山市都市マスタープランの課題と方向性についてという資料の中から、現行都市マスタープランの総括という問題と、それから次期都市マスタープランの主要課題と検討の方向性、こ

の２点について質疑をさせていただきます。

まず、現行都市マスタープランの総括ということであります。この現行の都市マスタープラン、市街地の集約化を目指すというようなことから１つは居住誘導区域の可住地人口密度、つまり人が住める土地の人口密度、山やとかそんなのを除いてそういう人口密度が１つ。それから、基幹的公共交通軸、鉄道ですけれども、鉄道の徒歩圏の人口のカバー率というのが２点目。３点目は、日常生活サービス施設、鉄道駅を除く日常生活サービス施設の徒歩圏充足率、これは定量的目標値として設定をするということなんですね。

この間の都市マスタープラン、どうなったかということですけれども、こういう定量的目標値といわゆる現状との比較で見ると、どれも達成できていないということなんですよね。関居住誘導区域、それから井田川居住誘導区域、それから日常生活サービス施設の徒歩圏充足率は目標を達成するどころか、基準となる平成２７年の基準値よりもまだ下回っていると。逆に後退しているわけですね。だから、基準値があって、それに対して目標を掲げたんですけれども、実際にはその基になる基準値よりも下回るという、こういう結果になっております。

そこでまず１点、この総括の上で定量的目標値が達成できなかった要因、これについてどうお考えなのかをお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

亀渕理事。

○理事（亀渕輝男君登壇）

本市は、以前から都市機能を集約する都市拠点と地域をネットワークで結ぶ効率的で持続可能な都市形成を目指し、ＪＲ亀山駅、関駅、井田川駅を中心とするコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを進めてまいりました。現行の都市マスタープランでは、そうした都市形成を目指す考えの下、立地適正化計画の目標値を参考に、各居住誘導区域における可住地人口密度をはじめ、鉄道駅から徒歩圏８００メーターの人口カバー率、医療・福祉・商業などの日常生活、日常サービス施設の徒歩圏充足率を定量的に目標値に設定しているところでございますが、議員ご指摘のとおりいずれの実績値も目標の達成には至っていない状況でございます。

その要因といたしましては、おおむね５万人を維持するとする当時の人口ビジョンにおける将来展望、推計人口を基に各居住誘導区域において目標とする人口密度を設定したことから、現在の人口趨勢との差が生じていること、また市街地の住宅取得や空き家活用への支援など、様々な居住誘導施策を講じたことで一定の誘導効果は見られたものの、北東部を中心に誘導区域外での宅地開発が活発であることなどが主な要因であると考えております。

こうした都市動向は、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりの考え方にそぐわない一面もある一方、子育て世帯の流入や企業進出など、本市の人口減少の抑制に寄与している側面もありますことから、まちの活力の維持とネットワークで結ばれたコンパクトな都市づくりの両立を目指し、次期都市マスタープランの検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

簡単に言うと中心部の人口が減って、いわゆる井田川とか川崎とか、市の北東部のほうに人口が

ずうっと重心が移っていっているということがやっぱり問題だろうというふうに思います。やっぱりこれは一つは、私は裏返して言うと亀山市の都市計画が効いてないということやと思いますよ。だから、決して亀山市がそういう状態を望んでいる都市計画をしているわけやなくして、中心市街地にもしっかり人に住んでもらうという、そういうことも考えながらやってきた結果としてこうなっているというね。だから、そういう意味では本当に都市計画の在り方自体が問われる事態ではないかな。だから、もっと誘導も必要ですけれども、規制という問題もやらなければ、やっぱりどんどん亀山市のように、市街化調整区域と市街化区域という線引きをしていませんので、そういう意味では非常に難しい問題ではあるんですけれども、やっぱりそういう都市計画そのものの在り方というのか、やっぱり誘導と規制というこの辺のところの問題が今回こういう形で出てきたんではないかなというふうに私は見ております。

次に、目標に対する評価と課題ということですけれども幾つか、４つの基本要素で６つの都市づくりというような目標を設定して進めてきたということですけれども、その中で６つの都市づくりの目標について、次期都市マスタープランに向けた課題が上げられています。６つ全てはちょっと今時間がありませんのでできませんけれども、１つ、目標２の都市の拠点機能強化及びまとまりのある居住地の形成について聞きたいと思います。

この目標でいくと、現行の都市マスタープランの総括で亀山中央、今言いましたように関、井田川の３つの居住誘導区域で人口密度がいわゆる横ばい、関なんかでは５ポイント低下しているんですね。それから井田川は５．２ポイント低下している、今人口密度はというようなことですね。そういう結果であったにもかかわらず、今回もＪＲ亀山駅、関駅、井田川駅周辺の都市拠点において都市拠点機能の強化を図る、こう書いてあるわけですよね。本当にこれできるのかなというふうな思いがあるんですけれども、その点についての見解をお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

亀渕理事。

○理事（亀渕輝男君登壇）

まず本市の玄関口でございますＪＲ亀山駅周辺につきましては、現状、公共施設や商業施設、文化施設など市街地として都市機能が集積し、市の総人口が減少傾向にある中においても、駅周辺においては居住人口が増加しております。

今後は、空き地の活用等によるより一層の居住人口の増加を図り、さらにはまちの魅力向上に向け、まちの再生や回遊性の創出のため、鈴鹿川の河川空間の利活用や新庁舎の整備と併せ、道路や低未利用地を活用した施設の誘導など、公共と民間が一体となった道路整備も含めた土地利用を図り、エリア全体の面的整備を進めることが必要であると考えております。

また、関駅周辺におきましては、人口減少に伴う空き家が増加しておりますが、街道沿いに新たな店舗が出店するといった動きも見られる中、関宿を中心とする歴史的資源を生かしまして、空き家の利活用も含めたまちづくり観光への取組をより一層強める必要があるものと考えております。

また、井田川駅周辺においては高齢化の進行が見られる一方、世帯数は維持されておりまして、空き家の増加には至っていない状況でありますが、今後増加が見込める空き家、空き地の有効活用や世帯人数の増加を図るための住宅更新を進めるとともに、３０６号沿道の都市機能の集積を生かした新たな居住者の誘導に努めてまいる必要があるものと考えております。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

あまりできそうだなというふうな感じはしませんでした。

やっぱり先ほども言いましたように、中心の市街地でどんどん人口が減っていって周辺部で増えるこういう問題、例えば一つは税制の問題もあって、中古住宅を直して建てる、建て替えるということよりも新築したほうが税制上の優遇が多いという問題があるんですね。だから、中心地の中に活用できるような空き家もありますし、そういうところを活用して住むことに対してもっと税制上の優遇措置があれば、新築よりもそちらのほうが税制の優遇があればそういうふうなこともできますしね。そういう国の税制の問題も含めてあるかと思うんですよ。だから、本当にこれは難しい問題ですね。

それからもう一つは、確かに亀山市で子育て世帯が増えている一つの要因として、言い方は悪いですけど、無秩序な北東部での開発、以前田んぼであったところがどんどん住宅地になっているわね、こういうことをやりながら進めていっておれば中心市街地はやっぱり減りますよね。だから、そこをどういうふうにバランスを取っていくのか。やっぱり新しい人には住んでほしいし、かといってそういう無秩序な開発は何とか抑えていかなきゃならんという、この辺のバランスをどう取るかというのは、やっぱりこの辺をしっかりやらないとこの問題は、私はできないんじゃないかなというふうに思っております。これはまだこういう案が出てきた段階ですので、私なりの意見だけ言わせてもらって参考にしていただけたらと思います。

最後に、主要課題と検討の方向性の中で出ているのが、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりということですね。これの基軸になるのが公共交通ネットワークですね。これは、本議会でもたくさんの方が地域公共交通の問題を取り上げて質問をされてみえます。かなりやっぱり大きな問題でもあるし、重要な問題であるというふうに思うんですね。この点について、この案でどう書いてあるかというと、地域公共交通計画と連携し、より効率的で効果的な地域公共交通体系への見直しに向けた検討を進めますと書いてあるんですよ。ちょっとこれでは分かりづらいんですよね。具体的にこのコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり、どのように進められるのかお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

亀渕理事。

○理事（亀渕輝男君登壇）

コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりにおきましては、地域公共交通の利用者の増加や市民満足度の向上を図るためには、目的地となる都市拠点への都市機能の誘導や集約による拠点の魅力向上を図るとともに、拠点間や拠点と居住をネットワークで結ぶことにより、移動の利便性の確保が必要であると考えております。

なお、都市拠点の整備や地域公共交通の今後の在り方につきましては、現在策定等に向けて取組を進めております都市マスタープラン及び立地適正化計画や地域公共交通計画において、計画間の相互の連携や整合を図りつつ、具体的な検討を詳細に詰めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

亀渕理事の立場で地域公共交通をどうするというのは、なかなかこれは担当という意味では出しづらいというふうに思います。だから、やっぱり今議会でも出ていますけど、本当に地域公共交通をどうしていくのか。この利用者をどう増やしていくのか。やっぱりこういうことをしっかりやらないとこの都市マスタープランでいうコンパクト・プラス・ネットワーク、これが実現をしないという問題だろうというふうに私は思います。やっぱり市民アンケートでも、地域公共交通の満足度というのが非常にずうっと、毎回毎回アンケートをやりますけれども、低い位置になっておるという、これは本当に亀山市にとってやっぱり大きな問題だろうというふうに思いますので、これはこのマスタープランだけでなしに、この問題というのはしっかりと取り組むべき課題だろうというふうに思います。そういう意味でも、重要な課題であろうというふうに思います。

最後に、私、この都市計画というのはなかったらどういうことが起きるのかということで、ちょっとこの意味を考えてみたいんですけれども、もし都市計画がなかったら無秩序な開発が行われる、環境破壊が行われる、災害リスクが増加する、それからインフラ整備が遅れてしまう、計画的にインフラを整備しないという意味でインフラ整備が遅れる、こういうことを含めて生活環境の悪化という、こういう問題がやっぱり都市計画がなかったら起こり得るということですね。だから、裏返しとしてこうしたことを事前に防ぐために、例えば秩序ある土地利用、道路や上下水道などの公共施設の整備、防災対策、環境保全、こういうことがしっかりできるようにいろんな形で取決めをするのが都市計画だというふうに思うんですよね。だから、そういう意味で都市計画がやっぱりまずしっかりしていないと、この都市マスタープランでいろんなことを決めてもなかなか進まないという問題があると思うんで、だから都市マスタープランが、そういう都市計画も含めてしっかりとした役割を果たしてもらう、そういうことを今後の議論の中で、そういう都市マスタープランになるかどうかということで見極めていかなければならないということを申し上げて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

１６番　服部孝規議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後１時まで休憩をいたします。

（午前１１時４３分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、谷川地域医療統括官は公務のため午後から欠席する旨の通知に接しておりますのでご了承願います。

次に、４番　草川卓也議員。

○４番（草川卓也君登壇）

通告に従い一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、新たに沿道拠点に指定された菅内地区と地域拠点をつなぐ深谷新道の必要性についてと題をつけさせていただきました。

次期総合計画において菅内地区が新たに沿道拠点に、そして近くの昼生地区は地域拠点として位置づけられております。さきの総合計画の集中質疑でもご答弁にもございましたけれども、今後の拠点を生かしたまちづくりにおいて拠点と拠点をつなぐ道路ネットワークというところ、これは極めて重要であると私も考えております。それは単なる移動手段ではなく、居住や商業施設など都市拠点が立地するような、また力強いネットワークづくりでありまして、人口減少が懸念される地域拠点周辺にこそ必要不可欠であるというふうに申し上げてまいりました。

資料１をご覧ください。

これは２０２４年１２月の一般質問で私が提言しました菅内地区の産業拠点を人口減少傾向にある昼生地区の振興に生かすべきだというときに提言したその資料を今回の総合計画の新たな拠点設定に合わせて少し手を加えた、黄色の部分ですね、加えたものでございます。この沿道拠点、菅内地区と地域拠点、昼生地区という２つの重要な拠点をつなぐアクセス道路というのは現状、私は決して十分とは言えないと思っております。ここをつなぐ極めて重要なアクセス道路となるのは、過去に計画が上がったものの立ち消えとなってしまった深谷新道だというふうに考えております。

そこでまず１点伺います。

深谷新道について、過去に事業断念した経緯を何となくは聞いておりますけれども、改めて深谷新道に関する過去の経緯について確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

４番　草川卓也議員の質問に対する答弁を求めます。

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

深谷新道に関する過去の経緯につきましては、まず平成１０年度に国道３０６号建設に伴う排水対策として地域より水路改修を求める嘆願書が提出されました。その後、三重県において水路改修の一部が実施され、亀山市としても県補助事業を活用し水路改修を進める予定でございましたが、平成１２年度に地権者の合意が得られなかったことから事業を断念し、県へ補助金を返還しております。その後、平成１５年度には水路改修と併せて深谷新道の整備を求める要望書が提出されたことから、本市の主要事業として位置づけ、各段階で地域説明会を開催し、一定の理解をいただきながら事業を進めてまいりました。しかしながら、平成１９年度に測量設計業務を実施して以降平成２３年まで地域との協議や地権者との交渉を重ねてまいりましたが、最終的に地権者との合意形成には至らず、事業の進捗状況を総合的に勘案し、同年度に市道深谷新道整備事業を断念しております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

過去の経緯について確認させてもらいました。時間が当然たっているということもありますが、今回菅内地区が新たに沿道拠点に指定された今こそ、私はこの状況は大きく変わったのではないかというふうに思っております。これは単なる地域間の生活道路であったり農業用水路であったりと

かそういった問題ではなく、私は、拠点のポテンシャルを最大限生かした市の成長戦略を支えるインフラとして深谷新道の必要性を再評価すべきというふうに考えております。

ちょっと環状道路沿道ゾーンの話に触れますけれども、環状道路線沿いというのは非常に今、ポテンシャルが確かに高まっております。菅内に直接つながる県道鈴鹿関線の阿野田地区であったり、天神・和賀地区もそうだと聞いていますけど、住宅地開発が予定されているというふうにも聞き及んでおります。ただ、しかし、そこから菅内のほうから国道３０６号線で昼生地区方面へ向かうと沿道には全く波及効果が届いていないということが確認できると思います。

そこで再度資料１をご覧いただきたいと思います。すみませんが、再度お願いします。

資料で示している新たな住宅開発の地点、青色で丸で囲ってあるところですね。これはあくまで提言の話ですけれども、深谷新道ができれば、例えば大型商業施設が集積する菅内の沿道拠点と徒歩圏の距離で幹線道路がつながります。しかも、この青色で囲っているところは昼生小学校から１キロ以内の徒歩通学圏内です。つまりこの辺りが、そこに道が一本つながることによって住宅開発としてのポテンシャルが大きく高まるというふうに分析しております。これは地域拠点の最大の重要課題であります人口減少対策が期待できる道路ネットワークになるというふうに考えています。私は、拠点と拠点をつなぐというのはこういうことだというふうに思っています。

そこで、２点目を伺います。

沿道拠点、菅内地区と地域拠点、昼生地区を結ぶ現在の道路ネットワーク、私は不十分だというふうに思っておりますが、拠点効果の最大化を図るアクセス道路として、市は深谷新道の必要性を再評価して整備計画を進めるべき時期に来ていると考えますが、ご所見を伺います。

○議長（岡本公秀君）

亀渕理事。

○理事（亀渕輝男君登壇）

菅内地区の沿道拠点と地域拠点である昼生地区を結ぶ道路ネットワークにつきましては、幹線道路である国道３０６号と県道亀山安濃線を経由し、県道鈴鹿関線を想定しておりまして、現時点におきましては深谷新道を拠点を結ぶ重要なネットワークとしては考えておりません。しかしながら、沿道拠点の規模の拡大や充実など、現状に大きな変化が生じた場合におきましてはその必要性も含めて検討すべきであるものと考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

現状重要な道路ネットワークとは考えていないというふうにご答弁がございましたけれども、３０６号線を迂回するにしても鈴鹿関線まで行くにしても、非常に大きな迂回をする必要があるんですね。そんな中で今回私は大きな変化としてこの拠点性というところを上げましたけれども、先ほど現状に大きな変化があればというようなご答弁もありましたけど、じゃあ具体的にどんな変化を想定されていらっしゃるのかというところだけ最後に確認させてください。

○議長（岡本公秀君）

亀渕理事。

○理事（亀渕輝男君登壇）

環状線に位置する沿道拠点でございますけれども、今現在については、菅内地区中心の土地利用が図られている状況でございます。その地域が３０６号線沿いの南側の下庄地区周辺に伸びて拡大していくような事態を想定しておりまして、また、この地域についてはリニアの候補地にもなっておりますので、そういう様々な土地利用の変化が生まれた場合にはその必要性も検討が必要になってくるかなというふうには考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

菅内周辺はまだまだ今後さらなる発展があるというふうに私自身期待しておりますし、東南部、昼生地区も含めて、この地域はリニアの候補地の一つでもありますので、私は非常に、深谷新道の整備というのは決して夢物語ではないというふうに考えております。そもそも、過去にも排水の問題を受けてこういった事業化もされてきたという経緯もございますし、こういった様々な可能性をぜひ検討していただいて前向きな議論、状況の変化、その都度私自身追っていきたいと思っておりますので、引き続きどうか検討のほどをお願いしたいと思います。

では、次に移ります。

鈴鹿川の河川空間を活用した「かわまちづくり」に必要なＪＲ亀山駅南口整備と若者の居場所創出について、ちょっと長いタイトルをつけさせてもらいました。

昨日も議場で様々確認がありましたかわまちづくりですけど、昨日の答弁によりますと、日常的に人が集えるような広場やイベント、スポーツができる空間を整備し、回遊性を高めてにぎわいにつながるような利活用を展開するという、こういう趣旨の答弁があったかなというふうに思います。

であれば、現在策定中の次期都市マスタープランの中とか、今後こういったかわまちを含めて中心市街地を、ＪＲ亀山駅を挟んで南北一体として面的に捉えてエリアプランというのをしっかり構築していく必要があるというふうに考えますが、市の見解を伺います。

○議長（岡本公秀君）

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

「かわまちづくり」支援制度は、河川区域内の基盤整備とその利活用に向けた環境づくりを支援する制度でございます。

鈴鹿川の河川空間を安全で使いやすい場所とし、人が集い、駅周辺や市街地とつながるにぎわいの創出を目指し、去る２月１８日に亀山市かわまちづくり協議会を設立いたしました。具体的な整備内容はまだ固まっておりませんが、整備エリアといたしましては、亀山橋下流側の左岸区間と上流側の鈴鹿川一里塚公園を含む右岸区間を想定しております。今後は駅周辺エリアに加え、新庁舎を含めさらに鈴鹿川の河川空間が一体となった、より広範囲での面的整備を検討していきたいと考えております。

議員ご質問の都市マスタープランで検討するのかとのご質問でございますが、国の「かわまちづくり」支援制度への登録募集が６月に行われ、審査を経て８月に登録の可否が決定される予定でございます。こうした状況を踏まえますと、次期都市マスタープラン策定におきましては検討段階との記載にとどまるものと現段階では考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

都市マスタープランのところには限定的な記載になるということでしたけれども、エリアプランを具体化していく段階では当然ここはもう考慮していくべきところだと思いますし、南北一体の南北というのは、ＪＲ亀山駅を挟んで南北での一体的な面的な中心市街地づくりというものにぜひ取り組んでいただきたいということを申し添えたいと思います。

私、かわまちづくりのもう一つの重要なテーマだと今日強調したいのは、若者の居場所の創出でございます。

亀山市が抱える課題の一つに、中学生議会でも盛んに論じられておりましたけれども若者の居場所不足、近年スケートボードであるとか、スリー・エックス・スリーバスケットボールとかＢＭＸ、パルクール、ブレイキンとか、こういったアーバンスポーツと呼ばれるものの需要性というのは若年層を中心に高まっております。ただ、こういったスポーツを市街地で行うには特有の騒音、騒音という言い方をしていいのか分からないですけど、音が大きくなる特性がありますのでここがネックと言われています。一方で、音に配慮して山間部とか郊外の場所にそういった場所を設けても自転車とか公共交通機関で移動する若者にとってはそこは気軽に集まれる居場所とはなり得ないというこういった問題があります。

なので、真の意味で若者の居場所をつくるには人家、家から一定の距離を保てることと若者が集まりやすい交通アクセスのよさという、ある意味相反するようなこの２つの条件を同時に満たす場所である必要があると考えます。この難題をクリアできるのは今回かわまちづくりで言われている、市街地に隣接しながらも家との十分な緩衝地帯となる河川敷の空間があり、アクセスがよく気兼ねなく音を出して活動できるこのかわまちの空間活用こそが若者のアーバンスポーツの拠点としての私はベストな選択肢であるというふうに確信しております。

そこで伺いますが、若者の居場所づくりとして、これら多様なアーバンスポーツの拠点を今回のかわまちづくりの整備エリアに積極的に取り入れられないでしょうか。今後立ち上がる協議会の主要テーマとして若者の交流拠点創出を明確に位置づけるべきだと考えますが、市の見解を伺います。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

かわまちづくりの整備を検討しております鈴鹿川周辺は、住宅地から一定の距離があり、音や利用形態の面でも比較的受け入れやすい立地であると認識しており、議員のご提案についても地域活性化に資する可能性の一つとして受け止めているところでございます。ただし、現時点ではどのような利活用施設を整備していくかについて具体的な方向性はまだ確定しておらず、今後、協議会での議論やワークショップを通じて地域の皆様のご意見を幅広く伺いながら、地域のにぎわい創出につなげる多様な可能性について検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

可能性の一つとして受け止めるという前向きなお話をいただいたかなと思います。

であれば、お願いなんですけど、ぜひ大人が想像で若者の居場所をつくるんじゃなくて、この協議会の議論の中で検討の段階、もしくはワークショップにやっぱり必ず実際に使っていただく市内の小・中学生とか若者の世代の方々をぜひ入れて、直接その意見を反映できる機会というのをぜひつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

先ほどご答弁申し上げましたワークショップにつきましては、地域の皆様の意見を幅広く反映することを目的に、年代や立場の異なる多様な方々にご参加いただける形で開催したいと考えております。特に、将来のまちづくりを担う若い世代の視点は大変重要でありますことから、学生や子育て世代など若い方々にも積極的に参加していただけるように工夫をしてまいりたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

ぜひお願いしたいと思います。

それでは最後に、資料２をご覧ください。

これまでお話ししてきましたように、駅とまち、そして川を南北で一体的につないで人が歩いて巡れる真の回遊性というのを生み出すためには、私はＪＲ亀山駅の南口の整備がどうしても必要になってくるのではないかというふうに思います。

もちろん、南口の整備は今回の「かわまちづくり」支援制度の対象外であることは承知しております。しかし、今すぐ駅の南口を開発することまでは行けなくても、将来的に南口が整備されることや新しい市役所とつながることも含めて、そういったことを見越して人の流れや空間の使い方のイメージをかわまちづくりの計画づくりや先ほど申し上げたような中心市街地のエリアプランの中にあらかじめ将来の構想としてしっかり書き込んでおくべきだというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

ＪＲ亀山駅の南口整備につきましては、河川区域外の整備となることから本制度の対象には含まれないものでございます。南口の整備には道路整備などやＪＲ東海との協議など、様々な課題があると認識しております。ただし、鈴鹿川の利活用が進み河川空間と駅周辺を結ぶ動線の重要性が高まることで、南口整備の必要性についても地域の皆様からのご意見や利用状況を踏まえながら改めて中長期的に検討していくことが求められる場面も想定されます。その際には、ＪＲ東海とも協議を行う必要があるものと考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

そういった構想はぜひ、かわまちの検討段階でぜひしっかりと考慮して進めていっていただくということを改めて強調してお願いしておきたいと思います。

ちなみに、資料２のところの右のほうに、かわまちパーク案で示したところ、これは線路と線路で挟まれたいわゆる広大な農地の部分であります。イメージできる方は多いと思いますけれども、こういったところも、ここは河川区域内でないので今回のかわまち支援制度から外れるんでしょうけれども、こういった南北一体の中心市街地をつくっていく上では非常にポテンシャルの高い一団の広大なエリアだというふうに思っております。こういったところの活用も同時に検討していただいて、進めていっていただくように要望してこの項目を終えたいと思います。

次に、市道川合９号線の進捗とその先市道川合２８号線等の整備の必要性についてと題名をつけさせてもらいました。

地域の悲願でもあります市道川合９号線の整備であります。当初これは令和９年度の供用開始予定とされていたと認識をしておるんですけれども、現在進捗率５７％ということで、完成予定が令和１０年度へと１年遅れる実施計画で示されておりました。

まずは現在の川合９号線の進捗状況をお示しいただきたいと思います。あわせて、完成予定が１０年度とスケジュール変更せざるを得なかった明確な理由と市としての対応、この辺りも確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

川合９号線の進捗状況でございますが、用地測量を終え、今年度に用地買収を予定しております地権者の皆様からおおむね了承をいただきましたので、用地交渉を終えた方から順次用地買収に係る契約手続を進めているところでございます。来年度につきましても、引き続き用地買収を進めるとともに用地買収を終えた箇所から工事を進めてまいりますが、スケジュールを変更した理由につきましては、国からの交付金の配分状況が大きく影響したところでございます。具体的に申しますと、令和６年度及び令和７年度におきまして、各年度の国の当初予算における配分率が要望額に対し令和６年度は約２１％、令和７年度は約３２％と大幅に下回り、計画的な事業執行に支障が出たものでございます。この状況を立て直すため、各年度において粘り強く交付金の確保に努めた結果、国の補正予算により、各年度の交付金につきましては要望額を満額確保いたしたところでございます。

一方、限られた交付金の状況下で事業計画どおり進めるため、用地測量と並行して早期から用地交渉を進めるなど鋭意努力を行ったところ、また各地権者様の皆様のご協力により当初は約２年程度と見込んでいた遅延を約１年程度までに短縮を図りました。しかしながら、各年度における交付金の全額確保に至るまでに不測の期間を要したことが事業進捗に大きく影響し、やむを得ず今回提案しております第３次総合計画前期基本計画の実施計画策定時において整備スケジュールを変更したものでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

国からの交付金不足ということであります。市も奮闘していただいて２年の遅れを１年にしていただいたというご努力については一定の評価はいたしますが、これ以上遅れることのないようにぜひ確実な進捗でお願いしたいと思います。

今日聞きたいのはそこがメインではなくて、私が認識している課題というのは９号線が開通したその後の危険性であります。

資料３をご覧ください。

９号線が開通すれば、必然的に私は接続先の川合２８号線への交通量が増大する、流れ込むというふうに認識をしております。しかし、この２８号線は現在でも擦れ違い困難な箇所がある狭隘路線でありまして、何より子どもたちが毎日通る通学路でもあります。川合９号線に注力するのは大変ありがたいことなんですけれども、この接続先の生活道路が受ける影響や通学路の安全対策の視点が抜け落ちていないかというところを指摘したいと思っています。９号線とセットで、この川合２８号線の国道１号線までの拡幅についても早期に着手すべきと考えますが、市の見解を伺います。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

川合２８号線の整備でございますが、川合９号線の通行者はみずほ台や川合町地内の住宅団地からの利用者が多数であり、川合９号線の通過交通が川合２８号線に全て流入するとは想定をしておりません。このことから、川合２８号線の国道１号までの拡幅につきましては、川合９号線の完了後、交通状況を把握しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

私はそれはちょっと納得できないんですよね。みずほ台や川合町地内からの当然交通量もあると思いますけれど、これ絶対３０６号線からの交通量もそれと同じぐらいあると思いますよ、交通量が全然違いますから。私はそこの理屈は全く理解ができません。

市は今、川合９号線の完了後に交通状況を把握した上で検討すると答弁されましたけど、ここも遅過ぎると思います。川合２８号線は今年度も通学路交通安全プログラムで交通安全対策要望が出ている道路であります。だけど、対応として対応状況を確認確認させてもらいましたけれども、スクールゾーンと書いてある路面標示を目立たせる程度の対応で、今年度もう一つ要望されていたグリーンベルト、要するに歩行者のスペースの確保、そこを緑色で塗って目立たせるというこういった歩行者の少しでも安全を確保しようという対策なんですけど、これに関しては却下されています。つまり、安全な歩行者空間の確保は実施が困難な路線であると認識しています。抜本的な改善が極めて厳しい状況です。

この周辺って今住宅地も増えてきているので、歩く子どもたちの数も増えていると思うんです。そこにさらに交通量、少なくとも絶対増加はすると思います。そういった状況の中で、開通後の車の中で見てから対策を考えるというのは、私は毎日そこを歩く子どもたちを危険な交通実験にさらすに等しい考え方だと思います。事後対応を前提とするんじゃなくて、川合９号線開通前に市独自でしっかり交通量調査、予測なども行って事前の対策を打つ必要があると考えますが、市長の見解

を伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

道路の新規整備につきましては当然、中長期の事業の中でこれを見定めていくということが大事であります。今議員が前段でおっしゃられた深谷新道もそうですし、あるいはインフラ整備に関わる、今幾つかご提案いただいたかわまちに関わる、それ以外のエリアもそうなんですが、これらをどのように、優先順位を定めて全市的な視点から何を優先していくのか、その財源をどうやって確保していくのかという整理があって対応をしていく必要があろうかと思います。

したがいまして、川合９号線を今亀山市としてはまずこれをしっかり前へ進めていこうということで、なかなか交付金のつきが非常に、十分ではないのでその中で努力をしながら今進めておりますが、ただ、この段階で川合、その先の２８号線につきまして事業決定をしていく、あるいは今回総合計画をお示ししておりますが、この中へ盛り込んでいくという作業につきましては少し、今答弁がありましたようにこの９号線の状況、これからまだ先がありますけれど、しっかり前へ進めつつ亀山市全体の新規道路をどのように位置づけていくか、この判断をする必要があろうかと思っております。

したがいまして、これも長年の課題でございましたが、川合９号、あるいは環状線の一部を形成したそこから国道１号までの井田川地区のアクセスをどうするかというのはもう３０年来の課題でございましたけれど、今この西側、３０６から現９号線の信号までしっかりまずはこれを確実に早期に立ち上げて、その先については、それも選択肢として否定をするものではないんですが、かなり全体として、どのように優先順位を定めて財源を確保してどの道路からどの時期にやっていくかという議論が必要だというふうに考えておりますので、そこは議員各位におかれましてもそれぞれの立場からいろいろご議論やご指摘はあろうかと思いますが、その視点は大事であろうというふうに思っているところであります。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

もちろん限られた財源の中で優先順位をつけていくというところに関しては理解をしますけれども、やっぱり子どもの安全というところは私は優先度が非常に高いところだというふうに思っておりますし、都市計画的に見ても副次拠点と副次拠点をつなぐ、先ほど市長からも３０年来というような長いスパンでの議論の中で、私はここはやっぱりここをつなぐ、９号と２８号をつなぐというのは切り離せないところだと思っておりますので、子どもの安全に関しては本当に事前対応を何らか、ぜひ今以上の対応をお願いして、ちょっと時間がないのでこの項目は終わらせていただきます。

引き続きまして、鈴鹿亀山道路インターチェンジ設置予定地周辺の開発行為についてということで、今度は鈴鹿亀山道路でございます。インターチェンジ設置予定地周辺、安楽川を渡った、３０６号線を渡った北側の川崎町地内、この辺りが今予定地となっております。ここの開発行為についてでございます。

鈴鹿亀山道路は県内物流の動脈となるだけではなく、新インターチェンジ予定地周辺は亀山市の

新たな玄関口と言ってもいいぐらい商業施設や企業誘致など極めて高いポテンシャルを秘めていると思っております。これは市長も中学生議会において、それこそ先ほども少し触れた中学生の居場所、遊び場、こういった質問の中で鈴鹿亀山道路インターチェンジ周辺についても商業施設であるとかこういった中学生の要するに居場所を創出できるようなそういったことも期待できるという趣旨の答弁をされておりました。このビジョンはすばらしいなと私も思いました。

しかし、現状具体的な動きというのはなかなか見られない状況であります。広大な農地の用途変更や、何より地権者や周辺地域とのまちづくりの合意形成には莫大な年月がかかると思っています。完成を待ってから動いたのでは、私はチャンスを逃してしまうんじゃないかなというふうに思います。

このポテンシャルを生かして市長が中学生議会でもおっしゃったようなビジョンを実現するためには、今から地域住民や地権者とともに将来のゾーニングやまちづくりの計画づくりというのをスタートさせるべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（岡本公秀君）

亀渕理事。

○理事（亀渕輝男君登壇）

鈴鹿亀山道路につきましては、現在三重県において鋭意整備を進めていただいている状況でございますが、供用開始時期等のスケジュールについて公表されていない状況でございます。しかしながら、インターチェンジ周辺は、先ほども議員からご紹介がありましたように農業振興地域内の農用地区域となっている現状から、供用開始に向けた土地利用については十分な検討、調整を行った上で、市としての方針を明確にしていく必要があるものと考えております。特に、その利活用については工業系や商業系など様々な利用が考えられますことから、市のみならず広域的な観点からの土地利用の将来動向や地域住民の皆様の意向なども含めた検討を行う必要があるものと考えております。なお、その時期につきましては、鈴鹿亀山道路の整備状況を注視しつつ、現在策定を進めております次期都市マスタープランにおける位置づけ方も踏まえまして、関係者の意向も含めた様々な条件が整った中で具体的な時期や手法についても検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

都市マスタープランの位置づけという話もありました。現状都市マスにはこういった位置づけがなかったと思いますので、その辺りの位置づけというところにはしっかり注目していきたいと思いますし、本当に中学生のその子どもの世代にまでならないように、できる限り早期にこういった話合いというもの、そして未来を描くという、そういった動きというのは地域と一緒にぜひ進めていっていただきたいなというふうに思います。

次に移ります。

今までいろいろともう提言をさせていただきました。本当にいろんな提言もまだまだできると思うんですけれどもそれらをまとめる形でちょっと、これはこの項目の最後の質問であります。地域と行政が協働で事業を動かすプラットフォームといいますか、そういった協働体制、協創体制、こ

ういったところに関して伺っていきたいと思います。

現在、各地域のまちづくり協議会等で地域の未来に向けた様々な議論が交わされていますが、１つ課題があると思っています。それは地域の未来を左右する、先ほど来申し上げているような道路整備であるとか施設、そういった開発とかこういったハード事業、ハード事業について地域からのボトムアップで市の総合計画や実施計画、また都市マスタープランなどに直接上げていくことができるような仕組みがなかなかつくりづらいという、構造的な課題であるというふうに思っています。ハード事業は、様々な議論がある中だと思いますけれども、基本トップダウンの要素が大きい。トップダウンも大切ですが、ボトムアップのところをより重視していきたいという思いで質問をしたいと思っています。

複雑な法規制や予算の壁があるハード事業の計画策定というのは、地域住民だけで行うことは不可能です。まちづくり協議会に対しては、市民部の地域担当職員が地域に寄り添う努力をしていただいていることは承知しています。しかし、現在の兼務体制では都市計画や土木の専門的なハード事業の計画策定まで伴走するには限界があります。持続可能な地域をつくるためには、地域の思いを行政言語に翻訳し、各部局と調整してプロジェクトの実現まで共に汗をかく伴走型の仕組みづくりが必要です。総合計画や各種施策に位置づけるための調整権限を持った伴走型職員、プロジェクトマネジャーというようなそういったものを制度化していくべきと考えております。こういった、協働だけではなくて民間企業、他団体、開発事業者なども含めてそういったまさに協創の精神をここで発揮していただいて、トップダウンとボトムアップによるハード整備事業、まちづくりをぜひ推進していただきたいと思いますが、市長のご所見を伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まちづくりは当然計画的に都市計画あるいは総合計画等々、こういう中長期で追っかけていく部分とそれから、トップダウンということもあろうかと思いますがやっぱりこれを行政計画の中に落とし込んでいく部分と、その過程で市民、住民、利害関係者の声を聞いていくこのボトムアップと両面が大事だというふうに考えているところであります。

とりわけ今の道路について申し上げれば、先ほども少し触れさせていただきましたが、例えば今、大きな道路事業の新規採択をするとかあるいは大きな大規模の改良採択は、これは皆さん議会の議決をいただいて総合計画、基本計画の中で実施計画に落とし込む、こういう作業をやっております。したがいまして、今、亀山市としては主要事業として、ご案内のように３本の道路事業を公式に主要事業として展開をいたしております。和賀白川線、それから川合９号線、下庄１号線、この３本を今亀山市としてはまず優先してやるということと、今回総合計画をお示ししましたけれど、この４年間で、基本計画の中で新たに実施計画の中に、この３本をしっかり前へ進める、これは盛り込ませていただいていますが、新たに新規採択の新規道路、あるいはその改良はその中で計画はいたしておりません。それはなぜかというと、やはり財源の問題もありますし、マンパワーにも限りがありますので、全ての資源を集中させてまずはやっていくということが大事であろうと思っております。

したがいまして、まちづくりの協働という意味ではまさにそういうまちづくりをこの２０年ぐら

い地方自治体は重視をしてきておるんですが、道路事業そのものの採択というよりもポケット公園であったり景観整備であったり、そういう中で本当に地域住民の皆さんのご提案も入れながら協働して進めていくような仕組みというか取組が進められてきておりますが、まだまだこれは途上にあるものというふうに考えているところでございます。

今後、そのための仕組みなんですが、地域まちづくり協議会、自治会などの状況を含めた地域の実情、あるいはご意見の内容に応じてインフラ整備等のハード事業における様々な手法や、これは関係する部署があります中でその都度その内容に応じた、地域との連携、協働、協創という言葉を使われましたが、それも含めた事業の推進の在り方や制度につきましてぜひ地域の皆様の意向をまちづくり等々インフラ整備に反映できるような、そういう取組は亀山市として今後におきましても課題の一つというふうに思っておりますし、そういう方向へ進めていけたらというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

限りあるマンパワーでもあると思いますし、当然ながら全ての要望を無尽蔵に全て通してくれと言っているわけでもないということでありますので、そのルートといいますか制度の必要性、今後の方向性というところに関しては一定前向きなご答弁をいただいたというふうに思っておりますし、その必要性について光が当たったのではないかなというふうに受け止めさせていただきます。

地域を単なる要望団体にするんではなくて真の意味でのまちづくりのパートナーにしていくために、そういった職員の方も、今以上の派遣制度の在り方についてぜひ検討を深めていただきたいですし、総合計画や都市マスタープラン、各計画への地域発案のプロジェクト、こういった事業化ルートの明確な位置づけというものをぜひ強く要望してこの項目を終わらせていただきたいと思います。

次に、徹底した利用者目線に立つのＤＸの推進についてということで、Ｋカードや市民活動応援券、健康マイレージなど既存ポイント事業の統合による「デジタル地域通貨」の必要性についてでございます。

時間がないので、まずは本市で２５年間地域経済の循環を支え続けてきたＫカードについてでございます。これまでの多大な功績に深く敬意を表する一方で、現場は今このＫカード存続の危機に瀕しているというふうに認識しております。加盟店は最盛期の半数に減少しておりますし、１台十数万に上る老朽化した端末機器の更新、これが令和８年度中にやらなければいけないというような話も出ていると、将来性を見据えれば、もはや民間単独での運営は限界に来ている、こういった意見も出ていると聞き及んでおります。こういった現状について、市はどのように把握されているのか確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

Ｋカードは、地元商店等で構成される亀山ポイントカード会が実施主体となり、平成１０年１２月に発足した地域独自のポイント事業でございます。こちらにつきましては、市内での消費拡大及

び市外への消費流出の抑制を図り、もって地域商業の振興、市民の豊かな消費生活の確保、魅力あるまちづくりに寄与することを目的として、本市はポイントカード会に対しその運営費用の一部を補助金として交付、支援しているものでございます。

一方、ポイントカード会は、加盟店舗数及びポイント販売収入の減少、さらには現在使用しているカード機器の生産中止もあり、現行方式での継続が困難となる見込みであるため、以前から方式を見直すべく検討を重ねてまいりました。この過程でＫカードをデジタル化し、健康マイレージと連携してポイントを付与する仕組みも検討いたしましたが、システム連携に多額の費用が必要となることや、民間団体であるポイントカード会と健康マイレージのデータ連携には個人情報の取扱いを整理する必要があることなどの課題が出てまいりました。

これらを踏まえ、現時点では事業の継続可否や継続する場合の実施手法について検討が進められており、本年度中には方向性が決定すると伺っているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

そして、もう一つ上げた市民活動応援券、これも長年にわたって市民活動を支えてきていただいた制度ではありますけど、いまだに毎年紙、ペーパーの券を印刷、配付して集計するという極めてアナログな運用で、膨大な事務コストがかかっているというふうに認識しています。

これは事務事業点検でも、効果が限定的であるとか、分かりにくい、公平性に問題がある、流通も限定的というような意見が出ている中で抜本的な見直しや改善が必要とされているというふうに認識しております。

各部門にわたって様々なポイント系の事業がありますけど、こういった課題というのを私は掛け合わせて解決していくことが行財政改革の視点からも必要ではないかなというふうに思います。Ｋカードの四半世紀にわたるともしびを消すのではなく、また市民活動応援券をより公平に広く、市民に開かれた制度にするために、健康マイレージの仕組みとも統合して亀山版デジタル地域通貨制度、例えば健康づくりや市民活動、ボランティア活動で得たポイントを地元のお店で使うことができたり、地元のお店を使ったら来店ポイントが入ったり、元気なうちに地域貢献したポイントをためて、いつか免許を返納したときにはそのためたポイントを使って地域公共交通を使うことができるとか、こういった仕組みというのは市民にとっても非常に分かりやすく、行政事務も効率化しつつ健康づくりや社会参加を後押ししながら地元の商店を後押しすることができるという、まさに新しい地域経済とコミュニティ、健康づくりの循環モデルをつくる一大プロジェクトだというふうに思っております。

ぜひ実現に向けて検討していただきたいと思いますが、最後に市長の前向きな見解を伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

デジタル地域通貨は、今ご指摘のような地域内の資金循環を促して消費喚起や地域経済の活性化に資する可能性があるということ、あるいは商店街の振興という視点もおっしゃられましたが、そ

ういう様々なことが期待できるというふうに思います。

一方で、このデジタル決済プラットフォームの構築につきましては、これは店舗側の導入とか運用に係る費用負担、あるいはシステムの安全性、個人情報の保護とか、さらに持続可能性につきましては、先行する自治体がありますけれど、ここのところが非常に難しいということであります。特に亀山のＫカードポイントカード会、本当に頑張ってきていただいていますが、商店数が減ってきた、あるいは関名店会とはリンクしていないとか、様々なそういう状況の中で今どうあるべきかをご議論いただいていますので、Ｋカードの今後の在り方について電子化をしていくのかどうか、あるいはその上で連携が健康アプリとできないのか、あるいは地域まちづくりのほうと連携できないか、横串を刺せないかということは、一つの考え方としては可能性としては大いにあろうかというふうに今思っておりまして、それを想定した運用面の検討も実は行ってまいったところであります。

今後もこれの導入費用、それからランニングコスト、莫大なものがかかろうかと思いますし、その費用負担はどうするのかとかそれぞれの部分につきましてもかなり負荷がかかっていこうかと思いますので、他市の事例もしっかり見極めさせていただく中で、それから既存ポイントの事業との競合が当然もう既に、たくさん民間ベースで始まっていますので、それがどうできるかも含めてしっかり研究をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

４番　草川卓也議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　１時５０分　休憩）

（午後　１時５９分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、３番　深水隆司議員。

○３番（深水隆司君登壇）

新和会の深水でございます。

地域公共交通の充実について、地域まちづくり活動の推進について、地域福祉に関わる多様な主体の連携強化について、この３点についてお伺いしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

まず、地域公共交通の充実についてでございます。

地域コミュニティバスは単なる移動手段ではなく、言うまでもなく高齢者の外出の機会の確保や健康維持あるいは通学、地域経済の活性化に重要であります。市においては、新たな地域公共交通計画の見直しに向けて検討がなされていますが、新しい計画を策定する前に今のバスがなぜ使われていないのかを解決しなければ、新たなシステムに変えても結局不便なままになるリスクがあると思います。

そこで、まず現行路線の改善が必要ではないかという視点で今回質問をさせていただきたいと思います。

次期計画策定に向けた取組についての項ですが、市ではバス利用が低調な地域を中心に次期地域公共交通計画策定に向けた取組を進めていると思いますが、まずはその現状についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

３番　深水隆司議員の質問に対する答弁を求めます。

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

令和８年度末に終期を迎えます亀山市地域公共交通計画の改定に向けた取組についてでございますが、まずは、上位計画でもございます次期総合計画、第３次総合計画の前期基本計画におきまして今後の地域公共交通の充実に向けた施策の方向を整理いたしております。また、現行の地域公共交通計画に位置づける利用促進等の取組を推進しつつ、次期計画への基礎資料とするためにバス等の利用状況の把握や乗降調査、アンケート調査の実施、分析等を進めているところでございます。さらには、議員もお触れいただきましたが、本年度、国等の補助金を活用し取組を進めてまいりました共創による亀山市「交通空白」解消等リ・デザイン事業におきまして、バス利用が低調な地域、亀山南部地区と亀山西部地区でございますが、ここを対象に、真の移動ニーズや地域性に応じた輸送サービスの見直しにつなげていくために、ワークショップや共創プラットフォームを実施し、人流データや市民アンケート結果、輸送サービスシミュレーション等を用いまして、地域住民、交通事業者との課題、情報の共有と輸送サービスの見直しの方向性、可能性についての検討も行っているところでございます。

引き続きこうした地域住民、交通事業者、行政が三位一体となった共創による取組を継続しながら、その成果につきましても今後、次期地域公共交通計画への反映を検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

バス利用が低調な地域として南部地区、西部地区ということが上げられておりますが、今回の、西部地区にも通ずるものがありますけれども南部ルートについてお伺いしていきたいと思います。

利用が低迷しているこのコミュニティバスについて、これまで市は利便性向上の取組を進めてきていただいていると思いますが、特に南部ルートにおける利便性向上の取組の内容についてお尋ねしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

南部ルートにおけます利便性向上策につきましては、これまで令和３年度の運賃改定に伴い、お得な定期券や交通系ＩＣカード決済を導入するほか、令和５年度には車椅子のまま乗降いただける新型のバス車両へ入替えを行いまして、利便性の向上を図ってまいりました。その結果、南部ルートにおける令和６年度実績では、定期券や回数券購入による収入実績が全体の約１４％、交通系ＩＣカード利用が全体の約２２％を占め、その利便性について、徐々にではございますがご理解をい

ただいてきているものと考えております。しかしながら、南部ルートの利用者はコロナ禍後も減少しているという状況にございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

利便性向上に向けての取組として、ＩＣカードの導入や新型車両導入等で利便性の向上を図ってきたということでありますが、そもそも乗らなければ意味がないと思っておるんですね。

そこでお聞きします。

まず、ダイヤについてであります。今回の地域コミュニティバスの南部ルートにおいては、朝の便は学生の乗車率が高いのですが、夕方の便においては乗車率が低い状況です。部活動を終えた学生などに合った帰りの便がないのも現実であります。市は子育てしやすいまちを掲げておりますが、朝はバスで登校できても、部活動を終えた夕方は家族の迎えがなければ帰宅できないといったこの片道だけの公共交通では、保護者の送迎負担も増大されていると言えるのではないでしょうか、このような現状のダイヤについてどのような認識を持っているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

現行の南部ルートのダイヤにつきましては、平成２８年度の路線再編に合わせまして、鉄道や他のバス路線への乗り継ぎも考慮しつつ地域との協議も踏まえて設定したものでございます。具体的には、学生の下校にも考慮をしまして、第１０便を中学校の終業時間に、また第１２便を部活動の終了時刻にそれぞれ若干の余裕を持たせたダイヤ設定としておりますとともに、ＪＲ下庄駅では第１１便を学生の帰宅による降車が最も多いと考えられる紀勢本線の鉄道時刻に合わせたものとしております。しかしながら、学生の下校時刻は放課後活動の有無のほか、季節や部活動ごとに異なる活動終了時刻、終業の時間割によっても異なりまして、それぞれの下校時刻に全て合わせたダイヤ設定とすることはバス車両１台での運行の限界や運行経費等から困難であるものと考えております。

また、学生に合わせたバスダイヤとした場合、鉄道や他のバス路線への乗り継ぎ時間が合わなくなるなど利便性が損なわれることも想定されますので、どのような移動を優先していくのか、利用者や沿線地域の方々との協議を通じてご意向もお伺いをしながら改善方策を検討していく必要があると考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

全てのニーズに合わせるというのは現実的には無理ということは理解をします。ただ、先ほども言いましたように、南部地区ルートは朝学生の利用が多いということも現実であります。そうした学生という確実な需要があるにもかかわらず、ダイヤが合わないため潜在的な利用者を逃しているという側面もあるのではないかなというふうにも思います。乗降率の低下は市民のニーズにダイヤが適応できていない結果ではないかとも思うんですよね。単なる利用率ではなく、使いたくても使えない市民の数を市のほうでは調査をしていると思うんですが、その結果をどのように分析してい

るか、その点をお尋ねしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

これまでから乗降調査やアンケート調査、バス事業者からの聞き取りなどによりまして市民ニーズの把握に努めているところでございますが、こうした中で、南部ルートにつきましては昼間帯はＪＲ亀山駅でのさわやか号への乗り継ぎ等を優先したダイヤ設定としておりますためＪＲ関西本線への乗り継ぎに３０分程度かかることでありますとか、あるいは午後の便でエコータウンへ買物目的で利用される場合につきましては帰宅便までの待ち時間が長いなどのご意見もございまして、利用者とダイヤが合わない部分もありますので、少なからずバス１台運行によるダイヤ設定の限界が影響しているものと分析をいたしております。

また、公共交通に関する市民アンケート調査による亀山南部地区のご意向を見てみますと、求める輸送サービスとして、定時定路線のバスやデマンド交通での運行、通学時の駅接続運行など地区によって様々なニーズがございますほか、小・中学生の保護者向けアンケート調査結果では、市全体と比較をいたしまして亀山南部地区は中学校への通学の送迎の割合が高く、通学への輸送サービスの必要性も把握できていることなどからこうした様々な地域意向を、引き続き共創による取組を通じまして輸送サービスの見直しに生かしてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

それともう一つ、ルートがあります。地域で実施しました住民アンケートでは、地域コミュニティバスの利用率が低い要因の一つに南部ルートは医療センターに直接行けないということが上げられています。行きたくても行けないというふうな思いがある中で、やはり地域住民のニーズに合った路線の見直しも行うべきではないかと考えられますが、いかがでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

まず本市のコミュニティバス路線は、二次交通としての必要性から、鉄道駅への接続を前提とした上で市中心部の主要な公共施設等を結ぶ循環型のさわやか号と、中心部と各地域をつなぐ各地域のコミュニティバスを機能分担をして、相互の効率的な連携も考慮した上でアクセス拠点を亀山駅前とするネットワーク形態を基本といたしております。その上で、各路線系統の運行時間をできるだけ短くし、効率的な運行を図ることとしておりますため、南部ルートにつきましても亀山駅が発着地となっておりまして、医療センターへはさわやか号に乗り継いでいただくことといたしております。

なお、乗合タクシーをご利用いただける方は、お近くの乗合タクシー停留所から直接医療センター前まで移動していただくことができます。

こうした中で、南部ルートを医療センターまで延伸するなどルート設定を変更することは運行時間が延長されることとなりまして、全体の便数やダイヤ設定、鉄道、他のバス路線との乗り継ぎ時

間に影響が生じ、サービス低下につながる可能性も考えられるところでございますので、そうした観点も含めまして、より効率的かつ効果的な輸送サービスの方向性につきまして引き続き検討を行ってまいりたいと考えているところでございますし、併せまして、バス等の地域公共交通ネットワーク形態の在り方につきましては個別ルートのみならず全体的な検討事項でございますので、次期地域公共交通計画の改定と併せまして、その検証も行ってまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

いろんな現状の検証を行っていく中で検討していくというふうなことではございますが、今後、現状を踏まえた計画策定に向けては、まずはやはり、今のその現状をしっかりと把握をした上でダイヤなり路線なりを少し地域のニーズに合ったものに変えていくということが重要ではないかなと思います。現行路線のダイヤを一、二便、学生の部活動終了時間に合わせるとか、あるいは路線をちょっと延長するといった調整であれば最小限のコストで即効性のある改善が期待できるとも考えられます。

何度も言うようですが、学生ニーズに応えられていないというふうな根本的な課題を検証、改善することがまずは先決であるかなと思います。現行の南部ルートにおいて、下校時間帯に合わせた試験的な増便やダイヤを変更するなどして、まずはニーズに合わせる努力をすべきだと考えますが、ご所見をお願いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

ニーズに合わせたサービスにすべきではないのかというご指摘でございますが、申し上げるまでもなくそうした視点での計画策定を進めてまいりたいと考えておりますが、全ての移動ニーズにお答えすることは物理的にも財政的にも限界がございますので、自動車依存が根強い地域性もある中で、真の移動需要に応じたより効率的で効果的な輸送サービスの在り方につきまして検討を進め、地域公共交通のリ・デザインに向けて取組を引き続き進めてまいりたいと考えております。そのような観点からも、現在進めております地域住民、交通事業者、行政が三位一体となった共創による取組は重要であると考えておりまして、そうした取組プロセスを組み入れていくことが持続可能な地域公共交通ネットワークの確立につながっていくものと考えております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

よろしくお願いしたいと思います。

それで、今後その計画の策定に向けて地域住民の要望をしっかりと取り入れていくというふうなことなんですが、今回、交通計画の再編は南部地区を一くくりにして考えていくのかどうか。その場合、南部地区は４つの地域、いわゆる４つのまちづくり協議会がありますが、それぞれその地域では特性が異なるんですね。どのようにして全体の合意形成を図っていくのかお尋ねしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

本年度実施いたしております地域住民、交通事業者、行政の三位一体の取組におきまして、モデル地区の一つとしました亀山南部地区につきましては、東部地区、昼生地区、天神・和賀地区、南部地区の４つのまちづくり協議会から成る広範な地域でございまして、現状として地域内をコミュニティバスの南部ルート、廃止代替バス路線の亀山椋本線並びに乗合タクシーが運行いたしております。

エリア設定の考え方は、既存バス路線の利用が低調な隣接する地区としてのエリア設定を行ったものでございまして、課題の共有化等を図るために一体的な取組を進めることで輸送サービスの再構築に向け一定程度共通認識を持っていただくことができたものと考えております。

今後につきましては、４つのまちづくり協議会の合同による調整の場を設けるなど継続した協議も実施しながら、併せて、それぞれの地域課題を可能な範囲で解決できるよう、必要に応じ地区別の合意形成の場の設定も検討してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

地区別の合意形成を図っていくということも大事ですので、よろしくお願いしたいと思います。

それで最後に、これまでの質疑の中で、昼生地区まちづくり協議会から市長のほうへ南部ルート改善に関する要望書が提出されております。昼生地区まちづくり協議会では南部ルートの状況や地域住民のニーズを把握するために乗降調査、アンケート調査、まちづくりサロン等々を実施し、そういった広く地域住民の声を拾い上げてまとめた要望書になっておりますが、この要望書において、今回の次期地域公共交通計画の策定に対してそうした声をどのように反映させていくのかお尋ねしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

昨年１２月に昼生地区まちづくり協議会からいただきましたご要望につきましては、多岐にわたる内容でもございますので、引き続き地域住民、交通事業者、行政の三位一体の共創による取組を継続し、まずは地域性等を踏まえた輸送サービスの再構築に向けた基本的な方向性についての合意形成を図ってまいりたいと考えております。その上で今後そうした取組の成果を、次期地域公共交通計画への反映につきまして検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

しっかりと内容を精査して反映していただきますよう、よろしくお願いしたいと思います。

次に、地域まちづくり活動の推進についてであります。

地域まちづくり協議会はそれぞれの地域課題解決に向けて活動を行っていますが、地域の課題解

決に向けては行政との協働が必要でございます。行政は地域の実情に即した支援をすべきという視点で質問します。

まず、今回令和８年度の施政方針において、地域まちづくり協議会への経済的な支援として、新たな地域予算制度等により地域の課題解決と地域まちづくり協議会の活性化に向けた重点的な支援を行うというふうなところが報告されております。そこでまずは新たな地域予算制度とはどのようなものかをお尋ねしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林市民文化部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

本市の地域予算制度につきましては、運用開始から８年、コロナ禍も経て見えてきました様々な課題を踏まえつつ、各地区の代表者への聞き取りも参考に、今般見直しを行ったところでございます。

この見直しの概要といたしましては、令和６年度、７年度の２年間の時限措置として運用しておりました地域活性化支援事業交付金及び地域介護予防支援事業交付金につきまして、それぞれの仕組みを変更して新たな交付金として再構築をいたしたところでございます。

まず地域活性化支援事業交付金でございますけれども、現行では、コロナ禍からの回復を主な目的とし３０万円を上限として交付をしてございますが、今般の見直しにおきましてその主な目的を地域の課題解決へとシフトをし、より地域の実情に即した事業を実施していただけるよう６つの事業区分を設け、そのいずれかに該当する事業に対し２０万円を上限に交付することといたしたところでございます。

さらに、この地域活性化支援事業交付金の交付対象となる事業をほかの主体と協働、連携して実施する場合、地域協働連携強化支援事業加算金として１０万円を上限に加算することとし、最大で３０万円まで交付することといたしたところでございます。

次に、地域介護予防支援事業交付金につきましては、現行では４年目以降も継続して実施をする、いわゆるちょこボラに対しまして１０万円を上限に交付しておりましたが、今般の見直しにおきましてこのちょこボラの活動自体を地域の課題解決の一環として捉え、地域活性化支援事業交付金の中へ組み入れ、これまでの１０万円の上限から２０万円を上限に交付できるようにいたしたところでございます。

こういった見直しを通じまして、それぞれの地域において取り組むべき課題の精査がなされ、より地域の実情に即した効果的な事業が展開されるものと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

見直しするということは分かりましたが、ちょっとすみません、ここで地域まちづくり協議会は上限、合計で幾らまで補助金が出るのかちょっとそれだけ、金額だけお尋ねしたい。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

先ほど答弁させていただきましたけれども、最大でいきますと３０万円ということになります。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

最大３０万円ということでびっくりしました。これまで地域活性化事業補助金は３０万円、それからちょこボラは１０万円、合計４０万円出ておったんですね。それが３０万円となるとこれは新たな予算制度で、地域まちづくり協議会の活性化に向けた重点的な支援と言えるのかなと今ちょっと疑問に思ったところなんですが、この件については今初めて聞きましたので、これは予算決算委員会で聞いていきたいと思います。

それで、次にお尋ねするのは人的な支援のところです。

地域担当職員制度でございますが、地域担当職員は各まちづくり協議会へいろんなまち協を支援するための人的支援として２２地区のまちづくり協議会に配置されていると思いますが、この担当職員の役割について簡単にお尋ねしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

地域担当職員の役割ということでございます。

この職員につきましては、亀山市地域担当職員設置規程におきまして、市と地域住民との相互理解と信頼関係を深め、地域による自主的かつ自立的なまちづくりを推進するために設置すると規定されてございます。

その所掌事務といたしましては、１．地域に係る多様な情報の収集及び分析に関すること、２．地域まちづくり計画の推進のための情報提供、相談対応、助言その他支援に関すること、３．地域のまちづくりのための会議を円滑に行うために必要な支援に関すること、４．地域まちづくり協議会と市の相互の情報発信や情報共有に関すること、５．市が実施する事業における地域まちづくり協議会との連絡調整に関すること、６．その他地域のまちづくりを推進するため必要な支援に関することと規定されてございます。

現在、本市の地域担当職員はまちづくり協働課の職員５名が担っております。日頃から各担当地区との情報共有等に努めているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

担当職員の役割をお聞きしました。担当職員が地域へ出向いていっていろんな市の情報とか地域の情報を吸い上げ、あるいは円滑な会議の進行を支援するというふうなことをお伺いしましたが、あるまち協の方のお話をお聞きしますと、令和７年度からは地域担当職員の方は定例会議には出席しておりません。また、あるまち協では、年度当初には２回ほど来てもらいましたが、それ以降は来てもらっていませんと言うんですね。また、不定期で役員会を行うまち協においては、その都度市に来てくださいとお願いするのもはばかられると言うんです。来てもらっていないまち協でも、本来は地域担当職員の方に会議に出席していただけるといろいろな市の情報やアドバイスをいただ

けるので助かるのですがとも言っておられました。

市はこうした待ちの姿勢ではなく、担当職員の役割もあるんですが、自発的に地域に出向いて支援するべきと考えますが、考え方をお尋ねしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

地域担当職員による地域まちづくり協議会の会議等への出席でございますけれども、議員申されたとおり、そのような考え方で職員は携わっておるところでございます。ただ、各地域担当職員がそれぞれ４から５地区を担当しておりますことから、日程調整の都合などにより出席できない場合もございますけれども、できる限り出席するように努めているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

ちょっと市の担当部局の考え方と実際にまちづくり協議会の思っている市の見方は、ちょっとギャップがあるような気がします。

それで、行政として書類を地域から待っているだけの姿勢ではなくて本当に地域の困り事等を把握するのであれば、やはり全てのまちづくり協議会のほうへ足を運ぶというのが大事ではないかなと思います。先ほどご答弁で、５人の地域担当職員が２２のまちづくり協議会を担当しているということですので、やはりそのマンパワー的な部分が課題であれば、職員の数を増やすなりもっと働きやすい職場環境の改善が必要ではないかなと思います。そうしたことで気軽に地域へ足を運ぶことができるのではないかと思いますが、ご所見をお願いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

各地域担当職員につきましては議員おっしゃいますとおり、気軽にといいますか、それこそ各まちづくり協議会の日々の困り事でありますとかそういったことも相談に、一緒にさせていただき活動させていただいております。極力そういう考え方でさせてはいただいておるということだけご理解を願いたいというふうに思います。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

やっぱりコミュニケーションが大事だと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、事務の負担軽減についてであります。

多くの協議会で事務をつかさどっている、事務職員さんがついていると思うんですが、その人たちの話を聞くと労務管理が大変であるというふうなところで、なかなかその点についていろんな情報は自分のスマホを片手にネットで情報を取って事務を進めているというふうなお話もお聞きします。そうした事務員さんに対して直接サポートするべきであると考えますが、どうでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

地域まちづくり協議会の事務に関する支援といたしましては、これまで毎年１回程度研修を実施し、その負担軽減に努めてきたところでございます。特に労務管理に関する研修といたしましては、平成２８年度から令和６年度まで社会保険労務士による研修を毎年実施してございます。また、令和５年度には１人２０分程度でございましたが、個別の労務相談の機会も設けさせていただいたこともございます。一方で、令和７年度はコンプライアンス、ハラスメントに関する研修の要望がございましたことからその研修を実施したところでございます。研修の実施手法につきましては、対面での研修を基本としながら、コロナ禍以降はウェブ会議サービスや動画配信も活用しながら、時間や場所にとらわれず柔軟に実施できるよう努めているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

それからもう一つ、これまでは事務員さんの情報交換の場が年１回開催されており、そこで対面での他のまち協さんの事務員さん同士の交流が行われておりました。コロナ禍を契機になくなったとのことですが、事務員さんにとっては他のまち協の情報を得るよい機会だったとの声をお聞きします。ぜひそのような機会を実施すべきと思いますが、お伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

地域まちづくり協議会の事務員の方による交流機会に対する要望につきましては、私どもといたしましても、折に触れてお声をいただくことがございます。そうした場づくりの必要性を感じているところでもございます。一方で、事務員の方々に交流会等にご参加いただくためには、その間、地区コミュニティセンター等の管理でありますとか来館者対応等の人員調整が必要になってまいりますことから、そうした課題を踏まえつつ、参加負担の少ない形で実施できるような手法を検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

それでは最後に、市長にお伺いしたいと思います。

亀山市のまちづくり基本条例や総合計画でうたう協働とは、顔を合わせない電話一本の関係を指すのではなく、信頼関係は会議の場での何げない対話から生まれるものではないかと思うんですね。困り事があったら連絡くださいという待ちの姿勢では地域の課題解決型のまちづくりが進まず、停滞感が生まれると思います。現場の空気感や予兆を察してこそ、未然の課題解決が可能になると思うんですね。地域担当職員制度の本来の目的には、地域の声を聞くことが含まれているはずであると思います。いろんな研修なんかも、ＤＸというお話がありますが、ＤＸについては市民との距離を遠ざけるためのツールではないはずであると思います。デジタル技術を活用しつつ足は現場へ運ぶ、この両立こそが市に求められる真の姿ではないかと思いますが、市長のご所見をお伺いしたい

と思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

職員がもっと地域へ積極的に出向いて課題を把握することの重要性についてご質問いただいております。

議員もこの業務をかつて担当いただきましたので、今の地域社会、あるいはまち協の複雑な状況、午前中もご質問がありましたけれど、そういう中でいかにこれを機能させていくのか、社会の変化も起こっておりますけれど、そういう中で市職員と地域のつながりの強化ということの重要性は申し上げるまでもないことだと思って、議員ご指摘のとおりでございまして、これはまち協に関わる業務に限らず、コミュニケーションの在り方というのは質が問われるというのは双方共に大事だろうというふうに思っています。

地域力をより一層高めていくためには、地域担当職員はもとよりこれは本当に、市職員が積極的に地域とつながりを持って直ちに地域課題を把握するということは有意義なこと、これは論をまたないところでありますが、現に今は、当時と比べて市の職員が、全てとは申し上げませんが、まちづくり協議会の役員として、あるいは地域の主体の団体の一人として様々関与をしている度合いというかこれは随分高まってきておるんではないかというふうにも考えております。いわゆる地域活動に参画する職員が増えてきておるということは、これはいい流れではないかと思っています。

また先般も、地域まちづくり協議会と市との関わり方などの基本的な考え方につきまして改めて再確認をするために、実は４０歳までの若手職員を対象とした地域まちづくり研修を実施させていただいたところでございます。一方で、まち協の設立からおおむね１０年が経過して、まちづくり計画に基づく自主的な地域まちづくりが進んではおりますものの、やっぱり日々の運営の中でお困りになっていること、地域課題の解決のための支援は必要であると認識をしておりますので、今後におきましても、地域担当職員の配置、支援は現在策定中の第３次総合計画前期基本計画に施策として位置づけをさせていただきましたので、これはしっかり取り組んでまいる所存でございます。

いずれにいたしましても、現在議会にご提案をさせていただいております第３次総合計画の策定を契機に、改めまして、午前中も申し上げましたが本市のまちづくり、地域社会の今後のさらなる地域づくり、まちづくりの理念を全職員で共有をして、地域の自主性を尊重しつつ市職員と地域のつながりのさらなる強化に向けて取り組んでまいりたいと考えるところでございます。ぜひとも議員各位におかれましては、本当に地域社会で日々活動を展開いただいておりますので、またご理解やサポートをいただければ誠に光栄かと存じます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

ありがとうございました。

それでは、次に移らせていただきます。地域福祉に関わる多様な主体の連携強化についてです。

ここでは、民生委員・児童委員、主任児童委員についてお伺いしていきたいと思います。

民生委員さんにつきましては、行政サービスと住民の生活の間にある距離を埋め、誰もが孤立せ

ずに安心して暮らせるセーフティーネットを地域の中につくるため、地域住民の困り事の相談に応じ、必要な支援や行政などの関係機関へつなぐパイプ役を担い、日々活動を行っております。そうした民生委員・児童委員さんの皆さんのご尽力により地域の安心・安全が成り立っていることと思います。民生委員・児童委員さんの皆さんの活動に敬意と感謝を申し上げたいと思います。

そこで、民生委員・児童委員の活動しやすい環境整備に向けてという視点で質問をします。

まず民生委員・児童委員さんの役割や選任方法について、お尋ねしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

林健康福祉部長。

○健康福祉部長（林　秀臣君登壇）

民生委員・児童委員及び主任児童委員につきましては、厚生労働大臣から委嘱をされる非常勤の地方公務員となっておりまして、任期は３年間になっております。現在は昨年１２月１日から新しい任期がスタートしたところでございまして、その役割といたしましては先ほど議員もお触れいただきましたが、担当地域を持ちまして、地域住民の見守りや必要な支援を行うことで地域福祉の推進を担っていただきまして、行政の事務や業務等にもご協力をいただいておるというところでございます。

選任の方法といたしましては、民生委員法に基づいた選任となっておりまして、本市におきましては地域の実情をよく把握いただいております自治会のほうから市に推薦をいただきまして、市で一次推薦を行って、その後県を通じて二次推薦という形になって、それから国におきまして民生委員・児童委員の選任がされるという形になっております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

そうした民生委員・児童委員の皆さん方と行政ときちっと連携体制は取れているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

林部長。

○健康福祉部長（林　秀臣君登壇）

行政との連携ということでございますが、日々の民生委員・児童委員としてご活動をいただく中で、重層的支援体制の入り口となるような地域での支援を要する方との窓口になっていただいておるというのが一番大きい部分になるかなというふうに思います。そのほかにも、市の相談支援包括化推進員との連携でありましたり、社協さんが配置しておりますＣＳＷとの連携ということも行っていただいております。

また、民生委員・児童委員の連絡協議会の事務局を担っていただいております社会福祉協議会を通じた連携としましても、定期的に開催されております各地区別の会議のほうにも市の職員も参加させていただくなどを通じまして、対面の関係などを中心として日頃から連携をさせていただいているというところでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

そこで亀山市の現状についてお尋ねしたいんですが、ある地区で民生委員さんが空白の地区、選任されていない地区があるとお聞きしておるんですが、民生委員・児童委員の充足率及び欠員が生じている期間とか地区の状況についてお尋ねしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

林部長。

○健康福祉部長（林　秀臣君登壇）

現在、民生委員・児童委員につきましては定員が１０５人となっておりまして、昨年１２月にスタートした任期におきましては、現在は９７人を委嘱させていただいている状況になっておりまして、充足率は９２．４％となっております。現在は、空白になっている地区につきましては８地区という形になっておりますが、このうち４地区につきましては前回の３年間の任期のときから引き続き空白となっているというような状況となっております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

よく民生委員さん、皆さん方にお話を聞くと自治会をまたいでいる、隣の自治会の方々も範囲に入っているというふうなことで、なかなか次の民生委員さんの後継者が見つからないというふうな声もお聞きします。そうした民生委員さんや児童委員さんの課題や問題点をどのように考えているのか、またこのことが市の地域の福祉力にどのように影響を及ぼしているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

林部長。

○健康福祉部長（林　秀臣君登壇）

人口減少や高齢化など人口構造の変化や単身世帯の増加など、まちと地域のつながりや、地域のつながりの希薄化など様々な社会要因の変化などから、全国的な傾向と同様に今本市におきましても担い手不足が強まっているというのが現状だというふうに認識をしております。

また、地域のコミュニティの中心的な役割を果たしていただいております自治会におきましても、加入率の低下でありますとか担い手不足などが課題となりつつありまして、そういったことが地域から民生委員・児童委員の推薦をしていただくことが困難になっているという要因の一つであるというふうにも考えております。

このような状況につきましては非常に危惧を感じているところではございますが、地域福祉の担い手といたしまして、地域まちづくり協議会の皆さんやその中の福祉委員、地域の住民の方々などがおられますが、中でも民生委員・児童委員の方は地域福祉を最前線でお支えいただいておる重要な役割を担っていただいているものと考えております。その担い手不足が進行するということは、地域福祉力の低下につながるリスクがあるというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

現場の委員の皆さんからはいろんな多種多様な事例に遭遇すると、例えば孤独死とか虐待への対応とかそういった対応をボランティアの域を超えて一人で負わされているというお声も聞くんですね。何かあったら自分の責任になるのではないかという不安とか、そういったことが要因の一つにも上げられると思いますが、そうした困難な事例に直面した場合、委員を孤立させないための連携体制、あるいは委員さんのメンタルヘルスのケアをするための相談窓口等々、即座に民生委員さん、児童委員さんが相談できる体制は市として構築できているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

林部長。

○健康福祉部長（林　秀臣君登壇）

議員おっしゃられましたように、民生委員・児童委員の方はいろんな活動をしていただく中で困難な場面に直面されることも当然あるというふうに認識しております。そういった中で緊急的な対応が必要となるような場合につきましては、主にいろんな支援を市の中で担っております福祉部局でありますとか子ども関係の部局など、関係機関の連絡先についてはまず共有をしております。そうした中でその連絡体制を活用いただいて対応方法のご相談をいただいたり、連携した対応に努めているというところでございます。

また、そういった活動を日々行っていただく中で、ふだんの中でもいろんな疑問や不安を感じられるというケースもあると思います。そういったケースにつきましても、先ほども申し上げました各地区で開催しております定期的な地区の会議などがございまして、そういった中で民生委員さん同士の中でも情報共有を図っていただいたりしておりますし、もちろん市の地域福祉課でありますとか社協さんのほうの事務局などにご相談いただいたりするというケースもありますので、そういった中で安心して活動いただけるように努めているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

ありがとうございます。

最後に、民生委員・児童委員の皆さん方の活動内容が市民の皆さん方に正しく理解されていないことも選任を難しくしている一因だと思います。市の公式のＳＮＳや広報、自治会との連携を通じた積極的な魅力発信をお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

３番　深水隆司議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　２時４９分　休憩）

（午後　２時５７分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１５番　伊藤彦太郎議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は３件、東海道について、文化財について、かめやま文化年事業についてという３点を通告させていただいておりますけれども、ちょっと文化財についてということとかめやま文化年事業についてというものは、この２つ、ちょっと順番を入れ替えますのでよろしくお願いします。

まず東海道についてということで、東海道五十三次を五十七次とする考えについて市の見解を問うというふうに通告をさせていただいております。

これにつきましては、東海道の沿線ですね。ちょっと東海道五十三次の話をしますと、ネットから拾ってきた情報としましては、江戸幕府が整備した江戸日本橋と京都三条大橋を結ぶ約５００キロメートルの幹線道路、東海道に設置された５３の宿場のことですとあります。これは言うまでもないことではあるんですけれども、今さら、当市の亀山宿、関宿、坂下宿もその５３のうちに数えられます。

東海道といえば一般的に今まで五十三次であったんですけれども、最近５３番目の宿場である大津宿から三条大橋に行かずに髭茶屋という、山科、京都の追分から伏見、淀、枚方、守口というこの４つの宿場町を通って大阪の高麗橋に至るルート、これが五十三次に４宿を加えた五十七次という、そういうことが言われるようになってきました。今回の当初予算の説明で、東海道五十七次としての広域連携という言葉が出てまいりました。東海道を五十七次とする市の姿勢がここで出てきたわけなんですけれども、従来言われ続けていた東海道五十三次ではなく東海道を五十七次とする、このことについての市の見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

１５番　伊藤彦太郎議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

東海道でありますが、議員が今、江戸幕府が開かれて京都までの五十三次が宿駅制度として整備されたとこういうことが、ほとんどの日本人はそのように理解をしてきているところであります。もう一方で、その１８年後、大阪夏の陣の後に今ご指摘の京都山科から伏見、淀、枚方、守口、大阪高麗橋、いわゆる京街道と言われる、このいわゆる４つの宿を加えた五十七次が併存しておったというのもまた歴史の事実でございます。

実は七、八年前に、この東海道五十七次を世の中にしっかり歴史を伝えたいという思いを持たれた方がおられまして、この方が静岡の蒲原宿をふるさとにされるＪＲ東海の元常務さんで志田　威さんという方が、実は平成の時代から五十七次を多く、広く伝えようという活動を展開されておられました。七、八年前に亀山宿を歩いてみえるところで偶然の出会いをすることになりましたそのご縁から交流を続けさせていただいてまいっているところでございます。

そういう中でちょうど昨年の秋に志田さんが、実は蒲原宿で東海道町民生活資料館、自分の生家を資料館にしてその館長を務めておられるわけでございますが、ちょうど私どもの商工観光、文化も行ったんだったかな、このメンバーがお伺いをさせていただいて、いわゆる１５番目の宿場町蒲原宿を訪問したことで他の宿場とのつながりが広がりつつあるきっかけになったと思っております。

その中でご案内の、この３月には大阪の５６番目の宿場町枚方宿、官民を挙げて、非常にこのまちづくりを五十七次で展開をされておられまして、枚方市の金融機関のＰＲ事業の一つとして企画

された関宿の探訪ツアーにおきまして、今月１０日間にわたって総勢８００人の方々が関宿を訪れていただいて、既にいただいておるんですが、そういう流れになってまいりました。

また、東海道五十七次の連携につきましては、第３次の今回亀山市総合計画の前期基本計画重点プロジェクトに位置づけて、街道文化の魅力向上として掲げさせていただきまして、従来の私どもの東海道の３つの宿場を有するこのＰＲは当然今までやってきておるんですが、新たな視点、新たな価値を組み入れることでその情報発信に厚みを持たす、戦略的なプロモーションも兼ねて東海道五十七次の広域連携を通じまして本市の魅力を少しパワーアップして発信をしたいということで、新たな角度からの誘客、それから地域振興につながるよう盛り上げてまいりたいということで五十七次を使わせていただいております。

五十三次か五十七次かという、ＡオアＢということではなく両方ともこれは併存しておったという事実がありますが、私どもは江戸－京都間の五十三次、江戸－大阪間の五十七次がそれぞれあったというのを当然踏まえながら、少し戦略的な視点からこの東海道五十七次を情報発信するいいきっかけにしていきたい、こういう考え方で掲げさせていただいておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

今、他の宿場とのつながりとか、あと新たな視点とか新たな価値とかいうことを言われました。

そういう意味で、先ほど市長も言われたように事実としては五十三もあれば五十七も両方あったというのが２つのルートがあったよということらしいんですけれども、ちょっと私もいろいろ見ていますと江戸幕府が参勤交代とかで、実は京都じゃなくて、京都に当然公家・貴族がおられたわけですけれども、大名が京の貴族・公家と接触するのを嫌ったので京都へ行かんと大阪に行きなさいというようなそういうルートを設定したとかいう話も出ておりました。

それはさておき、市長のマニフェストにも、歴史まちづくりの推進ということで東海道五十七次の付加価値の向上を目指すとありましたんで、これは比較的市長のトップセールスというか市長の思いでもあったのかなというふうに思います。一つそれをちょっと確認をさせていただきました。

特にこの東海道五十三次というのは市の担当の方も、ちょっと話したときも言われていたんですけれどもやはり歌川広重の浮世絵ですね。東海道五十三次というもの、この存在が大きいものでやはり東海道といえば五十三次というふうな声がある、そういうふうな認識が世間一般であると思うんですけれども、そんな中で市としてあえて五十七次という姿勢を示すことは、やはり意味のあることだと私は思います。

ただ、現在五十三次という言葉が使われていたという中で、はっきり言って市のパンフレットとか看板とかでも五十三というふうなものもあるんですけれども、その辺一体どうしていくのかということだけちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

北川市民文化部次長。

○市民文化部次長兼関支所長（北川明美君登壇）

現在、既存のパンフレットや説明板などはほとんどの表記が東海道五十三次となっております。

先ほど市長が申し上げましたように、東海道には五十三次、五十七次が併存しておりましたこと

から、五十七次につきましては東海道の新たな発想の転換であり、新たな視点と捉えております。

そのようなことから、東海道宿駅の中で唯一重要伝統的建造物群保存地区である関宿、城下町亀山、東海道の難所鈴鹿峠を控えた坂下宿などの３つの個性ある宿駅の情報発信をはじめ、本市の魅力発信を東海道五十七次の広域連携を通じて広域的な観光ＰＲを行い、誘客を図る絶好の機会とも捉えております。したがいまして、シティプロモーション的な戦略も含め、表記につきましては関係部署とも連携し、検討してまいりたいと存じます。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

まだそこまで決まっていないということだとは思うんですけれども、実際、五十三も五十七も両方とも正解やというような意味ではそこまで無理して変える必要はないと思っておるんですけれども、やはりこれからつくるものに関しては、積極的に五十七でいくというのをやったらそれはそれで非常に意味があることだと思いますので、その辺はしっかり部署と協議していただきたいなと思います。

それでは次、かめやま文化年事業のほうに移らせていただきます。

まず１番目、文化とは何か、市の見解を問うというふうに通告させていただいておりますけれども、櫻井市長は、初当選以来終始一貫して文化ということを言われていたと思っております。ただ、文化というのは非常に幅広く多様な解釈がありまして、改めて文化というのは一体何なのか市の見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

格調高いご質問を先ほど来よりいただいておりますが、文化でありますが、文化とは私たちが日々の暮らしの中で育み、受け継ぎ、そして新たに創り出していく人々の営みの総体であると考えているところでございます。それは、音楽や美術、文学といった芸術活動だけでなく地域の祭りや伝統、歴史、生活様式、人と人のつながりなど、私たちの暮らしの中に息づく多様な価値や表現を含むものだというふうに認識をさせていただいております。

亀山市におきましては、今もご質問ございましたが、東海道の宿場町として培われてきた歴史や伝統、地域に根差した文化活動、市民一人一人の創造的な表現などが重なり合って、まちの個性と魅力を形づくってきておるというふうに思います。文化は単に鑑賞する対象にとどまるものではなくて、市民が参加し、共有し、次の世代へとつないでいく大切な財産であります。

また、文化は人の心を豊かにし、互いを理解し合う力を育むとともに、地域への誇りや愛着を深め、まちの活力を生み出す基盤でもあると考えるところであります。文化は、過去から受け継がれてきたものを守るだけではなく、市民の自由な発想と交流によって未来へと発展させていくべきものだというふうに捉えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

褒めてもらったのか嫌みなのかよく分かりませんけど、格調高い話を別にしたいわけではなくて文化は、特にカテゴリーですね、文化はどういうふうなカテゴリーを含むのかというその辺りの話につなげて言いたかったんですけれども、学校教育を受けてきた者としてはやはり部活動とかにおける体育部に対しての文化部、学校行事の体育祭に対しての文化祭など、体育と対照的な存在としてイメージが結構先行しておるんですけれども、非常に幅広くて、市長も言われたような芸術、音楽、文学とか、あと今は娯楽の域とか、今の市の施策では健康文化とかいう話もあると思いますし、過去にはスポーツも文化の一つであるという、そういうふうな話ではありました。

そんな中で、２番目の項目ですけれども、過去の文化年事業の検証についてとあるんですけれども、やはり櫻井市政の文化施策の象徴的な存在と私は考えておるんですけれども、文化年事業はこれまで何回か行われておるんですけれども、それらを経て在り方や概念とかにも変化が生じているかもしれないなと思いまして、改めて過去の文化年事業につきましてどう評価しているのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

北川市民文化部次長。

○市民文化部次長兼関支所長（北川明美君登壇）

過去のかめやま文化年事業の検証でございますが、２０１４年から２０２０年に実施いたしました過去３回について、亀山市文化芸術推進審議会から提言を頂戴するなどして２０２４年の開催に向け、課題の整理を行ってまいりました。

幾つかご紹介をさせていただきますと、未来を担う子どもたちが将来、かめやま文化年を通して文化、芸術活動につながるきっかけとなるような取組の充実という課題につきましては、「まちがにぎわい　こどもがわらう」をキャッチコピーとし、吹奏楽コンサートや俳句体験、講演会など文化芸術に触れる機会の創出に取り組み、多くの子どもたちに参加いただきました。

また、地域における文化芸術の魅力の再発見と継承につきましては、市教育委員会事務局と連携し、市内小学校の社会科や総合学習で使用する副読本に掲載されている亀山市内かんこ踊りや心形刀流武芸形など３つのテーマで映像化を行い、市公式ユーチューブで広く配信するとともに、小・中学校へＤＶＤの配付を行い、本年度から活用いただいているところでございます。

そのほか、新たな文化芸術の創造とより一層の市民への浸透につきましては、新設した文化芸術創造事業補助金により、新たな文化芸術の創造のため、子どもの文化芸術活動への参画拡大につながる事業を市内７団体によって実施されたところでございます。

なお、かめやま文化年２０２４の検証を行う中で、亀山市文化芸術推進審議会から過去に取り組んだかめやま文化年の課題や継続すべき点などを、次の体制を引き継ぎつつ、かつ、かめやま文化年の取組や参加者が固定されたり偏りのないよう取り組まれたいとの意見も頂戴しておりますので、次のかめやま文化年に生かしてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

過去の検証について聞かせていただきました。

その上でお聞かせ願いたいんですけれども、これで３番目のかめやま文化年の現時点の考え方と

取組についてということでつなげていかせていただきたいんですけれども、先ほどの答弁で固定化や偏りというのを、その辺を言われていましたけれどもその辺はやはりポイントなんだろうなと思います。そういう意味で、その辺がどういうふうに２０２７に生かされていくのかなというのは非常にこれ注目かな。やはりその辺が、先ほど私が言ったような変化とか在り方の変わり方とか、その辺だと思うんですけれども、過去、その上で、文化年２０２７についての考え方、現在どういうふうな感じでいきたいのかというのを改めて確認させていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

北川次長。

○市民文化部次長兼関支所長（北川明美君登壇）

かめやま文化年事業につきましては、第３次亀山総合計画前期基本計画の重点プロジェクトである健康・文化創造きらりプロジェクトに位置づけ、市民の文化芸術に関わる機会を創出し、様々な分野の取組と文化芸術との連携によりまちのにぎわいや魅力の創出につなげるため、かめやま文化年を展開して、かめやま文化の創造と発信を目指してまいります。

かめやま文化年２０２７につきましては、令和８年に新たに実行委員会を設置するなどしてこれから企画内容を検討していく予定でございますが、先ほどご答弁させていただきました亀山市文化芸術推進審議会からの提言も参考にしつつ、市文化大使の協力を得ながら市内有形・無形の文化芸術を継承、創造できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

２０２７の考え方を聞かせていただきました。

そんな中で、いろいろとそういう感じなのかなというふうなのは思うんですけれども、ちょっと次の質問にも絡む話なんですけれども、先ほどカテゴリーの話をさせてもらいましたけれども、あまり文化財というような切り口が、今まではあったことはあったんですけれども、切り口としてはあまりなかったかなとか思うんですけどね。

その文化財という要素というのは、その２０２７年の場合はどういうふうな位置づけになっていくのか、そういう要素を入れていくのか、その点の考え方をちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

北川次長。

○市民文化部次長兼関支所長（北川明美君登壇）

文化財は幅広く定義されている文化の中の一つでございます。

そのようなことから、かめやま文化年２０２４では実行委員会主催の事業の一つとして、亀山の自然を満喫、市内を巡るエコツーリズムが実施され、市指定文化財である野登寺本堂を含んだ市内を巡るツアーが実施されました。また、かめやま文化年２０２４特別企画として、亀山トリエンナーレにおいて、市指定文化財の明治天皇行在所や加藤家屋敷跡、旧田中家住宅や登録有形文化財の鈴鹿峠自然の家等で展示が行われ、本市ならではのかめやま文化年事業を実施したところでございます。

次のかめやま文化年の企画内容につきましては、新年度に実行委員会を設置して検討していくこととなりますことから、現時点では文化財を活用した企画の有無等については未定でございます。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

２０２７年に向けては実行委員会で考えていくことだから現時点では何とも言えないということ、それはそのとおりやと思います。

過去にも、でも文化財に関しては実際取り上げられたりはしていましたのでちょっとその辺はそれで期待したいなというふうなことを申し上げて、最後の項目に移らせていただきます。

文化財についてということで、市内の歴史的な資産の活用についてということで通告させていただいております。

一応歴史的な資産の活用ということは、先ほども東海道五十七次の話をいたしましたけれども、どうしても本市においては東海道の沿線の活用というのが中心的な話になってきまして、当然先ほどの東海道五十七次というのもこれも活用の考え方にはなるんですけれども、東海道に加えて大和街道とかもありまして、そこには宿駅という意味では加太宿とかいうのもありまして、質疑とかでも取り上げさせていただきました鈴鹿関跡ですね。あと能褒野神社というのもありますし、あと関地区で発祥している豪族の関氏、この関氏というのが自分たちの子どもに分け与えたという、亀山城を拠点としておったわけですけれども加太城とか峯城、あと神戸城、国府城という、鈴鹿一帯を支配していたというのもありまして、この峯城につきましては以前髙島議員がもっと峯城の活用のために支援せんかいという質問をされていたと思いますけれども、これ、ちょうど１年ぐらい前に市の担当者の方から関の町並み保存会の中でいろいろ講演をいただいたときに非常に、峯城というものが当時の土塁とかがかなりいい状況で残っているということでかなり貴重なものなんやというふうに言われまして、改めて同じ市内でありながら、へえ、そうなんやというのでそこにおった者一同が感心したというか驚いたようなこともあるんですけれども、そういったいろんな東海道以外にも資産があると、特に東海道はもちろんなんですけれどもこういった様々な資産がある、亀山市の歴史的資産を今後どういうふうに活用していくのか、基本的な考えというか市の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

北川市民文化部次長。

○市民文化部次長兼関支所長（北川明美君登壇）

市内に数多くある歴史的な資産につきましては、平成１９年度に策定いたしました東海道歴史文化回廊保存・整備基本計画の考え方に沿って、これまでに様々な取組を行ってまいりました。このことは、地域の歴史的な事象を遺産とするだけではなく活用するべき資産としても捉え、歴史資産をストーリー化し、これらを来訪、交流することで亀山市の歴史、文化に対する理解を深めることを意図としたものでございます。この考え方に沿ってこれまでに、例えば峯城や亀山城の攻防戦、そのほか大和街道や加太城を取り上げたパンフレットを作成するとともに説明板の設置を行ってまいりました。この取組の視点は当時高く評価され、歴史的風致維持向上計画の認定にもつながったものでございます。また、現在文化庁が進めております日本遺産や文化財保存活用地域計画に先行

するものとして位置づけられるものでございます。

今後につきましては、鈴鹿関跡と併せて講座や市広報番組など様々な機会を捉えて情報発信を行ってまいりますとともに、峯城跡や加太城跡などの地域の文化財を地域の保存会や歴史研究会の皆さんが主体となって守り伝えていく取組を支援してまいりたいと存じます。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

説明をいただきました。

今回こういった文化財の話を取り上げさせていただいたのは、２つほど理由がありまして、１つは年明けに、地域の方から鈴鹿関跡、あれは一体どうすんのやと市は、まあいろいろやっていますよというふうなことを言うたんですけれども、いやいやそうやけど、いろいろやっているかも知らんけど俺らには全然見えてこないというふうなことを言われた。

もう一つ、その前に、実は私らは会派視察で今岡議員と宮城県に行ってきまして、そのときの一つの視察先が多賀城市、当時震災のときに歴史的な遺産の保護とかそういうふうなんで職員を派遣したところなんですけれども、この多賀城市がですね。多賀城というのは古代の日本の東北の支配というかそれの拠点ではあったんですけれども、そこの史跡がかなり残っているということで大正１１年にもう国の史跡になりまして、最近は外郭南門というのを復元して、あとさらにガイダンス施設を造ったということで、これ私、鈴鹿関の例えば資料館みたいなのを造るとかそういうふうな参考にならへんかなとかいうのもあって見に行かせてもらったんですけれども、はっきり言って私は仙台で学生生活を送った身ではあるんですけれども実はこの多賀城に行ったのは初めてでして、正直たまげました。

私らが聞き及んでいたもの以上に非常にスケールが大きくて、先ほど国の史跡になったのが大正１１年ということであって、それもありましてかなり国や県がてこ入れしていると。東北の歴史博物館というのは既にあるんですけれども、それも多賀城にあってね。

そんなすごい設備で今、当時の昔の政庁の復元というのが実際行われるという方針が宮城県で決まって、この年明けに、大体数十億から１００億ぐらいかけてこれを整備していくんやというような非常に大きな話なんですよね。

非常に、この日本を代表する史跡ではあるはずなんですけれども、ただ伺ったとき本当に人影もまばらでして、冬場の平日ではあるんですけれども、それにしても非常に少ない。私ら２人で訪れたんですけれども、副議長さんまで出てきていただいて、よう来てくださいましたという感じで、すごい歓迎ムードでびっくりしたんですけれども、非常にすごい施設で、やはりすごい史跡であるにもかかわらずあまり知名度がない。知名度がないというか、あるんですけれども、それこそ宮城県というたら一番有名な歴史的遺産は大漁唄い込みに歌われている松島の瑞巌寺で、次に仙台城の伊達政宗像みたいなレベルなんですけれども、まだ、テレビでは伊達政宗像が取り上げられることがあってもなかなか多賀城市が取り上げられることがないと。明らかに多賀城のほうがすごい施設というふうな認識であるにもかかわらず、やはり露出度とかでは仙台城の政宗像に後れを取ってしまっているというこの現状を目の当たりにしまして、この鈴鹿関とかこの辺もそうなのかなというふうに非常に痛感しまして、やはりこの見せ方ですよね。

ほんでその多賀城はどうしたら観光客が誘致できるのかとかいうそっちのほうが悩みの種みたいな感じでして、でも実際、ガイダンス施設とかもやっているんですけれども、一定のお客さんは来るんですけど、かなりお金がかかっておる、力が入れられておるにもかかわらずその辺は苦戦している。

やはりかなり情報発信の重要性というのを痛感させられたという感じでして、そういうこともありまして今回、特に情報発信という意味でどうなんやというふうなことの側面でお聞かせ願いたいなというふうなんで取り上げさせてもらったんですけれども、実は議案質疑のときにも言わせてもらった赤色立体地図ですかね、立体図、これは古文書とかそういうのがなくても、ずうっと謎のままやろうなというふうに思われておった遺跡が地形からそういうのを読み取れるということで、言ってみれば科学技術による解読の可能性が出てきたという。さらに、人々の関心につきましてはネットとかで、今はそれで情報発信ができるようになってきて、従来テレビとかが中心にあった情報発信とか情報の取得がもうネットでできるようになってきたということで、今までのメディアによる発信とは違う局面になってきたのかなというのを感じますと、やはりそれこそ新たな切り口ですね。そういった視点での情報発信が要るんじゃないのかなというふうに思いまして、先ほど市長、東海道五十七次のことで新たな視点とかいう話も言われました。

まさにその新たな視点ということで見ていかなければならない。

まさにだから、そういう意味でも私、東海道五十七次の切り口というのはこれは大きな話、非常に有効な話だと思うんですけれども、そういったことも含めまして１つポイントになっているのが、多賀城でもそうだったんですけど、ガイダンス施設で用いられていた一番の目玉が大きなスクリーンに映し出される実際の、多賀城を復元した当時の仮想空間というか、バーチャルなんですよね。歴博が昔バーチャルで鈴鹿関の様子を復元したのをこれは亀山市ＩＴ市史で取り上げられておるんですけれども、やはりこれは見た者としては結構感動なんですわね。やっぱりこういったバーチャルでまず、実際に施設を造るのも大事なんですけれどもこのバーチャル、今回も鈴鹿関の復元のデータとか調査データとかがありますけど、こういったバーチャルにつなげていくということが重要なのではないのかなという気がしておるんですけれども、その点につきまして考え方を聞かせていただきたいなと思います。

○議長（岡本公秀君）

北川次長。

○市民文化部次長兼関支所長（北川明美君登壇）

先日伊藤議員からの議案質疑でご答弁させていただきました鈴鹿関跡でございますが、全体像解明には長い年月がかかるものと推察しております。実態解明に向けた発掘調査やレーザー測量などの基礎データを活用し三次元情報を付加したＰＤＦデータの公開や、積み上げた三次元データなどはバーチャルリアリティー、略語でＶＲと言われておりますけれどもバーチャルリアリティーによる鈴鹿関の再現も可能となりますことから、将来的にはそういった技術の活用も検討してまいりたいと考えております。

なお、他の歴史文化資産につきましてはどういった活用をしていくのか、地域の方も含め検討を行い、将来的なビジョンを検討する中で考えてまいりたいと存じます。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

やはり将来のビジョンということで、そういうことを含めて考えておられるんだろうなとは思うんですけど、三次元の立体的なそういうふうな動画とかを見ますとやはり当時の、実際はそういうふうなもの、こういうのがあるんやなと。これはどっちかというと市内の方もそうなんですけど市外の方にすごいＰＲができるという部分で面白いもんで、そういうふうな仮想空間を見せられると、なくても現場に行ってみたくなるというのがありまして、やはりそういう意味で外部につながりができると。

最初の東海道五十七次でつながりのようなことを言われましたけれども、まさに先ほど言った東海道の残りの枚方の方とか、そういった方との交流によって、はっきり言って交流しておるとこっちが頼まないでも向こうが勝手に亀山のＰＲをしてくれるということもありまして、そういったつながりでその辺を拡大していくというそういうふうな地道なやり方がこれからの時代には求められるんじゃないのかなというふうに思います。

特に、先ほどもちらっと言いましたけれども、歴博がやっているＩＴ市史、これはＩＴを利用した亀山市史なんやということで平成２３年３月にスタートをしているんですけれども、中身がすばらしいんですけれども結構入り口が当時のあんまり洗練されていないような感じ、私は好きなんですけれどもああいうの、でも今の時代に即したようなものにしたほうがいいんじゃないかというようなそういうこともあると思いますんで、リニューアルとかも含めましてやはりこういったＩＴ市史の活用とかも考えていっていただきたいということを申し上げて、ちょっと残しましたけど終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

１５番　伊藤彦太郎議員の質問は終わりました。

これにて、本日予定しておりました通告による質問は終わりました。

以上で本日の日程は終了しました。

明日１１日は午前１０時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後　３時３６分　散会）

令和８年３月１１日

亀山市議会定例会会議録（第７号）

●議事日程（第７号）

令和８年３月１１日（水）午前１０時　開議

第　　１　市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（１７名）

１番	古田吉昭君	２番	櫻木善仁君
３番	深水隆司君	４番	草川卓也君
５番	中島雅代君	６番	森　英之君
７番	今岡翔平君	８番	髙島　真君
９番	新　秀隆君	１０番	豊田恵理君
１１番	福沢美由紀君	１２番	森　美和子君
１３番	鈴木達夫君	１４番	岡本公秀君
１５番	伊藤彦太郎君	１６番	服部孝規君
１８番	櫻井清藏君		

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀渕輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	総務財政部参事	佐藤康二君
市民文化部長	小林恵太君	市民文化部次長兼関支所長	北川明美君
市民文化部参事	関戸繁人君	健康福祉部長	林　秀臣君
子ども未来部長	高宮綾子君	産業環境部長	富田真左哉君
産業環境部参事	村田　博君	建設部長	高桐美智代君
上下水道部長	松永政司君	危機管理監	木田博人君
会計管理者	原　正一君	消防長	豊田達也君
消防部長	豊田賢治君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	谷川健次君	地域医療部長	小森達也君
教育長	中原　博君	教育部長	大平　守君
代表監査委員	上田寿男君	監査委員事務局長	高嶋美季君
選挙管理委員会事務局長	落合　巧君		

●事務局職員

議会事務局長	大泉明彦	書記	木戸将文
書記	西口幸伸	書記	山北康仁

●会議の次第

（午前１０時００分　開議）

○議長（岡本公秀君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

なお、谷川地域医療統括官は公務のため午前中は欠席する旨の通知に接しておりますのでご了承願います。

会議に先立ち申し上げます。

皆様ご存じのように、本日３月１１日、東日本大震災の発生から１５年を迎えます。この大震災により犠牲になられた方々に対し、謹んで哀悼の意を表すため、会議中、議事の進行を問わず午後２時４６分になりましたら黙祷をささげたいと思いますのでご承知おきください。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程（第７号）により取り進めます。

これより日程第１、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

１番　古田吉昭議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

おはようございます。

先ほど議長からもありましたけれども、本日は東日本大震災から１５年、被害に遭われた方に謹んで哀悼の意を表したいと思います。

改めまして、会派結の古田です。よろしくお願いします。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず初めに、共同住宅の水道料金についてです。

まずは共同住宅、アパートやマンションの水道使用水量の測定方法はどのように行っているか、それとそういったアパートやマンション、共同住宅の設置状況についても確認させてください。

○議長（岡本公秀君）

１番　古田吉昭議員の質問に対する答弁を求めます。

松永上下水道部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

おはようございます。

共同住宅における使用水量の測定方法につきましては、集合メーターにより建物全体の使用水量を一括して測定する方法と、各戸ごとに各戸メーターを設置し個別に使用水量を測定する方法の２通りがございます。

測定方法の選択につきましては、共同住宅に引き込む給水装置工事の申込者によるものでございますが、近年は各戸メーター方式による申込みが多くなっているところでございます。

次に、本市の共同住宅における集合メーターと各戸メーターのそれぞれの設置状況についてでございますが、令和８年２月末現在で、集合メーター方式の共同住宅は９７棟、各戸メーター方式の共同住宅は３９３棟となっているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

一般住宅と同様に各戸にメーターが設置されていて検針、水道代を徴収する形、普通の形と、建物にメーターが１つの親メーター方式であるというのが９７棟ということでしたが、この２つの方式について、どのように水道料金を請求しているかについても伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

共同住宅における水道料金の請求方法につきましては、建物全体の使用水量を一括して測定する集合メーター方式の場合は、当該使用水量に基づき算定した水道料金を管理人等に請求しております。また、各戸ごとに各戸メーターを設置している場合は、個別に検針を行い、使用水量に応じた水道料金を入居者に請求しているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

各戸にメーターがついている共同住宅、アパート、マンションでは一般的な住宅と同じ形で、検針して、水道を使った分だけ請求するので、市内に住んでいる人はほとんどその形だと思います。公平性においても、言ってみればもうほとんどがそういう形なので問題ないと思いますが、一般的に、一戸建て住宅の場合は１３ミリ口径の管が引き込まれていて、基本料金も亀山においても一番安く、あとは使った分だけ加算されていく形となっております。

逆に、１棟に１つの親メーター方式だと、入居者数や使用水量にもよりますが、２５ミリから５０ミリ口径ぐらいですかね、聞いたところ、その管が引き込まれており基本料金が高くなります。それをまとめて大家さんや管理人さんに請求する形となっていて、それを大家さんが入居者数で均等に割ったり、メンテナンス料を含めて一律幾らという金額で請求する形など大家さんの判断で、形がばらばらというのが今の現状です。

先ほども言ったとおり、入居者数や使用水量によって変わるんですが、確かに大きな径数を入れていても、あまり水を使わなければ、入居者数が多くおれば基本料金をその入居者数で割るだけなんで安くなることもあるんですが、一般的には個別のメーターを設置している場合より水道料金が高くなってしまうことが多いそうです。

それで、ほかの市はどうしているのかなという、こういった場合はやっぱりべらぼうに高くなる人もおるのでどうしているのかなと思い、ちょっと隣接する市の取組を調べてみました。

まず、鈴鹿市は共同住宅の特例措置というシステムが設けられております。津市も各戸検針と親

メーター方式の戸数計算を選べる形になっていて、伊賀市においても親メーターによる共同住宅計算がありました。ほかにも四日市市など、こういった場合の特別な計算方式を採用しているところがほとんどですが、亀山市にはこれがありません。

なぜこういった特例措置的な形を採用しないのか、理由について伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

他市における共同住宅の料金徴収の特例措置につきましては、通常は集合メーターで使用水量を検針し、建物全体の使用水量とメーター口径に基づき、給水条例に従って管理人等に水道料金を請求しているところを、所定の手続を行うことにより当該使用水量を入居戸数で等分し、各入居者が均等に使用したものとみなして料金を算定し、合算した額を管理人等に請求する制度でございます。この制度の特徴としましては、基本料金は入居戸数分が必要となるため高額となりますが、基本水量を超える超過料金は使用水量を入居戸数で等分して算定されるため単価が高くなり、結果として全体の料金が安価になる場合がございます。

しかしながら、本市においてこの制度を採用していない理由は、本市の水道料金が県内において比較的安価な水準にあることに加え、各戸の使用水量を個別に把握していない状況の中で、建物全体の使用水量を戸数で等分すると各戸の負担額が一律となって、公平性の観点から現時点においては共同住宅の料金徴収の特例措置を適用していない状況となっているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

親メーター方式を取っている大家さんから実際に話も聞きました。実際にも料金が高くなってしまっていると、入居者の人には亀山市の一般的な水道料金を自分で算定してそれを入居者に請求しておると、やっぱり高くなってしまっている差額は、入居者のことを考えて大家さんが何十年と負担しているという話も聞きました。

親メーター方式の特例を設けている各市も、ただし書で、入居者数や使用水量によって各戸計算を適用した場合、料金が高くなってしまうことがありますと記載があり、確かに使用水量は少なくて入居者数が多かったら、管の口径が大きい基本料金ですよね、それでそれ以上使わなかったら、入居者数が多かったらそれを割る形になりますので確かに安くなるときもあると思います。

今のままか、各戸計算を申請して料金を入居者に請求する形か、ほとんどの市で選択できるようになっていました。この戸数計算は、各市によって計算方法や適用される条件に違いはありましたが、伊賀市なんかはテナントなんかも、要するに採用される条件の中に入っていました。親メーター方式の共同住宅を持っている大家さんの中にぐっと料金が高くなっている人がいることも事実でありますので、今後、亀山市において、戸数計算方式や特例措置などを実施する予定はないのかについて伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

近年は光熱費や食料品価格等の物価高騰が続く中、管理人等から、入居者の生活支援のためにも他市で実施されている水道料金の特例措置に関する相談を数件いただいているところでございます。そのような実情を勘案し、今後は、集合メーターを設置している共同住宅の実態を把握して共同住宅における水道料金の特例措置の制度導入について検討してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

ありがとうございます。１つの親メーター方式を取っているアパートやマンションが今現在も９７棟あるということですので水道料金に、各戸計算というか個別にメーターをつけるところやいろんな場合、今さっきも言ったように大家さんの判断によってばらばらということもありますので大きな差が出ないよう、公平性が保たれるように検討をお願いして、次の質問に移ります。

次に、企業誘致についてですが、今後も、税収、雇用の確保のため止まることなく進めていかないとならないと考えますが、改めて現在の状況について伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

これまで本市では、亀山・関テクノヒルズにおいて、平成１５年のシャープ株式会社、凸版印刷株式会社、ユーテック株式会社の進出からこれまで約２０年間で２５社が創業するなど、多種多様な産業の集積に努めてまいりました。また、令和７年度には、亀山・関テクノヒルズにおいて株式会社エイチワンが下庄町の既存工場に加えて新たな工場建設を決定するとともに、株式会社トピアによる進出も決定いたしております。

現在企業誘致が可能な土地は、亀山・関テクノヒルズ内に民間の不動産事業者が保有している１区画のみでございます。この１区画につきましては、産業振興奨励制度を活用して誘致に取り組んでいるところでございますが、これに加えまして、今後は新たな産業団地の確保に向け、本年度実施しました調査結果を活用して、できる限り早期に新産業団地の開発ができるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

それでは、次の２番の新たな産業団地の確保についてですが、亀山インターチェンジ付近での候補地を確保するために進めていると答弁もこの議会でもありましたけれども、新たに進んだ内容や本年度実施した新たに協議を進めた内容などあれば伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

新たな産業団地の確保につきましては、本年度、亀山インターチェンジ付近の候補地の事前調査を実施し、概略図の作成や概算工事費の積算を行ったところでございます。

今後は、産業団地開発のノウハウを持つ民間事業者と協議を行い、事業手法や資金調達などの課

題について検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

新たに亀山インターチェンジ付近での産業団地の確保を進めてもらっているという中で、ほかにも菅内地内のスーパーセンターオークワの南に新たにコメリパワーが９月にオープンを予定しています。元建設作業員の僕としては、コメリパワーというとわくわくしてしまうんですけれども、ホームセンターに行って価格を見てそれより安くゲットすると、もううれしくて、飛び上がる勢いなんですけれども、その場所のさらに南側の国道３０６号線沿いで開発、伐開がどんどん南側に向かって進んでいるように見受けられます。

旧関レミコン前や日東電工北の布気町でも造成で土地を広げておる形が見受けられますが、今後、新たに亀山市内に企業が進出することによって、今申したとおりわくわくするような企業の進出があるのかどうか、何かあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

現在企業立地が可能な土地としましては、亀山・関テクノヒルズ内に民間の不動産事業者が保有している１区画のみでございます。それ以外の用地につきましては、民間事業者による敷地造成が下庄地内で約９．８ヘクタール、関町、小野町地内で約４．１ヘクタールが行われているところでございます。しかしながら、立地される企業は決定されていない状況であると伺っております。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

ちょっとわくわくが、今のところはないということで了解しました。

亀山市は交通の便がよい、物流にも有利というところは企業にとってもメリットになると思います。新たな産業団地確保とともに、税収、雇用確保につながる企業誘致を進めてもらうことをお願いして、次の質問に移ります。

次に、道路管理についてですが、いつも車で走っていたり、近所を歩いていたり、市民から聞いたことを一つの例にしながら、道路の管理について今回は聞いていきたいと思います。

まずは舗装についてですが、近所の僕の家の裏側になるんですかね、市道栄町線や和田江ケ室線と県道亀山白山線との交差点で、一つの例ですけれども、かなり舗装の劣化が見られます。ほかにも市内各所で舗装の劣化は進んでいると思います。市内の道路舗装の劣化をどのように改善していくか、この先どのように進めていくかを伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

市道の舗装状況につきましては、建設部所属の道路補修作業員が行う道路パトロールや、市民の皆様からの通報を踏まえて現場確認を行った上で道路補修作業員による道路補修材を用いた簡易な

修繕を実施しているところでございます。また、部分的な小規模舗装修繕が必要な場合につきましては、年間を通じて締結しております舗装修繕工事単価契約により、舗装の打ち替え等の修繕工事を行っているところでございます。

さらに、交通量の多い市道や大型車の通行が見込まれる市道などの主要幹線道路につきましては、令和５年度に路面性状調査を実施し、ひび割れやわだち掘れの状況を数値化した上で、その結果を踏まえ亀山市舗装維持管理計画を策定し、計画的かつ予防保全的な舗装修繕に努めているところでございます。

議員のご指摘の箇所につきましても、舗装の劣化状況を注視し、必要に応じて適切に対応を進めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

この舗装のことについて聞きましたけれども、アスファルト舗装というものはその地のいろんな土地の気候に合わせて種類が選べるのも一つのメリットだと思います。密粒とか排水性とかいろいろあるんですけれども、アスファルト舗装のメリットでいうたら工事後すぐに走れる、メンテナンスがしやすいなどが、メリットがある一方で経年劣化は早いんですね。気候の変化、特にこれから暑くなる時期には柔らかくなる特性があるので、その時期にわだちができたり、そのわだちによってひびが入ってしまったりします。

交差点では縦横に走行するので、そこにいわゆる縦横なんでシャープの形のわだちができると、跳ね上がったりハンドルを取られたりしますし、見た目では分からない、きれいやなと思っておる舗装でも、やっぱりわだちとか、ゆがみとかは出ているはずです。

答弁にあった路面の性状調査で劣化を数値化するというところがありましたけれども、そういった見た目では分からない危険箇所の修繕にはその数値化というものは効果的だと思いました。この先もそういった数値化による危険な場所を特定して、本当に見た目には分からないところの危険な場所を数値化して、どんだけへこんでおるかとかいうことを基に安全に走行できるよう管理をお願いしたいと思います。

次に、排水路についてですが、これも一つの例ですが、市道の野村楠平尾線、し尿処理場の前の道路ですけれども、ああいうところの山の間に道をつくって、樹木や竹に覆われている部分が多くなっています。そういったところは排水路を掃除してもすぐに詰まってしまう形になってしまいますし、だからといって、ああいう場所で蓋をしてしまうと、流れ着いてその樹木や土砂が詰まってしまって余計に悪いときもあります。

これについてもこういった道路はほかにも、やっぱり山を切り裂いたところはあると思います。そういった場所、詰まりやすい排水路の管理はどう行っているかについても聞かせてください。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

市道の状況につきましては、建設部所属の道路補修作業員が定期的に道路パトロールを行う中で側溝の状態などの点検を実施しており、それ以外の職員におきましても、随時側溝の点検を行って

いるところでございます。

一方で、蓋が設置されていない側溝内の落ち葉や土砂の堆積物につきましては、道路パトロールにより容易に発見できることから、その都度清掃等の対応を行っているところでございます。議員ご指摘の市道野村楠平尾線につきましては道路沿線に樹木が立ち並び、落ち葉が側溝内に堆積する状況は確認しております。樹木の枝払い等につきましては、必要に応じて実施しているものの十分な対策とは至っていないのが現状であり、そのため、定期的なパトロールにより側溝内の清掃を行っているところでございます。今後につきましても、側溝の状況を適切に把握しながら、必要に応じて清掃や維持管理に努めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

先ほど申し上げましたとおり、山の間に道をどんとつけるところでは大体道路脇すぐに木が生えていて、それが覆いかぶさっております。その中でも樹木は年々育ちます。現在と同じ状況が続くわけではないので、点検で危険な場所を特定して、伐採や刈り払い、排水路の掃除を行ってもらいたいと思います。

次に、交差点付近の草刈り等についてですが、これから暖かくなっていくとともに草木の成長が早くなると思います。それによって交差点の見通しが悪くなったり、信号標識を隠してしまったり、毎年同じようにそういった問題が発生します。これの対処方法と併せて、一つのまた例なんですけど、和田江ケ室線の県道に出る手前、和田端の手前の信号交差点に車止めが設置されているんですけれども、この車止めを見ると、ほかの交差点では車止めが歩道内に入っているんですけれども、この交差点では車道の側にちょっと出ておるんですね。車が巻き込んで倒れたりゆがんだりしているのを何回も見ています。見ると直してもらっているのも分かりますが、次に通ったときはまた巻き込んでいるといった状態です。

車止めをあの位置に設置した経緯と今後の対応について伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

市道の草木の管理につきましては、交通安全の確保及び道路環境の維持の観点から、定期的な草刈りを実施しているところでございます。比較的交通量の多い市道や集落を結ぶ市道につきましては専門業者に委託し、年１回から２回、初夏及び秋の時期に草刈りを実施しております。また、交通量の少ない市道につきましては、建設部所属の道路補修作業員により定期的な草刈りを行っております。

一方、交差点内における視界を遮る草木につきましては、交通安全の確保の観点から定期的な管理を実施しております。

また、議員にご指摘いただきました和田町地内の交差点に設置しております車止めにつきましては、令和３年度に和田町自治会から、通学児童が待機する際の待機場所の安全確保を目的とした要望があり、市、自治会、警察等が連携し現地立会いを行い、その結果を踏まえて現在の位置に車止めを設置したものでございます。

しかしながら、設置後に車両の巻き込みにより損傷が生じておりますことから、今後につきましては、車止めの再設置も含め、その他の安全対策についても検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

草刈りについては定期的に行ってもらっている、毎年そうなんですけれども、夏場は気温４０度近くなる、合わせて梅雨の時期も絡みますんで、雨と日をいただいて草木も喜んで成長します。過去に草木がそこまで伸びるのを今まで大分前にはこんなものを見たことなかったんですが、今現在は考えられないほど伸びて、交通障害が起こっていると思います。定期的な草刈りを行ってもらうために、見通しが悪くなる交差点や信号や標識を隠す交通障害の点検処理をお願いしたいですし、もう一つは今、一緒に聞いた和田の車止めについてですが、それだけぶつかっているということは安全面についてかなり効果はあると、車のほうが歩道に入ってこないということなので効果は出ているとも言えるんですが、さすがにぶつかり過ぎです。車道側に出過ぎていると思います。あのタイプの車止めは基礎からしっかり作られておる形になっておりますんで、多分巻き込んだ車は多分くしゃくしゃになっておると思うんですね。しかも少し、ちょっとまちに合わせた地味なデザインなんで夜はそこにあるかどうかが分からない、気づかないことが多いと思います。そういった意味では、もちろんスクールゾーンですから歩道の安全確保は大事ですけれども、さすがに出過ぎていると思うので、車の走行についてもバランスのよい改善をお願いしたいと思います。

アスファルト舗装や排水路などの構造物の話もしましたけれども、こういうものは年々劣化していきます。草木も毎年どんどん成長します。現在既存の道路を安全に利用するため、今までとはちょっと違う形になっておる中、今後の維持管理についての対策や取組について聞かせてください。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

市道の維持管理につきましては、現状では市民の皆様から寄せられる電話、電子メール、市公式ＬＩＮＥによる通報、さらに日本郵便株式会社亀山郵便局をはじめとする１３事業者と地域見守り活動の協力に関する協定を締結しており、地域見守り活動の中で市道の不具合に関する情報提供をいただき、職員が現場確認を行った上で必要な対応を行っているところでございます。

今後につきましては、現在、導入検討を進めております包括的民間委託により、民間事業者が市民からの通報の受付から現地確認、対応判断、修繕対応、そして完了報告までを一体的に担うことで、通報受付から修繕完了までを一元的に管理でき、従来よりも迅速な対応が期待されます。また、民間事業者が有するノウハウや新技術を活用することで道路管理の効率化が図られ、市民サービスの向上につながるものと考えております。これらの取組を通じて、より安全で快適な道路環境の確保に向けて、市民の皆様が安心して利用できる市道の維持管理に努めてまいります。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

先ほども今後導入検討をしてもらっていると、包括的民間委託により、通報があって連絡を受けた場合の受付から、現地を確認してこれをどうするかという対応判断、必要な場合は修繕をして完了報告まで総括的な管理を民間に委託することにより、対応のスピードは上がると思います。そして、処理できる案件も増えると僕は思います。加えて、民間事業者の専門知識やノウハウを十分に活用することができますので、今後も安心・安全な道路維持管理をお願いして次の質問に移ります。

次に、次期ごみ処理施設についてですが、亀山市次期ごみ処理施設整備基本構想が遅延することになりましたが、その理由、遅延した今後の次期ごみ処理施設整備の進め方について伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

村田産業環境部参事。

○産業環境部参事（村田　博君登壇）

亀山市次期ごみ処理施設整備基本構想につきましては、次期ごみ処理施設在り方検討委員会の委員の皆様にご意見を伺い、長期的な視点に立ったごみ処理の適正処理を維持するため、次期施設の基本的な考え方、処理施設整備方針を明らかにすることを目的として作成してまいりました。

最終案につきましては、昨年１２月に開催いたしました亀山市次期ごみ処理施設在り方検討委員会におきまして、委員の皆様から多くのご意見をいただき、また、議員の皆様から骨子案の際、ご意見をいただきました。また近年、ごみ処理技術の進歩及び社会環境の変化から、処理に伴って発生する熱や資源の有効利用の推進、プラスチック分別強化のほか、昨年１２月には新たに国から県に対しまして、新施設整備の財源として、国の循環型社会形成推進交付金活用に当たっての事業費削減の取組などが示されたところでございます。

このような状況を踏まえ、本構想は、国の動向、施設整備における財源、施設整備の条件の整理などに時間を要しており、亀山市次期ごみ処理施設整備基本構想の作成時期が当初の予定より延びておりますが、早期に基本構想の内容を整理、精査し、内容を充実させたものにしたいと考えております。

亀山市次期ごみ処理施設整備基本構想作成後は議員の皆様にご意見を伺い、その後、市民の皆様にパブリックコメントにてご意見をいただいた上で、亀山市次期ごみ処理施設整備基本構想を策定させていただく予定でございます。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

循環型社会形成推進交付金の活用に当たっての事業費削減は草川議員の質問にもありましたけれども、それが遅延の大きな理由だとは思いますが、骨子案でいろいろ調査してもらっておりますので処理方式、能力について検討は続けてもらい、遅延を最短にすることもできると思います。

答弁にあったとおり、施設規模は１日当たり４８トンなど調査を進めていってもらっています。そういった中で検討している処理方式や能力についてほかにもあれば、ごみ処理施設の能力やそういったところについて分かったところがあれば伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

村田参事。

○産業環境部参事（村田　博君登壇）

次期ごみ処理施設の処理方式及び処理能力でございますが、亀山市次期ごみ処理施設整備基本構想の骨子案でお示しさせていただきましたが、可燃ごみの処理方式には様々な方式がございますが、近年、一般的におおむね採用されているのが、主に焼却方式もしくはガス化溶融方式でございます。また、処理能力につきましては、環境省通知におきまして、施設の稼働予定年度の７年後を超えない範囲で将来予測の確度、施設の耐用年数、投資効率及び今後の他の廃棄物処理施設の整備計画等を勘案して定めた年度とするとしておりますことから、本市の施設稼働予定年度でございます令和１５年度から７年以内で処理量が最大となる年度を施設規模算出年度として、ごみ量、将来推計人口から推計しますと、議員お見込みのとおり処理能力は１日当たり４８トンと推計しております。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

財源や施設整備の条件もあるということで遅延していることは理解しましたが、今現在、基本構想が遅れれば遅れるほど今のごみ処理施設でお金がかかるのも事実です。

様々な理由で基本構想策定に時間を要し遅延に至っていますが、今後の計画に影響が出てこないのかについて伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

村田参事。

○産業環境部参事（村田　博君登壇）

亀山市次期ごみ処理施設整備基本構想策定後は、基本構想を基に施設整備の方向性を決定し、国の循環型社会形成推進交付金の支援を受けるため、循環型社会形成推進地域計画を令和８年度中に策定する予定でございます。そのため、亀山市次期ごみ処理施設整備基本構想につきましては、循環型社会形成推進地域計画策定スケジュールに影響がないよう、早期に策定いたしたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

骨子案の中で事業方式や建設候補地、スケジュール、財政計画などが示されていて、最終案で提示することとなっていましたんですけれども、今答弁のあった理由によって遅延しているということであります。

最後に、市長にこの遅延による財政や市民に対する影響について考えを伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

答弁の前に私からも一言申し上げたいと存じます。

本日、東日本大震災から１５年の節目を迎えました。改めて亡くなられた皆様に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災地の皆様に心よりお見舞いを申し上げたいと存じます。

古田議員のお尋ねでございますが、次期ごみ処理施設の基本構想の策定が若干時間を要しており

ますので、今後の計画に影響はないかというお尋ねでございました。

亀山市の次期ごみ処理施設の整備基本構想策定後は、基本構想を基に施設整備の方向性を決定し、国の、ご紹介いただきましたけど、循環型社会形成推進交付金の支援を受けるため循環型社会形成推進地域計画を令和８年度中に策定をいたしたいと考えているところでございます。そのために、亀山市次期ごみ処理施設整備基本構想につきましては、循環型社会形成推進地域計画策定スケジュールに影響がないよう、早期に策定を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

財政への影響等々ということもご指摘がありましたが、やはりそこが非常に大きな要素でございます。したがいまして、亀山市として次期ごみ処理施設はごみ処理の長期にわたるごみの適正化、そして循環型社会形成推進交付金なんかを活用して、今後に影響がある様々なものを、他の事業との絡みもありますので、こういうものをしっかり想定をしてトータルコストを下げていく必要があろうかというふうに今検討を進めているところでございます。

全てのライフライン、それから道路とかインフラ整備、水道、そういう中でこの大きなハード事業、庁舎もありますけれど、しかしそれにも優先して、既にお示しをさせていただきました大規模事業の全体スケジュールを見直した結果、やはり現有施設におきましては２０億円のランニングコストの削減が見込めるために、私どもは新施設の早期整備を先に、優先して進めるとこういう基本的な方向をお示しをさせていただいて、現在その最善を尽くした検討を進めているところでございます。

したがいまして、やっぱり市民生活に直結をするごみ処理施設の今後の在り方、そして将来にわたる様々な財源も含めた他の事業への影響も考えて本当に今、検討させていただいておりますこの基本構想並びに今先ほどの循環型の社会形成推進計画等との絡みも踏まえて、ここにしっかり英知を組み込んでいきたいと思います。

その結果、今ご心配の今後の市民生活への影響が本当に担保できると思いますし、適正なごみ処理が今後未来にわたって継続できるものというふうに考えておりますので、しっかり今はこの構想、計画を全庁を挙げて積み上げてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

ありがとうございます。

ごみ処理施設についてはいろいろ、様々な問題があるという中で、調査や学校施設などもいろいろある中で優先して整備計画を進めるといった新ごみ処理施設ですので、市民にとっても最良の形になるよう検討を続けてもらうことをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

１番　古田吉昭議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午前１０時４８分　休憩）

（午前１０時５６分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、６番　森　英之議員。

○６番（森　英之君登壇）

結の森　英之でございます。

私からも、本日１５年を迎えたということで東日本大震災にて犠牲になられた方々への哀悼の意を表したいと思います。今日は東北への思いをいたしながら一般質問をさせていただきたいと思いますので、真摯な答弁をよろしくお願いしたいと思います。

大きく３点、一般質問を取り上げさせていただいています。

まず、学校施設等長寿命化計画についてでございます。こちらにつきましては、総合計画の集中質疑のところでも取り上げさせていただいておりますけれども、そこの答弁を踏まえながら質問を進めさせていただきたいなというふうに思います。

まず、総合計画の進め方等を質疑させてもらったときに特別教室の全教室への空調設備の設置を先行して進めて、令和１０年度以降から亀山中学校、亀山東小学校、中部中学校の順で、１校３年から４年程度かけて進めていきたいという、そういった答弁であったと認識しています。この長寿命化工事には具体は１０年度以降で着手していくということで間違いなかったのか、まず聞かせていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

６番　森　英之議員の質問に対する答弁を求めます。

大平教育部長。

○教育部長（大平　守君登壇）

学校の長寿命化改修をどのように進めていくかという部分で、少し繰り返しになりますが、学校施設につきましては、子どもたちが一日の大半を過ごす学習生活の場でありますとともに、災害時には地域住民の方々の避難所としての役割も担う重要な公共施設であるというふうに認識をしております。

本市におきましては、令和５年度に策定いたしました亀山市学校施設等長寿命化計画に基づきまして、建築から長期間が経過した校舎等の機能を維持、向上させ、それから安全・安心な教育環境を次世代に引き継いでいくことを基本方針というふうにしております。

今後の進め方につきましては、先ほどもお触れもいただきましたけれども、昨今の異常気象への対応や多様化する教育課題への対応など優先順位を総合的に判断する必要があり、まずは喫緊の課題である特別教室への空調設備整備を進めてまいりまして、その完了を待つ形で令和１０年度から総合計画の実施計画に基づきまして、亀山中学校を皮切りといたしました長寿命化改修に向けた具体的なプロセスに着手する予定としているところでございます。

まず令和１０年度に予定しております亀山中学校の調査、検討におきましては、建物の構造的な劣化状況を精査してまいりたいと考えております。その調査の結果、長寿命化改修による機能回復が困難であると判断される場合や改修に要するコストが建て替えと比較をいたしまして著しく非効率であるというふうに認められる場合には、その手法のほうを建て替えへと柔軟に変更する可能性も含めまして施設の延命化と教育環境の向上の両面から、最適な事業手法について検討を行う考え

でございます。

また、本市におけます学校施設は児童・生徒や地域の方々にとって安全で快適な施設であることはもちろん、地域の方々が寄り添っていただける教育の拠点でございます。本市が推進するコミュニティ・スクールとしての機能を維持しつつ、子どもたちが地域とともに学び健やかに成長できる場となるような視点も踏まえ、地域の実情に即した持続可能な学校施設となるよう、今後の施設の長寿命化の取組を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○６番（森　英之君登壇）

今教育部長からは令和１０年度から具体、調査を含めて着手していくということでありましたけれども、その中で著しく長寿命化という更新、いわゆるそれが費用対効果といいますか費用が非常にかかるという場合には建て替えも視野に、可能性としてあるというそういった答弁だったと思います。

続いて取り上げさせていただいておりますけれども、今可能性に触れたということでありますけれども、小・中学校の建て替えに対する考え方、これは具体、今のところどういうふうな考えをお持ちなのか聞かせていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

大平部長。

○教育部長（大平　守君登壇）

小・中学校の建て替えに対する考え方の具体ということでございますけれども、本市におけます学校施設の整備に係る方向性につきましては、文部科学省が学校施設等の長寿命化に向けた取組を推進しておる中で、令和５年度に各学校施設等長寿命化計画を策定いたしまして、基本的には国の方向性と同様にできるだけ現有の校舎を延命すべく必要な長寿命化改修を進めるものといたしております。また、昨年２月に示されました大規模施設整備事業の基本的な考え方、この内容も踏まえ、現段階におきましては、先ほども少し触れさせていただきました亀山中学校を皮切りに亀山東小学校、中部中学校の順番に改修を進めたいと考えているところでございます。

繰り返しとなりますけれども、まずは令和１０年度に亀山中学校において長寿命化改修を実施する前段として校舎状況把握のための詳細調査、工事手法の検討を予定しておりますが、長寿命化改修工事の実施が困難である、または長寿命化改修工事を実施しても費用対効果が望めないなど、その結果によっては建て替えなど方向性を変更する可能性もあろうかというふうに想定をしているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○６番（森　英之君登壇）

今答弁にありましたとおり特に亀山中学校、私も卒業生として、まだ現役で活躍をしてもらっている体育館、これは本当に古い建物で、ただ、亀山中学校については指定避難所にはなっていないんですね、というのは亀山西小学校が指定避難所になっているということですので、ではありながらも、やはり大規模な災害が起きたときにはあそこで一時避難という形で受け入れざるを得ないと

思うんですよ。それを考えるとやはりそういった面からも大規模改修、長寿命化というところの中の計画の中ではきちっとそこの辺も含めて十分慎重に検討を進めていただきたいというように思います。

その中でもう一つ質問なんですけれども、続いての質問なんですが、昨今いろんな自治体で小中一貫型の小・中学校の設置が進んでいるというところであります。これはそこの考え方について問わせていただきたいなと思うんですけれども、これは施設だけのことでいくということではなくて教育環境というところでは、今回の８月の中学生議会でも学校区割りを同じ生徒数で均等割にしてもらえないか、通学区割りしてもらえないかというそういった提案があったと思います。あの提案を受けて、私は心の声じゃないのかなというふうに聞かせていただきました。そういった児童・生徒、教育を受ける側の環境から考えても真剣に考える必要があるんじゃないかなというふうに思っています。ただ総合計画に当然うたわれておりませんし、その方針はないということは重々理解をしております。ただ私は今回悩みに悩んだんですが、総合計画を策定する時期にあってこのままでいいのかというところについてその議論をしない、要するに小中一貫、あるいは小・中学校の再編には、議論に蓋をする、目を背けるといいますかちょっと言葉は難しいところがありますけど、そういったことでいいのかなという思いがありまして、あえてこの一般質問で取り上げさせていただいたというところであります。

当然ながら昼生小学校においては特認校ということで、この４月からということも聞いておりますし、地域の方々も地域拠点というところの中ではしっかり取り組んでいただいているということについては本当に敬意を表しますし、そこについて重々理解もしております。そういった中にありながら今後についてしっかりそこを議論する必要があるんじゃないかという観点から質問させていただきたいんですが、資料をお示しいただきたいと思います。

これは市内の小学校の児童数の推移であります。これにつきましては教育委員会から提出いただきまして、そこの出生数から予測した推移というふうになっています。

次は資料２をお示しいただきたいと思います。これは特に小規模校についての数字になるんですけれども、非常に、何というのか増加に転じないといいますか、低い数字で推移するのが予想されているというのはこれも事実として受け止めざるを得ないかなというふうに思っています。

その中で、先ほど教育部長からもありましたけれども、亀山中学校から長寿命化に着手していく中で費用対効果を見ながらということもありましたけれども、建て替えという話が具体の可能性としてあるということでありましたけれども、そこの例えば再編の中で、小・中学校の一貫型設置についてはどう考えておられるのか、まず教育長にお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

中原教育長。

○教育長（中原　博君登壇）

先ほど議員ご説明いただいた市内の児童・生徒の児童数、生徒数の推移や県内の小中一貫型の小・中学校の設置については、状況を認識しているところでございます。特に小中一貫型の小学校、中学校の設置につきましては、教育委員会といたしましても、小学校から中学校への進学において新しい環境での学習や生活へのスムーズな移行や異学年交流の機会が増加する、あと小・中学校間における兼務による先生方の交流などが期待できるというような認識は持っているところでござい

ます。一方、現在市内においては１つの学級の学校や複式学級を有する小規模校がございますが、小規模だからこそ子どもたち一人一人の活躍の場が増えたり、一人一人に充実した体験活動を実施できたりしているということがございます。また、日頃から異学年で交流する縦割り班活動やオンラインを通じた他校との交流など、社会性やリーダー性等の育成を目指した取組も実施していただいております。さらに、先ほど触れました市内全ての小・中学校におきましてコミュニティ・スクール、学校運営協議会を設置する学校ということになっておる状況の中で、全ての学校で地域の教材を生かした特色化や学校経営の魅力化などに向けて、学校運営協議会の場において年々活発な協議がなされているところです。これは地域の皆さんのいろんなアイデアとか発想とかそれに伴うご理解、ご協力による学校運営の方針の改革というか、学校の教員だけではできなかった教育、学校経営の改革というのが地域や保護者、事業所さんのいろんな発想に基づいて新しく改革が行われてきているというふうに認識しております。加えて、小規模校においては白川小学校から始まった小規模特認校制度の導入が来年度から、昼生小学校も含めて３校に広がってきております。

このように、地域住民が参画する学校運営協議会において地域の特色や教育資源、地域の人材を最大限に生かした、この地域と共にある学校づくりを地域みんなで話し合うことで、例えば小規模校では小規模校でじっくりしっかり学ぶという教育方針が学校運営協議会において教育方針として承認され、そしてその承認の責任の裏返しとして協力や理解というのが行われて学校教育活動全体が地域の協力の下で展開されているという状況でございます。こうした状況の中で、学校は地域の核として地域住民に大切にしていただいており、地域の方々が寄り添える心の拠点でもあるというふうに認識しておりますので、学校の統廃合やそれを含めた小中一貫型の学校の設置につきましては考えていないところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○６番（森　英之君登壇）

教育長からは学校統廃合を含めて考えてはいないというところでありました。

次に市長にもお伺いしたいんですけど、この小・中学校一貫型というのは各自治体で多く今進められておりますけれども、市長のお考えはどうでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ただいま教育長のほうからも、小中一貫教育のメリットを認めつつも、本市においては現状統廃合や一貫校の設置は考えていないという方針を語られました。また、私の記憶によりますとこれは歴代の教育長におかれても、学校は単なる教育の場にとどまらずやはり地域の核である、このことについて強いお気持ちをお持ちいただいてきたものというふうに感じてまいりました。また、従来から私自身も申し上げてまいっておりますが、私自身の考え方もこれは同様でございます。

ただ、議員にいろいろご紹介いただくような全国で、あるいは各地で、あるいはそれぞれのまた立場によって様々な議論があること、あるいはそんな動きが生じておることも承知をいたしております。県内を見渡しますと津市さん、桑名市さん、それからお隣の鈴鹿市さんなどでも検討や議論が進められていることも承知いたしておりますことと、例えばこれもお隣の伊賀市さんにおかれま

しては、いわゆる平成の市町村合併によりまして昭和合併以来に小学校区を再編、統合、小学校の数にいたしますと合併前の２９校から１８校へと約４割近くの学校を再編、統合されてこられたという、これは本当に大きな再編、統合がお隣のまちでも進められてきたということを承知いたしております。

それぞれのまちの政策判断や考え方が背景にはあろうかと思っておりますけれど、集団の中での切磋琢磨や社会性の育成という観点でも全国的に議論が進んでいるこうした統合は、通学距離の増大や地域の活力低下といった懸念も指摘をされているのも事実でございます。そうした中で、本市におきましては、国が学校運営協議会の設置を努力義務化されました平成２９年より、これは１０年以上遡る、前から三重県下でもいち早くコミュニティ・スクールの導入を全校へ展開をし、こうした取組によりまして地域と共にある学校づくりを模索してまいったというふうに思っております。これは亀山市の教育の特徴、あるいはまちづくり・人づくりの、コミュニティの政策とも関係しますけど、そこが本当に亀山らしい取組であったのではないかというふうにも感じております。

さらに平成１５年からは、今も教育長に紹介いただきましたが、白川小学校において地域の特色を生かす小規模特認校制度を開始いたしておりまして、今年度は野登小学校、そしてこの春からは昼生小学校へと広がってまいりました。これは小規模校ならではの豊かで特色のある教育環境を求める保護者のニーズに応えると同時に、地域コミュニティに対する住民の皆さんの思いというか熱意が表れたものだというふうに拝察をいたしております。

このほか、川崎小学校の改築の際もそうでありましたが、地域の方々が学校運営に深く関わっていただいている本市の現状を鑑みれば、様々議論はあろうかと思いますけれど、今の私たちが進むべき道は統廃合ではなくて地域とともにある学校づくりをより一層深化させることではないかというふうな思いを持たせていただいております。

今後も本当に、かつて、何度も申し上げておるか分かりませんが教育のまちと称された本市がこれからもやっぱり、まちの地域と学校と家庭が本当に連携をしながら、そしてそれぞれの次代を担う子どもたちのたくましい、育まれるような場として学校が存在をしていけるように本当にみんなの英知を結集できればというふうに考えてございまして、地域と学校が緊密に連携すること、そしてこのことによって亀山の子どもたちが生き生きと学び、健やかに成長できる環境づくりをしっかり進めていく必要があるというふうに私自身は感じさせていただいておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○６番（森　英之君登壇）

非常に大切な話だったと思いますので非常に丁寧なご答弁をいただいたと思いますけれども、市の今までの特色でもあるということだったというふうに思います。

教育民生委員会としても、放課後ふれあい教室を全校見させていただいたときに特に小規模校ではいわゆる不登校の児童がほとんどいないということでありましたので、そういったところとかきめ細かな教育とか、当然よいところもたくさんあるという認識をしておりますし、地域の方が入り込んでいただいてということも認識しておりますけれども、施設の更新であるとかあるいは学校側の教職員、これも人口減というのは紛れもない事実でありまして、その中で教職員の成り手というところもこれも考えていく必要があるという中で、今近々ということではありませんけれども、や

はり今後議論が必要じゃないかということで課題提起として取り上げさせていただきました。

決して議論等に蓋をするわけではなくということだと思いますので、そこについてはやはり市民の方、それから児童・生徒にも分かるよう、そういった議論もできるような環境をつくっていきたいなというふうに強く思わせていただいたところで次の質問に移らせていただきます。

続いて、上水道事業及び下水道事業についてでございます。

まず上水道、経営状況と水道使用料金についてでございます。

今日、先ほどの古田議員も違う観点から水道料金という話がありましたけれども、これにつきまして、総務省が出しています経営比較分析表というのがございます。これが令和５年度の数字を見させてもらったときに流動比率が３９０％超で有収率が９７．５８％、非常に高い計数値となっておりました。これを見たときに、非常に経営状況としては良好ということを捉えられる中で水道料金を低減できるんじゃないかというふうに私としては考えまして、これを取り上げさせていただいています。

今般は物価高騰というのもありますのでそういったところ、どうかなということで通告させていただいたという経緯があります。この流動比率というのはこれは流動負債に対する、負債に対する資産の割合ですので、そこは当然１００％を下回っていれば不良債務が発生しているということになりますけれども非常に、３９０％ということは類似団体から比較しても非常に良好な数字だったというところであります。これについて、有収率も非常に高い数字を示しております。これも配水池等からの供給水量に比較して、その料金から回収できる比率が非常に高いというところであります。これを見たときに水道料金は下げられるんじゃないかというふうに思いますが、それについて所見をお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

松永上下水道部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

議員ご紹介いただきました経営比較分析表でございますが、各公営企業の経営状況や課題を把握してほかの公営企業との比較を可能とする全国統一の様式として総務省が取りまとめ、公表しているものでございます。令和５年度決算の経営比較分析表におきましては、議員ご所見のとおり本市の水道事業は一定の健全性を維持しているものと認識しております。

まず経営の健全性、効率性を示す指標の一つであります流動比率でございますが、本市の流動比率は令和５年度決算で３９０．７３％となっており、類似団体平均の３２９．７０％を上回っている状況でございます。しかしながら、令和６年度決算になりますと本市の流動比率は３００．２８％となっており、令和５年度の類似団体平均より下回っている状況でございます。流動比率は短期的な債務に対する支払い能力を示す指標であり、令和５年度の数値が高かった主な要因は繰越工事が例年より多く、流動資産である現金、預金が令和５年度末に一時的に増加したことによるものでございます。

次に有収率でございますが、有収率は供給した水量のうち料金収入につながった水量の割合を示す指標でございます。本市の有収率は令和５年度決算で９７．５８％、令和６年度決算で９４．５３％となっております。なお、北中勢水道を除く亀山市単独の有収率は令和５年度決算で８９．４％、令和６年度決算で８９．７％であり、令和５年度の類似団体平均の８３．８４％を上回ってい

る状況でございます。そのため、漏水などのロスが少なく経営が安定し、水道料金の抑制にもつながっているものと考えております。

一方、老朽化の状況についてでございますが、法定耐用年数の４０年を経過した上水道管路の延長が管路全体に占める割合を示す管路経年化率が類似団体平均を上回っており、老朽化対策は重要な課題となっております。本市では、水道施設の老朽化対策や耐震化整備などの建設改良費を平成２３年度から令和６年度までの１４年間で約５６億円を投入し、計画的に執行してまいりました。しかしながら、今後も施設や管路の更新需要は増加する見込みであり、安定的な財源確保が重要な課題でございます。加えて、人口減少等による給水収益の減少や資材費、原料費の上昇などにより経営環境は一層厳しさを増しております。

これらを総合的に勘案いたしますと、現時点において水道料金を引き下げることは困難であると考えております。今後につきましても、安全でおいしい水の安定供給と持続可能な事業運営の両立を図るため、中長期的な財政見通しを踏まえた経営の在り方を十分に検討し、令和９年度に予定しております次期亀山市新水道ビジョンの策定に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○６番（森　英之君登壇）

私は通告するときは令和５年度の数字を見させていただいていましたので十分値下げができるんじゃないかと、料金を下げていただくことがいいんじゃないかということで提案させてもらったんですが、令和６年の数字を見るとなかなかということと、老朽化対応があるということであったと認識しています。

くしくも、本日と明日、水道管について濁り水が発生した経緯があってそこの調査を、カメラを入れて調査をするということでありました。その原因がやっぱりまだ分かっていないということでありますので、そこも含めて対応いただくということと同時に老朽化対策についてはきちんと進めていただくということ、それからこういった経営的な数字がありますのでそれを踏まえて定期的に料金の見直しができるかどうかというのは当然策定されていると思いますけど、そこも開示していただきながら、我々もチェックしながらということで進めさせていただきたいと思いますので、そこはよろしくお願いしたいというふうに思います。

続いて、下水道事業の経営状況についてでございます。

こちらについては特に、埼玉県八潮、そこで非常に大きな事故があったと認識しています。こちらについても管が非常に大きくて、そこの滑落等があって、非常に大きな事故があったということです。これも硫化水素の発生が原因でコンクリート管の破損が原因じゃないかというふうに言われておりますけれども、まず亀山市においてはそこの老朽化対策をどのように進めていくのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

本市における下水道管の老朽化への対策につきましては、下水道ストックマネジメント対策事業により施設の点検、調査、改築を実施しております。近年の対策状況といたしましては、令和３年

度から令和７年度までの５年間で下水道管の延長１，９６０メートルを改築する計画のところ、令和６年度までの４年間で延長１，７２１メートルを改築済みであります。令和７年度はみどり町において延長３６４メートルを施工中でありますので、５年間の改築は２，０８５メートルとなり計画延長を達成できる見込みでございますので、順調に進捗しているものと捉えております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○６番（森　英之君登壇）

今答弁いただきましたけれども、順調にということでありましたけれども、具体的に市内において古い、老朽化した配管や施設があるということでよいのか確認させていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

市内の下水道管は令和６年度時点で総延長約２４２キロございます。そのうち約１５キロメートルは昭和４６年度のみどり町と昭和５６年度のみずほ台の宅地開発時に敷設され、後に市へ引き継がれたコンクリート製の古い管でございます。コンクリート管の法定耐用年数が５０年とされていることから、市内で最も古い下水道管であるみどり町において平成２９年度より順次下水道管の改築工事を実施しており、令和８年度以降も下水道ストックマネジメント対策事業を第３次総合計画前期基本計画実施計画に位置づけ、老朽化対策を継続する予定でございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○６番（森　英之君登壇）

今具体にみどり町のところを出していただきましたけど、そういったところが非常にコンクリート管が老朽化、古いということであります。硫化水素等がそういった破損を招く大きな原因の一つと言われておりますので、そこについては特に点検等もしていただきながら老朽化対策を進めていただきたいというふうに思います。

それから次の質問です。ウオーターＰＰＰの導入に向けた取組についてでございます。

こちらにつきましては産業建設委員会等で説明があったと認識しておりますけど、改めて導入の経緯と目的についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

ウオーターＰＰＰの導入の背景でございますが、まず本市の下水道事業が未普及箇所の解消に向けて整備を進めていく一方で、２５年以上経過した施設が徐々に増加しており修繕対応も増加している状況であり、維持管理の技術継承も課題となっております。これらの課題への対応策の一つとして、令和５年度に内閣府によるＰＰＰ／ＰＦＩ推進アクションプランにおいてウオーターＰＰＰとして官民連携方式が創設されました。また、汚水管の改築に係る国費支援に関しては、ウオーターＰＰＰ導入を決定済みであることが令和９年度から要件化されることとなりました。本市では国費支援を活用し下水道事業が抱えている課題を解決するため、令和６年度にウオーターＰＰＰの導

入可能性調査で維持管理や計画策定等の業務委託が導入可能という結果であったことから、令和９年度よりのウオーターＰＰＰの実施を決定いたしております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○６番（森　英之君登壇）

必要性というところで導入していくということでありました。

そうしましたら、導入に向けてのこれまでの取組と今後をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

ウオーターＰＰＰの導入検討につきましては、令和６年度に導入可能性調査として下水道施設の点検、修繕等の委託内容の枠組みを検討し、維持管理や計画策定等の業務委託が導入可能という結果でありました。令和７年度には、本市が求める業務内容の水準に関して、民間事業者向けの説明会を実施いたしました。その際に民間事業者からも意見を伺い、よりよい事業展開ができるよう検討を重ねているところでございます。今後につきましては、令和８年度に募集要項等を公表し優先交渉事業者の選定を進め、委託契約の締結を行い、令和９年度からの事業開始を予定しております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○６番（森　英之君登壇）

優先交渉事業者を選定して令和９年度から具体に入っていくということでありました。技術者が不足しているということもありますので、きちっと進めていただきたいというふうに思います。

続いての質問に移らせていただきます。

公共施設等の指定避難所や駅へのトイレの設置についてであります。

自然エネルギーによる循環型トイレの設置についてということで、１つ取り上げさせていただいています。資料をお示しいただきたいと思います。これは水循環式自己完結型トイレということで、全て自然エネルギーを活用したそういったトイレになっています。要するにインフラが不要、電気も水も不要ということで、自己完結型ですので循環をして排水等も行うということになります。これは技術的にもすばらしいものであるんですけれども、塩素消毒なんかも、そういう設備を入れると手洗いもできるようになるということで、手洗いを含めて全て自己完結型になるという技術のものであります。

続いての資料をお示しいただきたいと思います。これはいろんな自治体が既に導入をしている例を示させていただいております。先日、私はこの桑名の多度山のほうに実際見に行ってまいりました。４００メーターの標高で非常に登山客の方もおられて、平日でありましたけれども、濃尾平野が一望できるという非常に眺めのよいところでたくさんの登山客の方もおられました。そういったところに、全インフラが不要ということで４トントラック等でこれを持ち運んだということであります。２，０００人ぐらいの登山客が週末、特に多いときは見込まれて最大２００人の利用者を見込んでということでありました。こちらについては例えば、私としては可能性として、下庄駅なんかはやはりちょっと使用をためらうようなトイレでありますのでそういったところを今回も交通安

全対策等で間口を広げるということでありましたので、そういった一定の場所に設置できるんじゃないかということで、その可能性についてまず聞かせていただきたいというふうに思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

ＪＲ下庄駅の既存トイレにつきましては、昭和４年にＪＲ東海により駅構内に設置されたものでございまして、老朽化が著しく衛生面等からも到底利用できる状態ではないと承知をいたしておりますので、市といたしましても、これまでから三重県鉄道網整備促進期成同盟会の要望活動等を通じましてＪＲ東海に対し施設整備の要望を行ってまいりました。しかしながら、ＪＲ東海からは老朽化や衛生面、いたずらによる維持管理への苦慮等から、無人駅のトイレ施設の撤去を順次進める中で当駅についても撤去の方向性が示されております。このような中、当駅において新たにトイレ設置を検討するには駅構内以外の場所に必要なスペースを確保することが前提となりますが、当駅の駅前用地はＪＲ東海の所有地であるとともに、鉄道利用者のための駐輪場でありますとかバス回転場等もあり手狭であるほか、地域からは、一昨日の草川議員の議案質疑にもご答弁申し上げましたとおりですが、駅前混雑時の安全対策の要望もいただいているところでございます。これらを踏まえまして、現時点におきましては必要なスペースの確保が困難なため、トイレ施設の設置を検討することが難しい状況であると考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○６番（森　英之君登壇）

ＪＲがやることだということだと思うんですけど、ただやはり市の駅のトイレというのは私はある意味市の顔じゃないかなというふうに思っているんですね。なので、今までも鋭意そういった交渉は重ねていただいていると思いますけれどもやはりトイレの必要性、これはぜひ前向きに進めていただきたいなというふうに思います。

この自然エネルギーを使ったトイレというのは当然使用回数、処理数にも限りがあるので利用者数を見込んでその設置というものは、当然考慮が必要なんですけれども十分可能性があるものだと思いますし、特に今は交通というところから部長に答弁いただきましたけれども、７座トレイル等も非常に頑張っている、取り組んでいるということでありますのでその登山口等にも設置も、これはインフラが要らないということですので非常に有効だと思いますので、ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。これは防災対策等の観点からかなり補助金も活用できるということを聞いておりますので、ぜひ検討を進めていただきたいというふうに思います。導入に当たっては、そこをうまく活用できればインフラのある今までの既存のトイレの設置よりも安価でできると思いますし、そういったところも検討いただきたいなということを申し上げます。

それで、最後に避難所等への設置を考えられる移動式トイレの確保についてでございます。

これも総合計画等の集中質疑のところでさせていただきました。考え方はよく分かりましたので、時間も限りがありますので、移動式トイレ導入についての考え方をお示しいただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

木田危機管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

避難所等へ設置が考えられる移動式トイレの確保についてでございますが、令和６年能登半島地震におきましては全国の自治体や民間事業者から多くのトイレカーが被災地に派遣され、その有効性が高く評価された事例がございます。トイレカーを含む移動式トイレは断水時でも水洗機能が使用でき、照明や換気設備など非常に日常に近い衛生環境を提供できますことから、避難生活における健康維持や精神的な安心感に大きく寄与するものと認識しております。議案質疑でも触れましたが、本市としましてはトイレの確保につきましては、災害発生時におきましては避難所の衛生環境や健康維持に直結する最重要課題と認識しており、スフィア基準に準じましてトイレの備蓄状況を目指してまいります。具体的には、予算の範囲内でございますが第３次総合計画の次期４年間で合計１２０基のプライバシー配慮型ワンタッチテント付簡易トイレを計画的に追加配備していきたいと考えており、これを４年間をもってスフィア基準が求める必要数２５０基を充足する見込みと考えております。したがいまして、まずは維持管理が容易で即応性の高い簡易トイレの増強により、数の確保を優先的に進めてまいります。その上で、議員よりご提案いただいております移動式トイレなどのより快適性や機能性の高いトイレの導入につきましては、簡易トイレ備蓄数量の進捗を見極めつつ、購入や協定によるレンタル事業者からの受援など、費用対効果を含めてどのような形での導入が本市に適しているか、簡易トイレの購入と並行して引き続き情報収集の上研究してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

６番　森　英之議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

（午前１１時４４分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１０番　豊田恵理議員。

○１０番（豊田恵理君登壇）

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

まず最初に、外部人材の活用についてです。

私が視察などで他自治体に行きますと、様々な形で多くの外部人材の活用が行われておりました。例えば磐梯町のＤＸ推進計画に関する視察では、行政ＤＸ推進のためのＣＥＯに専門性の高い外部人材をいち早く取り入れていました。松阪市の空き家対策事業の視察に行ったときは、地域おこし協力隊の皆さんが対象地域に住み込み、そこで空き家を活用しつつ、コミュニティを築き上げたり地道に仕事をつくり出したりしていらっしゃいました。また、愛媛県大洲市では、分散型ホテル、キャッスルステイという地域一体での観光資源をつくり運営する事業を、起業人制度を利用した外部人材や様々な企業や市が一丸となって取り組んでおりました。

このように、私が伺ったあらゆる自治体では、外部人材が多く活躍しておりました。課題が多種多様化し人材不足も深刻な現在、こうした外部人材の活用は亀山市でももっと推進していくべきと

私は以前から思っております。しかし、外部人材の活用の動きや具体的な成果があまり見えてこない、聞こえてこないような状態です。

そこで今回は、外部人材の活用の考えについてただしていきたいと思います。

外部人材といっても様々な形がございますが、現在本市ではどのような形態で外部人材を活用しているのでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

１０番　豊田恵理議員の質問に対する答弁を求めます。

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

現在、本市におきましては、外部人材といたしまして総務省が実施しております地域活性化起業人制度を活用し、産業環境部商工観光課観光・地域ブランドグループにおきまして、株式会社日本旅行グローバルソリューションズと協定を締結し、同社から社員を派遣いただいております。

地域活性化起業人制度とは、都市部に所在する企業等と地方圏の地方自治体が、協定等に基づき、企業の社員を地方自治体に一定期間、６か月から３年でございますが、を派遣し、地方自治体が取り組む地域課題に対し、社員の専門的なノウハウや知見を生かしながら即戦力人材として業務に従事することで地域活性化を図る取組でございます。

現在派遣されている社員には、これまでの業務経験やノウハウを生かし、亀山版グリーンツーリズムかめぐりの作成、展開や本市の観光施策の広域的な企画立案等に寄与していただいているところでございます。また、政策部ＤＸ推進室におきましては、三重県が実施しております専門人材を市町に派遣することで、業務効率化や住民の利便性向上に向けたＤＸの取組を着実に進めることができるよう、市町のニーズに応じた支援を目的とした市町ＤＸ推進・人材育成支援事業を活用しており、派遣された専門人材には、次期行政ＤＸ推進計画の策定やセキュリティーポリシーの抜本的な改革に寄与していただいているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○１０番（豊田恵理君登壇）

令和８年度にも取組をされるということで伺っていますグリーンツーリズムとかも、これからいろんな形でその成果とかが出てくるのかなということでお聞きさせていただきました。

それでも、現在の多種多様な課題の解決に専門的な知見や外部からの意見というのは不可欠ですけれども、亀山市では積極的にそういう外部人材の登用というのが進んでいたのかというところを私はちょっと思っておりまして、そのように見えた原因は一体何なのか、外部人材の活用というのを必要と捉えているのか、それとも制度上の課題が本市にあって、今まであまりこういうふうに外部人材の活用というのが見えなかったのか、その辺のことをお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

地域活性化起業人制度につきましては、先ほども申し上げましたように現在商工観光課に来ていただいておりますが、これが初めてといいますか、これまであまり本市では活用をしておりません

でした。

その課題ということでございますが、本市における外部人材の登用に活用している制度といたしましては、先ほどご答弁申し上げました総務省の地域活性化起業人制度のほか、内閣府地方創生推進室が実施している地方創生人材支援制度がございます。

この地方創生人材支援制度につきましては、地方創生を人材面から支援するため、国家公務員や民間企業社員等の総合的または専門的な知見を有する人材を地方公共団体に派遣し、幹部職員やアドバイザー等の立場で地方創生を推進する制度でございます。手続につきましては、市から内閣府に対し、派遣受入れを希望する人材の職務内容等を申請し、内閣府は市と協議可能な企業を調整いたします。その後、本市とその企業との間で派遣に係る条件面、給料とか役職でございますが、を協議の上、派遣の可否を決定することとなります。実際、これまでも数社と協議を行ってまいりましたが、双方合意に至ることができなかったという経緯があり、マッチングはなかなか容易ではないというふうに考えております。

一方、総務省の地域活性化起業人制度につきましても、地方創生人材支援制度と同様に、企業と派遣について条件面を協議の上、派遣を決定した場合は協定を締結することとなります。令和７年９月までは、企業との協議につきましては、協議先が地方創生人材支援制度に比べ探しづらい状況であったことから本市から企業にアプローチは難しい面がございましたが、１０月からは、受入れを希望する自治体と制度活用を希望する企業や個人双方からのアプローチが可能となる地域活性化起業人マッチングプラットフォームの運用が開始されたことから、今後このプラットフォームの活用を検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○１０番（豊田恵理君登壇）

マッチングということで、何かお見合いみたいだなあと思ったんですけれども、確かにその合意形成がなされなければ来てもらえないということで、なかなか難しいところもあるのでしょう。

ただ、そういうプラットフォームができるということで期待をしております。今後の取組についてなんですけれども、令和８年度に取り組む主な事業には、主要事業のうちに都市ブランディング推進事業というのが上がっております。説明には、本市の地域資源や歴史、文化等の魅力を生かした統一的かつ戦略的な情報発信を図るため、国の地域活性化起業人制度、これは先ほどいただいたものですけれども、を活用し、都市ブランドの再構築を図るとございます。これは一応具体的にどういったことをするのかということを少し教えていただけませんでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

第３次総合計画前期基本計画の実施計画に掲げました主要事業でございます都市ブランディング推進事業の事業概要でございますが、本市はこれまでも多彩な市の魅力を、様々な地域資源を活用しつつ、各分野においてＰＲや情報発信、プロモーションの展開等の取組を進めてまいりました。

そうした中で、人口減少社会の中で、今後さらに本市が住みたくなる、訪れたくなるまちとして選ばれるためには、これまでの取組成果も生かしつつ、自然や歴史、文化をはじめ、交通拠点性、

産業、観光、健康都市、子育て、住まい、地域のつながりなど、本市の良質な都市のイメージや住みやすさなどを総合的かつ戦略的に情報発信し、効果的なシティプロモーションを展開することによりまして、交流人口、関係人口、移住・定住人口の拡大を目指す必要がございます。

そこで、新年度から２か年をかけまして、地域活性化起業人制度による外部専門人材の支援も得ながら、分野横断的な本市の都市ブランディングの方向性の整理や戦略立案等に取り組み、ブランド力、魅力化の向上、情報発信力の強化を図り、さらなる交流促進へとつなげていこうとする事業でございます。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○１０番（豊田恵理君登壇）

取組の具体的なことについて聞いたんですが、これはもう起業人制度でマッチングはもうなされたということですか。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

最終的な調整は今もしているところではございますが、もうほぼマッチングは決まっているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○１０番（豊田恵理君登壇）

そうしますとほぼ決まっているということで、今回その地域活性化起業人制度を活用することによって市としては何を期待しているのか、こちらについて答弁をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

地域活性化起業人制度を活用し期待していることでございますが、来年度におきましては、現在の産業環境部商工観光課に加えまして政策部政策推進課、それと政策部ＤＸ推進室、来年度はＤＸ戦略室といたしますが、の２課１室を予定いたしております。

産業環境部商工観光課におきましては、既に派遣されている社員が継続することとしていることから、引き続きかめぐりの作成、展開、それと本市の観光施策の広域的な企画立案に寄与していただきたいと考えております。

また、新たに政策部政策推進課及びＤＸ戦略室に派遣される方につきましては、これまで培ってきた経験やノウハウを生かしながら、先ほど政策部長から答弁いたしました都市ブランディング事業の推進、それとＤＸ関係では、デジタル専門人材により各職場におけるデジタル技術の浸透や利活用による業務改善につながること、それとさらには本市職員との交流を通じて職場の活性化につながることも期待をいたしているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○１０番（豊田恵理君登壇）

様々進んでいることが分かりました。

この地域活性化起業人制度は、先ほどご説明がございましたけれども、これは人材不足と財源不足で困っている自治体にとっては、本当に人や財源だけでなくて、企業のノウハウとか専門的な知見を活用できるので、多くの自治体が現在活用されております。もちろん先ほど課題として上げられたようなデメリットもあったり、デメリットというかマッチングの難しさとかもありますけれども、利用した自治体に声を聞きますと、刺激になったとか、あと庁内に新しい視点とか自由な発想が生まれやすくなったとか、単なる人材確保でなく組織文化をアップデートする機会として役立ったという声も聞いております。

今後の話になってくるんですが、もし、例えば新年度において外部人材の活用がうまく進んだ場合、期待以上の効果が発揮できた場合は、他部署においてもこの外部人材の活用というのを検討する可能性はあるのでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

地方活性化起業人制度は、ＤＸや観光振興以外にも様々なカテゴリーでの派遣があり、今活用している自治体及び派遣している企業につきましては年々増加傾向にございます。

民間企業社員を受け入れることで、業務の円滑な推進や職員の意識改革、職場の活性化につながることが期待できます。また、この地域活性化起業人制度の派遣については、経費について一定の特別交付税が措置されますことから、引き続き各部署におきまして、民間企業社員等の活用については検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○１０番（豊田恵理君登壇）

最後に、神奈川県の真鶴町の事例を挙げたいと思います。

この真鶴町は、人口が６，０００人で役場職員が９７人なんですけれども、令和６年度には１１名、令和７年度には１７名の地域活性化起業人が活動しております。多分日本一地域活性化起業人制度を活用している町です。

真鶴町の面白いところは、一度私も行政視察で伺ったことがあるんですけど、町民がまちの景観をとっても大事にしていまして、町民がまちを変えないことを望んでいます。町長のミッションとしては、今のまちを変えないこと、それから事業、その裏で業務を変えていくしかない、こういう状況の中でこの地域活性化起業人制度というのを活用しているみたいです。お金を減らさず、職員も減らさない中で、業務を減らしてミッションを遂行していくためにこの制度を活用して、今ではどんどん人が増え、活気があふれ、様々な分野で多くの地域活性化起業人が活躍していると聞きました。

外部人材の活用について意見してきたんですけれども、今既にどこの自治体も人材確保が大変難しい状況でして、この中できちんと現場を見て、自分の頭で考え、判断できるような人材を探すのがとっても難しいところだと思います。当然なんですけれども、どこにでもあるような会議とか資

料とかたくさん作るばかりの形だけの仕事というのは一番要らないので、できる限り現場を見て歩いて、そして自分の頭で考えていただけるような地域活性化起業人を探していただきたいなと思っております。

そういうことで、次の質問に移りたいと思います。

次に、地域公共交通の充実についてです。

来年度から第３次総合計画が始まります。そこで今回は、その第２次総合計画と第３次総合計画の地域公共交通に関する主な違いについて、まずは質問したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

第２次総合計画と第３次総合計画との地域公共交通に関する方向性の主な違いでございますが、それぞれの基本計画における主な施策の方向で申し上げますと、まず第２次総合計画後期基本計画では、それまでに路線再編や制度拡充を完了させたコミュニティバス路線や乗合タクシー等の既存の公共交通機能を維持しつつ、都市拠点と居住地を結ぶ地域公共交通網の充実やＪＲ亀山駅を結節点とした地域公共交通ネットワーク機能の強化を図るとともに、乗合タクシー制度の普及促進や地域公共交通の利用促進に努めながら、長期化したコロナ禍から、早期に地域公共交通の利用者数をコロナ禍前の水準まで回復させることを目指すものでございました。

一方で、第３次総合計画前期基本計画では、令和８年度末で計画期間の終期を迎えます亀山市地域公共交通計画の改定も見据えつつ、地域住民、交通事業者、行政の三位一体での取組の展開による真の移動需要に適応した移送サービスへの見直しや、乗って残すの考え方の下での利用促進の展開など、持続可能でより効率的、効果的な地域公共交通ネットワークの再構築を目指すことといたしております。

令和４年度以降、第２次総合計画後期基本計画以前に路線再編等を完了させた地域公共交通ネットワークをベースに、その強化や利用促進を図ってはきたものの、コロナ禍後もバス利用者数や乗合タクシーの乗り合い率が伸び悩み、市民満足度も低い現状を踏まえた中で、第３次総合計画前期基本計画では、利用が低調な地区等を中心とした輸送サービスの見直しなど、地域公共交通ネットワークのリ・デザインに向けた取組を主眼に置いた施策の推進を図ることといたしておりますので、大きくはネットワーク強化と利用促進から再構築へとシフトさせていくことが主な相違点であると考えております。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○１０番（豊田恵理君登壇）

リ・デザイン、再構築ということで答弁いただきました。

それで、令和８年度から１１年度までの計画を示す主要事業個別シートを見ますと、事業名が地域公共交通維持確保事業と名前が変わり、令和９年度には少し予算が増えていますが、令和１０年度以降は予算が少し減っており、計画の中には新たな輸送サービスの運行（バス運行）からの移行等と記載がございました。これは何を意味するのか、また新たな輸送サービスの運行とはどういったものなのか、よろしくお願いします。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

議員ご指摘の第３次総合計画前期基本計画の実施計画のうち、地域公共交通維持確保事業の年度別事業計画の令和１０年度及び令和１１年度に記載をいたしました新たな輸送サービスの運行、バス運行からの移行等という記載につきましては、バス利用が低調な地区等における輸送サービスの見直し後の輸送形態による運行を示すものでございます。

したがいまして、現時点におきまして具体的な輸送サービス内容を決定しているものではございませんが、現在取組を進めておりますバス利用が低調な地区における地域住民、交通事業者、行政の三位一体による協創の取組を通じた輸送サービスの見直しの方向性を、新年度計画策定を予定いたしております次期地域公共交通計画に反映していくことを検討し、それらが整った段階において、新たな移送サービスでの運行へとつなげていく計画としているものでございます。

なお、そうした本格運行に向けましては、関係地域との合意形成はもとよりでございますが、実証運行等における検証等も踏まえた上で導入の可否を決定していく必要があるものと現時点では考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○１０番（豊田恵理君登壇）

これからまだ地域とも話をして、令和９年にちょっとだけ予算が増えているのは、多分その実証運行なのかなというふうに思いました。確かに新しい輸送サービスについての検討なども大事なんですけれども、やっぱり一番根本としてまずすべきは、主要事業評価シートにもございますけれども、利用者の真のニーズを知ること、それからシートには記載がないんですけれども、移動困難者以外の人にもバス利用を働きかけることだと私は思います。

私がこのシートを見て思ったのは、運行を最小限に抑えていく、つまり今以上にバス事業を縮小していく、抑制していくというイメージに見えてしまいました。それだと乗って残すという考え方とは逆行してしまわないのかと思って、ちょっと質問もさせていただいたんです。

今回、リ・デザイン事業ということで、乗降者数が減少している西部ルート、そして南部ルートの沿線地域の人との住民懇談会が行われまして、そこで今お話があった三位一体、行政、運行事業者、それから市民の意見を吸い上げる場が開かれ、私も参加させていただきました。私はまた亀山の住民懇談会だけでなく、同じ週に群馬県の高崎市でも同様にリ・デザイン事業として行われていた住民懇談会にも参加をしてきました。亀山市と高崎市では地域性や財政規模、人口規模などもそれぞれ違いがたくさんございますけれども、どちらの住民懇談会でも様々な課題、困り事がたくさん上がっておりました。

２つの市で最も違いを感じたのは、高崎市では学生、現役世代の参加が物すごく多かったことなんです。この要因は、そこの地域に高崎高校というところがあって、そこの中に鉄道研究部という部活があって、そこの参加者が物すごく多かったというのもあるんですけれども、一番の理由は土曜の昼間、誰もが参加しやすい時間帯に開催されたことだと私は思っております。亀山市のリ・デザイン事業の懇談会はどちらも平日に行われたので、学生や若い人はいなかったんです。しかしな

がら、学生に対するアンケートや昨年の子ども議会なんかでも、公共交通に対する不満とか要望、こういったものが多かったように、対話する場所さえあればもっといろんな声が拾える、上がってくるはずだと思いますが、亀山市ではこういった学生版の地域公共交通会議であったり住民懇談会などの対話の場づくり、これはつくれないのか、行わないのか、答弁をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

真の利用者ニーズに対応した持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築に向けましては、公共交通の日常的な利用により、輸送量の向上に大きく影響を与える可能性が高い学生のご意向、ご意見を次期地域公共交通計画に反映していくことも重要な視点であると考えております。そのため、これまでも図書館での学生へのアンケート調査の実施や、小・中学生の保護者へのアンケート調査を行うなど、学生層の意向把握に努めてきているところでもございます。

今後も学生の方々にも一層ご利用いただけるよう、様々な機会を通じまして意向把握やご提案をいただく必要もございますことから、議員ご提言の趣旨も踏まえ取組を進めるとともに、学生とその保護者の方が地域公共交通を身近に感じていただけるよう、利用促進策にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。あわせまして、学生や若者層の意向把握の重要性は認識いたしておりますものの、一方で、そうした年齢層の方々に気軽にお集まりいただける場づくりの難しさと工夫の必要性も感じておりますので、様々な手法を検討しながら、意見交換の場の設定に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○１０番（豊田恵理君登壇）

前向きな答弁をいただいたと思います。ありがとうございます。ぜひ私も一緒に何かやりたいなあと思いました。

高崎市の住民懇談会で私が感じたのは進め方も、もちろんその若い人たちがたくさんいたというのもそうなんですけど、進め方もとっても上手でした。私が担当したグループは、学生さんが３人か、男の子２人に女の子が１人、それからファシリテーターの人が１人、運行事業者の男性が１人で女性が１人だったんですけれども、最初の段階でタイムキーパーや司会進行、付箋を書く人、それから役割分担をし合って、みんなが参加できるような形にしていました。進行役の人がすごく上手に意見を拾い上げていたんですけれども、どんな話だったかというのを私もメモしてきたんですけど、一番はやっぱりＩＣカード導入とダイヤの増便だよねという話が最初一致していたんですけれども、その後にでも導入にお金が結構かかるから無理だよねとか、あとは増便も人手不足だから、無理だからこれは後回しにしようね、だったら待合場所をもっと快適にしたらどうかなあという歓談、どんどん話が盛り上がっていって、それならハードルは低いかもね、何があったらうれしいですか、カラオケ、カラオケは無理でしょう、でも現実は難しいね、だったら癒やしの動物がいたらうれしい、Ｗｉ－Ｆｉが飛んでたら便利、それならできるよね、こんな会話がどんどんぽんぽん出てきました。もう聞いていてとっても楽しくて、私も参加したくなったんですけど、しゃべっちゃいけなかったので黙っていたんですけど、最初はそういうふうなとっぴのない意見が出ていたんで

すけど、運行事業者さんの現実的な意見とか大人の財源の話が混じっていくうちに、現実性や配慮から自然とその優先順位というのがどんどん区分けされていって、何がよかったかというと、会話の中で、その鉄道の現状や市の現状、それから市民の思いがちゃんとこのテーブルに出ていて、最後みんな納得いくうちにいい場所に落ち着いたということが一番よかったかなと思いました。こういう会話の中で、公共交通への共通意識、共有の理解、それから課題に向けた一人一人の小さな取組が育って、そのリ・デザイン、新しい形に再構築されていくのかなということを私は思ったわけです。

そこで、今他自治体の地域公共交通会議に私は幾つか参加させていただいているんですけど、本気で地域公共交通に取り組んでいるところは、中学生や高校生の通学利用者の数まで毎月ごとに調べ上げたりしています。これはとても小さな町だからできることかもしれませんけれども、そのぐらい執念が見られるんです。そうしないと町が消滅するという危機感を持っていると思います。ここまで調べ上げるには、もちろん学校とか教育委員会との連携、こういったものももちろん必要になってきますが、亀山市ももうここまですべき時期に来ているのではないかという気持ちもしております。

地域公共交通の持続、維持のためには、高齢者だけでなく学生や通勤の現役世代、観光客など乗る人の母数の拡大、これが一番大事になってくると思うんです。限られた財源の中で地域公共交通、これを福祉として捉えるのか、それとも町の存続をかけた投資と捉えるのか、こういった優先順位の考えも踏まえて、今後の計画、市長の見解、そして会長である副市長の見解、この２つを求めたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

本市の地域公共交通政策は、ご紹介もいただきましたが、今日に至る過程の中で様々な取組を進めてまいりました。また、議員からも本当に率直なご提言を度々頂戴いたしておりまして、その中で今日があるんですが、なかなかやっぱり本当に地方の小都市の限界とか、いろいろ進め方とかその反映の仕方とか、ご指摘のことも含めて課題がたくさんまだまだあろうかと思います。それを何とか今までの積み上げをベースにリ・デザインしていこうというのがまさに今でございまして、そういう意味で、全市的な視点で、よりめり張りのある地域公共交通ネットワークのリ・デザインを、それこそ、この第３次総合計画の期間中、次の段階へ進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

若者、それから中高生や大学生や母数を増やしていく意味で、そこらを本当にしっかりニーズを聞き取って反映をしたいというふうに思っておりまして、実は今回の総計の策定の過程で、１０代から３０代までのカメトークという若者の皆さんと様々な意見を交換するような機会がありました。私も参加をさせていただきました。その中で、やっぱり本市の現状と将来の姿について、本当に多くの若者が非常に今の暮らしやすさとかすごくいろんな分野におきまして、もう少し上の世代が課題だと思っておることも前向きに受け止めて、何とかそこに工夫を入れてよりよくしようという、そんな声に直接触れることがあって、非常に前向きな、未来は明るいなというふうに思ったんですが、この皆さんが本当に共通して考える課題が、やっぱり地域公共交通の施策ということでござい

ましたので、いずれにいたしましても、このリ・デザインをやっていく中で、若者の声をしっかり組み込んで次の段階へ持っていくということについては、さらに努力を重ねたいというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

１０番　豊田恵理議員の質問は終わりました。

次に、５番　中島雅代議員。

○５番（中島雅代君登壇）

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、中期財政見通しから見る今後の予算編成についてとさせていただきました。

現在、財政構造改革骨太方針が示される中、持続可能な財政運営、市政運営がなされなければなりません。そこで今回は、新しい総合計画となるタイミングで財政運営についても転換期であると思いますので、基本的なところからではございますけれどもお伺いをさせていただきます。

まず、長期財政見通しと中期財政見通しについて、今回は長期財政見通しはなく中期財政見通しのみを出されましたけれども、今回なぜ中期財政見通しのみなのか、また長期財政見通しと中期財政見通しはそれぞれどんな特徴や効果があって策定をされてきたのか、どんなふうにつくってきたのかお伺いいたします。

○議長（岡本公秀君）

５番　中島雅代議員の質問に対する答弁を求めます。

佐藤総務財政部参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

まず、本市の財政見通しについてでございますが、平成２２年度を始期といたしまして財政運営の基礎資料として中期財政見通しを策定以降、平成２４年度からは第１次総合計画後期基本計画の策定に合わせ、財政的視点から基本計画を補完し実効性を高めるとともに、将来の課題、問題点を捉えた健全な財政運営の資料とするため、社会状況の変化に合わせ改定を行ってまいったものでございます。その中で、平成２２年度からは５年間の中期財政見通しを二、三年程度で見直しを行い、平成２９年度からは第２次総合計画であります９年間を展望した上での財政運営の観点から、長期財政見通しを策定した上で、実施計画が切り替わるタイミングで改定を行ってまいったところでございます。

したがいまして、長期財政見通しは総合計画全体の期間の見通しとして、また中期財政見通しは実施計画期間の財政見通しを示す資料として策定をしてまいったものでございます。

それと、今回どうして中期見通しにしたのかというふうな内容でございます。

先ほどもご答弁申し上げましたとおり、長期財政見通しにつきましては、長期的な視点で財政的視点から総合計画期間全体を見通したものでございますが、昨今の社会経済情勢の変動や物価高騰などを鑑みますと、長期的な見通しが大変困難な状況でございます。そのため、今回の見通しの作成期間に当たっては、第３次総合計画前期基本計画であります４年間とし、中期的な視点での事業の実施に係る負担や将来のリスクを把握することといたしたものでございます。

４年間の中期財政見通しとしたことによる効果といたしましては、前期基本計画に掲げる事業を踏まえた上で、国の中期的な財政展望を参考に、歳入歳出の動向を一定の精度で見込むことで、事

業の実効性を担保し、財政運営の参考資料として活用できるものであると考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

中島議員。

○５番（中島雅代君登壇）

今回、中期の見通しとされたことについて理解をさせていただきました。

この財政見通しというのは、今のところこういう動きをするであろうという社会情勢と総合計画に基づいて予測をするもので、その予測を基に実際の予算だとか政策を具体化するのは財政計画なので、財政見通しと財政計画は違うということを理解させていただいているので、つまりこの財政見通しというのは、総合計画から起因する財政の動きであるということを前提に話をさせていただきたいと思います。

それでは、今回出された中期財政見通しでは、財政構造改革骨太方針２０２４の目標であります令和１１年度末に財政調整基金残高２５億円以上を達成するという見通しを立てています。

今回の中期財政見通しの特徴的なところは、先ほどの総合計画と、それから骨太方針に起因をしているところであるんじゃないかなあというふうに思います。そこで、今回は、中期財政見通しを見ながら、骨太方針の目標達成へのプロセスについてお伺いをしていきたいと思います。

今回の見通しでは、歳入は一般財源は微増、国・県支出金は横ばい、市債は半減、歳入全体では横ばいを見込んで、歳出は義務的経費は横ばい、投資的経費は減、その他の経費も減を試算して、歳出全体では４億５，０００万前後のところを、財源不足を見込んで、その分を財政調整基金を充てるとしています。

この内容について、特に目立って減額をされているところを確認したいと思います。

まず、その他の経費のうち、物件費、補助費と繰出金以外のその他、これは維持補修費、基金積立金、予備費などが含まれるということなんですけれども、令和７年度当初は９億１，４００万円、令和８年度から１１年度までは７億７，９００万円を見込んでいます。令和７年度当初と比較をして１億３，５００万円の差がありますけれども、この見通しの説明では令和８年度以降は令和８年度予算額を据え置いたと書かれています。この内容や令和８年度の予算立ての考え方についてまずお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

その他経費の考え方でございます。

先ほど議員からもご紹介いただきました令和８年度の予算につきましては、これまで予算編成の中で想定をいたしました事業を積み上げた結果で、結果的に減額となったところでございます。

この歳出のその他経費のその他につきましては、先ほどもご紹介いただきました維持補修費、積立金、それから投資及び出資金、貸付金、予備費を計上いたしておりまして、それぞれ維持補修費につきましては約４億３，０００万円、積立金につきましては２，４００万円、投資及び出資金につきましては約２億５，０００万円、貸付金につきましては６００万円、予備費につきましては７，０００万円を計上いたしております。

また、令和８年度以降のその他が令和７年度当初予算に比べ減額となるというふうな内容でございますが、この主なものでございますが、まず維持補修費につきましては増となっております一方、基金積立金や企業会計への出資金などが減となったことによるものでございまして、これまでの予算の見直しも踏まえ、必要となる予算を積み上げた結果、総額として減となったものでございます。

○議長（岡本公秀君）

中島議員。

○５番（中島雅代君登壇）

維持補修費は増額をされたということですけれども、基金それからこれは庁舎の基金がメインになろうかなあというふうに思いますけれども、あとは企業会計の繰出金、予備費を削減したということを理解しました。

次に、投資的経費についてお伺いをいたします。

まずこの投資的経費とは何費が含まれているのかというところをお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

議員お尋ねの投資的経費でございますが、こちらにつきましては道路、橋梁、河川、公園、学校、公営住宅の建設等、資本の形成に要する経費でございまして、工事請負費や実施設計費のほか、資産形成に係る人件費や負担金などの経費も含まれるものでございます。

○議長（岡本公秀君）

中島議員。

○５番（中島雅代君登壇）

それを踏まえまして中期財政見通しを見てみますと、令和７年度当初は１８億９，６００万円、令和８年度は１０億１，２００万円、令和１１年度には７億１，４００万円まで減少の試算をされています。これはかなり削減されていますけれども、これは骨太方針の影響であるのか、投資的経費を削減していくということに骨太方針が重点を置かれているのかどうかを確認します。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

中期財政見通しにおけます投資的経費でございますが、これは標準的経費、政策的経費ともに総合計画前期基本計画などで見込んでおります事業を積み上げた結果、全体の見込みが減少するものでございます。その中で期間中に減少すると見込んでいる主な要因でございますが、川合９号線整備事業や関Ｂ＆Ｇ海洋センター空調設備等設置事業が令和１０年度に完了予定でありますことですとか、和賀白川線整備事業の事業費が減少する計画であることなどによるものでございます。

中期財政見通しにおけます投資的経費でございますが、これは標準的経費、政策的経費ともに第３次総合計画前期基本計画などで見込んでいる事業費を積み上げた結果でございまして、財政構造改革の取組により減額したというものではございません。

○議長（岡本公秀君）

中島議員。

○５番（中島雅代君登壇）

総合計画にある事業をお金を単純に足していってということだと思うんですけど、ただ総合計画も骨太方針とリンクはしていると思うので、事業をしないという選択をするということも含まれるんじゃないかなあというふうに私は思うんですけれども、今のこの中期財政見通しだけでは全体像がちょっと分からないので、この令和６年度以前の投資的経費の推移についてもお伺いしたいと思います。

数字が出てくるのでちょっとゆっくりめでお願いします。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

投資的経費の過去の推移でございます。

令和４年度から申し上げますと、令和４年度につきましては、これは決算額でございますが、令和４年度は３７億２，１１７万１，０００円、令和５年度につきましては１１億１，９７８万９，０００円、令和６年度は１４億３，７３９万８，０００円でございます。

○議長（岡本公秀君）

中島議員。

○５番（中島雅代君登壇）

令和５年度からぐっと減っているのかなということなんですけど、すると令和５年度からずっとこの投資的経費は抑えられていて、それが令和１１年度まで続くことになると思うんですけれども、ここまで長く投資的経費を削減してきて市民への影響がないのかどうか、お伺いします。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

中期財政見通しにおけます投資的経費につきましては、標準的経費の額は一定程度確保しつつ、令和８年度から令和１１年度におきましては、第３次総合計画前期基本計画に位置づけます事業の実施を見込んだ結果となっております。そのため、投資的経費につきましては、事業の優先順位を考慮した上で計画期間において必要となる整備費用は計上いたしておるというふうに考えておりますことから、市民生活への影響はないものと考えているものでございます。

○議長（岡本公秀君）

中島議員。

○５番（中島雅代君登壇）

影響はないということなんですけど、どこから見るかによるのかなというふうにちょっと思いましたね。確かにこの中期見通しだけで見れば、総合計画から積み重なっているものを言っているので、総合計画に問題があるかどうかというのはここでは多分見通しでは問題はないとしか言えないのかなと思うんですけれども、ただ先ほどの維持補修費は増額はされておりますけれども、物価が上がっていますので同じ金額でもできることというのは当然少なくなると思います。

令和６年度については予備費を修繕に充てていましたけれども、先ほど令和８年度は減額をしているというところを確認させていただきました。これについては、令和８年度は令和６年度より金

額が大きいですけれども、全てを修繕として使うわけにはいかないと思います。ただ、修繕するところというのは今でもたくさんありますし、これから減ることはないんじゃないかなと思います。そうすると、今後修繕し切れずに老朽化が進んでいって、今後の建設費というところが膨大になってくるんじゃないかなあというふうに思います。

これはあくまで総合計画に起因する見込みでありますので、状況によって総合計画も変わっていくと思いますけれども、とはいえ、現状では投資的経費を増やすと今度は財調の目標を達成することができなくなります。なので、この投資的経費を削減のメインにするのはどちらにしろ将来的には不安が残るんじゃないかなあというふうに思います。

それから次に令和８年度ですけれども、骨太方針の集中改革期間の最終年度になりますけれども、今までの流れを見ると、実際に本格的に着手をしていくというのは令和８年度からなのではないかなあというふうに思ったんですけれども、この集中改革期間というのは何だったのか、お伺いします。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

議員のおっしゃられます集中改革期間、これが中期財政見通しを見るとこの８年度から減額する傾向にあるので、これが集中改革期間ではないかというふうなご指摘かと思いますが、この財政構造改革骨太方針に掲げます集中改革期間は、これまでからご説明を申し上げてまいりましたとおり、令和６年度から令和８年度までの３年間でございます。したがいまして、これまでの取組と合わせまして、最終年となる令和８年度中の取組を踏まえまして、令和９年度の予算編成に反映してまいるものでございます。

○議長（岡本公秀君）

中島議員。

○５番（中島雅代君登壇）

令和８年度から目標を達成するために本格的に動いていると思うので、そこが集中期間なんじゃないかなというふうに思ったんですけど、ただ実際の集中期間は令和６年から８年なんですけど、この６年から８年というのは一体何をしてどんな影響があったのか、お伺いできますか。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

この集中改革期間の取組でございますが、予算編成のときにも少しご説明をさせていただきましたが、これまでから事業の再編ですとか基金の活用、そういった取組を順次令和６年度から実施をしてきております。したがいましてその影響が、そういった取組の内容が反映された今回の令和８年度の予算でもございますし、それは昨年度の令和６年度の取組によって令和７年度の予算にも反映してまいったというふうな内容でございます。

○議長（岡本公秀君）

中島議員。

○５番（中島雅代君登壇）

では、もう一個確認をさせていただきたいんですけれども、この骨太方針の取組について私の理解ですけれども、当初予算を抑えて、歳入は増加傾向にあるのでその増加傾向にある歳入、余ってくるお金を財調に積んでいく、決算の余剰金も出てくるのでそれもプラスのほうに持っていくという、それで財調を増やすという取組だと理解をしているんですけれども、それで理解はよろしいでしょうか、当初予算を抑えて、余ってくるお金を積んでいくという考え方でよろしいですか。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

中期見通しにおけます財政調整基金の動きでございますけれども、これはこれまでからもご説明をさせていただいております。

まず、年度当初予算にその年度に必要な事業費というものを全て計上させていただきます。ただ、これは年度途中の動きの中で例えば不用になってくる部分もございますし、それから特に令和７年度につきましては、歳入の上振れ分というものもございました。財政調整基金というのはそういった財源を調整しながら、最終的には財政調整基金がいわゆる積み上がっていくというふうな形を目指したものが財政構造改革でございまして、そのような財政運営の中で財政調整基金がまあまあ増加しているというふうな今現状でございます。

○議長（岡本公秀君）

中島議員。

○５番（中島雅代君登壇）

骨太方針の仕組みというか、そういうところは理解をさせていただきました。

先ほど、今７年度の話もちょっと触れていただきましたけれども、令和７年度の財政調整基金の取崩しについては当初は５億２，０００万でしたけれども、今回補正で取崩しなしということなんです。そうすると、令和７年度の決算では余剰金が出てくるので、令和７年度はプラスになるのかなというふうに思います。今後もこれを繰り返していくということなのかと思うんですけれども、ただこれは議案質疑でもしましたし、先ほどもおっしゃられましたけれども、当初予算を抑えたということもありますけれども、地方交付金の追加交付、それから税収の上振れというものが原因でもあります。

令和７年度はよい結果になりそうですけれども、令和８年度、またそれ以降も同じようにいくんでしょうか。令和８年度も７年度のようなやりくりでいけるのかというところ、その見込みのほう、また根拠についてもお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

議員お尋ねの財政調整基金の今後の見通しというふうなことだろうと存じますが、まず中期財政見通しの試算におきましては、令和８年度から令和１１年度までの各年度におきましては、財政調整基金から繰入れを一定程度想定いたしておるものでございますが、これまでの決算剰余金積立などの推移を勘案いたしますと、各年度末におけます財政調整基金からの繰入れは結果的になくなるものでございまして、それ以上に余剰が発生した場合には財政調整基金は増額していくという形に

なろうと存じます。

○議長（岡本公秀君）

中島議員。

○５番（中島雅代君登壇）

これまでの経緯で同じようにいけるんじゃないかという見通しを立てているということをお伺いしました。

それでは次に、今後の予算編成についてでございます。

今のように投資的経費を抑えて当初予算を抑えて令和１１年度末に財調２５億円以上の残高を達成したとしても、先ほどから言っているようにこの投資的経費の削減が、私はこの目標達成の大きな要因になっていると思っているんですけれども、それでさらに今は庁舎の基金も減額をして積まないという計画になっているので、その後に控える大規模修繕だとか新庁舎建設を行ってしまうとまた元に戻ってしまうんじゃないか、財調が減ってしまうんじゃないかというふうに思いますので、まずはこの財調の残高２５億円以上を維持していく考えなのかどうかをお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

まず議員ご案内のとおり、財政調整基金は、社会経済情勢の変動等による収入の減少や災害などの不測の事態により財源不足が生じた場合に備え、年度間の財源の不均衡を調整するための基金でございます。

これまでから、本市の標準財政規模を勘案し、おおむね２０億円以上の財政調整基金残高を維持するよう財政運営を行ってまいった経緯がございます。また、本市におきましてはさきにお示しをしておりますとおり、廃棄物処理施設や学校施設長寿命化などの大規模施設整備が控えておりますことから、財政構造改革により財政調整基金残高２５億円以上を目指すこととといたしたところでございます。

目標年度としております令和１１年度以降は大規模施設整備に着手予定でございますことから、財政調整基金残高を一定程度確保しつつ、事業の推進と併せて適切な財政運営を行ってまいるものでございます。

○議長（岡本公秀君）

中島議員。

○５番（中島雅代君登壇）

財調は２０億円以上は維持ということで、ただ今後の大規模修繕だとかに使うために目標を２５億にしているということだと思うんですけど、ちょっと意外なんですけれども、単純にその大規模整備とかに財調を５億ぐらい使おうということなのかなと。私はそれは少ないんじゃないかなと思いますけれども、今の物価高騰で５億円では当然足りないかなと思うので、そうすると財調をまた取り崩していくことになろうかなというふうに思います。

そうすると、やっぱり財調も目減りをしていきます。そこでまた今回と同じような方法を取ると、また２５億を達成したとしても、また使っていって減ってしまう、また増やすために同じ方法を取ると、また投資的経費を抑えてまた事業ができない期間というのが一定期間生まれてくるのかなあ

と思います。それを繰り返してしまうんじゃないかなあというふうに思うんですけれども、それをそうではなくて、財調は安定をさせて財調を取り崩して事業を行うという前提の予算組み、それから脱却をしていかなければいけないと思うんですけれども、そういった考え方がないのかどうか、お伺いします。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

先ほどもご答弁申し上げましたとおり、財政調整基金は年度間の不均衡や財源不足を補うなど財政調整のための基金でございますので、財政調整基金を繰り入れることや行政サービスの提供や事業推進を図る財源として、一時的に減少すること自体は問題ないものと認識をいたしております。

したがいまして、行政サービスの維持、向上を図りながら社会経済情勢の変動や不測の事態に備えることが重要でございますことから、今後も収支バランスに配慮しつつ、安定した財政運営を行ってまいるものでございます。

先ほど議員にご指摘いただきました、財政調整基金でやりくりをするのではなくてそれを除いた形での財政運営が望ましいのではないかというふうなところでございまして、こちらも収支バランスに配慮しつつ安定した財政運営を行ってまいる、いわゆる財政調整基金での調整というのもある程度一定の部分は必要となるとは存じますが、そういった形も踏まえた財政運営が必要になるというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

中島議員。

○５番（中島雅代君登壇）

ありがとうございます。そのような財政運営ができるように、方法はたくさんあると思うんですけれども、それを考え続けていく必要があろうかと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、先ほどから出てきておりますけれども、今後大規模修繕を控えております。先ほども言ったとおり、財調２０億円を維持させながら事業をしていくというのは難しいんじゃないかなというふうに私は思っていますけれども、大規模修繕のスケジュールというのも示されておりますけれども、今回の中期財政見通しの期間の後も続いていきます。なので、この大規模修繕に向けた長期的な財政計画が必要なんじゃないかなというふうに思います。

ここではあえて財政見通しではなくて、既に予定をされている事業なのでこれを実現させるための財政計画とさせていただきますけれども、まずこの長期的な財政計画があるのかどうか、ないのであれば必要ではないかと思いますけれども、ご見解をお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

今回、第３次総合計画前期基本計画に掲げます事業につきまして、財政的視点から実効性を担保するため中期財政見通しを策定し、お示しをいたしたところでございます。

一方、令和１２年度以降の財政見通しにつきましては、現時点において事業計画が未確定であるため、それらを想定した財政見通し、議員は財政計画とおっしゃられましたが、財政見通しを策定

しているものではございません。ただ、例えば昨年２月にお示しをいたしました大規模施設整備事業の基本的な考え方におきましては、事業に係る考え方を整理するため長期的な財政シミュレーションも行ったところでございます。

いずれにいたしましても、令和１２年度以降となる後期基本計画をお示しする際には、併せてその財政見通しをお示しする必要があるものと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

中島議員。

○５番（中島雅代君登壇）

財政見通しは総計ありきのものなので、財政計画のほうをきちっと立てていただきたいなあというふうに思います。

議案質疑で確認したとおり、今は市税収入も上向きで、国からの追加交付も続いています。当初予算を抑えて余剰金を積んでいくという方法も、身の丈に合わせた運営であればよいかと思うんですけれども、ただそれが投資的経費だとか一部の削減になっていると、やっぱりそこに負担がかかってしまってそこに不安が出てきてしまうので、持続可能というふうには、財政運営とは言えないんじゃないかなあというふうに私は思います。

来年度からの総合計画では、市民の幸福度の向上というところを掲げています。それではたくさんの人だとか事業所を巻き込んで展開をされると私は期待をしているんですけれども、それは財政面においても同じなのではないかなあというふうに思います。

手間がかかるかもしれませんけれども、市全体でいま一度見直して持続的な幸福に向かって集中と選択をしていただきたいと思うんですけれども、今までの話で市長の見解をお伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

施策と財政、それを現実と長期でどう見ていくかということが大事でありますので、今も大事ですし将来も、持続可能性、持続可能な市政を展開すると、このことに尽きようかと思います。今日まで本市の総合計画をはじめ各諸計画、取組は、まさにこのサステナビリティー、持続可能性を追求してきたそういう積み重ねでございますし、今後におきましても、今だけよければいい、これだけよければいいということではなくて、やはり長いスパンで世代をまたぐようなことも含めて持続可能性をしっかり求めていくというのが基本的な亀山市の行政経営の理念でございます。

今の財調の話、財政運営の話があり、私は２１年に就任をさせていただきましたが、この間財調を平成２０年と令和７年末を比べたときに、確かに四十数億が今若干戻って１７億まで今見えてきておりますが、令和６年度のあの段階でそのまま続ければ、当時１５億でございましたけど、さらにこれはゼロに近づいていくという、そういう施策と不足財源を最小で埋めると、少し触れていただきましたが、そういう構造を脱却しようとしなければこの持続可能性が担保できないということでございましたので、その取組を進めてまいりました。

この１６年の間に財調の取崩し額は、今ちょっと手元にありませんが、トータルで１１０億ぐらいになろうかと思います。しかし、財調に積んできた数字というのは８０億を超えておると思いま

す。八十数億だと思います。その差引きが二十数億下がっておる、これはこの時点とこの時点を平面に見るとそういうことなんです。この間には、やっぱり歳入と歳出の様々な事業展開を状況に応じて運用しながら、そして市民サービスに応えていく、そして将来のいろんなものにも準備していくとこういうことを取り組んできた結果でございまして、平面で見ると１１０億と８０億というのが、その途中は全然多分見えませんけれど、そういう中で持続可能性を追求し、市民サービスや将来への担保を積み上げてきたというのが本市の行財政運営の実態であったと考えております。

いずれにいたしましても、この構造改革期間、しっかり前半の３年、少し明かりが見えつつありますけれど、これを一旦緩めると本当にまた一緒のことになろうかと思っておりますので、８年度の当初予算として、あるいは総合計画をお示しさせていただいて、この段階ではその計画をしっかりお示しをしておりますが、これをいかに８年度に執行できるか、それから構造改革の３年目として、今度９年度の予算にしっかり見直しや次への展開ができるかという取組ができるかどうかという意味では極めてこの８年度は大事だと思っておりますので、議員の多分ご懸念であるとか今触れられたことというのは、そういうことも含めてということだというふうに理解させていただきますので、ぜひともこれからも持続可能性がしっかり担保できる行政経営をやっていく意味でこの財政の在り方をしっかり我々は努力を重ねていきたい、このように考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

中島議員。

○５番（中島雅代君登壇）

ありがとうございました。持続可能な財政運営をどうぞよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

５番　中島雅代議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩します。

（午後　２時１２分　休憩）

（午後　２時２４分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、８番　髙島　真議員。

○８番（髙島　真君登壇）

髙島でございます。

本日は、道路行政と観光政策について、そして通学路について質問させていただきます。

その前に今日は３月の震災の日ということで、登庁しました折には市役所の国旗が半旗になっておりまして、３階の窓から見ると亀山西小学校も半旗になっておりまして、２帖弔旗が上がっておりまして、すごいと言うたらおかしいんですけれども、ああ、こういうことってあるんやなと、すごい皆さん真剣に捉えているのかなと。大震災になって、いまだかつて、まだなお、二千五百何十名の方がおうちに戻られていないということの現実を踏まえてですね。

いま一度考える日、防災というのはいつなるか分かりませんがそのことを頭にたたき込んでおき

ながらいろいろと考えておりまして、１５年前の日、今から１５年前に地震がこの議場でありました。当時、森　美和子議員が質問しておりまして、私が１年生で一番端に座っておりまして揺れていますよねと、後ろに坊野議員がおりまして、言いましたらおまえが寝ているで揺れておるのと違うかと言われたことを本当に覚えていまして、それから、見る景色、テレビで、事務局で見る景色は一生忘れやんでしょうね、私にとって物心ついてから阪神大震災が終わってからの震災ということで、何と無残なと思ったのを覚えております。

それと議長にお許しをいただきましたもんで、道路行政についてから質問させていただきます。

道路行政については「まきえもん」というのがありまして、今年も、近年に比べて大雪が降ったり道が止まったりすることがありました。それと、雪が降ると道路などが凍結して道路状況が悪化し、スリップ事故や大雪に対する大規模な立ち往生が発生したりして、場合によっては一酸化炭素中毒や低体温症で、危険が人命に及ぶことも懸念されます。そのようにならないように道路管理者としては融雪剤を散布し、適正な道路管理を行ってもらっていると思います。

特に今回するのは市道路に関してではありません。市道はすごく、雪が降った日は軽トラに融雪剤をうまく機械を積んでもらいまして一気にまいてもらっています。そこで国の土地、巡見街道に関して、私が亀山方面から鈴鹿方面のほうに行きますと、オークワなど３０６、栄町からだらだらとマクドナルドまで登りになっていまして、それから平たんになっていまして、それからコメダの辺りからちょっと下ってＪＲの高架があります。ＪＲの高架から下っていきまして、信号があって、大きいオークワのほうまで登っていきます。それを通り越しますとずっと下っていきまして、そこで巡見街道というか３０６号線で、凍っていてスリップ事故をして亡くなられたという事故もありました。

そこで「まきえもん」というのがありまして、亀山から鈴鹿に向かっていきますと、ローカル的な話でご理解されると思うんですけれども、昔の峯月堂の信号のところから橋のたもとから鈴鹿市に入るわけです。そこに入っていくと菰野町まで「まきえもん」という、温度が１度ぐらいになると自動で融雪剤を散布されるところがあります。これはまあ簡単なことで、僕は亀山差別やなと思っておったんです。亀山ってすごく坂が多くて勾配がきついところなのに何でこれを亀山に置いてくれへんのかなと、それは市管理の道路ではないので県管理のほうに一体どうなるんだということで今回質問をさせてもらいました。

先週の日曜日も菰野のほうを走ってくれば、朝はちょっとしぐれていましたので、そこの坂はみんな融雪剤がまかれておるという、自動でですよ、自動でまいてそれを車で踏んで引っ張って融雪をさせるという機能であります。そういう機能が鈴鹿、四日市にはあるわけです。

まあ理屈は分かるんですよ、北に寄っていけば寄っていくほどそれが必要なのは分かるんですけれども、基本的に亀山というのは坂があって事故も起こして、ＪＲの橋脚、鈴鹿川の橋脚があって、あそこが一番の難所かなと思っております。何でないのかというので、どのような基準で決めているのかというのをゆっくり教えてください。

○議長（岡本公秀君）

８番　髙島　真議員の質問に対する答弁を求めます。

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

議員からご紹介いただきました「まきえもん」というのが、定置式凍結防止剤散布装置というものでございます。これの設置につきましては、国道３０６号の管理者であります三重県によりますと設置に関する明確な基準は定めておりませんが、北勢地域の四日市建設事務所の管内などにおいて、管内の雪害などの状況を踏まえて設置していると伺っております。また、鈴鹿建設事務所管内において、今年度試行的に２か所設置し、次年度以降、試行箇所の効果と予算の状況を踏まえてさらなる設置について検討していくと伺っております。

○議長（岡本公秀君）

髙島議員。

○８番（髙島　真君登壇）

本当に手を煩わせず温度によって勝手にまいてくれるので基本的にそういうのを、せめて国道３０６号線にやっていってもらいたいと思います。それと、そういうのをどんどん要請していってこの亀山の渋滞に、基本的に亀山市民は、僕も含めてなんですけれども雪に対しての備えってあんまりないんですよね。今になってスタッドレスを履くかとかそういうのをいろいろと考えるんですけれども、基本的に慣れていないのでノーマルタイヤの人も基本おるんですよ、そこでずっこけたという話になってきて事故になってもいけませんので、次年度以降はそういうのを増やしていってもらえれば安全に、渋滞もなく過ごせるのかなと思います。

次に行かせていただきます。

次は私のライフワークであります通学路について、先般の議会のときも聞かせていただきましたけれども、いろんな意味で進展とかがあったと思うんですけれども、その辺のところを教えていただければありがたいです。

○議長（岡本公秀君）

大平教育部長。

○教育部長（大平　守君登壇）

通学路についての対応でございます。

安楽川沿いの河川管理道路、それと川合町地内３０６号の歩車分離式信号機の設置、この２点のご質問かと存じます。先ほどお触れもいただきましたけれども、前回の１２月定例会での一般質問に引き続き本定例会においても安楽川沿い、河川管理道路の通学路としての安全対策について貴重なご意見をいただいているものと存じます。

当該箇所につきましては、昨年度も通学路の安全確保に関する要望として賜っておりまして、所管であります三重県鈴鹿建設事務所とも情報の共有がなされておるところでございます。そして、県からは今後の対策といたしまして、経年使用による通路状況の悪化が見られた場合は河川管理者と教育委員会においてその対策手法について検討することとするとの回答をいただいております。

現時点におきましては、路面状況に特段の悪化は見られていないものと認識しております。しかしながら、児童・生徒の安全な通学路を確保することは言うまでもなく重要でございますので引き続き鈴鹿建設事務所へ随時の訪問を行いつつ、本市の建設部とも密接な連携を図りながら常に最新の情報共有に努めているところでございます。今後も継続的に、路面状況の悪化などにより通行への支障が生じていないか、現地確認を含め十分注視してまいります。加えて、学校での交通安全指導や地域の方々による見守り活動などの対策も継続的に実施をいたしまして、関係機関と連携を図

りながら生徒が安全に通学できるよう努めてまいります。

そしてもう一つのほう、歩車分離式信号の設置でございます。こちらにつきましても、前回の１２月定例会一般質問で答弁をさせていただいた案件となります。昨年度に、通学路要望としていただいたことを受けまして信号機設置の管轄である亀山警察署に対し要望をいたしましたが、警察署のほうからは、当該箇所の信号機の歩車分離運用は国道３０６号への影響が大きく、渋滞の原因となり、周辺の信号交差点において国道への車両の流入が困難となることが懸念されるとの見解によりまして、その結果、現時点での歩車分離式信号機への変更は難しいとの回答をいただいたところでございます。以降、現状といたしまして、ＰＴＡや学校からも新たなご要望というのはいただいていない現状の中で、また周辺の交通状況等についても状況に大きな変化はないと認識をしておるところでございます。引き続き亀山警察署をはじめといたします関係機関と情報共有を図りつつ、周辺の交通状況を注意深く注視してまいります。また、学校での交通安全指導や地域の方々などによる見守り活動などのご協力もいただきながらソフト面での安全対策を行ってまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

髙島議員。

○８番（髙島　真君登壇）

丁寧な答弁をありがとうございます。

太田のところというか森の前のところなんですけれども、教育長なんかはよく見に来ておるという話も聞いておりますけれども、あれが道路が傷んでいないのかどうなのかというのも少し聞きたいですし、亀山警察に問い合わせたら、それは基本的に渋滞とかそんなんがあるんで今はできないよということなんですけれども、新聞やテレビによりますと亀山署長もお替わりになられますのでその合間合間を見て、言ってもらえればありがたいと思います。

僕はいつも本当に思うんですけれども、亀山駅の信号機のときは市長はすごく動きが早くて、モニターで測ってこれでと実施をしていったんですけど、一度、三十三銀行からみずほ台の渋滞を朝に見てもらえるとこれはなあと市長でも納得をいただけるかと思います。

教育長、あの砂利道はこれから夏になると茂みで、視界も暗くなってきます。通学路に死角があっては僕はいかんと思うんですけれども、その点についてあの道路が傷んでいないのか傷んでいるのか、それは人の感覚やと思いますけれども、教育長はその辺どんなふうな見解を持っておられるのか、お願いいたします。

○議長（岡本公秀君）

中原教育長。

○教育長（中原　博君登壇）

安楽川沿いの堤防の河川敷の件につきましてはこれまでもたくさんご質問をいただき、私も教育長になる前からの懸案事項でございましたので、通るたびに気にしているところです。最近は鹿の角もよく入り口辺りに落ちていたりとかすることも確認できて、降りてですね、自転車が通るのにどうだということで確認も、随時通ったときにはさせていただきますし、それから教育委員会としてはやはり通学路を改善、改修していただくチャンネルとしては交通安全プログラムというのにまず自治会様の総意、そこに基づいて上げていただき、そこに関係機関である警察や道路管理者や河

川の管理者の方が集まる会議で誠心誠意訴えていくことが、唯一というか一番重要な要望の機会というふうに位置づけております。建設事務所へ直接訪れるんではなくて鈴鹿市庁舎へ行くときはその機会を利用して訪問を行ったりしますけれども、そのときには交通安全プログラムでお世話になっている箇所全体につきましてお願いをしているところでございます。

いずれにいたしましても、子どもたちの安全を確保する上で大事なシステムですので、それが有効に機能するように今後も努めてまいりますし、学校においては交通安全についての指導も引き続き行ってまいりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（岡本公秀君）

髙島議員。

○８番（髙島　真君登壇）

やってもらっておるのは大変聞こえてくるので分かりますけれども、基本的に僕がここに出てきて質問するのと一緒で、また出てきたわおまえのことかと言われるぐらいまで行くと結構効いてくるのかなと思いますので、そこだけじゃなくていろんな問題が通学路はあると思いますもんでやっていっていただければと思います。

次に、観光政策についてお伺いをさせていただきます。

今回の議会においては、これまでの第２次総合計画における観光政策の振り返りと今後について質問したいと思います。

観光政策については、第２次亀山市観光ビジョンにおける３つの基本政策と１１の施策を推進するため、いろいろな取組が行われていたと思います。例えば、令和４年度から４年間展開した「アートが生まれる街、亀山」はコンセプト、ストーリー性を持たせ、インフルエンサーを活用した情報発信、ポスター制作によるＰＲなどは皆さん知っておられるかと思います。

次に「道」「灯」「学」「歩」の各テーマごとの観光ＰＲを制作し、ホームページ、亀山駅前でのＰＲをしてきたんだなと思います。

観光三重を活用したプロモーション、三重ブランド、亀山ブランド、そこを活用したブランド。

令和６年からは国の地域活性化起業人制度を活用しながら民間のノウハウや知見を生かしたグリーンツーリズムなどをやってみえるかと思います。亀山７座トレイルや亀山ブランドと連動した亀山プロモーションもやっております。

市は、観光政策に取り組むに当たって亀山市観光協会、連携というかもうパートナーですよね、パートナーと取り組んでいくとの答弁をされています。確かに、観光協会というのはパートナーでなければならん存在だと思いますが、この亀山市のまちづくり観光コーディネーターである亀山市観光協会について今日はご質問をさせていただきます。観光協会運営支援事業について、令和６年度の実績とその効果についてお聞かせをください。

○議長（岡本公秀君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

観光協会運営支援事業につきましては、補助金交付基準に基づき亀山市観光協会への補助金を交付しております。交付の目的といたしましては、亀山市観光振興ビジョンに定めるまちづくり観光の考え方に基づき、コーディネート機能を担いながら市の観光振興を推進するとしており、主体的

に事業展開する亀山市観光協会の組織体制の充実と各種事業やイベント実施の支援を行っております。

令和６年度の取組の実績と成果といたしましては、観光案内や観光情報を積極的に観光協会ホームページへ掲載したことで訪問者数は約２８万人と前年度から３万１，０００人増加するとともに、フィルムコミッション事業では婚礼関係の業界誌にＰＲすることで前年度を上回る２６回の利用がございました。また、関宿にぎわいづくりや東海道ひなまつり、城郭めぐりスタンプラリーなどの地域支援や広域的な連携事業の実施により本市への誘客を促進することができたと考えております。さらに、関宿祇園夏まつりや関宿納涼花火大会のイベントにつきましても、毎年市内外から多くの方に来訪していただくことでにぎわいの創出を図るとともに、地域文化の継承やつながりを実感できる機会が創出されていると考えております。

○議長（岡本公秀君）

質問の途中ですが、議事の進行を止めます。

本日３月１１日は、東日本大震災の発生から１５年を迎えます。ここで、震災により犠牲になられた多くの方々に哀悼の意を表し、１分間の黙祷をささげます。

皆様、ご起立をお願いいたします。

黙祷。

（黙　祷）

○議長（岡本公秀君）

終わります。どうもありがとうございました。ご着席ください。

それでは、髙島議員、質問を続けてください。

○８番（髙島　真君登壇）

補助金の交付実績について伺います。

それでは、観光協会の補助金の交付基準と令和６年度の実績はどのような形になっておるか聞かせてください。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

観光協会への補助金の交付基準につきましては、観光協会の運営事業、関宿祇園夏まつり開催費、関宿納涼花火大会開催費及びその他事業実施に係る経費を補助対象経費と定めております。その他事業の内訳といたしましては、観光ガイドブック、ポスター、パンフレットなどの作成のほか、フィルムコミッション、東海道のおひなさまなどイベント開催に係る経費が対象となっております。

補助金の額といたしましては、補助対象となる事業に要した費用の額を限度としており、毎年度予算の範囲内において市長が定めることとしておりますが、関宿祇園夏まつり開催費につきましては、各事業ごとに補助対象となる費用の５分の４以内の額を限度として規定しております。なお、令和６年度補助金の実績といたしましては２，８４７万８，０００円を交付しており、内訳として、協会運営費は１，５７０万円、その他事業は５１７万８，０００円、関宿祇園夏まつり開催費は７０万円、亀山市関宿納涼花火大会開催費は６９０万円を交付いたしております。

○議長（岡本公秀君）

髙島議員。

○８番（髙島　真君登壇）

５分の４を出してもらっておるということで、世の中は何をするのでもお金が大分と上がってきていますのでもっと補助金を出してやればいいなと僕は思っています。それで、盛大にこの不景気を追っ払うぐらいの祭りにすればいいなと僕は考えています。

観光協会の関宿納涼花火大会について、６９０万円の補助とお聞きしました。それでは、この花火の発注に関してどのように市は関与したのか、適正な契約手続を取っているのかお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

関宿納涼花火大会につきましては、観光協会から関宿納涼花火大会実行委員会へ大会の実施を委託しております。

花火大会では約２，０００発の花火を打ち上げており、その花火の打ち上げに対し、経費が１，１００万円かかっております。花火の打ち上げにつきまして実行委員会へ確認しましたところ、以前は市内業者に委託していたものの、１０年ほど前に業者選定のためのコンペを実施して県外業者に決定し、その２年後に再度業者選定コンペを実施したとのことでございます。２度目のコンペで選定した業者につきましては、花火の品質も非常によく、流行も取り入れるなど要望にも柔軟に対応してもらえることから、その後は入札などを実施せず、実績や他業者の金額の比較を毎年行いながら、今年度まで同一業者を選定していると伺っております。

市といたしましては、関宿納涼花火大会は市の補助事業でもございますことから、自主性を尊重しながらも競争性や公平性の確保に留意いただくよう申入れさせていただきたいと存じます。

○議長（岡本公秀君）

髙島議員。

○８番（髙島　真君登壇）

公平性の担保とかと言われますけれども、基本的に１，１００万円、１０年で１億１，０００万ですよね。それについて随意契約みたいな形で、コンペをしたというんですけれどもコンペというのもいろいろありまして、花火というのは職人仕事の話になるんです。だから商売人の人もおるでしょうし、その辺亀山の市長が認める亀山ブランド、下支えしているブランドというのがあるんですよ、それを超えりゃあ三重ブランド。

三重県には幾つもの花火大会があります。桑名から行けば水郷花火があり、四日市花火があり、津の花火あり、ほんで亀山の、僕は一大イベントと言うておるんですけれども花火があって、熊野の花火があります。三重県には若干４０そこそこで熊野の花火大会を総指揮する立派な花火師がおるというのも忘れやんでおいてやってください。

それに、それを随意契約していくというのは基本的にいかがなものかなあ、公平性が何でそんなことになっていったんかなあと僕は思います。

他業者に毎年金額の比較をしたと言われますけれども、三重県火薬連盟のほうに問合せをして、いろんな花火業者を知っていますけれども見積りなんて一切来たことないという話もありますもん

で、その辺を考えていただきたいと思います。

それと２年後、２年契約というのもこれも色々と裏がありまして、６月議会には私、それを持ってまた質問させていただきますので、それを決めた議事録等があると思いますけれども、それも開示していただきたいと思っております。

次に、まあそういうことやいろんなことを考えて、公平性と競争性を持って商売人じゃなく亀山ブランドを選んでもろうて、せめて三重県ブランドぐらいで勝負をできれば、亀山市というか三重県って結構有数の花火師がというところがありまして、三重県と和歌山県でサンワ会という花火業者、グループもありまして、すごい花火を上げてくるのは技術的にもセンス的にも、まあ今風だ柔軟だといやあ、柔軟かといえばその辺は職人ですので、基本的に、商売人ではないということを知っておいていただきたいと思います。

それと、次に予算と組織体制について、令和８年度の観光補助金の予算計上について伺います。

観光協会について、職員の任用の任期が長く、高齢化が進んでいますので、どのように亀山ブランドというものを守っていくのかをお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

令和８年度の観光協会の補助金につきましては、２，８３０万円を計上いたしております。

これまで、市の観光推進のパートナーとして、観光協会が観光案内や情報発信、各種イベントを通じた地域支援や広域的な連携など、市内への誘客やまちづくり観光の推進に取り組んでまいりました。しかしながら、今後持続可能な組織運営を図るためには、観光協会の組織の高齢化及び専門的な知識を有する人材の確保が課題であることは認識しているところでございます。今後は、組織の活性化を含めた組織力強化の支援を図ってまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

髙島議員。

○８番（髙島　真君登壇）

次に今後の事業を進める上でと聞こうと思ったんですけれども、そこまで言うてもろうたら、もう聞くことはありません。

今回富田部長が最後の答弁やと、もう定年退職ですのでということで何かすごい答弁をもろうたなあと思っています。市長のいう亀山ブランド、退職される方も亀山の職員、みんなそうやと思うんですけれども亀山市役所で得た見地、それというのは何事にも代え難い亀山ブランドになっていくと思います。

そういう目に見えやん亀山ブランドというのを市長には追いかけていって目に見えるきれいなもんとか派手なものを追いかけることなく、下支えしておる職人気質の方とかそれが亀山ブランド、三重ブランド、それを大切に行ってもらいたいと思います。富田部長、本当にお疲れさまでした。

これで終わります。ありがとうございます。

○議長（岡本公秀君）

８番　髙島　真議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による質問は終わりました。

これより一般質問に対する関連質問ですが、通告はありませんので関連質問を終わります。

これにて、日程第１に掲げた市政に関する一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了しました。

次にお諮りします。

明日１２日から２５日までの１４日間は、各常任委員会における付託議案の審査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

明日１２日から２５日までの１４日間は休会することに決定いたしました。

休会明けの２６日は午前１０時から会議を開き、付託議案の審査を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さんでした。

（午後　２時５７分　散会）

令和８年３月２６日

亀山市議会定例会会議録（第８号）

●議事日程（第８号）

令和８年３月２６日（木）午前１０時　開議

第　１　議案第　３号　亀山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

第　２　議案第　４号　亀山市工場立地法市準則条例の制定について

第　３　議案第　５号　亀山市行政手続条例の一部改正について

第　４　議案第　６号　亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

第　５　議案第　７号　亀山市職員給与条例の一部改正について

第　６　議案第　８号　亀山市職員の旅費に関する条例の一部改正について

第　７　議案第　９号　亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部改正について

第　８　議案第１０号　亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

第　９　議案第１１号　亀山市まちをきれいにする条例の一部改正について

第　１０　議案第１２号　亀山市産業振興条例の一部改正について

第　１１　議案第１３号　亀山市石水渓キャンプ場施設条例の一部改正について

第　１２　議案第１４号　亀山市市民農園条例の一部改正について

第　１３　議案第１５号　亀山市営住宅条例の一部改正について

第　１４　議案第１６号　亀山市火災予防条例の一部改正について

第　１５　議案第１７号　亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

第　１６　議案第１８号　亀山市心身障害児童福祉手当支給条例及び亀山市重度心身障害者介助者手当支給条例の廃止について

第　１７　議案第１９号　令和７年度亀山市一般会計補正予算（第８号）について

第　１８　議案第２０号　令和７年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について

第　１９　議案第２１号　令和７年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について

第　２０　議案第２２号　令和７年度亀山市下水道事業会計補正予算（第２号）について

第　２１　議案第２３号　令和７年度亀山市病院事業会計補正予算（第２号）について

第　２２　議案第２４号　令和８年度亀山市一般会計予算について

第　２３　議案第２５号　令和８年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について

第　２４　議案第２６号　令和８年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について

第　２５　議案第２７号　令和８年度亀山市水道事業会計予算について

第　２６　議案第２８号　令和８年度亀山市工業用水道事業会計予算について

第　２７　議案第２９号　令和８年度亀山市下水道事業会計予算について

第　２８　議案第３０号　令和８年度亀山市病院事業会計予算について

第　２９　議案第３１号　財産の処分について

第　３０　議案第３２号　市道路線の認定及び廃止について

第　３１　議案第３３号　基本構想の策定について
第　３２　議案第３４号　前期基本計画の策定について
第　３３　請願第　１号　学童保育所へ通所する児童らの安全確保及び交通の円滑化のための横断歩道設置に関する意見書の提出を求める請願
第　３４　議案第３５号　亀山市副市長の選任同意について
第　３５　委員会提出議案第１号　学童保育所へ通所する児童らの安全確保及び交通の円滑化のための横断歩道設置に関する意見書の提出について
第　３６　議員提出議案第　１号　米国・イスラエルによるイラン攻撃の即時停止と外交による平和解決を求める決議

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（１７名）

１番	古田吉昭君	２番	櫻木善仁君
３番	深水隆司君	４番	草川卓也君
５番	中島雅代君	６番	森　英之君
７番	今岡翔平君	８番	髙島　真君
９番	新　秀隆君	１０番	豊田恵理君
１１番	福沢美由紀君	１２番	森　美和子君
１３番	鈴木達夫君	１４番	岡本公秀君
１５番	伊藤彦太郎君	１６番	服部孝規君
１８番	櫻井清蔵君		

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀渕輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	総務財政部参事	佐藤康二君
市民文化部長	小林恵太君	市民文化部次長兼関支所長	北川明美君
市民文化部参事	関戸繁人君	健康福祉部長	林　秀臣君
子ども未来部長	高宮綾子君	産業環境部長	富田真左哉君
産業環境部参事	村田　博君	建設部長	高桐美智代君
上下水道部長	松永政司君	危機管理監	木田博人君
会計管理者	原　正一君	消防長	豊田達也君

消防部長	豊田賢治君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	谷川健次君	地域医療部長	小森達也君
教育長	中原博君	教育部長	大平守君
代表監査委員	上田寿男君	監査委員事務局長	高嶋美季君
選挙管理委員会事務局長	落合巧君		

●事務局職員

議会事務局長	大泉明彦	議事調査課長	新山さおり
書記	山北康仁		

●会議の次第

（午前１０時００分　開議）

○議長（岡本公秀君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程（第８号）により取り進めます。

それでは、去る９日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託しました日程第１、議案第３号から日程第３２、議案第３４号までの３２件を一括議題といたします。

各常任委員会委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第１０４条の規定により報告します。

記

議案第　５号	亀山市行政手続条例の一部改正について	原案可決
議案第　６号	亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第　７号	亀山市職員給与条例の一部改正について	原案可決
議案第　８号	亀山市職員の旅費に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第１６号	亀山市火災予防条例の一部改正について	原案可決
議案第１７号	亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	原案可決
議案第３１号	財産の処分について	原案可決

令和８年３月１６日

総務委員会委員長　今　岡　翔　平

亀山市議会議長　岡　本　公　秀　様

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第１０４条の規定により報告します。

記

議案第　３号	亀山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
議案第　９号	亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部改正について	原案可決
議案第１０号	亀山市国民健康保険税条例の一部改正について	原案可決
議案第１８号	亀山市心身障害児童福祉手当支給条例及び亀山市重度心身障害者介助者手当支給条例の廃止について	原案可決

令和８年３月１３日

教育民生委員会委員長　森　　美和子

亀山市議会議長　岡　本　公　秀　様

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第１０４条の規定により報告します。

記

議案第　４号	亀山市工場立地法市準則条例の制定について	原案可決

議案第１１号　亀山市まちをきれいにする条例の一部改正について　原案可決
議案第１２号　亀山市産業振興条例の一部改正について　原案可決
議案第１３号　亀山市石水渓キャンプ場施設条例の一部改正について　原案可決
議案第１４号　亀山市市民農園条例の一部改正について　原案可決
議案第１５号　亀山市営住宅条例の一部改正について　原案可決
議案第３２号　市道路線の認定及び廃止について　原案可決

令和８年３月１２日

産業建設委員会委員長　伊　藤　彦太郎

亀山市議会議長　岡　本　公　秀　様

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第１０４条の規定により報告します。

記

議案第１９号　令和７年度亀山市一般会計補正予算（第８号）について　原案可決
議案第２０号　令和７年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について　原案可決
議案第２１号　令和７年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について　原案可決
議案第２２号　令和７年度亀山市下水道事業会計補正予算（第２号）について　原案可決
議案第２３号　令和７年度亀山市病院事業会計補正予算（第２号）について　原案可決
議案第２４号　令和８年度亀山市一般会計予算について　原案可決
議案第２５号　令和８年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について　原案可決
議案第２６号　令和８年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について　原案可決
議案第２７号　令和８年度亀山市水道事業会計予算について　原案可決
議案第２８号　令和８年度亀山市工業用水道事業会計予算について　原案可決
議案第２９号　令和８年度亀山市下水道事業会計予算について　原案可決
議案第３０号　令和８年度亀山市病院事業会計予算について　原案可決
議案第３３号　基本構想の策定について　原案可決
議案第３４号　前期基本計画の策定について　原案可決

令和８年３月２４日

予算決算委員会委員長　森　　英　之

亀山市議会議長　岡　本　公　秀　様

○議長（岡本公秀君）

初めに、今岡翔平総務委員会委員長。

○７番（今岡翔平君登壇）

ただいまから総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る９日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、１６日に委員会を開催しました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第５号亀山市行政手続条例の一部改正については、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、行政手続法が一部改正され、聴聞の通知等に係る公示送達がデジタル化されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第６号亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正については、令和８年度から会計年度任用職員に対する勤勉手当を支給し、並びに報酬支給日の見直し及び期末手当の支給月数の引上げを行うための所要の改正を行うものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第７号亀山市職員給与条例の一部改正については、令和７年人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取扱いに準じ、市の職員の通勤手当及び宿日直手当について所要の改正を行うものです。

審査の過程では、条例改正の時期に関する質疑があり、これについては、通勤手当について、国家公務員の取扱いと本市職員の取扱いの違いなどについて十分な検討を行ったため、本議会での提案となったとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第８号亀山市職員の旅費に関する条例の一部改正については、職員の旅費について、国家公務員等の旅費に関する法律の一部が改正されたことに伴い、国家公務員等の旅費に準じた取扱いとするため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、旅費の損失の考え方に関する質疑があり、これについては、天災等で交通手段がなくなる場合、宿泊費が別に生じることが想定されるケースにおいては支給が必要であると考え

ることから、規則等で検討していくとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第１６号亀山市火災予防条例の一部改正については、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部が改正され、簡易サウナ設備に関する規定が追加されたことなどから、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、簡易サウナ設備の設置状況に関する質疑があり、これについては、現行の条例に規定はないため、設置状況については把握していないとの答弁でありました。

また、設置する者への周知方法に関する質疑があり、これについては、市ホームページや、立入検査の際の指導等で周知していくとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第１７号亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正され、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額、及び補償基礎額の加算額が改定されることから、政令で定める基準に従い、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第３１号財産の処分については、土地の売払いによる財産の処分について、令和８年２月６日付で仮契約したため、議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、事業者の購入目的に関する質疑があり、これについては、事業所に隣接する土地であることから、事業所用地として一体利用するとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（岡本公秀君）

次に、森　美和子教育民生委員会委員長。

○１２番（森　美和子君登壇）

おはようございます。

ただいまから教育民生委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る９日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、１３日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第３号亀山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、生後６か月から満３歳未満の未就園児を持つ家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付制度、こども誰でも通園制度が創設され、児童福祉法による認可事業である乳児等通園支援事業として位置づけられたことから、本市における特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、制定するものです。

審査の過程では、利用人数に関する質疑があり、これについては、１０人を見込んでいるが、まずは５人で開始し、１０人になった場合は第一愛護園だけでなく、他の園に広げていくことも想定

しているとの答弁でありました。

次に、制度実施に伴う在園児への心理的影響に関する質疑があり、これについては、在園児が環境の変化に対応できるよう担任、配置する保育士及び園長等で細やかに見ていきたいとの答弁でありました。

次に、利用者との面談の方法に関する質疑があり、これについては、基本的には園長が面談を実施し、必要に応じて担当の保育士が立ち会う場合もあるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第９号亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部改正については、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、生後６か月から満３歳未満の未就園児を持つ家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付制度、こども誰でも通園制度が創設され、児童福祉法による認可事業である乳児等通園支援事業として位置づけられたことから、当該事業の実施に当たり、利用者から徴収する利用料に関して必要な事項を条例において定める必要があるため所要の改正を行うものです。

審査の過程では、利用料を３００円とする根拠に関する質疑があり、これについては、国の示す標準的な額３００円と他市の状況を勘案し、３００円と決定したとの答弁でありました。

次に、利用者の所得に関わらず３００円とするのかとの質疑があり、これについては、規則において所得状況により減額を行う予定であるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第１０号亀山市国民健康保険税条例の一部改正については、子ども・子育て政策の給付拡充を図るため、子ども・子育て支援金制度が令和８年度から創設されることに伴い、地方税法の一部が改正され、国民健康保険税における子ども・子育て支援納付金の課税等について所要の規定の整備が行われたことから、所要の改正を行うものです。

また、三重県から示された令和８年度の国民健康保険事業費納付金及び標準保険税率を参考に税率の見直しを検討した結果、被保険者の負担及び今後の事業運営の観点から税率改定が望ましいと判断したため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、子ども・子育て支援納付金課税額の負担に関する質疑があり、これについては、被保険者均等割額及び１８歳以上被保険者均等割額はともに１８歳以上の者が負担するとの答弁でありました。

次に、子ども・子育て支援金制度の創設に伴う国民健康保険事業特別会計への影響に関する質疑があり、これについては、令和８年度は収納率を９３．５％として計算し、３，８７０万円の歳入を見込んでいるとの答弁でありました。

次に、討論では、国民健康保険に加入する子育て世帯は経済的に厳しい世帯が多い中、子育て中の方も含めて子ども・子育て支援納付金課税額を徴収することには反対であるとの理由から、反対討論がありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第１８号亀山市心身障害児童福祉手当支給条例及び亀山市重度心身障害者介助者手当支給条例の廃止については、制度創設当時と比較すると、現在においては、障害基礎年金、特別障

害者手当等の給付のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の制定により、各種障がい福祉サービス等が充実してきた経緯があり、平成２２年度に実施された事業仕分及び令和６年度に実施された事務事業点検の結果、不要、事業の有効性が限定的であり、抜本的な見直しや改善が必要と認められると判定されているため、所期の目的を達成したものと考え廃止するものです。

審査の過程では、手当を支給する目的に関する質疑があり、これについては、心身障害児童福祉手当は心身障がい児童の健全な育成と福祉の増進を図ることを目的とし、また重度心身障害者介助者手当は福祉の増進に寄与することを目的としているとの答弁でありました。

次に、周知に関する質疑があり、これについては、制度廃止の周知だけでなく、特別障害者手当などの受給資格がある方に対して漏れがないよう合わせて必要な周知を行うとの答弁でありました。

次に、制度開始時期及び廃止理由に関する質疑があり、これについては、制度は合併前から開始している。事務事業点検の結果、市民の中で「不要」という判断がなされたことは大きな事実として捉えており、今後は手当としての支援ではなく障がいのある方を見守る社会環境を整えていくことが重要と考えているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、教育民生委員会審査報告といたします。

○議長（岡本公秀君）

次に、伊藤彦太郎産業建設委員会委員長。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

ただいまから産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る９日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、１２日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受け、議案第１５号と議案第３２号については現地確認を行った後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第４号亀山市工場立地法市準則条例の制定については、平成２４年の工場立地法の改正により全ての市へ権限が移譲され、市独自の緑地面積率を定めることが可能となり、本市においては、市内企業の投資促進及び市外流出防止を図る必要があることから、緑地面積率等を緩和するため、条例の制定を行うものです。

審査の過程では、条例の適用範囲に関する質疑があり、これについては、既存の工場にも適用されるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第１１号亀山市まちをきれいにする条例の一部改正については、本条例は制定から２０年が経過するが、依然としてまちの美観が損なわれていることから、ごみの投棄に関する対応強化を図り、清潔で美しいまちづくりを推進するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、関係機関と連携したごみの投棄防止のために必要な施策または事業とはどのようなものかとの質疑があり、施策については監視カメラの設置や不法投棄防止等の看板の配付、職員によるパトロール、また事業については、一斉清掃やクリーン作戦であるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第１２号亀山市産業振興条例の一部改正については、引き続き新規産業の創出及び既存企業の新規設備投資による産業立地の促進を図る必要があることから、制度を見直し、本条例の有効期間を延長するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、物流機能を有する保管施設事業を対象としない理由に関する質疑があり、これについては、産業団地の分譲が残り１区画であることから、税収の増加効果のある製造業に絞ったとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第１３号亀山市石水渓キャンプ場施設条例の一部改正については、令和８年４月１日から、冷暖房設備の利用開始と需要が高まっているソロキャンプに応じた料金等に対応するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、利用状況に関する質疑があり、令和６年度においてはバンガロー施設の３人までの利用が６２％で、１人利用も１７％と増えてきているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第１４号亀山市市民農園条例の一部改正については、開園以来２０年が経過し、施設の老朽化と維持管理経費の増加により、令和９年度以降の使用料について所要の改正を行うものです。

審査の過程では、維持管理経費の使途に関する質疑があり、これについては、草刈業務委託や残渣等運搬業務委託の人件費等であるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第１５号亀山市営住宅条例の一部改正については、亀山市民間活用市営住宅事業により新たに借り上げる賃貸共同住宅４戸について、市営住宅として設置及び管理を行うため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第３２号市道路線の認定及び廃止については、路線の一部が一般交通の用に供する必要がなくなったことに伴う阿野田３４号線の路線の認定及びこれに伴う阿野田３４号線の路線の廃止について、議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（岡本公秀君）

次に、森　英之予算決算委員会委員長。

○６番（森　英之君登壇）

ただいまから予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る９日の本会議で当委員会に付託のありました議案第１９号から議案第２３号までの令和７年度各会計補正予算５議案、議案第２４号から議案第３０号までの令和８年度各会計予算の７議案並びに議案第３３号及び議案第３４号の総合計画関係の２議案、合わせて１４議案の審査に当たるた

め、１８日、２３日及び２４日の３日間にわたり委員会を開催いたしました。

初めに、議案第２４号令和８年度亀山市一般会計予算について、議案第２５号令和８年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について、議案第２６号令和８年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について、議案第２７号令和８年度亀山市水道事業会計予算について、議案第２８号令和８年度亀山市工業用水道事業会計予算について、議案第２９号令和８年度亀山市下水道事業会計予算について、議案第３０号令和８年度亀山市病院事業会計予算について、議案第３３号基本構想の策定について、議案第３４号前期基本計画の策定についての９議案の審査を行いました。

その結果、議案第２４号令和８年度亀山市一般会計予算について、議案第３３号基本構想の策定について及び議案第３４号前期基本計画の策定については、リニア中央新幹線は、事業主体のＪＲ東海は品川－名古屋間の具体的な開業時期は未定としており、総合計画の期間内に事業の進展が全く見込めない状況になっている中、リニア中央新幹線を今後のまちづくりの柱に据えている。また、亀山駅周辺での庁舎建設は、浸水想定地域を含むため防災対策が必要なことや、土地購入費などで莫大な予算がかかることなど、とても適地とは言えない。これらを掲げる基本構想と前期基本計画には賛成できない。第３次亀山市総合計画に基づいて編成された令和８年度予算にも賛成できないとの理由から反対討論がありました。

そして、これらの議案については、採決の結果、いずれも賛成者多数で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第２５号令和８年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について、及び議案第２６号令和８年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算については、子ども・子育て支援金は、少なくとも３年は段階的に上がり、その後もどうなるか分からない。現年度収納率が下がる中、被保険者の負担が上がる仕組みとなっているこれらの予算には賛成できないとの理由から反対討論がありました。

そして、これらの議案については、採決の結果、いずれも賛成者多数で原案のとおり可決することに決定しました。

また、議案第２７号から議案第３０号までの４議案については、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

なお、委員会として、１つ、令和８年度から第３次総合計画がスタートするが、その具現化に向け、委員会の審査過程において出された意見を真摯に受け止め、計画的、効率的な予算の執行に取り組むとともに、事業の着実な推進に努められたい。

１つ、第３次総合計画に基づく事業の実施に当たっては、大規模施設整備事業を控えていることから、公債費負担比率を注視しつつ、必要に応じて起債を活用するなど、財政健全化と政策推進が両立するよう考慮して取り組まれたい。

１つ、財政構造改革骨太方針２０２４の集中改革期間の最終年度となることから、歳入確保と歳出削減に努め、限りある財源を有効活用し、市民サービスのさらなる向上が図れるよう取り組まれたい。

以上３点の意見を申し添えたところであります。

次に、議案第１９号令和７年度亀山市一般会計補正予算（第８号）について、議案第２０号令和７年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について、議案第２１号令和７年度亀

山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について、議案第２２号令和７年度亀山市下水道事業会計補正予算（第２号）について、議案第２３号令和７年度亀山市病院事業会計補正予算（第２号）についての５議案は、総務分科会、教育民生分科会、産業建設分科会にそれぞれ審査を分担したことから、審査の経過内容について各分科会長から報告を受けました。

各分科会長の報告に対する質疑及び議案に対する討論はなく、議案第１９号から議案第２３号までの５議案については、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（岡本公秀君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

ないようですので、各委員長報告に対する質疑を終結します。

会議の途中ですが、１０分間休憩します。

（午前１０時２６分　休憩）

（午前１０時３５分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第３号から議案第３４号までの３２件について討論を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

１６番　服部孝規議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

日本共産党を代表して、議案第３３号基本構想の策定について、議案第３４号前期基本計画の策定について及び議案第２４号令和８年度亀山市一般会計予算について、並びに議案第４号亀山市工場立地法市準則条例の制定についての４議案に反対の立場で討論いたします。

まず、総合計画です。

この第３次亀山市総合計画は、計画策定の趣旨で、将来を見据えながらまちの成長力や住みやすさを一層高めていくために策定するとあります。それでは、どんな将来を見据えているのでしょうか。その一つが、高速交通網の進展と日本中央回廊の形成にあるリニア中央新幹線です。今後、新たな広域幹線道路の進捗やリニア中央新幹線の全線開業も相まって、東西南北方向の広域交通連携軸は強化され、広域交通ネットワークの充実が図られるとその期待を語り、さらにはリニア効果を最大限に発揮するため、早期の全線開業に加え、広域連携の視点を持ったまちづくりが求められていますとしています。

基本構想に反対する第１の理由は、リニア中央新幹線を今後のまちづくりの柱に据えていることであります。リニア中央新幹線は、事業主体のＪＲ東海ですら全線開業の見通しを語ることができ

ないだけではなく、品川－名古屋間の開業時期も未定としており、総合計画の期間内に事業の進展が全く見込めない状況になっています。このようなリニア中央新幹線に亀山の将来を託せないことは明らかではないでしょうか。

第２の理由は、亀山駅周辺で計画されている新庁舎建設です。新庁舎建設は必要ですが、亀山駅周辺への建設は多くの市民から批判が寄せられています。基本構想では、多様な機能が集積した中心的市街地であるＪＲ亀山駅周辺において新庁舎整備を見据えながら、都市機能の再構築や利便性の向上、生活に身近な河川空間の利活用に取り組むとしています。ところが、亀山駅周辺での計画は浸水想定地域を含むため防災対策が必要なことや、市有地がないため土地購入費などで莫大な予算がかかることなど、とても適地とは言えません。このような庁舎建設にまちづくりの将来を任せることはできません。また、こうした将来像を実現するための事業が前期基本計画には盛り込まれています。

以上のとおり、亀山市の将来都市像の柱として、リニア中央新幹線や亀山駅周辺での庁舎建設を掲げる基本構想と、それを具体化した前期基本計画には賛成できません。

次に、一般会計予算です。当初予算です。

令和８年度予算は、第３次亀山市総合計画の初年度の予算です。この第３次亀山市総合計画は、先ほども言いましたリニア中央新幹線や問題の多い亀山駅周辺での庁舎建設を将来のまちづくりの柱に据えるもので、党議員団は反対を表明しています。予算案の評価というのは、個々の事業が市民にとっていいものかどうかだけでは判断できません。確かに、この予算案にはこれまで市民要望に沿って党市議団が求めてきた予算が幾つか盛り込まれていることは評価できますが、予算案を評価する上で大事なことは市がどんな将来像を描き、どんなまちづくりを目指して令和８年度予算を編成したかであります。向こう８年間の方向を決める総合計画に賛成できない以上、総合計画の具体化の初年度となる令和８年度当初予算にも賛成できません。

また、この予算案を見ると、これまで指摘した問題が解決されないままになっております。リニア基金は、令和８年度は積立てをやめましたが、既に積み立てられた２０億円の基金は使える時期が全く未定なのにそのままにしています。財政が厳しいからと市民サービスを抑えているのに、使う当てのないリニア基金をそのままにしておくことは到底市民の理解は得られません。２０億円のリニア基金を廃止して、目の前に迫っている公共施設の整備や市民の暮らしのために使うべきです。

また、質疑でただしましたが、事務量が増大し正規職員を増やさなければならないのに、職員全体に占める正規職員の割合は４５％でしかありません。みえ労連の調査によれば、県内自治体の職員全体に占める正規職員の割合は５６％となっており、亀山市が異常に低くなっており、こうした職員体制には問題があります。

さらに、中学校給食が４月からようやくスタートしますが、市民が求めている市の調理施設での給食をという願いを実現するための給食施設の建設の予定も全く示されておりません。

以上のとおり、市民の願いに応えていないこの予算案には反対するものです。

最後に、議案第４号亀山市工場立地法市準則条例の制定についてです。

この条例は、法改正により市に権限が移譲されたことを受けて、亀山市が市内企業の投資促進及び市外流出防止を図る必要があるとして、緑地面積率等を緩和するため条例を制定するものです。反対する理由は、この条例制定で緑地面積等を減らすことは、工業化と工業開発に起因して深刻化

した公害問題や地域の環境、自然の喪失に対する対策のための法の趣旨に反することであります。また、地域の環境づくりに貢献することを求めた法律であるのに、市はパブリックコメントを実施せず、工場周辺地域の住民への説明や意見を聞くこともしておりません。さらに、亀山市は総合計画の将来都市像で緑の健都かめやまを大きく掲げて自然や環境を守ると言いますが、この条例制定は今よりも緑地を減らすという緑の健都かめやまと真逆のことをやろうとしていると言わざるを得ません。

以上のとおり、法の趣旨に反し、緑地を少なくする条例の制定には反対するものです。

議員各位のご賛同を求め、討論とします。

○議長（岡本公秀君）

１６番　服部孝規議員の討論は終わりました。

次に、２番　櫻木善仁議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

新和会を代表して、議案第３３号基本構想の策定について及び議案第３４号前期基本計画の策定について、そして議案第２４号令和８年度亀山市一般会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

本計画は、本市の将来都市像「人とまちの輝きが未来を創る緑の健都かめやま」を掲げ、自然、歴史、産業、そして人々とつながりをという亀山市の強みを生かし、持続的な発展と市民幸福度の向上を目指すものであり、適切な方向性であると考えます。また、本計画は複雑化、多様化する行政課題の中において、本市全体の進むべき方向を示す羅針盤としての役割を担うものであり、個別施策の是非といった部分観ではなく、まち全体をどのように捉え、どの方向へ導いていくかという全体観に立ち、私は本議案に対し賛成するものです。

人口減少や社会構造の変化が進む中において、それぞれの施策が個別に最適化されても、まち全体として機能しなければ意味は持ちません。部分最適の積み重ねで全体最適には至りません。その点において、本計画は都市構造や産業、環境、子育て、福祉といった各分野を相互に関連づけながら本市全体の姿を描こうとするものであり、全体最適を志向する計画として評価するものであり、この全体最適の視点が組織全体に浸透することを期待いたします。

また、本計画に捉えられている緑の健都という考え方は、本市の豊かな自然環境と人と人のつながりを基礎としながら、健康と福祉、そして持続的な発展を一体として捉えるものであり、本市の将来像を象徴する重要な理念であると受け止めております。さらに、この理念を具体化するものとして位置づけられている前期基本計画のＫ^{2}プロジェクトは、総合計画の理念を実行へとつなぐ分野横断的な取組であり、全体最適を実現するための実行装置であると評価します。とりわけ４つの重点プロジェクトはそれぞれの独立した取組ではなく、産業と交流、緑と恵み、健康と文化、教育と希望という４つの側面から本市の将来像を多面的に捉える、支える構造となっている点に大きな意義があります。この４つのプロジェクトは、分野ではなく役割分担された一つの戦略であると受け止めています。例えば、未来デザインプロジェクトにおいては、交通拠点性を生かした次世代産業の集積や都市空間の再構築により、本市の成長を牽引する役割が示されております。また、緑の環プロジェクトにおいては、鈴鹿川等源流域の保全や水資源へのこだわりを通じて、本市の持続可能性の基礎を支える取組が位置づけられています。さらに、健康・文化創造きらりプロジェクトは、

市民主体の活動を通じて地域力を高め、心豊かな暮らしを支えるものであり、「教育のまち亀山」ＤＮＡ継承プロジェクトは、地域全体で次世代を育む本市の強みを生かし、将来の担い手を育成する重要な取組であります。これらは個別に展開されるのではなく、相互に連動しながら成長、環境、人づくりが一体となって機能していく点に本計画の本質があると考えます。

また、本計画を実効性あるものにするためには、行政内部の連携にとどまらず、市民、団体、企業など多様な主体との協働、さらには対話を通じ、課題の共有が不可欠であります。計画をつくることは目的ではなく、使われて初めて価値を持ちます。

今後においては、本計画が単なる理念にとどまることなく、予算編成や事業実施に確実に反映され、全体最適の視点から組織全体に浸透することを強く求めます。また、進行管理においては、個別事業の成果に加え、まち全体としてどのような効果が生まれるかについて、すなわち市民の幸福度を検証していくことが重要であります。緑の健都という理念を現実のまちの姿として実現できるかどうかは、Ｋ^{2}プロジェクトの着実な推進にかかっているものと考えます。

総合計画とは、まちの未来を描くだけではなく未来を実現する責任を伴うものであります。第３次総合計画を確実に推進することで、緑の健都という理念を現実のまちの姿として実現し、市民一人一人が未来に夢と希望を持てる亀山市となることを期待し、私は議案第３３号基本構想の策定について及び議案第３４号前期基本計画の策定について賛成するものであります。

次に、議案第２４号令和８年度亀山市一般会計予算についてです。

本予算は、第３次総合計画の初年度として、未来都市像「人とまちの輝きが未来を創る緑の健都かめやま」の実現に向けた第一歩であるとともに、財政構造改革骨太方針２０２４の集中改革期間の最終年度として、財政規律と政策推進の両立を図った予算であると評価いたします。また、令和８年度を気概の年と位置づけ、新たな一歩を踏み出そうとする姿勢も踏まえ、その意義は大きいものと受け止めています。

まず、本市の財政は市税の増収が見込まれる一方で、物価上昇による行政調達コストの増加や、今後予定されるごみ処理施設など大規模需要を控え、構造的に厳しい状況にあると認識しております。そのような中で編成された本予算は、収支バランスの確保を前提に、施策推進と財政構造改革の両立を図ったものとなっております。一般会計の規模は、前年度比７億４，３００万円減の２２８億７，７００万円となっており、物価高騰が続く厳しい状況の中にあっても、事業の再編や事業内容の見直しにより将来にツケを回さないという強い意志の下にこの減額を実現したことは責任ある判断として評価するものであります。また、一般財源ベースでは１５９億５，６０８万９，０００円と１６０億の壁を強く意識した編成となっており、歳入の範囲内で歳出を組み立てる分度の考え方が全庁に共有されている点も持続可能な財政運営の視点から重要であります。

さらに、財政構造改革骨太方針２０２４に基づく取組により、一般財源ベースで約４億７，０００万円の削減効果を生み出し、事業数においても４３６事業から３９６事業へと４０事業削減するなど、具体的かつ実効性のある改革が進められている点は評価するものです。とりわけ広報紙の仕分見直しや庁内郵便搬送の精査といった日常業務の見直しから、消防指令センターの共同運用や公用車の削減、さらに関連事業の集約、再編に至るまで横断的に見直しが進められていることは、全庁を挙げての改革努力の表れだと受け止めております。例えば、観光プロモーションや団体支援など複数の事業をかめぐりにぎわいづくり推進事業等へと集約するなど、類似事業の一本化により効

率化と効果の向上が図られている点は、その具体的な成果の一つとして評価するものであります。

加えて、財政調整基金については令和７年度末で約１７億７，０００万円、令和８年度にはそれを上回る水準の回復が見込まれており、令和１１年度末２５億円以上という目標達成に向けた着実な歩みが示されています。

さらに、歳出においては、市道和賀白川線や市道川合９号線、下庄１号線の整備、公園施設長寿命化事業として亀山公園内のますみ児童公園及び北公園における遊具の更新といった社会資本整備に加え、中学校全員喫食制給食の実施、ＧＩＧＡスクール構想などの推進など、将来を見据えた施策が計上されております。あわせて、小・中学校の特別教室への空調の設置については、市民からの要望が強い中、令和８年度から実施されることは子どもたちの学習環境の向上と安全確保の観点からも重要な取組であり、市民ニーズを的確に捉えたものとして評価するものであります。加えて、令和８年４月より、こども誰でも通園制度の開始並びに緊急搬送支援制度かめやまマタニティ・サポート１１９の運用が開始されることであります。これらは妊娠、出産から子育てまで切れ目のない支援体制の構築に資するものであり、市民が安心して子どもを産み育てられる環境づくりをさらに前進させる取組として評価するものです。

一方、今後も人件費や扶助費の増加など、財政運営は予断を許さない状況が続くものと考えます。そのため、集中改革期間後を見据え、さらなる行財政改革の推進と事業の選択と集中、分野横断的な連携による新たな価値創造が求められます。とりわけ３２の基本施策、３１８の施策、そして８５の主要施策を着実に推進するとともに、K^2プロジェクトによる重点的な取組が市民に実感される成果として現れることを強く期待するものであります。

以上、本予算は気概の年としての決意の下、将来にツケを回さないという責任ある姿勢で編成され、将来への投資と財政規律の両立を図ったものであると評価し、議案第２４号令和８年度亀山市一般会計予算について賛成いたします。

議員各位にもご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で賛成討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

２番　櫻木善仁議員の討論は終わりました。

次に、１１番　福沢美由紀議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党を代表し、議案第１０号亀山市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第２５号令和８年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について、議案第２６号令和８年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算についての３議案について、反対の立場で討論します。

まずは、国民健康保険税条例の一部改正です。

令和８年度の国民健康保険事業は、１人当たり医療費の伸び率が鈍化するとともに、いわゆる団塊の世代の方々が後期高齢者医療制度に移行し、被用者保険の適用拡大などにより被保険者数が減少することが大きく影響し、三重県全体の保険給付費の減少が見込まれ、納付金の額も減少しています。結果として、令和７年度に比べ保険税率を下げたものが今回提案され、これは被保険者の負担を軽減するものであり、反対するものではありません。問題は、今回新たにつくられた子ども・子育て支援金制度です。少子化、人口減少に歯止めをかけ、子ども、子育て世帯への支援、児童手

当の拡充などを継続的、安定的に行うために社会全体で費用を支え合う仕組みとして創設されたものといいます。国民健康保険はじめ公的医療保険に、子ども・子育て支援金を上乗せし徴収するものです。支援金は少なくとも３年は段階的に上がり、その後もどうなるのか分かりません。そして、これだけあまねく国民から新たに支援金を徴収しておきながら、国からの公的支出は下がっています。子育てを社会で支えることは大事ですが、その財源をこのような形で徴収するのは問題で、公費そのものを大幅に増やすべきと考えます。

亀山市は令和７年度に税率を上げたばかりです。そして、予算決算委員会の答弁でもありましたように、国民健康保険はそもそも被保険者の所得状況が低いこと、そして全ての保険の中で国民健康保険が一番負担が重いことは変わりありません。特に、国保被保険者の子育て世帯の負担は重い。また、１人当たりが支払う保険税に対する子ども・子育て支援金の割合は、他の保険と比較し国保が一番重いことが確認されました。亀山市の国保の現年度収納率は令和５年度をピークに下がってきました。暮らしの大変さを表しているのではないでしょうか。さらなる保険税の引下げこそ求められるのであり、負担が上がる仕組みがつくられたこの条例改正には賛成できません。

次に、議案第２５号令和８年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算については、先ほど述べました議案第１０号の条例改正を含んだものですので、反対をします。

また、議案第２６号令和８年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算については、同じく子ども・子育て支援金を上乗せし、負担が上がる仕組みがつくられたことについては全く同じですので、反対をいたします。

議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

○議長（岡本公秀君）

１１番　福沢美由紀議員の討論は終わりました。

次に、１２番　森　美和子議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

公明党を代表いたしまして、議案第１０号亀山市国民健康保険税条例の一部改正について及び議案第２４号令和８年度亀山市一般会計予算について、賛成の立場で討論します。

まず、一般会計予算についてです。

今回提案された一般会計予算は、第３次亀山市総合計画のスタートの年として亀山市の将来を見据えながら、各施策の推進と合わせて財政構造改革骨太方針２０２４を具現化する内容となっています。一般会計の総額は前年度と比べて減額となっておりますが、人件費や扶助費が増加する中にあっても全体の規模の抑制が図られており、堅実な財政運営への意識を感じることができます。さらに、行政経営の重点方針に示された１６０億の壁を下回ったことは、各部署の職員の努力のたまものと評価できます。

新年度の施策の内容では、子育て支援としてこども誰でも通園制度の開始や産後ケアとして訪問型に加え、宿泊型や通所型の事業展開、教育の分野では中学校全員喫食制給食の実施、また児童・生徒や教職員が待ち望んでいた小・中学校への空調の設備設置事業などが計上されており、子どもや子育て世代に寄り添う取組となっています。さらに、市民の健康寿命を延ばす取組としてかめやまるごと健康プロジェクトの推進、ひきこもりなどの方の自立に向けた出口支援を含む重層的支援体制の取組など、大事な事業が含まれた予算となっており、評価すべきものであります。また、防

災・減災対策やインフラ整備、まちづくりや移住促進など、安心して住み続けられる施策もバランスよく盛り込まれています。

一方で、物価高騰の影響や今後予定されている大規模事業に向けて厳しい財政状況が続くことも予想されることから、財政構造改革の取組を意識を持って着実に進めることを求めておきます。

次に、国保条例の改正についてであります。

今回の改正は、三重県が示す標準保険税率へ統一という方向性の中で、亀山市の現状を踏まえ検討されたものであると受け止めています。令和８年度は被保険者数が減少し、医療費の伸びが鈍化する中、給付金が減額となり、新たに子ども・子育て支援納付金が創設されるなど、制度の大きな転換点であると感じています。このような現状を踏まえ、今回の改正は単に標準税率に合わせるのではなく、複数の案を比較検討されるなど、被保険者の負担や国保運営の持続性に十分配慮した内容であると考えます。今回示された税率案③は、医療分の税率を見直すことにより、被保険者の負担を令和７年度程度に抑えながら基金の取崩しも最小限にとどめるなど、バランスの取れた内容であると評価します。

国民健康保険制度には様々な課題があることは承知しておりますが、一自治体でできることには限界があります。しかしながら、誰もが医療を受けられる制度を維持していくために、執行部には市民の皆様に国保制度の必要性について丁寧な説明をしていただくことや、収納率の向上、医療費の適正化に向けた取組を求めておきたいと思います。

以上のような理由から、２つの議案に対して賛成いたします。

議員各位の賛同を求め、討論といたします。

○議長（岡本公秀君）

１２番　森　美和子議員の討論は終わりました。

次に、１８番　櫻井清蔵議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、議案第１８号亀山市心身障害児童福祉手当支給条例及び亀山市重度心身障害者介助者手当支給条例の廃止についての反対討論を行いたいと思います。

本条例は、旧亀山市が昭和４４年３月２７日に条例第７号として、目的は心身障がい児童の保護者に心身障害児童福祉年金を支給することにより、当該児童の健全な育成と福祉の増進を図ることを目的としておると。また、旧関町においては昭和５５年３月３１日条例第９号として、目的は関町が心身障がい者に対し福祉年金を支給することにより、心身障がい者の福祉の増進を図り、または介護者の労に報いることを目的とするとの内容であります。平成１７年１月１１日、旧亀山市と旧関町との合併時における協議においても、旧関町の手当よりも旧亀山市の手当が、当該受給者は旧亀山市のほうが手厚かったことをもって旧亀山市の支給条例を採択されたのが今日に至っています。

令和８年３月定例会において、本条例の廃止をするとの議案が提出されました。提案に当たり、廃止の根拠について各種の説明があったが、さきの令和６年度事務事業点検において、令和６年度当初予算における一般財源がおおむね１，５００万円以上の事業及びそれに関連する事業のうち、予算削減の効果の可能性が高いと考えられる４つの区分、予防接種、施設管理、特定団体への補助金、市単独事業に分類し、この区分に当てはまる１７事業が選定されたこと。財政構造改革の取組

中で、事業が有効であっても一般財源の確保が難しい中、財源の有無を含め点検し、厳しい評価となりましたとあるが、なぜ長年継続支給されてきた本手当支給を廃止する大きな要因として、財政構造改革骨太方針２０２４に基づき、費用対効果を一層高めつつ、経費の削減の視点を踏まえ、切迫感を持ちながらより踏み込んだ議論を行い、事業の有効性を点検することができたと検討委員会であるが、この案件では、改善案ではサービス充実の状況を踏まえ、抜本的な見直しが必要であるが、廃止する場合、経過措置を講じられたいとの意見があるが、最終的に市単独事業であるため不要と考えるという結果でありました。

主な制度の充実の経緯も述べておきたいと思います。昭和６０年、昭和６１年、平成１８年、平成２５年、国の施策においていろいろと充実されてきているのは理解できますが、現行手当の実施状況は心身障害児童福祉手当月２，０００円、令和６年度実績約２０７万円９８名、重度心身障害者介助者手当月３，０００円、令和６年度実績約１，６００万円５０９人となっております。なぜ廃止するのか理解することができない。

ちなみに、反対する理由の中に、駅前再開発事業において、図書館の維持費が外部委託によって６，９００万、図書館、マンションの組合が１，４００万円の負担を要したというものも判断の要因である。

ほかにももっと健全財政を運用する中で、この手当の廃止じゃなく精査をすべき事業があると感じますが、事務事業外部点検委員会においても、亀山市が行っている４４０以上ある事業の一部であるため、事業点検の考え方を広げていくことで市民サービスの維持や財源の確保につながることに期待をするという文言があります。

以上、大まかに述べましたが、議員各位の真摯なる判断をもって、この議案の廃止に反対をしていただきたいと思いまして、反対討論とさせていただきます。ありがとうございました。以上。

○議長（岡本公秀君）

１８番　櫻井清蔵議員の討論は終わりました。

以上で通告による討論を終結し、議案第３号から議案第３４号までの３２件について、起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

起立採決により着席している場合は反対とみなすこととします。

それではまず、討論のありました議案第４号亀山市工場立地法市準則条例の制定について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第４号亀山市工場立地法市準則条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、討論のありました議案第１０号亀山市国民健康保険税条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第１０号亀山市国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、討論のありました議案第１８号亀山市心身障害児童福祉手当支給条例及び亀山市重度心身障害者介助者手当支給条例の廃止について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおりに決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第１８号亀山市心身障害児童福祉手当支給条例及び亀山市重度心身障害者介助者手当支給条例の廃止については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、討論のありました議案第２４号令和８年度亀山市一般会計予算について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおりに決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第２４号令和８年度亀山市一般会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論のありました議案第２５号令和８年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第２５号令和８年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、討論のありました議案第２６号令和８年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第２６号令和８年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、討論のありました議案第３３号基本構想の策定について、起立により採決をいたします。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第３３号基本構想の策定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論のありました議案第３４号前期基本計画の策定について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第３４号前期基本計画の策定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外のうち、議案第３号亀山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第３号亀山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、討論のありました議案以外のうち、議案第９号亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第９号亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、討論のありました議案以外のうち、議案第５号から議案第８号まで、議案第１１号から議案第１７号まで、議案第１９号から議案第２３号まで及び議案第２７号から議案第３２号までの２２件について、一括して起立により採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決すべきものとしております。

本各案を各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、

議案第　５号　亀山市行政手続条例の一部改正について

議案第　６号　亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

議案第　７号　亀山市職員給与条例の一部改正について

議案第　８号　亀山市職員の旅費に関する条例の一部改正について

議案第１１号　亀山市まちをきれいにする条例の一部改正について

議案第１２号　亀山市産業振興条例の一部改正について

議案第１３号　亀山市石水渓キャンプ場施設条例の一部改正について

議案第１４号　亀山市市民農園条例の一部改正について

議案第１５号　亀山市営住宅条例の一部改正について

議案第１６号　亀山市火災予防条例の一部改正について

議案第１７号　亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議案第１９号　令和７年度亀山市一般会計補正予算（第８号）について
議案第２０号　令和７年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について
議案第２１号　令和７年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について
議案第２２号　令和７年度亀山市下水道事業会計補正予算（第２号）について
議案第２３号　令和７年度亀山市病院事業会計補正予算（第２号）について
議案第２７号　令和８年度亀山市水道事業会計予算について
議案第２８号　令和８年度亀山市工業用水道事業会計予算について
議案第２９号　令和８年度亀山市下水道事業会計予算について
議案第３０号　令和８年度亀山市病院事業会計予算について
議案第３１号　財産の処分について
議案第３２号　市道路線の認定及び廃止について
は、いずれも原案のとおり可決することに決定いたしました。

会議の途中ですが、午後１時まで休憩します。

（午前１１時２８分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、去る９日の本会議におきまして、所管の産業建設委員会にその審査を付託しました日程第３３、請願第１号学童保育所へ通所する児童らの安全確保及び交通の円滑化のための横断歩道設置に関する意見書の提出を求める請願を議題とします。

産業建設委員会委員長に委員会における請願審査の経過と結果について報告を求めます。

請願審査報告書

本委員会に付託の請願を審査の結果、別表のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第１３５条の規定により報告します。

令和８年３月１２日

産業建設委員会委員長　伊　藤　彦太郎

亀山市議会議長　岡　本　公　秀　様

別表

受　理　番　号	請　　1
受　理　年　月　日	令和８年３月２日
件　　名	学童保育所へ通所する児童らの安全確保及び交通の円滑化のための横断歩道設置に関する意見書の提出を求める請願
請願者の住所・氏名	三重県亀山市 関小学校区学童保育所さくらクラブ運営委員会 代表者　石地貴之
紹介議員氏名	櫻井清蔵、森　英之、福沢美由紀、森　美和子、中島雅代、櫻木善仁
委員会の意見	願意妥当
審　査　の　結　果	採択
措　　置	関係機関に対し意見書を送付する

○議長（岡本公秀君）

伊藤彦太郎産業建設委員会委員長。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

ただいまから産業建設委員会における請願審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る９日の本会議で、当委員会に付託のありました請願の審査に当たるため、１２日に委員会を開催いたしました。

請願第１号学童保育所へ通所する児童らの安全確保及び交通の円滑化のための横断歩道設置に関する意見書の提出を求める請願については、関小学校の授業終了後に学童保育所に通所する児童が安全かつ円滑に通所できるように、関小学校正門西側から関支所に向けて横断歩道を設置するよう、関係機関に意見書の提出を求めるものです。

審査の過程では、近くにある交差点も見通しが悪い箇所があり、横断歩道だけでなく交差点の安全対策を求める項目も追加すべきとの意見がありました。

そして、採決の結果、全会一致で採択することに決定しました。

以上、産業建設委員会の請願審査の報告といたします。

○議長（岡本公秀君）

産業建設委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

ないようですので、委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、請願第１号について討論を行いますが、通告はありませんので討論を終結し、請願第１号学童保育所へ通所する児童らの安全確保及び交通の円滑化のための横断歩道設置に関する意見書の提出を求める請願について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長の報告は、採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、請願第１号学童保育所へ通所する児童らの安全確保及び交通の円滑化のための横断歩道設置に関する意見書の提出を求める請願については、採択することに決定いたしました。

次に、日程第３４、議案第３５号亀山市副市長の選任同意についてを議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

議案第３５号亀山市副市長の選任同意についてでございますが、亀山市副市長の山本伸治氏は、令和８年３月３１日をもって任期満了となりますので、引き続き同副市長として選任いたしたく、地方自治法第１６２条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和８年４月１日から４年間でございます。

以上、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。追加の提案となりましたが、何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡本公秀君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

これより議案第３５号について質疑を行いますが、通告はありませんので、質疑を終結します。

続いてお諮りします。

ただいま議題となっております議案第３５号については、会議規則第３６条第３項の規定により、常任委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

議案第３５号については、常任委員会への付託を省略することに決定しました。

次に、議案第３５号について討論を行いますが、通告はありませんので討論を終結し、議案第３

５号亀山市副市長の選任同意について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第３５号亀山市副市長の選任同意については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第３５、委員会提出議案第１号学童保育所へ通所する児童らの安全確保及び交通の円滑化のための横断歩道設置に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

伊藤彦太郎産業建設委員会委員長。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

ただいま上程をいただきました委員会提出議案第１号につきましては、産業建設委員会の委員会提出議案でございますので、委員長の私のほうから提案理由の説明をいたします。

それでは、委員会提出議案第１号学童保育所へ通所する児童らの安全確保及び交通の円滑化のための横断歩道設置に関する意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明といたします。

学童保育所へ通所する児童らの安全確保及び交通の円滑化のための横断歩道設置に関する意見書。

現在、本市の関小学校に通学する児童が利用する学童保育所「さくらクラブ」及び「すみれクラブ」には、全校児童の約半数に当たる１１７名が登録しており、児童にとって、放課後の居場所、重要な生活の場となっています。

しかしながら、当該施設へ通所する際に利用する亀山市役所関支所東側の交差点においては、児童が横断する際に危険な事例が見受けられるだけでなく、下校時間帯には歩行者の滞留や車両の円滑な通行が妨げられるなど渋滞や滞留が発生しています。

このような現状は、歩行者である児童の安全を脅かすのみならず、交通事故誘発のリスクを増大させており、一刻も早い対策が求められています。

児童が安全に、かつ安心して通行できる環境を整備することは、地域の安全の観点からも極めて重要であります。

よって、本市議会は、児童の生命を守るための安全確保及び円滑な車両通行のため、下記の措置を講じることを強く要望します。

記１．関小学校正門西側から関支所方面へ向かう地点に、速やかに横断歩道を設置すること。

２．県道四日市関線と市道関支所鷲山線が交差する地点において、視認性の向上や歩行空間の確保など安全対策を講じること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

以上、委員会提出議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡本公秀君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、委員会提出議案第１号について質疑を行いますが、通告はありませんので、質疑を終結します。

なお、委員会提出議案第１号については、会議規則第３６条第２項の規定により常任委員会への付託はしないことといたします。

次に、委員会提出議案第１号について討論を行いますが、通告はありませんので討論を終結し、委員会提出議案第１号学童保育所へ通所する児童らの安全確保及び交通の円滑化のための横断歩道設置に関する意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第１号学童保育所へ通所する児童らの安全確保及び交通の円滑化のための横断歩道設置に関する意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第３６、議員提出議案第１号米国・イスラエルによるイラン攻撃の即時停止と外交による平和解決を求める決議を議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

１１番　福沢美由紀議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

ただいま上程をいただきました議員提出議案第１号米国・イスラエルによるイラン攻撃の即時停止と外交による平和解決を求める決議について、決議の朗読をもって提案理由の説明をいたします。

米国・イスラエルによるイラン攻撃の即時停止と外交による平和解決を求める決議。

本市議会は、米国及びイスラエルによるイランへの軍事攻撃と、それに対するイランの報復攻撃に断固抗議します。この武力行使は、国連憲章や国際法を逸脱した暴挙にほかなりません。既に双方に多数の死傷者が出ており、罪のない子どもを含む多くの市民が犠牲になっています。また、攻撃直前まで続いていた外交協議を一方的に打ち切る形での軍事行動であり、平和的解決の機会を閉ざすものとして、許されることではありません。

イランによる報復攻撃も湾岸諸国に拡大しており、世界の平和と安定を脅かし、エネルギー供給や物価高騰などを通じて日本国民の生活にも重大な影響を及ぼしています。

また、イラン政府による自国民への弾圧は許されないことですが、軍事介入によって他国の政治体制を変更しようとすることは、国家主権と内政不干渉の原則に反するものであり、国際秩序を根底から崩壊させるものです。

今、求められるのは、軍事力ではなく、対話と外交による平和的解決であり、非核平和都市宣言の下世界の恒久平和を訴え続けてきた本市議会として、これ以上の犠牲は看過できません。

よって、本市議会は、アメリカ政府・イスラエル政府に対し抗議し、直ちに攻撃を中止し、交渉による平和的解決に立ち戻るよう強く要求いたします。

以上、議員提出議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡本公秀君）

提案理由の説明は終わりました。

これより、議員提出議案第１号について質疑を行いますが、通告はありませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

議員提出議案第１号については、会議規則第３６条第３項の規定により、常任委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

議員提出議案第１号については、常任委員会への付託を省略することに決定しました。

次に、議員提出議案第１号について討論を行いますが、通告はありませんので討論を終結し、議員提出議案第１号米国・イスラエルによるイラン攻撃の即時停止と外交による平和解決を求める決議について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議員提出議案第１号米国・イスラエルによるイラン攻撃の即時停止と外交による平和解決を求める決議は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次にお諮りします。

以上で、今期定例会の議事を全て議了いたしました。

議事を閉じ、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

したがって、令和８年３月亀山市議会定例会はこれをもって閉会します。

（午後　１時１８分　閉会）

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

令和８年３月２６日

議　　長　　岡　本　公　秀

２　番　　櫻　木　善　仁

１１　番　　福　沢　美由紀